# 倶舎論の原典解明

業品

舟橋一哉著

法藏館

# 目次


第一章　業……一
第一節　業論総説……一
第二節　身・語二業の自性……五
第三節　身・語の表業……五
第一項　表業に関する有部・正量部・勝論の主張……五
第二項　経量部の形色非実有論……三
第三項　経量部の表と無表……三
第四項　有部の表業論帰結……三
第四節　無表業……三
第一項　序説　経量部の仮有説……三
第二項　有部の実有論……三
第三項　経量部の破論……五
第四項　世親の帰結と毘婆沙師の正説……六
第五節　業と大種……六
第一項　表・無表の性としての大種……六

第二項　無表と大種との前後……七〇
第三項　業と大種との地的関係……七三
第四項　表・無表の類及びその大種……七六
第六節　表・無表の性・界・地分別……八三
第一項　三性門……八三
第二項　界地門……八五
第三項　無色界に無表がない理由……八六
第四項　特に表色の界地について……八九
第七節　三性の根拠……九四
第八節　二種の等起……一〇二
第九節　三種の無表……一一九
第十節　律儀……一二〇
第一項　律儀の種類……一二〇
第二項　別解脱律儀……一二三
第三項　優婆塞・近住・沙弥・比丘等の律儀の安立……一二七
第四項　別解脱律儀の異名……一二八
第五項　機根と律儀との関係……一三一
第六項　断律儀……一三四
第七項　意律儀と根律儀……一三七
第十一節　表・無表の成就……一三九

第一項　無表の成就……一三九
第二項　処中に住する者の成就……一四五
第三項　律儀・不律儀と処中の善悪……一四九
第四項　表業の成就……一四七
第五項　不律儀の異名……一五〇
第六項　表業成就と無表業成就との関係……一五一
第十二節　得戒の縁……一五四
第十三節　受戒に際しての戒の持続に対する要期……一五九
第一項　別解脱律儀……一五九
第二項　不律儀の期限……一六一
第十四節　近住律儀……一六四
第一項　近住戒の受け方……一六四
第二項　八支の具足……一六六
第三項　近住戒を受ける主体の資格……一七〇
第四項　発戒の時……一七二
第五項　律儀の三品の差別的基礎……一七九
第十五節　優婆塞の五戒……一八〇
第一項　三帰戒……一八〇
第二項　優婆塞律儀と邪婬……一八八
第三項　邪婬と受戒後の妻妾嫁娶……一八九

第四項　五戒と妄語・両舌等……一九一
第五項　優婆塞と遮罪……一九二
第十六節　律儀等の得……一九九
第一項　別解脱・静慮・無漏、三律儀の得し方……一九九
第二項　律儀の得の範囲と動機……二〇六
第三項　不律儀の得し方……二一三
第四項　経量部と毘婆沙師との律儀・不律儀の得に関する論難……二一六
第五項　不律儀等の無表を得する条件……二一九
第十七節　律儀・不律儀の捨……二二三
第一項　別解脱律儀の捨……二二三
第二項　定・道、二律儀の捨……二二三
第三項　不律儀の捨……二二五
第四項　処中の無表の捨……二二七
第五項　非色の捨……二二九
第十八節　三界・五趣の有情と善悪律儀の成就……二四一

第二章　経所説の諸業……二四五

第一節　三性業……二四五
第二節　福等の三業……二四七

第三節　順楽受等の三業……二五一
第四節　三時業……二六一
第一項　四業、五業、八業……二六一
第二項　四業の差別……二六四
第三項　三界・五趣の造業……二六五
第四項　特に中有の造業について……二六九
第五項　定受業の相……二七一
第六項　順現法受業……二七三
第七項　順現法受業の対象……二七六
第五節　心受業と身受業……二八〇
第六節　心狂業……二八二
第七節　曲・穢・濁の三業……二八九
第八節　黒等の四業……二九一
第一項　黒白の四業……二九一
第二項　無漏業と黒等三業との関係……二九五
第三項　黒等の四業に関する異説……二九八
第九節　三牟尼……三〇一
第十節　三清浄と三悪行……三〇三
第十一節　善・悪の十業道……三〇八

第三章　特に十業道について……三一〇
第一節　十業道と表・無表……三一〇
第一項　根本業道と表・無表……三一〇
第二項　加行及び後起と表・無表……三一三
第二節　加行・根本・後起とは何ぞ……三一四
第一項　三者の差別と意義……三一四
第二項　殺生業道と所殺生者の死時との関係……三一六
第三節　業道の三位と三根……三二一
第一項　三不善根と加行……三二一
第二項　三善根と三位……三二七
第三項　業道の究竟と三不善根……三二九
第四節　悪業道の処……三三〇
第五節　業道の主体と客体との関係……三三一
第一項　能殺者と所殺者とが同時に死んだ場合……三三一
第二項　主体が団体である場合……三三四
第六節　業道を成ずる相……三三五
第一項　殺生業道……三三五
第二項　偸盗業道……三四一

第三項　邪婬業道……三四三
第四項　妄語業道……三四五
第五項　その他の語の業道……三五七
第六項　貪・瞋・痴の業道……三六一
第七節　業道の名義……三六四
第八節　断善根と業道……三七〇
第九節　業道と意思の心所との交渉……三八五
第十節　業道の界・趣・処における成就と現行……三九六
第十一節　業道と果……四〇二
第十二節　附論　邪命……四一〇
第四章　業と果……四一五
第一節　有漏・無漏の業と五果……四一五
第二節　三性業と三性法との因果関係……四一九
第三節　三世の業と三世の法との因果関係……四三一
第四節　諸地の業と諸地の法との因果関係……四三五
第五節　三学業と三学法との因果関係……四四六
第六節　三断業と三断法との因果関係……四四九

第五章　論所説の諸業……四三一
第一節　応作等の三業……四三一
第二節　引業と満業……四三四
第一項　二業の相……四三四
第二項　二業の体……四三六
第三節　三障……四三八
第一項　三障の体相……四三八
第二項　三障と界趣……四四三
第六章　特に業障について……四四七
第一節　五無間業の体……四四七
第二節　傍論　破僧……四四八
第一項　破僧の体……四四八
第二項　能破の成就と時及び処……四五〇
第三項　破僧の縁……四五一
第四項　破僧の最少限とその洲……四五四
第五項　破法輪僧の無い時……四五六
第三節　逆罪の縁……四五九

第四節　加行不可転……四六五
第五節　重罪と大果……四六七
第六節　無間の同類……四七〇
第七節　三時の障……四七二
第八節　菩薩論……四七四
第一項　菩薩の相……四七四
第二項　菩薩修相の業……四七六
第三項　釈迦如来の供養仏……四八〇
第四項　釈迦如来より以前の諸仏……四八一
第五項　釈迦如来の六度修習……四八二
第七章　三の福業事……四八六
第一節　福業事の体……四八六
第二節　布施及びその果……四九〇
第三節　布施の目的……四九二
第四節　施果の別なる因……四九五
第一項　施主の別……四九五
第二項　財による別……四九七
第三項　田による別……四九八

第五節　最上の施福……五〇一
第六節　非聖福田と果の量……五〇三
第七節　業の軽重……五〇五
第一項　業の動機に基づいての軽重……五〇五
第二項　因としての完全・不完全に基づく軽重……五〇七
第八節　制多に施す福徳……五一一
第九節　施業の果は心に依存する……五一五
第十節　戒類の福業事……五一七
第十一節　修類の福業事……五二一
第十二節　戒・修、二福業事の果……五二三
第十三節　梵福……五二四
第十四節　法施……五二七
第十五節　順三分の善……五二八
第八章　業品余論……五三〇
第一節　書・印・算・文・数の自体……五三〇
第二節　諸法の異名……五三二
あとがき・索引（邦語・サンスクリット語）

# 倶舎論の原典解明

業品

# 凡例

一、底本は、倶舎論の方は P. Pradhan(ed.): Abhidharma-kośa-bhāṣya of Vasubandhu, Patna, 1967. であり、称友疏の方は U. Wogihara (ed.): Sphuṭārthā Abhidharma-kośa-vyākhyā, the work of Yaśomitra, Tokyo, 1934. であって、ともに S.D. Shastri(ed.), Abhidharma-kośa & Bhāṣya of ācārya Vasubandhu with Sphuṭārthā Commentary of ācārya Yaśomitra, Varanasi 1971. を参照した。それぞれ「プラダン本」「荻原本」「シャーストリ本」と略称する。

一、チベット訳は、原則として北京版によった。デルゲ版を参照したときは、そのことを明記した。

一、漢訳は、大正大蔵経により、典籍名の下の数字は巻数である。従って『倶舎論』一五は、倶舎論巻一五であり、その次に大正大蔵経の巻数と頁数と、上中下段の区別をａｂｃで示した。

一、文中、サイド・ラインをつけた部分は、倶舎論ではその文章が称友疏に引用されていることを示し、称友疏では、その部分が倶舎論からの引用であることを示す。従って両者は原則としては一致するはずである。

一、偈の番号はプラダン本による。荻原本は玄奘訳によっているので、一致しない場合がある。そのような場合、荻原本の番号をやめて、プラダン本の番号に改めた。従って荻原本は、各節の初めに玄奘訳による偈の番号を掲げているが、それらをすべて削除した。

一、章・節・項の分け方は、原則として国訳大蔵経（国民文庫刊行会）所収の倶舎論によった。しかし少しく直した部分もある。

一、「平川索引」とあるのは、平川彰等共著『倶舎論索引』第一部（大蔵出版発行）のことで、その書物の巻末に付せられたプラダン本の正誤表を指す。

一、文中〔　〕に入れた文章は、原文にはなくて、説明のために補ったもの。

# 世親造　阿毘達磨倶舎論　業品

## 称友造　阿毘達磨倶舎論明瞭義釈　業品

### 第一章　業

#### 第一節　業論総説

梵文一九二頁三行
オーン、仏に敬礼します。

さて、有情〔世間〕と器〔世間〕とには多くの種類があって、種々様々であるという、このことは已に説かれたが、其〔種々様々であること〕は何によって造られたのか。実に何によって〔造られて〕も、覚知(1)（buddhi）を先きとして造られたものではない。それではどうであるか。諸の有情の

業から世間の種々様々であることが生じたのである。

もし業から生じたのであるならば、何故に、諸の有情の諸業によって、鬱金（kuṅkuma）と栴檀

(candana) 等は、より愛楽すべきものとして生ずるのに、彼等〔有情〕の依身はそうではないのか。まさしくそ[2]のような種類のそれら諸業を雑ぜて (vyāmiśra) 造った諸の有情にとっては、瘡の如き其〔れら有情〕の諸の身と、それの反対である愛楽すべき諸の財物とが生ずるのに、これに反して、雑ぜないで造った諸天にとっては、両方とも愛楽すべきものである。

それでは、その業とは何であるか、というならば、曰く、

それは意思 (cetānā)〔業〕と

及び其〔意思〕によって造られた〔業〕(tat-kṛta) とである。

経[3]中に「業は二である。意思業と及び意思已〔cetayitvā 業〕とである」と説かれている。その意思已〔業〕なるものは、また意思によって造られたものである。そのようなこれら二業は三となる。身〔業〕と語〔業〕と意業とである。これらの諸業はどのようにして建てられるか。所依という点からであるか、または自性という点からであるか、或は等起 (samutthāna) という点からであるか。もし所依という点からであるならば、一切〔の業〕は身を所依とするから、一の身業となるであろう。もし自性という点からであるならば、語は業を自性とするから、一の語業となるであろう。もし等起という点からであるならば、一切〔の業〕は意によって等起せられたものであるから、一の意業となるであろう。毘婆沙師たちは「順次に三因によって三を〔建てる〕」と〔いう〕。更に

その中で

意思は意業である。

意思は意業である、と知るべきである。

其〔意思〕から生じた〔業〕は、

語〔業〕と身業とである。（一偈）

意思から生じた其〔業〕で、「意思已業」と説かれたところのものは、身〔業〕と語業とである、と知るべきである。

**称友疏**

梵文三四五頁一行

外道の誤った理解によって疑を生じた者が「さてこのことは云云」と問うのである。その中で、有情〔世間〕が種々様々であるのは、〔三〕界と〔五〕趣と〔四〕生等の区別によってであり、器〔世間〕が種々様々であるのは、妙高山と〔四〕洲等の区別によってである。雑ぜて造った諸〔の有情〕にとっては、とは、善〔業〕と不善業とを造った諸〔の有情〕にとっては、である。それでは、何故に彼等の依身は愛楽すべきものではないのに、これに反して諸の財物は愛楽すべきものであるのか、というならば、またこのようであるときに〔初めて〕対境を受用することが可能なのである。何となれば、もし依身が愛楽すべきものであったならば、何の対治(4)のために、愛楽すべき対境を受用するであろうか。雑ぜない

で造った諸〔天〕にとってはとは、色界繋の諸〔天〕にとっては、である。欲界繋の諸天であっても、雑ぜないで造った者に等しい諸〔天〕は、依身と対境とが愛楽すべきものである。愛楽すべきものであることの因である二業[5]を造っているからである。

及び意思已〔業〕ととは、及び「このようにこれを造ろう」と〔故思しての業〕である。もし自性という点からであるならば一の語業〔となる〕とは、語がそのまま業であるからである。これに反して、他の〔身・意の〕二は業ではない。身による〔業〕が、或は身の有する業が身業であり、意業も同様であるから、〔これら身・意の二は〕自性という点からは業ではない。三因によってとは、所依という点からと、自性という点からと、及び等起という点からと〔の三〕である。三をとは、身・語・意の〔三〕業を、である。〔即ち〕所依という点からは身業である。身を所依とする業が身業といわれるのである。自性という点からは語業である。語がそのまま〔語〕業[6]といわれるのである。等起という点からは意業である。〔意業は〕意より等起したものであるからである。

註(1)　「覚知」とは創造神の知解であって、外道の立てる大梵天・大自在天などが、「世間を創造しよう」と判断することをいう。

(2)　平川索引のように、プラダン本には evaṁjātiyāti とあるが、シャーストリ本によって evaṁjātiyāni と訂正する。「そのような種類の」とは、瘡の如き身を引くにふさわしい不善業と、愛楽すべき財物を引くにふさわしい善業とを指すのであろう。なおチベット訳は「雑ぜて造った諸の有情の、まさしくそのような種類のそれら諸業によって」と訳している。

(3)　『中阿含』一一一経。『増支部』六・六三参照。

(4) 荻原本の pratikārasya visayo を、シャーストリ本に拠って pratikārāya ramya-visayo と訂正する。

(5) 二業とは、依身を引く業と、対境を引く業との二業であろう。

(6) 括弧の中はチベット訳から補った。

## 第二節　身・語二業の自性

梵文一九二頁一九行
けれどもそれらは表と無表とである。

けれどもそれら身と語との〔二〕業は、それぞれに表と無表とを自性とするものである、と知るべきである。

## 第三節　身・語の表業

### 第一項　表業に関する有部・正量部・勝論の主張

梵文一九二頁二〇行
けれどもその中で

身表は形〔色〕であると認められる。

心の力によって、身がそれぞれの場合に応じて（tathā tathā）形色を起す、〔その形色が〕身表で

ある。他の人びとは「動くことである」と〔いう〕。「何となれば、前に向って進んでいる者には身業があるが、前に向って進んでいない者には〔身業が〕ないからである、」と。彼等に対して〔次のように〕言う。

〔身表は〕（梵文一九三頁一行）動くことではない。

有為は刹那滅（kṣaṇika）であるからである。

ここに「刹那」と言われるものは何か。実体（ātman）を獲て無間に滅するものである。其〔刹那〕を有するものであるから、刹那滅である。杖を有する者、の如くである。まことに、すべての有為は実体を獲てより以後は存在しないから、生じたその同じ所において滅亡する。其〔有為〕が他の場所に移動することは道理に合わない。それ故に、身業は動くことではない。

若し、すべて〔の有為〕は刹那滅である、ということが一般に認められるならば、そのことはその通りであるだろう。

それは全く一般に認められてある、と知れ。

何によって〔知る〕か。

有為は必ず

滅尽するからである。（二偈）

何となれば、諸の存在するものが滅するのは、因に由らないからである。

何故であるか。

その理由は、果に対するものとして因が有るのに、しかも滅は非存在である。凡そ存在しないところのものに対して、何を為すことができるであろうか。このような因に由らないその滅が、若し存在するものが生じたばかりのときに無いならば、後にも亦無いであろう。存在するものは〔前後を通じて〕等しいからである。もし[1]「変異したのである」〔というならば〕、其〔存在するもの〕がそれ自らのままで変異することは、道理に合わない。何となれば、其れはそれ自らであって相は其れとは異る、というのは道理に合わないからである。

薪等は、火等と合することに由って滅することが、現に見られてあるが、而も見られたより最勝なる量（pramāṇa）はない。だから、すべての存在するものの滅が、因に由らないのではない。

先ずあなたは「薪等が火等と合することに由って滅するのを〔私は〕見る」と、どのようにして考えますか。

〔其[2]『火』があるときには〕それら〔薪等〕は再び顕われないからである。

先ず、このことは〔更に〕よく考えてみなくてはならない。薪等は火と合することによって滅して、それ故に見えないのであるか。或はまた、自ら滅して〔次の〕他のものが再び生じないので、

それ故に見えないのであるか。例えば、風と合することによって灯火が〔滅し〕、手と合することによって鈴の音が〔滅するが〕如くであるか、と。それ故に、この意味は比量によって論証せられるべきである。

それではこのことについての比量とは何か。

先ず〔先きに〕、「非存在は果ではないからである」と説かれた。更に

因なくしては如何なるものの〔滅〕も
ないことになるであろう。

若しも因を共有することに由って（-sāmānyāt）滅があるならば、如何なるものの〔滅〕も、あたかも生ずることの如くに、無因ではないことになるであろう。ところが、覚知（buddhi）と音声と灯焔（arcis）とである刹那滅なるものの滅は、因に由らないことが見られてあるから、此〔薪等の滅〕も因を待たない。

けれども或る者が「他の覚知によって〔此の〕覚知の滅があり、他の音声によって〔此の〕音声の〔滅〕がある」と考えるならば、それは合理的ではない。〔二つの〕覚知が倶に会することはないからである。何となれば、疑惑[3]の智と決定〔の智〕とが、楽と苦とが、或は貪と瞋とが倶に会することは、合理的ではないからである。また、もし明了なる覚知と音声との直後に、不明了なる覚

知と音声とが起るときは、どうして不明了なる同じ種類に属する法が、それより明了な〔法〕を害するであろうか。また最後〔の覚知と音声との二〕については、どのようにして〔滅する〕か。

(4) また或る者が、諸の灯焔が滅するのは止住することの因が存在しないからであり、或は法と非法との力によってである、と考えるならば、それも亦合理的ではない。何となれば、存在しないものは因であることに適さないからである。また生ずることと滅することとの因である法と非法とが、(5) 刹那刹那に働きを獲たもの〔であり、また働きを〕妨げられたものであることは適当でない。またこのような〔形で存在するものの、滅することの〕因を考察することは、すべての有為についてこれを為すことが可能であるから、論争の必要はなくなった。

梵文一九四頁一行 またもし、薪等が滅するのは火等と合することを因とするのであるならば、そのようであるときには、燃焼から生じた(pākaja)諸の性質について、燃焼と極燃焼と最極燃焼とが生ずる中において

〔生〕因がまた滅せしめるものにもなるだろう。

〔生〕因がまたそのまま滅せしめるものにもなるだろう。どうしてであるか。草等の火と結合することに由って、(6) 燃焼から生じた諸の性質が起る。〔(7) その、火と結合すること〕それ自らより、或はそれと等しいものより、更に燃焼と極燃焼と最極燃焼とが起ったときに、それら〔燃焼等〕が滅するから、〔生〕因がそのままそれら〔燃焼等〕を滅せしめるものとなるだろう。或は〔滅せしめ

るものが、生〔因と区別のないものと〔なるだろう〕。そして〔一般的に〕「凡そ、それ自らより、或はそれと等しいものより、これらが起るときに、それ自らより、またそれと等しいものより、かえってこれらが滅する」ということは合理的ではない。

ともあれ、特殊な諸の火焔については、因の差別の設定（kalpanā）を想定（parikalpa）することができるであろうが、しかし灰汁（kṣāra）と雪と酢（śukta）と太陽と水と土との結合によって、燃焼から生じた或る特殊〔な状態〕が起った場合には、どのような〔因の差別の〕設定を想定することができようか。

もしそのようであるならば、水が煮られて尽きるという場合、火と合することはどのような〔働き〕を為すか。

〔火と合することの〕威力に由って、〔火の成分である〕火界[8]を増大せしめ、其の威力に由って、水聚（āpāṁ saṁghāta）は次第に減少して生じ、乃至、極めて減少せる状態に至り、最後には再び相続を相続せしめない。これが、この場合における火と合することの作用である。それ故に、諸の存在するものが滅するための因はない。そうではなくて、〔諸の存在するものは〕壊れやすいものであるから、全く自ら滅する。〔即ち〕生ずるや否や、直ちに滅する。以上〔の理由〕によって、これら〔諸の存在するもの〕は、刹那に滅するものであることが論証せられた。そして刹那に滅する

ものであるから、動くということは存在しない。けれども、他の諸の場所において連続して生ずるとき、「動く」という増上慢がある。草〔を焼く〕火焔と同じである。そして「動く」ということは存在しないから、「身表は形〔色〕である」ということが論証せられた。

**称友疏**

梵文三四五頁一六行

他の人びとは「動くことである」と〔いう〕とは、犢子部の人びと（Vātsīputrīyāḥ）である。実体を獲て無間に滅するものであるとは、「等無間の刹那に滅するが刹那である」という、言葉の語原的解釈(9)（nirukti）に関する規定（vidhi）によって、実体を獲て無間に滅するものが、「刹那」という言葉によって呼ばれるのである。或はまた、刹那とは時の極限である。自らの位置にある其〔刹那〕を有するものであるから、刹那滅である。「〔有(10)する、という意味を表わすのに〕a で終る語幹には、in または ika を附す」とあるから、ika という語尾を加えたのである。有為は必ず

滅尽するからである

とは、生起の直後に滅する形体のものであって、心・心所の如くである。何となれば、諸の存在するものが滅するのは、因に由らないからであるとは、因がなくて存在するもの（akasmād-bhava）が因に由らないもの（ākasmika）である。無因なるもの（a-hetuka）、という意味である。そしてこれについての論証式（sādhana 能立）は〔次の如くである〕。滅は無因である。存在しないものであるからである。〔例

えば〕徹底的に存在しないものの如くである〔と〕。薪等は云云〔乃至〕現に見られてあるという中で、「等」という語によっては色等が含まれる。（梵文三四六頁一行）火と合することに由って滅することが見られてあるとは、特質（dharma 法）の本来的な相（svarūpa）とは逆なものが、現量という観点から出て来た、といって〔「滅は無因である」という〕命題のもつ過失を示すのである。それ故にこそ「而も見られたより最勝なる量はない」と言ったのである。現量よりも最も勝れた量はない、という意味である。

軌範師〔世親〕は、他の人びとにとって〔これは〕現量であるというのは増上慢であることを示そうとして、「先ずあなたは云云〔乃至〕どのようにして考えますか」と言ったのである。何となれば、薪等が滅するのは、色等の如く、現量よりしては認知せられないからである。彼等非刹那滅論者（a-kṣaṇi-ka-vādin）は〔答えて〕曰く「それら〔薪等〕は再び顕われないからである」と。それら薪等は顕われないからである。かくて、次のように比量よりしての論証がある、と示すのである。〔即ち〕薪等が滅するのは火と合することを因とする。其〔火と合すること〕が存在するときに、〔薪等の滅が〕あるからである。もし此が存在するときに彼があるならば、彼は此を因とする。例えば、種が存在するときにあるであろう芽の如くである。先ず、このことは〔更に〕よく考えてみなくてはならないとは、〔このことは〕決定的なものではないということを述べるのである。何となれば、此が存在するときに彼の滅があるならば、彼〔の滅〕は此を因とする、とは〔言え〕ないからである。その理由は、風と合する

ことに至ったとき、灯火の滅があっても、彼の滅は風と合することによって造られたのではないからである。何となれば、灯火は刹那滅であるということは〔自他ともに〕認められているから、〔灯火の〕滅は因に由らない、と認容せられるからである。まことに、彼の灯火は生じて〔直ちに〕滅したのであるから、自ら滅したのである。風に妨げられて他〔の灯火〕が〔再び〕生じないので、〔灯火が〕見えないのであって、彼〔風〕によって滅したから〔見えないの〕ではない。同じように、鈴の音も刹那滅であると認容せられる。そして、手と合することに至ったとき鈴の音が滅しても、其〔鈴の音の滅〕は、彼〔手と合すること〕によって造られたのではない。何となれば、鈴の音は刹那滅であるから、自ら滅したのである。彼〔手〕に妨げられたことによって、他〔の鈴の音〕が〔再び〕生じないとき、〔鈴の音〕が現われないのであって、彼〔手〕によって滅したから〔現われないの〕ではない。それ故に、この意味は比量によって論証せられるべきであって、現量によって已に論証ずみではない、という趣旨である。それ故に、此が存在するとき彼の何等かの滅があるならば、彼〔滅〕は此によって造られたものである、というこのことは決定的ではない。それではこのことについての比量とは何かとは、このことについての、〔即ち〕「滅は無因である」というこの意味についての、比量とは何か、というのである。先ず〔先きに〕「非存在は果ではないからである」と説かれたとは、滅は無因である、果ではないからである、〔例えば〕虚空の如くである。また、此〔滅〕は果ではない、非存在を自性とするからである、

〔例えば〕徹底的に存在しないものの如くである〔と説かれた〕。

因なくしては如何なるものの〔滅〕も
ない〔ことになるであろう〕

とは、因に由らなくては、如何なるものの〔滅〕もない〔ことになるであろう〕、という意味である。あたかも生ずることの如くにとは、逆の例証である。〔即ち〕生ずることは自体を獲ることを相とし、必ず有因であって無因ではないが、滅(iii)も亦其〔生ずること〕と等しいことになるであろう〔というのである〕。ところがそのようではない。どうしてであるか、というならば、「ところが、覚知と音声と灯焔とである刹那滅なるものの滅は、因に由らないことが見られてある」〔と〕言ったのである。それで、このようにして特質（dharma 法）の本来的な相（svarūpa）とは逆なものが、比量〔という観点 -dvāra-〕から出て来たのである。〔実には〕薪等の滅するのは因に由らない、滅を自性とするものであるからである、覚知等が滅するが如くである、と。

けれども或る者が考えるならばとは、諸の勝論師（Vaiśeṣikāḥ）が、である。已に生じた後の覚知によって前の覚知が滅せられる。けれども前の覚知によっては〔更にその前の〕他の覚知が滅せられる。音声も亦同じように説かれるべきである。〔難じて〕曰く、これは合理的ではない。何故であるか。〔二つの〕覚知が倶に会することはないからである。同時に存在することはないからである、という意味で

ある。まことに、滅せられるべきものは存在しないのに、因がそれを滅する、ということはない。「〔二つの〕覚知が倶に会することはない」と、どうして理解せられるか、というならば、それ故に「何となれば、疑惑の智と決定〔の智〕とが倶に会することは、(02)合理的ではないからである云云」と言ったのである。(梵文三四七頁一行)「疑惑の智がある時には決定の智はないし、決定の智がある時には疑惑の智はない」という、このことは、〔難者〕自らも了解せられるべきである。同じように、楽と苦とが、また貪と瞋とが、倶に会することはない、というように道理に順って説かれるべきである。そして、相い矛盾せる〔二つ〕が倶に会することがないが如く、同じように、相い矛盾しない〔二つの〕智も亦、倶に会することはない、というのである。またもし云云とは、そこで「倶に会することがあるかも知れない」という、このようなことになっても、不明了なる覚知と音声とが、明了なる〔二つ〕を滅することはないであろう。同じ種類に属するもので弱力であるからである。何となれば、同じ種類に属するもので、弱力なるものが強力なるものを滅するところを見た、ということはないからである。けれども、同じ〔種類に属するもの〕でなければ、弱力なるものでも滅することはある。例えば、水が火を〔滅するが〕如くである。

また或る者が諸の灯焔には止住することの因が存在しないからというように〔説かれた〕この因が、上座世親（sthavira-Vasubandhu）等によって、「諸の存在するものには、止住することの因が存在しないから、滅するのである」というように説かれたのである。それもまた合理的ではない。何となれば、

存在しないものは因であることに適さないからである。或は法と非法との力によってとは、勝論師が〔説くの〕である。それに返答して「また生ずることと滅することの因である〔云云、乃至適当〕ではない」と言ったのである。〔生[13]ずることと滅することとの因である法と、及び〕生ずることと滅することの因である非法とが、である。刹那刹那にとは、真正なる（mukhya）刹那においてであって、仮設の（aupacārika）刹那においてではない、という意味である。或はまた刹那刹那に（kṣaṇe kṣaṇa eva）とは、刹那刹那に（kṣaṇe kṣaṇa eva）という意味である。働きを獲たもの〔であり、また働きを〕妨げられたもの〔と〕は、働きを獲たものと及び働きを妨げられたものとであって、刹那刹那に〔そのようなもので〕あることは適当でない。どうしてであるか。灯焔が生じたとき、或る者にとって、〔例えば〕チャーイトラ[14]或はマーイトラにとって利益があるならば、其の者にとって働きを獲た法があって、其〔灯焔〕を生ぜしめたのであるから、このような〔法〕は生ずることの因である。もし、其〔灯焔〕の滅が暗黒の分位において、彼に利益を与えるならば、〔その場合の法は〕滅することの因でもある。非法についても亦同様である。〔即ち〕灯焔が生じたとき、或る者にとって損害があるならば、其の者にとって働きを獲た非法があって、其〔灯焔〕を生[15]ぜしめたのである〔から、このような非法は生ずることの因である。〕もし、其〔灯焔〕の滅が暗黒の分位において、彼に亦損害を与えるならば、〔その場合の非法は〕滅することの因でもある。こうして、〔法と非法との〕それら〔二の生因〕が、働きを獲るに

由って、諸の灯焔が生じ、またそれら〔二の滅因〕が働きを獲ることを妨げられたときには、同じそれら〔二の滅因〕によって、その同じ刹那に、それら〔灯焔〕の滅することはないから、〔灯焔が生じている間は〕刹那刹那に〔法と非法との〕二が、働きを獲たもの〔であり、また働きを〕妨げられたものであるということ〔になるが、それ〕は、理に応じない。またこのような〔形で存在するものの滅することの〕因を考察することは云云、〔乃至〕可能であるとは、「法と非法とによって滅する」という因の考察は、すべての有為について〔即ち〕二微より成れるもの（dvyaṇuka）等の無常なる色等と、及び業について、これを為すことが可能である。それ故に、「火と合することに由って薪等は滅する云云」というこれは、説かれるべきではない。また同じ理由から、すべての有為が刹那滅であることが、証明せられた。法と非法とは、其〔薪等〕を滅するのに、他の因を待たないからである。だから、論争の必要はなくなった。

〔その、火と結合すること〕それ自らより、或はそれと等しいものよりとは、もし、火と合することが瓶の青黒い状態を滅して赤い状態を生ぜしめ、其の同じ〔火と合する〕ことが赤い状態を滅して、もっと赤い状態を生ぜしめる、と考えるならば、〔生〕因がそのまま滅せしめるものとなるであろう。また次に、諸の火焔は刹那滅であるから、彼〔火〕と合することは、生ぜしめる場合と滅せしめる場合とは相互に異なる、と考えるなら、滅せしめるものが〔生〕因と区別のないものとなるであろうが、しかし

(16) 梵文三四八頁一行

〔それは〕合理的ではない、というようにすべてが〔説かれる〕。

ともあれまた、諸の火焔は刹那滅であるから、特殊な諸の火焔については、諸の勝論師は「生ぜしめる〔火焔〕と滅せしめる〔火焔〕とはそれぞれ別である」というように、因の差別についての設定を想定することができるであろうが、しかし、灰汁、乃至、土との結合によって、燃焼から生じた或る特殊〔な状態〕が起った場合には、どのような〔因の差別の〕設定を想定することができようか。何となれば、彼等〔勝論師〕にとって灰汁等は刹那滅ではないから、そこにおいては、〔生〕因がそのまま滅せしめるものとなるであろうからである。

もしそのようであるならば、火が云云とは、もし火と合するときにも水が滅しないならば、もしそのようであるならば、どうして水が煮られて尽きるか、という趣旨（abhiprāya）である。

火界(17)をとは、其〔水〕と離れないでいる〔火界〕を増大せしめるのである。其の威力に由って、水聚は次第に減少して生じとは、殊勝なる因から殊勝なる果が〔生ずる〕が故に、次第に益々減少して生じ、乃至、極めて減少せる状態に至り、最後には再び相続を相続せしめない。果を造らない(18)のであって、非存在を造るのではない、という意味である。壊れやすいものであるから云云とは、壊れる性質（sīla）のものであるから、自ら滅して、他のものによって滅することが生じたのではない。生ずるや否や直ちに、〔即ち〕一刹那の間自体を獲て、存在しつつ〔即ち〕有りつつ、滅する。草〔を焼く〕火焔と同じ

であるとは、譬えば、草〔を焼く〕火焔は刹那滅ではあっても、他の諸の場所において連続して生ずるとき、「草を焼く」という火焔が動〔いて行〕く、といって、「動く」という増上慢がある、それと同じである。そして論証式は〔次の通りである〕。他の場所において連続して生じつつある、色等の諸の存在するものは、動くということの無いものである。刹那滅であるからである。草〔を焼く〕火焔と同じである。「身表は形〔色〕である」というのは、毘婆沙師（Vaibhāśika）の説である。

注(1) 有部が「有為法は刹那滅であって、生ずるや否や直ちに滅する」と説くのに対して、犢子部〔正量部〕では、粗なる色法などは数刹那暫住すると説く。それで有部が「もし有為法が生じた無間に滅しないならば、数刹那暫住した後にも滅しないであろう。数刹那後の法は数刹那前の法と等しいからである」と難じたのに対して、犢子部〔正量部〕では「例えば、甲という法がいつまでも甲としてあるのではない。甲は数刹那暫住して、乙という法に変異する。それから滅するのであるから、数刹那を隔てて前後の法は別の法である」と答える。それに対して有部は次のように難ずる。「それは正しくない。甲なる法が幾らかの刹那暫住するとき、前の刹那も後の刹那も同じ甲なのであって、甲が後の刹那に変異して乙になるということは道理に合わない。自性としては害せられていないからである。何となれば、『甲なる法は前後の刹那を通じて体の上では同じ甲であって、相だけが異なる』と考えてみても、それは道理に合わないからである。相が異なるということは、〔体が〕異なることがないときには、有り得ないからである。（側線を施した部分は安慧疏・満増疏の文章）玄奘訳は「此に即して而も異有りと名づくべからず。此に即して相のみ異るは、理必ず然らざればなり」と読むべきか。

(2) 括弧の中はチベット訳に拠って補った。

(3) 玄奘訳を見ると「疑と智、苦と楽、貪と瞋とは、それぞれ自相が相違するものであって、倶なることはない」と言っている。

この自相相違は玄奘訳にあるだけで、他にはない。あっても誤りではないが、しかしここは、自相が相違しているから、という理由によつて、倶なることがない、ということを主張しようとしているのではなくて、自相の相違している二は倶なることはない、ということを例喩として、自相の相違しない二つの覚知と二つの音声も亦倶なることはない、ということを証明しようとしているのである。

(4)『称友疏』の梵本は、これを上座世親〔いわゆる古世親?〕等を指すものとしているけれども、同チベット訳はこれを上座世友（Vasumitra）等とし、安慧と満増とは軌範師室利羅多（Śrīlāta）としている。但し「或は」以下は勝論の説である。〔称友〕

(5) ここに説かれていることを『称友疏』によって理解すれば、凡そ次のようになるであろう。灯焔は読書家にとっては有益であるから法であり、盗人にとっては有害であるから非法である。そしてこのような法と非法とが作用して灯焔が生じているのであるから、この場合は法も非法も灯焔の生ずる因である。ところが灯焔の滅した闇黒は、盗人にとっては法であり、読書家にとっては非法である。このような法と非法とが働きを妨げられたとき、灯焔が生ずる。従って、前の刹那では法と非法とが働きを獲て灯焔が生じ、次の刹那では法と非法とが働きを妨げられて灯焔が生ずることになるが、それは不合理だというのである。

(6) プラダン本の -saṃbandha を、シャーストリ本によって -saṃbandhād と訂正する。

(7)『光記』は、以下の文章（玄奘訳では「或即或似」以下に相当する）を「救の義」を述べるものとして切って理解しており、『国訳』の脚註もこれに順っているが、正しくない。一連の文章である。梵文『倶舎論』と『称友疏』とチベット訳『倶舎論』とは『宝疏』にほぼ一致して、『光記』とは一致しない。即ち次のように理解すべきである。「それ自らより」というのは、極燃焼を生ぜしめるものと、燃焼を滅せしめるものとは、同一なる「火と結合すること」であり、最極燃焼を生ぜしめるものと、極燃焼を滅せしめるものとも亦、同一なる「火と結合すること」である、と見る見方であり、「それと等しいものより」というのは、火は刹那滅であるからそれらは相互に異なれるものではあるが、相似している、と見る見方である。前者の見方に立てば、

生因の体が即ち滅因となり、後者の見方に立てば、生因と滅因との区別が立たないことになる、と言ってこの説を非難しているのである。玄奘訳と『光記』とが、「下熟を生ずる因が即ち下熟を滅す等」を「即」の計（前者の見方）と見たのは誤りであろう。これは玄奘訳にのみある文章である。従って玄奘訳の「生二下中一因」は「生二中上一因」と訂正すべきであろう。

(8) 『国訳大蔵経』『一切経』のこの文章に対する脚註において、最後のところ「故に水聚を滅せしむるは」以下は、『法宣師の講義』（巻五・二三頁～四頁）に拠ったものらしいが、蛇足である。いまは有為法の滅することを法体恒有の立場に立って論じているのであるから、これがあると、常識の立場が混入して来て、立場の混乱を来すことになる。「換言せば水自身の力なり（最後の句）」は宜しい。法体恒有の立場に立って言えば、「事火（即ち現象的存在としての具体的な火）は勿論のこと、「水の成分たる火界」といえども、已に生じたる（即ち未来の分位より現在の分位に生じ来れる）水聚を、滅せしめる力は有り得ないからである。

(9) 荻原本脚註のように梵文を訂正する。但し -anantara- を -samanantara- とする。

(10) バーニニ文典五・二・一一五参照。

(11) 荻原本脚註のように梵文を訂正する。

(12) 荻原本の yukta-sama- をシャーストリ本によって yuktaṁ sama- と訂正する。

(13) 括弧の中はチベット訳によって補った。

(14) チャーイトラ・マーイトラとは、太郎・次郎というに同じ。

(15) 荻原本の utpadayati は utpadayati の誤。

(16) チベット訳によって梵文の否定語 a を削除する。従って tayoḥ prati- となる。

(17) 梵文 tejo-dhātur を、『倶舎論』によって tejo-dhātuṁ と訂正する。

(18) 梵文には否定の語 na を欠いているが、チベット訳によって補った。

## 第二項　経量部の形色非実有論

経量部の人たち（梵文一九四頁一四行 Sautrāntikāḥ）は「形〔色〕は実体としては存在しない」と〔いう〕。何となれば、顕〔色〕が一方の面を有するものにおいてより多く生じたとき、「長色である」と仮立し、その同じ〔顕色〕と比較して、より少く〔生じた〕とき、「短〔色〕である」と〔仮立し〕、四方により多く〔生じた〕とき、四角形であると〔仮立し〕、すべてにわたって平等に〔生じた〕とき、円形であると〔仮立する〕からである。〔他の〕すべても同様である。例えば、火薪が一の方向においてそれぞれ他の場所に連続して速かに見られるとき、「長い」と確認せられ、全体にわたって見られるとき、「輪である」と〔確認せられるが〕、しかし実は別の種類の形〔色〕は存在しない、が如くである。何となれば、若し〔形色が別の種類のものとして〕存在するならば、

二〔根〕によって把握せられるべきものとなるであろう。

何となれば、眼によって見て「長い」と思い定め、身根によって触れても亦〔長いと思い定める〕から、此〔形色〕が二〔根〕によって認取せられることに立ち至るであろう。ところが、色処が二〔根〕によって認取せられることはない、からである。或は[1]、例えば所触において長等が認取せられるが如く、顕〔色〕においても同様である、と想定せよ。

其〔形色〕については、所触と倶にはたらくが故に、ただ記憶がよみがえるのみであって、これ[2]

に反して直接的に認取するのではない。例えば、火の色を見て、其〔火〕の熱さについての記憶がよみがえり、また花の香を嗅いで、その色彩について〔の記憶がよみがえる〕が如くである、と。

此〔火〕については、相い離れていないから、之によって彼の記憶がよみがえることは合理的である。けれども、所触はどのような〔所触〕であっても、何れかの形〔色〕において決定せられていて、それ故に、其〔形色〕についての記憶が必ずよみがえるであろう、ということはない。もし、必ず倶にはたらくということはなくても、必ず形〔色〕の記憶がよみがえると仮定するならば、顕〔色〕について〔の記憶〕も亦〔必ずよみがえる〕はずである。或は、顕〔色〕と同じように形〔色〕についても亦、必ず〔記憶がよみがえる〕とは限らないことになるであろう。けれども〔実際は〕そのようではない。〔だから〕所触によって此〔形色〕の記憶がよみがえるということは、合理的ではない。或は画のある敷物（citrāstaraṇa）にはたくさんの形[13]〔色〕が見られるから、多く〔の形色〕が一処に合することになるであろう。けれどもそれは不合理である。顕〔色の場合〕と同じである。それ故に形〔色〕は実体としては存在しない。

（梵文一九五頁一行）

更にまた、何等かの有対碍（sa-pratigha）の色が存在するときには、其〔有対碍の色〕は必ず極微として存在するのに

それはまた微（aṇu）としてあるのではない。

また長等の形〔色〕は極微として存在するのではない。それ故に、多く〔の極微〕が一定の状態で排列されているときにのみ、長等を仮立するのである。[4]もし、形〔色〕の極微そのものが、一定の状態で排列されているとき、長等の名を有するものとなる、と考えたとしよう。そのようなことは、ただ単に朋党に堕せるものに過ぎない。それら〔形色の極微〕は、〔その存在が〕実証されていないからである。何となれば、その自相（sva-lakṣaṇa）が実証せられているものについては、それらの集合は理に応ずるけれども、形〔色〕の諸の部分（avayava）については、顕〔色〕等の如くには、自性（svabhāva）が実証せられていないから、どうしてそれら〔形色の極微〕の集合があろうか。

[5]もしそのようであるならば、諸の土器について、顕〔相〕には差別がないが、しかし形〔相〕には差別があることが見られるのは、〔どうしてであるか〕。

また已に説かれたではないか。「[6]顕〔色〕が或る一定の状態で排列されているとき、長等の名が仮立せられる」と。また、譬えば蟻等には差異はないけれども、行列と輪等の差異が仮立せられるが如く、形〔色〕についても亦その如くである。もしそのようであるならば、[7]闇の中では或は遠くからでは、杭等の顕〔色〕を見ない者も、〔杭等の〕長さ等を見るのは〔どうしてであるか。〕彼等はその場所に不明瞭な顕〔色〕のみを見て、長等であると虚妄に想定する。行列と軍団とを虚妄に

想定するのと同じである。そしてこのことは必ずそのようである。時には区別を確認しないままのこともあるのは、「[8]これは何ものかである」と、総聚のみがまた不明瞭なものが見られるのである。

**称友疏**

梵文三四八頁、一九行

一方の面を有するものにおいてとは、一つの方向の面を有するものが、一方の面を有するものであって、其〔のようなもの〕において、である。より多く（bhūyas）とは、一層多く（bahutara）である。〔他の〕すべても同様であるとは、〔顕色が〕上の一方の面を有するものにおいてより多く生じたとき、「高〔色〕である」と仮立し、下〔の一方の面を有するもの〕においてより多く〔生じたとき〕、「低〔色〕である」と〔仮立する〕。これは一例である。例えば火薪がとは、〔次のような論証式となる、〕形〔色〕は実体としてあるものではない。[9]それを認取するには、顕〔色〕の認取を待たねばならぬからである。火薪の輪の如くである、と。或はまた、形〔色〕は実体ではない。[10]色を認取することを待たねばならぬからである。穀聚の如くである、と。此〔形色〕が二〔根〕によって認取せられることに立ち至るであろうと言われて、毘婆沙師は〔次のように〕言うであろう。「長い状態等は身根によって認取せられるのではない。それでは何〔が身根によって認取せられるの〕か。そのように〔例えば長く〕、排列されている所触の諸の部分においてこそ、〔身根は〕長い等を認取するのである。それ故に、此〔形色〕が二〔根〕によって認取せられることにはならない」と。それ故に次のことが言われる。「或は例

えば所触において云云」と。どのような意味であるか。例えば所触において長短等が認取せられても、而も触処に含まれるような形〔色〕はないが如く、顕〔色〕において長等が認取せられても亦同様である、と想定せよ。而も色処に含まれるような別物となれる形色はない、という意味である。これに対して毘婆沙師は曰く、「其〔形色〕については、ただ記憶がよみがえるのみ云云」と。其なる形〔色〕については、ただ記憶がよみがえるのみである。〔形色は〕所触[11]と倶にはたらくが故である。〔即ち〕滑性等の所触[12]と倶にはたらくものであるからである。これに反して、長等の形〔色〕を直接的に認取するのではない。例えば、〔火の色とその熱さとは〕倶にはたらくが故に、火の色を見て其の火の熱さについての記憶がよみがえり、また〔花の香とその色彩とは〕倶にはたらくが故に、花の有する〔例えば〕瞻蔔花（campaka）の有する香を嗅いで、その色彩についても記憶が〔よみがえる〕が如くである。

軌範師[13]〔世親〕は曰く、「此〔火〕については合理的である云云」と。此の火については、熱さと色彩とは相い離れていないから、之によって彼の記憶がよみがえることは、〔例えば〕火の色によって熱さの〔記憶〕が、また花の香によって其〔花〕の色彩の〔記憶がよみがえることは〕、合理的である。けれども、滑性等の所触はどのような〔所触〕であっても、長等の何れか[14]の形〔色〕において決定せられていて、それ故に、其の形〔色〕についての記憶が、所触に触れることによって必ずよみがえるであろう、ということはない。何となれば、火の色があるところには、其〔火〕の熱さがなくてはならない

梵文三四九頁一行

し、また瞻蔔花の香があるところには、其〔花〕の色がなくてはならないが、しかし、滑性或は渋性があるところには長性或は短性がなくてはならない、ということはないからである。それ故に、其〔火〕の熱さと色とについては、必ず〔記憶がよみがえることが〕合理的であるけれども、形〔色〕については、必ず記憶がよみがえるということにはならない。[05]もし、所触と形〔色〕とは必ず倶にはたらくということはなくても、必ず形〔色〕の記憶がよみがえると仮定するならば、顕〔色〕についても亦〔同様である〕はずである。「必ず記憶がよみがえる〔はずである〕」というように、〔文章が〕続くのである。だから同じように、所触に触れることに由って、〔顕色の〕記憶がよみがえるはずである、という意味である。もし、必ず顕〔色〕の記憶がよみがえるということでないならば、或は、顕〔色〕と同じように形〔色〕についても亦、必ず〔記憶がよみがえる〕とは限らないことになるであろう。〔即ち〕長いもの〔に触れて〕短いとし、短いもの〔に触れて〕長いとする〔であろう〕。何故であるか。その理由は、所触によって顕〔色〕についての記憶が必ずよみがえる、ということはないからである。〔即ち〕或る時は赤いもの〔に触れて〕黄であるとし、〔或る時は〕黄なるもの〔に触れて〕赤いとする〔からである〕。けれども〔実際は〕そのようではないとは、どのよう〔でないの〕が、そのようでないのか。「あたかも、顕〔色〕についての記憶が必ずよみがえるとは限らないが如く、同じように、形〔色〕について〔の記憶〕も亦、必ずよみがえるとは限らない」と〔言われたこと〕である。それではどのよ

うであるか。顕〔色〕についての記憶は必ずよみがえるとは限らないが、しかし形〔色〕について〔の記憶〕は必ず〔よみがえる〕。だから、所触によって此の形〔色〕の記憶がよみがえるということは、合理的ではない。それでは、どのようにして「長い」という覚知或は「短い」という覚知がおこるのか。これは、「顕[16]〔色〕或は所触が、一方の面を有するものにおいて、より多く認取せられつつあるとき、『長い』と妄りに考える覚知がおこり、より少なく〔認取せられつつ〕あるとき、『短い』と妄りに考える覚知がおこる」と〔さきに〕説かれた、かくの如き等である、と知らなくてはならぬ。

或は画[17]のある敷物には云云とは、或は、たくさんの顕〔色〕と形〔色〕とが、多くの種類に分れて見られつつある画のある敷物には、長等のたくさんの形〔色〕が見られる。この、たくさんの形〔色〕[18]（梵文三五〇頁一行）が見られることからして、多くの形〔色〕が一処に合することになるであろう。長いということがある、その同じ場所に、短い等が認取せられるからである。けれどもそれは不合理である。顕〔色の場合〕と同じである。何となれば、顕〔色〕は有対碍であるから、一処に合することはないが如く、形〔色〕も亦同様である、というのである。そしてこのようであるならば、「形〔色〕は実体として存在する」という命題（pakṣa）には過失があることになる。主辞（dharmin）のもつ特殊性（viśeṣa）と矛盾するからである。

それはまた微としてあるのではない。

とは、青等の色は八〔四大と四塵〕の実体より成れる（aṣṭa-dravyaka）等の微として存在するが、しかし長等の形〔色〕はそのように微として存在するのではない。それでは、形〔色〕は極微として存在するのではないと、どうして解るか。長の形〔色〕を小さくすれば、長いという覚知はなくなるからである。何となれば、長い杖を取って同じそれを小さくすれば、長いという覚知は滅[09]するであろう。まことに、青等の実体を取って小さくしても、其〔実体〕において黄の覚知はないけれども、長の実体を小さくすれば、短の覚知があって、長の覚知はない。しかも「その同じ形〔色〕が長等と短等との覚知を生ぜしめる」と説くことは合理的ではない。それ故に多く〔の極微〕が、と一切が〔説かれるのである〕。もし云云〔乃至〕と考えたとしようとは、形〔色〕の極微そのものが、「一方の面を有するものにおいて」等の順序で、一定の状態で排列されているとき、長等の名を有するものとなる。何となれば、其〔形色〕を自性としないものは、たとい一定の状態で排列されていても、其〔長等〕の名を得るのに適応しないからである、という趣旨である。けれども、形〔色〕の諸の部分については、顕〔色〕等の如くには、自性が実証せられていないとは、顕〔色〕の諸の部分は、その自性が一般に認められている。一一の部分についても、青等の状態として認取せられるからである。けれども、形〔色〕の諸の極微は其〔顕色の極微〕のように、一一の部分についても、長等の状態として認取せられるのではない。それ故に、自性が一般に認められているものではない。けれどももし、それら〔形色の諸の極微〕は長等

を自性とするものでは全くないが、しかし排列の区別によって、長等の覚知の因となる、〔というならば、〕これとは異なって、顕〔色〕等の極微そのものが、排列の区別[20]によって長等の覚知の因となる、ということをどうして認めないのであるか。もしそのようであるならば、顕〔相〕には差別がないがとは、もし形は顕〔色の極微〕の排列に過ぎないならば、鉢等の諸の土器について、顕〔色〕に差異がないときは、形にも差異がないであろう。〔形色には、顕色とは〕別なる意義がないからである。

また已に説かれたではないか云云とは、「顕〔色〕が或る一定の状態で排列されているとき、長等の名が仮立せられる。」また「一方の面を有するものにおいて顕〔色〕が云云」と〔已に説かれたではないか。〕また譬えば蟻等には云云とは、また譬えば、蟻等は同一の色（いろ）のものであり、そしてそれら〔蟻〕の行列といわれるものは、この場所における〔行列〕と、他〔の場所〕における〔行列〕とは、相互に異なった様子のものであり、輪等の差異といわれる、かくの如き等も同様であるが如く、その如く、顕〔色〕には差異がなくても、形〔色〕の差異はあるであろう。もしそのようであるならば、闇の中では云云とは、もしそのようであるならば、闇の中では杭・人・象等の顕〔色〕を見ない者も、〔杭等の〕長さ・短かさ・円形等を見る。「それはどうしてであるか」というのが、言〔外〕の余〔意〕である。〔即ち〕もし形〔色〕は顕〔色〕より別の種類のものでないならば、そうならば、〔闇の中では〕顕〔色〕を「青い」或は「黄である」というように見ないが如く、同じように、形〔色〕をも亦「長い」「短い」というよ

うに見ないはずである。ところが或る時には見る。それ故に、形〔色〕は〔顕色より〕別の種類のものである、というのである。行列と軍団とを虚妄に想定するのと同じであるとは、譬えば、闇の中で不明瞭な群鳥或は群蟻を見て、「長い行列である」と虚妄に想定するが如く、或は譬えば、同じく闇の中で不明瞭な象等を見て、「この軍団は円周形に配置されている」と虚妄に想定するが如く、それと同じである。そしてこのことは必ずそのようであるとは、「たとい〔顕色より〕別の種類の形〔色〕はなくても、彼等はそこに不明瞭なる顕〔色〕そのものを見て、長等であると虚妄に想定する」と、今説かれた、そのようである。時には云云という中で、区別を確認しないままとは、形〔色〕を確認しないまま、である。総聚のみが、また不明瞭なものが〔即ち〕青い等の特徴が観取せられないまま、見られるのである。そして顕〔色〕と形〔色〕とを離れて別に色処はないから、どのような他の実体も考えられないが如く、形〔色〕も亦それと同じように顕〔色〕を離れて別にある、と考えてはならない。

(20) 梵文三五一頁一行

(21)

(22)

註(1) 称友・安慧・満増の註釈するところによれば、「所触において長等が認取せられる」は毘婆沙師の説である。すなわち、経部の方から「一の形色が二根によって認取せられる、という過失に堕するではないか」と難ぜられて、毘婆沙師は言うであろう。身根によって認取せられるものは形色ではなくて触境である。しかし身根が触境を認取するとき、そのように〔例えば長く〕住する諸の触境の部分において、身根が長短等を認取するのである」と。しからば我々経部は次のように言う。「毘婆沙師は、触境において長短等を認取しても、触境に含まれるような形色は存在しない、と主張したが、我々も亦同じように、顕色において長短等を認取しても、色境に含まれるような別の実物としての形色は存在しない、と主張する」と。以上のような意味である。

(2) 梵文はここに次の句が挿入されているが、チベット訳にも漢訳にもないのでこれを削る。sa tu sāhacaryāt bhavati

(3) 梵文は -varṇa-saṃsthāne darśanāt（顕〔色〕と形〔色〕とが見られるから）であるが、諸訳によって、これを -saṃsthāna-darśanāt と訂正して読んだ。

(4) 梵文 labhante を『称友疏』の所引によって bhavante と訂正する。

(5) 称友・安慧・満増の註釈するところによれば、次のような意味である。もし形色に別なる義を認めないならば、即ちもし形色が実体として存在するものでないならば、諸の土器の顕色が等しいときは、形色も同様に等しいことになるではないか。それだのに、実際は種々なる形が認められるのは、どうしてであるか、というのである。

(6) 梵文 kṛtvā varṇe をチベット訳によって saṃniviṣṭavarṇe と訂正する。荻原本『称友疏』三五〇頁脚註(8)参照。

(7) 梵文 tam api を、平川索引のように、シャーストリ本によって tamasi と訂正する。

(8) 梵文は kim apy etad iti であるが、諸訳に欠けている。

(9) チベット訳によって梵文を tad-grahaṇasya varṇagrahaṇāpekṣatvāt と訂正して読む。

(10) チベット訳によって梵文を rūpa-grahaṇāpekṣatvāt と訂正して読む。

(11)(12) 梵文の sparśa をチベット訳によって spraṣṭavya と訂正する。

(13) 「軌範師〔世親〕は」はチベット訳によって補った。

(14) 「何れかの」の梵語は kvacid api であって、これは kvacid iti とあるのを、チベット訳『倶舎論』の gaṅ la yaṅ によって訂正したものである。なおこの一句は『称友疏』のチベット訳欠。

(15) 梵文 tathā は atha の誤り。

(16) この項の初めに出ている文章と同じ趣旨である。

(17) 梵文は citrāntaraṇa であるが、これを梵文『倶舎論』によって citrāstaraṇe と訂正して読む。

(18) 註(17)の訂正に関連して、梵文 dṛśyamānena を dṛśyamāne と訂正する。

(19) 梵文には「滅しないであろう」とあるが、チベット訳によって否定語 na を削った。

(20) シャーストリ本によって、viśeṣā を viśeṣāt tu と訂正する。

(21) 象・馬・車・歩は軍を構成する要素であって、これを四軍と称する。

(22) 梵文 vevidiṭaṁ を梵文『倶舎論』によって itthaṁ と訂正する。

## 第三項　経量部の表と無表

梵文一九五頁一五行

さて今や其の皆さんたち経量部の人たちは、身の動くことと形〔色〕とを拒否して、何を身表[1]として仮立するのか。彼等は実に同じ形〔色〕を身表として仮立するけれども、しかし実体としてではない。また其〔身表〕を仮立するとき、どのようにして身業を仮立するか。身を所依止とする業が身業であって、身をそれぞれの場所に導きはたらかせる（prāṇetṛ）ところの意思（cetanā）である。語〔業〕と意業とも亦同様に、それぞれ相応わしいように知るべきである。

もしそのようであるならば、「〔業[2]は二である。〕意思業と及び意思已〔業〕とである」と説かれたところのものは〔どうなるのか。〕「このように、またこのように〔業を〕造ろう」と〔考え〕て、思惟の意思（saṁkalpa-cetanā）が前におこり、そのように意思し已ってから後に、身をして行動せしめるような作事の意思（kriyā-cetanā）が〔おこる〕。そのような此〔作事の意思〕が意思已業と言われる。

もしそのようであるならば、そうならば、〔業としての〕表はないが故に、欲界繋の無表も亦ないことになって、大いなる諸の過失に堕する。〔このような〕諸の〔過失に〕堕することに対しては、更に、〔過失に〕堕することを阻止するものがあるであろう。もし、かの身業と名づけられた或る特殊な意思に由って、無表が起ると仮定すれば、である。〔その場合は〕定心（samāhita）の無表と同じで、随心転（cittānuparivartin）〔の無表〕となる〔という不合理が生ずる〕であろう。そのようにはならないであろう。或る特殊な意思によって、其れを引く或る特殊なものがあるからである。またそのような表が現にあっても、彼〔無表〕を引くためには意思の力を待つ（nibhālayate）。昧鈍（jaḍa）だからである。

梵文一九六頁一行

**称友疏**

梵文二三五頁・一〇行

其の（tatra）皆さんたちはとは、彼等（te）である皆さんたちは、という意味である。「tra 或は tas 等の語尾は他の格を表わす語尾としても亦現われる」と説かれているからである。どのようにして身業を仮立するかとは、〔身表は〕仮有（prajñaptisat）であるから、身業としては相応わしくない、と考えて問うのである。身を依止とするとは、身を所縁とする、という意味である。何となれば、身を行転（pravartana）させるようなものが、身を所依止とする業であるからである。それ故に、身をそれぞれの場所に導きはたらかせるところの意思である、と言ったのである。それぞれ相応わしいように知るべき

であるとは、語を所依止とする業が語業である。けれども、意業は意の業(manasaḥ karma)である。或は意と相応する業（manasā vā saṃprayuktaṁ karma）が意業である。それ故に「それぞれ相応わしいように」と説かれたのである。[8]〔業としての〕表はないが故に云云とは、もし〔業としての〕表がないならば、欲界繋の無表も亦ないであろう。何となれば、欲界繋の無表は表に繋属せるもの（vijñaptyadhīna）であって、随心転ではないからである。そしてこのように、其〔無表〕がないことになって、大いなる諸の過失に堕する。〔即ち〕律儀・不律儀なしという過失、七の有依の福事業によって福の増長することなしという過失、といわれる、かくの如き等〔の過失〕に堕する。〔このような〕諸の〔過失に〕堕することに対しては、更に〔過失に〕堕することを阻止するものがあるとは、それら〔諸の過失〕に対して諸の回答があるであろう、という意味である。身業と名づけられたものに由ってとは、身を所依止とする〔業〕に由って、という意味である。定心の無表と同じでとは、定心の無表が随心転であるが如く、別解脱律儀等を相とする〔欲界繋の〕無表も亦、同様〔に随心転〕となるであろう。経量部の人たちは曰く、そのようにはならないであろう。〔即ち〕随心転とはならないであろう。定心でない或る特殊な意思によって、其れを引く或る特殊なものがあるからである。定心でない無表を引くからである、という意味である。またあなたの謂うようなそのような表が現にあっても、〔即ち〕現に存在していても、無表を引くためには、生ぜしめる意思（utpādana-cetanā）の、力を〔即ち〕功能を、待つ〔即ち〕観待す[9]

る。何故であるか。昧鈍だからである。〔即ち〕明利（paṭu）ではないからである。意思の力がなくては、その無表を生ぜしめることはできない。何となれば、決意[80]（samādāna）の意思がないとき偶然に起った（yadṛcchotpanna）表は、無表を生ぜしめないからである。

註(1)　経部では、身表と身表業と身業とを厳密に区別している。身表はその体は形色であるとするが、この形色は仮有であって、実有ではない。従ってそれは身業ではない。即ち、有部が考えているような身表業は、経部ではこれを認めないのである。しかし身表そのものを認めないのではない。経部では、業はその体は意思であって、意志のはたらきであると見るから、表面に表われた物質的存在〔色法〕を業とは考えないのである。

(2)　『中阿含』一一一経。『増支部』六・六三参照。この業品の初めにも引用している。

(3)　ここで欲界繋の無表だけを問題として、色界繋の無表〔即ち定共戒〕や無漏の無表〔即ち道共戒〕を問題としていないのは、何故であるかというと、安慧・満増によれば、後者は表業によって引き起されたものではなくて、定生の無表〔即ち随心転の無表〕であるからである。また「大いなる諸の過失」とは、律儀・不律儀なしとの過失、八道支なしとの過失、七の有依の福業事によって福が増長することなしとの過失等である。

(4)　プラダン本の -hitavijña- を、平川索引のように、シャーストリ本によって -hitāvijña- と訂正する。

(5)　「彼〔無表〕を引くためには」に相当する句が、玄奘訳には脱落している。

(6)　プラダン本の vala は bala の誤り。

(7)　パーニニ文典五・三・一四参照。ここでは -tra が於格を表わすのでなく、複数主格 te の代用であることを注意したのである。

(8)　有部では、身・語の表業は色法であり、意業は意思である、とするから、両者の間に大きな相異があるが、経部では、ともに意思であるとするから、両者の区別が立たないことになりはしないか、という疑問がある。それで安慧・満増の註釈を見ると、

ここでその問題にふれ、そうしてそれに対して「意業は身・語を導き起すことはないから区別がつく」と言って答えている。この答はまた、『成業論』の註釈（山口本二四三頁）において善慧戒の言うところと一致する。

(9) 生ぜしめる意思とは、玄奘訳（大・二九・六八c）にいう動発勝思に相当するであろう。

(10) 決意の意思とは、玄奘訳（大・二九・六八c）にいう審決勝思に相当するであろう。

### 第四項　有部の表業論帰結

梵文一九六頁一行
毘婆沙師たちは、「けれども形〔色〕が全く実体であり、身表は形〔色〕を体（ātman）とする」と説明する。

けれども語表は語の音声である。（三偈）

語を自性（svabhāva）とするところの声そのものが語表である。

**称友疏**

梵文三五一頁三〇行
けれども語表は

という中で、「けれども」という言は殊別のためである。〔即ち〕身表は形〔色〕を体とするものであるが、語表はそのようではない。それではどうなのか。語を体（ātman）とする音声である。言語（varṇa）を体とする声である、という意味である。

## 第四節　無表業

### 第一項　序説　経量部の仮有説

梵文一九六頁四行
前に已に無表が説かれている。経量部の人びとは〔いう〕。其も亦実体としては存在しない。誓限をなして為さないことに過ぎないから、過去の諸大種に依って仮立したのであって、而もそれら〔過去の諸大種〕は自性の現に存在しないものであるから、及び色の相が存在しないからである〔と〕。

**称友疏**
梵文三五二頁一行
前に已に無表が説かれているとは、

けれども(1)それらは表と無表とである。

と已に説かれている。そこでは表が已に説かれており、無表は〔これから〕説かれるべきであるが、而も其〔無表〕が前に已に説かれている。

乱(2)〔心〕者と無心者との

と説かれているからである。其も亦実体としては存在しない〔と〕は、其の無表も亦実体としては存在しない。「も亦」の語は、ただ単に表だけではない、というのである。誓限をなして為さないことに過ぎないからとは、「今日から始めて〔私は〕殺生等を離れます」と誓限をなして、それ以後はそれら〔殺

生等〕を為さない、ただそれだけのことが、無表といわれるのであるから、このようにして実体としては存在しない、と経量部の人びとは〔いう〕。而もそれらは[3]〔と〕は、過去の諸大種は、である。何となれば、過去の諸〔法〕は現在の自性を有していないからである。そしてこのことは『倶舎〔論〕』[4]第五品において示されるであろう、と。現に存在しない諸〔大種〕が、どうして彼〔無表〕の所依であろうか、という此〔のような理由〕によって、〔無表は〕実体としては存在しない。及び色の相が存在しないからである〔と〕は、色の相は「変壊する（rūpyate）」ということであるのに、而も其〔無表〕は無対碍であるから、其〔相〕はない。それ故に、実体としては存在しないのである。

註(1) 業品二偈a。　(2) 界品一一偈a。

(3) チベット訳は次の通りである。「而もそれら〔過去の諸大種〕は自性の現に存在しないものであるからとは、而もそれら過去の諸大種は、現在〔の法〕の如くには自性として存在しないものである。」

(4) 『倶舎論』随眠品において三世実有説が説かれている〔大・二九・一〇四b以下〕ことを指す。

## 第二項　有部の実有論

梵文一九六頁六行

毘婆沙師たちは、「〔無表は〕有る」と〔いう〕。どうして解るか、というならば、

三種と無垢との色が説かれていることと、

増長と不作者の道等によってである。

三種の色が説かれている。〔即ち〕経中に「三の処（sthāna）をもって、色は色によって包摂せられる。有見・有対の色がある。無見・有対の色がある。無見・無対の色がある」と。また世尊によって、無漏の色が説かれている。〔即ち〕「無漏の諸法とは何であるか。色乃至識に対して、過去・未来・現在の貪愛（anunaya）と瞋恚（pratigha）とを起さないならば、此〔のような色乃至識〕が無漏の諸法と言われる」と。そして無表を除いては、無見・無対の色もなく、無漏〔の色〕もない。

また〔世尊によって〕増長（vṛddhi）が説かれている。〔即ち〕「これら七の有依の福業事[1]を成就している、信ある善男子或は善女人には、或は動いているときにも、或は止まっているときにも[2]、或は眠っているときにも、或は目覚めているときにも、常に恒に福が増長するのみであり、福が続起するのみである。無依の〔福業事〕を〔成就している者〕も同様である」と。そして無表を除いては、他の意（こころ）を有する者に福が増長するということは、合理的ではない。

また、自分では為さないで、他の人びとをして為さしめつつある者には、無表がなかったならば、諸の業道が成就しないであろう。何となれば、命令の表[3]は根本業道として相応（ふさ）わしくないからである。其の業は未だ為されていないからである。また已に為されたときも、其の自性に区別がないからである[4]、と。

また世尊によって「比丘等よ、法は外処であって、十一処によっては包摂せられていない、無見

無対である」と説かれているが、これに反して「無色である」とは説かれていない。もし法処の中に含まれた無表色を無視[5]するならば、此〔の所説〕については何の必要があろうか。

また無表を除いては、八支道とはならないであろう。等至に入っている者に、正語・〔正〕業・〔正〕命があるということは、不合理だからである。もしそのようであるならば、次のことが説かれていることは〔どうなるか〕。「彼がそのように知りつつありそのように見つつあるとき、正見・正思・正精進・正念・正定が修習の円満に到達する。そして彼にとって、正語・〔正〕業・〔正〕命は前に已に清浄であり、清白である」と。世間の道による離欲[6]が前に為されていることを密に意味して、このことが説かれたのである。

また無表がない[梵文一九七頁一行]ならば、別解脱律儀もないことになるであろう。何となれば、受〔戒〕以後、たといこの者が異なった意を起しても、比丘或は比丘尼であり得る所以のものがないからである。

また経中に、遠離（viraktiḥ）は犯戒を阻止するから、堤塘（setu）であると説かれている。而も[7]現に存在しないもの〔である遠離〕が堤塘であるということは相応わしくないから、無表は確かにある。

**称友疏**

[梵文二五二頁一三行]三種と

第四節　無表業

云云とは、其〔色〕は三種であって、また無垢であるから、

三種と無垢との色

であり、其〔三種と無垢との色〕が説かれていること、である。

不作者の道（akurvat-patha）

〔と〕は、不作なる者の道（akurvataḥ panthā）である。他の者をして為さしめて、自分では為さない者の業[8]〔道〕、という意味である。

三種と無垢との色が説かれていること

と、

増長

と、

不作者の道

と、

等

とが、これら〔の諸因〕にはあるから、そのような此等〔の[9]諸因〕が、

三種と無垢との色が説かれていることと、

増長と不作者の道等

なる諸〔因〕であって、〔そのような諸因によって、というのである。〕「等」の語によっては、「比丘よ、法は〔外処であって〕」と〔説かれた〕此〔の経〕中において、「無色である」とは説かれなかったことと、聖八支〔道〕[10]が説かれたことと、別解脱律儀と堤塘〔setu 戒〕とが説かれたこととが含まれる。三の処をもって、色は色によって包摂せられるとは、色は色のみによって包摂せられて、他の受等によって〔包摂せられるの〕ではない。有見・有対の色がある〔と〕は、眼識をもって識られるべきところの色である。無見・有対〔の色〕[11]がある〔と〕は、それは返って[12]眼等の九の有色の処である。無見・無対の色がある〔と〕は、意識によって識られるべき、法処所摂の無表色なるものである。無表色を除いては云云〔乃至〕ないとは、無表色を除外しては、『色摂経』(Rūpa-saṁgraha-sūtra)中に説かれたところの、無見・無対の色もない。「無表を除いては」「無漏の色もない」というように〔文章が〕続くのである。何となれば、道諦[13]において等至に入った者(samāpanna)に、身・語の表色があるということは、合理的でないからである。有依の七の福業事をという中で、依(upadhi)とは、園林(ārāma)僧院(vihāra)等である。其〔依〕から起ったもの(tatra-bhava)が有依の(aupadhika)である。其の依が無ければ無依のである。常に(satataṁ)とは、しばしば(abhīkṣṇaṁ)である。恒に(samitaṁ)とは、間断なく(nirantaraṁ)である。これについて経[14]がある。世尊は憍賞弥〔国〕(Kauśāmbī)の瞿沙羅園(Ghoṣirā-

rāma）に住したもうた。そこで尊者摩訶周那（Mahā-cunda）は、梵文三五三頁一行世尊のまします方へ近づいた。近づいて世尊の両足を頭をもって敬礼して、傍らに住した。傍らに住した尊者摩訶周那は、世尊に次のことを申し上げた。「大徳よ、大なる果があり、大なる功徳（anuśaṁsā）があり、大なる光輝（dyuti）があり、大なる名声がある（mahā-vaistārika）有依の福業事は、これを立てることができますか」〔と。〕世尊は彼に告げたもうた。「周那よ、〔立てることが〕できる。周那よ、これらの七は、大なる果があり乃至大なる名声がある有依の福業事であって、それらを成就している、信ある善男子或は善女人には、或は動いているときにも、或は止まっているときにも、或は眠っているときにも、或は目覚めているときにも、常に恒に福が増長するのみであり、福が続起するのみである。七とは何であるか。周那よ、ここに信ある善男子或は善女人が、四方の比丘僧伽に園林を献納する。周那よ、これが、大なる果があり、乃至、大なる名声がある第一の有依の福業事であって、それを成就している善男子或は、広説乃至、福が続起するのみである。周那よ、復た次に信ある善男子或は善女人が、その同じ園林において僧院を建てる。これが、大なる果があり、乃至、第二の有依の福業事であって、乃至、福が続起するのみである。周那よ、復た次に信ある善男子或は善女人が、その同じ僧院において臥具と坐具とを施与する。例えば、座牀（mañca）・小床（piṭha）・厚褥子（bṛṣī）・褐子（koccava）・枕（bimbopadhāna）・四角形〔の座〕(15)（caturaśraka）を布施する。周那よ、これが第三の有依の福業事であって、〔云云〕、前の如くである。

周那よ、復た次に信ある善男子或は善女人が、その同じ僧院において、祭施に順ずる不断の乞食を手配する。周那よ、これが大なる果があり、〔乃至〕第四の有依の福業事であって〔云云〕、前の如くである。周那よ、復た次に信ある善男子或は善女人が、〔客分として〕来れる者或は〔旅行のために〕去る者に布施する。周那よ、これが第五の有依の福業事であって〔云云〕、前の如くである。周那よ、復た次に信ある善男子或は善女人が、病人或は病人の看護人に布施する。これが第六の有依の福業事であって〔云云〕、前の如くである。周那よ、復た次に信ある善男子或は善女人が、かの寒冷の季節（śītalikā）或は暴風雨の季節（vaddalikā）或は風の季節（vātalikā）或は降雨の季節（varṣalikā）がある、そのような種類の寒冷の季節乃至降雨の季節において、食物（bhakta）或は乳糜（tarpaṇa）或は米の粥の飲物（yavāgū-pāna）、それらを造って、『聖者たちは我々のこれを受用して、身体を湿潤ならしめず、衣服を雨に遭わしめないで、安楽な感触に住せよかし』〔といって〕、僧伽に施与する。周那よ、またこれが大なる果がある第七の有依の福業事であって、乃至、福が続起するのみである。これら七の有依の福業事を成就している信ある善男子或は善女人の福の量は、『これだけの福である、或は〔これだけの〕福の果である、或は〔これだけの〕福の異熟である』〔というように〕量ることはできない。けれども復た、福が多いが故に『大福蘊』と称せられる（梵文三五四頁一行）云云。」

更に再び尊者摩訶周那は、世尊に次のことを申し上げた。「大徳よ、大なる果があり、乃至、大なる

名声がある無依の福業事は、これを立てることができますか」〔と〕。世尊は彼に告げたもうた。「周那よ、〔立てることが〕できる。周那よ、これら七は無依の福業事であって、それらを成就している、信ある善男子或は善女人には、或は動いているときにも、或は止まっているときにも云云、乃至、福が続起するのみである。七とは何であるか。周那よ、ここに信ある善男子或は善女人が、『如来或は如来の聖弟子が、かくかくの村の地区に近づいて住す』と聞き、聞いてから更に、大いなる〔また〕善なる〔また〕出離を伴える喜びと歓喜とに達する。周那よ、これが第一の無依の福業事であって〔云云〕、前の如く、乃至、福が続起するのみである。周那よ、復た次に信ある善男子或は善女人が、『如来或は如来の聖弟子が〔ここに〕来至しようとしておられる』と聞き、そして聞いてから更に〔云云〕、前の如く、達する。周那よ、これが第二の無依の福業事である。周那よ、復た次に信ある善男子或は善女人が、『その同じ如来或は如来の聖弟子が、その同じ村[165]の地区に至る道路を進行中である』と聞き、そして聞いてから更に〔云云〕、前の如く、達する。周那よ、これが第三の無依の福業事であって〔云云〕、乃至、福が続起するのみである。周那よ、復た次に信ある善男子或は善女人が、『如来或は如来の聖弟子がその同じ村の区域に到着した』と聞き、そして聞いてから更に〔云云〕、前の如く、達する。周那よ、これが第四の無依の福業事であって〔云云〕、乃至、福が続起するのみである。周那よ、復た次に信ある善男子或は善女人が、その同じ如来或は如来の聖弟子を見るために近づく。そして見てから更に〔云云〕、

前の如く、達する。周那よ、これが第五の無依の福業事である。周那よ、復た次に信ある善男子或は善女人が、その同じ如来或は如来の聖弟子の傍らにおいて法を聞き、そして聞いてから更に〔云云〕、前の如く、達する。周那よ、これが第六の無依の福業事である。復た次に信ある善男子或は善女人が、その同じ如来或は如来の聖弟子の傍らにおいて法を聞き、そして聞いてから仏に帰依し、法に帰依し、僧に帰依する。そして諸の学処を受持する。周那よ、これが大なる果がある第七の無依の福業事であって〔云云〕、前の如くである。」言葉多きを恐れて、〔ここには〕すべてが記されているわけではない。

何となれば、命令の表[17]は根本業道として相応(ふさ)わしくないからである。殺生等の其の業は未だ為されていないからである。「その業が為されたとき、その命令の表に業道が生ずるであろう」と考えたとしよう。これに対して次のことが説かれる、「また已に為されたときも、其の自性に区別がないからである」と。〔即ち〕〔命令を受けた〕他の者によってその業が為されたときも、その命令の表には何等の自性の区別もないが、〔実は〕其〔のような自性の区別〕によって、その時〔即ち命令を受けた他の者によってその業が為されたとき、命令の表に〕業道が生ずるはずだったのである。それ故に〔命令の表は〕前と同じである。其〔命令の表〕には区別がないからである。〔従って〕先[18]きに業道が建立せられないが如く、後にも全く同様である、というのである。それ故に「その時〔即ち命令を受けた他の者によってその業が為された時〕、業道の中に収められるものが生ずる」とせられるところの此〔無表〕はある、

ということを承認しなくてはならない。

十一処によっては包摂せられていないとは、法処を除いた〔十一処〕によっては、である。〔正〕語・〔正〕業・〔正〕命があるということは、不合理だからであるとは、表を自性とするものである限り、〔これらは〕有り得ないからである、という意味である。もしそのようであるならば、次のことが説かれていることは〔どうなるか〕云云という中で、此〔の文章〕の結合はどのようであるか。或はもし「もし無表がないならば、この道は八支とはならないであろう。そこ〔なる八支道〕において表があるということは、不合理だからである。それ故に無表はある」と考えたとするならば、「もしそのようであるならば、次のことが説かれていることは〔どうなるか〕」というより、「正定が」というまでが広説せられて、何故に「そして彼にとって、前に已に」という一切が説かれるのか〔というのである〕。〔前に已にとは、〕〔聖〕道の等至の時より以前に、という意味である。それら〔正語等の三〕は表色であると説かれている、〔だから正語等の三に無表はない〕という趣旨である。毘婆沙師たちは回答する。「世間の道による離欲が云云」と。〔即ち〕世間の道による離欲の分位において、語等を自性とする表色があり、これを密に意味して、このことが説かれたのであって、〔聖〕道の時に其〔聖道〕に含まれた語等の無表色がないから、〔そのように説かれたの〕ではない。

註(1)　福業事の名義釈は『倶舎論』一八（大・二九・九五b）の三福業事に対する『称友疏』（四三三頁）に出ている。それによれ

ば、「可愛の異熟〔を招く〕が故に福であり、業を自性とするが故に業であり、それらを等起せしめる意思がそれらに依託して(adhiṣṭhāya) 転起するが故に事（vastu）である」という。それ故に事とは依託処（adhiṣṭhāna）の意味である、とされている。業と事との関係は、あたかも業に対する業道の関係に等しい。『倶舎論』でも上掲の場所において、そう言っている。

(2) チベット訳『倶舎論』でも、梵文『称友疏』でも、このようになっているが、梵文『倶舎論』だけは「動いているときにも」の次に「眠っているときにも」が入っている。

(3) 荻原本『称友疏』は梵文を訂正しており、シャーストリ本はそれによっているが、訂正しない方がよい。

(4) 梵文 svabhāva-vi- を、平川索引のように、『称友疏』に引用するところによって、svabhāvāvi- と訂正する。

(5) 梵文は naśyeta であるが、平川索引はこれを na paśyeta と訂正している。

(6) 以下の意味は次の如きものであろう。「そのように知りつつあり、そのように見つつある」とは見道位を示す。見道は無漏定に依止する。それ故に、そこにおいて修習せられる正見等も亦無漏でなくてはならぬ。ところで正見等の五は、その体は心・心所であるから、有漏・無漏に通ずる。これらは表業ではないから、表業・無表業の別はない。これに反して、正語等の三には表業と無表業との別があって、表業は有漏のみであるが、無表業は有漏・無漏に通ずる。それで「見道位に正見等の五支のみを説いて、正語等の三支を説かないところを見ると、これら三支の無表がないからであろう」というのが外難である。この難に対する有部の答は、「見道位より以前に、有漏の三支の表色を已に得ているから、いま初めて無漏の三支の無表色を得しても、改めて、説かないのである」と。

(7) 梵文 vā bha- をチベット訳によって vābha- と訂正する。

(8) 「道」はチベット訳によって補った。

(9) 「諸因」はチベット訳によって補った。傍の「等によってである」を解釈したのである。

(10)「道」はチベット訳によって補った。
(11)「の色」はチベット訳によって補った。
(12)「眼等の九の有色の処」とは、眼等の五根と声等の四境とである。「返って（punar）」とは、根・境・識の順序に合致しないことをいうものであろう。
(13)道諦において等至に入った者には、無漏律儀が起る。これは身・語の無表色より成るからである。
(14)『中阿含経』七経（大・一・四二七以下）
(15)「の座」はチベット訳 stan gor bu によって加えた。
(16)チベット訳には「同じ村或は区域の道を進行中である」とある。
(17)註(3)を見よ。即ち ·vijñapteḥ を ·vijñaptiḥ とし、·patha upayujyate を ·patho yujyate とする。
(18)梵文 pūrvavat を pūrvaṃ と訂正する。チベット訳欠。

### 第三項　経量部の破論

梵文一九七頁三行
これに対して経量部の人びとは曰く、此〔証明〕は数は多いが、〔また〕此〔証明〕は多種ではあるが、しかし此〔証明〕はそのようではない。何故であるか。

まず「三種の色が説かれているから」と説かれたところのそれに対しては、瑜伽師の人たち（Yogācārāḥ）は〔次のように〕解説する。「静慮〔を修する〕人びとに、三昧の威力によって、三昧の対境である色が生ずる。〔その色は〕眼根の対境ではないから無見であり、場所を障えないか

ら無対である」と。もし「そのようであるならばそれはどうして色であるか」と考えたとしよう。このことは無表の場合と同様である。

復た「無漏の色が説かれているから」と説かれたところの其〔無漏の色〕そのものは、三昧[1]の威力より生じた色であって、無漏の三昧中における無漏なるものである、と瑜伽師の人たちは説明する。他の人びとは「阿羅漢の色と、及び外〔なる色〕と〔を合したもの〕である、諸の漏の所依ではないからである」と〔いう〕。もしそのようであるならば、経中に「有漏の諸法とは何であるか。あらゆる(yāvad eva)眼と、あらゆる諸色とである云云」と説かれているのは〔どうなるか〕。翻って思うに(punar)そこでは、諸の漏の対治ではないから、有漏であると説かれたのである。もしそのようであるならば、見方の相異によって(paryāyeṇa)、その同じ〔色〕が有漏でもあり、また無漏でもあることになるであろう。〔もしそのようであるならば〕、どのような〔過失に堕する〕ことになるか。特徴(lakṣaṇa)が雑(まじ)わることになるであろう。其〔色〕が有漏であるような状況と同じ状況の下では、〔その色は〕いかなる時も無漏ではないから、この場合どのような雑(まじ)わりがあるか。またもし諸の色処が絶対的に(ekāntena)有漏であるとするならば、何故にここなる経中に「凡そ諸の色であって、有漏であり有取(sopādānīya)であるところのものは、心の栽覆[2]の事(cetaḥ-khila-mrakṣa-vastu)である云云」というように、〔諸の色が〕区別せられたのか。

復た「福が増長すると説かれているから」と説かれたところのそれに対しても、先きの軌範師たちは〔次のように〕解釈する。「それぞれの施者が施す物を〔享受者が〕受用する、〔その〕それぞれの状態に応じて、享受者〔が得るところ〕の或る特殊な功徳（guṇa）と及び或る特殊な利益（anugraha）とによって、施者が〔施した時の善心とは〕異なった意(こころ)をおこしていても、彼[3]〔受者〕を縁ずる施の意思（cetanā）によって熏習せられた〔施者の〕相続が、微細な転変の差別を得し、其〔転変の差別〕によって、未来において更に多くの果を引き起すことができるものとなるのであって、このことは法としてのあり方（dharmatā）であるからである。『福が増長するのみであり、福が続起するのみである』とは、このことを密に意味して説かれたものであろう」と。もし〔次のように〕考えたとしよう。「もしそのようであるならば、或る特殊な他の相続〔受者〕の故に、〔施者が、施した時の善心とは〕異なった意(こころ)をおこしていても、〔その施者である〕別の相続の上に、どうして転変が成り立つであろうか」というなら、このことは〔汝、毘婆沙師の主張する〕無表の場合と同様である。〔即ち〕「もしそのようであるならば、或る特殊な他の相続〔受者〕の故に、〔施者である〕別の相続の上に、どうして[4]法を異にして（dharmāntaraṁ）無表が成り立つであろうか」と。

もしそのようであるならば、諸の無依の福業事においてはどのようにしてそうなるか、というならば、しばしば彼を縁ずる意思を数習することに由って、夢中においてすら、それらは随逐するもの

(anuśaṅgin)となる。けれども無表論者にとっては、そこに表が存在しない無依〔の福業事〕において、どうして無表があるだろうか。他の人びとは「諸の有依の福業事においても亦、[5]しばしば彼を縁ずる意思を数習することに由ってである」と〔いう〕。[6]もしそのようであるならば、経中に「郁伽(Ugra)よ、戒を具し善法を有する(kalyāṇa-dharman)比丘が、或る者の〔施した〕托鉢食を食してから、無量心三昧を身をもって現証して具足して住する。それを因縁として、施主の施与に対する福徳の滋潤(abhiṣyanda)[8]、善の滋潤[9]、楽の愛味の保持(sukhāsvāda-dhāra)は無量である、と期待せられるはずである」(八頁一行)と説かれているが、此〔経中〕において、そのとき施者にどのような特殊な意思があるか。それ故に相続の転変の差別のみが正理にかなうものである。

また「〔他の人びとをして〕為さしめつつある者に、どうして業道が成就するであろうか」と言われたところの、そのことについても亦、〔次のように〕説明する。「彼[10]〔能教者〕の加行(prayoga)によって、他の人びとを殺害することの特殊性に随って、加行者の上に微細な相続の転変の差別が生じ、其れによって、未来において〔能教者の〕相続[11]も亦、更に多くの果を引き起す能力あるものとなる」と。そして自分で為す場合でも、所作の果が完了するとき、同じこの道理がある、と知らなくてはならぬ。そのような此の相続の転変の差別が、業道である、と言われるのである。果の上に仮りに因〔の名〕を立てるからである。けれども身に属する〔相続の転変の差別〕と、語に属す(梵文一九)

る〔相続の転変の差別〕と〔の区別〕があることは、それら〔身・語〕の所作の果であるからである。〔それは〕あたかも無表論者の無表と同じである。

大徳(12)（bhadanta）は「諸の取蘊に対して、『〔私は〕殺そう』『殺す』『殺した』という〔考え〕が此の者に起ったとき、三時の意思によって殺生罪に触れる」と〔いう〕。けれどもこれだけで、業道が完了するのではない。母等が未だ殺されていないのにも拘らず、すでに殺されたと妄信している人たちに、無間業があってはならない。けれども、自分で〔今〕殺している者にこれだけの意思が現行する、というこのことが、この場合〔言おうとせられている〕趣旨である、という〔ならば、それ〕は道理にかなったものである。

もしそのようであるならば、無表は捨てられ、そしてそれと全く同様に、現に明了にされていない相続の転変の差別は、これを是認することの、この憎嫉は何か。いかなる憎嫉も全くないが、しかし心(13)に由来する（cittānvaya）身の加行によって、所作(14)が完了するとき、加行者に、それら〔心身の二〕とは異なったものである別の法が生ずる、というのは、満足を生じない。けれども、或る〔心(15)・心所〕によって造られた加行より起された、所作(16)の完了があるとき、同じ其〔心・心所〕の上に、彼(17)〔加行〕を因とする相続の転変が起る、というのは、満足となる。そして〔満足となる理由は、〕心・心所の相続より、未来において果が生ずるからである。またこのことについては已

に説かれた。どのように説かれたか。〔無依の福業事について〕「表が存在しないのであるから」という、かくの如き等が、である。其〔表〕が存在しないのであるから、無表も存在しないのである。

また「法処が無色であるということが説かれていないから」と説かれた、このことについては、無見でありまた無対であると説かれた色、それが即ち法処所摂であるだろう。

また「八支の聖道とはならないであろう」と説かれたことは、先ず「道において等至に入れる者(mārga-samāpanna)に、どうして正語と〔正〕業と〔正〕命とがあるか」を、願わくば語れ。この者は語を語り、或は所作を為し、或は衣等を求めるか。〔答えて〕曰く、そうではない、と。それではどうか。〔この者は〕或る種の無漏の無表を獲て、其〔無表〕を獲ることによって、〔等至から〕出観してからも、再び邪語等に転入せずして、正語等に転入するのである。それ故に、因の上に因より生じた〔果の名〕を仮立するから、無表の上に彼〔正語等〕の名称が用いられるのである。もしそのようであるならば、ここ〔なる我々の主張〕においても亦同様に、「道において等至に入れる者は、たとい無表はなくても、或る種の意欲(āśaya)と依身(āśraya)とを獲て、其〔意欲と依身と〕を獲ることによって、〔等至から〕出観してからでも、再び邪語等に転入せずして、正語等に転入するのである。それ故に、因の上に因より生じた〔果の名〕を仮立して、八道支が立てられる」というように、どうして認取しないのか。

九九頁一行 梵文

けれども他の人は曰く、「ただそれらを為さないだけのことが、此処〔なる八聖道〕において支であると説かれたのであろう。此の者が、聖道の力によって必ず為さないことを獲るとき、それはまた無漏道に依止して獲られるから、無漏であるだろう。何となればすべてにわたって、実体[22]として存在する諸法が、数えられるわけではないからである。例えば八世法（aṣṭau loka-dharmāḥ）の如くである。〔即ち〕得と不得と称誉と不称誉と誹謗と称讃と楽と苦と、以上〔の八であるが〕、しかしそこに、『衣等を得ないこと』と名づけられる、別の実体は存在しない」と。

別解脱律儀も亦〔同様で〕あるだろう。〔前に述べたような〕そのような意思によって、方便（vidhi）を先きとして、誓受（abhyupagama）がなされて、制止せられた業から身と語とが防護せられる（律儀に住する saṁvṛṇoti）のである。〔受戒の時の善心とは〕異なった心のときは、律儀に住してはいないことになるだろう、というならば、そうではない。其れを[23]修習するによって、所作時において念じつつある者に、其れが[24]現在前するからである。

堤塘（setu 戒）の体性も亦〔同様で〕あるだろう。〔悪業を〕造らないという誓言を繰り返えし念じて、羞恥から犯戒を為さないからである。そして以上それだけの義の〔示す〕もの（ity-artham）が、即ち其れを[25]受持することである。もしそうではなくて、無表に由ってのみ犯戒を遮防するとすれば、誰も失念して学〔処〕を破るものはないであろう。

三昧の対境である色とは、三昧の所縁である、骨の堆積等である。場所を障えないから無対であるとは、場所を障える色は有対[09]であって、反対のものは無対である、ということは容認せられている。そのようであるならばそれはどうして色であるかとは、もし変壊する（rūpayati）ことが不可能であるならば、という趣旨である。このことは無表の場合と同様である。〔即ち〕或は無表も亦場所を障えないから、〔汝[10]、毘婆沙師が主張する無表の場合と〕等しい。無漏の三昧中における無漏なるものであるとは、瑜伽師が道を現起しつつあるとき、或る種の意欲（āśaya）と依身（āśraya）とを獲るが、それは正見に似た無漏の戒であって、其〔戒〕があるときに本来的な戒の状態（prakṛti-śīlatā）に住する〔のであって、そのような無漏の戒〕を獲る。或はまた彼等〔瑜伽〕師たち（ācāryāḥ）は、無漏の三昧中にもそのような種類のかの色がある、ということを認める。他の人びとは「阿羅漢の色と及び外〔なる色〕と〔を合したもの〕である、と〔いう〕」とは、他の軌範師たち（ācāryāḥ）は〔次のように〕説明する。阿羅漢の、眼処等の色と、及び薪・壁等の外〔なる色〕と〔を合したもの〕、それが無漏の色である。何故であるか。諸の漏の所依ではないからである。何となれば、阿羅漢の相続に属する色と、及び外〔なる色〕とは、諸の漏の〔即ち〕諸の煩悩の、所依ではないからである、と。若しこのようであるならば、〔即ち〕もしそのようであるならば、経中に「有漏の諸法とは何であるか。あらゆる眼とあらゆ

る諸色とである云云」と区別をしないで説かれているのは〔どうなるか〕。翻って思うに、其〔色〕は諸の漏の対治ではないから、有漏であると説かれたのである。何となれば、漏の対治は或る特殊な心・心所であるからである、と。もしそのようであるならば、見方の相異によって云云とは、その同じ阿羅漢の色と及び外〔なる色〕とが、諸の漏の対治ではないから有漏でもあり、諸の漏の所依ではないから無漏でもある、というのである。そしてそのようであるならば、特徴が雑わることになるであろう。だから過失である。凡そ諸の色であってとは、凡そ諸の色なる処であって、という意味である。云云乃至、凡そ諸の法であって、有漏であり有取であるところのものは、心の栽覆の事である、と説かれているから、諸の無漏なる色処もある、というのである。それでは、それら有漏であり有取である諸〔色〕とは何であるか。凡夫の諸色である。（梵文三五六頁一行）諸の漏の所依であるからであり、またそれら〔諸漏〕の対治ではないからである。無漏なる諸〔色〕とは何であるか。阿羅漢の諸色と、及び外なる諸〔色〕とである。諸の漏の所依ではないからである。このことは法としてのあり方（dharmatā）であるからであるとは、無始時以来の諸法の功能である〔からである〕。或る特殊な功徳によってとは、〔四〕静慮と〔四〕無量等の、或る特殊な功徳によって、である。及び或る特殊な利益によってとは、或る特殊な身体（śarīra）の色つやと力等によって、である。彼〔受者〕を縁ずる云云とは、此〔意思〕はかの受者を所縁として有するから、そのような此〔意思〕が彼〔受者〕を縁ずる施の意思であって、其〔意思〕によって熏習せられた

〔施者の〕相続が、果を引き起すことの因である微細な転変の差別を得するのである。どのようにしてそうなるかとは、どのようにして更に多くの果を生起せしめるものとなるか、という趣旨である。何となれば、この場合〔施物の享受者が施物を受用するのであって〕施者において施物が受用せられるのではないからである。〔その施物とは〕それを受用することによって、「享受者〔が得るところ〕の或る特殊な功徳と及び或る特殊な利益とによって、施者が〔施した時の善心とは〕異なった意(こころ)をおこしていても云云、乃至、〔果を引き起すことが〕できるものとなる」〔といわれ〕、或は「乃至福が続起するのみである」と〔言われたものである〕。彼を縁ずる意思を数習することに由ってとは、〔例えば〕如来とその聖弟子とを縁ずる意思を数習するに由って、〔その意思によって熏習せられた施者の〕相続が微細な転変の差別を得し、其〔転変の差別〕によって、〔施者の相続が〕未来において更に多くの果を引き起すことができるものとなるのである。動いているときと、止まっているときと、目覚めているときに、このようであることは合理的であるが、しかし眠っているときにはどうして〔このよう〕であるか、というならば、それ故に「夢中においてすらそれら意思は随逐するものとなる」と言ったのである。けれども毘婆沙師である無表論者にとっては、無依の福業事においては表は存在しないのであって、ただ単にそれを聞いてから、大いなる〔また〕善なる喜びと歓喜とに達するだけであるから、そこ〔なる無依の福業事〕において、どうして無表があるだろうか。かの聞者には表も三昧も有り得ないからである。何となれば、

無表は表或は三昧より起るはずだからである。諸の有依〔の福業事〕においても亦云云とは、園林を布施する等においても亦、彼を縁ずる意思を数習することに由って〔福が増長するの〕である。「此の意思は受者を所縁として有するから〔云云〕」というのは、前と同じである。〔難じて〕曰く「もし有依〔の福業事〕においても亦、同じように、しばしば其れを縁ずる意思を数習することに由って〔福が増長するの〕であるならば、もしそのようであるならば、経中に云云」と。無量心三昧をとは、慈等〔の四無量心〕と相応する〔三昧〕を、である。特殊な意思とは、其れを縁ずる意思がなくても、施者には無量なる福の滋潤がある、と示すのである。所作の果が完了するときという中で、所作とは根本業道の加行であり、果とは根本業道であって、其〔根本業道〕が完了するときである。同じこの道理があるとは、自分の加行によって、他の人びとを殺害することの特殊性に随って、行為者の上に微細な相続の転変の差別が生ずる、というようにすべてが〔同じで〕ある。果の上に仮りに因〔の名〕を立てるからであるとは、相続の転変の差別が業道である、というとき、相続の転変の差別は果であり、業道は因である。此の身・語の加行なるもの、それこそは意思を相とする業の道であるから、「かの果の上に業道〔の意味〕がある」といって、仮りに因〔の名〕を立てるのである。けれどもかの相続の転変の差別に、身に属すると、語に属すると〔の区別〕があることは、それらの所作の果であるからである。身と語との所作の果であるからである、という意味である。〔それは〕あたかも無表論者の無表と同じであるとは、〔それは〕あた

かも、無表論者である毘婆沙師たちにとっては、「無表が業道である、と言われるのである。果の上に仮りに因〔の名〕を立てるからである。けれども身に属する〔無表〕と、語に属する〔無表〕と〔の区別〕があることは、それら〔身・語〕の所作の果であるからである」というのと同じである。

大徳は、（梵文三五七頁一行）無表は実体（dravya）ではない、ということを別の方法（prakāra）によって示そうとして、「諸の取蘊に対して云云」と言ったのである。有情数である現在の諸蘊に対する三時の意思によって、能殺者は殺生罪に触れる、という。どのような三時〔の意思〕によってであるか、というならば、「『〔私は〕殺そう』『殺す』『殺した』という〔考え〕が此の者に起ったとき」と言ったのである。それで、このようにしてここでは「意思のみが業である」と説かれていることになる。軌範師〔世親〕は、大徳の意見が或る部分は承認せられてあるが、或る部分は承認せられていないことを示そうとして、「けれどもこれだけで〔業道が完了するの〕ではない云云」と言ったのである。もし或る者が「〔汝〕わが母を殺せ」と、このように命じたと仮定しよう。そして〔命を受けた〕殺者が立ち去ったとき、「わが母は彼によって已に殺された」と、このよう〔な思い〕が彼に起ったと仮定しよう。すでに殺されたと妄信している彼にも、無間業があるはずであるのに、〔そのようなことは〕是認せられない。それ故に、「自分で〔今〕殺している者は」と、大徳によって区別して説かれるべきである。それ故にこそ「けれども、自分で〔今〕殺している者に云云」と、言ったのである。これだけの意思が現行するとは、「〔私は〕殺そう」「殺

す」「殺した」という〔意思〕である。道理にかなったもの（yukta-rūpa）とは、或る人びとは〔次のように〕説明する。「『道理にかなった（yukta）』のが、即ち『道理にかなったもの（yukta-rūpa）』であるから、同じその意味を表わすために、『もの（rūpa）』という接尾語をつけたのである。『名前（nāma-dheya）』〔という語〕の如くであって、『名（nāman）』が即ち『名前（nāma-dheya）』であるのと同じである」と。[30]或はまた、「最も勝れたもの（praśasta-rūpa）」が「道理にかなったもの」である。或は、〔「もの（rūpa）」とは「自性（svabhāva）」であって、〕道理にかなった、「もの」〔即ち〕「自性」を有するから、「道理にかなったもの」である。それと全く同様に現に明了にされていないとは、無表が理解し難いものであるが如く、全く同様に、相続の転変の差別も亦〔理解し難い〕、というのである。心に由来する身の加行によってとは、心を先きとする身の加行によって、という意味である。それら〔二〕とは異なったものであるとは、心・身〔の二〕とは異なったものである。或るものによって造られた加行より起された（-prayoga-saṁbhūtā）とは、或る〔心・心所〕によって造られた（yena kṛtaḥ）のが、或るものによって造られた（yat-kṛtaḥ）である。或る〔心・心所〕によって造られた加行より起された（prayogāt saṁbhūtā）、所作の完了があるとき〔と〕は、業道の完了があるときであって、〔そのとき〕加行を造った同じ其の心・心所の上に、彼を因とする〔即ち〕かの加行を因とする相続の転変が起る、というのは、満足となる。「我々にとって」〔満足となる〕というのが、言〔外〕の余〔意〕である。そして

〔満足となる理由は、〕心・心所の相続より、未来において果が生ずるからであって、無表〔より果が生ずるから〕ではない。〔心・心所の相続から果が生じて、無表からではないから〕何か。「満足となる」というように〔文章が〕続くのである。「表が存在しないのであるから」という、かくの如き等が〔と〕は、等起せしめる法〔即ち表〕が存在しないのであるから、等起せしめられるべき法〔即ち無表〕も存在しない、という意味である。[32]「無表は実体としては存在しない」という、このことが〔これで〕成立した。「等」という語によっては、「誓限[33]をなして為さないことに過ぎないから」「過去の諸大種に依って仮立したのであるから、〔而も〕それら〔過去の諸大種〕は現に存在しないということ」等〔が含まれる〕。

それが即ち法処所摂であるだろうとは、「静慮[34]〔を修する〕人びとに、三昧の威力によって、三昧の対境である色が生ずる」と説かれたところのものであって、〔それは〕無見であり、また無対であるからである。願わくば語れとは、[35]『逆らわない』という意味の『願わくば（aṅga）』の語があるとき、動詞のアクセントを保存する」と誦せられる。さあ、先ず語れ[37]というのである。他の人びとは「来たれ、先ず語れ[38]」という意味であると〔いう〕。それ故に因の上に云云とは、このようであるから、それ故に、因である無表の上に、因より生じた〔果の名〕を仮立するから、〔即ち〕正語等〔の名〕を仮立するから、無表の上に彼[39]〔正語等〕の名称が用いられるのである。正語と〔正〕業と〔正〕命の名称が用いられるのである、という意味である。意欲と依身とという中で、意欲〔と〕は、殺生等を為さない、とい

う意欲である。或は信（śraddhā）等の意欲である。依身〔と〕は、依身の転変すること（parāvṛtti）である。それ故に、（梵文三五八頁一行）意欲と依身という因の上に、因より生じた〔果の名〕を仮立〔して〕、〔即ち〕正語等〔の名〕を仮立して、八道支が立てられる、というのである。ただそれらを為さないだけのこととは、ただ邪語等を為さないだけのこと、である。それはどのようなことか、というならば、「此の者が云云」と言ったのである。もしただ為さないだけのことが支であるならば、それはどうして無漏であるか、というならば、「それはまた無漏道に依止して獲られるから、無漏である」と言ったのである。もしただ為さないだけのことが支であるならば、そのように実体として存在するものではないのに、どうして八支があるのか、というならば「何となればすべてにわたって云云〔乃至〕ないからである」と言ったのである。方便を先きとしてとは、戒を執持するための方便を先きとして、である。〔受戒の時の善心とは〕異なった心のときは、律儀に住してはいないことになるだろう、というならば〔と〕は、もしかの意思が律儀であるならば、その意思の心（cetanā-citta）とは異なった心のときは、律儀に住してはいないことになるだろう。身・語をして律儀に住せしめる因[40]である意思が、そのときないからである。そうではない。其れを修習するによって云云とは、これはそのようではない。其れを修習するによって〔即ち〕心[41]の相続を修習するによって、所作時において[42]〔即ち〕殺生等の心が現在前したとき、念じつつあるものに〔即ち〕「私は殺生等を離れている」という念が現在前した者に、其れが現在前するから、〔前に述

べたような」そのような意思によって、身と語とが律儀に住するのである。其〔意思〕が現起するからである。以上それだけの義の〔示す〕ものが、即ち其れを受持することであるとは、どうしてであるか(kathaṁ)。「此の者は〔悪業を〕造らないという誓言を随念して、犯戒を為さないであろう」ということ〔それだけの義〕である。誰も失念して学〔処〕を破る者はないであろうとは、犯戒を遮防する堤塘の如き此の無表がそのとき存在するからである。

註(1) 有部が無表業の実有であることを論証する、その第二証を、経部が会通しているのであるが、第一証において同様な仕方で無見無対の色が問題となったとき、経部はこれを「三昧の威力によって生した、三昧の対境である色」を意味するものとして、これを会通した。それで今の場合も「三昧の威力より生した色」というのは、「三昧の対境である色」〔但しいまの場合は無漏定に限られる〕を言うものである、とも考えられる。現に『宝疏』でも法宣師の『倶舎論講義』(巻五・四二頁)でも、そのように解釈しているし、真諦訳『倶舎論』にも「是汝所説由レ説二無流色一故有二無教色一此義同レ前。此色由二定威力一生在二無流定中一為二境界一故観行人説レ此為二無流色一」(大・二九・二二七a)とあって、同様に見ている。〔チベット訳と玄奘訳とはこの点が明瞭でない〕。ところが称友はこれを「無漏の定中における依身」と解釈している。即ち三昧の威力によって或る意欲(āśaya)と依身(āśraya)とを生ずるとせられるが、意欲は色法ではないから、ここでは依身のみが意図せられていると見られる。そしてここに「依身」とは、「依身が転変すること(parāvṛtti)である」と見ているようである。(『称友疏』三五七頁終、本書六四頁)。恐らく、有漏の依身が転じて無漏の依身となることを指すのであろう。有部の立場では、依身は常に有漏であって、無漏の依身は許されないが、いまは経部の説を述べているのである。

(2) khila; tha ba; 栽は「不毛の地」「頑固」の意味であり、mraksa は「覆蔵」の意味である。後者をチベット訳が sbags pa(穢)

と訳しているのは、mrakṣa の語根 √mrakṣ には「塗り汚す」の意味があるからである。

(3) ここの所の玄奘訳は「前縁施思」と読むべきであることは、この梵文によって明かである。

(4) チベット訳には「別法である無表が」とある。

(5) 『光記』の第一解と『法宣師の講義』（五巻四七頁）と国訳の脚註とは、「亦」を受者の徳・益の差別に亦するものとして、「単に受者の徳・益の差別によるのみに非ず、又数々施者がその施物を縁ずる〔実は『受者を縁ずる』でなくてはならない〕勝れたる思の心所の力にて云云」（国訳）と言っているが、どうであろうか。『光記』の第二解は「亦」を無依の福業事に亦する解釈であって、称友もそう見ており、文章を素直に読めば、この方がよいように思われる。

(6) 梵文は tad-ālambane cetanā- であるが、シャーストリ本及び『称友疏』によって、これを tad-ālambana-cetanā- と訂正する。

(7) 玄奘訳には「調善法」とあり、これを従来は「定」と解している。（『国訳』の脚註、『法宣師の講義』五巻四七頁参照）。

(8)(9) チベット訳には「等流（nisyanda）」とあり、真諦訳にも「流」（大・二九・二三七b）とある。

(10) 「能教者」とは、「汝行きて殺せ」という命令を与えた人のことであって、「加行」とはその命令のことである。従って「能教者」は「加行者」である。

(11) 梵文 samante'pi を、チベット訳によって santatir api と訂正する。

(12) 安慧・満増の疏によれば、大徳の説は「無表を認めないで（但し安慧は否定の語を脱す）、意思のみが業道である」と主張するものである。

(13) 「心に由来する」とは、「心を先きとする」（称友・安慧・満増）、「心の因を有する」（安慧・満増）、という意味である。玄奘訳は、これに相当する前後のところが混乱していて、理解しにくい。舟橋著『業の研究』二二九頁参照。

(14) 「所作」とは、安慧・満増によれば、「業道」のことである。

(15) これを「心・心所」と理解しているのは称友であって、安慧・満増によれば「心」である。従って安慧・満増は次の「同じ其」を、「同じ其〔なる加行者の心〕」と理解している。

(16) 「所作」とは称友・安慧・満増によれば、「業道」のことである。

(17) 「彼」を「加行」と理解しているのは称友である。安慧・満増によれば、「完了した所作」である。

(18) 『倶舎論』一三（大・二九・六九b二六）、梵文一九七頁二一行、本書五三頁。

(19) 玄奘訳の「正在レ道時」では不充分。真諦訳の「若人入レ観レ道」（大・二九・二一七c）の方がよい。

(20) プラダン本には aṅgaṁ とあるが、『称友疏』及びシャーストリ本の訂正によって、aṅga とする。

(21) 註(19)参照。

(22) 梵文 dravyamanto（実体を有する諸〔法〕）を、チベット訳によって、dravyasanto と訂正する。

(23) 「其れを」とは、『称友疏』の梵文によれば「心の相続」であり、同チベット訳によれば「心・心所の相続」である。しかし真諦訳には「由レ数レ習レ此故意」とあるから、これによれば「其れを」とは「故意」即ち「意思（cetanā）」である。（玄奘訳にはただ「由二熏習力一」とのみある。）安慧・満増の疏によれば、「意思を体とする心を修習する」と見ているもののようである。即ち曰く。「『そうではない。其れを修習するによって』とは、かの先きなる意思によって、心の相続において、其れを自性とする『心』と言われるものの、未来なるものを生ぜしめて、種子として別のものであるところの其れの体の修習によって、ということである。」（安慧）満増は、側線の部分のみが次のようであって、他は同じである。「が生じ、来り、生ぜしめたとき」

(24) 「其れが」とは、称友によれば、「私は殺生等を離れている」との念を指すもののようであるが、ここの所を真諦は「是人憶二本故意一護持」と訳しているから、これによれば、「念」とは「さきの故意即ち意思を念ずること」である。けれども「さきの意思」とは「殺生等を離れよう」と決意するところの意欲のことであるから、結局は同じ意味である。玄奘訳には、ただ「憶」

とのみある。

(25) 「其れを（tasyāḥ）」とは、有部が堤塘戒の体性とする無表（a-vijñapti）を指すのであろうか。即ち、〔悪業を〕造らないという誓言を繰り返し念じて、犯戒しないということだけで、堤塘戒である無表を受持することの説明はつく、というのである。

(26) 梵文 pratighaṁ を、チベット訳によって sa-pratighaṁ と訂正する。

(27) チベット訳が「汝の無表も亦」と訳して、「汝の」を補っているのに拠った。

(28) 梵文 sapratigrāhakam を sa pratigrāhaka と訂正する。同頁一九行の同意文参照。

(29) 梵文 sūtram をチベット訳によって sūtra と訂正する。

(30) 梵文 etad- を、チベット訳によって a-tad- と訂正する。

(31) 荻原本脚註にあるように、atha vā を補った。

(32) 『倶舎論』一三（大・二九・六八c二六）、梵文一九六頁四～五行、本書三九頁。

(33) 『倶舎論』一三（大・二九・六八c二六～七）、梵文一九六頁五行、本書三八頁。

(34) 『倶舎論』一三（大・二九・六九b一～二）、梵文一九七頁五行、本書五〇頁。

(35) 荻原本の梵文は ācakṣeti となっているが、シャーストリ本及び梵文『倶舎論』によって ācakṣveti と訂正する。

(36) パーニニ文典八・一・三三参照。

(37) 註(35)と同じ。

(38) 註(35)と同じ。

(39) 梵文 tadā vyākriyate を、梵文『倶舎論』によって、tad-ākhyā kriyate と訂正する。

(40) 荻原本の yathā cetanā yā を、シャーストリ本及びチベット訳によって、yayā cetanayā と訂正する。

(41) チベット訳には、「心・心所の相続」とある。

(42) 安慧・満増は「殺生等の加行のときに、である」と註釈している。

(43) チベット訳は次の通りである。「いかにしても（ci nas kyaṅ）、〔悪業を〕造らないという此の誓言を随念して……」

(44) 梵文 bhidyād は bhindyād の誤。

### 第四項　世親の帰結と毘婆沙師の正説

梵文一九九頁九行
広く説くのは必要がない。毘婆沙師たちは、無表色は別の実体として間違いなく存在する、と〔いう〕(1)。

註(1) 玄奘訳だけには、最後のところに「是レ我ガ所宗ナリ」という文が附加されている。

## 第五節　業と大種

### 第一項　表・無表の性としての大種

梵文一九九頁一一行
もし〔無表色が別の実体として間違いなく〕存在するならば、それはまた「大種所造である」と説かれていたが、それは表の大種のみに依って無表が生ずるのか、または他の諸〔大種〕に〔依って生ずるの〕か。其〔無表〕は他の諸大種のみに依って生ずる。何となれば、その同じ〔四大種の〕和合が微細な果を有するものでもあり、また粗大な果を有するものでもある、ということは道

理に合わないからである。

称友疏　梵文三五八頁一七行
何となれば、その同じ〔四大種の〕和合が云云とは、表〔色〕の所依である地界等の〔四〕大種のその同じ和合が、無見・無対の無表〔色〕を果とするが故に、微細な果を有するものでもあり、また有見・有対の表〔色〕を果とするが故に、粗大な果を有するものでもある、ということは道理に合わない。それ故に、無表は〔表の大種とは〕別の諸大種のみに依って生ずる。

## 第二項　無表と大種との前後

(1)梵文一九九頁一三行
実に彼〔無表〕は、表が(2)起っているその〔同じ〕時、起っている〔無表の四〕(3)大種のみに依って生起するのか。すべての所造色は、大部分はそのようである。けれども現在と未来との或る〔所造色〕は、過去の〔四〕大種に依って〔生起する〕。それでは、それは何か、というならば、

欲界繫（kāmāpta）の無表は、〔初〕刹那より以後は過去の〔大〕種より生ずる。（四偈）

欲界繫（kāmāvacara）の無表は、初刹那より以後は、過去の〔四〕大種に依って生ずる。それら〔過去の四大種〕は、此〔欲界繫の初刹那以後の無表〕に対して、所依（āśraya）の意味をもつもの

として存在し、身の現在の〔四〕大種は、依止（saṁniśraya）の意味をもつものとして〔存在する〕。転（pravṛtti）と随転（anuvṛtti）との因であるから、順序に随って、恰も地上を回転している輪に対する、手の押しやる力と地面の場所との如くである。

**称友疏**

（梵文三五八頁二二行）

表が起っているその〔同じ〕時云云とは、表が存在するその時が、表が起っているその〔同じ〕時である。このようなその時、諸大種も起っている。表が生起しているその時、生起している〔このような四〕大種のみに依って、無表は生ずるのであるか。すべてのとは、すべての所造色〔即ち〕表〔色〕と、静慮と無漏との〔律儀〕に含まれる無表(5)〔色〕と、及び眼・耳・色・声等は、そのように同時の〔四〕大種のみに依って生起する。大部分はという語は、或る(6)欲界繋の無表を除かんが為である。それ故にこそ「現在と未来との或る〔所造色〕は、過去の〔四〕大種に依って〔生起する〕」と言ったのである。〔即ち〕現在の或る所造色は、過去の〔四〕大種に依って生起し、未来の或る所造色も、過去の〔四〕大種に依って生起する。それでは、このような状態にあるところの其の所造色は、何か、ということを示さんとして、

欲界繋の無表は、〔初〕刹那より以後は
過去の〔大〕種より生ずる、

と言ったのである。欲界繫の律儀等を受持するとき、〔初刹那の〕無表は倶生の〔四〕大種に依って生ずる。〔欲界繫以外の〕他の無表も亦、同様にそれら同じ〔倶生の四大種〕に依って生ずる。それら〔過去の四大種〕は、此〔欲界繫の初刹那以後の無表〕に対して、所依の意味をもつものとして存在するから、〔これ以外の〕他の諸の所造色の所依が現在の〔四〕大種であるように、同じように、彼〔欲界繫の初刹那以後の無表〕の所依は過去の〔四大種〕である。（梵文三五九頁一行）転と随転との因であるから順序に随ってとは、過去の〔四〕大種は、転の因であるから〔即ち〕引くこと（āksepa）の因であるから、所依の意味をもつものとして存在し、身の現在の〔四〕大種は、随転の因であるから〔即ち〕依処（adhiṣṭhāna）の因であるから、依止の意味をもつものとして存在する。恰も輪に対する云云とは、あたかも輪に対する手の押しやる力のように、此〔無表〕に対する転の因も同様である。あたかも〔輪に対する〕地面の場所のように、〔此の無表に対する〕随転の因も同様である。

註(1)　この一句を玄奘は「如二表与一レ大必メ同時生一ニ無表一モ亦然為レ有二差別一」と訳し、真諦は「無教所依四大与二有教一四大同時起不」と訳している。真諦訳は大体において梵・蔵文と一致するが、しかし適訳ではない。玄奘訳はたいへんくだいて訳している。いずれにしても、その問の設け方において、両者の間に少しく相異があるようである。ところで、いまここでは「表業とその所依の四大とが必ず同時である」ということは、直接問題とはなっていないが、それを玄奘訳では加えて、それと比較して、無表とその所依の四大との前後関係を論じている。これは所論の本筋ではないから、省いてもよい。およそ無表には、欲界繫のものと色界繫のものと無漏のものとがある。色界繫は定共戒〔静慮律儀〕の無表であり、無漏は道共戒〔無漏律儀〕の無表であ

る。この二つは定より生じた無表であって、表業から生じたものではないから、それと表の所依の四大との前後を言うことはできない。欲界繫の場合には、初刹那は、表と、表の大種と、無表と、無表の大種とが、ともに現在にあり、第二刹那になると、表と、表の大種と、無表の大種とは、過去に落謝して、無表のみが現在に残り、第三刹那以後も、表と、表の大種と、無表の大種とは、過去において常に同時であるのに、無表のみは現在にあり、或は未来にある、と考えられる。従って先きの玄奘訳に「無表とその大種とは同時であるか」とあった問に対しては、「必ずしも同時ではない」と答えなくてはならないが、真諦訳に「無表の大種と表の大種とは同時であるか」とあった問に対しては、「然り」と答えてよい。ところが真諦訳におけるその問に対する答は、「一切所造色云云」とあって、この問に対する直接の答にはなっていないと思われる。恐らく問の設け方に誤りがあるのであろう。

(2) チベット訳は、北京版もデルゲ版も「無表」となっている。

(3) この「大種」は「表の所依の四大種」であるかのように解され易いが、そうではなくて、「無表の所依の四大種」である。「表の所依の四大種」と「無表の所依の四大種」とはそれぞれ別であることは、直前に説き已っているからである。

(4) 梵文 saparivartamānasya を saṁparivartamānasya と訂正する。

(5) 別解脱律儀の無表と、不律儀の無表と、処中の無表とは欲界繫であって、これらについては次に述べるような相異があるから、これらを除いたのである。

(6) 荻原本では kiṁcit kāmā- となっているが、シャーストリ本によって kiṁcit-kāmā-と訂正する。

## 第三項　業と大種との地的関係

梵文一九九頁二〇行

さて何処に属する身・語業は、何処に属する〔四〕大種の所造であるか。

有漏の身・語業は

自〔地〕の〔四大〕種の所造である。

欲界繫の身・語業は、欲界繫の〔四〕大種のみの所造であり、同じように乃至、第四静慮地に属する〔身・語業〕は、其〔第四静慮〕地に属する〔四大種〕のみの所造である。

無漏〔の身・語業〕は、

〔その者が〕生れたそのところにおいてである。

けれども、無漏の身・語業は、或る地に生れて其〔身・語業〕を起すならば、其〔身・語業〕は其の地に属する〔四大種〕の所造である、と知るべきである。〔無漏法は（梵文二〇〇頁一行）〕界に堕せざるものであるから、また無漏の〔四大〕種は存在しないから(1)、及び其(2)〔四大種〕の力によって生ずるからである。

称友疏

〔過去か現在か未来かという（梵文三五九頁七行）〕時の決定を説きおわって、「さて何処に属する云云」と地の決定を問うのである。乃至、第四静慮地に属する〔身・語業〕はとは、無色〔界〕においては、〔四大〕種と〔四大種〕所造とが存在しないからである。界に堕せざるものであるからとは、無漏の身・語業は界に繫属しないものであるから、〔界の〕制約という点（niyamatas）はない、という趣旨である。もしそのよう

であるならば、何故に無漏の〔四〕大種に依って起らないのか、というならば、それ故に「また無漏の〔四大〕種は存在しないから」と言ったのである。それでは此〔無漏の身・語の無表〕にとって、〔四〕大種はどのような働きがあるのか、というならば、それ故に「及び其〔四大種〕の力によって生ずるからである」と言ったのである。及び〔四〕大種の力によって生ずるからである、という意味である。また何故に、心の力のみによって、其〔無漏の身・語の無表〕が生ずることにならないのか。所造色ではない、という過失に堕するからである。

註(1) チベット訳は、称友疏に引用されているものを含めて、「無漏の諸〔法〕より起れるもの（bhūta）なきが故に」と訳しているが、恐らく誤りであろう。

(2) 玄奘訳には「由(リテ)所依ノ力ニ無漏生(ズルガ)故(ナリ)」とあり、真諦訳にも「由(リテ)彼ノ力ニ生(ズルガ)故(ナリ)」とある。この「所依」を『光記』は「所依ノ身」と解釈し、従来はこの説が認められて来たと思われるが、称友・安慧・満増によれば、「所依」とは所造色の所依である大種のことである。即ち、無表色は他の極微所成の色法とは異なって、どちらかと言えば精神的な存在であるから、心に依って生じてもよさそうなものであるが、もしそういうことになれば「所造色」とは言われないことになるので、やはり大種の力によって生ずる、とせられるのである。安慧・満増の註釈文は次の如くである。「無漏の〔四〕大種は存在しないから、と言った。このようであるならば、そうならば、大種を待つことはないであろう、というならば、この故に、其〔四大種〕の力によって生ずるからである、と言ったのである。所造色は大種を待たないでは生じない。もし心の力のみによって生ずるならば、このものが所造色であるということを、害することになるであろう。」（側線の部分は本論の引用）

## 第四項　表・無表の類及びその大種

「表」「無表」と名づけられる〔二〕業は、(1)それら〔二〕の中で〔次のように〕知られるべきである。（梵文二〇〇頁一行）

無表は無執受（anupāttika）である。（五偈）

また等流であり、有情数（sattvākhya）である。

更にまた

等流であり有執受である〔大〕種より生ずる。

無(2)表は、等流の〔四大〕種のみに依って、また有(3)執受〔の四大種〕に依って起る。これは、定に入っていない地に属する〔無表〕の種類である。

定生の〔無表〕は、

所長養であり無執受であり無差別である〔四大〕種から生ずる。（六偈）

静慮と無漏との律儀の無表が、定生の〔無表〕である。其〔無表〕は、定(4)から起り所長養であり(5)また無執受である〔四〕大種に依って生ずる。また〔それら四大種は〕無差別なものであって、或る〔四大〕種に依って離殺生〔の無表〕が生ずるならば、同じそれら〔四大種〕に〔依って〕、乃至、〔離〕綺語〔の無表〕が〔生ずる〕。何故であるか。心のように〔大〕種に差別がないからで

ある。けれども別解脱律儀においては、それぞれ別々の〔四〕大種に依って、七の無表が起る。

これに反して表は等流であるが、しかし身に属するものは有執受である。それではこの表は生ずるときに、前の形〔色〕の相続を追い出してから生ずるか、或はまた〔追い出さ〕ない〔で生ずる〕か。またそのことから、どのような〔過失が〕あるか。もし追い出してから生ずるのであるならば、そうではない。異熟色が一旦断絶して再び継続するから、毘婆沙師の説(Vaibhāṣikīyam)ではないことになるだろう。また追い出さないで〔生ずる〕ならば、どのようにして〔四大〕(6)種の一つの集合体(saṃghāta)の上に、二つの形〔色〕が成り立つか。その時、全く別の、等流であるそれら〔四大種〕が生じ、それら〔四大種〕に依って表が起るのである。もしそのようであるならば、そのときは、〔身の〕それぞれの支分に依止して表が生ずるとき、その〔身の〕それぞれの支分は、〔以前〕より大なるものとなるはずである。其〔新たに生じた表色〕の〔四〕大種が、〔身の支分に〕(7)遍満するからである。またこれに反して遍満しない場合には、どうして全支分を動かして、表を生ずることができるであろうか。身に孔隙があるから、それら〔新生の四大種〕を容れる余地があるのである。

**称友疏**

梵文三五九頁一五行

無表は無執受である、

とは、〔無表は〕物的形体（mūrta）のものではないから、心・心所の依処（adhiṣṭhāna）的存在としては相応わしくないが故である。

また等流であり、

とは、善・不善であるから、異熟生ではない。

無記の無表はない、[8]

と説かれているのに、他方において

異熟は無記法である、[9]

と説かれているから、異熟生は無記であるが故である。所長養でもない。積集することがないからである。必然の結果として等流である。有情の相続に含まれるもの（-patita）であるから

有情数である。

等流（niṣyanda）であり有執受である〔大〕種より生ずる、

とは、等流（naiṣyandika）であり有執受である大種より生ずる。〔定に入っていない地に属する無表は〕能等起の心を待つものであるから、また定に入っていない心による表に随うから、睡眠・定等によって長養せられた〔所長養の〕大種より生じたものではない。また同じ理由から、異熟生の大種より生じたものでもない。

定生の〔無表〕は

云云とは、静慮[10]と無漏との律儀の無表は、有漏と無漏との三昧より生じたものであるから、「定生」と言われる。また無執受である〔四〕大種に依ってとは、定に入っている心の力によって、かの身体において〔四大種が〕心に随転[11]するからである。何となれば、有執受の〔四〕大種は滅尽定等（梵文三六〇頁一行）の分位において、たとい心がなくても、起るからである。乃至、〔離〕綺語〔の無表〕がという「乃至」の語によっては、〔離〕偸盗と〔離〕邪婬と〔離〕妄語と〔離〕両舌と〔離〕悪口と〔離〕綺語と、以上が〔含まれる〕。心のように〔大〕種に差別がないからである〔と〕は、恰も其〔無表〕を生起せしめる心に差別がないのと同じように、其〔無表〕を生起せしめる〔四大〕種にも、全く差別がない。また〔四〕大種は、〔無表を〕保持するもの（ādhāra）という意味によって、無表の所依（āśraya）であるわけではない。それではどうか。其〔無表〕[12]を起さしめるという意味によって、である。それ故に

無差別である〔四大〕種から生ずる

という説が矛盾しないのである。けれども別解脱律儀においては、それぞれ別々の〔四大種〕に〔依って〕とは、心に随って起されるべきもの〔即ち随心転〕ではないからである。これに反して表は等流であるとは、〔表を〕引く力に随転するからである。しかし身に属するものは有執受であるとは、語に属するものではない、という意味である。何となれば、身[13]に属する〔表〕は、其〔表〕の所依である〔四〕

大種が、身の〔四〕大種と離れないで起るから、有執受である。けれども語に属する〔表〕は、それと離れて起るから、そうではない。

これに対して徴難がある。「これは論（śāstra）と矛盾している。何となれば、〔論の中に〕次のように説かれているからである。『ここに[14]優婆塞の五学処があるが、それらの中でどれだけが有執受で、どれだけが無執受であるか。〔答えて〕曰く、すべての学処は無執受である』と」。そのように解説したのは、無表を特徴とする学処を密かに意味して説いたのであるから、或は概括的な〔解説〕であるから、過失はない。

再び継続するから毘婆沙師[15]の説ではないとは、一の形〔色〕が生じたときにも、他の形〔色〕が滅[16]しないからである。どのようにして云云、乃至、二つの形〔色〕が成り立つかとは、相互に容れる場所を与[17]えないからである。其〔新たに生じた表色〕の〔四〕大種が、〔身の支分に〕遍満するからであるとは、表〔色〕の所依である〔四〕大種が〔身の〕支分に遍満するからである。またこれに反して、表〔色〕の〔四〕大種が遍満しない場合には、どうして全支分を動かして、表を生ずることができるであろうか。何となれば、「この者は身の一つの場所を動かして表を生ぜしめたのであって、全身を動かしてではないから、表〔色〕の所依である〔四〕大種は、其〔の身〕の支分を満さないで配置されている」と説くことは不可能であるからである。身に孔隙があるから、それら〔新生の四大種〕を容れる余地が

あるのであるとは、〔四大種が身の支分に〕遍満しても、支分が〔以前〕より大なるものとはならないであろう。孔隙があることによって、身に趣入するからである。その場合、その支分が肥大したり或は重くなったりすることはないであろう。〔表色の四大種は〕微細であるからである。

註(1) 梵文は tatra で、真諦は「此中」と訳し、チベット訳は de las（その中）と訳している。玄奘訳にはこれに当る語がない。

(2) 玄奘訳は「無表等流有受別異大生」と読むべきであって、国訳のように読んではならない。

(3) 梵文は原写本に ttāni とあるのを、citta-cai を直前に加えて「citta-caittāni 諸の（心・心所）」と訂正して読んでいるが、恐らく誤りであって、upā を加えて upāttāni（有執受〔の四大種〕に）と訂正すべきである。

(4) 玄奘訳は「依レ定所長養」と読むべきで、国訳のように読んではならない。

(5) 「無執受」に註して満増は次のように言っている。「それら〔四〕大種は根と離れてあるから、また心に繋属しないからである。何となれば、有執受〔の四大種〕は心を待たないでも生ずるからである」と。安慧もほぼ同様のことを言っている。

(6) 真諦訳には「於二一四大聚中一」とあって梵文と一致するが、玄奘訳には「一身処所」とある。玄奘訳において次に「有二別新生等流大種一造二有表業一不レ破二本身一」と言って答えているところから逆推すると、この玄奘訳は適当でない。即ち、いまは玄奘訳のように、極微所成なる二つの色法が一空間に同時に存在し得ないことを言うのではなくて、それら二つの色法の所依である四大種が、一具の四大種であることを前提として、（この前提は次の答では否定せられて、新生の大種が認められている。）その上で、極微所成なる二つの色法が、一具の四大種に依って存在することの不合理を指摘しているのである。

(7) 称友の疏によって理解すれば、次のような意味である。身体の一部分を動かして表業を生ずる場合でも、全身を動かして表業を生ずる場合でも、新たに生ずる表色の大種は全身に遍満する、と考えられる。何故なれば、もし遍満しないと仮定するならば、全身を動かして表業を生ずることはできないはずである。しかし実際はできるから、身体の一部分を動かして表業を生ずる場合

でも、その四大種は全身に遍満している。ところが、もしそのようであるならば、身体が新生の大種によって、それだけ大きくなるはずであるのに、実際はそのようなことはない。これはどのように理解すべきであるか、というのである。両国訳の脚註は『法宣師の講義』（五巻六七―六八頁）そのままであるが、誤りであろう。

(8)『倶舎論』業品七偈 a。

(9)『倶舎論』根品五七偈 a。

(10) 梵文 -anāsrava-ja-saṃvara- を -anāsrava-saṃvara- と訂正する。

(11) 荻原本の -vṛttivāt は -vṛttitvāt の誤。

(12) 荻原本の -bhū-jeti は -bhūtajeti の誤。

(13) チベット訳には「身に属するものは、身の大種と離れずして起るが故であり、その所依である〔四〕大種も亦有執受であるからである」とあるが、どうであろうか。

(14)『品類足論』一〇（大・二六・七三四 a）

(15) 荻原本の梵文 avaibhāṣikī 'yaṃ を、シャーストリ本によって avaibhāṣikīyaṃ と訂正する。

(16) 荻原本脚註によれば、原写本には「滅するからである」とあったのを、チベット訳によって訂正して、否定語 a を補ったのである。それでここの意味は、「一の形色」というのは「表の形色」であり、「他の形色」というのは「異熟色としての形色」である。そこで「表の形色」が生じたとき「異熟の形色」が滅することになるが、実際は「異熟の形色」が滅してまた続くということは有り得ない。「表の形色」が生じても「異熟の形色」は滅しない、というのが毘婆沙師の説であるからである、という意味である。

(17) 梵文には否定の語がないが、チベット訳によって否定語 a を加えて、avakāśādānāt として読んだ。

# 第六節　表・無表の性・界・地分別

## 第一項　三性門

梵文二〇〇頁二行
さて「実に、この業は見方の相異(paryāya 異門)によっては二種・三種・及び五種である。[1] 意思〔業〕と及び意思已〔業〕とで、〔二種である〕。更に意思已〔業〕は二種である。身〔業〕と語業とである。〔これら二業〕と及び意思〔業〕と〔以上で三種である〕。更に身業は二種である。表と名づけられるものと及び無表と名づけられるものとである。語業も同様である。〔これら四業と〕及び意思〔業〕と、以上で五種となる」[2]と説かれた。その中で無表は更に二種である。善と不善である。

無記の無表は存在しない。

何故であるか。その理由は、無記の心は力が弱いので、それ故に、彼〔表業〕が滅しても、なお続いて起るであろう力の強い〔無表〕業を引くことはできないからである。

梵文二〇一頁一行
他〔の業〕は三種である。

他の業は三種である。〔即ち〕善と不善と無記とである。その「他」とは何か。表と及び意思とである。

**称友疏**

梵文三六〇頁二四行

一種・三種及び五種であると説かれたとは、

それは意思〔業〕と、及び其〔意思〕によって造られた〔業〕とである、[3]

と説かれているから、二種であると説かれた。

意思は意業である。[4]

其〔意思〕から生じた〔業〕は、語〔業〕と身業とである、

と説かれているから、三種であると説かれた。

けれどもそれらは表と無表とである、[5]

と〔説かれて〕あって、身・語の〔二〕業には、表と無表とであることにおいて区別があるから、また意思を自体とする業を第五とすることに由って、五種であると説かれた。[6]

無記の無表は存在しない、

梵文三六一頁一行

とは、意味の上からすると「無表は善と不善とのみである」と説かれたことになる。力の強い業とは、無表を特徴とする〔業〕である。

註(1)〜(2)　チベット訳にも新旧の漢訳にもなくて、梵文だけにある。そして、そこに説かれていることは、称友の疏と重複している。

(3)　『倶舎論』業品一偈b。

(4) 『倶舎論』業品一偈ｃｄ。

(5) 『倶舎論』業品二偈ａ。

(6) 梵文は pañcasat-tvāt（五においてあるから）とあるが、これを pañcama-tvāt と訂正して読んだ。なおチベット訳には「第五は意業であるから」とある。

## 第二項　界地門

梵文二〇一頁三行

次に不善は欲〔界〕においてある。

不善の業は欲界においてある[1]、と知るべきである。それ以外のところには無い。諸の不善根と無慚と及び無愧とを已に断じているからである。これに反して、善と無記とはすべて〔の界〕においてある。遮止せられていないからである。その中で

色〔界〕においても亦無表がある。

「も亦」という語があるから、「欲〔界〕においても亦」というのである。諸の無色〔界〕においては〔無表は〕ない。〔大〕種がないからである。何となれば、身と語とが起るそのところにおいて、身と語との律儀があるからである。

**称友疏**

梵文三六一頁三行

「も亦」という語があるから、「欲〔界〕においても亦」というのであるとは[2]、「及び（ca）」という語

の意味をもっている「も亦（api）」という語によって、「欲〔界〕において」ということが引き寄せられ〔て、「欲界においても亦」という意味にな〕るのである。

註(1)　梵文は akuśalaṁ vastu karma で、「不善」と「業」との間に「対象物」「実体」を意味する vastu という語が入っているが、すべての訳に欠けている。或は khalu（実に）の誤りではないかも思われるが、いまかりにこれを削除する。

(2)　荻原本には iti-ca- とあるが、シャーストリ本によってこれを iti ca. と訂正する。なお荻原本が、ここに引かれた『倶舎論』の文章の一部を、偈の一部と見ているのは誤りである。

### 第三項　無色界に無表がない理由

梵文二〇一頁九行

もしそのようであるならば、此処〔なる欲界〕において〔無色の〕定に入っている者にも、〔無表が〕あるであろう。あたかも無漏の無表の如くである。そうではない。其〔無漏の無表〕は、界に堕せざるものであるからである。これに反して、無色界繋の無表が、不同類である〔四大〕種に依って生ずることは、相応わしくない。また無色定[1]はすべての色に背くが故に、色を生起せしめることができない。色想を制伏しているからである。毘婆沙師たちは「戒は犯戒の対治としてある。そして其の犯戒は欲界繋である。ところが無色の諸〔法〕は欲界に対して、所依と行相と所縁と対治とにおいて、遠いということによって、遠くにある。それ故に、其処〔なる諸の無色〕においては無表はないのである」と〔いう〕。

**称友疏**

梵文三六一頁五行

あたかも無漏の無表の如くであるとは、「ちょうど、先ずもって無漏の無表には無漏の〔四〕大種はない。けれどもそうではあるが、或る地に生まれて其〔無表〕を起すとき、その地に属する〔四〕大種に依って〔無表が〕起るように、同じように、先ずもって無色の〔四〕大種はないであろう。けれどもそうではあるが、或る地に生まれて無色〔の無表〕を起すとき、その地に属する〔四〕大種に依って、無色界繫の無表が生ずるであろう」というならば、そうではない。其〔無漏の無表〕は界に堕せざるものであるからであるとは、そうではない。此〔無色の無表〕の場合は、〔無漏の無表の場合とは〕等しくないからである。〔即ち〕無漏の無表は、欲〔界繫〕・色〔界繫〕・無色界繫である(2)〔とせられる(iti)〕諸の渇愛によって、自分のものであるとせられたものではないから、界に堕せざるものであるが故に、其〔無表〕に対して〔四〕大種は、界という点からしても或は地という点からしても、同類でもなければ不同類でもないことになる。だからそれ故に、或る〔界〕に生れたときは、其〔界〕において生じた〔四〕大種に依って〔無漏の無表が〕生ずる。これに反して、無色界繫の無表が、不同類である欲〔界繫〕・色界繫の〔四〕大種に依って生ずることは、相応(ふさ)わしくない。〔無色界繫の無表は〕界に堕せるものであるからである、という趣旨である。更にまた〔次のような理由がある〕。〔即ち〕また無色定はすべての色に背くが故に、色を生起せしめることができない。これに反して色地に属する(rūpa-bhūmika)

無漏定は、色を生起せしめることができる。無表を生起せしめること〔ができる〕、という意味である。何故〔にこのような差別があるの〕か。〔無色定は〕すべての色に背くが故である、という趣旨である。またどうして無色定はすべての色に背くのか、というならば、それ故に「色想を制伏しているからである」と言う。色想を離れているからである、という意味である。戒は犯戒の対治としてある云云とは、犯戒[3]は不善を等起するから欲界繋であって、其〔の犯戒〕を対治せんがために、無表を特徴とする色地に属する戒がある、というのは道理に合っている。もし、無色界繋〔の戒〕も亦同様であるだろう、というならば、それ故に「ところが無色の諸〔法〕は欲界に対して云云」と言ったのである。無色の諸〔法〕は欲界に対して、四〔種〕の遠いということによって、遠くにある。そして遠いが故に、無色に含まれた戒は、欲界の対治のためとしてはふさわしくない。また、四〔種〕の遠いということは[4]前に已に註釈せられたから、重ねて註釈せられない。そしてここにおける列証は、対治における遠いということ、である。

註(1)　プラダン本の ·samāpattur は、平川索引のように、シャーストリ本、『称友疏』の所引によって、·samāpattir と訂正する。

(2)　梵文にはここに iti が入っているが、チベット訳にはない。

(3)　チベット訳には「欲界繋の犯戒は、不善を等起するから……」とある。

(4)　『倶舎論』七（大・二九・三八c）、梵文一〇三頁二二行、『倶舎論の研究』（桜部）四〇六頁。『称友疏』荻原本三巻二四〇頁二九行以下、『和訳』三巻八八頁一行以下。

第四項　特に表色の界地について

表は〔二の〕有伺〔地〕においてある。（七偈）　梵文二〇二頁一四行

けれども表は〔二の〕有伺地においてある。〔即ち〕欲界と初[1]静慮とにおいてであって、それより上にはない。

欲〔界〕においても亦有覆はない。

けれども有覆〔無記〕の表は、欲界においても亦ない。梵世においてのみある。何となれば、大梵〔天〕にも諂（śāṭhya）より等起した語業がある[2]、と聞くからである。〔即ち〕実に彼〔大梵天〕は自分の眷属の中において、尊者馬勝を〔力の及ばないところへ〕祭り上げるために（kṣepārtham）、自分を祭り上げた（kṣiptavān）。それより上には語表がないのに、どうして其処に声処があるか。外の大種を因とするものがある。ところが他の人びとは曰く、「第二静慮等においても亦無覆無記の表はあるが、善〔の表〕はないし、染汚〔の表〕もない。何故であるか。その理由は、其処に生れた者は、かの〔善或は染汚の〕種類に属する、下地に属する心を現起しないからであるが、〔実は〕そのような〔心〕によって、〔彼は〕かの表を等起せしめるのである。〔下地に属する心は〕劣であるからであり、またすでに断じているからである」〔と〕。けれども〔毘婆沙師たちは〕前〔説〕

だけを善しとする。それでは何故に、梵世より上には表がないのであるか。また欲界においては有覆無記〔の表〕がないのであるか。

梵文二〇二頁一行
等起がないが故である。

何となれば、表は有尋有伺の心によって等起せしめられる。ところが其〔の有尋有伺の心〕が、第二静慮等においては存在しない。また修所断〔の心〕によって表が起されるのであって、見所断〔の心〕は内門転（antar-mukha-pravṛtta）であるから〔表を起すことはない〕。ところが欲界においては、其の有覆無記〔の修所断〕の心は存在しないからである。

**称友疏**

梵文三六一頁二六行
表は〔二の〕有伺〔地〕においてある、

とは、〔二の〕有伺地においてのみあると決定するための造文（ārambha）である。尋(3)求して伺察して〔それから〕語を発するのであるから、身・語業は尋・伺を先きとするが故である。

欲〔界〕においても亦有覆はない、

とは、ただ諸の無伺地において〔ない〕だけではない、と示すのである。梵世においてのみある、と説かれていることになる。それより上にはとは、梵世より上には、である。外の大種を因とするものとは、風(4)等の有する声処である。これは、表としての声を遮止することを主なる目的とする言い方であるが、梵文三六二頁一行
し

かし〔梵世以上の諸地の声処は〕、外の大種を因とするもののみではない。何となれば、第二静慮等において、手等の〔身の〕支分による声も亦有り得るからである。その理由は、もしそのようでないとすれば、論（śāstra）と矛盾することになるであろうからである。実に論には次のように説かれている。

「声[5]界を成就している者は誰か。〔答えて〕曰く、欲〔界繋〕・色界繋の者である。成就していない者は誰か。〔答えて〕曰く、無色界繋の者である」と。何となれば、非有情数なる外なるものを[6]成就しているとするのは、道理に合わないからである。

得[7]と非得とは自の個体〔心身の相続〕に含まれる

諸〔法〕についてある、

と説かれているからである。そしてこの同じ過失に対して答釈せんがために「ところが他の人びとは曰く」と〔言ったのである〕。第二静慮等においても亦表がある、というのである。〔その表は〕何れの地に属するか。初静慮地に属する〔とするならば〕、これはまさしく毘婆沙師の宗（pakṣa）であって、他[8]の宗ではない。

第二〔静慮地〕等においては、身・眼・耳の識と、

及び表を起すところのものとがある。

其[9]〔表を起すもの〕は初〔静慮地〕に繋属し、

またそれは不染汚と無記とである、

という宗義（siddhānta）があるからである。このようであるならば、そうならば他の宗では、〔表は〕第二静慮地等に属するものとなる。けれども其〔表〕は有記であるか、或は無記であるか、というならば、「無覆無記〔の表〕はあるが、善〔の表〕はないし、染汚〔の表〕もない」と言ったのである。其処にいる諸〔の有情〕が、相互に談合する等のことをしているとき、彼等に〔無覆〕[10]無記の表が生ずる。何故に善〔の表〕はなく、染汚〔の表〕もないのであるか、というならば、「その理由は其処に生れた者は云云」と言ったのである。〔即ち〕その理由は、第二静慮等に生れた者は、そのような種類に属する〔即ち〕善と染汚との種類に属する、下地に属する心を現起しないからであるが、〔実は〕そのような心によって、〔彼は〕善或は染汚の表を等起せしめるのである。何故であるか、というならば「〔下地に属する心は〕劣であるからであり、またすでに断じているからである」と言ったのである。〔即ち〕下地に属する善〔心〕は劣であるから現起しないのであり、「またすでに断じているからである」とあるから、染汚〔心〕も〔現起〕しないのである。〔それで〕意味の上からいうならば、〔ここに〕「下地に属する〔無覆〕無記心を現起し、其〔心〕によって彼〔表〕を現起せしめるのである」ということが説かれていることになる。〔従ってまた〕「下地に属する心によって、上地に属する表が起される」という、このことが説かれていることになる。〔ところが〕毘婆沙師たちは、そのことをそのようには容認しない。何と

なれば、かの表は初静慮地に属する心によって等起せしめられたのであるが故に、初静慮(11)〔地〕のみに属するからである。それ故に「けれども〔毘婆沙師たちは〕前〔説〕だけを善しとする」と言ったのである。ところが欲界においては其はとは、ところが欲界においては、其の修所断である有覆無記の心は存在しない。何となれば、欲界においては有覆無記の心は、有身〔見〕・辺執見と相応するもののみがある、と容認せられるからである。ところが、其〔心〕によって表が等起せられることはない。内門転であるからである。

註(1) ここに中間定を含めて理解すべきであるかどうか、について疑問がある　称友の疏を見ても〔中間定には尋がないから〕、また安慧・満増の疏に「伺を語るは一切の初静慮に遍満せんがためである」とあるところから見ても、中間定を含まないように見える。しかし『光記』は中間定を含めて理解している。

(2) 梵文は kāya-karma（身業）であるが、平川索引のように vāk-karma と訂正して読んだ。

(3) 『倶舎論』四（大・二九・二一b）、梵文六一頁五行、『称友疏』荻原本一三九頁一〇行。

(4) この風は、いわゆる仮の風大、即ち具体的な現実の風であって、実の風大ではないであろう。実の風大は声処とは全く別のもので、触処の中に含まれるが、現実の風にはそこに種々なる構成要素、例えば四大・四塵等が考えられる、その一つとして声処があるのである。

(5) 『発智論』（大・二六・九四七a一三）

(6) 成就（samanvāgama）は得の異名であるが、得は必ず有情数のものに対してのみはたらいて、非有情数のものに対してははたらかないからである。『倶舎論』四（大・二九・二一a）、梵文六二頁、『倶舎論の研究』（桜部）三〇二頁参照。

(7)『倶舎論』根品三六偈cd。

(8) 他の宗とは、さきに「他の人びとは曰く」とあったその「他の人びと」を指すのであろう。即ち毘婆沙師の説と他の人びとの説との相異は、上の三静慮において起す表を、その三静慮に繋属すると見るか（他の人びとの説）、初静慮に繋属すると見るか（毘婆沙師の説）、という相異であって、上の三静慮においても表があるとする点は、両者同じである。

(9) 梵文は tadā vyāptam であるが、チベット訳によって、これを tad ādy-āptam と訂正して読んだ。

(10)「無覆」は梵文になく、チベット訳から補った。

(11)「地」は梵文になく、チベット訳から補った。

## 第七節　三性の根拠

梵文二〇二頁五行

実に等起の力のみに由って、諸法に善と不善との状態がある、と知るべきであるか。〔答えて〕曰く、そうではない。それではどうなのか。四種〔の因〕によってである。〔即ち〕勝義によると、自性によると、相応によると、及び等起によるとである。その中で先ず

勝義による善は解脱である。

何となれば、涅槃はすべての苦の止息であり、それ故に極めて安穏であるから、勝義によって善である。無病の如くである。

自〔性〕による〔善〕は、根と慚と愧とである。（八偈）

三善根と及び慚と愧とは、自性として善である。他に相応と等起[1]とを待たないからである。良薬の如くである。

相応による〔善〕は、それらと相応せるものである。

それら同じ〔三〕善根・慚・愧と相応せる諸法は、相応によって善である。それらと相応しない諸〔法〕には善なる状態はないからである。薬の入った飲物の如くである。

等起による〔善〕は、行業（kriyā）等である。

それら同じ善根等と相応[2]せる諸法によって等起[3]せしめられた身・語業と、及び生[4]等〔の四相〕と得と滅尽・無想の〔二〕定とである心不相応行[5]とは、等起によって善である。薬[6]〔の入った〕飲物より生じた乳の如くである。けれども異類の心によって等起せしめられた諸の得は、どうして善であるか、ということが説かれなくてはならぬ。例えば、疑によって、また界に還来すると〔界を〕退堕することによって、善根を続ける場合の如きである。

そして善が説かれたのと

反対が不善である。

どうしてであるか。輪廻は勝義によって不善である。すべての苦が起ることを自体とすることに

よって、極めて不安穏であるからである。〔三〕不善根と無慚と無愧とは、自性として〔不善〕である。それらと相応する諸法は、相応によって〔不善〕である。それらによって等起せしめられた、身・語業と生等〔の四相〕と得とは、等起によって〔不善〕である。病気と毒薬等によって譬えられるべきである。もしそのようであるならば、それならば、いかなる有漏〔法〕も、無記或は善ではないことになるであろう。輪廻の中に含まれるからである。勝義によってはそのように説かれてはいるが、しかし或る有漏〔法〕があって、異熟に対して記述せられないときは、其〔の有漏法〕は無記であると説かれ、また可愛の異熟を有するときは、善であると説かれる。けれどももし、勝義によって無記であるものを尋ねるならば、そのときは

勝〔義〕によっての〔二の〕無記は

〔二の〕常である。（九偈）

二の無為〔法〕は絶対的に（niṣparyāyeṇa）無覆無記である。〔即ち〕虚空と及び非択滅とである。

次のことが考察せられなくてはならぬ。もし等起の力によって、身・語業が善・不善となるのであるならば、どうして〔四〕大種は〔そう〕ならないのか。〔答えて曰く、〕その理由は、作者の意向は業の上にあるのであって、〔四〕大種の上にあるのではないからである。〔難じて曰く、〕三昧に入っているときの無表の上には、〔作者の〕意向があるのではない。また、三昧に入っていないと

梵文二〇三頁一行

きの心は、其〔無表〕を等起せしめるものではない。異類の地に属するものであるからである。以上の如くであるのに、どうして其〔の無表〕が善となるのか。或は天眼と〔天〕耳も亦善となる、という過失に堕する。このことについて努力がなされるべきである。

**称友疏**

自性による（svabhāvatas）とは、自体による（ātmatas）、である。極めて安穏であるからとは、微量だにも安穏ならざるものに縛られることはないからである。実に、自性と相応と等起とによって善なるものは、極めて安穏なものではない、と説かれていることになる。〔それらと〕相応しない諸〔法〕には善なる状態はないからとは、善根等と相応しない心所等には善なる状態はないから、それらと相応するものが善であることが成り立つ。それら同じ善根等と相応せるものによってという中で、「等」という語によっては、慚と愧とが含まれる。薬〔の入った〕飲物より生じた乳の如くであるとは、薬〔の入った〕飲物を飲んだ牝牛から〔取ったところ〕の乳が、薬〔の入った〕飲物より生じた〔乳〕(7)である。けれども云云、〔乃至〕諸の得はとは、異類の心によって等起せしめられた善なる諸の得は、である。異類の心〔と〕は、善以外の〔心〕である。疑によって善根を続ける場合、〔そこに〕善なる諸〔法〕の諸の得があるが、それら〔の諸得〕は、まずもって般涅槃の如くに善なるものではない。〔般涅槃は〕(8)極めて安穏であるからである。また無貪（a-lobha）等の如くに、自性として善なるものでもない。其〔無

貪等〕を自性とするものではないからである。また受等の如くに、相応によって〔善なるもの〕でもない。不相応なるものであるからである。また等起によって〔善なるもの〕でもない。其〔善根〕を等起せしめた心は染汚であるからである。後有[9]を続けるときの生得の善なる諸得も亦、同じように説かれなくてはならぬ。どうしてそれらが善であるか、というこのことが説かれなくてはならぬ〔と〕は、このことについて努力がなされなくてはならぬ、という趣旨である。これに対して〔彼等は〕答釈する。

「それら[10]〔善なる諸法の諸得〕は、善根によって等起せしめられるべきものであるから、すでに未来の分位にあるときから善[11]なるものである。染汚の心〔即ちここでは疑〕によっては、其〔善なる諸法〕の得を遮止するものが除かれるだけで、其〔の得〕が善であることを引き起すわけではない」と。

すべての苦が起ることを自体とすることによってとは、すべての苦が起ることを、自体として〔即ち〕自性として有しているから、すべての苦が起ることを自体とする、である。そのことによって、輪廻は極めて[12]不安穏である。身・語業と生等〔の四相〕と得ととは、表と無表とを自性とし、不律儀と非律儀非不律儀とに含まれた身・語の諸業と、生等〔即ち〕生・老・住・無常性の〔四〕相と随[13]相とを自性とするものと、不善の諸〔法〕の諸得と、である。病気と毒薬等によって醫えられるべきであるとは、輪廻は病気によって醫えられるべきである。〔即ち〕病気の〔ような〕輪廻、という意味である。貪(lobha)等は毒薬によって醫えられるべきである。他に相応と等起とを待[14]たないからである。それらと相応する

諸〔法〕は、毒薬の入った飲物によって〔譬えられるべきで〕ある。身・語業と生等〔の四相〕と得とは、毒薬〔の入った〕飲物より生じた乳によって譬えられるべきである。もしそのようであるならば、それならば云云とは、もし輪廻が勝義によって不善であるならば、いかなる有漏〔法〕も、無記或は善ではないことになるであろう。有漏〔法〕は輪廻の中に含まれるからである。勝義によってはそのように説かれているとは、輪廻に繋属するすべては不善である、というこのことは容認せられている。しかし異熟に対して云云とは、もし或る〔有漏法〕があって、「これは有異熟である」と、異熟に対して記述せられないときは、其〔の有漏法〕は無記であると説かれる。それで〔ここに〕「もし或る有漏〔法〕があるとき、其〔の有漏法〕は極めて不安穏であるという点からは不善であるが、異熟に対して記述せられないという意味では無記である」と説かれていることになる。〔有漏の〕善も亦全く同様に、〔勝義によっては〕不善であるが、可愛の異熟を有するという点からは善である、と了解せられなくてはならぬ。

もし等起の力によって云云とは、ただ意思だけが善・不善である、というこのような趣旨によって、身・語業が善・不善であることを考察するのである。どうして〔四〕大種は〔そう〕ならないのかとは、善・不善であるということには〔ならないのか〕、である。何となれば、善・不善の心によって、身・語業とそれら〔身・語業〕の〔四〕大種とが、等起せしめられるからである。毘婆沙師は曰く、「その

理由は、作者の意向は業の上にあるのであって、〔四〕大種の上にあるのではないからである。〔即ち〕『〔我れは四〕大種を造ろう』という〔意向な〕のではない。それではどうなのか。『〔我れは〕この業を造ろう』という〔意向な〕のである。〔だから四〕大種には業のように、善・不善であるということがあるのではない」と。軌範師〔世親〕は曰く、三味に入っているときの無表の上には、「〔我れは〕無表を造ろう」という、作者の意向があるのではない。また三味に入っていないときの心は、其〔定生の無表〕を等起せしめるもの〔即ち「我れは無表を造ろう」と〕このような意向を固めるもの、ではない。地という点からしても、或は三昧に入っていないことからしても、異類であるから〔即ち〕等しくないからである。どうして、三味に入っているときの其の無表が善となるのか。其〔無表〕は〔四〕大種と同じように、善であるということにはならないであろう、という趣旨である。或は天眼と〔天〕耳も亦善となる、という過失に堕するとは、もしそのことを意図しなくても、無表は善となるならば、というのである。或はまた此〔の文章〕の関連は次の如くである。〔即ち〕もし、異類である、三味に入っていないときの心の力によって、其〔定生の無表〕が善となるならば、天眼と〔天〕耳も亦善となる、という過失に堕する。加行のときそれを意図することが有り得るからである。ところが、〔天眼と天耳との〕それら〔二〕は、善であるということはない。

耳と眼との〔二の〕神通は無記である

（梵文三六四頁一行）

と説かれているからである。

註(1) 梵文 ·samutthana· を平川索引の如く、·samutthāna· と訂正する。

(2) 玄奘訳には「等起善者謂身語業不相応行。以是自性及相応善所等起故」とあるが、「及」はあってはならない。「自性善と相応するところの善」の意味でなくてはならないからである。このことは次に説かれている譬喩によってみても明かである。即ち、薬（自性善）が直ちに乳（等起善）を引生するのでなくて、必ず薬の入った飲物（相応善）から乳を生ずるのである。

(3) 梵文 saṃupathapitāḥ をチベット訳デルゲ版によって、samutthapitāḥ と訂正する。

(4) 玄奘訳には「不相応行」とのみあり、真諦訳にも「心不相応諸行」とあるが、『光記』はこの梵文に示されているものを挙げて註釈している。『宝疏』はただ四相と得だけを挙げている。

(5) 梵文は saṃskāra-jāty· であるが、これを saṃskārā jāty· と訂正する。チベット訳欠。漢訳二本に有る。

(6) プラダン本の梵文 auṣadha-pāniya· をシャーストリ本及び『称友疏』の所引によって auṣadhi-pāniya· と訂正する。

(7) 「乳」は梵文になく、チベット訳から補った。

(8) 梵文には paramārtha-kṣematvāt（勝義によって安穏であるからである）とあるが、チベット訳に「〔それらの諸得は〕極めて安穏ではないからである」とあるのによって、artha を削除した。チベット訳のままの方が一層ふさわしいかも知れない。

(9) ここの意味は次の如きものであろう。生有は必ず染汚であるから（論一〇、大・二九・五四c、梵文一五一頁一六行）、次の本有において成就せられるべき生得の善〔即ち生れながらにして具えている善〕の得は、生有の心〔即ち結生心〕より等起したものとすることはできない。それ故にそれは等起善ではない。勝義善・自性善・相応善でないことは明了である。

(10) これはおそらく有部の答釈であろう。『順正理論』三六（大・二九・五四六b）に見える救釈の中に「以就彼法倶生得故密作是言、非異類心不作縁起故無有失。雖異類心亦為縁起而成善等非待彼心。」とあるのは、これに

あてはまるようである。

(11) 梵文には kuśala-mūlā（善根）とあるけれども、チベット訳によって mūlā を削って、kuśalā とした。

(12) 梵文 paramārthenā- を、チベット訳によって parama- と訂正した。

(13) 梵文 -lakṣaṇālakṣaṇa-（相と非相）を、チベット訳によって、-lakṣaṇānulakṣaṇa- と訂正した。

(14) 梵文 -apekṣatvāt（待つからである）を、チベット訳によって、 -anapekṣatvāt と訂正した。

(15)(16) 梵文には kuśalam とだけあるが、前にしばしば出ている同文と、チベット訳とによって、これを kuśalatvam と訂正した。

(17) 『倶舎論』智品四五偈 a b。

## 第八節　二種の等起

梵文二〇三頁九行

〔先きに〕「見所断の心は表を等起せしめない」と説かれたが、もしそうならば、どうして世尊によって「かの邪見より邪思と邪語と邪業とが生ずる」と、かくの如き等が説かれたのか。これは矛盾しない。

等起は二種である。

因〔等起〕と刹那等起と名づけられたものである。

等起は二種である。〔即ち〕因等起と及び刹那等起とである。〔刹那等起は〕まさしくその刹那に

おいて、其〔等起〕が有るからである。

二〔の等起〕の中で初めのは転起せしめるものであり、

第二のは随転するものである。（一〇偈）

因等起は転起せしめるもの〔転〕である。能く引発するものであるからである。刹那等起は随転するもの〔随転〕である。作業のときに随転するからである。もしそのようであるならば、其〔刹那等起〕には彼の作業に対してどのような能力があるか。実に其〔刹那等起〕がなかったら、此〔表〕は、すでに引発せられてあっても、あたかも死者におけるが如く存在しないであろう。もしそうならば、無心の状態にある者に律儀[1]が起るとき、どうしてあるか。そのときは、有心の者には〔表が〕一層明瞭であるから、〔刹那等起の〕能力は〔前に述べたところの〕此である。

またその場合において

見所断の識は転起せしめるもの〔転〕である。

見所断の心は表を転起せしめるものである。其〔表〕を等起せしめる尋と伺との、因由（nidāna）となっているからである。けれども随転するものではない。外門の心が作業を為すとき、其〔見所断の心〕がないからである。また其〔見所断の心〕によって等起せしめられた色は、見所断となるはずである。

〔色が見所断であったら〕どのよう〔な過失に堕する〕であろうか。阿毘達磨の権威が奪われたことになるであろう。色は[2]明とも無明とも矛盾しないから、見所断ではない。この命題は成立せられなくてはならない。もしそうならば、〔四〕大種も亦見所断となるはずである。（梵文二〇四頁一行）等しい心によって起されたものであるからである。そのようにはならないであろう。善・不善とはならないのと同じである。或はまた反対に〔見所断で〕あってもよろしい。そのようであることは不可能である。[3]何となれば、それら〔四大種〕が見所断であるということは道理に合わないし、また非所断であるということも〔道理に合わない〕。何故であるか。[4]不染汚の法は、明とも無明とも矛盾しないからである。それ故に経においては因等起に関して誦せられたのであるから、矛盾はない。

けれども修所断の意は両方である。

けれども修所断の意識は両方である。〔即ち〕転起せしめるもの〔転〕でもあり、また随転するもの〔随転〕でもある。

これに反して五〔識〕は

随転するもの〔随転〕である。（一一偈）

五識身はただ随転するもの〔随転〕のみである。だからこれは四句となる。〔即ち〕見所断の心は、ただ転起せしめるもの〔転〕のみである。五識身はただ随転するもの〔随転〕のみである。修

所断の意識は両方である。無漏[5]は両方ともない。

実に、転起せしめるもの〔転〕が、〔善等の〕様態においてあるとき、随転するもの〔随転〕も、それと全く同じ〔善等の〕様態においてあるか。これは断定できない。

実に転起せしめるもの〔転〕が善等であるとき、

随転するものも亦三種となるであろう。

転起せしめるもの〔転〕が善であるとき、随転するもの〔随転〕は善・不善・無記となるであろう。〔転が〕不善であるときと、無記であるときも、それと同様である。

牟尼にあっては等しい。

けれども仏・世尊にあっては、随転するもの〔随転〕は、転起せしめるもの〔転〕と等しい。〔転が〕善であるときは〔随転も〕善であり、また〔転が〕無記であるときは〔随転も〕無記である。

乃至[6]、善である。

或は、転起せしめるもの〔転〕が無記であるときでも、随転するもの〔随転〕は善となる。けれどもいかなる時でも、転起せしめるもの〔転〕が善で、随転するもの〔随転〕が無記となる、ということはない。何となれば、諸仏の教説は意気鎖沈[7]しているものではないからである。他の部に属する人びとは「諸仏には無記心はない。何となれば、諸仏の個体（心身の相続 saṁtatayaḥ）は常に

三昧に入っているから、善の一相続[8]であるによる。まことに経中にも〔次のように〕説かれている。

那伽（nāga）は動いているときも三昧に入っており、
那伽は止まっているときも三昧に入っており、
那伽は眠っているときも三昧に入っており、
坐っているときも亦三昧に入っている、

と。毘婆沙師たちは「此[9]〔仏〕の心に欲望がないために、〔心が〕散動しないが故に、そのように説かれたのであって、諸仏に異熟生と威儀路と変化との諸の無記心がないのではない」と〔言う〕。〔先きに〕「修所断の意は転起せしめるもの〔転〕でもあり、また随転するもの〔随転〕でもある」と説かれたが、そのすべては善・不善・無記である、と知るべきである。

けれども異熟生は両方とも、ない。（一二偈）　梵文二〇五頁一行

けれども異熟生心は転起せしめるもの〔転〕でもないし、また随転するもの〔随転〕でもない。功用（abhisaṁskāra）によらないで起る（vāha）からである。

そのような場合、表の〔善等の〕様態は、転起せしめるもの〔転〕の〔善等の〕様態に従うか、或はまた随転するもの〔随転〕の〔善等の〕様態に従うか。またこのことからどのような〔過失が生まれる〕か。もし転起せしめるもの〔転〕の様態に従うならば、ここ〔なる欲界〕においても亦、

有覆無記の表があることになるであろう。有身〔見〕と辺執見とによって、〔表が〕転起せしめられることがあるからである。或は、すべての見所断〔の心〕が転起せしめるもの〔転〕であるのではない、というように、区別が説かれなくてはならない。もし、随転するもの〔随転〕の様態に従うならば、不善〔心が起っているとき〕と、無記心が起っているときとの、別解脱〔律儀〕の表は善とはならないであろう。表の〔善等の〕様態は、転起せしめるもの〔転〕の、〔善等の〕様態に従うのであるが、しかし見所断〔の転心〕の〔善等の〕様態に従うのではない。修所断〔の転心〕によって中断せられているからである。もし、随転するもの〔随転〕の力によって、表が善等となるのでないならば、そうならば、次のことは説かれるべきではない。〔即ち〕「経中には因等起を密かに意味して説かれたのであって、刹那等起を〔密かに意味して説かれたの〕ではない。それ故に、ここ〔なる欲界〕においては有覆無記の表はない」と。〔これとは異なって〕[10]次のように説かれるべきである。〔即ち〕「他〔の心〕によって隔てられた因等起を密かに意味して説かれたのである」と。傍論は終った。

**称友疏**

「見所断〔の心〕[11]（梵文三六四頁二行）は内門転だから」と、このように説く人びとによって、〔先きに〕「見所断の心は表を等起せしめない」と説かれたが、もしそうならば、どうして世尊によって〔云云、乃至〕説かれたの

か、という所言の意味は、「それは世尊によって説かれたことと矛盾する」というのである。其〔世尊によって説かれたこと〕は何であるか、というならば「かの邪見より云云」と言われる。どうして見所断の邪見より、表を自性とする邪語と、及び同じ其〔表〕を自性とする邪業とが〔生ずる〕、と説かれたのか、というのである。

因〔等起〕と刹那等起
と名づけられたものである、

とは、因等起と及び刹那等起とが、因〔等起〕と刹那等起であって、「因〔等起〕と刹那等起」というように名づけられたものが

因〔等起〕と刹那等起
と名づけられたもの

である。名づけられたものとは、名が造られたもの、である。或はまた此のものには「因〔等起〕と刹那等起」という名（saṃjñā）があるから、因〔等起〕と刹那等起という名を有するもの（-saṃjñam）であって、因〔等起〕と刹那等起という名を有するものに為された（-saṃjñī-kṛtam）のが

因〔等起〕と刹那等起
と名づけられたもの（saṃjñitam）

である。因等起とは、このものによって等起するから、等起である。〔即ちこの場合の「等起」は、「等起させるもの」の意である。〕それは因でもあり、またそれは等起でもあるから、因等起である。刹那等起とは、彼[12]の刹那は作業の刹那であって、彼の刹那における等起が刹那等起である。まさしくその刹那において等起が実有であるからである〔と〕は、まさしくその作業の刹那において、刹那の等起があるからである、という意味である。能く引発するものであるからであるとは、能く生起せしめるものであるからである。もしそのようであるならばどのような云云とは、表[13]を起すという彼の作業に対して、其の刹那等起には〔どのような〕能力があって、そのために〔その刹那等起が〕そのとき「彼〔表〕に随転するもの」と言われるようになるのか。実に其が云云とは、実に其の刹那等起がなかったら、此の表は、因等起によってすでに引発せられてあっても、〔即ち〕生ぜしめられてあっても、あたかも死者におけるが如く、存在しないであろう。譬えば、或る者が「村へ行こう」として作業を引発しても、中途で死ぬと仮定するならば、その者には随転する心がないから、梵文三六五頁一行行くことがないが如く、それと同様である。もしそうならば無心の状態にある者に云云とは、もし、刹那等起がなかったら此〔表〕は、あたかも死者におけるが如く存在しないであろうならば、滅尽定を獲て〔今〕具足戒を受けつつあり、〔受戒のための〕身表をわが身に起しつつある者なら、誰でも、その時に滅尽定が現前しているのであるから、〔その者は無心の状態にあるわけであるが、そのような〕無心の状態にある者に律儀が起るとき〔即ち〕

最終時に属する羯磨説において、その律儀に含まれる身表が、どうしてあるか。刹那等起がないのに、どうして〔律儀が〕起るか、という意味である。このように矛盾を指摘せられたとき、「そのときは一層明瞭である」と言って、別の回答をよりどころとする。刹那等起によって有心の者には表が一層明らかであるから、彼〔刹那等起〕の能力は〔前に述べたところの〕此である。

見所断は転起せしめるもの〔転〕である、

とは、見所断はただ転起せしめるもの〔転〕のみである、というように限定せられる。それではそれは、どのようにして転起せしめるもの〔転〕であるか、というならば曰く、「其〔表〕を等起せしめる尋と伺との、因由となっているから〔即ち〕因となっているから、表を転起せしめるもの〔転〕である」と。けれども随転するものではない云云とは、かの随転する外門の心があって、其〔心〕が表を起す作業を為すとき、其〔のとき〕において、其〔見所断の心〕がないからである。その見所断の、転起せしめるもの〔転心〕がないからである、という意味である。それ故に其〔見所断の心〕は、随転するものではない。またここに「また其〔見所断の心〕によって等起せしめられた色は云云」という別の過失がある。もし見所断〔の心〕が彼(143)〔表〕に随転するものであるならば、あたかも修所断の心によって等起せしめられた身・語業が、修所断であるのと同様に、かの見所断〔の心〕によって等起せしめられた身・語の表色は、見所断となるはずである、と。〔色が見所断であったら〕どのよう〔な過失に堕する〕であろ

うかとは、難者が〔言うの〕である。阿毘達磨の権威が奪われたことになるであろうとは、毘婆沙師が〔言うの〕である。

不染汚[15]は見所断ではない。

色も〔見所断では〕ない、

と説かれているからである。更にまた明とも無明とも矛盾しないから、〔即ち〕かの色は、有身見等〔が明と矛盾する〕ようには見道である明と矛盾しないから――断ぜられていないからという意味である――諦を見た人びとも其〔色〕を成就しているから、色は見所断ではない。無明とも矛盾しないから〔非所断ではない〕。またどうして色は無明とも矛盾しないのであるか。その理由は「染汚と不染汚との色が現行する分位においては、或は其〔色〕の得の相続があるときには、無明は存在しない、また無明があるときには、彼〔色〕は存在しない」というようなことはないからである。無漏道の場合はこれと異なって、無明と矛盾する。異生の分位においては其〔無漏道〕が起らないからであり、或は其〔無漏道〕が起る聖者の分位においては、或る種の無明が断ぜられてあるからである。それでこのようにして、〔色は〕無漏〔法〕のように非所断である、のでもない。もし非所断でもなく、見所断でもないならば、必然の結果として修所断である、ということが成立している。他の人は曰く、「色は明と矛盾しない」という、この命題〔こそ〕が成立せられなくてはならないのである。何となれば、色は見所断であるとい

うことを認める者が、どうして色が明と矛盾しないことを容認するであろうか。毘婆沙師は曰く、「〔四〕大種も亦云云」と。〔即ち〕もし、見所断の心によって等起せしめられた其の色は見所断である、とするならば、もしそうならば、彼〔色〕の所依である〔四〕大種も亦、見所断となるはずである。なぜであるか。等しい心によって起されたものであるからである。何となれば、或る見所断の心によって色が等起せしめられてあるときは、その同じ〔心〕によって、其〔色〕の所依である〔四〕大種も、〔等起せしめられて〕あるからである。ところがそれら〔四大種〕がそのようであることは、ふさわしくない。〔四大種は〕不染汚無記〔即ち無覆無記〕であるからであり、また見所断の諸〔法〕は染汚であるからである。他の人は曰く、そのようにはならないであろう。〔四大種は〕見所断〔とはならないであろう〕、というのである。どうしてであるか、というならば、曰く、善・不善とはならないのと同じである。〔即ち〕或る善・不善の心によって、善・不善の色が等起せしめられてあるとき、その同じ〔心〕によって、其〔色〕の所依である〔四〕大種も等起せしめられてあるのに、身・語業を自性とするその色は善・不善であって、其〔色〕の所依である〔四〕大種はそうではない、とせられる、それと同じである。今度は同じ彼が〔言い方を〕逆にして、「或はまた反対に見所断であってもよろしい」と言ったのである。毘婆沙師は曰く、そのようであることは不可能である。「〔四大種が〕見所断であることは」〔不可能である〕というのが、言〔外〕の余〔意〕である。何故であるか。不染汚の法は、明とも無明とも矛盾しないから

（梵文三六六頁一行）

である。何となれば、不染汚の法は無覆無記と有漏の善とであって、無漏道である明とは矛盾しない。ところがそれと異なって、染汚の諸法は〔無漏道が起れば、その〕得が断ずるが故に〔明と〕矛盾する。けれども〔不染汚の法といえども〕、それを縁ずる煩悩の得を断じて〔初めて明と矛盾しない〕とすれば、矛盾は避けられない。また〔不染汚の法は〕無明とも矛盾しない。〔不染汚の法の〕得を断ずることによって、また其〔の不染汚の法〕を縁ずる煩悩を断[16]ずるという仕方によって、〔初めて無明と矛盾するとすれば〕である。そして〔四〕大種は不染汚である。ここに至って「或はまた反対に〔見所断で〕あってもよろしい」と説かれたことが、道理に合わない〔ことになる〕。それでこのようにして、ここに論証式が立つ。「染汚の色の所依である〔四〕大種は見所断ではない。不染汚であるからである。例えば、不染汚の心・心所法の如くである」と。それでこのようにして毘婆沙師は

見所断の識は転起せしめるもの〔転〕である、

ということについて、徴難と共に答釈を確立してから、「それ故に因等起に〔関して〕云云」と総結をなすのである。〔即ち〕「邪見より邪思と、乃至、邪業とが〔生ずる〕」と説かれたところのその経には、矛盾はない、というのである。転起せしめるもの〔転〕でもあり、また随転するもの〔随転〕でもあるとは、内〔門〕と外門とに転ずるからである。

これに反して五〔識〕は

随転するもの〔随転〕である、

とは、〔五[17]『識』はただ随転するもののみである、というように〕限定するのである。無分別のものであるからである。

無漏は両方とも、ないとは、転起せしめるもの〔転〕でもないし、また随転するもの〔随転〕でもない。三味に入っていることと、内門転であることとの故に、である。意気銷沈しているものではないとは、衰退することがない、のである。そしてこれは、māna（マーナ）という現在分詞を造る接尾語を終りとする語である。善の一相続（saṁtāna）とは、善の一連続（prabandha）、という意味である。仏・世尊は経中に、那伽であると説かれている。どのように〔説かれている〕か。如来[18]は「烏陀夷（Udāyin）よ、天を含み魔を含む世間において云云」と説いてから曰く、「身・語・意によって罪（āgas）を造らないなら、それ故に那伽（nāga 罪なき者）と言われる」と。罪を造らないとは、罪過を造らない、という意味である。此に欲望がないためにとは、此の仏の心に欲望がないために、〔心が〕散動しないが故に〔即ち〕諸の対象に向って動き出さないが故に、

梵文三六七頁一行
那伽は動いているときも三味に入っており云云

と、そのように説かれたのである。〔即ち〕彼〔世尊〕は四威儀において、動いているとき「〔我れは〕動いている」と、乃至、坐っているとき「〔我れは〕坐っている」という念が現前しているから、「常に

三昧に入っている」と言われるのである。

功用によらないで起るからであるとは、何となれば、行業（saṁskāra）〔即ち〕功力（prayatna）のないことが、功用によらないであって、功用によらないで起る（nirabhisaṁskāraṁ vahati）から、功用によらないで起る（nirabhisaṁskāra-vāhin）、である。そのこと〔が功用によらないで起ることであって〕、其〔のこと〕の故に、というのである。或は、すべての見所断〔の心〕が転起せしめるもの〔転〕であるのではないとは、もしすべての見所断〔の心〕が転起せしめるもの〔転〕である、と認められるならば、〔転心の善等に従って表の善等が決まるという〕このことは、その通りであるにちがいないが、しかしすべて〔の見所断の心〕が〔転起せしめるもの〕ではない。それではどうなのか。ただ邪見等のみが表を転起せしめるのであって、有身見等はそうではない。以上このようなことから、「或はすべての〔見所断の心が〕ではない」と言ったのである。「このようなものは転起せしめるものであり、このようなものはそうではない」というように、区別が説かれなくてはならない。不善〔心が起っているとき〕と、無記心が起っているときとのとは、具足戒を受けつつある者が、或る〔心・心所〕と相応することによって、不善〔心が起っているとき〕と、無記心が起っているときとの、合掌等の別解脱律儀の表は、善とはならないであろう。そのときの随転心は不善と無記とであるからである。転起せしめるもの〔転〕の、〔善等の〕様態に従うのである云云とは、表の〔善等の〕様態は、修所断の転心の〔善等の〕様態

に従って建てられるのであるが、しかし見所断の転〔心〕の〔善等の〕様態に従って建てられるのではない。何故であるか。修所断〔の転心〕によって中断せられているからである。〔即ち〕そのときの見所断の転〔心〕が、修所断の転〔心〕によって中断せられているが故である。どのようにしてか。例えば、「我（が）は有る」と、私によって、他の人たちに了解させなくてはならないと、以前にすでに決心して、それから、外門転であり修所断であり有尋・有伺であるところの発語心によって、「我（が）は有る」と語るが如き、かくの如き等である。それ故に、「転起せしめるもの〔転〕の〔善等の〕様態に従う云云」と〔言われるのである〕。それでこのようにして、見所断の転〔心〕の直後には、必ず善と不善と無記との修所断の同じ転〔心〕が生じ、そしてその力によって表は善等となる、というのである。これとは異なって次のように説かれるべきである云云とは、これとは異なって、他〔の心〕によって隔てられた〔即ち〕修所断〔の心〕によって隔てられた、因等起を密かに意味して説かれたのであると、このように説かれるべきである。間接の因等起を密かに意味して、という意味である。

註(1)　この「律儀（saṃvara）」を玄奘は「戒」と訳し、真諦は「無教戒」と訳している。一般に律儀と言えば、律儀無表を意味するのが普通であるが、ここではそうではないらしい。称友も安慧も「律儀に含まれる身表」と言っているから、身表業を指すものと見るべきである。玄奘訳の「戒」はこのような点を考慮に入れて訳したものとすれば、適訳である。一般に戒といえば、表業をも含むからである。真諦訳の「無教戒」〔即ち無表戒〕は、誤解をおこし易い。

さて刹那等起は表に随転する。このことは称友も明瞭に認めているし、『順正理論』三六（大・二九・五四七a）にも「若無（ヅンバ）

随転……表応レ不レ転」とある。それでここのところの意味は次のようである。もし「刹那等起がなければ表は起らない」というならば、具足戒を受けつつあるとき無心定に入れば、刹那等起の心はないことになるから、律儀に含まれる身表は起らないはずであるのに、実際は起るとせられるのは、どうしたわけか、という問難に対して、次のように答える。刹那等起によって有心の者には表がより明瞭に起るから、これから類推すると、刹那等起がなければ表は起らないと考えてよい、と。このような答釈とは異なるものが『順正理論』の連文に出ている。曰く「随転於レ表有二転功能一。無表不レ依二随転一而転。無心有二無表一転故。」と。刹那等起がなくても律儀の無表は起り得る、というのである。

(2) 真諦訳だけに、ここに「彼蔵云」という語が挿入されていて、次の文章を「阿毘達磨」の内容としているが、称友・安慧・満増によればそうではなくて、ここに「阿毘達磨」とは『倶舎論』界品四〇偈cdを指す。

(3) 以下チベット訳に混乱があるらしい。

(4) 玄奘は「以下一切種不染汚法与二明・無明一不相違上故」と訳している。国訳はこれを「一切種不染汚法」と読んでいるが、おそらく誤りであろう。一般に「不染汚法」といえば、無覆無記と善とがその中に含まれるが、ここでは有漏の無覆無記と有漏の善だけが意味せられて、無漏善は除かれているから（称友・安慧）、「一切の不染汚法」が「明・無明と相違しない」のではない。無漏善が無明と相違することは当然である。〔満増は、無覆無記だけをとって、有漏善も除いている。〕それ故に「一切種」の「種」は、「大種」を意味するものと見るべきである。従来もそのように解せられており、『宝疏』は「以下四大不染汚与二明無明一不相違上故」と釈している。

(5) 『順正理論』三六（大・二九・五四七b）によれば、有漏の定心も転・随転ではないから、この中へ加えなくてはならず、これに反して異熟生心は、転となることはないが随転となることは妨げないという。（『倶舎論』の玄奘訳は、ここで異熟生心のことに触れているが、チベット訳と真諦訳は後になってこのことを述べている。）『光記』と『宝疏』は、この順正理論の説を引用

して、これに対して更に「異熟生心は転でも随転でもない」とする『婆沙論』一一七（大・二七・六一〇b）の説を引用し、結局のところ『倶舎論』の説を肯定している。

(6) 梵文は śubhaṁ yāvat で、チベット訳は de dge ba（それは善である）と訳し、真諦訳では「或善」、玄奘訳では「無記／随或善」とある。「乃至（yāvat）」の表わす意味は、「いつでもそうだというのではないが、場合によってはそういうことさえ有り得る」ということであろう。

(7) 梵文は āmnāyamānā であるが、シャーストリ本のように、『称友疏』の引用によって、これを a-mlāyamānā と訂正する。

(8) 梵文は -eka-tāna であるが、シャーストリ本のように -eka-santāna と訂正する。

(9) ここの玄奘訳は「仏意若不レ楽二散心一」と読むべきであって、国訳のように「たのしまざれば」と読んではならない。次の「〔心が〕散動しない」ということは、称友の解釈によれば、「心が諸の対象を求めて動き出すことがない」という意味であって、従って「余心の起らないこと」（真諦訳）、「四威儀において能く常に定にあること」（玄奘訳）を意味するようになる。それは結局のところ、自覚的・有意識的に行・住・坐・臥することに他ならず、それを「常に定にあり」と喩説したのである、と称友は見ている。安慧・満増は「那伽は動いているときも三昧に入っており云云」の偈をもって、「仏には善なる転心より無記なる随転心が生ずることはない」ということに対する文証としている。

(10) プラダン本の脚註のように、括弧の中は称友疏の所引から補ったもの。

(11) 『倶舎論』一三（大・二九・七一a）。梵文『倶舎論』プラダン本二〇二頁三行、本書九〇頁。

(12) 梵文 tat-kṣaṇa-samutthāna を玄奘は「刹那等起」とのみ訳しているが、真諦は「共刹那縁起」と訳し、チベット訳も梵文を直訳している。「彼の刹那における等起」の意味である。以下の所説はそのことについての解説である。

(13) 荻原本の vijñapana- は vijñāpana- の誤。

(14) 荻原本の tad anu- は tad-anu の誤。

(15) 『倶舎論』界品四〇偈 c d、和訳（桜部）二一六頁。

(16) 梵文 -prahātavyena をチベット訳によって -prahāṇa-nyāyena と訂正した。

(17) 括弧の中はチベット訳によって補ったもの。

(18) 『中阿含』一一八経（大・一・六〇八b）竜象経。「烏陀夷、若有二世間天及魔梵沙門梵志一従レ人至レ天不下以二身口意一害上者、我説二彼是竜一。烏陀夷、如来於二世間天及魔梵沙門梵志一従レ人至レ天不下以二身口意一害上、是故我名レ竜。」パーリ『増支部』六・四三。なお「竜」は梵語 nāga（那伽）の訳である。

## 第九節　三種の無表

梵文二〇五頁一一行
けれども前に説かれたかの

無表は、律儀と不律儀と余との
三種であると知られるべきである。

〔即ち〕律儀と及び不律儀と、及びそれら二より以外の非律儀非不律儀とである。悪戒の相続を遮防し（saṁvaraṇa）抑制するのが律儀（saṁvara）である。

**称友疏**

梵文三六七頁一六行
無表は、三種である

### 第九節　三種の無表

云云とは、三種であると標挙してから

律儀と不律儀と余と

というように開示するのである。それは律儀であり、そしてまたこれは不律儀であるから、律儀と不律儀とである。それは律儀と不律儀とであり、そしてまたこれは余であるから、

律儀と不律儀と余と

という〔相違釈の〕合成語である。

## 第十節　律儀

### 第一項　律儀の種類

梵文二〇五頁一四行

更にその中で

律儀は別解脱と称せられるものと静慮生と、

同じく無漏とである。（一三偈）

律儀は三種である。〔即ち〕別解脱律儀は此処〔なる欲界〕にある人びとの、欲界繋の戒である。静慮律儀は色界繋の戒である。無漏律儀は無漏の戒である。

## 第二項　別解脱律儀

梵文二〇五頁一七行
更にその中で

別解脱と称せられるものは

八種である。

比丘律儀と比丘尼律儀と正学律儀と沙弥律儀と沙弥尼律儀と優婆塞律儀と優婆夷律儀と及び近住律儀とである。この八種の律儀は〔すべて〕別解脱律儀と称せられる。名称の上ではこれは八種である。

けれども実体の上では四種である。

比丘律儀と沙弥律儀と優婆塞律儀と及び近住律儀とである。このような此の別解脱律儀は、しかしながら実体の上では四種である。特色がそれぞれ決定しているからである。比丘律儀よりほかに別の比丘尼律儀はなく、また沙弥律儀よりほかに〔別の〕正学〔律儀〕と沙弥尼律儀は〔ない〕。優婆塞律儀よりほかに別の優婆夷律儀はない。どのようにして知られるか。

梵文二〇六頁一行
標徴に由って名が移転するからである。

標徴(liṅga)とは、それによって男である、女である、と標示せられるところの形(vyañjana 性)に対する名称である。何となれば、標徴に由って比丘・比丘尼等の名の移転があるからである。どの

ようにしてであるか。その理由は、形が転易したときに比丘は比丘尼と言われ、そして逆に比丘尼は比丘と〔言われ〕、沙弥は沙弥尼と言われ、そして逆に沙弥尼と正学とは沙弥と〔言われ〕、優婆塞は優婆夷と言われ、そして逆に優婆夷は優婆塞と〔言われる〕からである、と。形が転易したときに前の律儀を捨するための因縁が有るのでもなく、また前には無かった律儀を獲るための〔因縁〕が有るのでもない〕。それ故に、これら四の律儀の自性は三より別のものではない。もし人あって優婆塞律儀の後に沙弥律儀を受け、またその後に更に比丘律儀を〔受ける〕ならば、それらの諸律儀はあたかも五と十と二十との如く、また金貨一枚の価（dīnāra）と金貨二枚の価（śatera）との如く、遠離の増加と結合することによって、各各別別に名を立てるのであるか、或はまたそれら〔の律儀〕は全く相互に異なるものであって、全体を完備して生ずるのであるか。〔答えて〕曰く

相互に異なるものである。

それら〔の律儀〕は全く相い雑乱することなくして、それぞれに特徴を異にして生ずる。〔即ち〕三の律儀には三の離殺生があり、乃至、〔三の〕離飲酒がある。その他の諸〔の離〕も同様である。けれどもそれら諸〔の遠離〕にはどのような殊別があるか。因縁に殊別があるから〔遠離にも〕殊別がある。どのようにしてか。実に、更に多くの学処を受持しようと欲する其〔の学処の多少〕に応じて、それだけ更に多くの酔憍と放逸との処を回避するとき、更に多くの殺生等の諸因縁を回

避する。〔彼は〕また遠離の諸因縁中に止住するからである。因縁に殊別があるから諸の遠離にも殊別がある。またもしこのようでないならば、比丘律儀を捨するとき三律儀をすべて捨てることになるだろう。両〔律儀〕とも其〔比丘律儀〕の中に含まれてあるからである。ところがこのことは許されない。それ故にそれらの諸律儀は全く相互に異なるものである。

そしてそれらは互いに矛盾しない。（一四偈）

そしてそれら三〔の律儀〕はすべて一緒に起り、後の律儀を受持することに由って前〔の律儀〕を捨することはない。比丘律儀を完全に捨したとき全く優婆塞ではない、というようなことがあってはならない。

**称友疏**

梵文三六七頁三行
特色がそれぞれ決定しているからであるとは、比丘律儀の特色は〔他の諸律儀の特色とは〕別のものであり、同じように乃至、近住律儀の特色は〔他の諸律儀の特色とは〕別のものである。例えば

五[1]と八と十と一切との、

梵文三六八頁一行
離れるべき諸〔の罪〕の遠離を受けることによって、

優婆塞と近住に住する者と

沙門を目標とする者〔即ち沙弥〕と、比丘たることとがある、

と〔後に〕説くであろうが如きである。これとは異なって、八種〔の実体〕があるとするときは、「実に比丘律儀であるところのその同じものが比丘尼律儀でもある云云」ということに、混乱が起るであろう。そして逆に沙弥尼と正学とはとは、沙弥尼が形を転易したとき沙弥となり、また正学も形を転易したとき同じ沙弥となる。どうして「比丘が形を転易したとき比丘律儀を捨し、そして比丘尼律儀を獲る」と、このようなことが認められないのか、というならば、それ故に「形が転易したときに云云〔乃至〕ない」と言ったのである。比丘に比丘尼の形が顕現したとき、前の律儀を捨する因縁が有るのではない。

〔その因縁とは〕

別解脱[2]の調伏を捨するのは、
学処を棄捨すると、命終と、
二形が生ずると、断〔善〕根と、
夜尽とに由る、

とある此処において、その因縁が説かれている。「また前には無かった律儀を獲るための」は、「〔獲るための〕因縁が有るのでもない」、というように〔文章が〕続くのである。〔その因縁とは〕

別解脱[3]と称せられるものは、
他の示教等に由る、

と説かれているところのものである。それ故に「比丘律儀よりほかに別の比丘尼律儀はない」と知られる。それ故に、比丘尼と正学と沙弥尼と優婆夷との四の律儀の自性は、比丘と沙弥と優婆塞との三の律儀より別のものではない、〔即ち〕他のものではない。

それらの諸律儀は云云〔乃至〕であるかとは、ちょうど五なる数の上に他の五を加えれば、五の増加と結合することによって、十となり、また十五なる数の上に他の五を加えれば、二十となるように、また金貨一枚の価と金貨二枚の価との如く、〔即ち〕ちょうど前の金貨一枚の価（dīnāra）は第二〔の金貨一枚の価〕とともに金貨二枚の価（satera）となるように――例えば世間において、或る金貨一枚の価（dīnāra）の賃金があることによって、第二の金貨一枚の価は〔増加分であると見てとって〕、或はかの前なる金貨一枚の価と一緒にして、〔第二の〕金貨一枚の価の賃金は増加分であると見てとって、或る者が「私によって金貨二枚の価（satera）が得られた」と言うと仮定しよう。「私によって金貨一枚の価（dīnāra）の二倍が得られた」という意味である――それと同じように、これら優婆塞と沙弥と比丘との諸律儀は、遠離の増加と結合することによって、〔即ち〕殺生等の遠離が全くそのように安立しているとき、更に前には無かった舞・歌の遠離等の諸の遠離の増加と結合することによって、「優婆塞律儀よりほかに別に沙弥律儀があり、また沙弥律儀よりほかに別に比丘律儀がある」というように――一部分が差別と結合しているから各各別別に定立される、という意味である――各各別別に名を立てるのであ

(4)

るか、或はまた「優婆塞の殺生等の遠離は〔その他の遠離とは〕別のものであり、沙弥の〔遠離〕は其〔の優婆塞の遠離〕とは別のものであり、また比丘の〔遠離〕は其〔の沙弥の遠離〕とは別のものである」というように、それら〔の律儀〕は全く相互に異なるものであって、全体を完備して生起するのであるか。〔即ち〕一の比丘の個体（saṁtāna相続）には三の離殺生(5)があり、離偸盗も同様であり、以下かくの如き等であるか。その他の諸〔の離〕も同様であるとは、舞・歌等の遠離等も、である。

醉憍と放逸との処をとは、高い臥具等と飲酒等を、である。更に多くの殺生等の諸因縁をとは、優婆塞よりも沙弥は更に多くの殺生等の因縁を回避する。例えば、非時食が殺生の縁となることを仮定した場合、沙弥は其〔の殺生〕を回避するが、優婆塞はそうではない。以上かくの如き等が所応の如く説かれるべきである。またもしこのようでないならば〔と〕は、また若しこのようでないと仮定するならば、という意味である。比丘律儀を捨するとき〔即ち〕捨てるとき、優婆塞律儀等の三をすべて捨てることになるだろう。優婆塞と沙弥との両律儀とも、其の比丘律儀の中に含まれてあるからである。

梵文三六九頁一行

註(1)『倶舎論』業品一五偈。
(2)『倶舎論』業品三八偈。
(3)『倶舎論』業品二六偈c d。
(4) 梵文は dīnāra-satero であるが、チベット訳を参照して dīnāra を削除した。
(5) 梵文には「等」（ādi）が入っているが、削除した。

第三項　優婆塞・近住・沙弥・比丘等の律儀の安立

またどのようにして此の者は優婆塞となるか、どのようにして近住に住する者〔となる〕か、乃至、比丘〔となる〕か。（梵文二〇六頁二行）

五と八と十と一切との、

離れるべき諸〔の罪〕の遠離を受けることによって、

優婆塞と近住に住する者と

沙門を目標とする者〔即ち沙弥〕と、比丘たることとがある。（一五偈）

順序に随って対応する列挙がある、と知られるべきである。〔即ち〕五の離れるべき諸法を遠離することを受持するに由って、優婆塞律儀に住する者となる。（梵文二〇七頁一行）〔五とは〕殺生と偸盗と邪婬と妄語と及び殺酒（surā）・木酒（maireya）の酒（madya）を飲むことである。八を遠離することを受持するに由って、近住に住する者となる。〔八とは〕殺生と偸盗と非梵行と妄語と飲酒と香・鬘・塗香・舞・歌・音楽と高い臥具・大きい臥具と及び非時食とである。十を遠離することを受持するに由って、沙弥となる。〔十とは〕これら〔の八〕と、及び金・銀を受け取ることとであるが、この場合には、舞・歌・音楽と香・鬘・塗香とを二つに分けて、十となる。一切の離れるべき身・語業を遠離することを受持するに由って、比丘と言われる。

称友疏
梵文二二六九頁七行
遠離することを受持するに由ってという場合の遠離することは[1]、表と無表とである、と〔後に至って〕説くであろう。

註(1)　梵文 -avijñapti-viratir を -avijñapti viratir と訂正する。

第四項　別解脱律儀の異名
梵文二〇七頁六行
以上の如きこの別解脱律儀は
戒・妙行・業・律儀と言われる。
険難の諸業を遠離することを受持するから戒（śīla）である。語源的解釈（nirukti）は、清涼である（śītala）からである、という。
戒を受持するは楽である。
身に熱悩がない、
と偈に説かれているからである。智者によって賞讃せられてあるから妙行である。作業（kriyā）を自性とするから業である。豈また無表は不作業であると説かれるではないか。どうして其〔無表〕が作業となるのであるか。慚恥を有する人びとは、其の受〔戒〕した〔無表〕によって罪悪を造ら

ないから、不作業であると説かれる。けれども其〔無表〕も亦表と心とによって作られるから、作業である。他の人びとは「作業の因であるから、また作業の果であるからである」という。律儀とは、身・語を遮防するから（saṁvaraṇāt）である。先ず別解脱律儀は差別を立てないでいえば、このように名づけられる。

次に初めにおける表と無表とは、

別解脱であり、作業道である。（一六偈）

律儀を受持する者の最初における表と無表とは、別解脱であると説かれる。それによって罪悪を別解脱するからである。棄捨するからである、という意味である。〔prātimokṣa というように〕複重韻が用いられても、その意味が変らないことがあるからである。ヴァイクリタ（vaikṛta 変形せる）・ヴァイシャサ（vaiśasa 死滅させる）の如きである。〔律儀を受持する者の最初における表と無表とは〕別解脱律儀であるとも〔説かれる〕。身・語を遮防する（saṁvaraṇa）からである。業道であると説かれる。根本〔業道〕に含まれるからである。第二刹那等においては別解脱律儀のみであって、別解脱ではない。また後起であって、根本業道ではない。

**称友疏**

(1)梵文三六九頁八行

遠離することを受持するからとは、除去するから（pratiṣaṁsthāpanāt）という意味である。何となれば、

諸の悪業は諸の衆生の上に険難に転ずるからである。[2] けれども其〔無表〕も亦表と心とによって作られるとは、別解脱律儀に含まれる無表は表によって作られ、そして静慮と無漏との律儀に含まれる無表は心によって作られる。三昧によって作られる、という意味である。だからこのようにして、〔「無表は作業である」というときの「作業」は〕「作られるから作業である」という、目的格の成就である。

作業の因であるからとは、作業に対する〔その〕因であるから、である。何となれば、律儀に住する者は、律儀を護るために、表を特徴とする作業を発起するからである。また作業の果であるからであるとは、表を特徴とする作業の果であるから、という意味である。三昧より生起せる〔律儀無表〕がどうして作業であるのか。三昧より生じた意思〔即ち意業〕の果であるから、其〔無表〕も亦作業である。或は別解脱律儀に準じて〔そのように説くの〕であって、其〔三昧より生起せる律儀〕における諸の心が〔作業であると言うの〕ではない。

先ず別解脱律儀は差別を立てないでいえば、このように名づけられるとは、初めの刹那もそして第二等の刹那も、別解脱律儀であると説かれる。けれども別解脱を自性とする〔律儀〕は初めの刹那のみである。それ故に

次に初めにおける表と無表とは、

別解脱である、

と説かれる、と言ったのである。それによって罪悪を別解脱するからであるとは、最初の刹那〔の無表〕によってのみ、罪悪が別解脱する、棄捨せられる。捨てる、という意味である。プラティモークシャ（pratimokṣa 別解脱）である、となったとき、プラーティモークシャ（prātimokṣa 別解脱）という語が〔用いられ〕る。複重韻が用いられても、その意味が変らないことがあるからである。〔ア（a）という〕接尾語が加えられたとき、複重韻に作っても、その意味が変らないことがあるからである、という意味である。ヴァイクリタ（vaikṛta 変形せる）・ヴァイシャサ（vaiśasa 死滅させる）の如きである。〔即ち〕例えば、ヴィクリタム（vikṛtam 変形せるもの）が即ちヴァイクリタム（vaikṛtam 変形せるもの）であるが如く、ヴィシャサム（viśasam 死滅させるもの）が即ち殺害であり、ヴァイシャサム（vaiśasam 死滅させるもの）であるが如く、それと同じように、プラティモークシャ（pratimokṣa 別解脱）が即ちプラーティモークシャ（prātimokṣa 別解脱）である、というのである。別解脱律儀であるとも〔説かれる〕とは、これは別解脱でもあり、また身・語を遮防する（saṃvaraṇa）が故に律儀でもある、という意味である。業道であるとも説かれる[3]とは、根本業道である、という意味である。第二刹那等においては別解脱律儀のみである。別解脱の種類に属する〔律儀〕が、或は別解脱より生じた律儀が、別解脱律儀である。〔けれども〕別解脱ではない。それによって罪悪を別解脱することはないからである。最初の刹那においてのみ別解脱せられるが故である。

註(1)　荻原本はチベット訳に拠って samāpādanād と訂正しているが、原写本のままとして virati-samādānād を採用する。

(2)　梵文 saṁpravartate を saṁpravartante と訂正する。

(3)　「も（api）」は梵文『倶舎論』に欠けているが、チベット訳『倶舎論』にはある。

### 第五項　機根と律儀との関係

さてこれらの律儀の中で、何〔の律儀〕は誰によって成就せられるか。（梵文二〇七頁二行）

八は別解脱を成ずる。

八の部衆は別解脱律儀を成就する。〔即ち〕比丘・比丘尼、乃至、第八として近住に住する者である。諸の外道には受持する戒はないのであるか。（梵文二〇八頁一行）ある。けれども別解脱律儀ではない。何故であるか。その理由は、其〔の戒〕は罪悪を徹底的に別解脱するために役立つものではないからである。生存に依著しているからである。

静慮生〔の律儀〕を〔成ずる者〕は、

其〔静慮〕を成ずる者である。

静慮より生じたものが、或は静慮において〔生じたもの〕が、静慮生〔の律儀〕である。静慮を成就している者は、必ず静慮律儀を〔成就している〕。ここでは近分〔定〕も亦静慮であると見なして、説かれる。例えば、村の近隣をも村であると説かれるが如く、である。「この村に稲を育て

る田がある、米を作る〔田がある〕」という〔場合の如きである〕。

聖なる諸の衆生は無漏律儀を〔成就する〕。

聖なる諸人は無漏律儀を成就する。彼等はまた有学と無学とである。まさに倶有因が説かれるとき、「二の律儀は心随転である」と説かれたところのそれら〔二〕は、何れ〔の律儀〕であるか。同じこれら三〔の律儀〕の中で

終り〔の二〕は心随転〔の律儀〕である。（一七偈）

〔即ち〕静慮律儀と及び無漏律儀とであって、別解脱律儀ではない。何故であるか。異心者と無心者とにあっても随転するからである。

**称友疏**

梵文三六九頁二一行(1)

八の部衆のみと限定せられたので、「諸の外道には云云〔乃至〕であるか」といって問うのである。受持する戒といって殊別をなすのは、戒には二種があるからである。戒はまことに二種である。受持する戒と及び法爾として獲る〔戒〕とである。その中で受持する戒は、梵文三七〇頁一行「〔わたくしは〕これこれのことを為さないようにしよう」と考えて、受けるところのものである。法爾として獲る〔戒〕は静慮律儀と無漏律儀とである。生存に依著しているからであるとは、彼等は解脱を目的としている者ではあるけれども、邪見等に害せられているからである。また彼等の中の或る人びとは、単にある特殊な生存に過ぎな

いものを解脱であるとするから、戒が全く生存に依著している。それ故に彼等には受持する戒はあるが、別解脱律儀ではない、というのである。ここでは近分〔定〕も亦静慮であると見なして、説かれるとは、近分〔定〕においても静慮律儀と無漏律儀とがあると認められるが故に、それ故にここでは静慮の近分も亦「静慮」という語をもって説かれるのである、〔と(2)認められる〕。「も亦」という語があるから、根本〔定〕も亦勿論のこと含まれる。まさに倶有因が説かれるときとは、

諸の(3)心所と二の律儀とそれらの

と〔説かれた〕、ここにおいてである。三〔の律儀〕の中でとは、別解脱律儀と静慮律儀と無漏律儀の中で、である。異心者と無心者とにあっても随転するからであるとは

乱(4)〔心者〕と無心者とにあっても

と説かれているからである。

註(1)　「のみ（eva）」は『倶舎論』にはない。
(2)　括弧の中はチベット訳にはない。
(3)　『倶舎論』根品五一偈a。
(4)　『倶舎論』界品一一偈a。

## 第六項　断律儀

次に同じそれら静慮と無漏との〔二〕律儀は、「断律儀」と称せられる。何れの分位においてであるか、というならば、曰く、

梵文二〇八頁一三行

未至〔地〕において無間道より生じた
それら〔二〕は、断と称せられる。

未至〔地〕におけるそれら静慮と無漏との〔二〕律儀は、九の無間道において断律儀と言われる。それら〔二の律儀〕によって、悪戒と其〔悪戒〕を等起せしめる諸の煩悩とが、断ぜられるからである。同じ理由によって、静慮律儀ではあるが断律儀ではないものもある、という四句が作られる。初句は、未至〔地〕の無間道を除いて、〔他の〕有漏の静慮律儀である。第二〔句〕は、未至〔地〕の無間道における無漏〔律儀〕[1]である。第三〔句〕は、未至〔地〕の無間道における有漏〔律儀〕[2]である。第四〔句〕は、未至〔地〕の無間道を除いて〔他の〕無漏律儀である。同じように、無漏律儀ではあるが断律儀ではないものもある、という四句〔が作られること〕が、それぞれふさわしいように知られるべきである。

**称友疏**

梵文三七〇頁一四行

未至〔地〕において

という語は、欲界繫に限られる悪戒の対治[3]〔道〕であるからである。九の無間道においてとは、それら

〔無間道〕は断道であるからである。其〔悪戒〕を等起せしめるとは、悪戒を等起せしめる、である。同じ理由によってとは、未至〔地〕の〔九〕無間道においてのみ其〔断律儀〕が立てられるから、それ故に四句が作られる。初句は、未至〔地〕の無間道を除いて、〔他の〕静慮律儀である。〔即ち〕未至地に属する解脱・加行・勝進の諸道における〔静慮律儀〕と、或(4)は第四静慮に至るまでの根本初静慮等における、無間・解脱・加行・勝進の諸道における静慮律儀なるもの、それは、静慮律儀ではあるが、断律儀ではない。其〔律儀〕によっては、悪戒と及び其〔悪戒〕を等起せしめる諸煩悩とを断ずることはないからである。第二〔句〕は、未至地の無間道における無漏律儀である。これは〔前と〕全く(5)同様に悪戒等を断ずるから断律儀ではあるが、無漏であるから静慮律儀ではない。第三〔句〕は、未至〔地〕の無間道における有漏律儀である。これは、其〔有漏律儀〕によって悪戒等を断ずるから断律儀でもあり、また有漏定から生じたものであるから静慮律儀でもある。第四〔句〕は、未至〔地〕の無間道を除いて〔他の〕無漏律儀である。これは無漏であるから静慮律儀でもなく、其〔無漏律儀〕によって悪戒等を断ずることもないから、断律儀でもない。それはまた〔前と〕全く同様に、未至地に属する解脱・加行・勝進の諸道における云云、〔乃至〕無漏律儀なるものである。律儀を決めるのであるから、このように説かれたのである。もしそうでないならば、〔第四句としてそれ以外の〕他の諸法も亦説かれなくてはならないことになるであろう。同じように、無漏律儀ではあるが断律儀ではないものもある、と

いう四句がある。初句は、未至〔地〕の無間道を除いて〔他の〕無漏律儀である。

註(1)(2) 括弧の中は梵文になくて、『称友疏』から補ったもの。

(3) 梵文は pratipakṣatvāt であるが、チベット訳に拠れば pratimokṣatvāt（別解脱であるからである）であったようである。

(4) 梵文は vā であるが、チベット訳に拠れば ca（及び）であったようである。

(5) 梵文は tathaiva であるが、荻原本はこれをチベット訳 des に拠って tenaiva と訂正している。しかしチベット訳北京版は de lta bu kho nas であるから、もとのままとする。但しこの後に出て来る tathaiva は、北京版では de kho na bṣin du と訳されている。

第七項　意律儀と根律儀

梵文二〇八頁二〇行

もしそのようであるならば、世尊によって

身による律儀は善き哉、
また語による律儀は善き哉、
意による律儀は善き哉、
すべてにわたって律儀は善き哉、

と説かれたのと、及び「眼根による律儀によって遮防せられて（saṁvṛtta）住す」と説かれたのと、これら意と根との〔二〕律儀は、何を自性とするか。これら〔二〕は、無表の戒を自性とするもの

ではない。それではどうか。

前と異なって、意と根との〔二の〕律儀は（梵文二〇九頁一行）

正知と念との二である。（一八偈）

〔意と根との二の律儀が〕一一に〔正知と念との〕二を自性とすることを知らせんが為に、重ねて「二」の語をおいたのである。〔意律儀は正知で、根律儀は念である、というように〕順次に相い応じて識別せられてはならない。意律儀も亦念と正知とを自性とし、根律儀も亦〔同様である〕、というのである。

**称友疏**（梵文三七〇頁三行）

意律儀も亦念と正知とを自性とし、根律儀も亦念と正知を自性とするから(1)(2)、二を自性とすることを知らせんが為、である。〔このようにして〕「二」の語をおいたのであって（梵文三七一頁一行）、その理由は、「二」の言〔の内容〕を説明することによってのみ、「二」であることが成立するからである。それでは「これら〔二の律儀〕はこのような〔念と正知と〕を自性とする」ということが、どうして知られるか。阿含に由る。〔即ち曰く〕「伝えて言う、或る〔ひとり〕の天が、諸の対象に向って諸根を動揺させていた比丘に言った。『比丘よ、比丘よ、腫瘍を作るな』と。比丘は言った、『天よ、〔我は腫瘍を〕遮蔽するであろう。』天は言った。『比丘よ、水がめほどもある腫瘍を作っておいて、何によって〔汝は〕遮蔽しようという

のか。』比丘は言った。『天よ、〔我は〕念と及び正知とによって遮蔽するであろう。』」と。

註(1)「念と正知とを自性とする」は梵文『倶舎論』には欠けているが、チベット訳『倶舎論』〔北京版には一部欠損あり、デルゲ版は完全〕にはある。

(2) 梵文の iti を理由の意味に読んでいるのはチベット訳である。

## 第十一節　表・無表の成就

### 第一項　無表の成就

梵文二〇九頁四行
次のことが考察せられる。誰が何れの表或は無表を、どれだけの時の間、成就するか、と。それについて

別解脱に住する者は、未だ捨しないならば
現在の無表を成就する。

「別解脱律儀に住する人」と言われているその者は、その無表を捨しない限りは、その現在〔の無表〕を常に成就する。

先きの刹那より後は過去〔の無表〕を〔成就する。〕（一九偈）

最初の刹那より後は、過去〔の無表〕をも亦成就する。「未だ捨しないならば」という〔語〕は、

すべての場合にあてはまる、と知るべきである。別解脱律儀に住する者が説かれたように、

それと全く同じように、不律儀に住する者も亦〔同様〕である。

不律儀に住する者も亦、不律儀を捨しない限りは、常に現在の無表を成就する。〔初〕刹那より後は過去〔の無表〕をも亦〔成就する〕。

静慮律儀を有する者は恒に

過去と未生と〔の無表〕を〔成就する〕。

静慮律儀を獲る者は、捨(1)しないならば、常に過去と未来との無表を成就する。何となれば、彼は最初の刹那において、他の生において捨した過去の静慮律儀を獲るからである。

けれども聖者は最初において

過去〔の無表〕を〔成就し〕ない。（二〇偈）

けれども、聖なる人も亦同様に、無漏〔の無表〕を〔成就する〕が、しかしながら、次のような差異がある。彼は最初の刹那においては、過去〔の無表〕を成就しない。道は以前には起っていないからである。

梵文二二〇頁一行

入定と聖との道に住する彼等は

現在〔の無表〕と相応する。

静慮〔律儀〕と無漏律儀とを成就して、入定と聖との道に入観せる彼等は、順序の如く現在〔の静慮律儀と無漏律儀と〕の無表を成就するが、しかし出観した者は〔成就〕しない。まず、律儀と不律儀とに住する人びとの全容はこのようである。

**称友疏**
梵文三七一頁六行

その者はその無表を捨しない限りはとは、学処を棄捨すること等である。

先きの刹那より後は過去〔の無表〕を〔成就する〕、

とは、最初の刹那においては、現在〔の無表〕のみを成就している、と説かれていることになる。

静慮律儀を有する者は恒に

過去と未生と〔の無表〕を〔成就する〕、

というときの静慮律儀を有する者は、凡夫であるか、或は聖者であるか。〔答えて〕曰く、両方である、と。区別されていないからである。彼は過去と未来との無表を成就する。どのような特徴をもった〔無表〕を〔成就する〕か。静慮律儀に関連しているから、静慮律儀の特徴をもった〔無表〕を〔成就する〕、と知られる。彼は他の生において捨したというこれは、例喩によって明らかにすることを、主なる目的としているのである。何となれば、此の生において捨した〔過去の静慮律儀〕をも亦〔獲る〕ことが含まれるからである。

けれども聖者は最初において
過去〔の無表〕を〔成就し〕ない、

とは、聖者は恒に過去と未生との無表を成就する。どのような特徴をもった〔無表〕を〔成就する〕か。無漏〔の無表〕を、である。聖者に関連しているからである。それ故にこそ「聖なる人も亦同様に無漏〔の無表〕を〔成就する〕」と言ったのである。しかしながら次のような差異があるとは、「しかしながら」の語の〔表わす〕意味を示すのである。またそれは順序の乱れているものである。しかしながら、最初の刹那においては〔即ち〕苦法智忍の刹那においては、過去の無表を成就しない、という意味である。何故であるか。無始の輪廻において、道は以前には起っていないからである。豈また、果を得た時に或は転根の時にも、以前の道を捨したときに、全く過去の無表の成就はない、と認められるではないか。そのようであるならば、爾らば、その者も亦果道については最初の刹那の者となる。〔従って〕「その場合、過去の無表を成就しない者となる。果道は以前には起っていないからである」と註釈せられるべきである。けれども軌範師世友（Vasumitra）はこの徴難に対して答釈を説く、「ここでは無漏律儀が主題である。そして其〔無漏律儀〕は苦法智忍の時においてのみ獲られる。それ故に最初の刹那においては、過去の彼〔無漏律儀〕を成就することはなく、第二〔刹那〕等において過去と未来〔の無漏律儀〕を〔成就する〕、と。けれども、それ以後他の道を獲た者については、無漏律儀に似たものがあ

るから、それは説かれないのである。」と。「ここに彼の似たものがある」ということは、〔我々は〕認知しない。此〔の似たもの〕は、有漏律儀があるということに観待して、〔「それに似たもの」と〕言われるのであるか、或はまた無漏〔律儀〕があるということに〔観待して〕であるか。若し有漏律儀があるということ〔に観待して〕の意味であるならば、苦法智忍の時においても其〔有漏律儀〕はあるから、「過去〔の無表〕を成就しない」という拒絶は妥当ではない。もし、果を得した時に過去の無漏の律儀がある、ということ〔に観待して〕の意味であるならば、彼〔無漏の律儀〕は已に捨せられてあるのに、どうして有るのか、と〔矛盾を指摘して〕言うことができるから、このことに就いての、言おうとしている意味は、〔更に〕考察せられるべきである。

入定と聖との道に住する者

とは、入定の道に住する者〔即ち〕世間の入定の道に住する者(2)と及び聖道に住する者とが

梵文三七二頁一行

入定と聖との道に住する者

である。静慮と無漏との律儀を成就せる者、という意味である。そしてその中で、聖道に住する者は、乗船者の道理(3)によって、聖道に乗托した者である、と知られるべきである。譬えば、諸の船に乗托した者が乗船者であるが如く、同様に、聖道に乗托した者〔即ち〕入観した者が、聖道に住する者である。何となれば、もしそのようでないならば、〔初めから〕聖道を円具している者も亦、聖道に住する者である

から、〔定力によらないで〕生まれながらにして〔聖道に〕住する聖者も亦、現在の無漏の無表を成就する、ということになるであろう。他の人は更に、このような過失を答釈せんとして、〔次のように〕説明する。ここでは、〔二つの samāhita（入定）という語の中で〕一つだけを残す省略法が用いられる。〔即ち〕入定と入定の聖道との〔二〕道が、入定と聖との〔二〕道であって、それら〔二道〕に住する者が、

入定と聖との道に住する者

である。彼等は、順序の如く、現在の静慮律儀の無表と無漏律儀の無表とを成就するが、しかし出観した者は〔成就〕しない。〔即ち〕しかしその道を出観した者は、その現在〔の無表〕を成就しない。其〔の無表〕は心に随転せられるべきであるからである。このように註釈せられる。また軌範師衆賢（Saṅgha-bhadra）によって『聖道に住する者』という、ただこれだけの語によって、無表が現在前しているということが、どうして知られるか。此〔聖道に住する〕者は、其〔聖道〕にただ入観しただけの者であるのに、それより更に其〔聖道〕を成就していることを説くことの過失に堕することにならないのではない」と徴難せられたことは〔どうなるか〕というならば、そういうことはない。〔これは〕静慮に関連して〔説くの〕であるから、またそこ〔なる聖道に入観しただけの者〕には、無表がないからである。

註(1)　プラダン本は atyāgat シャーストリ本は atyāgat であるが、直前に何度も使われているので、シャーストリ本を採る。

(2)　荻原本には -mārga-sthaḥ ārya- とあるが、シャーストリ本によって -mārga-stha ārya- と訂正する。

(3) 荻原本の nāyena は nyāyena の誤。

(4) 『順正理論』三六（大・二九・五五〇a）

(5) チベット訳によって梵文の -vacana-prasaṅga を -vacanāprasaṅga と訂正する。

第二項　処中に住する者の成就

梵文二一〇頁四行

さて今次に中に住する者にとっては

中に住する者にとって、もし〔無表が〕あるならば、

初めには中〔の無表〕を〔成就する〕。

非律儀非不律儀に住する者が、中に住する者である。(1)其の者には必ず無表があるとは限らない。けれども悪戒と戒支等に含まれた〔無表〕があるときは、初めに中〔の無表〕を成就する。何となれば、現在の無表は過去と未来との中間であるから〔中と称する〕。

後には二時〔の無表〕を〔成就する。〕（二一偈）

最初の刹那より後には、過去と現在と〔の無表〕を〔成就する〕。「捨(2)しないならば」というように〔文章が〕続くのである。

**称友疏**

梵文三七二頁一六行

非律儀非不律儀に住する者が中に住する者であるとは、比丘等でもなく、漁師等でもない者が、中に

住する者である。悪戒と戒支等に含まれたという中で、悪戒は殺生等であり、戒支は離殺生等であって、非律儀非不律儀に含まれたところのものである。等の語によっては卒塔婆を礼拝すること、斧で打つこと（khaṭa）、平手で打つこと等の作業の無表が含まれる。

註(1)　プラダン本は naiva saṁvare nā... であるが、シャーストリ本及び『称友疏』荻原本によって naivasaṁvaranā... と訂正する。

(2)　プラダン本は ātyāgād であるが、シャーストリ本によって atyāgād と訂正する。

### 第三項　律儀・不律儀と処中の善悪

（梵文二一〇頁一〇行）

不律儀に住する者が善の無表を成就し、或はこれとは反対に、律儀に住する者が不善〔の無表〕を〔成就〕するようなことがあるか。あるなら、何れの時か、或はどれだけの時間〔つづく〕か。

不律儀に住する者と律儀に住する者とが
〔それぞれ〕善と不善との
無表を成ずるは
浄信と煩悩との力を有する限りである。（二二偈）

不律儀に住する者が、浄信の力によって塔(1)を敬礼する等の所作をなすとき、また律儀に住する者が、煩悩の力によって殺・縛・打等の所作をなすとき、〔それぞれ〕善の無表と不善の無表とが起り、それら〔浄信と煩悩との二の力〕が随転する間は、それら無表も亦〔随転〕する。そのひとは、

初刹那には現在の無表のみを成就し、他の諸〔刹那〕においては、過去〔の無表〕をも亦〔成就する〕。〔以上をもって〕無表についての説明を終る。

**称友疏**

梵文三七二頁二〇行

不律儀と律儀とに〔それぞれ〕住する〔二の〕人〔補特伽羅〕は、不善と善との法に安住する者であるから、これら〔二の人〕にとってその逆は有り得ないと見て、「不律儀に住する者が云云」と問うのである。それらが随転する間はとは、

浄信と煩悩との力

が〔随転する間は〕である。他の諸〔刹那〕においては過去〔の無表〕をも亦〔成就する〕とは、第二刹那等においては過去〔の無表〕を〔成就するの〕である。

註(1) 梵文には「〔仏を〕讃歎し敬礼する（stavavandana）」とあるが、チベット訳・真諦訳によって stava を stūpa と訂正して訳した。なお玄奘は「礼仏」と訳している。

第四項　表業の成就

梵文二一〇頁一九行

けれども表はこれに反して

一切の〔業を〕造りつつある者が中を成ず。

律儀と不律儀と中とに住する一切の者が、表を造りつつある限り、現在の其〔表〕を成就する。

〔初〕刹那より後は捨するに至るまで
過去〔の表〕を〔成就〕する。

初刹那より後は捨するに至るまで過去の表を成就する。

未生〔の表〕を〔成就すること〕はない。（一三偈）

けれども、（梵文二一一頁一行）いかなる者も未来の表を成就することはない。

有覆と無覆との
過去〔の表〕を成就することはない。

いかなる者も、有覆と無覆との〔二〕無記の過去の表を成就することはない。何となれば、力の弱い法はその得も亦力が弱くて、永続しないからである。其〔表〕の力が弱いのは、何の為す所であるか。心の為すところである。もしそのようであるならば、有覆無記の心の〔得〕も亦〔永続〕しないであろう。〔答えて曰く〕このことはそのようではない。何となれば、表は味鈍であり、また他に依って起るからである。ところが心はそのようではない。何となれば、弱力なる〔心〕によって起された彼の表は、更に弱力となるからである。

**称友疏**

〔初〕刹那より後は捨するに至るまで（梵文三七二頁二五行）

とは、或る〔表〕について或る〔種の〕捨があるとき、その捨に至るまで、その過去の表を成就する。どのように、であるか。まず、学を廃する等によって、律儀を特徴とする表の捨があるとき、その捨に至るまでは過去の此の表を成就する。律儀を受ける等によって、不律儀を特徴とする〔表の〕捨があるとき、その捨に至るまでは〔過去の〕此〔表〕を成就する。浄信と煩悩との力が断絶する等によって、非律儀非不律儀を特徴とする〔表の〕捨があるとき、その捨に至るまでは〔過去の〕此〔表〕を成就する、というのである。何となれば、律儀等の表(1)を成就している者であるならば、その者は必ず〔初〕刹那より後は、根本業道を自性とする過去の表(2)を成就するからである。けれども、いかなる者も未来の表を成就することはないとは、梵文三七三頁一行不随心転であるからである。心の〔得〕も亦とは、もしそのようであるならば、有覆無記の心の得も亦しないであろう。永続しないであろう、という意味である。〔このことは(3)そのようではないとは、「心の得も亦永続しないであろう」と説かれたところのことである。〕何故であるか、というならば、〔これに答えて〕曰ったのである。何となれば表は無所縁なるが故に昧鈍であり、また他なる心によって起るが故に他に依って起るからである。ところが心はそのようではないとは、昧鈍ではない、また他に依って起るものでもない、という意味である。何故であるか。彼〔表〕とは反対であるからである。〔即ち〕弱力なる有覆無記心によって起された彼〔表〕は、更に弱力となる、というのである。

註(1)(2)　梵文には「無表」とあるけれども、チベット訳に拠って「表」と訂正して読んだ。

(3)　括弧の中はチベット訳に拠って補ったもの。

## 第五項　不律儀の異名

〔前に〕（梵文二一一頁七行）「不律儀に住する者」と説かれたが、「不律儀」と称せられる、これは何であるか。

不律儀と悪行と悪戒と
業と其〔業〕の道とである。（二四偈）

これらは不律儀の異名である。その中で、身・語を遮防しないから（asaṃvaraṇāt）不律儀である。諸の智者によって非難せられているから、〔また〕愛すべからざる果を有するから悪行である。戒によって対治せられるから悪戒である。身・語の業であるから業である。根本〔業道〕に包摂せられるから業道である。

**称友疏**（梵文三七三頁六行）

根本〔業道〕に包摂せられるからとは、意思〔即ち意業〕が其〔不律儀〕を目的[1]とするから、〔不律儀は業の遊履する所という意味で業道〕である。

註(1)　チベット訳 ched に拠った。

第六項　表業成就と無表業成就との関係

（梵文二一二頁一一行）

表を成就して、無表を〔成就〕しないこともあるであろう、ということで四句がある。その中で

まず

表のみを成ずるのは

中に住して劣意思ある者が〔業を〕造るときである。

非律儀非不律儀に住する者が、劣意思をもって善或は不善〔の業〕を造るときは、表のみを成就して無表は〔成就〕しない。まして無記〔の業を造る〕ときは、なおさらである。但し有依の福業事（aupadhika-puṇya-kriyā-vastu）と業道とを除く。

捨して未だ表を生じていない聖人は

無表を〔成就する〕。（二五偈）

聖人が他の生に転生したとき、そのときまで未だ表〔業〕を造っていないならば、或は〔表業を造っても〕復た捨したならば、〔その人は〕無表のみを成就して表を〔成就〕しない。律儀と不律儀と中とに住する場合の、表と無表とを成就することの建立を説きおわった。

称友疏

梵文三七三頁七行
表のみを成ずるのは

中に住して劣意思ある者が〔業を〕造るときである、

とある中で、「中に住する者」という語は、律儀と不律儀とに住する者を除くためである。何となれば、律儀と不律儀とに住するひとびとは、必ず表と無表とを成就するからである。「劣意思」という語は、鋭い意思を除くためである。何となれば、鋭い意思によって(1)表〔業〕を造るときには、無表を等起せしめることがあり得るからである。まして無記〔の業を造る〕ときは、なおさらであるとは、まして劣意思によって無記〔の業〕を造るときは、なおさらである。何となれば、非律儀非不律儀に住する者が、劣意思によって善或は不善〔の業〕を造るときでさえ、無表は起らないから表のみを成就することになるのに、まして無記〔の業〕を造るときはなおさらである。その者は、無表の起る懸念がないのであるから、更に一層、表のみを成就して無表を〔成就するの〕ではない。乃至を除くとは、七の有依の福業事と及び殺生等の業道とを除くのである。何となれば、そのような場合、無記〔の業〕を造るときでさえ、無表を成就するからである。経中に「動いているときも(2)止まっているときも云云、乃至、福徳は絶えず常にまさしく生ずる」と説かれているが故である。また、劣意思によって殺生等の業道を造るときでも、無表を成就するのである。聖人が云云とは、〔他の〕生に転生せる〔易生の〕聖人が、もしそのときまで未だ表〔業〕を造っていないならば、〔即ち欲界の胎生に生れても〕羯刺藍等の分位においては、また無色〔界〕

に生れたときには、或は〔造った〕表〔業〕を復た捨したならば〔即ち〕また無記心によって起された表が捨せられたるより以後は、其〔表〕の得は永続するものとはならない。或は塔を造ったひと等にとっては、その対象物〔である塔〕が無くなった以後である。何となれば、彼はその時は無表をすら永捨する、まして表を〔永捨すること〕は言うまでもないからである。だから聖人が他の生に転生したとき、それらの諸の分位においては、他の生において獲られた無漏の無表のみを成就して、表は〔成就〕しない。豈また、この規定は凡夫にも有り得るではないか。〔答えて曰く〕有り得る。けれども必然的ではないから、凡夫は説かれないのである。何となれば、静慮を獲て他の生に転生せる者が、色界において未だ表〔業〕を造っていないならば、或は表〔業〕を造った後で捨したならば、そのような者だけは〔聖者の場合と〕同様なことが有り得るが、それ以外の者はそうではないからである、と。或は、〔この規定は〕欲界繫の衆生[3]を密かに意味して説かれたからである。或はまた聖人は例喩の〔一〕形態として説かれたのであるから、此〔の規定〕によって、凡夫も亦同様である、と理解されなくてはならない。それ故にこそ

表のみを成ずるのは

中に住して劣意思ある者が〔業を〕造るときである、

とある場合に、「有依の福業事と業道とを除く」と説かれたのである。この〔偈の〕言葉は不充分であ

るからである。このように、第一と第二との両句は頌説せられ、これに反して第三と第四と〔の両句〕は、「〔それぞれ〕相応わしいように考えよ」とせられた。〔即ち〕第三〔句〕は、律儀と不律儀と中とに住するひとびとが、鋭い意思によって善或は不善〔の業〕を造るときであり、第四〔句〕は、凡夫が他の生に転生して、そのときまで未だ表〔業〕を造っていないならば、或は〔造った〕表〔業〕を捨したならば、である、と。

註(1)　荻原本には「鋭い意思が(tīvra-cetanā)」とあるが、シャーストリ本に拠って「鋭い意思によって(tīvra-cetanayā)」と訂正する。

(2)　巴利『相応部』一・五・七、『雑阿含』三六（大・二・二六一b）参照。

(3)　欲界繋の衆生に限って言えば、この規定は聖者にのみ妥当して凡夫にはあてはまらない、というのである。

## 第十二節　得戒の縁

梵文二二頁一八行
さてこれら諸の律儀は、どのようにして獲られるか。

定生〔の律儀〕は
その同じ定地によって獲られる。

静慮地に属する〔即ち〕根本〔定〕に属する或は近分〔定〕に属する、有漏なる心が獲られるとき、静慮律儀も亦〔獲られる〕。俱有なるものであるからである。

無漏〔律儀〕は
その聖〔なる静慮地〕によって〔獲られる〕。

無漏律儀は、無漏なる静慮地が獲られるとき、その同じ〔無漏なる静慮地〕によって獲られる。その場合、六の静慮地が無漏である。〔即ち〕四静慮と未至〔定〕と及び中間静慮とである、と後に至って広く弁ずるであろう。

梵文二一二頁一行
別解脱と称せられるものは
他の教等による。（二六偈）

けれども別解脱律儀は、もし此(1)の者を他の者が教えるならば、また此の者が他の者を〔教(2)えるならば、そのような〕他の教によって獲られる。其〔別解脱律儀〕は復た僧伽に依って、或は人〔補特伽羅〕に依って〔獲られる〕。比丘と比丘尼と正学との律儀は僧伽に依って〔獲られ〕、それ以外のものは人〔補特伽羅〕に依って〔獲られる〕。毘奈耶の毘婆沙師たちは「進具は十種である」という。それを含めるために〔偈において〕「等」という語をおいたのである。〔十種とは〕諸の仏と独覚とにおけるが如く自然の状態に由るものと、五〔比丘〕におけるが如く〔正性〕離生に趣入するに由るものと、耶舎（Yaśas）等におけるが如く「来れ、比丘よ」と言うに由るものと、大迦葉におけるが如く師を信受するに由るものと、蘇陀夷（Sodāyin）におけるが如く問に〔答え〕て満足させたことに由る

ものと、摩訶波闍波提（Mahāprajāpatī）におけるが如く尊重法を信受するに由るものと、法授（Dharmadinnā）におけるが如く使者に由るものと、諸の辺国において持律者を第五とするに由るものと、諸の中国において十衆に由るものと、六十人[3]の賢衆が集って具足戒を受けた如く帰依を三唱するに由るものと、以上、彼等にとって別解脱律儀は必ずしも表〔業〕に随属しているわけではない。

**称友疏**
梵文三七四頁六行

倶有なるものであるからであるとは、静慮律儀は静慮心と倶有であるが故である。他の者が教えるとは、了解させる[4]、である。それ以外のものは人〔補特伽羅〕に依って〔獲られる〕とは、沙弥と沙弥尼と優婆塞と優婆夷と近住との律儀である。〔正性〕離生に趣入するに由る〔と〕は、聖道に入るに由る、である。五〔比丘〕におけるが如く〔と〕は、阿若憍陳如（Ājñāta-kauṇḍinya）等におけるが如く、である。「来れ、比丘よ」と言うに由るとは、「来れ、比丘よ、梵行を行ぜよ」と世尊が宣説したもうたときであって、救護者である善逝によって「来れ」と宣説せられて、〔彼は〕剃髪して袈裟を纏った者となった、というのである。大迦葉におけるが如く師を信受するに由るとは、〔次のように〕伝えていう、大迦葉がそれぞれの天神の形像を敬礼すると、彼〔大迦葉〕の大威神力に由って、それぞれ〔の形像〕は破壊せられる。彼は世尊に近づいても、「此〔世尊〕のお姿が消滅してはならない」と〔考え〕て、〔世尊を〕敬礼しない。世尊はその意向を知りたもうて、「迦葉よ、如来を敬礼せよ」と非難したもうた。それに

由って〔彼は〕世尊を敬礼した。それ以後、彼は世尊のお姿が擾乱せられることはないと見て、「これは私の師である」と、彼は世尊を信受[5]した。その信受に由って彼は進具を得た。蘇陀夷におけるが如く、問に〔答え〕て満足させたことに由るとは、蘇陀夷が問に回答したことを世尊は満足し、その満足させたことによって彼は進具を得た。尊重法を信受するに由るとは、八[6]の尊重法がある。〔即ち〕1、諸の比丘尼は比丘より親しく具足戒を受けて、比丘尼となる。2、半月毎に比丘より親しく教誡を受けなければならぬ。3、比丘のいない住処において安居をしてはならぬ。4、自恣のときには、〔比丘と比丘尼との〕両方の僧伽において、〔見・聞・疑の〕三事について自恣を受けねばならぬ。5、罪に陥った比丘を非難したり罵ったりしてはならぬ。6、尊重法を犯したときは半月間の摩那埵（mānāpya 謹慎）を行わねばならぬ。7、具足戒を受けてから百年の比丘尼でも、具足戒を受けたその刹那の比丘を敬礼しなくてはならぬ。及び、8、何処にあっても比丘尼は比丘を非難してはならぬ。以上、かくの如き等である。これら〔八尊重法〕を信受することによって彼女は進具を得た。法授におけるが如く使者に由るとは、〔次のように〕伝えていう、まさしく後宮の婦人であった彼女は、出家せんがために仏陀に使者を遣わせた、と。持律者を第五とするに由るとは、四人が比丘の僧伽である。その場合、諸の辺国においては、〔四人の比丘に加えて〕第五番目の白事を告げる者によって具足戒が授けられる。けれども中国においては、第十番目の白事を告げる者によって具足戒が授けられる。六十人の賢衆が集って具

足戒を受けた如くとは、これらのひとびとは賢(7)なる衆〔という集団〕をもっているから〔諸の賢衆であり、そのような〕諸の賢衆の中で六十人の族姓子〔が六十人の賢衆であり、〕彼等が集って〔即ち〕集合して、具足戒を受けた如く、である。帰依を三唱するに由る、〔即ち「われわれは」〕仏に帰依いたします」と三度唱えることによって進具を得たのである。彼等にとって必ずしも表〔業〕に随属しているわけではないとは、彼等持律者の考えは次の如くである、別解脱律儀は必ずしも表(8)〔業〕に随属しているわけではない、と。梵文三七五頁一行仏を初めとしてその〔別解脱律儀〕は、表〔業〕に随属していないからである。或はまた彼等にとってとは、進具を受けるときに表〔業〕はないとするひとびとにとって、である。

註(1)「他の教（para-vijñapti）」という依主釈の合成語を「他の者が教えるところの『他の者の教』」と解釈するか、「他の者に対して教えるところの『他の者に向っての教』」と解釈するか、ということであろう。

(2) 括弧の中の「教えるならば」は、チベット訳のデルゲ版に拠って補った。北京版は脱落。

(3)「六十人の賢衆（bhadra-varga）」とは、初転法輪の後まだ余り日数の経っていない頃、三十人の貴公子が妻女同伴で遊山をしていて釈尊の教化を受けた賢衆（bhadda-vaggiyā）のことであろう。夫婦併せての数が六十人である。但し巴利律『大品』（一巻一三三頁）にも『四分律』、『五分律』にも帰依三唱のことは説かれておらぬ。

(4)「了解させる」は梵文に pratyāpayati とあるが、チベット訳 go bar byed pa に拠って、これを pratyāyayati と訂正して読んだ。

(5) 荻原本には abhyupagatād とあるが、シャーストリ本に拠って、これを abhyupagataḥ. tadabhyupagamād と訂正した。チベット訳もこれを支持している。

(6)『根本説一切有部毘奈耶雑事』三〇（大・二四・五三一b以下）、Vinaya-piṭaka Vol II p. 255.

(7) bhadra-varga〔賢衆〕という合成語が、bhadra〔賢〕という名の varga〔衆団〕に属するひとびとを指す有財釈であることを注意したのである。

(8) 荻原本には a-vijñapti-dhīnatvāt とあるが、シャーストリ本に拠って、これを a-vijñaptyadhīnatvāt と訂正した。

## 第十三節　受戒に際しての戒の持続に対する要期

### 第一項　別解脱律儀

梵文二一二頁九行

次に、そのような此の別解脱律儀を受けるときには、どれだけの時の間〔戒を保とうと考えて〕受けるべきであるか。

一生涯の間及び一昼夜の間

〔戒を保とうと考えて〕律儀（saṃvṛti）を受ける。

七衆の別解脱律儀は一生涯の間〔戒を保とうと考えて〕受け、近住律儀は一昼夜の間〔戒を保とうと考えて受ける〕という、此れが決まりである。何故か。そのわけは、〔戒についての〕時の辺際は二であるからである。一昼夜の辺際と寿命の辺際とである。〔一昼夜を辺際とするけれどもそれを〕何度も説くことによって半月等がある。「時」と称せられる此の法は何であるか。これは諸行を表わす言葉である。何となれば、〔四〕洲においては光明の分位が昼と言われ、闇黒の分位が

夜〔と言われる〕からである。まず、命終以後はたとい〔戒を保とうと考えて律儀を〕受けることがあっても、律儀が起らないのは道理である。依身が不同類であるからである。また其〔のような依身〕によっては其〔受戒〕に対する加行がないからである。また憶念がないからである。しかるに、一昼夜を越えて五日間或は十日間近住〔戒〕を受けるについて、多くの近住律儀が起ることに対して、いかなる障碍があるか。〔答えて曰く〕、障碍は次の如きものである。すなわち、世尊は経中において、一昼夜の近住のみを教示したもうたことである。いまここに次のことが審思せられなくてはならぬ。何はともあれ如来は、一昼夜を過ぎては律儀の生ずることはないと観じて、一昼夜の近住を説きたもうたのであるか、或はまた根の力が弱いひとびとを、せめて一昼夜でも、律儀を受けることに安立せしめんが為であるか、と。けれどもこのことはそのようであると〔即ち「或はまた」以下に述べるが如くであると〕、どうして推察せられるか。一昼夜を過ぎても律儀が生ずることには、道理と矛盾することはないからである。毘婆沙師たちは、一昼夜を過ぎては誰についても〔律儀が生ずることが〕説かれていないから、そのような此〔の考え〕を許さない。

**称友疏**

梵文三七五頁三行

律儀（saṁvara）を、とは、律儀（saṁvṛti）を、である。或るひとびとは「時という常住なる句義（padārtha）が存在する」

という。それを懸念して「時と称せられる此の法は何であるか」と問うのである。「時」という此の能詮〔の語〕に、いかなる所詮〔の義〕があるか、という意味である。これは諸行を表わす言葉であるとは、過去・未来・現在の諸行を明示する名である、というのである。例えば、過去の時乃至現在〔の時〕といえば、三世に属する諸行そのものである、と了解せられるが如きである。また其〔のような依身〕によっては其〔受戒〕に対する加行がないからであるとは、其の不同類なる依身によっては其の受〔戒〕に対する加行がないからである。また憶念がないからである〔と〕は、その依身によっては其の受〔戒〕を憶念しないからである。毘婆沙師は曰く、けれどもこのことはそのようであると、〔即ち〕直前に説かれた如くであるとどうして推察せられるか。軌範師〔世親〕は曰く、〔一昼夜を〕過ぎても律儀が生ずることには道理と矛盾することはないからであると。〔即ち〕命終以後は、たとい〔戒を保とうと考えて律儀を〕受けることがあっても依身が不同類であるから、等等〔の理由〕によって律儀が生ずることについては道理との矛盾があるが、ここにはそのような道理との矛盾はない。(1)

註(1) 以下チベット訳欠。なお以下の文章は次の項の初めに移した。

### 第二項　不律儀の期限

梵文二二頁二行

それでは不律儀についてはどのような時の決定があるか。

一昼夜の間の不律儀はない。

一生涯の間誓って悪業を造ることによって不律儀が生ずるのであって、近住〔律儀〕のように、一昼夜の間〔誓って悪業を造ることによって〕ではない。何故であるか。

そのように(1)〔不律儀を〕受けることはないと伝説する。（二七偈）

（1）梵文二三頁一行

伝説するところによれば、いかなる者も、近住〔戒〕を〔受けるとき〕のように「私は一昼夜の間不律儀に住したいと望む」という、そのように〔考えて〕不律儀を受けることはない、非難せられた業であるからである。全くこのようであるならば、いかなる者も、「私は一生涯の間不律儀に住したいと望む」というように〔考えて不律儀を〕受けることはないから、一生涯の間であっても此の者が〔不律儀を〕獲ることはないであろう。たといそのように〔不律儀を〕受けることがなくても、そのようであっても、徹底的に破壊せられた意欲によってその所作を為すときに、その者は不律儀を獲るのであって、或る限られた時間だけ破壊せられた〔意欲〕によって〔その所作を為すの〕ではない。これに反して近住律儀は、徹底的ではない意欲においてではあるが、律儀を希求するが故に、〔律儀を〕受ける力に任持せられるから、まさしく〔律儀が〕獲られるのである。けれどももし不律儀をも希求する者があって、或る限られた時間だけ不律儀を受けるならば、その者は必ず〔不律儀を〕獲るであろう。しかしそのようなことは見たことがないから、そのようには建立せら

れないのである。不律儀も亦無表と同様に実体としては存在しない、と経量部のひとびとは〔言う〕。しかしながら罪悪を造ろうとするかの同じ意欲が不律儀である。〔それは〕相続を有するものであって、此〔相続〕あるが故に、たとい善心が起っている者でも、其〔不律儀〕を有する者であると言われる。其れを捨離していないからである。

**称友疏**
(2)梵文三七五頁一五行

或る限られた時間だけ破壊せられた〔意欲〕によってではないとは、一昼夜の間等、乃至、〔多昼夜の間というような、そのような限られた時間だけ〕為さんとする意欲によってではない。不律儀も亦無表と同様に実体としては存在しないとは、無表は実体としては存在しない、と論証せられたように、そのように不律儀も亦実体としては存在しない。〔ここに実体とは〕意志作用（すなわち思 cetanā）の外にあるもの、という趣旨である。罪悪を造ろうとする意欲とは、罪悪を造ろうとする意向、という意味である。相続を有するものとは、熏習を有するもの、という意味である。不律儀は熏習を有する或る特殊な意思である、という意味である。此れあるが故に〔即ち〕相続あるが故に、其れを有する者であると〔即ち〕不律儀を有する者であると、言われる。不律儀者である、という意味である。其れを捨離していないからである〔と〕は、相続を有する其の意欲を捨離していないからである。其〔意欲〕と矛盾する意思によって害せられていないからである、という意味である。

註(1)　玄奘訳は従来「善受の如くには非ず」と読まれているが、梵蔵本及び真諦訳に拠るに「善の如くに受くるには非ず」と読むべきである。

(2)　前項註(1)参照。なお梵文 -vipannam eti を -vipannneti na と訂正して読んだ。

## 第十四節　近住律儀

### 第一項　近住戒の受け方

梵文二二三頁一〇行
さて一昼夜の間近住〔戒〕を受けるとき、どのように受けるべきであるか。

近住〔戒〕は支を具足しており、黎明において、
下坐して他のひとから受けるべきである。
説かれた後から唱え、荘飾を離れて、
夜（niśā）の終りに至るまで〔受けるべきである〕。（二八偈）

まず、黎明において〔と〕は、日の出の時においてである。〔この〕律儀は一昼夜つづくからである。けれどももし前もって「〔私は〕いつでも〔月の〕第八日に近住(1)〔律儀〕に住するであろう」というように、受〔戒〕の要期がなされてあるときには、その人は〔日の出の時を過ぎて朝食を〕食してからでも受〔戒〕することができる。また他のひとから〔戒を〕受けるべきであって、自分

で〔戒を〕受けるということは全くない。他のひとを配慮することによって、たとい〔犯戒のための〕諸の縁が現にあっても、違犯しない為である。下坐して〔と〕は、蹲坐して或は跪(ひざま)づいてカポータカ（kapotaka）という合掌をなして、である。但し病人は除く。何となれば、恭敬心のない者には律儀は起らないからである。また〔戒を〕授ける人に随ってその後から唱えるべきであって、前でもなく、同時でもない。このようであるときには、此〔律儀〕は他のひとから受けたことになる。蓋し、もしそうでなかったならば、〔戒を〕授けることと受けることとが成就しないであろう。また八支を有して完全に支を具足しているもののみが、〔戒として〕受けることができるのであって、支を欠いているものはそうではない。また荘飾を離れて〔戒を受けるべき〕である。但し常時の装飾を除く。何となれば、常時の飾りは甚だしく憍逸を起すことはないからである。また夜（rātri）の終りに至るまで〔戒を〕受けるべきである〔と〕は、再び太陽が出るまで、である。これより他の仕方で〔戒を〕受けるときには、ただ妙行のみがあって、近住律儀はないであろう。またこのように〔して受戒〕するならば、屠羊者や姦夫が一昼夜の近住〔律儀〕を受けた場合にも、必ず効果があるであろう。

此〔律儀〕によって〔人々が〕諸の阿羅漢の近くに住するから、近住〔律儀〕である。それら諸〔の阿羅漢〕に随って学ばんが為である。他のひとびとは「此〔の律儀〕によって一生涯の間〔保

つところ」の律儀の近くに住するからである」と〔言う〕。或は、善根の少いひとびとの善根を養成する（poṣaṇa）から、布薩（poṣadha）と〔言う〕。

梵文二二四頁一行
善なる意の養成を
能く為す（poṣaṁ dadhāti）が故に、それ故に
世尊によって、これは布薩（poṣadha）であると
説かれた、と伝え説く。

**称友疏**

梵文三七五頁二行
その人は〔日の出の時を過ぎて朝食を〕食してからでも受〔戒〕することができるとは、律儀はまさしく日の出において起る。受〔戒〕の要期を決定する心が〔律儀を〕起すからである。けれども食してから受〔戒〕をするのは、明了にせんが為である。カポータカ（kapotaka）とは、拇指以外の四指を他方の手の拇指と人差指との間に置くからカポータカである。

註(1)　梵文は upacesyāmi〔積むであろう〕となっているが、諸訳を参照して、upavatsyāmi と訂正して読んだ。

## 第二項　八支の具足

梵文二二四頁三行
次に何の為に八支を具えなくてはならないのであるか。その理由は

戒支と不放逸支と禁支とが、

順序に随って四と一と同じく三とである

からである。まず〔初めの〕四は戒支である。〔即ち〕妄語を離れること、までである。性罪を離れるからである。〔次の〕一は不放逸支である。〔即ち〕飲酒を離れることである。戒を受けた者でも、酒を飲めば放逸に堕せしめられるであろう。〔次の〕三は禁支である。〔即ち〕非時食を離れること、までである。厭離に随順するからである。

次に、これら不放逸支と禁支とによって摂護せられていないひとびとによっては、どのようなことがあるであろうか。

彼等によっては失念と憍逸とが〔あるであろう〕。（二九偈）

何となれば、酒を飲むときは、為すべきことと為すべからざることとの念そのものが失われるであろうからである。高い臥具と大きな臥具と舞踊と歌謡等に習近している者には、憍逸が起り得るであろう。そして憍逸なる者には犯戒が遠くないところにあるであろう。次に〔食すべき〕時に食しつつある者には、習慣化された食事の時が回避せられるから、近住の念と厭離とが確立するであろう。其〔食すべき時に食すること〕がないと、〔近住の念と厭離との〕両方が起らないであろう、と。これに反対して或る人びとは、実に非時食を離れることのみが近住であると考える。〔そして〕

舞踊・歌謡・音楽と、及び香・花鬘・塗香との二つに分けて、他の八は其〔非時食〕の支である、という。けれどももしこのようであるならば、経の誦説に相応しないであろう。〔即ち経には〕非時食を離れることを説いて、それから「私はこの第八支によって、彼等諸の聖なる阿羅漢の学において随学し随行する」と〔説かれている〕。もしそうならば、〔これら八支の〕他に近住があって、これら〔八〕は其〔近住〕の支であるところの、其〔近住と〕は何であるか。毘婆沙師たちは〔説く〕、「諸の部分は全体に対して支である。例えば、車に対する諸の支の如く、四支よりなる軍衆の如く、五支よりなる楽器[1]の如く、それと同様に近住は八支よりなると見るべきである。非時食を離れることは近住であってまた近住支である。あたかも、正見は道であってまた道支であり、択法覚支は覚であってまた覚支であり、三昧は静慮であってまた静慮支であるが如くである」と。けれども、それら同じ〔正見等〕が、それら同じ正見等の支であるということはふさわしくない、と〔世親は言う〕。もし前なる正見等は後なる〔正見等〕の支であるならば、初刹那に生じた聖道は八支を有しないであろう。

**称友疏**

戒〔梵文三七五頁二六行〕

は波羅夷がなく、僧残等がないことである。

とは、抑制である。其〔食すべき時に食すること〕がないととは、非時に食すると、である。両方が起らないであろうとは、念と厭離と〔の両方〕である。

けれどもそれらの云云とは、軌範師〔世親〕が、毘婆沙師の考えが道理と矛盾していることを指摘するのである。けれどもそれら同じ正見等〔即ち〕正見・択法覚(2)・三昧に対して、それら同じ正見等が、支であるということはふさわしくない。理に応じ〔ない〕、という意味である。何故であるか。道理と矛盾しているからである。(3)もし前なる正見等は後なる正見等の支であると設定せられるならば、このようであってもこの考え方においては、初刹那に生じた聖道は八支を有しないであろう。何となれば、その場合においては、前に生じた正見なる支は存在しないから、〔聖道は〕七支を有するものとなるであろう。諸の覚支においても亦、最後の刹那は覚支ではないことになるであろう。何となれば、向うに他の覚があって其〔の覚〕に対してそれが支となるであろうような、〔そのような他の覚〕は存在しないからである。またもし「未来の覚に対してそれは支である」と考えても、未来の覚はないであろう。定も同様に理に応じて思うべきである。

梵文三七六頁一行

註(1) 梵文には tūryaṁ（楽器）とあるが、チベット訳には phyi ma（粉末 cūrṇa）とあり、漢訳は二本とも「散」と訳して、チベット訳を支持している。

(2) 梵文にもチベット訳にもここに「支」が入っているが、ない方がよいと思われるので削除した。

(3) 以下において説かれていることは、次のような意味であろう。八聖道の中で正見は、道であってまた道支であるとする毘婆沙師に対して、世親は、同じものが道であってまた道支であるのは矛盾である、と指摘したので、毘婆沙師は次のように答釈する。八聖道が刹那々々に連続して生起していくとき、前刹那の八聖道中の正見が、次刹那の八聖道中の正見に対しては道支であり、そのような次刹那の八聖道中の正見は、ただ道たるのみであって、道支ではない、と。この答釈に対して世親は次のように難ずる。もしこのようであるならば、見道において初めて聖道が起ったとき、それ以前には正見は起っていないから、この初刹那の八聖道中には道支としての正見がないことになって、八聖道が七聖道になるであろう、と。七覚支の場合も同じ論法である。

## 第三項　近住戒を受ける主体の資格

梵文二一四頁二行
実にこの近住は(1)優婆塞にのみあるか、或は他の者にも亦あるか。

近住は他の者にも亦ある。

けれども帰依しない者にはない。

優婆塞でない者も亦、その一昼夜の間に仏と法と僧とに帰依して近住〔戒〕梵文二一五頁一行を受けるならば、その者には近住律儀が生ずるけれども、そのようでないならば〔近住律儀は生じ〕ない。知らない場合を除く。経中に「摩訶男（Mahānāma）よ、白衣の在家者で男根を成就している男子が、仏に帰依し、法と僧とに帰依し、そして『私を優婆塞として憶持したまえ』と語を発するならば、これだ

け〔の条件〕で優婆塞となる」とあるところのこれは、〔三〕帰依だけで優婆塞となるのであるか。外国師たちは「〔優婆塞と〕なる」という。迦湿弥羅国師たちは「律儀を離れては〔優婆塞となることは〕ない」という。それでは経中に説かれていることは〔どうなるのか〕。これについては矛盾することはない。なぜならば、この者が

優婆塞であることを〔自ら〕誓言する

まさにそのこと

によって、律儀がある

〔即ち律儀がこの者に〕起るからである。

**称友疏**
梵文三七六頁七行

知らない場合を除くとは、〔戒を〕授ける者或は〔戒を〕受ける者が、〔三帰を授けることを、また三帰を受けることを〕失念した場合と、知らなかった場合とを〔除くの〕である。疑惑のある者(saṃdigdha)或は誤った意欲を有する者(vipannāśaya)が、尊敬の念を先きとしないで〔三宝に〕帰依[2]しても、律儀は生じない、というのである。在家者とは標挙の句であり、白衣のとは説明の句である。男子とは標挙の句であり、男根を成就しているとはそれを説明する句である。もし律儀を欠いては優婆塞でないならば、それでは経中に説かれていることは〔即ち〕かの「これだけ〔の条件〕で優婆塞となる」と説かれてい

ることは、「それはどうなるか」というのが言〔外〕の余〔意〕である。〔答えて〕曰く、これについては(3)経と矛盾することはない、と。『摩訶男経』と、〔矛盾することはないの〕である。

註(1)　梵文には upavāsaka〔近住者〕とあるが、平川索引の如く、これを upāsaka〔優婆塞〕と訂正した。以下も同じ。

(2)　チベット訳は「帰依しないときは」となっている。

(3)　『倶舎論』の梵本とチベット訳には「経と」の句がない。

### 第四項　発戒の時

梵文二二五頁七行(1)

優婆塞であることを〔自ら〕誓言する、まさにそのことによって、この者に優婆塞律儀が生ずる。〔その自らの誓言とは〕「私を、今(2)日より初めて一生涯の間、生(3)〔命〕を捨てたる優婆塞として憶持したまえ」というように〔自ら〕誓言する、まさにそのことである。〔生命を捨てたるものとは〕殺生等を捨てたるもの、という意味であって、〔ここでは「殺」「等」という」中間の句が省略されているからである。〔彼は〕すでに律儀を獲(4)てはいるが、諸の学処を了知させるために

しかしながら比丘と同じように説くのである。（三〇偈）

あたかも、すでに律儀を獲ている比丘であっても、また沙弥〔であって〕も、了知させるために重ねて「汝はこれこれしかじか〔の罪〕を離れて律儀に住する」といって、〔改めて〕諸の学処を受〔戒〕せしめられるのと全く同様に(5)、優婆塞(6)も亦、しかしながら律儀なくしては優婆塞ではない。

もし、すべての者が律儀にあるならば、
どうして一分を行ずる者等であるか。

もし、すべての優婆塞が優婆塞律儀に住するならば、どうして世尊によって、「優婆塞は一分を行ずる者と、少分を行ずる者と、多分を行ずる者と、及び満分を行ずる者とである」と説かれたか。

其〔学処〕を護持するに約して
説かれたものである、と伝説する。

実に或る学処を護持するところのその者は、其〔学処〕を行ずる者であると説かれた。けれどもすべて〔の優婆塞〕はみな等しく律儀に住する者である。〔他曰く〕このことは経に違越する。〔自曰く〕この場合何が経に違越するか。〔他曰く、「汝は〕優婆塞であることを〔自ら〕誓言するまさにそのことによって律儀を獲る。『殺生を〔離れる〕』と言ったのであるから」というが、経の文句はそのように説かれたのではないからである。[7]〔経の文句はどのようであるか〕。『摩訶男経』(Mahānāma-sūtra)の文句の通りである。そして其〔の『摩訶男経』〕においては唯だ優婆塞の相が開示せられたのみであるのに、他〔の経〕においてはそうではない。しかるに此〔他の経〕の文句は「一生涯の間、生〔命〕を捨て〔三宝に〕帰依し浄信を起せる〔優婆塞〕として、〔私を憶持したまえ〕」というのであって、其〔のような経〕においては、彼等〔優婆塞〕は已に〔四〕諦を見、証浄に由

るが故に「命〔を救うこと〕が理由であっても、我々がこの法を捨てるようなことが有ってはならない」と、諸の生命〔を救うこと〕のためであっても、正法を愛重することを顕示したのである。けれどもこれは律儀の相を開示したものではない。しかるに生〔命〕を捨てたるものとして〔ということ〕は、〔律儀の相を開示したものとしては〕何処にも誦せられていないのに、而もこの完全には明瞭でない意味をもった〔言葉〕を誰が誦するであろうか。一分を行ずる者等を、学〔処〕を破った者に関連させて問うこと自体が、ふさわしくない。まして〔それぞれの優婆塞に〕不共である諸法について〔仏が〕答えたもうことはなおさらである。なぜならば、優婆塞律儀〔というもの〕を知っておりながら、「或る学処を破らない者は其〔の学処〕を行ずる者である」ということを、誰が知らないであろうか。けれども優婆塞律儀についてその量を了知していないので、それだけの量の学処を忍持するに関して、この問を問うことはふさわしい。〔即ち〕「大徳よ、どれだけ〔の条件〕で一分を行ずる優婆塞であるか、乃至、満分を行ずる〔優婆塞〕であるか」と。もしそのようであって、律儀を欠いても或は〔律儀が〕不完全であっても優婆塞であるとするならば、比丘と沙弥も亦〔同じことに〕なるであろう。何よりもまず、どうしてこれら優婆塞律儀等の支の一一の決定はあるのか。〔大〕師によって建立せられたるに由るが故である。〔もしそのようであるならば〕優婆塞であること等についての一一の決定も亦、〔大〕師によって建立せられたるに由るが故である、と

(8) 梵文二一六頁一行

許されるべきである。けれども「実に優婆塞は律儀を欠いても〔優婆塞として大師によって〕建立せられた。けれども比丘と沙弥とはそうではない」というこのことを、彼等迦湿弥羅国のひとびとは許さない。

**称友疏**

梵文三七六頁一四行

しかしながら比丘と同じように説くのである、

とは、比丘と同様に優婆塞の学処を説くのである。何となれば、あたかも、(9)白事〔動議〕と第四回目〔の決定〕とより成る作法〔白四羯磨〕によって、すでに律儀を獲ている比丘であっても、「汝は波羅夷等なるこれこれしかじか〔の罪〕を離れて律儀に住する。また梵行を共にするひとびとが、汝にその他の諸のことを語るであろう」といって、〔改めて〕諸の学処を略して受〔戒〕せしめられる〔即ち〕知らされるのと全く同様であるからである。また沙弥〔であって〕も、何か。前にすでに律儀を獲ていても、〔改めて〕諸の学処を受〔戒〕せしめられるのである。〔前にとは〕「私はこのような名の者であって、世尊・如来・応供・正等覚者であるかの釈迦牟尼・釈迦帝王なる出家者に随って出家します。在家の記るしを捨てて、出家の記るしを受けます。私を沙門(10)の教えを受ける〔沙弥〕として憶持したまえ」と、このようなことが三回にも及ぶ、まさしくその時である。同様に優婆塞も亦、「〔私は〕仏に帰依します、乃至、〔私は〕僧に帰依します」〔と唱え〕、二回目も、三回目も〔同様に唱える〕、これによってすでに

律儀を獲てはいるが、「〔私は〕殺生を捨てて、殺生を離れます云云」と〔唱え〕て、重ねて諸の学処が受〔戒〕せしめられるのである。一分を行ずる者は、一学処を守護する者である。少分を行ずる者は二〔学処〕を守護する者である。多分を行ずる者は三或は四〔学処〕を守護する者である。満分を行ずる者は五〔学処〕のすべてを守護する者である。その者は其〔学処〕を行ずる者であると説かれたとは、一分を行ずる者、乃至、満分を行ずる者である、という意味である。経の文句はそのようではないからであるとは、『摩訶男経』の文句は「一生涯の間、生〔命〕を捨てたる〔優婆塞〕として」というように、そのように説かれたのではないからである。『摩訶男経』の文句の通りであるとは、「大徳よ、どれだけ〔の条件〕で優婆塞となるか。摩訶男(11)よ、〔白衣の〕在家者で云云、乃至、『私を優婆塞として憶持したまえ』という、これだけ〔の条件〕で優婆塞となる」というの〔が『摩訶男経』の文句〕である。しかるに此〔の他の経〕の文句は〔云云乃至〕其〔のような経〕においてはとは、此〔の他の経〕の文句は「一生涯の間、生〔命〕を捨て〔三宝に〕帰依し浄信を起せる〔優婆塞〕として、〔私を憶持したまえ〕」というのであって、其のような他の経においては、彼等〔優婆塞〕は已に〔四〕諦を見た人〔補特伽羅〕であって、証浄に由るが故に〔即ち〕証浄を因として、「〔命を救うことが理由であっても〕、我々がこの法を捨てるようなことが有ってはならない」と、諸の生命〔を救うこと〕のためであっても〔即ち〕命〔を救うこと〕が理由であっても、正法を愛重することを顕示(12)したのである。けれどもこれは律儀の相を開示した

梵文三七七頁一行

ものではない〔と〕は、けれどもこの経によっては、〔律儀の〕相が指摘せられてはいない、という意味である。しかるに生〔命〕を捨てたるものとして〔ということ〕は、〔律儀の相を開示したものとしては〕何処にも誦せられていないとは、『摩訶男経』にも〔誦せられてい〕ないし、『見諦経』(Dṛṣṭasatya-sūtra)にも〔誦せられてい〕ない〔ということである〕。而もこの完全には明瞭でない意味をもった〔言葉〕を誰が誦するであろうかとは、〔汝は「生〔命〕を捨てたる」(prāṇātipātādyapetaṁ)の意味であって、ここに「殺」「等」という〕中間の句が省略されていると考えるから、〔それに対して我我は次のように言う〕。生〔命〕を捨てた(prāṇebhyo 'petaṁ)のが、或は生〔命〕を捨てた(prāṇair vā 'petaṁ)のが生〔命〕を捨てた(prāṇāpetaṁ)であるか、或はまた殺生等を捨てたのが生〔命〕を捨てたであるか、ということが解らない。問うこと自体がふさわしくないとは、「大徳よ、どれだけ〔の条件〕で一分を行ずる優婆塞であるか、乃至、満分を行ずる〔優婆塞である〕か」というこの問があるとき、その問がふさわしくない。まして〔仏が〕答えたもうことはなおさらであるとは、「ここに摩訶男よ、優婆塞が殺生を捨て殺生から離れている。これだけ〔の条件〕で、摩訶男よ、学〔処〕において一分を行ずる優婆塞である云云。二学処を離れている者は少分を行ずる者である。三〔学処〕を離れている者、或は四〔学処を離れている者〕は、多分を行ずる者である。五〔学処〕を離れている者は満分を行ずる者である」というこの答えは甚だふさわしくない。それだけの量の

学処を忍持するに関して、この問を問うことはふさわしいとは、一学処、二〔学処〕、或はそれより多く〔の学処〕を忍持するに〔関して〕、ということである。優婆塞は律儀を欠いても〔優婆塞として〕建立せられたとは、『摩訶男経』における「実に摩訶男よ、白衣の在家者で云云」という〔経説〕によって〔建立せられたの〕である。

註(1)　国訳では直前の偈をこの項の初めに置く。

(2)　梵文には ity-ādy-agreṇa とあるが（校訂者の訂正したもの）、チベット訳は「今日より初めて」(adyāgreṇa) となっており、これはパーリ語のニカーヤで ajja-t-agge (adyāgre 今日より初めて) とあるのに相当すると思われるので、チベット訳のように訂正した。

(3)　パーリ語のニカーヤでは、pāṇupetaṁ（生命のあるかぎり）となっている。

(4)　梵文の laghu を平川索引のように labdha と訂正する。

(5)　梵文の yathaivaṁ を『称友疏』を参考にして yathaiva と訂正した。

(6)　梵文の upavāsako を平川索引のように upāsako と訂正する。

(7)　シャーストリ本に随ってここで切る。次の括弧の中の文章はチベット訳に拠って補ったもの。両漢訳にも同じように出ている。

(8)　「〔それぞれの……諸法について」(aveṇikadharmāṇāṁ) は、チベット訳にも両漢訳にも欠けている。

(9)　「白事と」というように相違釈に読んだのはチベット訳による。

(10)　「沙門の教えを受ける〔沙弥〕」(śramaṇoddeśa) は、「沙門の標示を有する〔沙弥〕」というように理解する説もあるが、この語を在家者に適用することもある点を考慮して、前の如く訳した。

(11) 以下梵文『倶舎論』二一五頁一行以下、本書一七〇頁。

(12) シャーストリ本に依って、梵文の darśayati を darśayanti sma と訂正する。『倶舎論』の文章もこのようになっている。

### 第五項　律儀の三品の差別的基礎

梵文二一六頁八行

しかるにすべての律儀について

下品等〔の別〕のあることは意に随う。（三一偈）

下品・中品・上品〔の別〕のあることは、受(1)〔戒〕の心に由る。そしてこのようであるから、阿羅漢にも下品の別解脱律儀があるであろうし、凡夫に上品〔の別解脱律儀があるであろう〕。

**称友疏**

梵文三七七頁一七行

阿羅漢にも下品の別解脱律儀があるであろうとは、もし彼〔阿羅漢〕の〔律儀を〕等起せしめる心が下品であるならば、である。凡夫に上品〔の別解脱律儀があるであろう〕とは、もし此〔凡夫〕の〔律儀を等起せしめる〕心が上品であるならば、というのである。(2)

註(1) 平川索引の如く sasaṃtāna を samādāna と訂正した。

(2) 『国訳大蔵経』の分科に従って、以下の文章は次の（三三偈）の初めに移した。

## 第十五節　優婆塞の五戒

### 第一項　三　帰　戒

次に、（梵文二一六頁一一行）〔三〕帰依をなさないで、律儀を受持するのみで優婆塞たり得るか。〔優婆塞〕たり得ない。知らない場合を除く。

凡そ仏と法と僧とに帰依するところの者は何に帰依するのか。

三〔宝〕に帰依するところの者は、

仏と僧とを成ずる、

無学と両方の法と、及び涅槃と、

以上それだけに帰依する。（三一偈）

仏に帰依するところの者は、仏を成ずる諸の無学法に帰依するのである。それら〔無学法〕が主要なるものであるに由って、彼の身体が仏であると言われるのである。或はそれら〔無学法〕を獲るに由って、一切を覚了する能力を有するが故に、仏たるのである。それではそれら〔無学法〕と

は何であるか。尽智等と及びその随行とである。色身は前後の差別がないからである。一切の諸仏に〔帰依するのである〕か、或は一〔仏〕に〔帰依するのである〕か。相という点からいえば一切の諸仏に〔帰依するの〕である。道は異なった相のものではないからである。僧に帰依するところの者は、僧を成ずる諸の学・無学の法に帰依する。それら諸〔の学・無学の法〕を獲るに由って、八の人〔補特伽羅〕は和合僧となる、分破し得られないからである。一切の僧に〔帰依するのである〕か、或は一〔の僧〕に〔帰依するのである〕か。相という点からいえば一切の僧に〔帰依するの〕である。道は異なった相のものではないからである。けれども経中に「未来世において此れなる僧といわれるものがあるであろうとき、〔汝等両人は〕其〔僧〕にも帰依せよ」と説かれているのは(1)〔どういうことか〕。彼等にとってやがて具体的に姿をあらわすであろう僧宝を顕示せんが為である。(2)

法に帰依する者は、即ち択滅である涅槃に帰依する。〔涅槃は〕自他の相続の諸煩悩と及び苦とが寂滅せる一相を有することの故である。もし諸の無学法のみが仏であるならば、どうして、如来に於いて悪心をもって血を出さしめることに由って無間〔業〕となるか。毘婆沙師たちは、「所依を損壊するが故に、それら〔無学法〕も亦損壊せられたことになる」と〔言う〕。(梵文二七頁一行)けれども〔本〕論は「諸の無学法のみが仏である」と、このように説くものではない。それではどのように〔説く〕か。「仏を成ずるものが〔仏〕である」と〔説く〕。それ故に所依〔身〕も仏であることを遮止しな

いから、これは全く非難せられるべきではない。もしそのようでないならば、〔仏が〕世俗心に住するとき、仏でも僧でもないことになるであろう。また比丘を成ずる戒のみが比丘であることになるであろう。けれども、あたかも諸比丘[3]を供養するところの者は、比丘を成ずる戒を供養するが如く、同様に仏に帰依するところの者は、仏を成ずる諸の無学法に帰依するのである。他の人びとは、「仏に帰依するところのその者は十八不共仏法に〔帰依するの〕である」と〔言う〕。

諸の帰依は何を自性とするか。其[4]〔帰依〕によって等起せられた法である語表を自性とする。次に帰依の意味は何であるか。帰依の意味は救済の意味である。其〔帰依〕を所依とすることに由って、すべての苦から徹底的に解脱するからである。実に世尊によって〔次のように〕説かれている。

多くの人々は恐怖に逼られて、
諸の山岳・叢林・園林・樹木[5]・霊廟に帰依する。
けれどもこの帰依は最尊のものではなく、この帰依は最上のものでもない。
この帰依に由ってすべての苦から解脱することはない。
けれども、もし人あって已に仏と法と僧とに帰依しており、
四聖諦を、〔即ち〕苦と苦の集[6]起と苦の超克と

及び涅槃に至る安穏なる聖八支道とを
慧をもって見るときは、
実にこの帰依は最尊のものであり、この帰依は最上のものである。
この帰依に由ってすべての苦から解脱するのである。

と。この故にこそ〔三〕帰依は、すべて律儀を受けることの中で、門となれるものである。

**称友疏**

(7)梵文三七七頁一九行

知らない場合を除くとは、〔戒を〕授ける人も〔戒を〕受ける人も〔知らないの〕である。これに反して、其〔三宝〕に対する尊敬の念がないが故に〔三〕帰依をなさないならば、優婆塞とはなり得ない、というのである。

仏を成ずる諸の〔無学法〕にとは、仏を建立する因である諸の〔無学法〕に、である。それ故にこそ「それら〔無学法〕が主要なるものであるに由って、彼の身体が仏であると言われるのである」と言ったのである。何となれば、他の諸の徳も亦主要ならざるものとして、よりかかれるものとなっているからである。「或はそれら〔無学法〕を獲るに由って」と〔言ったのである〕。尽智等と及びその随行とであるという中で、「等」の語によっては、無生智と無学の正見とが含まれる。及びその随行という言葉によっては、無漏の五蘊が含まれる。色身は前後の差別がないからであるというのは、〔ないから〕ど

うなのか。「色身に帰依するのではない」というように、〔文章が〕結合するのである。色身は菩薩の分位においてあると同じく、後〔の仏の分位〕においても亦そのようであるからである。相という点からいえば一切の諸仏に〔帰依するの〕であるとは、一一について説くのでなければ、という趣旨である。道は異なった相のものではないからであるとは、福智なる資糧を相とする世間道と尽智等を相とする出世間〔道〕とは、異なった相のものではないからである、〔即ち〕等しいからである。寿・生まれ等の相についてはそうではない。それ故に「一切の諸仏は等しい相のものである」と〔言われる〕。和合僧となる、分破し得られないからであるとは、天を含む世間によってすら道から〔離れて〕分破し得られないから、和合僧となるのである。集合体を成ずる、というのである。相という点からいえばとは、前と同じように註釈せられるべきである（梵文三七八頁一行）。此れがあるであろうとき云云とは、「そのとき世尊は帝梨富娑（Trapusa）と跋梨迦（Bhallika）との二人の商人に呼びかけ給うた。『汝等両人よ、来れ、仏と法とに帰依せよ。未来世において此れなる僧といわれるものがあるであろうとき、〔汝等両人は〕其〔の僧〕にも帰依せよ』と。」まだ僧が成立しないときに、まさしく未来の僧に関してこのように説かれているが、そのことはどうして「此の者は一切の僧に帰依するのである」と〔説かれた〕このことと矛盾(8)しないか。彼等にとってやがて具体的に姿をあらわすであろうとは、〔初〕転法輪の直後に帝梨富娑と跋梨迦との彼等二人にとって、やがて僧宝が具体的に姿をあらわすであろう、其〔の僧宝〕を顕示せんが為であっ

て、功徳（guṇa）という点からすれば、「彼〔僧宝〕そのものは已に関係がついていることになるであろう」と示さんが為である、という意味である。

寂滅せる一相を有することの故であるとは、自他の相続に属する諸煩悩と及び苦とが寂滅せる所のその相を、此〔涅槃〕は有しているから、寂滅せる一相を有する〔と言われるの〕であって、〔それは即ち〕涅槃である。そのこと〔が寂滅せる一相を有することであって〕、其〔のこと〕の故に、この者はすべての涅槃に帰依するのである。

所依を損壊するが故にとは、それら諸の無学〔法〕の所依であるところの色蘊、其〔色蘊〕を損壊するが故に、〔即ち〕毀壊するが故に、そのような所依を有するそれら仏を成ずる諸法も亦損壊せられたことになる。けれども〔本〕論はこのようではない云云とは、阿毘達磨論は「諸の無学法のみが仏である」と、このように説くものではない。〔即ち〕このように示すものではない。それではどのように〔説く〕か。「仏を成ずるものが〔仏〕である」と〔説く〕。それら仏を成ずるものは何であるか。仏であることと及び仏を仮立することとの因である世間・出世間の諸法〔が仏を成ずるものであって〕、それらが仏である、というのである。それ故に、世間の五蘊を相とする所依〔身〕も仏であることを遮止しないから、「もし諸の無学法のみが仏であるならば、どうして如来に於いて悪心をもって血を出さしめることに由って無間〔業〕となるか」と説かれたところのこれは、全く非難せられるべきではない。もし

そのようでないならば云云とは、もし仏は諸の無学法のみであって、僧はまさしく学と無学との諸法であるならば、〔仏が〕世俗心に住するとき仏でも僧でもないことになるであろう。どうしてであるか。その理由は、世俗心[11]は諸の無学法でもなく、また諸の学と無学と〔の法〕でもないからである。或は、もし仏を成ずる諸の無学法のみが仏であって、所依〔身〕も〔仏であるの〕ではないならば、かの比丘律儀と称せられる、比丘を成ずる戒のみが比丘であって、所依〔身〕は〔比丘では〕ないことになるであろう。〔毘婆沙師は〕曰く、もし所依〔身〕も亦仏であるならば、何故に論中に「仏に帰依するところの者は仏を成ずる諸の無学法に帰依するのである」とこのように言って、諸の無学法のみ〔が仏である〕と限定するのであるか。毘婆沙師によってこのように〔難じて〕言われたときに、軌範師〔世親〕は例喩によって答釈を説いた、「けれどもあたかも比丘[12]を供養するところの者は云云」と。けれどもあたかも比丘を供養するところの者は、戒という点から見て（śīla-mukhena）比丘を成ずる戒を供養するが、然もただ戒のみが比丘なのではないが如く、同様に仏に帰依するところの者は、無学という点から見て仏を成ずる諸の無学法に帰依するが、然もただ自の相続に属する諸の無学法のみが仏なのではない。それ故に「仏に帰依するところの者は、仏を成ずる諸の無学法に帰依するのである」というこれには過失はない。

梵文三七九頁一行

その者は十八不共にとは、それら〔十八不共法〕は〔仏以外の者と〕共通ではないからである、とい

う趣旨である。

語表を自性とするとは、〔戒を〕受ける時に関してである。

霊廟の樹木に

とは、霊廟に植えてある樹木が霊廟の樹木であって、其〔霊廟の樹木〕に、というのである。この故にこそとは、

この帰依に由ってすべての苦から解脱するのである

から、それ故にすべて律儀を受けることの中で、〔即ち〕優婆塞等の律儀を受けることの中で、〔三帰依は〕門となれるものである、という意味である。

註(1) 以下チベット訳に拠って訳した。

(2) 荻原本には「律儀に住すること（saṁvaratva）」とあるが、平川索引の如くこれを「僧宝（saṁgha-ratna）」と訂正して読んだ。

(3) 『称友疏』の引用文では「諸」がない。

(4) 「其〔帰依〕によって等起せられた法である」は欠けている写本もあり、チベット訳にもない。

(5) 「樹木・霊廟に（vṛkṣāṁścaityāṁśca）」が、シャーストリ本とチベット訳及び『称友疏』に引用されているところでは、「霊廟なる樹木（caityavṛkṣāṁśca）」となっている。

(6) 平川索引の如く、梵文の mamutpādaṁ を samutpādaṁ と訂正して読んだ。

(7) 次の改行に至るまでの文章は、荻原本では前の偈に属するものとしている。

(8) チベット訳に拠って否定の語を補った。

(9)「帝梨富娑と（Trapusa-）」はシャーストリ本及びチベット訳に拠って補った。

(10) チベット訳には「已に信受せられてあることになるであろう（khas blans par rgyur ro: abhyupagato bhavisyati）」とある。

(11) チベット訳には「世俗心においては諸の無学法も、学と無学との法もないからである」とある。

(12)『倶舎論』の文章では「諸比丘」となっている。

## 第二項　優婆塞律儀と邪婬

梵文二一七頁二〇行

次にどういう理由で、〔優婆塞律儀以外の〕他の諸の律儀の中では、非梵行から離れることを学処として建立せられたのに、優婆塞には邪婬から〔離れることを学処として建立せられたの〕か。

邪婬は甚だ非難せられるべきであるから、

〔在家も〕行じ易いから、不作を得するからである。

実に世間において邪婬は極めて非難せられている。他人の妻を侵害するから、また悪処に導くからである。非梵行はそのようではない。また家に住している人びとにとっては、邪婬から離れることは行じ易いが、しかし非梵行から〔離れること〕は行じ難いが故である。行じ難いことを〔人びとは〕行ずることができないであろう。また諸の聖者は邪婬について不作律儀を獲す。他の諸の生においても亦犯すことがないからである。けれども非梵行についてはそうではない。だから優婆塞においても、彼〔邪婬〕から離れることだけは、学処として立てられたのである。有学なる経生の

〔聖〕者が、（梵文二一八頁一行）優婆塞律儀の支分の中で律儀に住していないものがある、というようなことがあってはならないからである。何となれば、不作律儀は決定して作さないことであるからである。

**称友疏**

（梵文三七九頁八行）また悪処に導くからであるとは、また邪婬は例外なしに悪処に導くものである、〔即ち〕悪処に趣くものである。非梵行はそのようではない。何となれば、不作律儀は決定して作さないことであるからであるとは、作さないことにおける〔即ち〕不作における、決定〔即ち〕専一なることが、決定して作さないことであって、それが不作律儀である。不作を相とする律儀であって、〔要期して〕受ける律儀ではない、という意味である。そしてそれは経量部の理趣によれば或る特殊なる〔有情の〕分位にすぎないが、しかし毘婆沙師の理趣によれば戒の支分としての無表である。

### 第三項　邪婬と受戒後の妻妾嫁娶

（梵文二一八頁二行）〔已に優婆塞律儀を受けて〕現に優婆塞である者がもし妻を娶る場合、その者は其〔妻〕に対しても亦律儀を獲しているか、或はいないか。〔答えて曰く〕獲している。〔邪婬戒が単に〕一部分のみに適用されるような律儀の獲であってはならないからである。どうして律儀を犯すことにはならないのか。その理由は

律儀を獲することは誓受の如くであって、

〔それぞれの〕個体（saṁtati 相続）に対してではない（三三偈）

からである。何となれば、律儀を獲することはその者の誓受に随うからである。また、その者の誓受はどのようであるか。「〔私は〕邪婬から離れます」というのであって、「私はこの個体〔相続〕に対して（saṁtāne）非梵行を行じてはならない」というのではない。それ故にこそ此の者は、其〔妻となるべき女〕を対象(1)（adhiṣṭhāna）として邪婬支についてのみ律儀を獲するのであって、非梵行についてではないから、妻となった女に対して律儀を犯すことはないのである。

**称友疏**

梵文三七九頁一三行

現に優婆塞である者が云云とは、現に〔在家の戒である〕五学処を受持している者が、妻を娶る場合〔即ち〕めとる場合、そのような優婆塞は、其の女に対しても亦律儀を獲しているか〔即ち〕前に已に獲しているか、という意味である。或はいないか。〔或は〕「獲して」〔いないか〕、というように〔文章が〕係るのである。毘婆沙師は曰く、「獲している」と。〔邪婬戒が単に〕一部分のみに適用されるような律儀の獲であってはならないからであるとは、〔性交のために〕近づいてはならないすべての人びとから離れること〔が邪婬戒〕であるからである。〔私は〕邪婬から離れますとは、適切でない行為から離れますというのであって、個体〔相続〕に対する(2)〔性的に〕適切なこのような行為から離れますというのでは

ない、という趣旨である。それ故にこそ「この個体〔相続〕に対してではない云云」と言ったのである。

註(1)「対象として（adhiṣṭhānāt）」は、プラダン本に adhiṣṭāt とあるが、シャーストリ本に拠って訂正した。

(2) チベット訳によって否定の語を削除した。

### 第四項　五戒と妄語・両舌等

梵文二一八頁八行

さて、何故に妄語を離れることだけが優婆塞律儀の学処であって、両舌等を離れることはそうではないのか。〔前述の〕同じこれらの三因によってである。〔即ち〕

「妄語は甚だ非難せられるべきであるから、

〔在家も〕行じ易いから、不作を得するからである。」

またすべて学処に違越したことに対して

妄語に堕することになるからである。

何となれば、すべて学処に違越したことに対して訊問されているときに、「私はそのようなことを為(1)したことはない」と〔答える場合が〕現われて、妄語に堕することになる。それ故に〔世尊は〕「どういうわけで(2)（katham）、〔学処〕に違越しているにも拘らず自分で〔罪を〕発露しないのであろうか」と〔考え〕て、妄語から離れることが〔学処として〕規定せられるのである。

註(1) 梵文　は ahārṣaṁ とあるが、チベット訳には ma byas so とあり、漢訳は新訳も旧訳も「不作」となっているので、akārṣaṁ と訂正して読んだ。

(2) 両漢訳もチベット訳も「どうすれば (katham)……発露するであろうか」の意味になっていて、否定の語 (mā) がない。

### 第五項　優婆塞と遮罪

梵文二一八頁一四行

次に何故に、遮罪から〔離れること〕が学処の中に立てられなかったのであるか。

遮罪から〔離れる〕は唯だ酒から〔離れる〕のみである。

何故に唯だ酒から〔離れる〕のみであって、それ以外〔の罪〕から〔離れるの〕ではないのか。

他を護らんが為である。(三四偈)

酒を飲むと、それ以外の〔律儀の〕支分も護られていないことになるであろう。次に、どうして飲酒は遮罪であると理解せられるか。性罪の相がないからである。何となれば、性罪は唯だ染汚心によってのみ犯されるのに、之を反して、酒は治療〔の為〕と考えて酔わない程度に飲むことが可能であるからである。〔難じて曰く、酒は人を〕酔わせることを知った上で〔酒を〕飲む、その心は唯だ染汚のみである。〔答えて曰く〕、酔わない量を知った上で〔酒を〕飲む、其〔心〕は染汚ではない。諸の持律者は「酒は性罪である」という。〔その理由は〕「大徳よ、どのように病人を看護すべきでありますか。」「優波離よ、性罪を除いてである」と世尊によって説かれている。そして病

める釈迦族の人びとに対して、酒を飲むことを聴許されなかった。また「比丘等よ、我れを師であると指定する人びとは、たとい吉祥草〔の葉〕の先端ばかり〔の量〕でも、酒を飲んではならない」という、このことが説かれている。それ故に性罪であると知られる。また、他の生に行ける諸の聖者でも犯すことはないからである。殺生（prāṇi-vadha）等の如くである。また、身悪行であると説かれているから、悪趣に導くものであるからである、と。阿毘達磨論師たちは「〔性罪では〕ない」という。諸の病人に対して、酒は総則としては仮制（prajñapti）罪であると規定されてはいるが、梵文二一九頁一行酔う量は決定していないから、過ちに堕するのを避けるために、例外が〔設けられて厳しく制限せられたので〕ある。それ故にこそ吉祥草〔の葉〕の先端ばかり〔の量〕でも〔酒を〕飲むことを遮止せられたのである。諸の聖者が犯すことがないのは、慚を有するからである。また其〔飲酒〕によって〔正〕念を失うからである。少分であっても飲まないのは〔量が〕決定していないからである。毒の如くである。悪行であると説かれているのは放逸の依処であるからである。それ故にこそ、此〔飲酒〕については「放逸の依処」という語があるが、他〔の三の犯罪〕については〔そのような語が〕ないのである。それらは性罪であるからである。過量に数習するに由って悪趣に行くという表現は、其れに耽著するに由って数数（しばしば）不善が相続して起ることから、悪生に導く業を引発するが故である。或は〔そのような業が〕活動（vṛtti）を獲るが故である。「窣羅・迷麗耶・末陀なる放逸

の依処」とは、どのような意味であるか。米穀のしぼり酒が窒羅（surā）であり、液汁のしぼり酒が迷麗耶（maireya）である。そしてそれら[1]〔二〕が時あって、酔わしめる〔末陀（madya）の〕状態に未だ達していない、〔またはそのような状態が〕已に消滅していることがあるから、それ故に〔そのようなものを除く為に五戒の条文において〕末陀〔即ち酔わしめるもの〕の語がおかれたのである。[2]檳榔子（pūga-phala）や稗子（kodrava）等も亦〔人を〕酔わしめるから、〔それらと区別するために〕窒羅・迷麗耶の語がおかれたのである。[3]仮制罪ではあるが、よく配慮して断じなくてはならない理由を知らせるために、「放逸の依処」と説いたのである。すべての放逸の依止処であるからである、と。

**称友疏**

梵文三七九頁二二行

遮（pratiṣedha）罪とは、遮（pratiṣedha）罪である。世尊によって遮止せられた業を行ずれば罪悪となる。世尊の教説を恭敬しないからである。酔わない量を知った上で〔酒を〕飲む、其〔心〕は染汚ではないと、阿毘達磨論師によって言われたとき、諸の持律者は「酒は性罪である」ということを立証する。優波離よ、性罪を除いてであるとは、性罪であるところの業によって治療せられるべきではない。そうではなくて、仮制（prajñapti）罪によって治療せられるべきである、という趣旨である。病める釈迦族の人びとに対して、酒を飲むことを聴許されなかった。それ故にそれは性罪であると解せられる。

しかし〔実際は〕許されない。それ故にそれは性罪である、と。また我れを師であると指定する人びとは、〔即ち〕「釈迦牟尼は我れ等の師である」と称する人びとは、たとい吉祥草〔の葉〕の先端ばかり〔の量〕でも、酒を飲んではならない、という、このことが説かれている。それは性罪であるから、世尊によってそれが遮止せられたのである。これに反して、酔うと知って〔遮止せられたの〕ではない。吉祥草〔の葉〕の先端ばかりの量の酒は酔わないからである。また諸の聖者でも云云とは、「〔飲〕酒は性罪である、他の生に行ける諸の聖者でも犯すことはないからである、殺生等の如くである」という論証式である。また身悪行であると説かれているからとは、もう一つの論証式である。〔即ち〕「〔飲〕酒は性罪である、身悪行であると説かれているから、殺生等の如くである。」何となれば、『難提迦（Nandika）経』等に、身悪行は四種であると説かれているからである。〔即ち〕「殺生と偸盗と邪婬と窓羅（surā）・迷麗耶（maireya）・末陀（madya）の放逸の依処とである」と。総則としては規定されているが云云とは、これによって世尊のことばの前後の矛盾を除くのである。どのようにしてであるか。「大徳よ、〔どのように病人を看護すべきでありますか〕云云」と、飲酒について一般的に説かれたのが総則であって、病める釈迦族の人びとに対して酒を飲むことを聴許されなかった、というのは例外である。だから、飲酒は病気という位態においても聴許されていない、と〔一応は〕解せられる。けれども〔このような〕例外〔を設けたの〕は過ちに堕するを除くためである。何となれば、酒は一度飲めば不幸〔な結果〕とな

（梵文三八〇頁一行）

るであろうからである。実に世尊によって〔次のように〕説かれている。「三つの事態（sthāna）に[4]耽著している者には満足或は飽満或は完結はない。〔即ち〕酒と非梵行と及び惛沈・睡眠とである」と。〔このような厳しい例外を設けて〕過ちに堕するのを避けようとするのは何故であるか。酔う量は決定していないからである。何となれば、その同じ量でも〔その酒を飲む〕個人（dravya）と〔飲む〕時（kāla）と〔飲む人の〕素質（prakṛti）と身体の状態とに対応して、酔うこともあり、酔わないこともあるからである。またそれ故にこそ、吉祥草〔の葉〕の先端ばかり〔の量〕でも〔酒を〕飲むことを遮止せられたのであるとは、誇張した言い方である。だからこのように性罪ではないと考えた上で、世尊によって、其の避けなくてはならないことが説かれたのである。それでは〔避けなくてはならないのは〕どのようなことなのか。過ちに堕することの罪過からである、と示されたのである。諸の聖者が犯すことがないのは、慚を有するからであるとは、経中に有学の五力が誦せられる。五とは何であるか。信力と勤力と慚力と愧力と及び慧力とである、と。それ故に、〔経生の聖者は〕慚を有するから飲まないのであって、性罪だから〔飲まないの〕ではない。もし慚を有するから其れを犯さないのであるならば、水等〔を飲む場合〕の如くに、〔それに対する正確な〕知識をもたない場合どうして飲まないのであるか、というならば、それ故に、「また其〔飲酒〕によって〔正〕念を失うからである」と言ったのである。何となれば、酒を飲むと為すべきことと為すべからざることとに対する〔正〕念が失われるからである、

何となれば、もしそれが仮制罪であるならば、病める釈迦族の人びとを看護するためにそれは許される。というのである。もしそのようであるならば、〔正〕念が失われないほどの量だけ、少分を飲めばいいではないか、というならば、それ故に「少分であっても飲まないのは〔量が〕決定していないからである。毒の如くである」と言ったのである。〔即ち〕例えば、〔飲む〕時と〔飲む人の〕素質と能力とに応じて、少分の毒でも時には〔人を〕殺すが如く、酒も亦同様に〔人を〕酔わしめる、というのである。悪行であると説かれているのは放逸の依処であるからであるとは、酔憍によって不善を回避しないから、また善を作さないからである。此〔飲酒〕については「放逸の依処」という語があるが、他〔の三の犯罪〕については〔そのような語が〕ないとは、此〔の飲酒という〕学処についてのみは「放逸の依処」という語がある。「〔私は〕窣羅（surā）・迷麗耶（maireya）・末陀（madya）なる放逸の依処を捨てて、窣羅・迷麗耶・末陀なる放逸の依処を離れます」と説かれているからである。〔けれども〕離殺生等の他の諸の学処については、「放逸の依処」という語がない。「即ち〔私は〕殺生なる放逸の依処を捨てて、殺生なる放逸の依処を離れます」というように、「放逸の依処」〔という語〕が誦せられない。それではどのよう〔に誦せられるの〕であるか。「〔私は〕殺生を捨てて殺生を離れます」というようにである。偸盗等についても之と同じように理に応じて説くべきである。何故であるか、というならば、「それらは性罪であるからである」と言ったのである。〔即ち〕それら離殺生等の学処は性罪であるからである。

〔ここに〕次のことが説かれていることになる、「飲酒は放逸の依処であるから之を離れなくてはならないのであって、それが性罪であるからではない」と。過量に数習するに由って云云とは、「窣羅・迷麗耶・末陀なる放逸の依処を数習するに由って、〔即ち〕修習し多く為すに由って、身が破壊してから諸の地獄に生まれる」と『難提迦(Nandika)経』(梵文三八一頁一行)に説かれているから、酒を飲むことを過量に数習するに由って悪趣に行くという表現は、其れに耽著するに由って〔即ち〕酒を飲むことに耽著するに由って、数(しば)数(しば)〔即ち〕不断に、不善が相続して起ることから〔即ち〕諸の不善〔法〕が相続する、其〔相続〕が起ることから、悪生に導く〔即ち〕悪生を目ざすところの、未だ曾つて〔起したことの〕ない業を引発するが故である。〔即ち〕引き起す、それ故にである。或は〔そのような業が〕活動を獲るが故である、〔即ち〕或は以前に〔造って無表として〕積集せられてあった業が、与果せんが為に〔その人の〕死の位態において活動を獲る、それ故にである。「其〔のような業〕を引発するが故に、或は〔其のような業が〕活動を獲るが故に」「悪趣に行くという表現がある」というように〔文章は〕結合せられるべきである。米穀のしぼり酒とは、粳米から造られた〔酒〕であり、液汁のしぼり酒とは、甘蔗の汁等から造られた〔酒〕である。或はそれら〔二〕が云云とは、窣羅と迷麗耶が時あって酔わしめる〔末陀の〕状態に未だ達していないことがある〔即ち〕新らしいことがある、〔または〕時あって〔そのような状態が〕已に消滅していることがある〔即ち〕古すぎることがあるから、それ故に〔そのようなものを除

く為に五戒の条文において」末陀〔即ち酔わしめるもの〕の語がおかれたのである。もし酔わしめるべきものであるならば、そのことよりして過失がある、という趣旨である。檳榔子や稗子等も亦という中の「等」という語によっては、藁等が含まれる。末陀を飲んだ時にたとい酔(5)わないことはなくても過失ではない〔場合もある〕。窣羅と迷麗耶とでないならば、である。窣羅と迷麗耶とを実質とする末陀を飲めば過失である、という意味である。すべての放逸の依止処であるからとは、飲酒は、すべての放逸の〔即ち〕殺生等の諸の不善〔法〕の因となっているところのすべての失念の、依処・依止処・所依止であるから、放逸の依処である。

註(1) 「そして（ca）」は、『称友疏』の所引の論文では「或は（vā）」となっている。

(2) 両漢訳は「不名末陀」「不名令酔」と訳しているので、それに随って訳した。

(3) 両漢訳は、「窣羅・迷麗耶とは名づけない〔で、末陀と名づける?〕」の意に訳しているので、それに随って訳した。

(4) 荻原本の pratiṣedhamānasya（遮止している者には）を、シャーストリ本の pratiṣevamānasya によって、pratiṣevamānasya と訂正する。チベット訳 bsten pa もこれを支持する。

(5) チベット訳が「酔うても過失はないが」と訳しているのに随ったが、梵文は「酔わなくても無過失ではない」とも訳し得る。

## 第十六節　律儀等の得

### 第一項　別解脱・静慮・無漏、三律儀の得し方

梵文二一九頁一〇行

これら別解脱と静慮と無漏との三の律儀は、それらの中の一つが或るものに対して獲られるとき、残り〔の二つ〕もそのものに対して〔獲られる〕か。〔答えて曰く〕、そうではない、と。それではどうか。

欲〔界〕に属するものは、すべてと両方と

現在のものとに対して得せられる。

現(1)在の蘊・処・界に対してのみ〔得せられる〕。欲〔界〕に属するものとは、別解脱律儀である。すべてに対してとは、根本・加行・後起に対して、である。両方に対してとは、有情名(sattvākhya)と非有情名とに対して、及び性罪と遮罪とに対して、である。〔また〕現在の蘊・処・界のみに対して獲られる。有情を依処(adhiṣṭhāna)として起れるものであるからである。過去と未来との諸〔法〕に対してではない。それら〔過去と未来との諸法〕は非有情数(asattvasaṁkhyāta)であるからである。

静慮と無漏との〔両〕律儀は

根本と一切の時に対してである。(三五偈)

静慮と無漏との〔両〕律儀は根本業道に対してのみ獲られて、加行と後起とに対してではない。また一切時の蘊・処・界に対して獲られる。〔即ち〕過去と未来との諸〔法〕に対しても亦〔獲られる〕。まさにこの故に四句が作られる。

或る諸〔の蘊・処・界〕があって、それらに対して別解脱律儀のみが獲られて、静慮と無漏との〔両〕律儀は〔獲られ〕ないような、そのような諸の蘊・処・界がある云云である。第一句は、現在の(pratyutpanna)加行(sāmantaka)と後起と及び遮罪とに対してである。第二〔句〕は、過去と未来との根本業道に対してである。第三〔句〕は、現在の根本業道に対してである。第四〔句〕は、過去と未来との加行(sāmantaka)と後起とに対してである、以上。けれども律儀の時には現在の業道は存在しないのであるから、「現在の諸の依処に対して」と説くべきである。未来の諸〔法〕についてのみ律儀のあることが相応わしいのであって、過去と現在との諸〔法〕についてではない。

**称友疏**

梵文三八一頁一七行

一つが或るものに対して獲られるときとは、根本等に対してまた有情名と非有情名とに対して、別解脱律儀が獲られるとき、残り〔の二つ〕も〔即ち〕静慮と無漏との〔二つの〕律儀もそのものに対して〔獲られるか〕。根本・加行・後起に対してとは、不善業である根本・加行・後起に対して、順序に随って、対治となれる別解脱律儀と称せられる、根本・加行・後起を本質とする三の表・無表が獲られる。有情名と非有情名とに対しては、生物と森の樹等とが依処である〔そのような〕相を有する対象物に対してであり、〔また〕性罪と遮罪とに対しては、殺生と森の樹の破壊等とを相とする諸の業に対してである。そのようなこれ〔らの諸業〕は両方ともに両方を依処とするものである。〔即ち〕性罪も亦有情

梵文二一〇頁一行

を依処とするものと、非有情を依処とするものとがあり、遮罪も亦有情を依処とするものと、非有情を依処とするものとがある。これに反して「性罪は有情を依処とするものであり、遮罪は非有情を依処とするものである」と、このように理解すべきではない。その中で、まず有情を依処とする性罪は生物を殺す等である。有情を依処とする遮罪もあるが、〔それは〕比丘が女の手等を握るのと、同じ部屋で寝る等である。非有情を依処とする性罪は黄金等を盗むことであり、非有情を依処とする遮罪は比丘が樹木の葉等を切断するのと、食物等について律中に説明してあることとである。有情を依処として起れるものであるからであるとは、有情として仮立せられた依処において起れるものであるからである、という趣旨である。何となれば、現在の諸法のみが有情として仮立せられた依処を有するものであって、過去・未来の諸〔法〕はそうではないからである。それらは虚無に等しいからである（梵文三八二頁一行）。この故にこそ「過去と未来との諸〔法〕に対してではない。それら〔過去と未来との諸法〕は非有情数であるからである」と言ったのである。また、非有情として仮立せられた依処において起れる別解脱律儀もあるではないか、有情名と非有情名とに対して得せられる、と説かれているからである。〔答えて曰く〕、彼〔別解脱律儀〕はまたこのように〔即ち非有情名に対しては得せられないというように〕遮止せられることはない。何となれば、有情名なる現在の諸〔法〕のみに対して獲られると、説かれると同様に、非有情名なる現在の諸〔法〕のみに対しても亦獲られる、と説かれなくてはならないからである。実にこの言葉によって、

現在の諸〔法〕を依処とすること、そのことを〔言葉の適用範囲を〕こえて示すのである。加行と後起とに対してではないとは、三昧に入っている分位においては、専ら[2]根本〔業道〕のみがあるからであり、また三昧に入っていない分位においては、其[3]〔静慮・無漏〕の律儀がないからである。まして仮制罪に対してでないことは勿論であるとは、〔両律儀の場合には罪を離れようという〕誓言がないからである。また一切時に対してとは、[4]過去・未来の律儀も、亦それらと倶有なる心と同じようにこれを獲するからである。

まさにこの故にとは、これら〔三種の〕律儀が已に広説せられたように、そのように獲られるから、であって、この故に四句が作られる。云云とは、[5]或る諸〔の蘊・界・処〕があって、それらに対して別解脱律儀が〔獲られて〕、静慮と無漏との〔両〕律儀は〔獲られ〕ないような、そのような諸〔の蘊・界・処〕がある。[6]或る諸の蘊・界・処があって、それらに対して静慮と無漏との〔両〕律儀が獲られて、別解脱律儀は〔獲られ〕ないような、そのような諸〔の蘊・界・処〕があって、それらに対して〔別解脱律儀と静慮・無漏の律儀との〕両方が獲られるような、そのような諸〔の蘊・界・処〕がある。或る諸〔の蘊・界・処〕があって、それらに対して両方が獲られないような、そのような諸〔の蘊・界・処〕がある、というのが云云の意味である。第一句は、現在の（varta-māna）、殺生等の業道の加行（prayoga）と後起と及び樹木を破壊する等の遮罪とに対してであって、それらに対して〔獲られる〕ところの律儀は別解脱律儀である。〔別解脱律儀は〕

すべてと両方とに対して

〔獲られる〕と説かれているからである。これに反して静慮と無漏との〔両〕律儀は〔獲られ〕ない。加行と後起とであるからである。第二〔句〕は、過去と未来との殺生等の七の身・語に属する根本業道に対してであって、それらに対して〔獲られる〕ところの律儀は、静慮と無漏との〔両〕律儀である。

根本と一切の時に対してである、

と説かれているからである。別解脱律儀は〔獲られ〕ない。過去と未来とであるからである。第三〔句〕は、現在の根本業道に対してであるとは、現在の業道であるから、別解脱律儀がある。また根本業道であるから静慮と無漏との〔両〕律儀が〔ある〕。第四〔句〕は、過去と未来との加行と後起とに対してであるとは、過去と未来とであるから別解脱律儀はない。加行と後起とであるから静慮と無漏との〔両〕律儀はない。軌範師〔世親〕は、「自相続において、現在の業道に対して律儀があるということは相応わしくない」と見て、「けれども律儀を獲ているときには現在の業道は存在しないのであるから、『それらの業道である、現在の諸の依処に対して』と説くべきである」と言って教えるのである。〔人が〕或る対象から離れるときに、其〔の対象〕が現在であるということは有り得ないからである。過去と現在との諸〔法〕についてではないとは、已に生じたものであるから、これら〔過去と現在との諸法〕について律儀があるということは相応わしくない。何となれば、已に生じた諸のものを生じないようにするこ

とは不可能であるからである。これに反して未来の諸〔法〕については〔それが〕可能であるから、それら〔未来の諸法〕についてのみ律儀があることが相応わしい、というのが軌範師〔世親〕の意向である。（梵文三八三頁一行）これに反して、毘婆沙師たちの如是説（tathā-vacana）としての意向は次の如きものであるように思われる。殺生等の加行・根本・後起を防護するために、順序に順って別解脱律儀の加行・根本・後起が、「これら〔殺生等〕が起らないように」といって起るのである。意味の上からだけでいうならば、これら対治〔道〕となれる〔律儀〕が、それら〔(7)反対となれるもの〕を遮止するが如くに生ずるのである。加行は加行に向って、「我れは汝を防護する。汝は起ること勿れ」と、このように言うが如くである。後起は後起に向ってこのように言うが如くである、というに至るまで、同様にそれぞれ相応わしいように説くべきである。このように業道の加行・根本・後起を本質とする現在の蘊・界・処についても、〔それらを〕遮止しつつある別解脱律儀が、それら現在の〔蘊・界・処の〕諸〔法〕に対して獲られるのである、と説かれるから、それ故にこのように説いてはならない、と。

註(1) この一句はチベット訳にも両漢訳にもない。後出の文章の中の一部分が誤って入ったものであろう。

(2) 例えば、殺生罪の加行・根本・後起を離れるためには、それぞれあい対応して別解脱律儀の方にも加行・根本・後起が建てられることが、この項の初めに説かれていた。

(3) 荻原本脚註に記るされているように、na の代りに tat- を入れる。

(4) 過去の諸法に対しては過去の律儀が働き、未来の諸法に対しては未来の律儀が働くことを前提としての所言であろう。

(5)、(6)　梵文では(5)の文章と(6)の文章が入れ代っていて、チベット訳も同じになっているが、『倶舎論』本論の文章からみてこのように訂正した。或は(5)の文章は削除した方がよいかも知れない。省略されたのは第二句以下であるからである。

(7)　括弧の中はチベット訳に拠って補った。

### 第二項　律儀の得の範囲と動機

梵文二二〇頁三行

次に律儀と不律儀とは、すべての有情とすべての支とについて、及びすべての因によって獲られるか、或はまた区別があるか。まず必らず

律儀はすべての有情について

獲られる。

けれども支と因とについては種々に説く。

律儀はすべての有情についてのみ獲られるのであって、或る〔有情〕についてでは(1)ない。けれども支については種々に説く。〔即ち〕或る〔律儀〕はすべて〔の支〕について獲られる。〔即ち〕比丘律儀である。或る〔律儀〕は四〔支〕について〔獲られる〕。〔即ち〕其れ以外〔の律儀〕である。何となれば、諸の律儀支とは諸の業道であるからである。諸の因によって〔律儀が獲られることについて〕も亦、或る義に(paryāya)よればすべての因によってであり、或る〔義〕によれば一〔の因〕によってである。まず、何によればすべて〔の因〕によってであるか。もし無貪・無瞋・無痴

が因であると認められるならば、である。何によれば〔の因〕によってであるか。もし下品・中品・上品の心が因であると認められるならば、である。最後の義（paryāya）を確定させて〔次のように〕説かれる。律儀に住する者であって、すべての有情に対して律儀を得してはいるが、すべての支に由ってではなく、すべての因によってでもない場合がある。〔それは〕或る人が下品か中品か或は上品の心によって、優婆塞・近住・沙弥の律儀を受ける場合である。すべての有情に対して、またすべての支に由って、律儀を得してはいるが、しかしすべての因によってではない場合がある。〔それは〕或る人が下品か中品か或は上品の心によって、比丘律儀を受ける場合である。すべての有情に対して、すべての支に由って、またすべての因に由って〔律儀を得している〕場合がある。〔それは〕或る人が三種の心によって三の律儀を受ける場合である。すべての有情に対して、またすべての因に由って〔律儀を得してはいるが〕、しかしすべての支に由ってではない場合がある。〔それは〕或る人が優婆塞・近住・沙弥の律儀を、下品・中品・上品の心によって受ける場合である。けれども、すべての有情に対して〔律儀を得して〕いないであろうような、そのような者はいない。何故なれば、すべての有情に行きわたれる善の意欲に住する者が、律儀を獲るが故である。そのようでない場合には〔律儀を獲ることは〕ない。悪の意欲が止息していないが故である。

また五つの定限を為さない[2]者は別解脱律儀を獲る。〔五つの定限をとは〕有情と支と処と時（kāla）

と場合（samaya）との定限[3]を、である。〔私は〕この有情から〔のみ〕離れる、というのが有情の定限であり、この支から〔のみ離れる〕、というのが支の定限であり、この処において〔のみ離れる〕、というのが処の定限であり、〔一ケ〕月に至るまで〔離れる〕、というのが時の定限であり、戦争を除いて〔離れる〕、というのは場合の定限である。これに反して、そのように〔定限を為して律儀を〕受けつつある者には、ただ妙行のみがあるであろう。

どのようにして、可能でないものに対して律儀が獲られるか。すべての有情の生命を損害しないという強い意欲によって、誓って受けるが故である。毘婆沙師たちは「然しながら若し可能なものに対してのみ律儀が獲られるならば、〔律儀が〕増加と減少とに結合せるものとなるであろう。可能なるものと不可能なるものとが、相互に移動することがあるが故である。そしてこのようであるときには、得・捨の因なくしても律儀を得・捨することがあるであろう」と〔いう〕。〔世親曰く〕このようではないであろう。その理由は、恰も以前には無かった草等が生じ或は枯れたときに、律儀に増減がないが如く、それと同様に、可能なるものと不可能なるものとが移動したときにも亦、〔律儀に増減は〕無いであろうからである。〔毘婆沙師曰く〕そうではない。諸の有情は〔移動の〕前にもまた後にも存在するが、之に反して草等は〔前と後とに〕存在しないからである。〔世親曰く〕この場合に〔有情と草等との間に〕どのような区別があるか。或は〔区別は〕無いであろう。草

梵文二二頁一行

等の諸〔法〕が現に存在しないときには、彼〔の有情の場合〕と同じように、律儀は或は不可能なるものに対して〔起されたこと〕になるであろう。また〔一一の有情に対してそれぞれに律儀を獲するのであるならば、有情が〕已に般涅槃して全く存在しない時に、どうして律儀が滅じないのであろうか。だからこの回答は理に応じない。それ故に前の回答こそが宜しい。〔毘婆沙師曰く〕、もしそのよう〔に已に般涅槃した者のことをもち出す〕ならば、そのときは〔汝にも同じ過失がある〕。已(4)に般涅槃した前の諸仏に対しては、後の諸仏は別解脱律儀を獲することは無いから、戒が滅少するという過失に、どうして陥らないか。〔当然陥るであろう。〕〔世親曰く〕すべての諸〔仏〕が〔すべ(5)ての〕有情に対して〔律儀を〕獲するからである。実にもし、彼等〔已に般涅槃した前の諸仏〕といえども、現に存在すると仮定すれば、彼等に対しても亦、彼等〔後の諸仏〕は〔律儀を〕獲したことであろう。

**称友疏**

梵文三八三頁九行

或る〔律儀〕はすべて〔の支〕について云云とは、比丘律儀はすべての業道について獲られる。すべての業道が遮離せられるべきである、という意味である。或る〔律儀〕は四〔支〕について〔獲られる〕、〔即ち〕其れ以外〔の律儀〕である〔と〕は、其の比丘律儀以外の律儀であって、沙弥等の律儀は四支についてのみ獲られる。〔即ち〕身に属する殺生等の三と、及び語に属する妄語とについてである。も

し無貪・無瞋・無痴が因であるならばとは、律儀の因は二種であると認められる。〔即ち〕或は無貪・無瞋・無痴が因であり、或は下品・中品・上品の心が〔因〕であると。もし前の義が意図せられるならば、無貪等を自性とするすべての因によって、律儀が獲られる。善なる〔業を〕等起せしめる心においては、それら〔無貪等〕が同時に有るからである。もし下品等の心が因であると認められるならば、一因によって〔律儀が〕獲られる。それら〔下品等の他の心〕が同時にはないからである。最後の義をとは、下品等〔の心〕が因であるとする宗を、である。律儀に住する者であって云云とは、すべての有情に行きわたれる善の意欲があるとき、律儀が起るのであるから、すべての有情に対して律儀を得してはいるが、優婆塞等の律儀は、すべての支を離れているのではないが故に、すべての支に由ってではなく、下品等〔のすべての心〕は因として同時に存在し得ないから、すべての因に由ってでもない。けれども、比丘律儀はすべての支に由ってである。すべての支を離れているからである。〔それは〕或る人が三種の心によって三の律儀を受ける場合であるとは、例えば、下品の心によって優婆塞律儀を受け、中品〔の心〕によって沙弥律儀を〔受け〕、上品〔の心〕によって比丘律儀を〔受ける〕、というような場合である。またすべての因に由って〔律儀を得してはいるが〕、しかしすべての支に由ってではない場合があるとは、優婆塞等の律儀〔即ち優婆塞・近住・沙弥の三律儀〕のそれぞれ一つが、〔順次に〕下品等〔の三心〕のそれぞれ一つを因としているが故である。そのように〔律儀を〕受けつつある者にはと

は、五つの定限を為すことによって〔律儀を〕受けつつある者には、である。

どのようにして、可能でないものに対してとは、それらを全く害することが可能ではないような、そのような可能でない諸の有情に対して、どのようにして律儀が獲られるか。これについて軌範師〔世親〕は「すべての有情の生命を損害しないという、強い意欲によって、誓って律儀を受けるが故である」といって回答を語ったのである。毘婆沙師たちも亦同じこの問に対して「然しながら若し可能なものに対してのみ云云」といって、別な回答を語ったのである。〔律儀が〕増加と減少とに結合せるものとなるであろう〔と〕は、諸の有情が可能なる状態に至ったときには律儀は増加するであろうし、不可能なる状態に至ったときには〔律儀は〕減少するであろう。梵文三八四頁一行 可能なるものと不可能なるものとが〔即ち〕人等と天等とが、相互に移動することがあるが故である。天等が人等に移動し、(6) また人等が天等に〔移動する〕からである。この毘婆沙師の回答は厳密性を欠くと見て、軌範師〔世親〕は「このようではないであろう云云」と言ったのである。〔即ち〕このように律儀は増加と減少とに結合せるものとはならないであろう。どうしてであるか。その理由は、恰も以前には無かった草等が生じ、或は草等が枯れたときに、たとい〔そのような〕草等に対して律儀が獲せられても、たといそのようではあっても、律儀に増減がないが如く、それと同じように可能なるものと不可能なるものとが移動したときにも亦、〔律儀に〕増減は無いであろう。増加と減少とが〔ないであろう〕、という意味である。それ故に、可能なるものに

対してのみ律儀が獲せられても、而も〔律儀には増減がないから〕ここには過失はないであろう、と。毘婆沙師たちは「そうではない。諸の有情は云云」と言った。〔即ち〕「その理由は、恰も以前には無かった草等が生じ云云」と説かれたところのそのことは、そのようではない。何故であるか。諸の有情は移動の前にもまた後にも存在するが、草・灌木・蔓草等は前に、また後に、存在しないからである。それ故に、草等の例喩によっては〔有情に対する律儀の〕増加と減少との過失は、回避されていない。このように異法（vaidharmya 因と喩との異質性）が説かれたのみで、所立と能立との義が〔説かれてはい〕ないと〔毘婆沙師がいうので〕、軌範師〔世親〕はこれに反対して「〔有情が〕已に般涅槃して全く存在しない時に云云」と言ったのである。それ故に前の回答こそが宜しいとは、「すべての有情の生命を損害しないという、強い意欲によって、誓って〔律儀を〕受けるが故である」ということである。これに由って「可能なるものと不可能なるものとに対して律儀が獲せられる」ということが立証せられた。もしそのようであるならば、〔即ち〕若しすべての有情に対して別解脱律儀が獲せられるならば、已に般涅槃した前の諸仏に対しては、彼〔別解脱律儀〕を獲することは無いから、戒が減少することになるであろう。有情は前〔の有情〕より減少しているからである。軌範師〔世親〕は曰く、前と後とに生じたるすべての諸仏が、無差別にすべての有情に対して〔律儀を〕獲するからである。実にもし彼等〔已に般涅槃した前の諸仏〕といえども、般涅槃しないで現に存在すると仮定すれば、そのときは彼等に対し

ても亦、彼等〔後の諸仏〕は〔律儀を〕獲したことであろう。

註(1) プラダン本脚註に記るすように、否定語 na を補って読んだ。

(2) チベット訳及び両漢訳に拠って、否定の語を補って訳した。

(3) 梵文には「定限より」(niyamāt) とあるが、チベット訳から推して「定限を (niyamān)」と訂正して読んだ。

(4) 梵文は pūrvabuddhaparinirvṛtebhyaḥ であるが、玄奘訳では「前仏及所度生已般涅槃者」となっており、真諦訳では「於前仏所一切已般涅槃衆生」とあり、チベット訳では「仏となって般涅槃した前の衆生」とある。いまはチベット訳に拠って訳した。

(5) 「すべての」は玄奘訳・真諦訳・チベット訳に拠って補った。『称友疏』も恐らく同様であろう。

(6) シャーストリ本に拠って「また」(ca) を補って読んだ。

### 第三項　不律儀の得し方

梵文二二二頁六行

律儀が獲せられるときの、その対象が已に説かれた。

これに反して不律儀はすべて〔の有情〕と
すべての支とに対してである。
〔すべての〕因によってではない。(三六偈)

これに反して、不律儀はすべての有情と及びすべての業道とに対して獲せられる。何となれば、欠減のある不律儀によって不律儀者となることは無いからである。(1) けれども、すべての因によって

ではない。下品等の心は同時には有り得ないからである。もし、或るひとが下品の心をもって不律儀を獲し、更に上品の心をもって生類の生命を奪いつつあるときは、下品の不律儀のみを成就せる者となり、これに反して上品の殺生の表を〔成就せる者となる〕。中品と上品と〔の心〕をもってする場合も、同様に理に応じて説かれなくてはならぬ。

その場合、次の如きものが不律儀者である。即ち諸の、屠羊者・屠鶏者・屠猪者・捕鳥者・死刑執行人・牢獄の役人・象を搏る人・犬料理人及び罠(わな)をかける人である。諸の、王と刑罰を司る人と訴訟に関係をもつ人々も、意味の上からすれば不律儀者である。そこに住することによって不律儀(2)があるから、或はこれらの者には不律儀があるから、不律儀者である。諸の羊を殺すから屠羊者である。他についても亦同じく〔それぞれ〕相応(ふさ)わしいように説かれるべきである。

**称友疏**

梵文三八四頁二〇行

すべての業道とに対してとは、身に属すると語に属するとの〔すべての業道〕に対してである。何となれば、欠減のある不律儀によって〔不律儀者となること〕は無いからであるとは、殺生のみによって、〔不律儀者となるのであって〕偸盗によってではない、というかくの如き等である。下品の不律儀のみを成就せる者となりとは、以前に已に獲しているからである。これに反して上品の殺生の表を、どうするのであるか。〔表を〕「成就せる者となる」というように〔文章が〕続くのである。異熟果について区

別がないからである。中品と上品と〔の心〕をもってする場合も、同様に理に応じて説かれなくてはならぬとは、もし或るひとが中品の心をもって不律儀を獲し、更に上品の心をもって生類の生命を奪いつつあるときは、中品の不律儀のみを成就せる者となり、これに反して上品の殺生の表を〔成就せる者となる〕。同様に、もし或るひとが上品〔の心〕をもって、乃至、上品の不律儀のみを成就せる者となり、及び上品の殺生の表を〔成就せる者となる〕。また次のようにも理に応じて説かれなくてはならぬ。もし或るひとが上品の心をもって不律儀を獲し、更に下品の心をもって生類の生命を奪いつつあるときは、上品の不律儀のみを成就せる者となり、これに反して下品の殺生の表を〔成就せる者となる〕という、かくの如き等である。

象（nāga）を搏る人は、象（hasti）使いである。罠（わな）をかける人とは、パンパー（pāṃpā）といわれる或る種の生類が、ヴァーグラ（vāgura 罠（わな）の意）と称せられ、其〔ヴァーグラ〕を殺すから、罠（わな）をかける人（vāgurikaḥ）である。意味の上からすれば不律儀者であるとは、諸の王と裁判官とはここに誦せられ（梵文三八五頁一行）てはいないが、刑罰を司る人であるから全く不律儀者である、と見なくてはならぬ。他についても亦同じく〔それぞれ〕相応（ふさ）わしいように説かれるべきであるとは、鶏を殺すから屠鶏者である、というかくの如き等である。

註(1) チベット訳だけにここに「と伝説す（kila）」という語が入っている。

(2) 梵文は asaṁvare bhavatvāt であるが、チベット訳に従って訳した。或は梵文を asaṁvara-bhavatvāt と訂正した方がよいかも知れない。

第四項　経量部と毘婆沙師との律儀・不律儀の得に関する論難

梵文二二一頁一五行
ともあれ、律儀がすべての有情に対して獲せられることは理に応ずる。すべての有情を利益しようという強い決意によって〔律儀を〕受けるからである。けれども屠羊者等が、〔自分の〕母・父・子・妻等に対しては〔戒律を〕犯さないという意欲をもっていて、〔自分の〕生命の為であっても、〔それらを〕殺害しないという欲望をもっているとき、どうして、すべての有情に対する不律儀がその者にある、という応きであろうか。〔毘婆沙師曰く〕その理由は、もし彼等母等が羊等となれば、〔彼等を〕も亦殺害するであろうからである。〔世親曰く〕とにもかくにも、彼等〔母等〕はまさに彼等〔母等〕自身であると知れる者は、殺害しないであろう。また、聖者となれる〔母等〕が家畜となる可能性はないのであるから、彼等に対してどうして〔不律儀が〕あろうか。また(ca)もし、未来の身体を顧慮することによって、現在〔の母等〕に対して不律儀に住するとすれば、彼等は、たとい羊等であっても〔将来自分の〕子となるものならば、どんな事情があっても殺さないであろうから、彼等〔羊等〕に対する不律儀はないであろう。〔毘婆沙師曰く〕実に、現に殺そうと願っているのであるから、そのようなひとびとに、どうして彼等〔羊等〕に対する不律儀がない
梵文二二二頁一行

ことがあろうか。〔世親曰く〕此〔のような非難〕は母等についても同様である。〔即ち〕実に、現に殺そうと願っていないのであるから、そのようなひとびとに、どうして彼等〔母等〕に対する不律儀があるであろうか、と。また或る屠羊者は、生涯にわたっても〔与えられないものを〕取(1)らず、自分の妻に満足し、また唖者であるとき、彼〔の屠羊者〕に、どうして〔身三語四の〕すべての支(2)について不律儀があるであろうか。〔毘婆沙師曰く〕〔善(3)の〕意欲が損なわれているからである。また唖者であっても、語によって述べようとしている意味を、身によって述べることができる、と。〔世親曰く〕もしそのようであるならば、或るひとが二または三の学処を受けるときは〔どうなるか〕。毘婆沙師たちは「欠減あると部分的なるとの不律儀者は、どのようなあり方においても存在しない」と〔いう〕。経量部師たちは「〔先きの〕誓受に応じて、たとい欠減があっても〔また〕部分的であっても、不律儀と律儀とは〔獲せられて〕あるであろう。但し八種〔の戒〕を除く」と〔いう〕。それだけの量の〔善〕戒と悪戒とが〔互いに〕障碍するからである。

**称友疏**
梵文三八五頁二行

ともあれ、理に応ずる云云と説いてから、乃至、どうしてすべての有情に対する不律儀が、あるという応きであろうか、と問われたとき、毘婆沙師は「その理由は母等も亦云云」と回答を語ったのである。軌範師〔世親〕は曰く、とにもかくにも彼等〔母等〕はまさに彼等〔母等〕自身であると、〔即ち〕彼

等母等であると知りつつある者は、殺害しないであろう。だから殺されるはずのない彼等に対して、どうして不律儀があるという応きであろうか。更にまた、聖者となれる〔母等〕が家畜となる可能性はない。彼等〔母等〕が羊等に生まれることは有り得ないからである。彼等に対してどうして不律儀があろうか。或は（vā）もし、羊等となるであろうというように、未来の身体を顧慮することによって、現在の母等に対して不律儀があるとすれば、彼等屠羊者は、たとい羊であっても、未来の生において〔自分の〕子となるものならば、どんな事情があっても殺さないであろうから、彼等羊等に対する不律儀はないであろう。毘婆沙師は曰く、実に、現に殺そうと願っているひとびとにどうして云云と。軌範師〔世親〕は曰く、此〔のような非難〕は母等についても同様である云云と。〔即ち〕実に、子等となっている屠羊者等は、現に殺そうと願ってはいない〔のであるから、そのような〕ひとびとに、どうして彼等母等に対する不律儀があるであろうか、と。

欠減あるは、業道の支分に関してである。一の支分でも(4)離れているからである。部分的なる〔不律儀者〕もあるであろう。有情と処と時と場合（samaya）との〔四種の〕定限と結合することによって、部分的には離れているからである。また律儀も全くそれと同様に、欠減あるものも部分的なるものもあるであろう。但し前に説いた別解脱律儀の八種〔の戒〕を除く。何故〔に律儀も不律儀と同様〕であるか、というならば、曰く、それだけの量の〔善〕戒と悪戒とが〔互いに〕障碍するからである、と。〔即ち〕

不律儀はそれだけの量の〔善〕戒を障碍し、また律儀はそれだけの量の悪戒を障碍する、というのである。

註(1) 梵文には否定の語が欠けているが、諸訳を参照して否定語（na）を補って読んだ。

(2) 梵文には「前の」（pūrva）とあるが、諸訳みな「すべての」（sarva-）の意味にとっているので、平川索引のように訂正した。しかし「前の」とは「前説の」の意味であるとすれば、意味が通じないことはない。

(3) 梵文には「〔善の〕意欲が損なわれていない」（-avipanna-）とあるが、諸訳を参照して否定の語を削除した。

(4) 梵文には「未だ離れていないからである（aviramāt）」とあるが、前後の関係から否定語（a）を削除した。この一句はチベット訳には欠けている。また梵文ではこの句が次の句と順序が逆になっているが、五種の定限の中の「支分」について「欠減」をいい、他の四種について「部分的」をいうものと理解して、このように訳した。

### 第五項　不律儀等の無表を得する条件

梵文二三二頁七行

不律儀が獲せられるときのその対象について、以上のように已に説かれた。けれども、どのようにして〔その不律儀が〕獲せられるかが未だ説かれていない。それ故にこのことが〔次に〕説かれる。

不律儀は作業或は誓受によって獲せられる。

不律儀は二因によって獲せられる。〔即ち〕其の家に生まれたひとびとが殺害の加行を作すによ

ってと、及び〔其の〕家に生れたひとびと以外の者が、「われわれも亦この生活方法によって生活しよう」と、誓ってその業を受けるに由ってである。

けれどもそれ以外の無表を獲することは

田と執受と慎重行とに由る。（三七偈）

或は〔田があって〕、其〔の田〕に対して園林等を奉施するだけで無表が生ずるような、そのような田がある。諸の有依の福業事に対して〔施す場合〕の如きである。或はまた「仏を礼拝しないでは〔私は〕食しないことにしよう」「〔私は〕常に斎日・一ヶ月或は半月の施食を為すことにしよう」等と誓受を受ける。或は其〔れを為すこと〕によってその者に無表が生ずるような、そのような慎重さをもって、善或は不善の所作をなさんと努力するのである。

**称友疏**

梵文三八五頁一九行

其の家に生まれたひとびとがとは、不律儀の家に生まれたひとびとが、である。

田と執受と慎重行とに由る

という中で、慎重に、行ずること〔と〕は、作業を発（おこ）すことである。田と及び執受と及び慎重行と、という〔相違釈の〕合成語である。其〔のような田と執受と慎重行と〕に由って、無表が生ずるのである。斎日云云とは、斎日の施食を、乃至、半月の施食を、という意味であると理解せられる。等の語によっ

ては、円輪堂を造る等が含まれる。或はそのような慎重さをもってとは、激しい煩悩ある状態をもって、また激しい浄信ある状態をもって、という意味である。

## 第十七節　律儀・不律儀の捨

### 第一項　別解脱律儀の捨

（梵文二一三頁一五行）

律儀と不律儀とそれ以外〔の処中〕とが、どのようにして獲せられるかという、このことが已に説かれた。

今や〔それらの〕捨が説かれなくてはならぬ。その中でまず

別解脱の調伏（dama）を捨するのは、

学〔処〕を棄てると、死と、

二形の生ずると、断善〔根〕と、

夜尽とによる。（三八偈）

これによって〔人々が〕調伏するから、調伏であって、〔偈に調伏とあるのは〕律儀の意味である。其〔律儀〕によって根の調伏があるからである。別解脱律儀は四因に由って捨せられる。但し近住

〔律儀〕を除く。〔即ち〕理解能力ある人のもとにおいて、意欲を起して諸の学処を捨するに由ると、衆同分を捨てるに由ると、同時に二形が顕われるに由ると、及び善根を断ずるに由るとである。けれども近住律儀の〔捨〕はこれら四〔因〕に由り、及び夜尽に至るまでである。[1] 以上の如きこれらを総合すると、捨の因は五つである。それでは、どのような理由でこれらの因に由って捨があるのか。誓受と矛盾した表が起るからと、依身を捨するからと、依身が変異するからと、因縁が断ずるからと、及びそれだけの間引き起すからである。

梵文二三頁一行
或るひとびとは、及び応堕〔の罪〕とによってである、と〔いう〕。

しかるに他のひとびとは曰く、四の応堕〔の罪〕の中の何れか一つに由って、比丘と沙弥との律儀の捨がある、と。

余他のひとびとは正法の隠没に由る〔という〕。

余他のひとびとは、正法が隠没することに由る、と〔いう〕。何となれば、正法が隠没したときには、すべての学[2]〔処〕と〔結〕界と羯磨とが止息するが故である、と。

しかしながら迦湿弥羅〔国〕のひとびとは、〔罪を〕犯した者に財産と負債との如く二がある、ということを認める。（三九偈）

しかしながら、実に迦湿弥羅〔国〕の毘婆沙師たちは、次のように容認する。「根本〔四重〕の

罪を犯しても比丘律儀を捨することはない。何故であるか。その理由は、一部分を乱したからといって、全体の律儀を捨することは道理に合わないからである」と。また、他の罪を犯しても戒を断ずることは全くない。それではどのようであるか。〔持〕戒と犯戒との二つがその者にある。あたかも、或るひとに財産もあり、また負債もあるようなものである。〔罪を犯しても〕しかしその罪を発露したときには、具戒者であって犯戒者ではない。あたかも、〔負債を〕弁済すれば財産を有する者であって、負債を有する者ではないが如くである、と。

〔難じて曰く〕「もしそのようであるならば、世尊によって『〔その者は〕比丘[3]でもなく、沙門でもなく、釈子でもない。〔彼は〕比丘であることから退失し、彼の沙門としての状態は害せられ[4]てあり、消失せられてあり、〔罪に〕堕しており、波羅夷〔罪〕に堕している』と説かれたことは〔それはどうしてであるか〕。」〔答えて曰く〕「勝義の比丘であることを密かに意味して、このことが説かれたのである。」〔難じて曰く〕「其〔のように考えること〕は大変乱暴なことになる。」「此〔のように考えること〕に、どのような大変乱暴なことがあるか。」「世尊によって〔その〕意味が已に明了にせられている〔了義経〕が、更に別様に解釈せられ、そして煩悩の多い人びとに犯戒の為の諸縁が与えられる。」「これはどのようにして〔その〕意味が已に明了にせられている〔了義経〕であるか。」「そのわけは、律の中に次のような説明があるからである。『比丘は四種である。名想比

丘と、自称比丘と、行乞するから比丘である者と、煩悩を破壊しているが故の比丘と、である。しかるに今の場合においては、白事[5]〔即ち動議〕と第四回目〔の決定〕とより成る作法によって具足戒を受けた比丘〔が意味せられているの〕である』と。また、此の者は以前に勝義の比丘であったが、其[6]〔犯罪〕によって後に比丘でないことになるであろうということはない。また『一部分を乱したからといって』と説かれたところのこのことについては、『それは譬えば、頂端を切断した多羅樹は芽を出す可能性はなく、芽が伸び繁茂し大きな状態になる可能性もないが如くである』と譬喩を説いておられるところのまさに〔その大〕師によって、已に難詰が与えられている。」「それでは譬喩の意味はどのようであるか。」「其〔譬喩〕の如く、根本〔四重罪〕を離れる律儀と成っているものの一部分でも断ずるならば、残余の律儀は芽が伸び得ない、ということである。また彼は、比丘であることの限界を越えしめる重大な根本罪を犯していて、猛利なる無愧と相応するが故に、律儀の根本を断ずるから、全部の律儀を捨するとするのが道理に合する。また〔大〕師によって、僧伽の食物と僧房とに関して、そのものが一口〔の食物〕を享受することすら、また一つの足のかかとほどの場所を享受することすら許されない、梵文二二四頁一行そしてすべて諸比丘と共に受用することから、閉め出されている、またその者に関して

〔汝等〕稗莠をとり除け、

朽ちた木を運び去れ、
また舞い上る〔もみがら〕を除去せよ、
比丘ではなくて比丘と称する者を〔除去せよ〕、

と説かれたその者の、比丘としての状態はどのようなものであるか。たといそれがどのようなものであっても、しかしながら、比丘としての状態はある。何となれば、世尊が

純陀（Cunda）よ、四の沙門があって、
第五〔の沙門〕はない
道に勝てる者と、道を示す者と、
道において生活する者と、及び道を汚す者とである、

と、このように説き給うたからである。このことが説かれてはあるが、しかしいまの此〔道を汚す者〕は、〔沙門としての〕外観だけが残っている為に、沙門と説かれてはいるけれども、〔それは〕あたかも焼かれた木材・涸れた池・鸚鵡のくちばし・腐った種・火輪・死んだ衆生の如く〔仮りにつけられた名〕である。」「もし実に犯戒すれば比丘ではないならば、学〔処〕を授けられているに準ずる者（śikṣā-dattaka）は存在しないことになるであろう。」「我れ我れは『すべての者が重罪を犯しただけですぐに波羅夷罪になる』とは言わない。そうではなくて、すべて波羅夷罪の者ならば

必ず比丘ではない。けれども或る者は、殊勝なる個体（santati 心身の相続）の故に波羅夷罪ではない。一〔念〕の心すらも覆蔵することがないが故である。以上のように法主によって決定せられたのである。」「もしそのように波羅夷罪の者は比丘ではないならば、どうしてもう一度出家せしめられないのか。」「個体（santati）が極重なる無愧によって損壊せられているから、律儀〔を得する〕可能性がないからであって、之に反して、〔此の者には〕実に比丘としての状態がある、と見て取って〔出家せしめられないの〕ではない。何故ならば、此の者は已に学〔処〕を捨していても、出家せしめられないからである。またこの無益なことに固執するのは何故か。もし、この者がそのような状態に至ってもなお比丘であるならば、彼のそのような比丘としての本質に帰命すべきである。しかしながら、正法が隠没せるときには律の羯磨が存在しないから、以前に得していない律儀を獲ることはない。けれども已に獲している〔律儀〕を捨することはない。」

**称友疏**

（梵文三八五頁二五行）

誓受と矛盾した表が起るからとは、「一生涯の間殺生から離れます」というように誓受したことと矛盾した表が起るから、である。以上の如き初めの因に由って、別解脱律儀の捨がある。依身を捨するからとは、或る依身をもって律儀を受けたとき、其〔依身〕を捨するからであって、〔即ち〕死ぬからである。以上の如き第二の因に由っても、彼〔別解脱律儀〕の捨がある。依身が変異するからとは、〔今

まで〕律儀が執持せられてきたときのような種類の依身ではない、〔即ち〕変異するからである。以上の如き第三の因に由っても、彼〔別解脱律儀〕の捨がある。因縁が断ずるからという中で、因縁とは善根であって、其〔善根〕が断ずるから、である。第四の因に由っても、彼〔別解脱律儀〕の捨がある。及びそれだけの間引き起すからとは、近住律儀は一昼夜の間引き起される。以上の如き第五の因に由って、彼の近住律儀の捨がある。また前に説いた四つの因に由っても〔近住律儀の捨がある〕、と。

及び応堕〔の罪〕とによってである、

とは、これら已説の如き五の因と、及び応堕〔の罪〕とによってである、というのである。（梵文三八六頁一行）これによって〔有情が〕堕するから、応堕〔の罪〕である。それは四種であって、非梵行と已説の如き程度の偸盗と殺人と及び上人法〔を得たと〕の妄語とである、と。

しかしながら迦湿弥羅〔国〕のひとびとは、〔罪を〕犯した者に財産と負債との如く〔二が〕ある、ということを認める。

教〔証〕と理〔証〕とに由ってである。その中で教〔証〕は次の如くである。律中に「もし犯戒者である比丘が比丘尼を教誡すれば、僧残罪である」と説かれている。どうして〔これが教証である〕かといえば、〔ここに〕犯戒者とは波羅夷〔罪〕を犯した比丘の意味であって、波羅夷〔罪〕を犯さない者ではない。逆に言えば、本性住の（prakṛti-stha 正規の）具戒者であると説かれている〔ことになる〕

から、このことからして「その者が犯戒しているときでも、比丘としての状態を有する」と了解せられる。「〔その者は〕僧残罪である」と説かれているからである、と。理〔証〕も、「その理由は、一部分を乱したからといって、全体の律儀を捨することは道理に合わないからである」とある。根本〔四重〕の罪を犯しても〔捨する〕ことはないとは、応堕の罪を犯しても、という意味である。また、他の罪を〔犯しても戒を断ずる〕ことは全くないとは、僧残〔罪〕等を、である。〔その罪を〕発露したときにはとは、〔その罪を〕白状したときには、である。

もしそのようであるならば、世尊によって云云、乃至波羅夷〔罪〕に堕していると説かれたことはとは、〔その次に〕「それはどうしてであるか」という文章が補足せられる。勝義の比丘であることを密かに意味してこのことが説かれたのであるとは、彼が〔罪に〕堕しているとき、諦を見ることは有り得ないから、〔彼が〕勝義の比丘であるということにはならないからである。煩悩の多い人びとに〔と〕は、難陀等の為に、である。〔彼等は〕「根本〔四重〕の罪によっても比丘であるということは消滅しない」と知れば、其〔根本四重の罪〕を造るであろう、というのが言葉〔に含まれている所〕の意味である。名想比丘とは、未だ具足戒を受けていないで、「比丘」という名前を有する者である。自称比丘とは、非梵行等を造作した場合の犯戒者である。行乞するから比丘である者とは、物貰い（yācanaka）である。煩悩を破壊しているが故の比丘とは、阿羅漢である。しかるに今の場合においてはとは、世尊によって

「〔その者は〕比丘でもなく、沙門でもなく云云」と説かれたところのこの場合においては、已に説かれたような四の比丘より全く別の此の第五〔の比丘、即ち〕白事〔即ち動議〕と第四回目〔の決定〕とより成る作法によって、具足戒を受けた比丘〔が意味せられているの〕である、というのである。「勝義の比丘であることを密かに意味してこのことが説かれたのである」と説かれたところのそのことに対しても答えて曰く、また、此の者は以前に勝義の比丘であったが、「(7)比丘でもなく、沙門でもない」と説かれた其〔犯罪〕によって、後に比丘でないことになるであろう、ということはない。と譬喩を説いておられるところのとは、頂端を切断した多羅樹の譬喩を説いておられるところの、まさに〔その大〕師によって、已に難詰が与えられている、(8)というように〔文章が〕結合せられるべきである。〔難詰が与えられているということは〕質疑が答えられている、という意味である。食物に関しては一口〔の食物〕を享受すること、僧房に関しては一つの足のかかとほどの場所を享受すること、というように〔文章が〕結合するのである。また〔大〕師によって、すべて諸比丘と共に受用することから閉め出されているとは、一緒に竝んで食事をする等、すべて諸比丘とともに受用することから、仏によって閉め出されている、である。

〔汝等〕稗莠をとり除け

という中で、稗莠は大麦の形をしている点から言えば大麦であるが、〔実は〕或る特殊な草で、大麦を

害すると言われるものである。それと同じように、此の者は比丘ではないのに比丘の姿をしていると〔言われる〕。朽ちた木と称せられるものは、腐った木材であって、それと同じように、此の者は腐ってしまった比丘である。「汝等は彼を具戒の僧伽より運び去れ」と世尊は諸比丘に命じ給うた。（梵文三八七頁一行）また舞い上る〔もみがら〕を除去せよという中で、舞い上る〔もみがら〕と称せられるものは、米の中で内部に米粒のない米そのものである。それと同様に、この者は戒の実（み）がなくて比丘の姿をしている者であって、その者を除き去れ、追い出せ、という意味である。道に勝てる者〔と〕は、有学と無学とである。道を示す者〔と〕は、仏陀である。道において生活するのは、具戒の比丘である。道を目的（nimitta）として生活するからである。道を汚す者は、犯戒者である。いまの場合は此〔道を汚す者〕が例喩である。焼かれた木材云云とは、あたかも焼かれたところのものは木材ではないが、〔焼け〕残りは以前と比べて木材の外観だけが似ているから、それは焼かれた木材と言われる。また涸れた池であっても、池と言われ、鸚鵡のくちばしは、家等にあって彫刻師によって作られても、鸚鵡のくちばしの外観をしているから、鸚鵡のくちばしと言われる。それと同じように、この者は比丘としての共通なる外観だけが残っている為に、沙門と説かれたのである。腐った種は、芽を出さないから種ではないけれども、種と言われる。其〔種〕の形状だけが残っているからである。火輪は、輪の形をしているから、輪と〔いわれる〕。また死んだ衆生は、衆生ではないけれども、衆生と言われる。衆生の外観だけが残っているからであ

る。此〔沙門〕もそれと同じであると見るべきである。学〔処〕を授けられているに準ずる者と称せられるのは、比丘が激しい欲情を起して女と非梵行を行じた後で、すぐその直後に「私によって悪いことが為された」という厭離〔の心〕が起り、一〔念〕の覆蔵心すら起すことがないままに、比丘の僧伽に到って、「私によってこの罪悪が為された」といって〔その罪を〕発露する。彼は、聖なる僧伽の論議を経て、すべての比丘の中で最も新参者であると為される等の刑罰の作法を受けているとき、「学〔処〕を授けられているに準ずる者」と言われる。その場合、もし犯戒すれば全く比丘ではないならば、彼〔学処を授けられているに準ずる者〕は存在しないことになるであろう。〔けれども〕実に彼は再び具足戒を受けることもなく、また彼は比丘であるとして決定せられる。それ故に、犯戒すれば比丘ではない、ということはない、というのである。〔我れ我れは〕云云〔乃至〕とは言わないとは、我れ我れは「すべての者が重罪を犯しただけで、〔即ち〕ただ非梵行だけですぐに波羅夷罪になる」とは言わない。もしそうならばどのようであるか。覆蔵の心によって〔波羅夷罪となるの〕である。どうしてもう一度出家せしめられないのか〔と〕は、「学〔処〕を捨てた者が」というように(9)〔言葉を〕追加しなくてはならない。極重なる無愧によって損壊せられているから〔と〕は、その者の個体〔相続 santati〕が極重なる無愧によって損壊せられている。その個体がこのように損壊せられているから、律儀〔を得する〕可能性がない。それ故にもう一度出家せしめられないのである、というように〔文章が〕関係するので

ある。之に反して、〔この者には〕実に比丘としての状態がある、と見て取って〔出家せしめられないの〕ではない〔と〕は、之に反して、この者には実に比丘としての状態が存在する、というように見て取って、出家せしめられないのではない。何故ならば、此の波羅夷となれる者は已に学〔処〕を捨していても、出家せしめられないからである。〔その〕個体が極重なる無愧によって損壊せられているからである。

註(1)　梵文は ārātrikṣayāc ca であるが、諸訳すべて「及び夜尽に由ってである」として、ā がない。また直前の「四〔因〕」は「四因」「四縁」となっていて、karaṇaiḥ の語があったものと思われる。

(2)　チベット訳は「すべての学の〔結〕界と及び羯磨」と訳しているが、漢訳には「一切学処戒壇羯磨」（真諦訳）、「一切学処結界羯磨」（玄奘訳）とある。

(3)　梵文には「比丘である」とあるけれども、『称友疏』が後に引用している同じ文章及び諸訳を参照して否定語（a）を補って訳した。

(4)　梵文の kataṃ は hataṃ の誤。『翻訳名義集』九一二八参照。

(5)　「白事と」というように相違釈に読んだのは、チベット訳の理解に随ってである。

(6)　「其〔犯罪〕によって」は梵文 yatas の訳であるが、これをそのように理解したのは、玄奘訳の「由」犯」重」がこれに当ると想われることに由る。

(7)　このところの訳し方は、yatas……iti vacanāt をチベット訳が ses ḥbyuṅ ba gaṅ gis ni（ni は本論では na）と訳しているのに拠った。

(8)　日本語に直すと同じことになってしまうが、『倶舎論』の梵文では文章の前の部分と後の部分とが逆におかれているからである。

(9) 梵文には「学〔処〕を捨てていない者が（a-）」というように否定の語が入っているが、チベット訳に拠って削除した。

## 第二項　定・道、二律儀の捨

次に、梵文二二四頁一七行 静慮と無漏との〔二〕律儀は、どのようにして捨せられるか。

静慮界繫の（-āpta）善（śubha）は

易地と退とに由って捨せられる。

すべての静慮界繫の善（kuśala）はみな二因に由って捨せられる。或は生まれることに由る、〔即ち〕上〔地〕にまた下(1)〔地〕に、地を易えるに由る。或は等至より退するに由る。また或るものは衆同分を捨(2)するに由る。

また色界繫の善が易地と退とに由って捨せられると同じように、

無色界繫も同様である。

けれども聖なるものは得果と練根と退とに由る。（四〇偈）

けれども無漏の善は、三因に由って捨せられるであろう。〔即ち〕得果に由っては、以前の道が捨せられるであろう。練根に由っては、梵文二二五頁二行 鈍根道が〔捨せられるであろう〕。退に由っては、果或は勝果なる上〔地〕の道が〔捨せられるであろう〕。ともあれ、このようにして諸の律儀が捨せられ

るのである。

**称友疏**

梵文三八七頁二七行
静慮界繫の

とは、色を自性とすると及び非色（arūpa-）を自性とするとの、〔静慮界繫の〕善が意味せられてある。またそれ故にこそ、すべてみなというように詳説するのである。二に由ってとは、或は生まれることに由って、或は退するに由って、である。それ故に「或は生まれることに由る云云」と言ったのである。〔即ち〕上〔地〕に生まれるときには下〔地の善法〕を捨し、また下〔地〕に生まれるときには上地に属する〔善法〕を〔捨する〕というのである。或は等至より退するに由る〔と〕は、その等至に含まれている善が捨せられるのである。また或るものは衆同分を捨するに由るとは、異生の分位において生ぜしめられた、「忍」と言はれるに至るまでの順決択分は、たとい地を易えることがなくても、欲界において死んで、その同じ〔欲界〕に生まれるときは、衆同分を捨するに由って、捨せられる。何となれば、梵文三八八頁一行

〔後に至って〕

聖(3)〔者〕は地を捨するに由ってそれら〔順決択分〕を捨する。

けれども非聖〔者〕は死に由ってである、

と〔論主世親が〕説くであろうからである。以前の道がとは、加行・無間・解脱の諸道を自性とする向道

が、である。果或は勝果なるとは、〔果或は勝果なる上地の道が、というように〕上〔地〕の道が〔ここに〕関係しているのである。例えば、もし不還〔果〕の者が不還果から退するならば、彼によって不還果という上〔地〕の道が捨せられる。けれども、もし不還〔果〕の者が第二静慮を獲て、そして其〔不還果〕から退するならば、彼にとってはその第二静慮地に属する勝果道が捨せられる。

註(1) 梵文には avaśyaṁ〔必ず〕とあるが、原写本にはṁがない。それで諸訳及び『称友疏』を参照して、これを adhaśca と訂正して読んだ。

(2) 梵文には ·sabhāgatvācca とあるが、『称友疏』の所引及び諸訳を参照して、これを ·sabhāgatvāgācca と訂正して読んだ。

(3) 『倶舎論』賢聖品第二一偈cd。

第三項　不律儀の捨

梵文二二五頁三行

不律儀は、律儀を得すると
死と二形生とに由って〔捨せられる〕。

不律儀を棄捨することは三因に由る。〔即ち〕(1)律儀を得するに由る。もし〔別解脱〕律儀を受けるならば、或は因と縁との力によって三昧を獲するが故に静慮律儀を獲するならば、それに由って不律儀が断ぜられる。能対治（pratidvandva）の方が〔不律儀よりも〕更に力強いからである。(2)死に由る。所依〔身〕を捨するからである。(3)二形が生ずるに由る。所依〔身〕が変異するから

である。不作の志願よりしてたとい刀剣や網を捨しても、律儀なくしては不律儀を断ずることはない。あたかも、〔病気の〕原因を取り除いても薬なくしては、重態となった病気の愈えること〔がない〕が如くである。

或る不律儀者が近住〔戒〕を受けるならば、この者はその律儀〔が終って〕から再び不律儀に行くか、或はまた非律儀非不律儀に〔行く〕か。或るひとびとは〔言う〕、「不律儀に〔行く〕。〔不律儀を〕捨しようという志願が、永久的ではないからである。あたかも、赤熱の鉄丸が再び黒い状態に〔行く〕が如くである。」と。他のひとびとは〔言う〕、「加行を作さないならば、〔不律儀に〕行くことはない。其〔不律儀〕を獲することは表に随属しているからである」と。

**称友疏**

(1)梵文三八八頁八行

因と縁との力によってとは、同類因の力によってと、及び他の者の声の力によって、という意味である。或は静慮律儀を獲するとは、「或は無漏律儀を獲する」とは説かれない。静慮律儀を以前に生ぜしめることによってのみ、其〔不律儀〕を捨するからである。不作の志願よりしてとは、たとい、「〔私は〕この行為をいたしません」という志願よりして、刀剣や網を捨したときでも、律儀を受けることがないならば、不律儀の断はない。それはちょうど、病気の原因を取り払っても、薬がないならば、重態となったその病気の愈えることがないが如く、それと同様である。〔それで〕次のことが〔ここに〕言われ

ていることになる。「不律儀を捨しようと欲するときには、律儀を受けなくてはならないのであって、それ以外の方法はない」と。其を獲することはとは、不律儀を獲することは、である。

註(1) 「同類因」とは静慮であり、「他の者の声」とは教えを聞くことであろう。安慧が次のように註釈しているからである。「因の力〔と〕は、以前に静慮を数習したことである。縁の力〔と〕は、異熟に現向せる、その地に属する業である。他の人びとは曰く、正法を聞くことと、如理作意とである、と。」

### 第四項　処中の無表の捨

梵文二二五頁一一行

次に律儀・不律儀以外の無表はどのようにして捨せられるか。

けれども中〔madhyamā の無表〕は勢力と誓受と作業と物と寿と〔善〕根との断によって〔捨せられる〕。（四一偈）

蓋し、浄信と煩悩との或る勢力によって、この無表が引き起されてあるとき、其〔の勢力〕が断ずれば、彼〔無表〕も亦断ぜられる。陶師の輪と箭との運動の如くである。誓受を捨すれば、亦〔無表が〕断ぜられる。もし「誓受は必要でない」と考えて、誓受を捨するならば、である。作業が断壊すれば亦〔無表が〕断壊する。誓受せるが如くには作業しない者には、である。物が断壊すれば亦〔無表が〕断壊する。いかなる物が〔断壊するの〕か。霊廟・園林・僧院・臥具・坐具・罝（しゃ）〔兎を捕える網〕・網等の〔布施等の〕対象物が、である。寿が〔断ずれば〕亦〔無表が断壊し〕、

諸の善根が断ずれば亦〔無表が〕断壊する。諸の善根を断じようと発動するときである。以上これら六因によって中の無表が捨せられる。

**称友疏**

〔難じて曰く〕（梵文三八八頁一六行）無表はどのようにしてとあるのは、〔無表だけでなく〕表も亦〔どのようにして〕、と説かれなくてはならぬ。みずから等起せしめられた〔即ち自然生の〕過去の表の得が、その同じ時に断ずるからである。また

けれども中（madhyamaḥ）は勢力と誓受と作業と物と寿と〔善〕根との断によって〔捨せられる〕、

というように、〔「中」の語は男性で〕誦せられなくてはならぬ。〔ここに「中は」とは〕非律儀非不律儀は、という意味である〔が、この語は男性だからである〕。また、たとい無表は単独であると説かれるとしても、表が説かれないそのことに対する因由が説かれなくてはならない、と言われるならば、〔答えて曰く〕表は必ずあるとはきまっていないからである。例えば、

六[1]の不善は無表である。一は二種である、

と〔後に至って論主世親が〕説くであろうからである。かくて無表を説くことによって表を説くことが成就するから、其〔表〕を説かないのである。

これに反対して或るひとびとは曰く、非律儀非不律儀に含まれる已滅の表の得が続起することはない。だからそれ故に、この無表についてのみ捨する因が説かれるのである、と。

陶師の輪と箭との運動の如くであるとは、譬えば、陶師の輪と及び箭との、運動のようである。或る特殊なるはたらき（saṃskāra）を因として〔陶師の輪と箭とが〕引き起されて〔運動状態に〕あるとき、其〔因〕が断ずれば、彼〔運動〕も断ぜられるが如く、その如くである。誓受は必要でないとは、拒絶の語によって〔語られたもの〕である。誓受せるが如くには作業しない者にはとは、例えば「〔私は〕仏を礼拝しなくては、或は〔五〕輪〔即ち五体投地の礼拝〕を為さずしては、食事をいたしません」というように〔誓受した〕、そのことを為さないで食事をする場合には、かの〔処〕中の無表が断ぜられる。

罝（しゃ）・網等という中で、等の語によっては、刀剣・毒等が含まれる。諸の善根を断じようと発動するときとは、梵文二八九頁一行まさしく善根を断じようと発起する分位において〔無表が〕断ぜられるのであって、〔善根を〕断ずる分位においてではない、と示すのである。

註(1)　『倶舎論』業品第六七偈ａｂ。

## 第五項　非色の捨

欲界繫（kāmāpta）の非色の善は、梵文二二五頁一九行

〔善〕根の断と上〔地〕に生まれることとによって〔捨せられる〕。

欲界繫（kāmāvacara）の非色を自性とする善は、二因に由って捨せられる。善根の断に由って、或は色・無色界に生まれることに由って、である。

けれども非色の染汚は

対治〔道〕が生ずることに由って捨せられる。（四二偈）

けれども非色を自性とするすべての染汚はみな、対治〔道〕が生ずることに由って捨せられる。

もし或る種類の随煩悩に対してその断道が〔生じて〕あるとき、其〔断道〕に由って、其〔随煩悩〕と及びその助伴とが捨せられて、それ以外の方法はない。

**称友疏**

梵文三八九頁三行
非色の善

という中で、「非色」の語は、色〔法に含まれる善・不善の無表〕を断ずることは〔今までに〕已に説かれたからである。

〔善〕根の断と上〔地〕に生まれることとによって

とあるこれについては、「及び離欲によっても或るものが〔捨せられる〕」と説かれなくてはならない。例えば、善なる憂根の如くである、と。すべてみなとは、欲・色・無色界繫の、である。もし断道が

梵文三二六頁一行

〔生じて〕あるときとは、可能なるに応じて見道と修道とであり、或は世間或は出世間〔の道〕である。其〔随煩悩〕と及びその助伴とがとは、其の種類の随煩悩と、及びそれと倶有なる得(1)等の随行(anucara)とが、である。〔或る〕種類の随煩悩に対してという語は、煩悩も随煩悩であるとしてすべてを含ませる為である。例えば論(2)(śāstra)において「煩悩(3)である限り、それらは亦随煩悩でもある。〔けれども〕随煩悩ではあっても煩悩ではないものもあるであろう、」と説かれている如きである。

註(1) 「等」はチベット訳に拠って補った。
(2) 『倶舎論』二一（大・二九・一〇九b）、梵文プラダン本三一二頁七行参照。
(3) 梵文の yāvat（である限り）は、チベット訳では tāvat（ともかくも）となっている。

## 第十八節　三界・五趣の有情と善悪律儀の成就

梵文二二六頁三行
次に不律儀はいかなる有情にあり、律儀はいかなる〔有情〕にあるか。

不律儀は人々にある。

但し扇搋と半択迦と二形生（dvidhākṛti）〔の人々〕と及び〔北〕倶盧〔洲の人々〕とを除く。

不律儀は人趣においてのみあって、それ以外の所においてはない。其〔人趣〕の中でも、扇搋と半択迦と二形生のひとびとと、及び北倶盧洲のひとびととを除く。

律儀も亦同様であり、及び諸天にある。

律儀は、已説の如きものを除いて同じ人々と、及び諸天とにあるから、二趣に律儀がある。扇搋等に律儀がないということは、どのようにして理解せられるか。経と律とに由る。経中には〔次のように〕説かれている。「また摩訶男よ、白衣の男である在家者で男根を成就している者が、仏に帰依して、『わたくしを優婆塞として受け入れて下さい』という言葉を唱えるならば、またそれだけでもって優婆塞となる」と。律の中にも亦、そのような種類のひとびとは除去せられなくてはならないと、説かれている。

それでは、どういうわけでこれ等のひとびとには律儀がないのか。二つの依身を有する者の煩悩は増上であるから、簡択に堪えることができないから、及び鋭利なる慚・愧がないからである。もしそのようであるならば、何故に不律儀がないのか。罪悪に対しても亦〔なさんとする〕意欲が堅固でないからである。また律儀があるその同じ者に不律儀も亦ある。相い対立してあるものであるからである。北倶盧洲のひとびとには受〔戒〕と三昧とがないから、また罪悪を造ろうとする意欲がないから、律儀も不律儀もないのである。悪趣の諸〔の有情〕にも亦鋭利なる慚・愧がないが、

其〔のような鋭利なる慚・愧〕と結合することに由って、また相違することに由って、はじめて律儀と不律儀とがあるであろう。復た実に彼等扇搋・半択迦・二形生・北倶廬洲・悪趣の諸〔の有情〕の、かの依身そのものは、塩田の如きかくの如きものであって、そのような依身においては、あたかも塩田においては穀物も蔓草も極端に〔発芽しない〕が如く、律儀も不律儀も発芽しない、と。もしそのようであるならば、経中に「比丘等よ、胎生の竜が半月の第八日目〔毎〕に宮殿から出て、八支を具する近住〔戒〕に住する」と説かれていることは〔どうなるのか〕。それは、彼等〔竜ども〕にとって単なる妙行にすぎず、律儀ではない。それ故に諸の人・天にのみ律儀がある。

その中で更に

諸の人には三〔の律儀〕がある。（四三偈）

諸の人には、別解脱等の三の律儀のすべてが有り得る。

欲〔界〕と色〔界〕とに生まれた諸天には

静慮生〔の律儀〕がある。

静慮律儀は欲・色界に生まれた諸天のみにあって、それより上にはない。

更に無漏〔律儀〕は

（梵文二一七頁一行）

中間静慮と無想有情とを除いた

無色の諸〔天〕にもある。（四四偈）

しかるに無漏律儀は、中間静慮の〔天〕と無想有情とに生まれた者を除いて、欲・色界に生まれた者にも有る。無色界に生まれた者にもあるが、しかし彼等には、〔その無漏律儀を〕成就しているという観点からすれば〔無漏律儀が〕あるが、〔その無漏律儀が〕現行するという観点からすれば〔無漏律儀が〕ない。

**称友疏**
梵文三八九頁一二行

二つの依身を有する者の云云とは、女と男との依身を有する者の煩悩は増上であるから、其〔煩悩〕の対治である修習を相とする簡択に、堪えることができないから、及び鋭利なる慚・愧がないから、これらのひとびとには律儀がない、というのである。相い対立してあるものであるからであるとは、不律儀は律儀に対立してあるものであるから、それ故に、律儀があるその同じ者に不律儀もある。以上の如き〔これ〕が、彼等扇搋等に不律儀がないことについての第二の因である。受〔戒〕と三昧とがないからとは、受〔戒〕がないから別解脱律儀がなく、また三昧がないから静慮と無漏との律儀がないのである。しかしながら、其〔律儀〕がないのは、善なる諸〔法〕に対して味鈍だから、〔その律儀が〕生じないからである。また罪悪を造ろうとする意欲がないから、不律儀がない。其〔のような鋭利なる慚・愧〕と相応しまた相違することに由ってとは、その慚・愧と相応することに由って、またその慚・愧と

相違することに由って、順次に律儀と不律儀とがあるであろうような、そのような鋭利なる慚・愧が、悪趣の諸〔の有情〕にはない、というのである。もし悪趣の諸〔の有情〕に律儀と不律儀とがないならば、もしそのようであるならば、経中に云云と説かれていること、それはどうなるか。〔答えて曰く〕別[4]解脱律儀は諸の人にのみあって、諸の天にはない。〔諸天には〕厭意がないからである。けれども静慮と無漏との律儀は、可能なるに応じて因[5]と業と法〔爾〕との修に由〔って諸天にも有る場合もあ〕る。

註(1) 梵文には kakṛvamapi とあるが、玄奘と真諦とが「穢草」と訳し、チベット訳も rtswa（草）と訳しているのに拠って、kakṣo 'pi と訂正した。

(2) 「宮殿から」の梵文は bhāvanāt（光明の林から、火焔から）であるが、平川索引のように bhavanāt と訂正する。

(3) 梵文には tasmādeva（それ故にこそ）とあるが、平川索引のように tasmād deva· と訂正して読んだ。

(4) 以下終りまでチベット訳欠。

(5) 『倶舎論』二九（大・二九・一五二a）、梵文プラダン本四五八頁一六行以下参照。

# 第二章　経所説の諸業

## 第一節　三性業

梵文二二七頁四行
これより更に〔進んで〕、今や業の説明に関連して、経中に標挙されている諸業の説明を始めよ

う。三業がある。善業(1)と不善〔業〕と無記業と、以上である。その中で

安穏と不安穏とそれ以外との業が、

善と不善とそれ以外と〔の業〕である。

此〔安穏等〕は善等の相である。安穏なる業が善〔業〕であって、それは可愛なる異熟を有するものであり、また涅槃を得せしめるものである。暫時の間、また永久に、苦より救済するからである。安穏と対立することに由って、不安穏〔なる業〕が不善〔の業〕であり、其〔業〕には不可愛なる異熟がある。それら二〔業〕より以外の業は、安穏でもなく不安穏でもない〔業〕であって、それは善・不善より以外の〔業〕であると知るべきである。〔即ちそれは〕無記〔の業〕である、という意味である。

**称友疏**

（梵文三八九頁二六行）

暫時の間、また永久にとは、可愛なる異熟を有するところの〔業〕は、暫時の間苦より救済するから、安穏なる〔業〕であり、涅槃を得せしめるところの〔業〕は、永久に苦より救済するから、安穏なる〔業〕である。般涅槃せる者には、常恒時に苦は存在しない。

註(1)　プラダン本には karmākuśala……とあるが、シャーストリ本によって karma akuśala……訂正する。

## 第二節　福等の三業

梵文二二七頁九行
次に

福と非福と不動と〔の三業〕と、

順楽受（sukha-vedya）等の三〔業〕がある。（四五偈）

三業がある。福と非福と及び不動とである。また三〔業〕がある。順楽受（sukha-vedanīya）業と順苦受〔業〕と及び順不苦不楽受〔業〕とである。その中でまず

欲界における善（śubha）業が福〔業〕であり、

それより上〔界〕において生じた〔業〕が不動（āniñjya）〔業〕である。

〔上界において生じた〕「善〔業〕」が、というように〔文章が〕係るのである。〔即ち〕色・無色界繋の善（kuśala）業が不動〔業〕である。豈また世尊によって「この場合、尋・伺せられたところの此〔心の状態〕は有動（iñjita）であると、これについて諸の聖者は説いた云云」というように、〔下の〕三静慮は有動（señjita）であると言われているではないか。そのような〔心の状態〕が三昧の災患を有していることに関連して、このように説かれてはいるけれども、『不動経』中には不動に

順じて導く道行（pratipat）という点をとり上げて、それらは不動である、とも説かれている。それでは何故に、全く有動なるものが他の場所では不動であると説かれたか。

業はその〔自〕地においては異熟に対して
不動であるからである。（四六偈）

蓋し、欲界繫の業は異熟に対して変動がある。どうして変動があるのであるか。確定していないから、或る趣に属する〔業〕であっても、〔その或る趣とは異なった〕他の趣において異熟し、また〔同じ天趣の中でも〕、或る天の部類に属する〔業〕が、〔その天の部類とは異なった〕他の天の部類において〔異熟する〕からである。〔即ち身の〕量と力と肌の色(1)と快楽と財物等〔を得るの〕に役立つべきところの業が、諸天中において異熟する(2)ことになっているとき、その同じ〔業〕が、或る時には他の縁の力に由って、人間・畜生・鬼の中において異熟することもあるからである。けれども色・無色界繫の業は、或る地に属するものならば、〔それとは異なった〕他の地において異熟することは全く有り得ない。（梵文二二八頁一行）それ故に、異熟が確定しているから、不動であると言われるのである。けれども、非福業は不善〔業〕である、ということは、世間において已に一般に認められている。そして世間〔の慣例〕に従って已に一般に認められているところの意味については、どうして〔そのことを開明するための〕努力の必要があろうか。福等の諸業の説明が已になされた。

梵文三八九頁二九行

豈また世尊によって「この場合、尋・伺せられたところの此〔心の状態〕は有動であると、これについて諸の聖者は説いた云云」[3]というように、〔下の〕三静慮は有動であると言われているではないか、とある云云の語によっては、第二〔静慮〕について「この場合、喜（prīti）を離れていないところの此〔心の状態〕は有動であると、これについて諸の聖者は説いた」と説かれたことが、第三〔静慮〕についても「この場合、『楽である、楽である』と心に享受するところの此〔心の状態〕は有動であると、これについて諸の聖者は説いた」と〔説かれたことが含まれる〕。それでは何故に、色・無色界繋のあらゆるすべての善業は不動であると説かれたか、というならば、〔答えて〕曰く「不動に順じて導く」[4]と。不動（āniñjya）に随順して協力する、〔即ち〕不動（akaṁpya）に随順して協力する道（mārga）という点をとり上げて、という意味である。それでは何故に、三昧の災患を有していることによって全く有動なるものが、他の場所では不動であると説かれたか、というならば、

梵文三九〇頁一行

業はその〔自〕地においては異熟に対して

不動であるからである、

と言ったのである。財物等〔を得るの〕に役立つべきという中で、財物〔と〕は品物が充分にあることであり、等の語によっては美貌・美声等が含まれる。その同じ〔業〕が云云とは、諸天中において異熟

することになっているその同じ〔業〕が、『或る時には[5]他の縁の力に由って、〔即ち〕煩悩等の他の縁の和合、其の力に由って、人間・畜生・鬼の中において異熟することもある。例えば[6]、「ここに或る一人の与える人〔即ち〕施主があって、彼はまた凄い殺生者でもある、広説乃至、彼は象〔に生まれるため〕の種々なる種類の縁を得するであろう云云」と説かれてあり、又例えば、「ここに[7]或る一人の者があって、施より成れる福業事と』、同じく戒より成れる〔福業事〕と、修より成れる〔福業事〕とを、『[8]少しく已に数習し修習し』多修している。そしてその者に次のような考えが起る。『ああ実に私は、天の幸福を有する者或は人の幸福を有する者の〔衆〕同分の中に生れたいものである』と。乃至、彼はそこに生れる」と〔説かれてある〕。

註(1)　梵文には「肌の色」の次に karmāṅyabhūmika という語が挿入されているが、平川索引のようにこれを削除する。

(2)　梵文の vipacyate は、『称友疏』にあるように vipacyeta とする。プラダン本脚註参照。

(3)　梵文の ity evaṃ ādi は、āhur の次へ置かなくてはならない。シャーストリ本は欠。

(4)　梵文の -pratyaya- は、本論の梵文に随って -saṃpreya- と訂正した。シャーストリ本も訂正されていない。

(5)　『　』の中は梵文が欠けていて、チベット訳を以って補った部分。荻原本脚註参照。

(6)　北京版チベット訳には bdi ni とあるが、殆ど同じ文章が安慧造『実義疏』のチベット訳（一七三葉a5、7）にもあり、そこでは bdi na となっている。

(7)　前註(6)と同じ。

(8)　先きの註(5)と同じ。

## 第三節　順楽受等の三業

順楽受等〔の業の説明〕が為されなくてはならない。それがここに為される。（梵文二二八頁三行）

順楽受〔業〕は第三静慮に至るまでの善〔業〕である。

第三静慮に至るまでの善業が順楽受〔業〕である。何となれば、楽受の地は〔次に述べる〕此れであるからである。即ち欲界と三静慮とである。

けれどもこれより上は順不苦不楽受〔業〕である。

〔これより上の〕「善〔業〕は」というように〔文章は〕係るのである。第三静慮より上の善業は順不苦不楽受〔業〕である。楽〔受〕と苦受とがないからである。

順苦受〔業〕は此処における不善〔業〕である。（四七偈）

順苦受〔業〕は不善業である。「此処における」という語は、欲界においてのみ其〔苦〕があることを知らしめんが為である。そしてそれら諸〔業〕の果は受だけではない。それではどうか。資

糧と共にである。

下にも中なる〔業〕がある、と或る人びとは〔言う〕。

しかるに他の人びとは曰く、ここにいう中とは已に説かれた順不苦不楽受業であって、此〔業〕は、第四静慮より下にも亦ある。何故であるか。

中間静慮の異熟の故である。

何となれば、もしそのようでないならば、中間静慮の業には異熟がないであろう。或はいかなる業にも中間静慮における[1]〔異熟がないであろう〕。そこには楽と苦とがないからである。或る人びとは「中間静慮の業の異熟は〔根本初〕静慮[2]の楽根そのものである」と〔言う〕。他の人びとは「彼〔中間静慮の業〕には異熟の受は全く無い」と〔言う〕。そのような此〔の説〕は論と相違する。何となれば、論には「業の異熟として心受のみが異熟するであろうような〔異熟〕があるだろうか。あるだろう。善なる無尋の業についてである」と誦せられているからである。

また三〔業〕の異熟は

非前非後であると容認せられるからである。（四八偈）

また経中に〔次のように〕説かれているからである。「三業の異熟が非前非後に異熟するであろうような、〔そのような異熟が〕あるだろうか。あるだろう。順楽受〔業〕の〔異熟としての〕色

と、順苦受〔業〕の〔異熟としての〕心・心所法と、順不苦不楽受〔業〕の〔異熟としての〕心不相応〔法〕とである」と。このようなことからしても亦、下〔地〕に順不苦不楽受業がある。何となれば、欲界以外においては三業の異熟が同時に集中することはないからである。(梵文二二九頁一行)そういうことであったら、其〔業〕は善であるか、もしくは不善であるか。〔(3)善である。〕けれどもそれは弱力である。もしそうならば

順楽受〔業〕は第三静慮に至るまでの
善〔業〕である

と〔説かれ〕、また「可愛の異熟を有する〔業〕が善〔業〕である」と〔説かれた〕このことと矛盾する。〔答えて曰く〕この説明はおおよそのものである、と知らねばならぬ。

次に、どうして受を自性とするものではない業が順楽受等（sukhādi-vedanīyam）と言われるのであるか。①楽受のために役立つ（sukhavedanāyai hitam）から、順楽受であり、②或はこのものにとって楽が感受せられるべきである（sukho 'sya vedanīya）が故に、〔順楽受〕である。また、感受せられるべきものは何であるか。凡そ異熟であるところのものである。何となれば、そのような此〔異熟〕は感受せられるからである。③或は、楽なる〔異熟〕が感受せられるべき〔業〕が(4)順楽受〔業〕であって、其〔業〕によって楽を感受するからである。順浴散（snānīya-kaṣāya）の如くであ

る。順苦受〔業〕、或は順不苦不楽受〔業〕も同じように見られるべきである。

更にまた

感受せられるべき〔順受の〕状態は、自性と相応とに由ると、
所縁と異熟とに由ると
及び現前に由ると
以上の五種である。（四九偈）

自性による（svabhāva-）感受せられるべき〔順受の〕状態（vedanīyatā）は、諸の受についてである。全く自性によって感受せられるべき〔順受〕であるからである。相応による（saṃprayoga-）感受せられるべき〔順受の〕状態は、触〔の心所〕についてである。「楽が感受せられるべき触〔即ち順楽受触〕」と〔あるからである〕。所縁による（ālambana-）感受せられるべき〔順受の〕状態は、諸の境についてである。「眼によって諸色を見て、色を感受するが、しかし色貪を感受しない云云」と説かれているが如きである。何となれば、其[5]〔所縁による感受せられるべき状態、即ち諸の境〕を縁じつつある者は〔それを〕受によって感受するからである。異熟による（vipāka-）感受せられるべき〔順受の〕状態は、業についてである。「現法において〔その異熟が〕感受せられるべき〔順現法受〕業云云」と〔あるからである〕。現起による（saṃmukhībhāva-）感受せられるべき〔順受

の」状態は、「もし時あって、楽受を感受するその時には、その者にとって二受が滅している」と説かれた如きである。何となれば、楽受が起っているその時には、(6)それによって其〔楽受〕を〔人が〕感受するような、そのような他の受は更に存在しないからである。そうではなくて、〔楽受を〕いま現起させているとき「〔現起させている者が〕其〔楽受〕を感受する」と言われる。それ故に、異熟が感受せられるべき〔順受〕であるから、業も亦順楽受である云云、と言われるのである。

**称友疏**
梵文三九〇頁一〇行

欲界と三静慮とであるとは、欲界と初静慮とにおいては、楽受は身〔受〕の楽と心〔受〕の喜とである。第二静慮においては、楽受は喜である。第三静慮においては、心〔受〕の楽である、と。其〔苦〕があることを知らしめんが為であるという中で、「其」という語は苦と結合する。その苦が欲界においてのみ存在することを知らしめんが為に、〔偈中に〕「此処におけるという語がおかれたのである。資(7)糧と共にであるとは、此れによって集められる（saṃbhriyate）から、〔即ち〕生ぜしめられるから、資糧（saṃbhāra）であって、〔今の場合受の資糧とは〕根と境と所依（āśraya）とを相とするものである。それ故に、資糧と共なる受が果である。

中間静慮の異熟の故である

とは、中間静慮の業の異熟は中間静慮に生まれたときに感受せられるはずである。そこ〔中間静慮〕に

おいては、楽受或は苦〔受〕は存在しない。それ故に其〔中間静慮の業〕の異熟は不苦不楽受であるから、第四静慮より下にも亦順不苦不楽受業がある、というのである。或はいかなる他の業にも、中間静慮における異熟である受がないであろう〔即ち〕有り得ない。何となれば、中間静慮における彼〔不苦不楽受〕は、根本初静慮地に属する順楽受業の異熟である、と説くことは相応わしくないからである。有尋であることによって、根本〔初静慮〕は中間静慮より劣っているが故である。また欲界繋の順苦受業の〔異熟〕でもない。地が異なっているが故である。同じ理由によって、及び〔第四静慮等の地は〕其〔中間静慮〕から離欲しているが故に、第四静慮等の地に属する〔業〕の〔異熟〕でもない。(8)

梵文三九一頁一行

この過失を避けようとして、或る人びとは「中間静慮の業の異熟は〔根本初〕静慮の楽根そのものである」と言う。彼の中間静慮の業には受の異熟は全く無い。それでは何であるのか。色等である、と他の人びとは〔言う〕。彼等〔の考え〕によれば、中間静慮に生まれたときには受は無いのか。有る。けれどもそれは異熟(9)を自性とするものではない。それでは何か。〔五類門の中で〕等流に属するものである。

これについて軌範師〔世親〕は言く、そのような此〔の説〕は論と相違する。〔即ち〕「中間静慮の業の異熟は〔根本初〕静慮の楽根そのものである」とこれが説かれたところのものと、及び「彼〔中間静慮の業〕には異熟の受は全くない」と説かれたところのものと、そのような此〔の説〕は、二つながら

論と相違する。そのことを了解させるために「何となれば、論には云云と誦せられているからである」と言ったのである。無尋の業についてとは、中間静慮の業について、という意味である。それ故に、善なる無尋の業には心受の異熟のみが異熟する、と決定せられているから、彼〔中間静慮〕の業の異熟は〔根本初〕静慮の楽根そのものでもなく、また受より以外のものでもない、と理解せられる。何となれば、無尋なる業は中間静慮より始めて〔それより〕上であるからである、と。

非前非後

とは、前でもなく、後でもない、ということで、同時という意味である。順楽受〔業〕の〔異熟としての〕色とは、眼等である。順苦受〔業〕の〔異熟としての〕心・心所とは、五識身に属するものである。憂は非異熟(avipāka)[10]であるからである。順不苦不楽受〔業〕の〔異熟としての〕心不相応〔法〕とは、命根等である。何となれば、欲界以外にはないからであるとは、〔欲界〕以外においては順苦受業がないからである。そういうことであったら、其〔業〕は〔善である〕かとは、順不苦不楽受〔業〕は、である。もしそうならば云云とは、もし第四静慮より下〔地〕にも善なる順不苦不楽受業があるならば、

順楽受[11]〔業〕は第三静慮に至るまでの

善〔業〕である

と〔説かれた〕このことと矛盾する。何となれば、第三静慮に至るまで、ただ善なる順楽受〔業〕のみ

があるのではない。それではどうか。順不苦不楽受〔業〕も亦ある、という〔ことになる〕からである。また「可愛の異熟を有する〔業〕が善〔業〕である」と〔説かれた〕このことと矛盾する。何となれば、ただ可愛の異熟を有する善〔業〕のみがあるのではなくて、可愛・不可愛と相違する異熟を有する善〔業〕も亦ある、という〔ことになる〕からである。この説明はおおよそのものであるとは、

「順楽受〔業〕は第三静慮に至るまでの善〔業〕である」

と、また「可愛の異熟を有する〔業〕が善〔業〕である」というのは、おおよそのところでこのように説明せられたのである、という意味である。

次に、どうして受を自性とするものではない〔業〕がとは、楽が領納せられるのであって、業が〔領納せられるの〕ではない、とこのように解して問うのである。楽受のために役立つから順楽受でありとは、楽受が生ずることに順応しているから、という意味である。或はこのものにとって楽が感受せられるべきであるが故にとは、この者にとって楽なる異熟が領納せられるべきであるから、という意味である。順浴散の如くであるとは、あたかも、其のものによって浴するところのそのものが順浴の散であるように、同じように、其のものによって〔これが具格〕、楽なる異熟を感受するところの其の業が、順楽受〔業〕である。即ち楽なる異熟が感受せられるべき業が順楽受〔業〕である。具格の意味を表わすため

(12) 梵文三九二頁一行
(13)

にも義務分詞の語尾（-anīya）を附する、という規定があるからである。順苦受〔業〕も同じようにとは、苦受に役立つ〔業〕が順苦受〔業〕であり云云と、前のように理に応じて説かれなくてはならない。順不苦不楽受〔業〕も同じようである、と〔せられている〕。

自性による感受せられるべき〔順受の〕状態はとは、自性〔即ち〕領納を相とする受による、感受せられるべき〔順受〕の本質は、である。同じように、現起による感受せられるべき〔順受の〕状態は、というに至るまで理に応じて説かれなくてはならぬ。楽が感受せられるべき触〔即ち順楽受触〕とは、楽受に役立つから、〔或は〕ここに楽が感受せられるべきである〔即ち順楽受がある〕から、楽が感受せられるべき触〔即ち順楽受触〕である。所縁による感受せられるべき〔順受の〕状態とは、感受せられるべき〔順受の〕境である。縁ぜられるべき〔境〕、という意味である。色を感受するがしかし色貪を感受しないとは、色を領納するがしかし色貪を領納しない、という意味である。或はまた、しかし彼は貪を以って領納しない、〔即ち〕縁じない、というのである。現法において〔その異熟が〕感受せられるべき〔順現法受〕とは、現世において感受せられるべき異熟を相とせるものを、此〔業〕はもっているから、現法において〔その異熟が〕感受せられるべき〔順現法受〕業である云云、というのである。もし時あって云云とは、もし時あって楽受を感受する〔即ち〕領納するその時には、その者にとって苦と不苦不楽との二受が滅している、というのである。

註(1) 梵文は -dhyānāntaraṁ となっているが、『称友疏』に引かれた梵文及びチベット訳に拠って、-dhyānāntare と訂正する。シャーストリ本は訂正ずみ。なお中間静慮が捨受とのみ相応することについては、論二八（大・二九・一四九c）、梵文プラダン本四四八頁一四行以下参照。

(2) 第二静慮以上には五識がないので、楽受があるのは初静慮だけである。

(3) 括弧の中は、チベット訳及び両漢訳に拠って補った kuśalaṁ の訳である。

(4) 梵文には vedanīyaṁ の次に sukha-vedanīyaṁ. が脱落しているが、チベット訳に拠って補って、それを「順楽受〔業〕であって」と訳した。なおこの合成語について三つの説が述べられている。第一は、義務分詞の -anīya を「役立つ」と解するもの、第二は、一応持業釈と見て「楽なる、感受せられるべき異熟」と解し、それを有財釈として「楽なる異熟を有するもの」と理解する。第三は、依主釈と見て「楽なる〔異熟〕を感受すべき作具〔としての業〕」と解するが、この場合の義務分詞は具格によって表わされるものを意味するとする。いずれも最終的には「業」を意味することになる。

(5) 梵文は tāṁ であるが、チベット訳は de dag 玄奘訳は「色等」、真諦訳は「此境界」となっているから、これを ālambana-vedanīyatā を指すものと見た。

(6) 梵文は sa yaiṁ であるが、チベット訳に拠ってこれを yayā と訂正して読んだ。漢訳も同じ理解を示している。

(7) 荻原本は sasambhārair iti であるが、梵文『倶舎論』を参照して sasambhāreti と訂正する。シャーストリ本は訂正ずみ。なお安慧は次のように註釈していて、「所依」を除いている。

「資糧と共にであるとは、因と共にである、という意味である。資糧〔と〕は、それと倶有なるものと、諸根と諸境とである。」（北京版一七三葉b5）

(8) 梵文には否定の語がないが、チベット訳に拠って補った。

(9) 異熟生と所長養と等流性と有実事と一刹那との、五類門分別に関連しての説明である。『倶舎論』二（大・二九・九ab）。

(10) avipāka は普通「無異熟」と訳して、sa-vipāka〔有異熟〕の反対を意味するとせられるが、ここでは na vipāka〔非異熟〕の意味であって、チベット訳もそのように訳している。憂は有異熟であって無異熟ではない。また非異熟であって異熟でもない。『倶舎論』三（大・二九・一六ａｂ）参照。

(11) 業品第四七偈ａｂ。

(12) 『倶舎論』一五（大・二九・八〇ｃ）、梵文プラダン本二二七頁七行参照。

(13) 梵文には vedanīyaṁ（順受）とあるが、チベット訳に拠って sukha-vedanīyaṁ（順楽受）と訂正する。

(14) 荻原本には、この文章の初めに etad という語があるが、梵文『倶舎論』にも、シャーストリ本『称友疏』にもないので削除した。

(15) 荻原本は iti を api と訂正しているが、シャーストリ本のように訂正しないままにしておく。

(16) 括弧の中はチベット訳に拠って補ったもの。

## 第四節　三時業

### 第一項　四業、五業、八業

梵文二二九頁一七行
また其〔業〕は定と不定とである。

また順楽受等のそのような此の三種の業は、定と不定とである、と知るべきである。不定〔業〕は、〔その異熟を〕必ず受けることに決ってはいない〔業〕である。

更に定〔業〕は三種である。

順現法受等であるからである。

順現法受〔業〕と順次生受〔業〕と及び順後次受〔業〕と、以上この三種の業は定〔業〕である。このようにして此〔三種の業〕は、順不定受〔業〕を加えて四種の業となる。

或る人びとは業は五種である〔と言う〕。（五〇偈）

しかるに他の人びとは、業は五種であると認める。順不定受〔業〕を、異熟についての定と不定という二種に分けるからである。その中で順現法受〔業〕は、〔業を〕造ったその同じ生において〔異熟が〕異熟するところのものである。順次生受〔業〕は、第二生において〔異熟が異熟するところのもの〕である。順後次受〔業〕は、其〔第二生〕より以後において〔異熟が異熟するところのもの〕である。他の人びとは「順現法受業の異熟は、他の生においても亦あるが、最初に〔異熟を〕引くのに随って、その名を立てたのである。最も力の強い業の異熟が最も少ないものであってはならないからである」と。毘婆沙師たちはそれをそのようには認めない。なぜならば、近くに果があって遠くに果があるのではない業もあり、それと反対の〔業〕もあるからである。あたかも外なる種の如くであって、ひと月半〔という名の〕葵は一ヶ月半を経過して実を結び、大麦・小麦等は六ヶ月を経過して〔実を結ぶ〕、と〔言われるが〕如くである。

他の人びとは四句であると〔言う〕。

（梵文二三〇頁一行）

けれども譬喩師たち（Dārṣṭāntikāḥ）は四句を造る。時分については決定しているが、異熟については決定していない業がある。順現法受〔業〕等の、異熟については決定していないところの業である。異熟については決定しているが、時分については〔決定して〕いない〔業〕がある。順不定受〔業〕の、異熟については決定しているところの業である。両方とも決定している〔業〕がある。順現法受〔業〕等の、異熟について決定しているところの〔業〕である。両方とも決定していない〔業〕がある。順不定受〔業〕の、異熟についても決定していないところの業である。彼等〔の説〕によればかの業は八種である。〔即ち〕順現法受〔業〕に定と不定とがあり、同じようにして、乃至、順不定受〔業〕までである。

**称友疏**

梵文三九二頁一六行

最初に〔異熟を〕引くのに随ってとは、まさしく現法において異熟を引くに由って、という意味である。その名を立てたのであるとは、「順現法受〔業〕」という、このような名を立てたのである、という意味である。

なぜならば、あり云云という中で、近くに果がある業の例喩は葵であり、遠くに果がある〔業〕の〔例喩〕は大麦・小麦等である。

譬喩師たちとは、経量部師たち（Sautrāntikāḥ）である。第一〔句〕と第二句とをこのように説明する

彼等〔の説〕によれば、業は八種である。〔即ち〕順現法受〔業〕に、異熟について定と不定とがあり、同じようにして、乃至、順不定受〔業〕までであるとは、順次生受〔業〕にも、異熟について定と不定とがあり、順後次受〔業〕にも亦、定と不定とがあり、順不定受〔業〕にも亦〔即ち〕現法等において〔その異熟を〕受けるべきことが決定していない[1]ところの〔業〕にも、定と不定とがあり、かくして八種である。

註(1)　梵文 yo は yaṃ と訂正する。シャーストリ本も同じ。

## 第二項　四業の差別

梵文二三〇頁二行
けれども順現法受〔業〕等は定〔業〕のみであり、第四として不定〔業〕がある、と〔人びとは〕説明する[1]。

一刹那に四種の業を引き起すようなことがあり得るか。あり得る。三において他の者をして加行を行ぜしめて、邪婬において自ら加行を行ずるときであって、それら〔の業〕が同時に究竟せる場合にである。

**称友疏**

梵文二九二頁二七行
四種の業を引き起すようなことがとは、順現法受等の四種の業を引き起すようなことが、という意味

である。どのようにしてであるか、というならば、曰く、殺生と偸盗と妄語との三において、他の者をして加行を行ぜしめて、邪婬において自ら〔即ち〕自分で加行を行ずるときであって、それらの業が同時に究竟せる場合に、一つは順現法受〔業〕であり、他は順次生受〔業〕であり、更に他は順後次受〔業〕であり、更に余は順不定受〔業〕である、というのである。

註(1)　以上の文章は前項の終りに置くべきものと思われるが、暫らく玄奘訳に従ってここに置いた。

### 第三項　三界・五趣の造業

梵文二三〇頁一四行
また次にこれら四業の中で

三〔業〕によって衆〔同分〕が引かれる。

何故なれば、順現法受業によって衆同分が引かれることはないからである。

何れの界において、或は何の趣において、幾種の業が引き起されるか。

すべてにおいて四〔業〕が引き起される。

三界のすべてにおいて、またすべての趣において、可能なるに応じて善と不善との四業が引き起される。これは総則であって、これには次のような例外がある。

地獄においては善（śubha）は三種である。（五一偈）

地獄においては善（kuśala）業は三種類が引き起されて、順現法受〔業〕が〔引き起されるということ〕はない。そこには可愛の異熟がないからである。

其れより離染せる堅なる愚者は
其処において順次生受〔業〕を造らない。

異生であって、而も堅なる者〔即ち〕不退法の者が、或る地から離染しているときは、この者は其〔地〕において〔果報を受けるであろうような〕順次生受〔業〕を造らないで、他の三種類[1]〔の業〕を造る。

梵文二三二頁一行
聖者は他の順受〔業〕も造らない。

〔聖者であって〕「堅なる者は」というように続くのである。〔異生の場合とは〕異なって、聖人が或る〔地〕から離染しており、そして退法の者でないときは、この者は其〔地〕において〔果報を受けるであろうような〕順次生受〔業〕と及び順後次受業とを造らない。何となれば、この者は再び下地に来生することは有り得ないからである。此〔の地〕に生まれた者が不定〔業〕と及び順現法受〔業〕とを造ることは有るだろう。

たとい不堅なる者でも
欲〔界〕或は有頂〔地〕においての〔順受業を造ら〕ない。（五二偈）

けれども欲界より〔或は〕有頂〔地〕より離染せる聖人は、たとい退法の者であっても、それら〔二地〕において〔果報を受けるであろうような〕順次生受業と順後次〔受業〕とを造ることは有り得ない。何故であるか。その理由は、彼は果より退せる者であるが、「果より退せる者には命終することはない」と後に至って弁ずるであろうからである。

**称友疏**

梵文三九二頁三二行

可能なるに応じて善と不善とのとは、不善〔業〕が有り得る処は欲界だけであって、それ以外の処ではない。すべての趣においてというこれは総則であって、

梵文三九三頁一行

これには次のような例外がある。

地獄においては善は三

種類であると。ただ三種のみである、というように限定するのである。地獄においては善業はただ三種類のみが引き起されて、四種類ではない。順現法受〔業〕を除いてである。ここなる地獄には可愛の異熟がないからである。善（śubha）という語は不善を除くためである。何となれば、地獄において不善（akuśala）〔業〕は四種類とも引き起されることが有り得るからである。

其れより離染せる堅なる愚者は

とは、「其〔地〕より離染せる（yato virakta）」が「其れより離染せる（yad-viraka）」である、という合成語である。堅なる者という語は、退法の者を除くためである。何となれば、彼〔退法の者〕にはその

地において〔果報を受けるであろうような〕順次生受業が有り得るからである。愚者という語は、聖者を遮止するためである。何となれば、聖者には彼〔地〕において〔果報を受けるであろうような〕順次生受〔業〕も順後次受〔業〕も有り得ないからである。不還なる者であるからである。

他の順受〔業〕も造らない[2]

とは、順後次受〔業〕も造らないし、また順次生受〔業〕も造らない、という意味である。そのことについての道理を示さんとして、「何となれば、この者は再び下地に来生することは有り得ないからである」と。〔即ち〕何となれば、この不退法の聖者は、離染せるところの其〔地〕より下なる（adhasti）〔即ち〕下の生存（adhastād-bhava）である地に来生することは、有り得ないからである。けれども退法の者は有り得る。例えば、有頂〔地よりの離染〕を獲た退法の聖者が、〔それより〕退して色界に生れると仮定したとき、其の者には順次生受〔業〕と順後次受〔業〕とも亦有り得る。『優陀夷（Udāyi-）経』に説かれているが如くである。不定〔業〕を造ることは有るだろうとは、不退法の聖者も亦順不定受〔業〕を造ることは有るだろう。また〔彼が〕生まれたところの其〔地〕において〔果報を受けるであろうような〕順現法受〔業〕を〔造ることも有るだろう〕。欲界より或は有頂〔地〕より離染せるという中で、欲〔界〕より離染せる者は不還の者であり、有頂より離染せる者は阿羅漢である。それら〔二地〕においてとは、欲界と有頂〔地〕とにおいて、である。後に至って弁ずるであろうとは、

果より退失せる者は命終しない[3]

云云と、である。

註(1) 梵文は「いかん。他〔の業〕を造る」(kimanyat karoti)となっているが、チベット訳及び漢訳を参照して梵文を trividham-anyat karoti と訂正した。但し漢訳には「種類」vidham に当る語がないから、trin anyat karoti とした方がもとの梵文に近いかも知れない。

(2) 荻原本は nāryo 'nya- となっているが、シャーストリ本のように nānya- と訂正する。

(3) 『倶舎論』賢聖品六〇偈a。

### 第四項　特に中有の造業について

梵文二三一頁九行

中有においても亦業を引き起すことがあるか。ある、というので〔答えて〕曰く

欲〔界〕においては中有は

二十二種〔の業〕を引き起す。

実に欲界繋の中有は二十二種の業を引き起す。どのようにしてであるか。蓋し、胎の分位は五である。羯剌藍と頗部曇と閉尸と鍵南と鉢羅奢佉との分位である。已生の分位も五である。嬰孩と童子と少年と中年と老年との分位である。その中で中有は、羯剌藍において〔その果報を〕受けるべき不定[1]と定との〔順受〕業を引き起し、乃至、老年において〔その果報を〕受けるべき〔順受業〕

と、及び中有において〔その果報を〕受けるべき〔順受業〕とを〔引き起す〕に至るまで同様である。

而して其〔業〕は現法を果とするものである。

而して彼のこれなる中有に属する業で、「十一種の定〔業〕」と説かれたところのものは、すべて順現法受〔業〕であると知るべきである。何故であるか。

その理由は、それは全く一の衆〔同分〕であるからである。（五三偈）

その理由は、これは全く一の衆同分であって、中有なるものと及び其〔中有〕につづく十の分位なるものとは、一の業によって引かれたものであるからである。それ故にこそ別に順中有受業は説かれていないのである。また、其〔中有〕は順次生受〔業〕によって引かれたものであるからである。

**称友疏**
梵文三九三頁二五行

及び中有において〔その果報を〕受けるべき〔順受業〕とを〔と〕は、いかなる〔業〕を、であるか。定と不定と〔の業〕をである、と〔言ったのである〕。「十一種の定〔業〕」と説かれたところのものは、すべて順現法受〔業〕であるとは、羯剌藍において〔その果報を〕受けるべく定められている〔定業〕、乃至、中有において〔その果報を〕受けるべく定められている〔定業〕である、と。及び其〔中有〕に

つづく十の分位なるものとはとは、中有を前きとする〔十の分位なるもの〕、という意味である。それ故にこそ別に順中有受業は説かれていないのであるとは、「業は四種である。〔即ち〕順現法受〔業〕と順次生受〔業〕と順後次受〔業〕と順不定受〔業〕とである」とあった此処に説かれていないのである。其の中有は順次生受〔業〕のみによって引かれたものであるからである。

註(1) チベット訳でも『称友疏』の引用でも、「定と不定との」となっている。

(2) 梵文『倶舎論』では「のみ」(eva)が「また」(ca)になっていたが、チベット訳『倶舎論』は「のみ」になっている。「のみ」ならば、引業はすべて順生業でなければならないことになる。玄奘が「順生等」と訳したのは、「のみ」ではない、ということを表わしたのであろう。

## 第五項　定受業の相

梵文二三一頁一〇行

次に定業はどのようなものであると知るべきであるか。

猛利なる煩悩と浄信とによって造られたものと、

恒に〔造られたもの〕と、

功徳田に向って〔造られたもの〕と、

及び両親を害するところの〔業〕は定〔業〕である。（五四偈）

実に猛利なる煩悩によって造られたところの業と、猛利なる浄信によって〔造られた〕ところの

〔業〕と、恒に〔造られた〕ところの〔業〕と、及び功徳田に向って〔造られたところの業〕とは、定〔業〕であると知るべきである。（梵文二三二頁一行）その中で功徳田は三宝である。或は、誰であろうとも勝果と〔勝〕定とを得している勝れた人である。実に其〔のような功徳田〕に向って〔造られたところ〕の善と不善との業は、たとい猛利なる煩悩と浄信とがなくても（antarenāpi tīvraklesāprasādānāṃ）、また恒に〔造られたもの〕ではなくても、定〔業〕となる。復た両親は母と父とである。そしてそれら〔二人〕をともに害するところの業は、どのようなものであっても、それは定〔業〕となるが、その他の〔業〕はそうではない。(1)

称友疏

「定と不定との業を」（梵文三九三頁三一行）と説かれたので、それ故に「次に定業はどのようなものであるか云云」（梵文三九四頁一行）と言うのである。勝果と〔勝〕定とを得しているという中で、見道の果を得している者と及び阿羅漢果を得している者とが、勝果を得している者であると認められる。「勝」という語は、無漏道によって得せられるべき果をそこに含めるためである。勝定を得している者は、滅尽〔定〕と無諍〔定〕と慈定とを獲せる者である。ここでも亦「勝」という語は、其〔無漏〕とは異なった世間の定を殊別せんがためである。どのようなものであってもとは、もし〔そうすることによって〕福徳があるという考えによるものであっても、瞋恚等によるものであっても、〔ということである〕。何となれば、たとい或るペルシャ人が〔そ

うすることによって」福徳があるという考えによって、母を殺し或は父を〔殺して〕も、其の不善の無間業は定〔業〕となる。その他の〔業〕はそうではないとは、凡そこれと反対のもの、〔即ち〕「弱い煩悩と浄信とによって造られた〔業〕云云」と〔言われる〕ところのものである。

註(1) 梵文 yatra をシャーストリ本のように、yat と訂正して読む。

### 第六項　順現法受業

梵文二三二頁五行

さて順現法受業はどのようなものであると知るべきであるか。

現法の果を有する業は

田と意欲（āśaya）とが殊勝であるに由る。

順現法受業は、或は田が殊勝であるに由って〔順現法受業と〕なる。例えば、僧伽(1)に対して、「〔汝等は〕女である」との言を以って話しかけたことに由って、性の表徴が転換したことが聞かれる如きである。或は意欲が殊勝であるに由って〔順現法受業と〕なる。例えば、〔一人の〕黄門(2)が諸の牡牛の去勢を救ったために、男性となれるが如きである。或はまた

その地より永久的に離染せるが故である。

〔即ち〕或は、か(3)の善或は不善の〔すでに造られた〕業に或る地が〔関って〕あるとき、其〔の

地〕より永久的に離染せるならば、その地に生まれた者にとって、その業は順現法受業となる。〔それは〕どのような業であるか、というならば〔答えて〕曰く、

実に異熟について定まっているところの〔業〕である。（五五偈）

〔それは〕実に異熟について定まっているところの業であって、これに反して〔果報を受ける時の〕分位について〔定まっているの〕ではない。また不定〔業〕でもない。これが其〔業〕についての定めである。これとは反対に、〔造業時の分位とは異なる〕他の分位において〔異熟を受けることが〕定まっているところの〔業〕は、その同じ〔分位〕においてその異熟があることが定まっている。其〔業〕を有する者には、永久的に離染することは有り得ないからである。また〔異熟を受けることが〕定まっていないところの〔業〕には、全く異熟はない。永久的に離染せるが故である。

**称友疏**

梵文三九四頁九行

僧伽に対して、「〔汝等は〕女である」との言を以って話しかけたことに由ってとは、〔次のように〕伝説する[4]、或る一人の比丘[5]が交際することから追放されて、僧伽に向って「汝等は女である」といって話しかけたので、彼には同じ現法において、男性の表徴が隠れて、女性の表徴が顕れた、と。そのような此〔業〕は、田が殊勝であるに由って順現法受〔業〕となったのである。意欲が殊勝であるに由ってとは、〔一人の〕黄門が、諸の牡牛の去勢が為されようとしているのを見て、「わたくしにも去勢の為

にこのような苦しみがある」と〔思っ〕て、猛利なる意欲を以って、それらの牡牛の去勢を救った。彼には同じ現法において、男根が顕われた。此〔業〕は、意欲が殊勝であるに由って順現法受業となったのである。

その地より永久的に離染せるが故である

とは、其の地より永久的に離染せるならば、かの順現法受でない業も順現法受〔業〕となる。例えば、不還と阿羅漢とが未だ離染していない分位において造った〔業〕の如きである。〔不還は〕再び下地に還来することはないからであり、また〔阿羅漢は〕取著無くして般涅槃せることの故である。これに反して〔果報を受ける〕分位について〔定まっているの〕ではないとは、〔果報を受ける〕現法等の分位については定まっていないが、しかし異熟については定まっているから、定まっていないのではない、そのような〔業〕だけが、順現法受となるのである。それ故にこそ「これとは反対に、他の分位において〔即ち〕現法等において、〔異熟を受けることが〕定まっているところの〔業〕は、その同じ他の分位において、その異熟があることが〔定まっている〕」と言ったのである。其〔業〕を有する者には、永久的に離染することは有り得ないからであるとは、このように、他の分位において異熟があることが定まっている其の業を有する人には、その地より離染することは有り得ないからである、という意味である。

註(1)　称友の疏に随って理解したが、玄奘は「聞下有二苾芻一於二僧衆中一作二女人一語一彼於二現世一転作中女人上」と訳し、真諦は「如二伝説一有二一比丘一於二大衆中一行二女人一言一故現身即転根成レ女。此伝有レ文」と訳す。『光記』も『宝疏』もこれについて何の解説も加えていないが、法宣師は「僧の中で女声を為して僧を欺きて、それが現世に女となる。これは僧衆の田の力強き故なり」と説明している。

(2)　荻原本の saṇghasya は、シャーストリ本に拠って saṇghasya と訂正する。

(3)　「かの（tasya）」は「或る（yasya）」の誤りではないかと思われる。

(4)(5)　梵文『倶舎論』にはこの語を欠くが、チベット訳と両漢訳にはある。註(1)参照。

## 第七項　順現法受業の対象

梵文二三二頁一六行

次に、必ず順現法受業となるところの業がその対象とする田はどのようなものであるか。〔答えて〕曰く、仏を上首とする比丘の僧伽であるが、しかし人としては五である。〔即ち〕

滅尽〔定〕と無諍〔定〕と慈〔定〕と
見〔道〕と阿羅漢果とより出でたる所のひとびと
それら〔のひとびと〕を利益し損害する〔業〕の果は
即時に享受せられる。（五六偈）

滅尽定より出でたる者は、勝れた心の寂静を獲る。定が涅槃に似ているからである。実に彼は涅

槃に至って〔涅槃〕より還来せる者の如くである。無諍〔定〕より出でたる者の個体〔心身の相続〕は、無量の有情に対して無諍に随順せる強い意欲によって随逐せられてあり、また最勝なる無量の福徳の熏習によって随逐せられてある。慈〔定〕より出でたる者の個体〔心身の相続〕は、無量なる有情の安楽〔を願う〕強い意欲によって随逐せられてあり、また最勝なる無量の福徳の熏習によって随逐せられてある。見道より出でたる者の個体〔心身の相続〕は、見所断〔の煩悩〕を残りなく断じているから、新らしい依身が転ずることによって無垢である。阿羅漢果より出でたる者の個体〔心身の相続〕は、修所断〔の煩悩〕を残りなく断じているから、新らしい依身が転ずることによって清浄である。それ故に、これら〔の人々〕に対して為された利益と損害と〔の業〕の果は、（梵文二三三頁一行）必ず現法においてのみ得せられる。けれどもそれ以外の修道は自性と果とが円満ではないことの故に、其れより出でたる者の個体〔心身の相続〕は、彼〔阿羅漢果の場合〕のように新らしい依身が転じ清浄なる意欲あるものではない。だから彼等は彼〔阿羅漢果の場合〕のようには福田でない。

**称友疏**

（梵文二九四頁二六行）〔先きに〕「田が殊勝であるに由って」と説かれたので、それ故に「次に田はどのようなものであるか」と問うのである。無諍〔定〕より出でたる者の云云とは、無量の有情に対して無諍に随順せる意欲〔即ち〕意向があって、其〔の意向〕によって〔個体即ち心身の相続が〕随逐せられてあり、また最勝なる

〔即ち〕鋭い、無量の福徳による(1)熏習によって個体〔心身の相続〕が随逐せられてある。無諍は後に至って……

## (2)無諍と願智と

とある、その場所で説くであろう。慈〔定〕より出でたる者の云云とは、無量の有情に対して「安楽が生ぜよ」（梵文三九五頁一行）という強い意欲をおこす、其〔の強い意欲〕によって〔個体即ち心身の相続が〕随逐せられてある。「最勝なる」とあるすべては、前の如くである。新らしい依身が転ずることによって無垢であるという中で、新らしいとは、最も新らしい、である。〔見道より〕出でて間もないからである。新らしい依身が〔即ち〕身体が転ずることに由って、個体〔心身の相続〕が無垢である。これらの人々に対して為された利益と損害と、〔即ち〕饒益と損害と、〔即ち〕善と不善と〔の業〕の果は、現法においてのみ〔即ち〕今生においてのみ、得せられる、といって、〔偈の〕「即時に」の意味を示すのである。〔文字通りの即時ではないが〕即時に等しいからである。けれどもそれ以外は云云という中で、それ以外の修道とは、一来と不還との果を得する〔無間道と解脱道と〕である。其〔道〕には円満ではない自性或は果があるから、自性と果とが円満ではないのである。そのこと（bhāva）〔が自性と果とが円満ではないこと〕であって〕、その〔ことの〕故にというのが、自性と果とが円満ではないことの故に、である。それでは、其が円満なる自性そのものを有していること、及び円満なる果そのものを有していること、とは

どのようなことであるか。円満なる自性そのものとは、無学果（aśaikṣatva）である。何となれば、その道はそれによって阿羅漢性が得せられるところのものであって、〔それは〕無学(3)を自性としているからである。円満なる果そのものも亦、阿羅漢性を得することである。何となれば、その、果に至る道は、〔預流・一来・不還の〕三果によって得られた成果であるからである。或はまた、自性と果とが円満であるとは、尽智に包摂せられた道である。円満なる自性は無学道であるからである。円満なる果は残りなき果であるからである。其れより出でたる者のとは、それ以外の修道より出でたる者の、である。それより出でたる彼等は、かの阿羅漢性より出でたる者の場合のようには福田でない。まして、世間道より出でたる者はなおさらである。蓋し、この差別は、修所断の諸煩悩を断ずるについて、残余があるか残余がないかという点から説かれたものである、と解すべきである。

註(1) 梵文は paribhāvanānugatā であるが、荻原本はチベット訳によってこれを paribhāvitā 'nugatā（によって熏習せられ随逐せられてある）と訂正した。しかしチベット訳は必ずしもそのように解すべきではないと思われるので、訂正しないままにして訳した。シャーストリ本も訂正していない。

(2) 『倶舎論』智品三五偈 a。

(3) チベット訳には「有学」とある。おそらく、阿羅漢性即ち阿羅漢果を得するに無間道と解脱道とがあり、無間道は有学であって阿羅漢向に包摂せられるが、解脱道は無学であって阿羅漢果に包摂せられるからであろう。

## 第五節　心受業と身受業

次に異熟において主要なるものは受である。今や、そのことが思察せられる。業の異熟として、心受のみが異熟して身〔受〕ではないような〔業〕があるであろうか、〔また業の異熟として〕身〔受〕のみが〔異熟〕して心〔受〕ではないような〔業〕があるであろうか、というならば〔答えて〕曰く、あるであろう。（梵文二三三頁四行）

無尋の善業の異熟は
心受のみであると
考えられている。

無尋の業は、中間静慮から始めて有頂に至るまでにおいてある。その無尋の善業の異熟は心受のみである。何故に身〔受〕ではないのか。其〔身受〕は必ず有尋・有伺であるからである。

けれども不善（aśubha）〔業〕の〔異熟〕は
身〔受〕のみである。（五七偈）

不善（akuśala）業の異熟は身受のみである。何故に心〔受〕ではないのか。その理由は、其〔不

善業〕の異熟は苦受であるが、心の苦受は憂〔受〕であり、そして憂〔受〕は異熟ではない、というこのことは已に註釈せられているからである。

**称友疏**
（梵文三九五頁一八行）

其〔身受〕は必ず有尋・有伺であるからであるとは、

五識界は定んで(1)（hi）有尋伺である、

というように定められているからである。また尋と伺とは中間静慮等の自性ではないから、そして無尋の業に有尋伺なる下地に属する異熟があることは、理に応じないからである。その理由は、其〔不善業〕の異熟は苦受であるが云云とは、其の不善〔業〕の異熟は苦受であると認められる。其〔不善業〕は不可愛の果を有するからである。心の苦受は憂〔受〕であって、それ以外ではない。そして憂〔受〕は異熟ではない、というこのことは已に註釈せられているとは、根の説示〔根品〕において

(2)命は異熟である。
終りの八と
及び憂とを除いて
十二は二種である、

と〔註釈せられている〕。

註(1)『倶舎論』界品三二偈ａｂ。
(2)『倶舎論』根品一〇偈ａｂｃ。

## 第六節　心狂業

梵文二三三頁一三行
もし爾らば、諸の有情に心狂があるとき、其〔心狂〕はいかなる心において、或はいかなる理由によってあるか。

心狂は意の心においてある。

意識においてある、という意味である。何となれば、〔五識身は〕無分別であるから、五識身においては心は狂わないのである。

また其は業の異熟より生じたものである。

また、そのような此の心狂は、諸の有情の業より生じたものである。何となれば、もし或るひとびとがあって、〔薬〕物や呪術を用いて他のひとびとの心を狂わせ、或は無理矢理に毒や酒を飲ませ、或は狩猟等において〔野獣を〕威嚇し、森に火を放ち、或は深坑を造って落とし、或はその他何等か〔の方法〕によって、他のひとびとを失念させるならば、そのようなひとびとの心は、その業の異熟として未来において狂う。

及び恐怖と危害と
不調和と愁いとに由る。

まず恐怖に由るとは、どのようにしてであるか。非人等が醜悪な容貌をして諸人に近づく。彼等〔非人等〕に対して恐怖を抱ける人びとの心は狂う。危害に由るとは、どのようにしてであるか。同じ諸の非人が怒って諸人の末摩（梵文二三四頁一行）に打撃を加える〔場合である。〕大種の不調和に由るとは、どのようにしてであるか。息風と胆汁と痰液とが乖違に陥る〔場合である。〕愁いに由るとは、どのようにしてであるか。例えば、婆私（Vāsiṣṭhī）等におけるが如くである。もし意識[1]が狂い[2]、そして心狂は業の異熟より生じたものであるならば、どうして心受が異熟とはならないのか。その理由は、〔我々は〕その心[3]そのものが異熟であるとは言わない。そうではなくて、諸大種の乖違があるとき其〔諸大種の乖違〕が異熟であって、〔心狂の心は〕其〔乖違〕から生じたものであるから、それ故に異熟より生じたものである。何となれば、業より生じた界が不調和なるに由って、心が混雑し自在力を有せず失念するに至るから、「〔心〕狂」と言われる。このようにしてまた次の如き四句が理に応ずる。〔即ち〕心が狂ってはいるが乱れてはいないものがある云云と。まず狂ってはいるが乱[4]れてはいない〔心〕は、心狂者の不染汚心[5][6]である。乱れてはいるが狂ってはいない〔心〕は、心が健全な状態にある者の染汚〔心〕である。〔狂っていると乱れているとの〕両方にわたる〔心〕は、

心狂者の染汚〔心〕である。どちらでもない〔心〕は、心が健全な状態にある者の不染汚〔心〕である。

次に何れの諸の有情の心が狂うか。

倶盧を除いて欲ある者たちの〔心〕である。（五八偈）

倶盧を除いた、欲ある者たちの〔心〕である。何となれば、諸天の中にあってさえ狂乱せる諸天がいる。まして諸の人間・畜生・鬼においてはなおさらである。けれども諸の地獄〔の有情〕は常に心が狂ってのみいる。何となれば、彼等は幾千の種々なる苦具によって末摩が砕かれ、猛利なる諸の受によって逼(せ)められて、何はともあれ、自分をさえ自覚していない。まして為すべきこと或は為すべきでないことを〔自覚しているわけでは全くない〕。そしてこのことについては、「嘆嗟心(7)(hācitta)」という悲しみの地獄が例証とせられるべきである。

諸の聖者の心も亦、仏を除いて、諸〔大〕種の不調和によっては狂う。業によってではない。定〔業〕は以前に異熟しているから、〔また〕不定〔業〕は異熟しないからである。恐怖によってでもない。五つの恐怖を超えているからである。危害によってでもない。非人を激怒〔の上加害〕させる因である憎悪を為さないからである。愁いによってでもない。法性を証知しているからである。

**称友疏**

「憂は異熟ではない」（梵文三九五頁二七行）というこのことを認めないで、「もし爾らば云云」と言ったのである。〔即ち〕も

し憂が異熟でないならば、もし爾らば、諸の有情に心狂があるとき、其〔心狂〕はいかなる心において、或はいかなる理由によってあるか、というのである。其〔処に言われていること〕の趣旨は次の如きものである。「心狂は五識身においてはない。それら〔五識身〕は無分別であるからである。そして其〔心狂〕は不善を因[8]とするものである。不可愛であるからである。だからそれ故に、憂は異熟でなくてはならない」と。無分別であるからとは、五識身は計度と随念との分別が無分別であるから、（梵文三九六頁一行）そして心狂は真実でない分別を特徴とするから、〔心狂は五識身においてはないのである。〕或は森に火を放ちという中で、森とは草等の茂みのある特殊な場所である。或はその他何等か〔の方法〕によってとは、不可愛の受等によってである。婆私（Vāsiṣṭhī）等におけるとは、〔経に曰く〕「世[9]尊は弥絺羅城に属する（Mithilikā）弥絺羅のマンゴー林に住し給うた。ところがその時、婆私（Vasiṣṭha）と同姓なる婆羅門の女の六児が死んだ。彼女はそれら〔六児〕の死に由って、裸体となり昏迷して心が狂乱し、あちらこちらを彷徨しつつ、弥絺羅のマンゴー林の方へ近づいていった。ところがその時、世尊は数百の比丘衆の前に坐って、説法しておられた。婆私と同姓なる婆羅門の女は世尊を遠方から見た。見たけれども頗る羞恥している様子で、蹲坐して住した。そして〔正〕念を獲た。世尊は婆私と同姓なる婆羅門の女を遠方から見た。見てから次に尊者阿難に呼びかけられた。『阿難よ、婆私と同姓なる婆羅門の女に上衣を贈与せよ。〔我れは〕この〔女の〕ために法を説こう』と。尊者阿難は、婆私と同姓なる婆羅門の女のため

に上衣を与えた。そこで婆私と同姓なる婆羅門の女は上衣を着て、世尊の方へ近づいていった。近づいていって、世尊の両足に頭をつけて礼拝して、傍らに坐った。傍らに坐った婆私と同姓なる婆羅門の女を、〔世尊は〕法の話をもって教示し鼓舞し熱狂させ欣喜させ給う、云云」。本文の冗長なるを恐れて、経の全文を記るさない。其〔経〕に〔説かれて〕ある意味は次の如くである。「世尊は彼女のために布施の話等をなしてから、四聖諦を説き給うた。乃至、彼女は預流果に到達した。そして〔預流果に〕到達してから、世尊のもとから立ち去った。後時に至って彼女の第七番目の児が死んだ。彼女はその死によっても愁えない。〔彼女が〕愁えないでいるとき、その夫は彼女に言った。『お前は以前には児の死によって苦悩した。今は苦悩していない。彼等児等はお前によって食われたことに間違いはない。それだのに〔お前は〕苦悩しない』と。彼女は彼に答えた。

『婆羅門よ、千の子と孫と、百の近親と大衆とが
長き世に私によって食われた。あなたによって〔食われたの〕と同じように。
それぞれの生において互いに食われつつある〔その〕
千の子と孫との全量は知られない。
世間における生と死との出離を知れば、
誰が再び愁い悩み悲しむであろうか。

仏陀の教説が説かれたとき、その私は
生と死との出離を知ったので、愁えず悩まない。』

云云」と。どうして心受が異熟とはならないのか〔とは〕、「かの不善業の〔異熟〕」というのが言〔外〕の余〔意〕である。諸大種の乖違が異熟であるとは、異熟すること（vipakti）が異熟（vipāka）であって、心は其〔のような異熟〕から生じたものであるから、それ故に異熟より生じたものである。それ故にこそまた彼〔心狂〕は「業の異熟より生じたもの」と説かれたのである。これに反して、「また彼〔心狂〕は業より生じたもの」とは説かれなかったのである。このようにしてまた次の如き云云とは、「業より生じた界が」乃至「心が〔混雑し自在力を有せず〕失念するに至る」が故に、それ故次の如き四句が理に応ずる、というのである。ここおける例証[10]は、〔狂っていると乱れているとの〕両方にわたる〔心〕は、心狂者の染汚心である、ということだけである。何となれば、染汚心が異熟であるということは理に応じないからである。

異熟[11]は無記法である

と説かれているからである。逼められ〔と〕は、逼悩せられ、である。そして、地獄の諸の〔有情〕は心が狂っているという、ここなるこのことについては、「嘆嗟心」という悲しみの地獄が例証とせられるべきである。仏を除いてとは、仏は大福徳の資糧の故に、諸〔大〕種の不調和によってすらそのように心

（梵文三九七頁一行）

が狂うことはない。業によってではないというのは、〔業によって〕どのようで〔ないというので〕あるか。諸の聖者の心は狂うことは(12)〔ないというの〕である。諸〔大〕種の不調和だけを除く。何故であるか、というならば、曰く、定業は以前に〔即ち〕異生の分位において、すでに異熟しているから、〔また〕不定〔業〕は聖者の分位においては異熟しないからである。またそれ故にこそ「此〔業〕は不定である」と言われるのである。五つの恐怖を超えているからであるという中で、五つの恐怖は〔生活できないことを恐れる〕不活畏（ājīvikā-bhaya）と、悪名畏（aśloka-）と、怯衆畏（pariṣac-chāradya）と、死畏（maraṇa-）と、及び悪趣畏（durgati-）とである。その中で悪名畏は不名誉の畏れであり、怯衆畏は集会において畏縮することである。憎悪をとは、憎悪すべき業を、である。法性を証知しているからであるとは、一切の有漏は苦である、一切の諸行は無常である、一切の諸法は無我であると、法の自性を証知しているからである。

註(1)　平川索引の如く「識」を補う。

(2)　梵文は viksipyate であるが、チベット訳には vi- がない。いまチベット訳による。

(3)　平川索引の如く citta を cittaṁ と訂正する。

(4)　平川索引の如く vi- を補う。

(5)　梵文は viksipta- であるが、チベット訳には vi- がない。いまチベット訳による。

(6)　染汚の等持が心乱である。『倶舎論』四（大・二九・一九c）、梵文プラダン本五六頁一五行参照。

(7) 嗢嗟（hā-）をチベット訳が kyi hud と訳しているところから見ると、この地獄は、八寒地獄の一である臙臙婆（Hahava）地獄または虎虎婆（Huhuva）地獄を指すのかも知れない。翻訳名義大集は kyi hud zer ba を Hahava に当て、『倶舎論』世間品で八寒地獄の名を連ねるところでは Huhuva に当てているからである。

(8) 荻原本に -ketuko とあるのは、-hetuko の誤りである。

(9) 『長老尼偈』一三三―八の註、『婆沙論』八三、一二六参照。

(10) 四句が説かれているが、ここでは、「心狂者の心は常に無記無記のみではなくて、無記無記心以外の心を起す場合もある、だから心狂そのものが業の異熟ではない」ということを言うのがその趣旨である。ちなみに、異熟は無記無記であり、染汚は不善と有記無記とを含む。従って不染汚の中には無記無記も含まれている。なお染汚の等持を心乱と言うが、等持は大地法の随一であるから、いかなる心とも相応する。

(11) 『倶舎論』根品五七偈 a。

(12) 荻原本はここに否定語 na を挿入しているが、ない方がよい。

## 第七節　曲・穢・濁の三業

梵文二三四頁一七行

次に経中に三の曲（vaṅka）が説かれている。身の曲と語の曲と意の曲とである。三の穢（doṣa）は身の穢と語の穢と意の穢とである。三の濁（kaṣāya）は身の濁と語の濁と意の濁とである、以上。その中で

曲・穢・濁と説かれたのは

順序に随ってそれぞれ

諂（śāṭhya）と瞋（dveṣa）とより生じたもの・

貪（rāga）より生じたものについてである、

と知らなくてはならぬ。諂より生じた身業が身の曲であると説かれている。諂曲（kuṭila）の類であるからである。語と意との曲も同様である。瞋より生じた身業が身の穢であると説かれている。心の瞋（いか）りの類であるからである。語と意との穢も同様である。貪より生じた身業が身の濁であると説かれている。貪りの類であるからである。語と意との濁も同様である。

**称友疏**

（梵文三九七頁一八行）

諂曲の類であるからであるとは、諂曲を因とするからである。何となれば〔諂曲を因として〕(1)諂曲なる状態が成ぜられるであろうからである（sādhyaṃ hi kauṭilyam）。貪りの類であるからであるとは、あたかも濁りが染色(2)を因とするが如く、〔これも〕亦同様であるから、それ故にそのことと性質が等しいが故に、このように説かれたのである。

註(1)　荻原本脚註に示すが如く、チベット訳は、この一文全体に相当するところが「諂曲（kuṭila）が因である」と読まれる。

(2)　「貪り」も「染色」も同じ raṃjana の訳であるが、チベット訳が chags pa; tshon rtsi の二語を以て訳しているのに拠った。

# 第八節　黒等の四業

## 第一項　黒白の四業

梵文二三四頁二四行
次に黒・白等の区別によっては
業は四種である。（五九偈）

梵文二三五頁一行
黒なる業で黒なる異熟を有するものもあり、白なる業で白なる異熟を有するものもあり、黒白なる業で黒白なる異熟を有するものもあり、非黒非白なる業で無異熟であり、業の滅尽に役立つところの業もある、と。その中で、

不善（aśubha）なる〔業〕と及び色と欲との界繋なる、
善なる〔業〕とが、まさしく順序に随って、
黒なる〔業〕と白なる〔業〕と両方の業であり、
其〔れ等の業〕を滅尽する為の無漏〔の業〕とである。（六〇偈）

不善の業は例外なしに黒〔業〕である。染汚であるからである。また黒なる異熟を有する。適意でない異熟を有するからである。色界繋の善〔業〕は例外なしに白〔業〕である。不善の混入する

ことがないからである。また白なる異熟を有する。適意なる異熟を有するからである。

何故に無色界繫〔の善業〕が説かれないのか、〔と言えば、次のように〕伝説する、「もし中有に属すると生有に属するとの二種の異熟がある場合で、そして身・語・意の三種の業の生起があるそのような場合に限って、説かれたのである」と。けれども他の経には其〔無色界繫の善業〕も亦説かれている。

欲界繫の善業は黒白である。不善が雑っているからである。〔また〕黒白の異熟を有するものである。〔適意でない〕異熟が雑っているからである。これは個体〔心身の相続〕について立てられたのであって、自性についてではない。何となれば、一つの業或は〔一つの〕異熟があって、それは黒でもあり又白でもあるというような、そのような種類に属するものは存在しないからである。相互に矛盾するが故である。〔問うて曰く〕豈また、不善の業についても亦、同じように善が雑っておれば、黒白であるということになるではないか。〔答えて曰く〕不善は必ずしも善と雑るとは限らない。欲界においては其〔不善〕が強力であるが故である。これに反して、善は〔不善と〕雑る。力が弱いからである、と。

無漏の業は、これら三業を滅尽する為に〔即ち〕断ずる為に役立つ。其〔無漏の業〕は、実に非黒である、不染汚であるからである。〔また〕非白である、異熟が白であるということは無いから

である。この非白の語は実に密意の説である。けれども、『大空性〔経〕』の中には無学法に就いて「阿難陀よ、このようなそれらの諸法は例外なしに白[1]であり、例外なしに無罪である」と世尊によって説かれている。また論の中には「白なる諸法とは何であるか。善なる諸法と及び無覆無記なる諸〔法〕とである、」と〔説かれている〕。〔無漏の業は〕無異熟である。〔三〕界に堕せざるものであるから、また流転と矛盾するからである。

**称友疏**

梵文三九七頁二行

欲との界繋なる〔業〕と

という此〔の語〕によって、善〔業〕の区別がなされて、不善〔業〕の〔区別がなされるの〕ではない。彼〔不善業〕は必ず欲界繋であるからである。何故に無色界繋〔の善業〕が説かれないのかとは、それも亦不善が混入しないから〔説かれてもよいではないか、というの〕である。〔混入しないとは〕雑らない、という意味である。〔次のように〕伝説する、もし云云という中で、「伝説する」という語は他の者の意見であることを示す。〔次のように〕伝説する、「もし中有に属する〔即ち〕中有に於てある異熟と、同様に生有に属する〔異熟〕もあって、そして身・語・意の三種の業の異熟があるとき——静慮律儀に含まれる身・語業は第二静慮等においても実有であるから——そのような場合に限って『白なる〔業〕で白なる異熟を有するもの』と説かれたのである。」けれども他の経には其〔無色界繋の善業〕も亦説か

れているとは、無色界繋なるそれも亦「白なる業で白なる異熟を有するものもある。例えば初静慮においてであり、同様に乃至、有頂においてである」と〔説かれている〕。これによって自分の意向(4)を「伝説する」という語と関連させて示すのである。これは個体〔心身の相続〕について立てられたとは、一の個体〔心身の相続〕において善と不善とが現行するから、善が不善と雑る。相互に矛盾するが故であるとは、善は不善と矛盾し、また不善は善と〔矛盾する〕から、二種の体性(5)のあること(dvirūpatā)は理に応じない。梵文三九八頁一行

不善は必ずしも善と雑るとは限らない云云とは、雑るけれども、必ずとは限らない。その理由は、欲界においては対治〔道〕であるところの三昧が存在しないが故に、不善が強力であるからである。また同じ理由で善は力が弱い。例えば、欲界においては邪見によって善根が断ずることはあるけれども、正見によって邪見が断ずることはない。

この非白の語は実に密意の説であるとは、異熟が白であるということは無いから非白なのであって、〔業そのものが〕全く白ではないというのではない、という意味である。更にまた、白であると説かれたところのものではないから、非白である。『大空性〔経〕』の中にはとは、『大空性義経』の中には、である。及び無覆無記なる諸〔法〕も白である。不染汚であるからである。無異熟である、〔三〕界に堕せざるものであるからとは、無漏の諸法は〔三〕界に堕せるものではない。そして異熟は〔三〕界に堕せるも

のであるから、それ故に無漏の業は無異熟である。何故であるかといえば、「流転と矛盾するからである」と言ったのである。何となれば、無漏の業は〔三〕界に堕せる諸法の流転と矛盾していて、生ぜしめないから、無異熟である。

註(1) 梵文は kuśala（善）であるが、漢訳二本及びチベット訳に拠って、異本の śukla（白）を採る。

(2) 初静慮には身・語の表業があるから、身・語の無表業もある。第二静慮以上には尋・伺がないので、身語の表業はないが、しかし身・語の無表業はあるというのである。『倶舎論』一三（大・二九・七〇c）参照。

(3) 有頂は非想非々想処で無色界の最上位である。

(4) チベット訳に随って、yena は svābhiprāya を受けるものと見て訳した。

(5) 「体性」（rūpatā）という訳は、チベット訳 ño bo ñid による。

### 第二項　無漏業と黒等三業との関係

次に、（梵文二三五頁二〇行）すべての無漏の業はこの三種の業のすべてを滅尽するために役立つか。〔答えて〕曰く、「そうではない」と。それでは、どのようであるか。

（梵文二三六頁一行）諸の法〔智〕忍と、及び

〔欲界の〕染を離れる八の無間道との、

十二種の意思はすべて

黒〔業〕(kṛṣṇa-)[1]を滅尽するための業である。（六一偈）

見道の四の法智忍と、及び欲〔界〕の染を離れる八の無間道とにおける意思、このようなこの十二種の意思は、黒業を断ずるための業である。

第九の意思は、兼ねて黒白〔業〕を滅尽するためのものでもある。

欲〔界〕の染を離れる第九の無間道におけるその意思は、黒白〔業〕〔即ち欲界の〕善業と、及び〔欲界〕第九品の黒〔業〕〔即ち〕不善〔業〕を断ずるための〔業〕である。

静慮の染を離れるときの最後の無間道所生〔の意思〕は白〔業〕を〔断ずる〕。（六二偈）

〔四〕静慮の一一の染を離れることを行じつつある者に、最後の第九無間道が〔起って〕あるとき、其〔無間道〕においてあるところのこの四種の意思は、白業の断のために〔役立つ〕。それでは、どういうわけで最後の無間道のみによって善業が断ぜられて、他〔の無間道〕によってではないのか。その理由は、彼〔善業〕については自性断はないからである。已に断ぜられた〔善業〕でも、現行するからである。もしそのようであるならば、どのようにして〔断ぜられる〕か。其〔善業〕を縁ずる煩悩が断ずることに由ってである。それ故に、其〔善業〕を縁ずる煩悩の一品でも残っている限り、

その限り、此〔善業〕の断があるということは適当ではない。

**称友疏**

(2)梵文三九八頁一四行

業を滅尽するための業である

という中で、「業」という語が二回〔使われて〕あるのは、〔先きに黒等の四業を列挙するとき、第四番目に非黒非白の〕「業がある」と示されたところのその業が現に有るとき、〔即ち〕現に存在するとき、〔即ち〕自性が失われていないとき、「業を滅尽するために役立つ」と、この第四の業を明示する為である。或はまたこれは重複(3)の叙述である。それぞれの業を滅尽するために役立つ、という意味である。四の云云という中で、「法〔智〕忍」という語と、及び「欲〔界〕の染を離れる無間道」という語とは、〔これらはすべて〕欲界繋の黒業を断ずる道であるからである。此処では無漏道のみが関説せられているのであるから、世間(4)の無間道は、たとい其〔のような黒業〕を断ずるものではあっても、〔此処には〕含まれない。

静慮の染を離れるときのは、白〔業〕を〔断ずる〕

とは、ただ善〔業〕のみを〔断ずる〕というように限定せられる。其処〔なる色界〕においては黒〔業〕がないからである。染汚〔ここでは有覆無記〕の行を断ずるのは八〔の無間道〕による。けれども第九〔の無間道〕によっては併せて善〔業〕も〔断ぜられる〕。その理由は、彼〔善業〕については自性断は

ないからであるとは、得が断絶することによる断〔はないから〕である。已に断ぜられた善〔業〕でも現行するからである。其〔善業〕を縁ずる煩悩が断ずることに由ってであるとは、其〔善業〕を縁ずる煩悩が断ずることに由って、其の善〔業〕の断がある。そして其〔善業〕を縁ずる煩悩の断は、其〔善業〕を縁ずる第九品の煩悩の断があるときに有るから、第九無間道の意思のみが黒と白と〔両方ともに〕滅尽するためのものである。その理由は、そのとき〔即ち〕第九品の煩悩の得が断絶せるとき、離繫得が生ずるからである。〔即ち〕かの黒と白との業の〔離繫得〕と、及び他の無覆無記なる有漏法の離繫得も亦生ずる、というように〔人々は〕説明する。このように、四静慮の染を離れる場合のすべてにおいて説かれなくてはならぬ。

註(1)　『称友疏』に引用せられているものは「業（karma-）を」となっている。

(2)　『倶舎論』の原本では「黒〔業〕を……」となっている。なおここの文章は karma-karma-kṣayāya とあるが、karma karma-kṣayāya と訂正した。けれどもチベット訳は las dan las zad par byed pa yin と訳している。註(3)参照。

(3)　この解釈は梵文を karma-karma-kṣayāya と見て、これを karmaṇaḥ karmaṇaḥ kṣayāya saṁvartate と解釈したのである。

(4)　超越証の者が、見道以前に、有漏の六行観をもって、欲界修惑の一分を断ずることを指す。

## 第三項　黒等の四業に関する異説

梵文二三六頁一四行

他の人びとは、地獄〔の果報〕を受けるべき〔業〕と、

他の欲〔界の果報〕を受けるべき〔業〕とは、二であると知る。

ところが他の軌範師たちは「地獄〔の果報〕を受けるべき〔業〕と、及び地獄以外の欲界〔の果報〕を受けるべき業は、順序に随って黒と及び黒白とである」と見る。その理由は、地獄においては唯だ不善業の異熟のみがある。それに由って、其〔地獄の果報〕を受けるべき〔業〕は黒であると言われる。其〔地獄〕以外の欲界においては、善と不善との業の異熟がある。それに由って、其〔地獄以外の欲界の果報〕を受けるべき〔業〕は、黒白であると説かれたのである。

他の人びとは、見所断〔の業〕は黒である〔と言う〕。

ところが他の人びとは曰く、「見所断の業は黒である、善が混入することがないからである」と。

これに対して欲より生じた他〔の業〕は黒白である。（六三偈）

これに対して、欲界繫の他の業は黒白である。其のような他〔の業〕とは何であるか。修所断〔の業〕である。何となれば、其〔のような業〕は善もあり不善もあるからである、と。

**称友疏**

梵文三九八頁三行

それに由って、其〔地獄の果報〕を受けるべき〔業〕はとは、それに由って、〔即ち〕地獄趣が決定的であるという因によって、其〔地獄の果報〕を受けるべき〔業〕は、〔即ち〕梵文三九九頁一行地獄〔の果報〕を受けるべき〔業〕は、という意味である。其〔地獄〕以外の云云とは、其の地獄趣以外の欲界においては、

〔即ち〕人等の趣においては、不善と及び善との業の異熟がある。それに由って、〔即ち地獄趣以外の〕趣が決定的であるという因によって、其〔地獄〕以外の欲界〔の果報〕を受けるべき〔業〕は、〔不善と善との〕両方を共に区別しないで雑ぜて、黒白であると説かれたのである。これに反して、善〔業〕も亦黒白であり、不善〔業〕も亦同様であると、このように理解してはならない。

善が混入することがないからであるとは、何となれば、見所断の善はないからである。

不染汚(1)は見所断ではない、

というように決定せられているが故である。これに対して難じて曰く「欲界繋の見所断〔の業〕は黒である」

というように殊別の語が説かれなくてはならない、と。何となれば、もしそのようでないならば、色〔界繋〕・無色界繋の見所断〔の業〕にも亦、黒なる異熟があると説くことの過失に堕するからである、と。〔答えて曰く〕〔そのように〕説くべきではない。

これに対して欲より生じた他〔の業〕は黒白である、

とある「欲より生じた」という此〔語〕が、「欲より生じた見所断は黒である、欲より生じた他のものは黒白である」というように両方を区別するからである。何となれば、其〔のような業〕は云云とは、何となれば、其の欲界繋の修所断〔の業〕は、善も不善も有り得るからである。それを雑ぜて、両方と

もに黒白であると説かれたのである。之に反して、一一〔が黒白であるというの〕ではない。

註(1)『倶舎論』界品四〇偈c。

## 第九節　三牟尼

梵文二三六頁二二行
経中に牟尼（mauneya）は三である、〔即ち〕身牟尼と語牟尼と意牟尼とである、と説かれている。その中で

梵文二三七頁一行
無学の身・語業と
及び意そのものとが
順序に随って三牟尼（mauna）である。

無学の身・語業が身・語牟尼（mauneya）である。けれども〔意牟尼の場合は〕、無学の意そのものが意牟尼であって、意業が〔意牟尼なの〕ではない、と。何故であるか。その理由は、勝義の牟尼は心であるからである。伝え説く「其〔心〕は身・語業によって比知せられる」と。更にまた身・語〔の無表〕業は遠離（virati）を自性[1]とするものであるが、意業はそうではない。心には無表がないからである。そして遠離（virama）の意味に由って牟尼（mauna）がある。それ故に意のみが遠離せ

るもので、牟尼（mauna）と言われる。何故に、無学のみが〔牟尼〕であって、他はそうではないのか。阿羅漢は勝義の牟尼であるからである。一切の煩悩の言説(2)が止息しているが故である。

**称友疏**
（梵文三九九頁一八行）

牟尼（mauneya）は三であるとは、牟尼（muni）であること或は牟尼（muni）の業が牟尼（mauneya）である。猿（kāpeya）（＜kapi）の如くである。

三牟尼（mauna-traya）

とは、牟尼（muni）に属する或るものが牟尼（mauna）である。無学の云云とは、無表を自性とする無学の身業が、身牟尼（kāya-mauna）であり、語牟尼も同様である。それでは何故に無表のみが〔ここに〕含まれて、之に反して表も〔含まれるということは〕ないのか。表は有漏であるから、無学たり得ないが故である。意そのものが意牟尼（-mauna）であるとは、〔この場合は牟尼（muni）という語の〕もとの意味のままで〔au という〕複重母音（vṛddhi）を用いる、という規則に由ったのである。その理由は、勝義の牟尼は心であるからであるとは、〔後に至って〕「一切の煩悩の言説が止息しているからである」と、〔その〕因由が説かれるであろう。伝え説く「其〔心〕は無学の身・語業によって『無学である』と比知せられる」。どのようにして、如来が比知せられるであろうか。「寂静なる身業によって、寂静なる語業によって」と経中に説かれているからである。軌範師〔世親〕は「伝え説く（kila）」という語によ

って、毘婆沙師の意見を明示してから、「更にまた云云」と自分の意見を説いたのである。心には無表がないからであるとは、心には無表がないから、それ故に意業は遠離を自性とするものではない。そして遠離（virama）の意味によって牟尼（mauna）があるという中で、遠離（virama）とは遠離（virati）である。すべての不善を遠離する（virama）意味に由って牟尼（mauna）がある、という趣旨である。それ故に意のみがすべての不善を遠離せるもので、牟尼（mauna）と言われる。一切の煩悩の言説が止息しているが故であるという中で、諸煩悩は如実ならざる所縁に対して言説を為すから、言説と言われる。そして、それら〔の言説〕は阿羅漢には止息しているから、阿羅漢は勝義の牟尼である。

註(1) 梵文は virati-svabhāvena であるが、これを virati-svabhāve と訂正して訳した。なおチベット訳には spoṅ babi raṅ bṣin yin gyi（遠離の自性であるが）」とある。

(2) 「牟尼（muni）」に寂黙の意味があるからである。

## 第十節　三清浄と三悪行(1)

梵文二三七頁七行
経中に、三の清浄（śauceya）が説かれている。〔即ち〕身の清浄と語の清浄と及び意の清浄とである。そのような此の

三種の清浄（śauca）は

一切の三妙行（sucarita）である。（六四偈）

一切の身妙行が身清浄であり、一切の語と意との妙行が語と意との清浄である。悪行[2]の垢を暫時に或は[3]（vā）永久に除去するからである。そしてこの教説は、邪牟尼（mithyā-mauna）と〔邪〕清浄（-śauca）とを信解する人びとにとって、〔そのような見解を〕遠離させる為のものである。

三の悪行が説かれている。その中で

不善（aśubha）の身業等が

三悪行（duścarita）であると考えられている。

不善（akuśala）の身・語・意業が順次に身・語・意の悪行である。

けれども貪欲（abhidhyā）等は業ではなくても

三種の意悪行である。（六五偈）

業を自性とするものではなくても、三種の意悪行がある。意思より別の実体(artha)であるところの、貪欲（abhidhyā）と瞋恚（vyāpāda）と及び邪見とである。譬喩者たちは「貪欲等がそのまま意業である。『故思経（Saṃcetaniya-sūtra）』中に説かれているからである」と〔いう〕。「けれどももしそのようであるならば、業と煩悩とは一つになってしまうであろう。」「若したとい、或る煩悩は業

であるとしても、何〔の過失〕があるであろうか。」毘婆沙師たちは「そのようなことはない。経と矛盾することになるであろうから。けれども『〔故思〕経』中には、意思が其〔貪欲等〕を門として起るが故に、それら〔貪欲等〕によって其〔意思〕を示すのである」と〔言う〕。非難せられるべき身・語・意の所行（cāra）は、非愛の果を有するから悪行（duścarita）である。

逆なるは妙行である。

と認められてある。〔即ち〕善なる身・語・意の業と、無貪と無瞋と正見とである。正見と邪見とは、〔それぞれ〕他を摂益すると害損するとの意欲がないのに、梵文二三八頁一行どうして善・不善となるか。其〔意欲〕の根本であるからである。

**称友疏**

梵文三九九頁三行清浄（sauceya）とは、浄（śuci）である状態（-bhāva）が清浄であって、清浄（śauca）という意味である。

梵文四〇〇頁一行一切の

という語は、有漏と無漏との妙行をすべて包含するためである。暫時にまた（ca）永久にとは、有漏の三妙行によっては暫時に悪行の垢を除去し、無漏の〔三妙行〕によっては永久に〔除去する〕。何となれば「比丘等よ、聖慧によって(4)〔断ぜられた〕ところのものは、すべて断ぜられてある」という経説が

あるからである。邪牟尼（mithyā-mauna）と〔邪〕清浄（śauca）とを信解する人びとにとって、〔そのような見解を〕遠離させる為のものであるという中で、黙しているだけで清浄（śuddhi）であると見る人びとが、邪牟尼を信解する人びとであり、身の垢を除去するだけで清浄であると見る人びとが、邪清浄を信解する人びとである。彼等にとって〔そのような見解を〕遠離させる〔と〕は、そのような見方を捨てることで、これら〔三牟尼・三清浄〕はその為のものである、というのである。

『故思経』中に説かれているからであるとは「故思業（saṁcetaniyaṁ karma）を造作し積修すれば、諸の地獄に生まれる。また比丘等よ、どのようにして故思業が造作せられてあり、積修せられてあるか。比丘等よ、ここに或るひとが故思して三種の業を身によって、業を造作し積修し、四種〔の業〕を語によって、三種〔の業〕を意によって云云」と説いてから、曰く「比丘等よ、どのようにして三種の故意業が意によって造作せられてあり、積修せられてあるか。例えば、ここに或るひとが貪欲を有してあり、瞋恚の心を有してあり（vyāpanna-citta）、乃至[5]邪見を有してある。比丘等よ、実にここに或るひとが顚倒せる見を有してあり云云」と。そして其処〔なる経中〕において、貪欲等を離れて別に意業が説かれていないから、貪欲等がそのまま意業である、というのが譬喩者たちであって、〔ここに譬喩者たちとは〕或る特定の経量部師たち（Sautrāntika-viśeṣāḥ）という意味である。

けれどももしそのようであるならば、業と煩悩とは一つになってしまうであろうとは、貪欲と瞋恚と

邪見は煩悩であり、それらがそのまま業であるなら、それは一つになってしまうであろう。〔ところが〕「或る煩悩は業でも亦あるであろう」というような、そのようなことはない。「意思業と及び意思已〔業〕とである」と説かれているからである。もしそのようであるならば、『故思経』はどのようにして会通せられるか、というならば、「けれども『〔故思〕経』中には云云」と言ったのである。〔即ち〕けれども『〔故思〕経』中には、意思が其を門として〔即ち〕貪欲等を門として起るが故に、「実に比丘等よ、貪欲を有してあり云云」とそれら貪欲等によって其の意思を示すのである。もしそうでないならば、「比丘等よ、〔われは〕意思量(7)（cetanā-mata）業と意思已〔業〕とであると説く」という此〔の経説〕と矛盾する。〔また〕業と煩悩とが一つであったら、阿毘達磨とも矛盾することになるであろう。他を摂益すると害損するとの意欲がないのに云云とは、正見と邪見とは〔それぞれ〕他の人びとを摂益すると害損するとに対する意欲がないのに、どうして順次に善・不善となるか、というならば、それ故に「其〔意欲〕の根本であるからである」と〔軌範師世親は〕言う。〔即ち〕正見と邪見とは他を摂益する意欲と及び他を害損する意欲との根本である。〔即ち〕因由である、という意味である。だから、それ故にそれら〔正見と邪見〕は善・不善となるのである。

註(1) 『国訳大蔵経』の標題を用いないで、節の区切り方も変えた。

(2) チベット訳には「悪行の煩悩の垢」とあり、玄奘訳にも「悪行煩悩垢」とある。真諦訳は「悪行及惑汚」と訳して、諸訳みな

「煩悩」の語を有している。無いのは梵文の本論と『称友疏』とだけであって、『称友疏』のチベット訳にもある。

(3)「或は（vā）」が『称友疏』の引用では「また（ca）」になっている。チベット訳はともに「また（dan）」。

(4)括弧の中はチベット訳によって補ったもの。

(5)チベット訳では、「乃至」が次の「比丘等よ」の直前におかれている。

(6)『倶舎論』一三（大・二九・六七b）、梵文プラダン本一九二頁一〇行。意業は意思であって、それ以外の心所ではないことが、これによって証明せられているとするのである。

(7)「意思であると考えられた業」という意味で、意思業のことであろう。チベット訳には「量」に当る語がない。

## 第十一節　善・悪の十業道

梵文二三八頁二行
また、これら諸の悪行と妙行とが説かれたが
その中で粗顕なるものを包摂して、
所応の如くに善と不善（śubhāśubha）との業道は
十である、と説かれている。（六六偈）

また〔前に説かれた〕同じそれら諸の妙行と悪行との中で、粗顕なるものを包摂して、所応の如くに経中において十業道が説かれている。〔即ち〕諸の善〔業道〕は諸の妙行の中から〔選びとられ〕、諸の不善〔業道〕は諸の悪行の中から〔選びとられて〕ある。この中にどのような悪行が包

摂せられていないのか、或はどのような妙行が〔包摂せられていないの〕か。(1)まず不善の諸業道について言えば、身悪行の〔一〕部分が包摂せられていない。〔即ち〕加行・後起となれるものと、及び縛等の他の染汚なるものも、である。それは極めて粗顕なるものではないからである。実に、他の人びとの生命と財物と妻女とを失わせる身悪行ならば、それは業道であると説かれている。其〔業道〕から遠離させるためである。語悪行も亦極勝(2)なるもののみが業道であると説かれている。前と同じ〔目的の〕ためである。及び意悪行の一部分である意思も〔包摂せられていない〕。善〔の業道〕についても亦、身妙行の一部分〔即ち〕加行と後起と末陀酒（madya）等を離れることと布施と供養等と、語妙行の〔一部分である〕愛語等と、意妙行の〔一部分である〕意思とは〔包摂せられていない〕。

**称友疏**

梵文四〇〇頁三〇行

所応の如くにとは、可能なるに応じて、である。どのようにであるか、というならば、「諸の善〔業道〕は諸の妙行の中から〔選びとられ〕、また諸の不善〔業道〕は諸の悪行の中から〔選びとられて〕ある」と言ったのである。他の染汚なるものもとは、撲殺と縛等である。それは極めて粗顕なるものではないからであるとは、加行・後起となれるものと、他の染汚なるものも亦、極めて粗顕ならざるものであるからである。「及び意悪行の一部分である意思も」は、「包摂せられていない」というように続く

梵文四〇一頁一行

のである。「末陀酒等を離れることと布施と供養等と」とある中の、初めの「等」の語によっては、打擲・縛等を離れることが含まれ、第二〔の「等」の語〕によっても亦、沐浴させること・〔香油で〕摩擦すること・足場の悪いところで手を貸すこと等が含まれる。「愛語等」とある「等」の語によっては、法を説くこと・道を語ること等が含まれる。「意妙行の〔一部分である〕意思」は、「包摂せられていない」というように続くのである。

註(1)　梵文は tat であるが、チベット訳に re shig とあるのに拠って、これを tāvat と訂正する。

(2)　プラダン本は prasādaṁ であるが、シャーストリ本には prasastaṁ とあり、チベット訳には tshabs po che とある。

# 第三章　特に十業道について

## 第一節　十業道と表・無表

### 第一項　根本業道と表・無表

梵文二三八頁二三行
またこれら諸の業道の中で
六の不善（aśubha）〔の業道〕は無表である。

六の不善の業道〔即ち〕殺生と偸盗と妄語と両舌と悪口と綺語とは、他の者に〔命じて〕為さしめつつあるときには、根本〔業道〕の表が存在しないから、決定して無表を自性とする。

一は二種である。

邪婬は常に表と無表とを自性とする。其〔邪婬〕は自分でのみ完遂せしめるからである。[1] 何となれば、他の者に〔命じて〕彼〔邪婬〕を為さしめつつあるとき、〔自ら邪婬を行ずる時のような〕其のような喜は存在しないからである。

それら〔六の不善の業道〕も亦〔自ら〕為しつつあるときには〔二種である〕。

それら六の〔不善の〕業道も亦、自分で為しつつあるときには、〔例えば殺生業道の場合、相手が〕その時死ねば表と無表との二種であるが、しかし後になって死ねば無表のみである。

次に諸の善の業道の中で

七の善〔業道〕は二種である。

有形（rūpin 有色）なる七の善業道は、決定して表と無表との二種類である。受〔戒〕による戒は表に依属しているからである。

定生の〔七の善業道〕は無表である。（六七偈）

（梵文二三九頁一行）

静慮と無漏との律儀に包摂せられた〔七の善業道〕が、定生の〔七の善業道〕と言われる。それら

は実に無表のみである。心のみに依属しているからである。

称友疏

梵文四〇一頁六行

六は無表である、

とは、六は決定して無表であるが、しかし六は無表だけである、というように限定するのではない。根本〔業道〕の表が存在しないからとは、根本なる、業道に包摂せられた表は無いが、しかし加行に包摂せられた教令の表は有る、というのが毘婆沙師の宗義であるが故である。

一は二種である、

とは、一は二種のみである、というように限定するための構文である。その時死ねばとは、表の時に死ねばである。これに反して他の時に死ねば無表のみである。

七の善〔業道〕は二種である、

とは、二種のみである、というように限定するのである。受〔戒〕による戒は表に依属しているからであるとは、何となれば戒は二種であって、受〔戒〕による戒は別解脱律儀であり、そして法性戒（dharmatā-śīla）は静慮と無漏との〔二〕律儀である。受〔戒〕による戒は表に依属している。何となれば、其〔受戒による戒〕は他の者から〔その戒を〕受けるから〔従って動作を伴うが故〕である。これに反して、法性戒は表に依属してはいない。心のみに依属しているからである。それ故にこそ

定生の〔七の善業道〕は無表である、

と言ったのである。

註(1) プラダン本の svayeva を、シャーストリ本及び平川索引によって、svayam eva と訂正する。

### 第二項　加行及び後起と表・無表

梵文二三九頁三行

けれども諸の近分は（sāmantakāḥ）表である。

けれども、諸の業道の近分は必ず表を自性とする。

無表であることもあり、或はそうでないこともある。

もし猛利なる纏或は淳厚味ある浄信によって加行を発せば、〔諸の近分は〕無表でもあるだろう。そうでなければ〔無表では〕ないだろう。

諸の後起は逆である。

諸の業道の後起は、近分と逆であると知らなくてはならぬ。それら〔後起〕は必ず無表を自性とするが、しかし表であることもあり、或はそうでないこともある。もし業道を造ってから、更に其〔業道〕と同じ性質の動作を為すならば、其〔業道〕の〔後起〕は表でもあるだろうが、そうでなければ〔表では〕ないだろう。

称友疏

梵文四〇一頁二行
けれども諸の近分は表である、

とは、欲界繫の業道の加行は必ず表である。しかし必ず無表であるとは限らないので、それ故にこそ

無表であることもあり、或はそうでないこともある、

と言ったのである。纏によってとは、無慚等によって、である。淳厚味あるとは、淳厚なる勢用のある、である。其〔業道〕と同じ性質の動作を為すならばとは、其の業道と同じ性質の〔即ち〕同じ様態の業、例えば生物が死んでからも更に打ち、引き裂き、肉を切る等の、このようなことを〔為すならば〕、である。

## 第二節　加行・根本・後起とは何ぞ

### 第一項　三者の差別と意義

梵文二三九頁一一行
さて、これら加行と根本と後起とを、〔それぞれ〕何処から何処までにおいて立てるのか。先ずここに或るひとが、畜類を殺そうと思って牀座から立ち上り、お金を執り、〔店に〕往き、〔畜類に〕触れ、畜類を買い（krīṇāti）、引っぱって帰り、養育し（puṣṇāti）、〔屠坊に〕入らせ、殺すために刀を執り、一回或は二回叩き切るときに、未だ生命を奪うに至らない限り、それまでは加行である。

けれども、その〔何回目かの〕叩き切ることによって生命を奪うならば、その場合の表或はその〔表の〕刹那の無表は、すべてこれ根本業道である。何となれば、二因によって殺生罪に触れることになるからである。〔即ち〕加行に由ると、及び死んだときの果の成満に由るとである。それより以後無表の諸刹那は後起である。及び、その畜類を引き裂き（kuṣṇāti）、洗浄し、売り、料理し、食し、或は称讃するに至るまでの、其〔の人〕の表の諸刹那も亦後起である。同様に〔殺生以外の〕他の諸〔の業道〕についても亦、可能なるに応じて〔それぞれ〕適当に説かれるべきである。貪欲（abhidhyā）等には加行もないし、後起もない。わずかに現起するだけで〔根本〕業道である。

**称友疏**

(1)梵文四〇一頁二八行
引き裂く（kuṣṇāti）という語が二つある。後の〔語〕には皮を剝ぐ意味があり、前の〔語〕には別な意味があると見るべきである。及び果の成満に由るとは、根本業道は〔因なる〕加行に対して果の成満である。何となれば、もし或るひとが加行を起しても、根本業道を生ぜしめないならば、その者にとって加行の果はあるけれども、果の成満はない。同様に〔殺生以外の〕他の諸〔の業道〕についても亦とは、例えば、先ずここに或るひとが、他人の所有物を取ろうと思って牀座から立ち上り、刀を握り、他人の家に往き、眠っているかどうかと聴き耳を立て、他人の所有物に触れる。梵文四〇二頁一行〔その〕場所から〔その所有物を〕動かさない限り、それまでは加行である。けれども〔その〕場所から〔その所有物を〕動か

すならば、その刹那における表と、及びその刹那の無表とは、すべてこれ根本業道である。何となれば、二因によって偸盗罪に触れることになるからである。〔即ち〕加行に由ると、及び果の成満に由るとである。それから後の無表の諸刹那は後起である。その他人の所有物を分配し、売り、隠蔽し、或はあとで話すに至るまでの、其〔の人〕の表の諸刹那も亦後起である。同様に他の五〔の業道〕についても亦、可能なるに応じて〔それぞれ〕適当に説かれるべきである。

註(1)　荻原本には kṣiṇāti とあるが、シャーストリ本によって kuṣṇāti と訂正する。なおこの語が、称友の見た倶舎論には二回用いられていたらしいが、現存の梵文『倶舎論』では、初めは puṣṇāti（養育する）であり、後は kuṣṇāti（引き裂く）である。

## 第二項　殺生業道と所殺生者の死時との関係

此〔殺生〕（梵文二三九頁二〇行）について、次のことが説かれなくてはならぬ。まず、その〔殺される〕生類が死有に住するときの、〔殺す者の〕諸の表と無表とが〔根本〕業道であるか、或はまた已に死んだときの〔表と無表と〕であるか。また、このことからどのよう〔な過失〕があるか。まず、もし死有に住するときであるならば、殺す者或は〔他人に命じて〕殺させる者が、〔殺される者と〕同時に死んだときにも、彼等は殺生罪（梵文二四〇頁一行）と合することになるであろう。しかもこのことは宗義ではない。また已に死んだときであるならば、「けれども、その〔何回目かの〕叩き切ることによって生命を奪うならば、その場合の表或は其〔表〕の刹那の無表は、すべてこれ根本業道である」というように説か

れていたところのそのことは、説かれるべきではない。また論に次のことが説かれてもいる。「生類が已に殺されて、しかも殺生が未だ滅していない場合が有るだろうか。有るだろう。何となれば、その生類の生命が已に奪われていて、しかも加行が未だ止息していない場合の如きである」と。毘婆沙師が「此〔論〕においては加行という語でもって〔実は〕後起が説かれたのである」と〔解釈する、その〕義は矛盾している。〔汝の説の如くならば〕その時根本〔業道〕そのものは未だ滅していないからである。〔毘婆沙師曰く〕「過失がないように、そのように〔理解〕せよ。」〔世親曰く〕「またどのように〔理解〕すれば過失がないか。」〔毘婆沙師曰く〕「ここでは加行という語によって、実は根本が説かれたのである」と。〔世親曰く〕「もしそのようであるならば、その時の表はどうして根本〔業道〕となるか。」〔毘婆沙師曰く〕「また、どうして〔根本業道と〕なるべきではないのか。」〔世親曰く〕「能力がないからである。」〔毘婆沙師曰く〕「もしそうならば、無表はどうして〔根本業道と〕なるか。それ故に加行の果の成満するときの、それら〔表と無表との〕両方が業道であるだろう。」

〔一つの〕業道が亦他〔の業道〕に対して加行及び後起となる。〔即ち〕殺生に対して十業道のすべてがその加行〔となる〕。例えば、怨敵を殺害するために為すべき作業を実行せんとして、他人に属する〔畜類〕を奪[1]って〔その〕畜類を神に捧げ〔て助力を祈〕るであろう。また其〔怨敵〕の

妻女たちを姦婬するであろう。〔それは〕同じ其〔妻女たち〕によって其〔夫である怨敵〕が殺されんが為である。或は妄語[2]（anṛta）・両舌・悪口・綺語（sāntva）によって、其〔怨敵〕の救護となるであろうところの其〔怨敵〕の友を離反せしめるであろう。また其〔怨敵〕の所有物に対して貪欲（abhidhyā）を起し、また其〔怨敵〕自身に対して瞋恚（vyāpāda）を〔起す〕であろう。また其〔怨敵〕を殺害せんが為に邪見を増長するであろう、と。他の諸〔の業道〕についても亦同様に、それぞれふさわしいように理に応じて説かれるべきである。

けれども貪欲等は加行としてはふさわしくない。何となれば、僅かに心が起っただけで加行が為されたことにはならないからである。〔未だ加行という〕作業を発起していないが故である。

**称友疏**
梵文四〇二頁七行

死有に住するときとは、未だ死んでしまってはいないとき、である。しかもこのことは宗義ではないとは、

同時[3]と及び前とに死んだときには、

根本〔業道〕はない。〔生れかわって〕別の依身が起るからである、

というのが宗義であるからである。そのことは説かれるべきではないとは、〔生命を〕奪うといわれることは、已に害せられた分位においては理に応じないからである。〔そして前の場合とは〕異なって「生

類が已に死んだときの、表と及び其〔表〕の刹那の無表とは、すべてこれ根本業道である」というように、このように説かれなくてはならないことになるであろう。また次のことが〔説かれてもいる〕云云とは、毘婆沙師たちによって「論にこのことが説かれているその意味はかくかくである」と註釈せられている。〔即ち〕此の論においては加行という語でもって〔実は〕後起が説かれたのである、と。加行の如くであるから加行である。加行と等しい作業、という意味である。この意味は矛盾している。何故であるか。〔汝の説の如くならば〕その時根本〔業道〕そのものは未だ滅していないからである。生類が已に死んだときに根本業道を立てるからである、というのが此処〔に説かれていること〕の趣旨である。毘婆沙師は曰く、「過失がないように、そのように〔理解〕せよ」と。軌範師〔世親〕は「またどのように〔理解〕すれば過失がないのか」と〔言う〕。毘婆沙師は再び曰く「ここでは加行という語によって、実は根本が説かれたのである」と。どこで〔説かれたの〕か。〔さきに〕「生類が已に殺されて、しかも殺生が未だ滅していない場合が有るだろうか」というこの質問が〔提出された〕ここで説かれた。「加行の語によって〔実は〕後起が説かれたのである」というこの宗は、全く捨てられてしまったのであるか。ところが其〔の宗〕は全く捨てられてしまったのではない。何となれば両方ともに有り得るからである。〔即ち〕もし生類が死有の直後〔無間〕の刹那に住するならば、この場合には加行という語によって根本〔業道〕が説かれたものである、と認められる。けれども、それより後〔の刹那〕であるならば、後

起が〔説かれたものである、と認められる。〕軌範師〔世親〕は曰く「もしそのようであるならば、その時の表はどうして根本〔業道〕となるか」と。何となれば、生類は已に死んでいるのであるから、表は何等の作用ももたないが故である。「実に已に死んでいる〔生類〕が、其のような表としての叩き切ることによって、再び殺されることはない」と考えながら、此〔軌範師世親〕が問うのである。〔それでは〕何故に無表を問わないのであるか、〔というならば〕、此〔無表〕は不可見でありまた無対碍であるから、「叩き切ること」と称せられるものではないが故である。毘婆沙師によって「またどうして〔根本業道と〕なるべきではないのか」と言われたとき、軌範師〔世親〕は「能力がないからである」というように、自分の趣旨を開示する。生類は已に死んでいるのであるから、彼〔表〕には能力が見られない、というのである。毘婆沙師は曰く、「もしそうならば、無表はどうして能力がないのに根本業道となるか」と。このように、無表は能力がなくても亦根本業道となるが故に、それ故に、加行の果の成満するとき〔即ち〕根本業道の究竟するとき、生類の已に死んだという分位において、表・無表と称せられるそれら両方が業道であるだろう、〔即ち業道であることは〕理に応ずるであろう、という意味である。

他の諸〔の業道〕についても亦同様に、それぞれふさわしいように理に応じて説かれるべきであるとは、例えば、他人の所有物を奪おうと思って、目的を達成するために他人に属する〔畜類〕を奪って来て、

その畜類を神に捧げ〔て助力を祈〕るであろう。また其のひとの妻女たちを姦婬するであろう。〔それは〕同じ其〔の妻女たち〕によって、其〔の夫の所有物〕が奪い去られんが為である。また妄語(anṛta)・両舌・悪口・綺語(sāntva)に区分されているものによって、其〔怨敵〕の救護となるであろうところの其〔怨敵〕の友を、離反せしめるであろう。またそのひとの所有物に対して貪欲(abhidhyā)を起すであろう。またその物の所有者に対して瞋恚(vyāpāda)と邪見とを増長するであろう。同じように邪婬等についても、可能なるに応じて理の如くに説かれるべきである。これは一例である。

梵文四〇三頁一行

註(1) 梵文 kṛtvā（為して）を、チベット訳に拠って、hṛtvā（奪って）と訂正する。

(2) 玄奘訳には「或為レ乖二離彼親友一故起二語四過一令下生二猜阻一設有二勢力一無中救護心上」とあり、真諦訳に「或説二妄語両舌悪口軟語一破下彼親友随二多少一能為二救護一者上」とあるに拠った。

(3) 『倶舎論』業品七一偈cd。

## 第三節　業道の三位と三根

### 第一項　三不善根と加行

梵文二四〇頁一五行

経中に「比丘等よ、殺生は三種である。貪より生じたものと、瞋より生じたものと、痴より生じたものとである。乃至、邪見〔も同様〕である」と説かれているその中で、貪より生じた殺生とは

どのよう〔な殺生〕であるか、というかくの如き等が説かれなくてはならぬ。これについて、すべての業道が貪等によって完遂されるのではない。

しかし加行は三根より生ずる。（六八偈）

それら〔業道〕の加行は、三不善根より生じたものであるから、初(1)の等起の説に順ってこのように説かれたのである。その中で貪より生じた殺生は、例えば、其〔のひと〕の身体の各部分のために、財物のために、及び戯楽のために、自分と親友とを救済するために、諸の生類の生命を奪う如きである。瞋より生じた〔殺生〕は、例えば、怨敵を逼悩する為に、〔諸の生類の生命を奪う〕如きである。痴より生じた〔殺生〕は、例えば、祭式を行うひとたちが「〔これは〕法である」との判断をもって〔諸の生類の生命を奪い〕、また諸王が法律家〔の言うこと〕を基準として、死刑を行う場合である。〔即ち〕伝え聞くところによると、悪者どもの処罰を現に行なっている王たちは幸福となる、という。またペルシャ人たちが〔殺生する〕場合である。実に彼等は次のように説く。「老いたる或は病気の母と父は殺されるべきである」と。また他のひとびとがあって、彼等は次のように説く。「蛇・蝎・土蜂等は人間に危害を加えるものであるから殺されるべきである。また鹿・畜類（梵文二四一頁一行）・鳥・水牛等は供食の為であるから〔殺されるべきである〕」と。また邪見によって起されたところの殺生も〔痴より生じた殺生〕である。

貪より生じた偸盗は、何ものかを願い求めるひとがあって、そのひとがそのものを奪い取る。或は或る種の（anya）利得と尊敬と名声との為に、或は自分と親友とを救済するために〔奪い取る場合の如き〕である。瞋より生じた〔偸盗〕は、怨敵を逼悩する為に〔他人のものを奪い取る〕ところの〔偸盗〕である。痴より生じた〔偸盗〕は、例えば、諸王が法律家〔の言うこと〕を基準として、悪者どもの処罰の為に〔盗む〕如きである。婆羅門たちが「すべて此は梵〔天〕によって婆羅門たちに与えられたものであるが、婆羅門たちの力が弱いために凡人たちが受用しているのである。それ故に、婆羅門が〔他人の所有物を〕奪い取るのは自分の所有物を取るのであり、全く自分のものを婆羅門が食するのであり、自分のものを着るのであり、また自分のものを〔他人に〕与えるのである」と言うが如きも、〔痴より生じた偸盗〕である。そして彼等〔婆羅門〕には、他(2)人の財物（para-sva）であるという考えがないわけではない。また邪見によって起されたところの〔偸盗〕も、〔痴より生じた偸盗〕である。

貪より生じた邪婬は、利得と尊敬との為に、自分と親友とを救済するために、他人の妻女等に対して、其〔妻女〕に対する婬欲からして非梵行を行ずることである。瞋より生じた〔邪婬〕は、怨敵を逼悩する為に〔行う邪婬〕である。痴より生じた〔邪婬〕は、例えば、ペルシャ人たちが母等と性交する如きである。また牛祭り（gosava）の祭式（yajña）において「婆羅門は牛祭りのときに

一年間、供犠をもって牛禁を行ずる者となる。供養[3]を行い水を吸い、草を嚙み、母・姉妹・同族の女に〔性交しようとして〕近づく」と説かれているが如きである。また〔次のように〕説くひとたちがいる。「女どもは臼・花・果実・料理された食物・階段・道に等しい」と。〔これも痴より生じた邪婬である。〕貪より生じた及び瞋より生じた妄語等も、前の如くである。痴より生じた妄語等は、例えば〔次のように〕説くが如きである。

冗談的なる妄語（anṛta）は〔戒を〕破[4]らない。

女たちに対する〔妄語も戒を破ら〕ない。王[5]よ、結婚の時と

生命に危険があるときと、すべての財物が盗まれるときも〔戒を破ら〕ない。

〔これら〕五つの妄語は罪に陥らしめる[6]ものではないと〔人々は〕言う、

と。また邪見によって起されたところの妄語も〔痴より生じた妄語〕である。両舌等についても、邪見によって起されたものは痴より生じたものである。また凡そ吠陀等の邪論の無駄話なるものも、〔痴より生じた綺語〕である。

貪欲（abhidhyā）等がどうして貪（lobha）より生じたものであるのか。

貪欲等はそれら〔貪等の三根〕の無間に生起するから

〔貪等の〕三根より生じたものである。

貪の無間に起されたものが、貪より生じたものであり、瞋の無間〔に起されたもの〕が、瞋より生じたものであり、痴の無間〔に起されたもの〕が、痴より生じたものである。

**称友疏**

梵文四〇三頁五行

これについて、すべての業道が貪等によって完遂されるのではないとは、またすべて〔の業道〕が貪によって〔完遂されるの〕ではない。それではどうか。或る邪婬等だけが、である。すべて〔の業道〕が瞋によって〔完遂されるの〕でもない。それではどうか。或る殺生等だけが、である。同じように、すべて〔の業道〕が痴によって〔完遂されるの〕ではない。それではどうか。或る邪見等だけが、である、と。土蜂（tryambukāḥ）は地蜂（varaṭāḥ）である。等という語によっては、虎等が〔含まれる〕。また邪見によって起されたところのとは、「後世はない」として、無頓着に殺す、これも亦痴より生じた〔殺生〕である。或る種の利得と尊敬と名声との為にとは、或る種の利得の為に他の所有物を奪う、例えば馬盗人の如きである。尊敬或は名声の為に奪う、これも亦貪より生じた偸盗である。また邪見によって起されたところの〔偸盗〕は、これも亦痴より生じた偸盗である。その場合には痴が主要なものであるからである。母に〔性交しようとして〕近づく〔と〕は、非梵行の為に、である。「姉妹に」は「〔性交しようとして〕近づく」というように続くのである。姉妹に（upasvasāraṁ）〔と〕は、姉妹に（bhaginiṁ）である。同族の女に〔性交しようとして〕近づく〔と〕は、同じ族姓の女に、という意味である。供養

を行い（upahṛ）〔と〕は、祭式を行いつつ（yajamāna）である。また〔次のように〕説くひとたちがいる云云とは、女どもは臼等のようなものである。例えば、臼等は共有のものであり、受用せられるべきものであるが如く、女族も同様である。それ故に性交している〔男〕たちに過失はない、と。貪より生じた及び瞋より生じた妄語等も前の如くであるとは、貪より生じた妄語・両舌・悪口・綺語は、或は或る（anya）利得と尊敬と名声との為に、或は自分と親友とを救済する為に〔なされるもの〕である。瞋より生じた〔妄語等〕は、怨敵に復讐する為に〔なされるもの〕である。

冗談的なるはない、

〔と〕は、笑い草的なるはない、である。邪見によって起されたところのとは、「後世はない」という自由奔放論者（nirmaryāda）のあらゆる妄語も、痴より生じた〔妄語〕である。けれども（tu）両舌等〔即ち〕両舌と悪口と綺語（abaddha-pralāpa）とは、〔邪見によって起されたものは〕妄語の様に、痴より生じたものである。また凡そ云云とは、また凡そ吠陀・数論・勝論等の邪なる無駄話も亦、痴より生じた綺語である。

註(1)　「初の等起（ādi-samutthāna）」とは「因等起（hetu-samutthāna）」を指すものと思われる。

(2)　両漢訳に拠って訳したが、チベット訳は「自他（para-sva）の考えがないわけではない」と訳している。

(3)　梵文はupahṛであるが、チベット訳にはcho ga can gyi とあり、称友はyajamāna（mchod sbyin byed pa）と解釈している。

(4) プラダン本には hi nāsti とあるが、プラダン本の脚註及びシャーストリ本に hinasti とあるのに拠る。真諦訳の「害」がこれに当るか。

(5) 玄奘訳は「対王女」と訳しているが、チベット訳は「王」をこの偈の最初においている。

(6) 平川索引は梵文の apātakāni を apātakāri と訂正したが、もとのままにしておく。

## 第二項　三善根と三位

諸の不善業道は説き已った。諸の善〔業道〕はどのようであるか、というならば曰く、（梵文二四一頁二〇行）

諸の善〔業道〕と、及びその加行と後起（anta）とは、

無貪・〔無〕瞋・〔無〕痴より生じたものである。（六九偈）

諸の善業道と及びその加行と後起（pṛṣṭha）とは、無貪・〔無〕瞋・〔無〕痴より生じたものである。善心によって等起せしめられたものであるからである。而も其〔善心〕は必ず無貪等と相応するからである。その中で、不善業道の加行を離れるのは善業道の加行である。根本を離れるのは根本であり、後起を離れるのは後起である。それは例えば、沙弥が具足戒を受けるとき不共住（nānāvāsa）〔戒壇〕に入り、諸の比丘を敬礼し、師匠に懇願し、一の羯磨説（karma-vācana）が為され、また第二〔の羯磨説が為される〕に至るまでが、これが加行である。第三の羯磨説のとき、そこにある所の表と及びその刹那に属する無表とが、これが根本業道である。それより以後、乃至〔四〕（梵文二四二頁一行）

依が告げられ、そして其〔四依〕を所依止として表が生じ、また無表が随転する限り、これが後起である。

**称友疏**

梵文四〇三頁二五行
而も其〔善心〕はとは、善心は、である。不共住（nānāvāsa）〔戒壇〕に入るとは、円壇（maṇḍala）に入る、という意味である。その大なる、境界線にかこまれた円壇の中に、不共住があるからである。第三の羯磨説のときとは、白事〔動議〕と第四回目〔の決定〕とより成る作法〔白四羯磨〕によって沙弥が具足戒を受けるが、その場合白事〔動議〕によっては「僧伽はこのような名前の者に具足戒を授けんことを」というように、可能法の意味が説かれる。羯磨説によっては「僧伽はこの者に具足戒を授けます」というように、現在時の意味が説かれる。その場合、羯磨説は三回説かれる。第三の羯磨説が満了しない間は業道の加行である、と知らねばならぬ。けれども其〔の加行〕の終りのとき、そこにおいてある所の表と及びその刹那に属する無表とが、[1] 梵文四〇四頁一行 これが根本業道である。それより以後、乃至〔四〕依が告げられとは、衣と托鉢食と坐臥具と病気のときの薬とについての目標を内容とする四依が、已に説かれたような方法をもって、彼が具足戒を受け已ったときに、告げられる。そして其〔四依〕を所依止として表が生じ〔と〕は、そして〔四〕依を所依止として表〔業〕を造る、という意味である。また無表が随転する限り〔と〕は、律儀が捨せられない限り、という意味であって、これが後起である。

註(1)　梵文『倶舎論』に拠って、vā を ca と訂正する。

第三項　業道の究竟と三不善根

〔さきに〕（梵文二四二頁六行）「すべての業道が貪（lobha）等によって究竟するのではない」と説かれたが、それでは何が何によって究竟するのか。

殺生（vadha）と瞋恚（vyāpāda）と悪口とは瞋（dveṣa）によって究竟する。

これら殺生（prāṇātipāta）と瞋恚と悪口とは瞋によって満了する。顧ることのない〔心〕と粗悪なる心とが、現在前するが故である。

他の女と性交すると、

貪欲（abhidhyā）と偸盗とは

貪（lobha）によって満了する。（七〇偈）

邪婬と貪欲と偸盗とは貪によって満了する。

けれども邪見は痴によって〔満了する〕。

何となれば、上品と成れる〔痴〕が其〔邪見〕を究竟せしめるからである。

残余の諸〔業道〕は三〔根〕によって〔満了する〕、と認められる。

それでは残余とは何であるか。妄語と両舌と綺語とであって、これらは三〔根〕のすべてによって究竟する。〔即ち〕貪によって、瞋によって、或は痴によって、である。

**称友疏**

（梵文四〇四頁六行）

殺生と瞋恚と悪口とは

瞋によって究竟する、

とは、ただ瞋によってのみ、というように限定するのである。顧ることのない〔心〕と粗悪なる心とが現在前するが故であるとは、顧ることのない心が現在前するが故に、殺生は瞋によって究竟する。これに反して粗悪なる心が現在前するが故に、瞋恚と悪口とは〔瞋によって究竟する〕。

## 第四節　悪業道の処

（梵文二四二頁一七行）

これら〔十〕業道が、三と三と一と及び三という四節に分けて説かれたが、これらについては順序に随ってその

対境は有情と受用物と

名色と及び名とである。（七一偈）

殺生（vadha）等は有情を対境（adhiṣṭhāna）とする。他の女と性交する等は受用物を対境とする。邪見は名色を対境とする。妄語等は名身を対境とする。

**称友疏**
梵文四〇四頁一〇行

四節に分けて説かれたとは、四の部分に分けて説かれた、である。どのように、であるか。

殺生と瞋恚と悪口とは
瞋によって究竟する、
というのが一つの節である。
他の女と性交すると
貪欲と偸盗とは
貪によって満了する、
というのが第二〔の節〕である。
けれども邪見は痴によって〔満了する〕、
というのが第三〔の節〕である。
残余の諸〔業道〕は三〔根〕によって〔満了する〕、と認められる、

というのが第四の節である。受用物を対境とするとは、境を対境とする、のである。名色を対境とするとは、五蘊を対境とする、という意味である。何となれば、受等の〔四〕蘊は名であり、色蘊は色であるからである。「対境」(adhiṣṭhāna)といい、「行為の場処」(adhikaraṇa)といい、「境」(viṣaya)というのは、違った意味のものではない。妄語等は名身を対境とする〔と〕は、語(1)は名において起る、と考えてである。

註(1)　荻原本には vāg- とあるが、シャーストリ本によって vāṅ と訂正する。

## 第五節　業道の主体と客体との関係

### 第一項　能殺者と所殺者とが同時に死んだ場合

梵文二四二頁二行

もしひとがあって、他の者の死(1)を確定させてから、其の者と同時に或は〔それより〕以前に死ぬならば、此のひとには根本業道があるか、或はないか。

同時と及び前に死んだときには根本〔業道〕はない。

同じ理由からして〔次のように〕言われる。「加行を作りまた果を成満せしめるとしても、而も殺生罪に触れない場合があるであろうか。〔答えて〕曰く、あるであろう。例えば、其〔の人の命〕

を奪う者が、〔その人より〕前に或は倶時に死ぬと仮定する如きである」と。それではその理由は何であるか。（梵文二四三頁一行）そのわけは、所殺者が生きているときには、能殺者が殺生罪と結合することはないし、能殺者が倶時に死んだときにもないからである。

〔生れ変って〕別の依身が起るからである。

その加行が作られたとき依り所であった依身は已に断滅して、衆同分を異にする全く別の依身が起っている。其〔別の依身〕は加行者ではない(2)のであるから、業道と結合するということは理に応じない。

**称友疏**

（梵文四〇四頁二三行）根本〔業道〕はない、

といって遮止するが故に、後起もないと理解せられる。後起は根本〔業道〕を先きとするからである。而も殺生罪に触れないとは、根本〔業道〕によって〔殺生罪に触れない〕、という趣旨である。

〔生れ変って〕別の依身が起るからである、

とは、不同類なる依身が起るからである、という意味である。

註(1) 漢訳とチベット訳とに拠って梵文の maraṇān を maraṇaṁ と訂正する。

(2) 梵文には否定の語がないが、平川索引の如く否定語を加えて a- とする。チベット訳にも漢訳にも否定の語がある。

第二項　主体が団体である場合

梵文二四三頁四行
もし群集が反対者たちを殺害せんが為に、軍隊(1)と〔敵を落し穴に〕落すことと狩猟と攻撃とに身を投じ、そして〔その中の〕一人が殺生を行なうならば、誰が其〔殺生〕を成就せる者となるか。

軍隊等の中ではすべての者が目的を一にしているが故に

作者の如くに、〔すべての者が罪を〕成就している。（七二偈）

実に作者の如くに、すべての者が〔罪を〕成就していることになる。目的を一にしているからである。何となれば、意味の上からすれば、彼等は相互に〔命じ合って全員が〕加行者となるからである。もしそのようであるならば、或る者が〔他の〕力に由って導かれ〔て、無理に為さしめられ〕るときは、〔どうか、といえば〕、その者も亦〔罪を〕成就していることになる。但し、或る者が「たとい〔自らの〕生命にまで関わるようなことがあっても、決して諸の生類を殺しません」と、このように決心してから行く場合は除く。

**称友疏**

梵文四〇四頁二八行
何となれば、意味の上からすれば彼等は相互に〔命じ合って、全員が〕加行者だからであるとは、言葉の上からすれば彼等は相互に加行者ではない。それではどうであるか。殺生を為すことに同意せるが

故に、意味の上からすれば〔加行者〕である、と示すのである。(2) 目的を一にしているからである。

註(1) 真諦訳に「集衆為一軍、或掘一坑、或猟、或偸破」とあるのに拠った。また avaskandha=avaskanda と見て訳した。

(2) 「示すのである（darśayati）」はシャーストリ本及びチベット訳に拠って補った。

## 第六節　業道を成ずる相

### 第一項　殺生業道

梵文二四三頁一〇行

次に自ら殺生を行うとき、〔その殺生が〕どれだけ〔の条件〕によって業道となるか、乃至、邪見がどれだけ〔の条件〕によって業道〔となる〕か、という〔十不善業道の〕特徴が説かれなくてはならぬ。そのことが〔次に〕説かれる。

殺生は、決心して

他人を誤らないで殺すことである。

もし「〔私は〕この者を殺そう」と考えて〔自分以外の〕他の者を殺すならば、また、それ以外の者を間違え〔て殺さ〕ないで、確かに彼を殺すならば、これだけ〔の条件〕で殺生となる。もしそのようであるならば、「これは生類であるか、生類ではないか」「確かに彼の者であるか、或は他

の者であるか」と疑いながら殺すときには〔どうなるか〕。この人も亦確実に「必ず何者かである」というこの確信を獲てから、彼の者に攻撃を加える〔から〕、此の者によって、顧ることのない心が確かに起されてあることになる。

刹那滅である諸蘊に於てどうして殺生が有るか。「生命（prāṇa）」と名づけられるものは〔息〕風であって、身と心とを所依として起る。あたかも、灯火を滅せしめ、或は鈴の音を〔滅せしめるが〕如く、其〔息風〕を断ずる。或は「生命」[1]とは命根であって、其〔命根〕を滅せしめるのである。もし、たとい一刹那でも、いま生じつつある〔即ち未来正生位にある〕生きている刹那を中断させるならば、〔その人は〕殺生罪に触れることになるのであって、それ以外の場合はそうではない。

もし〔生類〕があって、其〔命（jivita）〕がなければ〔その生類は〕死んでいることになるであろうような其の命は、誰のものか。「誰のものか」という第六転〔属格の意味〕を、〔私は破我品の〕我論（pudgala-vāda）の中で考察するであろう。けれども世尊によって〔次のように〕説かれている。

寿と熱と及び識と、
これらが身を捨するとき、
そのとき〔身は〕あたかも知覚のない材木のように、

遺棄せられて横たわる、

と。それ故に、有根身が「生きている（jivati）」と言われ、無根なるものが「死んでいる」と〔言われるのである〕。

尼乾陀の人びとは〔言う〕。「前もって覚知していなくて、生類を殺害することに由っても亦、作者に罪がある。あたかも火に触れることに由って、焼害あるが如くである」と。彼等〔の意見〕によれば、〔知らないで〕他人の女を見たり触れたりしたときにも亦、同じく〔罪に陥るという〕過失に堕することになる。（梵文二四四頁一行）

また尼乾陀〔の人々〕の頭髪を抜くとき〔その抜く者に〕、また〔師匠が〕厳しい苦行を教示するとき〔その〕師匠に、また彼等がコレラ病で死んだとき〔飲食の〕施主に、また(2)〔諸の医者が〕病人を苦しめ、また〔その病人が〕死んだとき諸の医者に、また母と胎に住する者とは相互に苦の因となるから〔彼等にも罪がある、という過失に堕することになる。〕また、殺害せられるべき者も亦その所作と結合しているから〔罪がある、という過失に堕することになる。〕火が自らの依止〔である薪〕を焼くが如くである。また〔他人に命じて〕為さしめつつある者にとっては、〔罪に〕堕することにはならないであろう。其〔の殺生の所作〕と結合していないからである。あたかも、他人をして火に触れさせつつある者にとっては、其〔火〕によって焼かれることがないが如くである。ま

た、感覚をもたない材木等についても亦、家が崩壊するとき生類を殺害するから、罪悪であるという過失に堕することになる。或はただ例喩だけによっては成就しない、と。殺生は説きおわった。

**称友疏**

梵文四〇四頁三一行
考えて〔と〕は、識別してという意味である。それ以外の者を間違え〔て殺さ〕ないでとは、間違えてそれ以外の者を殺さない、という意味である。

刹那滅である諸蘊に於てとは、全く自然に壊れる性質のこれら諸蘊が、どうして他によって滅せられるか、という趣旨である。「生命」と名づけられるものは〔息〕風であって、身と心とを所依として起るとは、どうして〔色法である息〕風が心を所依として起るか。心に繋属して起るからである。何となれば、滅尽〔定〕と無想定とに入っている者と及び死者とには、〔心・心所が都滅しているから息風が〕そのようには起らないからである。論(3)の中にも亦〔次の如く〕説かれている。「およそこれら入息・出息なるものは、身を所依として起ると、説かれるべきであるか、心を所依として起ると、説かれるべきであるか、身・心を所依としないで起ると、説かれるべきであるか、身・心を所依として起ると、説かれるべきであるか。〔答えて〕曰く、身・心を所依として起る、と説かれるべきである云云」と。其〔の息風〕を断ずるとは、其の〔息〕風を消滅せしめる、という意味である。已に生じたものは自然に滅するから、未来にあるものが生じないように遮止するとき、「滅せしめる」と言われるのである。あたかも、みな

ともに刹那滅であるところの、灯火を滅せしめ或は鈴の音を〔滅せしめるが〕如くである。またどのようにして〔灯火等を〕滅せしめるのか。未来にある〔灯火等〕が生じないように遮止することに由ってである。或は「生命」とは命根であるとは、これは心不相応〔行〕を自性とする、と示すのである。

もし〔生類〕があって、其〔命〕がなければ〔その生類は〕死んでいることになるであろうような其の命は、誰のものかとは、もし生類があって、命がなければ〔その生類は〕死んでいることになるであろうような其〔生類〕は、諸の仏教徒にとっては存在しない。無我論者であるからである。それ故にこのように問うのである。「誰のものか」という第六転〔属格の意味〕を、我論の中の〔即ち〕破我品(Pudgala-pratiṣedha-prakaraṇa)の中の、「我[4]がないときに、この念は誰のものか。この第六転〔属格〕には、どのような意味があるか[5]」というこの場所において、〔私は〕考察するであろう。兎も角も、この〔両者〕相い等しい適用に関しては〔ここでは論ずることを〕止めよ、という趣旨である。それ故に、有根身が「生きている」と〔言われる〕とは、有根身にのみ彼の命があるのであって、我(が)に〔命があるの〕ではない、と示すのである。そして彼の無根〔身〕こそは「死んでいる」と〔言われる〕。

前もって覚知していなくて云云とは、熟慮しないで為された殺生[6]に由っても亦、作者に罪がある。あたかも前もって覚知していなくて、〔即ち〕熟慮しないで為された、火に触れることに由っても、焼害あるが如くである、と。尼乾陀の人びとは、裸形の遊行者である。このように説く彼等尼乾陀の人びと

〔の意見〕によれば、前もって覚知していなくても亦、〔知らないで〕他人の女を見たり触れたりしたとき、同じく〔罪になるという〕過失に堕することになる。火を例喩とするから、罪悪であるという過失に堕することになる、という意味である。また尼乾陀〔の人々〕の頭髪を抜くとき、〔即ち〕また尼乾陀〔の人々〕の頭の髪の毛を根こぎにするとき、苦を生ぜしめるという覚知がなくても、罪であるという過失に堕することになる。火によって焼害せられるが如く。また〔師匠が〕厳しい苦行を教示するとき、尼乾陀〔の人々〕の師匠に、覚知〔の有無〕は考慮しないままで、罪があるという過失に堕することになる。他人に苦を生ぜしめることは罪となるからである。また彼等がコレラ病で死んだとき〔即ち〕尼乾陀の人びとが、コレラ病によって〔即ち〕不消化によって死んだとき、施主に〔即ち〕食物の施主に、罪があるという過失に堕することになる。食物を施すことによって、死の因となるからである。何となれば、前もって覚知していなくても亦、生類を殺害することは罪の因であるからである、と。また母と胎に住する者とは〔即ち〕母と及び胎に住する者とは、相互に苦の因となるが故に、〔彼等に〕罪があるという過失に堕することになる。かの同じ火の例喩に由ってである。また、殺害せられるべき者も亦その所作と結合しているから、〔即ち〕殺生の所作と結合しているから、罪があるという過失に堕することになる。何となれば、殺害せられるべき者があるときに、〔その同じ場所に〕殺害する者の殺生の所作があるからである。火が自らの依止〔である薪〕を焼くが如くである。何となれば、火はただ単に

他の衆生だけを焼くのではない。それではどうか。自らの依止〔である薪〕も亦燃料となって焼く、という。それと同じである。彼等〔尼乾陀の人々の意見〕によれば、特殊な思（cetanā 意志作用）は考慮せられないからである。また他人をして為さしめつつある者にとっては、殺害等は罪に梵文四〇六頁一行堕することにはならないであろう。あたかも、他人をして火に触れさせつつある者にとっては、〔即ち〕触れさせる者にとっては、其〔火〕によって焼かれることがないが如くである。火のような性質があると認めているからである。また、感覚をもたない材木等についても亦、〔即ち〕材木と土塊と竹茎等についても亦、家が崩壊するとき、その中に居た諸の生類を殺害するから、罪悪であるという過失に堕することになる。何となれば、殊別された覚知が基準となっていないからである。或は、論証を伴わないただ例喩だけによっては、この義は成就しない、と。

註(1) 荻原本は prāṇās- と複数になっているが、シャーストリ本及び『称友疏』の所引に拠って、prāṇas- と単数に訂正する。

(2) 医者の例はチベット訳では後に別出、玄奘訳には欠けている。真諦訳の「又於犯死罪理」がこれに当るようである。

(3) 『発智論』一（大・二六・九二一c）参照。

(4) 『倶舎論』三〇（大・二九・一五七b）、梵文プラダン本四七三頁二〜三行。

(5) 荻原本の kim atha は kim-artha の誤り。

(6) 荻原本には prāṇipātāt とあるが、シャーストリ本に prāṇātipātaṁ とあるを参考として、prāṇātipātāt と訂正する。

## 第二項　偸盗業道

梵文二四四頁六行

### 偸盗は力と窃とによって

他人の財物を自分のものとすることである。（七三偈）

〔殺生の場合と同じように〕「誤らないで」〔自分のものとする〕、というように続くのである。若し力によって或は窃かに、他人の財物を自分のものとするならば、そしてもし、或る〔他の〕者に対して、力によって〔或は〕窃かに〔盗もうという〕意志（abhiprāya）をもってするとき、その[1]他の者についての考えが誤っていない限り、これだけ〔の条件〕で偸盗となる。卒塔婆から盗めば、仏に対して偸盗〔罪〕が〔成立して〕ある。何となれば、それらのすべては般涅槃の時に世尊によって納受せられたからである、と。他の人びとは〔曰く〕「〔窣塔婆に供養せられたすべてのものを〕守護せられるべきものとして有している人びと〔に対してである〕」、と。また所有者のない伏蔵物を盗掘すれば、領主に対して〔偸盗罪が成立してある〕。廻転物を盗めば、すでに羯磨が為されているときは、結界内のひとびとに対して〔偸盗罪が成立してあり〕、〔未だ羯磨が〕為されていないときは、すべての仏弟子（buddha-śaikṣya）に対して〔偸盗罪が成立してある〕。

**称友疏**

梵文四〇六頁五行

他の者についての考えが誤っていない限りとは、もし天授（Devadatta）の財貨を盗もうという意志を

もちながら、祠授（Yajñadatta）の財貨を盗むならば、偸盗ではない、という趣旨である。般涅槃の時に納受せられたとは、施主なる人々を福徳をもって摂益せんが為である。納受せられないときは、卒塔婆に施しても果がないことになるであろう。受ける者がいないからである。廻転物〔と〕は、死んだ比丘の衣等の物品である。すでに羯磨が為されているとき〔と〕は、〔すでに〕動議提出の羯磨が〔為されているとき〕である。

註(1) 梵文は anyatra saṁjñāvibhramāt で、真諦訳は「除二乱取一」と訳している。この場合は「考えが誤っていたときは除かれる」の意味となる。いまはチベット訳に拠って訳した。

### 第三項　邪婬業道

梵文二四四頁一二行

性交してはならない者と性交することが邪婬であって、

四種である。

性交してはならない者と性交することが邪婬であって、四種類である。1、性交してはならない〔女〕と性交する。〔即ち〕他人に所属する〔女〕、或は母と娘、或は母・父と血族関係にある〔女〕(-saṁbandhinī)と、である。2、或は正常でない身体の部分において性交する。〔即ち〕たとい自分の妻とでも、肛門或は口においてする。3、或は非処において性交する。〔即ち〕露地（prakāśa）

・霊廟或は僧院においてである。4、或は非時において性交する。それでは非時とは何であるか。懐胎している〔女〕、或は〔乳を〕飲ませている〔女〕、或は〔斎戒の〕規制を受けている〔女〕と性交する〔場合〕、である。或る人びとは「若し夫の許可を得て〔斎戒の〕規制を受けている〔女〕であるならば」と〔言う〕。〔殺生等の場合と同じように〕「誤らないで」〔性交してはならない者と性交する〕、というように続くのである。若し自分の〔妻である〕と思って他人の女と性交するならば、業道にはならないであろう。若し或る者が、他人の女であると思って、〔それとは異なった〕他〔の女〕と性交するならば〔どうなるか、と言えば〕、或る人びとは「他人の妻に対して加行がなされたのであるから、そして〔とにもかくにも〕目的としている事が受用せられたのであるから、〔邪婬と〕なるであろう」と〔言う〕。他の人びとは「別の者に対して加行がなされたのであるから、〔邪婬とは〕ならないであろう、殺生〔の場合〕の如くである」と〔言う〕。比丘尼と性交する者には、誰の下に邪婬〔罪〕が〔成立して〕あるか。領主の下にである。何となれば、彼〔領主〕にとっては、其〔性交〕は容認せられないからである。また、他方〔斎戒の〕規制を受けている自分の妻の如くに、彼は彼女と性交する者には、もし〔彼女が〕或る者に任されてあるときは、〔その者に対して邪婬罪が成立してあり〕、若しそうでないならば、保護の任にある者〔に対して邪婬罪が成立してある〕。最終的には王に対してである。

梵文四〇六頁一〇行

懐胎している〔女〕と性交するときは、胎児を損傷する。〔乳を〕飲ませている〔女、と〕は、乳を受用している〔発育〕段階にある子供をもっている女である。何となれば、非梵行を行ずるときは、彼女の乳が減少し、或はその乳は子供の発育の為に役立たないからである。

殺生〔の場合〕の如くであるとは、例えば、天授（Devadatta）を殺そうと意志（abhiprāya）して、祠受（Yajñadatta）を殺す場合には、殺生〔罪〕とはならないが如く、そのように此処でも、或る目的としている事のために加行をなそうと意志して、そして〔これとは〕異なる目的としている事が受用せられたのであるから、邪婬とはならないであろう、と他の人びとは〔言う〕。

最終的には王に対してであるとは、もし他に誰も保護者がいないならば、最終的には〔即ち〕最後には、王の下（もと）において彼は邪婬者である。彼〔王〕にとっては、其〔性交〕は容認せられないからである。

### 第四項　妄語業道

梵文二四四頁二二行

別様に考えて語るのは、

〔相手が〕意味を了解するとき、妄語である。（七四偈）

若し、〔或る人が〕或る意味のことを語る場合、其〔意味〕とは別様な考えをもっており、そし

て或る者に向って語るとき、其の者が其の語の意味を了解するならば、（梵文二四五頁一行）その語は妄語である。もし了解しないときには、どうなるであろうか。綺語となるであろう。「〔妄語は〕語（vākya）である」と言われる。そして、或る時には多くの字音が〔集って〕語となると〔言われるが〕、その場合、業道とは〔多くの字音の中の〕いずれであるか。無表を伴える最後〔の字音〕である。また其〔字音〕において〔相手が〕意味を了解するところの、〔その字音〕である。これに反して、〔それより〕前の諸の字音は加行である。「〔相手が〕意味を了解する（arthābhijña）」と言われるが、〔それは〕いったい、聞き手がすでに意味を了解し已ったときであるか、或は〔聞き手が意味を〕了解する能力を持ったときであるか。また、このことからどのような〔不合理が〕あるか。もし〔聞き手が〕すでに意味を了解し已ったときであるならば、語の意味は意識の境であるから、そして語表は耳識と倶に滅するから、業道は無表だけとなるであろう。〔聞き手が〕意味を了解する能力を持ったときには、このような矛盾はない。(1)また「了解する能力を持っている」とは、どのようなことであるか。〔語を(2)〕理解する状態が起っていて、耳識が起っているときである。〔何れにしても〕矛盾のないように〔説を〕立てよ。

経中に十六の慣用言説が説かれている。〔即ち〕見ていないのに見たと説くことと、聞いていないのに〔聞いたと説くことと〕、覚していないのに〔覚したと説くことと〕、識っていないのに識っ

たと説くことと、見ているのに見ていないと説くことと、乃至、識っているのに識っていないと説くことと、以上これら八は非聖の慣用言説である。見たときには見たと説くことと、乃至、識ったときには識ったと説くことと、見ていないときには見ていないと説くことと、乃至、識っていないときには識っていないと説くことと、以上これら八は聖なる慣用言説である。それについて、これら見・聞・覚・識せられたものの特徴は何であるか。

眼と耳と意との心〔識〕と
及び三〔の心識〕によって領受せられたところのものが、
順次に見・聞・識・覚せられたものであると、
説かれている。（七五偈）

眼識によって領受せられたところのものが、見られたものである、と説かれている。耳識によって〔領受せられた〕ところのものが、聞かれたものであり、意識によって〔領受せられた〕ところのものが、識られたものであり、鼻・舌・身の〔三〕識によって〔領受せられた〕ところのものが、覚せられたものである。何故であるか。毘婆沙師たちは「香と味と触とは無記であるから、死者の如くである。それ故にこれらについては『覚せられたもの』という名称が附せられる」と〔言う〕。これに就いての証拠は何であるか。経と理とである。まず経は〔次の如くである〕。「大母（Māha-

kimātr）よ、次のことを〔汝は〕どう考えるか。もし、汝によって眼をもって諸色が見られたことがない、以前に見られたことがない、〔今も〕見ない、汝にとって『〔私は〕見るかも知れない』とこのよう〔に考える〕ことさえもないときに、それでもそれら〔の諸色〕を因として、汝に欲望或は貪欲或は愛潤或は愛[3]著或は執著（ālaya）が生じてあり、或は確執（niyanti）や貪著があるか。大徳よ、そうではありません。もし、汝によって耳を以って諸声が聞かれたことがない、以前に聞かれたことがない、広説乃至、意を以って諸法が識られたことがない、広説乃至、大徳よ、そうではありません。大母よ、またこれについて、汝にとって、見られたときに、見られたということだけがあるであろう。聞かれたとき〔乃至〕、覚せられたとき〔乃至〕、識られたとき、識られたということだけが〔あるであろう〕」と説かれている。それ故に、〔色・声・法の〕三境について「所見・所聞・所識」という語が指定されているから、香等については「所覚」という名称が〔附せられて〕ある、と知られる〔以上経証〕。それ故にまた、このようなことが許されないときには、〔香等は〕所見等なる存在物の外にあるから、香等については〔所見等の〕慣用言説がないことになるであろう、というこれが理〔証〕である。

まず経は証拠とはならない[4]。別の意味をもっているからである。何となれば、この経において世尊は、〔見・聞等の〕諸の慣用言説の定義を教示したもうたのではない。それではどうか。此〔経〕

においては、また汝にとって、六種の境について四の慣用言説が〔説かれて〕あるとき、ただ所見等の慣用言説のみがあって、愛・非愛の相を附け加えることはないであろう、というこれが、ここなる経の意味であると見られる。それでは所見とは如何ん。また乃至所識とは如何ん。まず或る人びとは曰く「五根によって直接知られたとき、それが所見であり、他の者から伝えられて来たとき、それが所聞であり、道理の推量によって自分〔の心〕に認められたとき、それが所覚であり、意によって直接知られ修習[5]によって執持せられて、各自に知られるべきであるとき、それが所識である」と。そしてこれら五境は〔その〕一一について、或は「〔これは〕所見である」或は「所聞・所覚・所識である」として、〔そのような〕慣用言説が設けられる。但し第六〔法境〕は「所見」を除く。このようにして、「香等については慣用言説が無い」という過失はない。それ故にこの理も亦理ではない。〔以上或る人びとの説〕

先の軌範師は次のように言う、「眼をもって直接知られたところのものが所見であり、耳をもって〔聞[6]かれたる〕と、他より伝聞[7]せられたるとのものが所聞であり、自分で考えたところのものが所覚であり、各自に感受せられたると証得せられたるとのものが所識である」〔と〕。傍[8]論は止めよう。〔本〕論に入ろう。

もしひとあって、身をもって〔実際とは〕異[9]った意味のことを了得せしめるならば、妄語となる

であろうか。なるであろう。それ故にこそ〔次のように〕言われる。「身をもって遂行するのではなくて、而も殺生罪に触れるようなことがあるであろうか。あるであろう。語をもって遂行するのではなくて、而も妄語罪に触れるようなことがあるであろうか。あるであろう。身をもって遂行するならば、である。身をもって遂行するのでもなく語をもって〔遂行するの〕でもなくて、而も両方の罪に触れるようなことがあるであろうか。あるであろう。諸の仙人の意の憤りによると、及び此処に布薩の例がある」と。もし〔身・語〕ともにこれを用いて遂行するのでないならば、表を有しない欲界繋の無表は存在しないから、どうしてそれら〔二人〕について業道が成就するか。このことについては努力が為されなくてはならぬ。妄語は終った。

**称友疏**

梵文四〇六頁一九行

或は〔聞き手が意味を〕了解する能力を持ったときであるかとは、何となれば、意味を了解する能力を持っている〔だけで、現実に意味を了解し已っていない〕者でも、「意味を了解する（arthābhijña）」と言うことができるからである。「〔今現に〕意味を了解している」ということが害せられてある分位も、〔ここに含めて〕意味せられているが故である。語の意味は意識の境であるからとは、「天授（Devadatta）は此処にいない」或は「いる」と言われるとき、声は聞き手によって識別せられる。けれどもその直後に、「語の意味は眼等の集合より成る天授である」と分別意識によって識別せられる。それに由って、

無表だけが根本業道となるであろう。語表は耳識と倶に滅するからである。そして〔一般に〕根本業道は表と無表とを自性とする、と認められる、と。

死者の如くである、それ故にこれらについては「覚せられたもの」という名称が附せられるとは、毘婆沙師たちが、[10]言葉の語源的解釈に関する方規に準拠して説明するのである。軌範師衆賢は「[11]自らの根に至れるものが覚せられたものである」と〔言う〕。広説乃至、意を以って諸法がとは、もし、汝によって鼻を以って諸香が嗅がれたことがない、舌を以って諸味が嘗められたことがない、身を以って諸触が触れられたことがない、乃至、もし汝によって意を以って諸法が識られたことがないならば、というのである。三境について〔即ち〕色と声と法とについて、順序に随って「所見・所聞・所識」という語が指定されているから、香等については〔即ち〕香と味と触とについては、「所覚」という名称が〔附せられて〕ある、と知られる。〔即ち〕それら〔香等〕が「所覚」という語を以って説かれる。このようなことが許されないときには〔即ち〕香等について「所覚」という名称が〔附せられて〕あると許されないときには、〔香等は〕所見等なる存在物の外にあるから〔即ち〕香等は非色〔処〕を特徴としているために所見なる存在物の外にあるから、また非声〔処〕・〔非〕法処を特徴としているために所聞・所識なる存在物の外にあるから、香等については、或は「所見」という乃至或は「所識」という〔そのような〕慣用言説がないことになるであろう、というこれが、それら〔香等〕については「所覚」という名称が〔附

（梵文四〇七頁一行）

せられて」ある、とすることの理〔証〕である。軌範師〔世親〕は曰く、「まず経は云云」と。別の意味をもっているからであるとは、経の意味は全く別であるが為である。〔世親は次のように〕経の意味を語る。此〔経〕においては、また汝にとって（te）〔即ち〕汝にとって（tava）、色等の六種の境について、所見等なる四の慣用言説が〔説かれて〕あるとき、〔即ち〕所見と所聞と所覚と所識という慣用言説が〔説かれて〕あるとき、ただ所見等の慣用言説のみがあるであろう、と。〔即ち〕色については「所見」乃至「所識」という慣用言説があるであろう、同様に声等についても〔四の慣用言説があるであろう〕。〔即ち〕大母よ、またこれについて、汝にとって六境が見られたときに、見られたということだけがあるであろう。六境が聞かれたときに〔乃至〕、覚せられたときに〔乃至〕、識られたときにのみ、識られたということだけが〔あるであろう〕、というように、このように彼の経句が註釈せられる、との趣旨である。何となれば、汝にとって愛・非愛の相を附け加えることはないであろうからである、というのが経の意味である。豈また「もし、汝によって眼を以って諸色が見られたことがない」とのみ説かれていて、之に反して「聞かれたことがない」乃至「識られたことがない」ということは全く説かれていない、同様に、「諸声が聞かれたことがない」とのみ説かれていて、之に反して「見られたことがない」乃至「識られたことがない」とは説かれていない、同様に乃至、「諸法が識られたことがない」とのみ説かれていて、之に反して「見られたことがない」乃至「触れられたことがない」とは〔説かれて

い」ないではないか、というならば、これは過失ではない。これは実例〔を挙げるという〕形態として、世尊によって説かれたのである。〔だから〕「諸色が見られたことがない」と説かれたように、同じように「聞かれたことがない」乃至「識られたことがない」と説かれなくてはならない。声等についても同様に説かれなくてはならない。それによってこそ〔所見等の〕定義が説かれるのである。五根によって云云とは、五根によって色等が直接知られたとき、それが所見であり、他の者から六境が伝えられて来たとき、それが所聞であり、道理の推量によって〔自分の心に〕認められたとき、〔即ち〕意趣せられたとき、それが所覚である。道理の推量とは、混乱のない推量であって、それはまた六境を対象とする。但し第六〔法境〕は「所見」を除くとは、第六の境は法〔境〕であって、其〔法境〕は、「所見」という慣用言説を避けて「所聞」等の三の慣用言説をもって言説せられる。この故に「香等については慣用言説が無い」という過失はない。それ故にこの理も亦理ではない。〔「この」とは〕、毘婆沙師たちによって[02]「またこのようなことが許されないときには云云」と説かれたところのものである。何故ならば、〔汝の所説とは〕異なる仕方においても亦、香等について慣用言説があることになるからである。

眼をもって直接知られたところのものがとは、五根をもってではない。耳をもって聞かれたると、他より伝聞せられたるとのものがとは、両方とも〔所聞であるとして〕認められているのである。各自に感受せられたるは、定に入っていない心によって〔感受せられた〕楽等であるけれども、証得せられた

るは、唯だ世俗の定心によって〔証得せられたもの〕であって、出世間〔の定心〕によって〔証得せられたもの〕ではない。[13]世俗的な慣用言説の支配下にあるからである。それで、このように瑜伽行派（Yogācāra）の理趣によっても亦、これら六境はみな一一に可能なるに応じて、或は「所見」或は[14]「所聞」「所覚」「所識」と慣用的に言われる。それ故に「香等については慣用言説が無い」という過失はない。

梵文四〇八頁一行

もしひとあって、身をもって〔実際とは〕異ったとは、もしひとあって、身の表示をもって〔実際とは異った〕意味を了解させるならば、そのひとにとっても亦妄語である。遂行する〔と〕は、実行する、である。語をもって遂行するならばとは、語をもって他の者を殺すならば、という意味である。けれどもこの世においては殺生は身に属するから、根本〔業道〕に包摂せられた身に属する無表のみがあって、語に属する〔無表〕はない。この場合、身に属する表も亦無いであろう。身をもって遂行するならばというこの場合は、妄語は語に属するから、根本〔業道〕に包摂せられた語に属する無表のみがある、と理解されるべきである。而も両方の罪にとは、身と語との罪に、である。諸の仙人の意の慣りによっては、身の罪との結合がある。及び此処に布薩の例があるとは、語の罪との結合がある。何とならば、比丘の布薩のとき、持律者によって「〔汝等は〕[15]このことについて清浄であるかどうか」と告げられた場合に、もし或る比丘が、現に罪がありながら〔これを〕白状しないで、終始沈黙して〔それに〕同意するならば、彼は妄語者となるであろう、と。どうしてそれら〔二人〕について業道が成就するかとは、どうして、

それら仙人と比丘とが身・語をもって遂行しつつあるのではないのに、順序に応じてそれら〔二人〕の殺生と妄語とが業道として成就するか、というのである。このことについては毘婆沙師たちによって努力が為されなくてはならぬ。答釈が為されなくてはならぬ、という意味である。これについて軌範師衆賢は答釈して曰く、「諸の仙人は意味の上から言うならば命令者である。何となれば、彼等〔諸の仙人〕が有情を見捨てて悪の意志（āśaya）を起したことを、諸の非人が認証して、〔非人たちは〕彼等〔諸の仙人〕を敬信しているので、〔仙人の為に〕身をもって〔殺生を〕遂行して、それによって彼等諸の仙人に業道が生ずるようにするからである。どうして〔非人という〕他の者の表によって〔諸の仙人に業道が生ずる〕か、というならば、〔意の憤りというような〕このような状態にある者には、必ず身・語の諸変異がある。更にまた彼等〔諸の仙人〕は、〔殺生が行われるように〕そのように呪詛する。そしてその場合必ず身・語の運動があるであろう。〔これらの表は命令の表に相当する。〕けれども他の人びとは曰く『欲界においてすべての無表が必ず表に依属するとは限らない。得果と同時に五〔比丘〕等に別解脱律儀の生ずることが有り得るからである。それだから不善〔の無表〕も亦、このような種類の或るものは、表がなくてもあるであろう。〔衆賢の説のように〕彼等〔諸の仙人〕によって先きに表が造られたのである、というならば、〔五比丘の場合の如き〕他の場合においても亦必ず〔表が〕有るであろう』〔と〕。まず諸の仙人について説き終った。布薩のときの妄語の場合も亦、もし清浄〔無罪〕ならざる者が僧伽

の中に入り、坐し、自分で威儀路を現じ、或はそれと関係のある何事かを語るならば、それらがその者にとっての先きなる表である」と。

註(1) 梵文は kathaṁ cābhijñātuṁ samarthaḥ であるが、玄奘訳はこれを「如何 正聞 可レ名二能解一」と訳して、反語の意味に理解している。今はチベット訳に従った。

(2) 梵文は 'pyutpannabhāva であるが、チベット訳〔及び玄奘訳?〕に拠って、これを vyutpannabhāve と訂正する。「〔語を〕理解する状態が起っている」とは、語を理解する意識が起れば、いつでもすぐに語を理解することができる状態にあることを言う。

(3) 梵文は yena であるが、この経典は『相応部』四巻七二頁に相当経があり、そこでは peman (preman) となっている。また玄奘訳の「愛」、チベット訳の「喜 (dgaḥ ba)」がこれに当るようであるから、yena を prema と訂正する。

(4) 平川索引は sūtraṁ を na sūtraṁ と訂正しているが、称友疏に引用せられている文章には na がないので、tāvajjñāpakam を tāvad ajñāpakam と訂正する。

(5) 梵文は bhāvenā- であるが、チベット訳の「修習して (bsgoms nas)」によって、bhāvanā- と訂正する。

(6) 括弧の中は『称友疏』の所引によって補った。

(7) 平川索引の如く、『称友疏』の所引によって梵文の ākharitam を āgamitam と訂正する。

(8) 梵文は cotpannam. prasaṅgena śāstraṁ pravartayatām. であるが、これを ca. niṣpannaṁ prasaṅgena. śāstraṁ pravartatām. と訂正する。なお玄奘訳は「且止二傍論一、応レ申二正論一」、真諦訳は「勿二広論一此、更釈二此論一」、チベット訳は「傍論は完了した。〔本〕論に入ろう」である。チベット訳の「完了した (rdsogs so)」はしばしば niṣpanna の訳として用いられ、また śāstraṁ pravartatām という言い方は、梵文二七九頁四行において、同じ意味のことを言うときに用いられている。

(9) 平川索引は梵文の anyathātvaṁ を anyārthatvaṁ と訂正したが、これはチベット訳に拠ったものらしい。ところが『称友疏』

の引用では anyathā となっている。いまは平川索引による。

(10) mṛta〔死者〕から mata〔覚せられたもの・所覚〕を解釈するもの。

(11) 有部では、眼・耳の二識は不至境を取り、鼻・舌・身の三識は至境を取るとされていることを指す。

(12) 梵文『倶舎論』プラダン本二四五頁二三行、本和訳三四八頁。

(13) 梵文の laukikaṁ を laukika- と訂正する。

(14) 荻原本の eva を シャーストリ本によって vā と訂正する。

(15) 梵文は荻原本では kacci 'ttha となっており、脚註によれば kaccit stha と同じであるという。けれどもシャーストリ本では kaccittha となっているので、これをパーリ語の kacci ettha（梵語の kaccit atra）と見て訳した。漢訳の戒本は「是中」と訳している。「今問諸大徳、是中清浄不。〔第二第三亦如是説。〕」『四分律比丘戒本』〔大・二二・一〇一六a〕 但し『称友疏』のチベット訳には欠けている。

(16) 『順正理論』四二（大・二九・五八〇a・七行以下）

(17) 『順正理論』は「仙以二何表一令二鬼知一心」と訳しているが、今はチベット訳を参考にした。また荻原本もシャーストリ本も「どうしてであるか。他の表によってである」と読んでいる。

第五項　その他の語の業道

梵文二四六頁一五行

他の者を分離させる為に

染汚心をもって語るのが両舌である。

もし他の人びとを分離させる為に、〔即ち他の人びとに対する〕敵害心の為に、染汚心をもって

語るときは、それが両舌である。「意味を了解するとき」ということと、及び「誤らないで」ということとは、〔ここにも〕続いているのである。

非愛なること

を語るの

が悪口である。

「染汚心をもって」ということと、「意味を了解するとき」「誤らないで」ということとは、〔ここにも〕続いているのである。〔即ち〕もし染汚心をもって、他の人びとにとって非愛であることを語り、〔他の人びとがその〕意味を了解するとき、そして〔先きに悪口を〕言おうとしていた所のその同じひとに向って〔そのことがなされる〕ならば、それが悪口である。(1)

一切の染汚なるものが綺語である。（七六偈）

〔染汚なる〕「言語が」というように関連することが、〔ここにも〕続いているのである。〔即ち〕一切の染汚なる語が綺語である。そしてそれこそが綺語者の本質である。何となれば、其〔綺語〕と結合することによって、綺語者となるからである。

梵文二四七頁一行

他の人びとは「それ以外の染汚なるものである」〔という〕。

他の人びとは「それら妄語等より以外の諸の語業であって、染汚なる語が綺語である」と〔言う〕。

お世辞と歌謡と舞踊との如きものと
及び邪論の如きものとである。

例えば、比丘が邪命者であってお世辞を語ると、貪を懐ける或る人びとが歌謡すると、諸の舞踊者が舞踊のときに、他の人びとを喜ばせるために無駄話をする如きである。また〔邪論の如き〕そのような見を有する人びとが諸の邪論を語る。同様に、泣きごとを言うと世俗の戯論等も亦、妄語等以外の染汚の語業であって、それは綺語である。どうして転輪〔王〕の時に歌謡は有っても、綺語ではないのか。その理由は、その時には出離と関連せる諸の歌謡が歌われたのであって、野鄙な味と関連せる諸〔の歌謡〕が〔歌われたの〕ではない。他の人びとは「その時、嫁すること娶ること等の談話が実有であるから、綺語は有るが業道ではない」と〔言う〕。

**称友疏**
梵文四〇八頁二五行

一切の染汚なる語が綺語であるとは、妄語等の三も亦〔綺語〕である、〔妄語等の三〕以外の染汚なる〔語〕だけが〔綺語なの〕ではない。そしてそれこそが綺語者の本質(saṁbhinnapralāpitā)であるとは、何故かというと、〔例えば綺語なる〕或る特質があることによって、〔綺語者という〕語が、もの〔ここでは人〕について立てられる場合、其〔綺語〕を表現するためには、其〔綺語者という語〕に tva または tā を附する、と〔いう規定が(2)〕あるからである。そのような接尾語〔ここでは tā〕によって、

染汚なる語を特徴とするものが綺語と言われるのである。何となれば、其〔綺語〕と結合することによって、〔即ち〕何となれば、綺語と結合することによって、その人は綺語者となるからである。

妄語等の三より以外の染汚なる語が綺語であると説いて後、例喩を示そうとして曰く、

お世辞と歌謡と舞踊との如きものと
及び邪論の如きものとである、

と。お世辞を語るとは、利得と名声とを欲(3)することの故に、親近を示す語を語る、という意味である。泣きごと（梵文四〇九頁一行）を言うと世俗の戯論等というときの、「等」という語によっては、泣きごとを言うと世俗の戯論より以外の、染汚心を有する人びとの或る談論が〔含まれる〕。

嫁すること娶ること等の談話が実有であるからという中で、嫁することは娘が息子の家に来ることであり、娶ることは息子が娘の家に来ることである。他の人びとは「嫁することは性交に関することであり、娶ることは結婚することである」と〔言う〕。「等」という語によっては、貪心ある人びとの談論が〔含まれる〕。

註(1)　梵文は yat vivakṣitaṁ であるが、諸訳を参照して yatra vivakṣitaṁ と訂正する。チベット訳は gaṅ la smra bar ḥdod pa、玄奘訳は「本期心所レ欲レ罵者」、真諦訳は「是所レ欲処、是所レ欲語」である。真諦訳だけは yatra を、悪口のなされる対象者の意味と、悪口の内容との両方の意味に解しているようである。これが「誤らないで」の解釈である。

(2) パーニニ文典五・一・一一九参照。

(3) 梵文は -kāmatā であるが、これをチベット訳は bkur ste ḥdod pa ñid〔尊敬を欲すること〕と訳している。おそらく -satkāra-kāmatā とあったのであろう。

第六項　貪・瞋・痴の業道

梵文二四七頁一〇行
けれども他人の財を不正に渇望するは
貪欲（abhidhyā）である。（七七偈）

「ああ実に、他の人びとが有するところのものが私のものであれよ」といって、他人の諸の財を不正に非理に渇望し、或は力ずくで或(1)はひそかに自分のものにしようと欲するならば、それが貪欲業道である。他の人びとは「すべて欲界繋の渇愛はみな貪欲である」と〔いう〕。その理由は、蓋が主題として〔説かれる〕ときに、欲貪（kāmacchanda）について経中に「彼は世間において貪欲を断じて云云」と説かれているからである。〔また別の〕他の人びとは「たといすべて〔の渇愛〕が貪欲であっても、すべて〔の貪欲〕が業道なのではない。粗なる悪行〔のみ〕が〔業道の中に〕含まれるからである」と〔いう〕。諸の転輪〔王〕と北倶盧〔洲〕のひとびとの貪欲までも、業道であってはならないからである。

有情に向って瞋憎するは瞋恚（vyāpāda）である。

諸の有情に向って瞋憎し、他の者を迫害する特徴[2]をもって、向って進んで行くのが、瞋恚である。

善（śubha）と不善（aśubha）とにおいて「無し」との見が邪見である。

善と不善との業において「無し」という見が邪見である。例えば「布施なく、供犠[3]なく、献供なく、善行なく、悪行なく云云、乃至、世間において諸の阿羅漢もない」という如きである。以上の如きこれは、総じていえば業と果と聖者とを誹謗する邪見であることになる。けれども偈においては初めのみが示された。（梵文二四八頁一行）これら十業道はこのような特徴を有するものである。

**称友疏**

（梵文四〇九頁六行）

不正に非理にとは、標挙と解釈とを特色とする〔二つの〕同義語である。

その理由は云云とは、五蓋を主題として〔説く〕ときに、欲愛（kāma-tṛṣṇā）を自性とする欲貪（kāmacchanda）について、「彼は世間において貪欲を断じて、貪欲を離れた心をもってしばしば住する」〔と説かれており〕、瞋恚・惛眠・掉悔〔も同様、更に〕「世間において疑を断じて、狐疑を超え、疑を超え、諸の善法に対して疑惑がない。彼は五蓋を断じて云云」と〔説かれている〕。それ故にすべて欲界繋の渇愛はみな貪欲であると知られる。

粗なる悪行〔のみ〕が〔業道の中に〕含まれるからであるとは、十不善業道の中には粗なる悪行〔のみ〕が含まれていて、すべて〔の悪行〕ではない。善〔業道〕の場合も同様である。それ故にすべての貪欲

が業道なのではない。それではどうであるか。他人の財に対して不正に渇望することが業道である、というのが他の人びとの意向である。転輪〔王〕と北倶盧〔洲〕のひとびとの貪欲が業道であってはならないとは、その理由は、そこにおいては欲界繋の渇愛がないわけではないが、しかしそこにおいては諸の不善業道は許されないからである。

以上の如きこれは、総じていえば業と果と聖者とを誹謗する〔邪見〕であるとは、その理由は、次の如き〔邪見〕が誦せられるからである。「布施なく、供犠なく、献供なく、善行なく、悪行なく、善行と悪行との諸業の果の異熟もない。この世なく、あの世なく、母なく、父なく、化生の有情なく、世間において諸の阿羅漢もない、」と。これらの中で、「布施なく乃至悪行なく」というのは、業を誹謗する〔邪見〕である。同様に「母なく、父なく」というのも、まさしく業を誹謗する〔邪見〕である。「善行と悪行との諸業の果の異熟もない。この世なく、あの世なく」と、同様に「化生の有情なく」というのは、果を誹謗する〔邪見〕である。「世間において諸の阿羅漢もない」というのは、聖者を誹謗する〔邪見〕である。けれども偈においては初めのみが示されたとは、

善と不善とにおいて「無し」との見が

という例喩のみが〔説かれて〕あるからである。

註(1) 梵文は copāyādva であるが、原写本は copādva であった。チベット訳 hjab bu は、梵文『倶舎論』二四四頁七行目において、

同じ意味のことを述べる際に、caurya の訳として用いられているので、梵文を cauryādvā と訂正する。

(2) チベット訳 rnam par- によって、梵文を -ākāra- と見る。

(3) 「供犠」の梵語は iṣṭa であるが、これには √yaj に由来する供犠の意味と、√iṣ に由来する愛楽の意味とある。チベット訳は前者の意味に理解し、玄奘訳「愛楽」は後者の意味にとっている。

## 第七節　業道の名義

梵文二四八頁一行
「業道」とはどのような意味であるか。

この中で実に三は道（panthāna）であり、
七は亦業でもある。（七八偈）

実に貪欲等の三は業の道（panthin）であるから、業道（-patha）である。その理由は、それらと相応する意思が、それらが起るに由って起り、それらが行くに由って行くからである。それらの力に由って、そのように造作するが故である。これに反して殺生等の七は、身・語の業であるが故に業であって、亦業の道であるから業道でもある。それらを等起せしめる意思がそれらを依処として起るからである。業道であるから、及び業であって亦業道でもあるから、業道である。不同類なるものについても亦、一つだけを残す省略法が成立するからである。無貪欲等と離殺生等も〔これと〕

同様に知るべきである。

加行と後起とは何故に業道ではないのか。その理由は、其れを目的として、また其れを根本として、それらは起るからである。また、先きに「[2]粗顕なるものを包摂するが故に」と説かれたのと同様である。また世間において、もしそれらが増進し減退することによって、内・外の諸の事物が増進し減退するときは、である。

もしそうならば、諸の譬喩師が貪欲等はまさしく意業であると認めるとき、彼等〔譬喩師〕にとってそれら〔貪欲等〕は、どうして業道なのであるか。〔そのような問は〕まさしく彼等〔譬喩師〕自らに向って問われるべきである。けれどもまた〔次のように〕説くこともできる。それら〔貪欲等〕は善趣・悪趣にとって、業でありまた道でもあるから、業道である。或は相互に引き起すからである。

**称友疏**
梵文四〇九頁三〇行

業の道とは、意思(cetanā)と称せられる業の、道である。どうしてであるか、といえば曰く、その理由は、それらと相応する〔即ち〕貪欲等と相応する意思が、それら〔即ち〕貪欲等が起るに由って〔即ち〕行くに由って、起る、〔起るとは〕行くという意味である。それらの力に由ってそのように造作するが故である。〔即ち〕順序に応じて愛著と背反と邪な断定とを相貌とする貪欲等の力に由って、それ

梵文四一〇頁一行

ら〔貪欲等〕に順応せる意思が造作するからである。〔造作するとは〕意思するという意味である。それ故に、それら〔貪欲等〕が起るに由って起るのである。身・語の業を自性とするものであるが故に業であって、亦意思と称せられる業の、道であるから、業道でもある。それらを等起せしめる意思が〔即ち〕身・語業を等起せしめる意思が、それらを依処として〔即ち〕それら殺生等を依処として、起るからである。不同類なるものについても亦、一つだけを残す省略法が成立するからであるとは、語が同類であるものについて、或は意味が同類であるものについて、一つだけを残す省略法が認められる。例えば、樹と及び樹とが〔たとい「樹」の表わす意味は異なっていても語が同じであるから〕「〔二〕樹」〔といわれ〕、歪曲と及び諂曲とが〔たとい語は異なっていても語の表わす意味が同じであるから〕「二歪曲」といわれる如くである。けれども今の場合「業であって亦業道でもある」というとき、「業」という語と「業道」という語との間には、語という点からも同類性がないし、亦意味の上からも〔同類性が〕ない。「業」〔という語の表わす〕意味と「業道」〔という語の表わす〕意味とは、〔相互に〕異なっているからである。〔だから〕一つだけを残す省略法にはならないことになる。〔答えて曰く〕しかし、全体としては不同類であるが、一部分については同類であるものについて、〔それらの中の〕一つだけを残す省略法が成立するからである。〔「成立する」とは〕「認められる」という意味である。例えば[3]「〔強意活用の動詞の〕接尾語 ya がある場合とそれが欠けている場合とにおいて、母音を重韻にする（guṇo yaṅ-

lukoḥ)」とあるが如きである。〔この場合〕「接尾語 ya がある場合と及び接尾語 ya が欠けている場合と (yaṅ ca yaṅ-luk)」が、「接尾語 ya がある場合とそれが欠けている場合と (yaṅ-lukau)」であって、それら両方の場合に、というのである。これに反して、「接尾語 ya がある場合と及び欠けている場合と (yaṅ ca luk ca)」が、「接尾語 ya がある場合とそれが欠けている場合と (yaṅ-lukau)」であるという、[4]このことは説くことができない。「〔ただ単に〕欠けている」ということは認められないからである。けれども一部分が同類であるから、〔即ち〕接尾語 ya がある場合 (yaṅ) と、及び接尾語 ya が欠けている場合 (yaṅ-luk) の一部分〔である yaṅ〕とは、「接尾語 ya (yaṅ)」ということにおいて同類であるから、「接尾語 ya がある場合とそれが欠けている場合とに (yaṅ-lukoḥ)」というときには、一つだけを残す省略法が成立する。この証明によって、「業であって亦業道でもあるのが業道である」という、これも亦成立する。その後でもう一度、〔全体について〕同類なるものについて一つだけを残す省略法〔が成立する〕。〔即ち〕貪欲等[5]は業道であり、そして殺生等も業道であるから、〔すべて〕業道である〔と〕。或はまた文法上の構文は次の如くである。業の有する道が業道である。〔次に〕それらは業であってまた業道であるから、業・業道〔持業釈〕である。貪欲等は業道であり、殺生等は業・業道であるから、〔ともに〕業[6]道と〔言われる〕。

無貪欲等も〔これと〕同様に云云とは、諸の善業道も亦全く同様に理に応じて説かれるべきである。

何となれば、無貪欲等は唯だ業の道のみであり、離殺生等は業であって亦業道でもあるからである、と。

その理由は、其れを目的[7]として云云とは、その理由は、根本業道を目的として、それら其の諸の加行は起るからである。また根本業道を根本として、それら其の諸の後起は起るからである。それ故にそれらは業道ではない。たとい業道が〔他の〕業道の加行であると説かれているとしても、それは根本であるという点からいうと業道であって、これに反して加行・後起となれるものであるという点からいうと〔業道〕ではない、と。先きに「粗顕なるものを包摂するが故に」と説かれたのと同様であるとは、

その中で粗顕なるもの[8]を包摂して、

業道は十であると説かれている、

というように説かれていたからである。凡そ加行・後起であるところのものは包摂せられてはいない。またもしそれらが云云とは、世間においてそれら根本〔業道〕が増進し減退することによって、内・外の諸の事物が増進し減退するときは、である。けれども加行と後起とについては、そうではない。それ故にそれら〔根本業道〕のみが業道である。そして

すべて[9]〔の業道〕は増上と等流と異熟との果を招く、と承認せられている、

と〔説かれる〕ここに至って、〔世親は〕それら〔根本業道〕が増進し減退することによって、それら〔内・外の諸の事物が〕増進し減退することを説くであろう。それ故にそれら加行と後起とは業道では

ない。

梵文四一一頁一行
彼等〔譬喩師〕にとってそれら〔貪欲等〕は、どうして業道なのであるかとは、何となれば、彼等〔譬喩師〕にとっては、それら〔貪欲等〕が或る意業の道であるから業道であるような、そのような意思なる意業は、それら貪欲等を除いてそれ以外にないからである。彼等〔譬喩師〕自らに向って問われるべきであるとは、そのように考えるところの彼等自らによって、答釈がなされるべきである。けれどもまたできるとは、〔世親〕自らの意見によって、その主張を可能ならしめるのである。或は相互に引き起すからであるとは、〔引き起すから〕どうなのであるか。〔引き起すから〕「それら貪欲等は業道である、」というように〔文章は〕関係するのである。貪欲は瞋恚と邪見とを引き起し、またそれら〔瞋恚と邪見と〕は彼〔貪欲〕を〔引き起す〕、というのである。それら〔貪欲等〕は、業であって、またそれらの中の何れか一つの業の道であるから、業道である。

註(1) 梵文の karmāṇi を平川索引は kiṁ tarhi na と訂正したが、チベット訳及び漢訳より見て kasmāt na と訂正した。

(2) 梵文は yathaudārikaṁ ca grahaṇāt であるが、『称友疏』の引用では yathaudārikasaṁgrahāt となっている。「先きに」とは六六偈で、そこでは tadaudārikasaṁgrahāt とある。

(3) パーニニ文典七・四・八二。ここに説かれていることは、「ya と ya の欠と」を表わすときに、共通語の ya を省略して「ya〔と〕欠〔との二〕」という言い方をする。それと同じで「業と業道と」を表わすときに、片方の「業」を省略して「業道」と言ったのである、と。

(4) シャーストリ本によって ayaṁ で切ったが、チベット訳は ayaṁ を後にかけて読んでいる。

(5) チベット訳によって「等（-ādayaḥ）」を補った。

(6) チベット訳には「業・業道である（karma-karma-pathāḥ）」とあるが誤りであろう。この第二の解釈は、殺生等の七は業・業道であり、貪欲等の三は業道であるとして、これら両者の間において、一つだけを残す省略法を適用するものである。

(7) 梵文の tad-artha iti を梵文『倶舎論』に拠って tad-arthaṁ iti と訂正する。

(8) 『倶舎論』業品六六偈ｂｃ。

(9) 『倶舎論』業品八五偈ａｂ。

## 第八節　断善根と業道

梵文二四八頁一二行
これら十不善業道は、すべてみな諸の善法の現起と矛盾する。(1)

けれども断根は非有の見による。

けれども断善根は、上品の円満なる邪見によってある。もしそうならば、論の中に〔次のように〕説かれているのは〔どうか〕。「上品の諸の不善根とは何であるか。それによって諸の善根が断ぜられるようなそのような諸の不善根と、及び離欲に到達して最初に断除するところの諸〔の不善根〕とである」と。〔答う〕諸の不善根によって邪見が引き起されたのであるから、それら〔諸の不善

根〕そのものの上に、このように其〔邪見〕の作用が説かれるのである。例えば、実は火が村を焼くのであるが、しかし諸の賊が其〔火〕を引き起したのであるから、「諸の賊によって村が焼かれた」と言われるが如くである。

諸の善根の中で、どれだけが断ずるか。

欲界繫（kāmāvacara）の諸の善根が断ぜられる。色〔界繫〕と無色界繫との諸〔の善根〕は成就していないからである。もしそうならば、『施設論（Prajñapti-bhāsya）』はどのようにして会通せられるか。〔即ち曰く〕「これだけ〔の条件〕でもって、この人によって三界に属する諸の善根が已に断ぜられていることになる」と。其れの得を遠ざけしめることを密かに意味して、このように説かれたのである。個体〔身心の相続〕をしてその器に非ざらしめるが故である。また生得の諸〔の善根〕のみが断ぜられる。加行得の諸〔の善根〕からは前に已に退しているからである。

（梵文二四九頁一行）

何を所縁とする邪見によって断ぜられるか。

果と因とを撥無する〔邪見〕によってである。

「善行もなく、悪行もない」といって因を撥無するところの〔邪見〕と、及び「善行・悪行の諸業の果・異熟はない」といって果を〔撥無する〕ところの〔邪見〕と、である。他の人びとは「無

間〔道〕と解脱道とのようなものである」という。或る人びとは「有漏を縁ずる〔邪見〕のみによってであって、無漏を縁ずる〔邪見〕によってではない。また同類の界を縁ずる〔邪見〕のみによってであって、不同類の界を縁ずる〔邪見〕によってではない。相応随増だけを為すに由って、力が弱いからである」という。これに対して〔正義を〕このように説明する。

すべてにわたってである。

或る人びとは「九品のすべての善根は頓に断ぜられる。見所断〔の煩悩〕の如くである」と〔いう〕。これに対して〔正義を〕このように説明する。

漸々にである。

九品の邪見によって九品の善根が断ぜられる。修所断の煩悩の如くである。乃至、上上〔品の邪見〕によって下下〔品の善根〕が〔断ぜられる〕と。このようであるならば、この論文が護られてあることになる。「微倶行の諸の善根とは何であるか。〔答えて〕曰く、諸[2]の善根が断ぜられるとき、最後に捨するところの諸〔の善根〕であって、そのような散失してしまった諸〔の善根〕によって、『断善根者』と称せられるようになるのである」と。そのようであるならば、此の論文にはどのような道理があるか。「上上〔品〕の不善根とは何であるか。或る諸の不善根によって諸の善根を断ずるところの、其の諸〔の不善根〕である」と。これは究竟を密かに意味して説かれたのである。

それら〔九品の不善根〕によって〔善根が〕残りなく断ぜられるからである。何となれば、それら〔諸の善根〕の中でたとい一品でも断ぜられていないことが、すべて〔の善根〕が再び起ることに対する因となるかも知れないからである、と。或る人びとは「見道の如くに〔途中で〕退出しないで断ずる」と〔いう〕。これに対して〔正義を〕このように説明する、「両方の場合がある」と。或る人びとは「先きに律儀を捨し、後に諸の善根を断ず」と〔いう〕。これに対して〔正義を〕このように説明する、「或る心の果である律儀があるとき、其〔心〕を捨することに由って其〔律儀〕も捨する」と。[3]

さて諸の善根が断ぜられるのは

人（nṛ）においてである。（七九偈）

〔即ち〕諸の人（manuṣya）においてのみであって、諸の悪処においてではない。染汚と不染汚との戯が堅牢でないからである。諸天においてでもない。業果を現見するからである。三洲においてであって、北倶盧〔洲〕においてではない。悪の意志がないからである。他の人びとは「贍部洲においてのみである」と〔いう〕。彼等にとっては「贍部洲（梵文二五〇頁一行）の人びとは最少限八根を成就している。東勝身〔洲〕の人びとと〔西〕牛貨〔洲〕の人びとも同様である」という、この論文が矛盾する。

次にそれら〔諸の善根〕は

女と男（puruṣa）とが断ずる。他の人びとは「〔女は〕意欲と精進と慧とが昧鈍であるから、女ではない」と〔いう〕。〔もしそうならば〕「女根を成就しているところの者は必ず八根を成就している」というこの論文と矛盾するであろう。彼等の中でも愛行者は〔善根を〕断じない。意志が不安定であるからである。もしそうならば何者であるか。

見行者である。

〔見行者は〕悪の意志（āśaya）が堅牢で深秘であるからである。同じ理由によって扇搋等でもない。〔扇搋等は〕愛行者に類する者であるからである。〔彼等は〕また悪処の有情の如くである。

断善根は何を自性とするか

それは不成就（asamanvaya）である。

何となれば、諸の善根の得が再び生じないで、非得も亦生じ、其の不成就（asamanvāgama）が生じたときに、「諸の善根が已に断ぜられた」と言われるからである。

已に断ぜられたそれら〔善根〕が、どのようにして再び続起するのか。

続起するのは疑（kāṅkṣā）と有の見とに由る。

若しまたその者に因・果に対する疑（vicikitsā）或は有の見が——〔有の見とは〕正見という意味

である――起るときには、再びそれら〔諸善根〕の得が生ずるが故に、「諸の善根が続起した」と言われる。九品の諸〔善根〕が倶時に続起する。けれども現起するのは順序に随ってである。病気がなおってから力を獲る如くである。

次にこれら〔諸の善根〕のそのような続起は

この世において、無間〔業〕を造った者については無い。（八〇偈）

この世において他の者にのみあるであろう。これに反して、この世において無間〔業〕を造った者にはないであろう。まさにこのひとを密かに意味して、〔次の如く〕説かれている。「この補特伽羅〔人〕は、まさに現法において諸の善根を続起する可能性はない。この者は必ず諸の地獄から死殁しつつあり、或は〔諸の地獄に〕生まれつつあるとき、諸の善根を続起するであろう」と。生まれつつあるとき〔と〕は、中有に住するとき、である。死殁しつつあるとき〔と〕は、将に死殁せんとするとき、である。その中で更に、因力によって〔諸の善根を〕断ずる者は、〔諸の地獄から〕死殁しつつあるとき〔諸の善根を〕続起し、縁力による者は〔諸の地獄に〕生まれつつあるとき〔続起する〕。自力による者と他力による者も同様である。

復た曰く「意志が破壊されて〔諸の善根を〕断ずる者は、現法において〔諸の善根を〕続起する。意志と加行とが破壊されて〔諸の善根を断ずる〕者は、身が壊して後である」と。「見が破壊され

て〔諸の善根を断ずる者〕と、見と戒とが破壊されて〔諸の善根を断ずる〕者とも同様である」と。（梵文二五一頁一行）善根を断じても邪定ではない者もあるであろう、ということで、四句がある。初句は富蘭那（Pūraṇa）等である。第二〔句〕は、阿闍世（Ajātaśatru）である。第三〔句〕は、提婆達多（Devadatta）である。第四〔句〕は、これらの形態を除いてである。

(4) 善根を断ずる邪見の異熟は、無間〔地獄〕においてある。これに対して無間〔業〕を造れる人びとの〔異熟〕は、其〔無間地獄〕において、或は他の地獄においてある。

**称友疏**

（梵文四二一頁八行）善根は邪見によって断ぜられる、というこの意味を説こうと思って、「すべてみな諸の善の(5)云云」と〔本論への〕導入を語る。上品の円満なるとは、上上品のという意味である。もしそうならば論の中に〔次のように〕説かれてあるのはどうかとは、もし邪見によって善根が断ずるのであって、諸の不善根によってではないならば、論の中に「それによって諸の善根が断ぜられるようなそのような諸の不善根と云云」と説かれているのは〔どうなるか〕。何となれば、それら〔諸の不善根〕は貪（lobha）等を自性とするものであって、邪見を自性とするものではないからである、という意味である。諸の不善根によって引き起されたのであるから云云とは、上品の貪等なる諸の不善根によって邪見が引き起された〔即ち〕引き寄せられた、それ故に〔である〕。諸の不善根によって邪見が引き起されたのであるから、そ

れら〔諸の不善根〕そのものの上に、其〔の邪見〕の作用が説かれる。〔即ち〕それら諸の不善根そのものの上に、善根を断ずるという邪見の有するその作用、それが説かれる。

もしそうならば、『施設論』はどのようにして会通せられるか〔とは〕、もし「欲界繫の諸の善根が断ぜられる。色〔界繫〕と無色界繫との諸〔の善根〕は成就していないからである」と説明せられるならば、である。其れの得を遠ざけしめることとは、その人から色〔界繫〕と無色界繫との諸〔の善根〕の得を遠ざけしめることを意趣して、「三界に属する諸の善根が已に断ぜられている」というように、このことが説かれたのである。それではまた、どうして其れの得を遠ざけしめるのか。個体〔身心の相続〕をしてその器に非ざらしめるが故である。〔即ち〕ここなるその個体〔身心の相続〕が、以前にはそれら〔諸の善根〕の得の器となっていたが、いまは善根が断ずるが故に、それら〔善根〕の得の器に非ざらしめられているからである。だからそれ故に、其れの得が遠ざけられていることになるのである。加行得の諸〔の善根〕からは前に已に退しているからであるとは、この者は聞・思・修所成の加行得の諸〔の善根〕からは、全く前に〔即ち〕(6)下下品の分位において、それら〔の善根〕から已に退している。まさしくその時その者にとって得が断ずる、という意味である。

無間〔道〕と解脱道とのようなものであるとは、因を撥無する〔邪見〕は無間道のようなものであり、果を撥無する〔邪見〕は解脱道のようなものである。だから〔ここに〕「善根(7)を断ずることに対して、

これら因と果とを撥無する〔二つの〕邪見が、両方ともはたらくのであって、一つ〔の邪見〕だけではない」と説かれていることになる。

他の主張は、有漏を縁ずる〔邪見〕のみによってであるという。〔即ち〕苦・集を縁ずる〔邪見〕によってであって、無漏を縁ずる〔邪見〕によってではない。滅・道を縁ずる〔邪見〕によってでは[8]ない、という意味である。また同類の界を縁ずる〔邪見〕のみによってであってとは、欲界を縁ずる〔邪見〕のみによる、という意味である。不同類の界を縁ずる〔邪見〕によってではない。〔即ち〕色・無色界を縁ずる〔邪見〕によってではない。〔「邪見によって」〕「諸の善根が断ぜられる」というように、〔文章が〕関係するのである。何故であるか、というならば、「相応随増だけを為すに由って、力が弱いからである」と言ったのである。無漏を縁ずると及び不同類の界を縁ずるとの邪見は、すべて相応せる諸法に対して相応によってのみ随増して、所縁という点からではない。それ故にそれら〔の邪見〕は力が弱い。だから、そのような〔邪見〕によっては〔諸の善根は〕断ぜられないのである。

これに対して諸の毘婆沙師は〔正義を〕このように説明する。

すべてにわたってである、[9]

とは、因を撥無するところの〔邪見〕と、果を〔撥無する〕ところの〔邪見〕と、及び同類の界を縁ずるところの〔邪見〕と、不同類なる〔界〕を〔縁ずる〕ところの〔邪見〕と、及び有漏を〔縁ずる〕と

梵文四一二頁一行

ころの〔邪見〕と、無漏を縁ずるところの〔邪見〕と、それらすべての〔邪見〕によって〔諸の善根が〕断ぜられる。

見所断〔の煩悩〕の如くであるとは、或る人びとは「あたかも見苦等所断の九品の煩悩のすべてが、苦諦等を見ることに由って頓に断ぜられるが如く、その如くに、九品の善根のすべてが頓に断ぜられる」と〔いう〕。修所断の煩悩の如くであるとは、あたかも九品の道によって九品の煩悩が断ぜられる、〔即ち〕下下〔品〕の道によって上上品の煩悩が断ぜられ、乃至、上上〔品の道〕によって下下〔品の煩悩〕が〔断ぜられるが〕如く、同様に九品の邪見のすべてによって九品の善根が断ぜられる、〔即ち〕下下〔品〕の邪見によって上上品の善根が断ぜられ、乃至、上上〔品の邪見〕によって下下品の善根が〔断ぜられる〕と。このようであるならば、この論文が護られてあることになる〔と〕は、もし已に説かれたように、修所断の煩悩の如くにそれら〔諸の善根〕が断ぜられるならば、である。微倶行の〔と〕は、下下〔品〕の、である。或る諸の不善根によって諸の善根を断ずるところの其の諸〔の不善根〕であるとは、善根を断ずるのは上上〔品〕の諸の不善根によってであると説かれているのであって、下下〔品〕等の諸〔の不善根〕によってではない、という趣旨である。もし漸々に断ぜられるならば、そのようであるならば、此には云云、どうしてであるか。これは究竟を密かに意味して説かれたのであるとは、善根を断ずることの究竟を密かに意味して「上〔品〕の〔不善根〕とは何であるか云云」というこれが説

かれたのである。けれども、下下〔品〕等〔の不善根〕による〔善根の〕断は、たとい説かれてはいなくとも、〔この中に〕含まれなくてはならない。それ故に、まさしく究竟を密かに意味してこれが説かれたのである。それら〔九品の不善根〕によって〔諸の善根が〕残りなく断ぜられるからである。〔即ち〕その理由は、それら九品の邪見によって諸の善根が残りなく断ぜられるからである。何となれば、それら〔不善根〕の中でたとい一品でも断ぜられていないならばとは、第九下下〔品の不善根〕が、である。〔そのときは〕九品すべて〔の不善根〕がいずれも再び起ることに対する因となるかも知れないからである、というのである。それ故に、これは究竟を密かに意味して説かれたのである。

(10)両方の場合があるとは、〔途中で〕退出して〔断ずる場合〕と、及び〔途中で〕退出しないで〔断ずる場合〕と、である。其〔心〕を捨することに由って其〔律儀〕も捨するとは、下下〔品〕の心によって律儀が受持せられてあったときは、下下〔品〕の善根と相応するその下下〔品〕の心を捨するとき、〔即ち〕断ずるとき、其の律儀も捨する。同様にして乃至、上上〔品〕の心によって律儀が受持せられて〔あった〕ときは、其〔心〕を捨することに由って其〔律儀〕も捨する、と。

(11)業果を現見するからであるとは、生まれて間もない天の子に三心が現起する。〔即ち〕私は何処から死没したか。何処に生まれたか。〔それは〕いかなる業によってであるか、と。このように業果を現見するから、諸天においては諸の善根が断ぜられないのである。贍部洲においてのみであるとは、其処

梵文四一三頁一行

〔贍部洲〕においては特に理屈っぽい者（tārkika）がいるからである、という趣旨である。最少限八根を成就している〔と〕は、五受根と身・命・意の諸根とであって、〔それは〕断善根者のみである。何となれば、彼には信等〔の五無漏根〕は断ぜられてあり、また凡夫であるから未知当知根等〔の三無漏根〕もない、不具が適用されるとき或は漸々に死する分位においては、眼等〔の四根〕も亦ないからである。東勝身〔洲〕の人びとと〔西〕牛貨〔洲〕の人びとも同様であるというように、拡大して説くから、これら〔二洲〕にも断善根がある、と示すのである。

女と男が断ずる、

とは、女と及び男とが、というのであって、「及び」という語が省略されて示されているのである。女根を成就しているところの者は必ず八根を成就している〔と〕は、四[12]の受根と及び身・命・意の三根と、第八として女根とである。信等は断善根の分位においてはあるのは間違いである、という趣旨である。そしてまさしくこの義が〔「女には断善根はない」という〕このことと矛盾する。眼等も亦前と同じように、あるのは間違いである。

彼等の中でもとは、已に説かれたような彼等〔善根を〕断ずる者の中でも、愛行者は〔善根を〕断じない。悪の意志が堅牢で深秘であるからであるとは、彼には、堅牢で深秘でそして悪なる意志が〔即ち〕意欲がある、という〔有財釈の〕合成語である。堅牢〔と〕は、堅い、である。深秘〔と〕は、覆われ

ている、である。悪の〔と〕は、不善の（akalyāṇa）、である。愛行者に類する者であるからであるとは、愛行者の種類に属する者であるからである、という意味である。あたかも、愛行者は意志が不安定であるが如く、彼等扇搋等もそれと同じである、というのである。また悪処の有情の如くである〔と〕は、あたかも、悪処の諸の有情は染汚・不染汚の慧が堅牢でないから、諸の善根を断じないが如く、扇搋等も同様である。

続起したとは、続起が作された（pratisandhikṛtāni）のが、続起した（pratisandhitāni）である。〔pratisandhi という〕名詞の語幹から作られた語根である。他の人びとは、〔原梵文を〕pratisanhitāni というように誦する。病気がなおってから力を獲る如くであるとは、恰も先ず病気がなおるが、しかし力を獲るのは徐々である如く、その如くである。

この世において無間〔業〕を造った者については無い、

とは、この世において無間〔業〕を造った者についてのみ続起がない、と〔説かれて〕あるから、意味の上からすれば「この世において無間〔業〕を造らない者については続起がある」と説かれていることになる。中有に住するときとは、地獄へ行くための中有に住するとき、である。将に死殁せんとするときとは、地獄から将に死殁せんとするとき、である。因力によってとは、同類因の力によって、彼等は自分〔の力〕でもって、邪見を有している、と認められるからである。縁力によるとは、他よりの声の力

によって、彼等は邪見を有している、と認められるからである。因の力は堅固であるからである。自力による者も同様であるとは、自らの思索する力による者は死殁しつつあるとき〔諸の善根を続起するの〕である。他力による者〔即ち〕他より聞いたことの力による者は、生まれつつあるとき、である。意志が破壊されての者はとは、邪見が現起することによって〔意志が〕破壊されてある者、〔即ち〕損壊されてある者である。その者は現法において〔即ち現〕世において、〔諸の善根を〕続起する。意志と加行とが破壊されて〔諸の善根を断ずる〕者は〔と〕は、邪見が現起することによってと、及び無間〔業〕を造ることによって、破壊されている者であって、その者は身が壊して後〔諸の善根を〕続起する。そして此処では「自力による者と他力による者」というように前に説かれたことの、まさしくこれは反復である。見が破壊されて〔諸の善根を断ずる〕者と、見と戒とが破壊されて〔諸の善根を断ずる〕者とも同様であるとのこれは、直前に説かれたことの反復である、と理解せらるべきである。(13)

富蘭那等であるという「等」の語によっては、六師が含まれる。即ち富蘭那迦葉(Pūraṇakāśyapa)と末伽梨瞿舎利子(Maskarin Gośālīputra)と珊闍耶毘羅胝子(Saṁjayin Vairaṭīputra)と阿耆多翅舎欽婆羅(Ajita Keśakaṁbala)と浮陀迦栴延(Kakuda Kātyāyana)と尼乾陀若提子(Nirgrantha Jñātiputra)と、以上である。彼等は非有論者であるから断善根者ではあるが、無間〔業〕を造った者ではないから邪定ではない。無間〔業〕を造った者が邪定であるからである。阿闍世は無間〔業〕を造った者である

梵文四一四頁一行

から邪定ではあるが、正見者であるから断善根者ではない。提婆達多は破僧者であるから、また悪心をもって如来より血を出した者であるから、断善根であってまた邪定である。第四〔句〕はこれらの形態を除いてであるとは、われわれ等である。

註(1) 梵文は kuśalānāṁ karmaṇāṁ であるが、諸訳を参考して、これを kuśalānāṁ dharmāṇāṁ と訂正して読んだ。

(2) 梵文は yairakuśalamūlaiḥ kuśalāni samucchinnāni であるが、チベット訳・漢訳に拠ってこれを yāni kuśalamūlāni samucchidyamānāni と訂正して読んだ。梵文に乱れがあるようである。

(3) 梵文は abhyutthānena であるが、平川索引の如く、『称友疏』四一二頁三一行の同文に拠って、avyutthānena と訂正する。

(4) 以下終りまで漢訳は玄奘訳も真諦訳も欠けている。

(5) 梵文は「諸の不善の（akuśalānāṁ）」となっているが誤りである。

(6) 『法宣師の講義』（六巻二三頁）に「加行善は断善の加行位に早や退してしもうて、九品の善根を断ずる根本の位は、唯だ生得善ばかりなり」とあるよりすれば、「下下品の分位」とは、善根を断ずる根本位の最初の位を指すものであろう。

(7) シャーストリ本とチベット訳とによって「根（-mūla-）」を補った。

(8) チベット訳に拠って否定の語を補った。

(9) 梵文は sarvayā であるが、『倶舎論』の本文のプラダン本には sarvathā とあり、シャーストリ本には sarvayā とある。

(10) 梵文は ubhayeneti であるが、梵文『倶舎論』に拠ってこれを ubhayatheti と訂正する。

(11) 梵文は karma-phale であるが、梵文『倶舎論』に拠ってこれを karma-phala- と訂正する。

(12) 『光記』によれば、憂根を除く。法宣師はそれに関して「憂根は離欲の位にはないことがある」と説明している〔講義六巻二九頁〕。女根または男根を成就する普通の人間には離欲が有り得るが、根欠者には離欲はないから、憂根を加えれば、女・男根を

除いて、前説の如く、最少限八根となるのであろう。

(13) 梵文『倶舎論』では二つ目の yo 欠。

## 第九節　業道と意思の心所との交渉

梵文二五一頁五行 以上〔の所説〕は、まさしく業道の傍論として存在する。そこで「どれだけの業道と共に意思(cetanā)が倶起して転ずるか」ということが説かれなくてはならぬ。

乃至八の不善〔業道〕と意思とが倶転する。

まず一〔業道〕と倶転する。〔貪欲等より〕以外のものが無くて、貪欲等が現起せるときである。或は不染汚心を有する者が、有色の諸〔の業道〕の中の何れか一つを、その加行(1)によって究竟せしめたとき、である。二〔業道〕と倶転する。瞋恚心を有する者が殺生をするとき、或は貪欲に埋没している者が偸盗・邪婬或は綺語をなすとき、である。三〔業道〕と倶転する。瞋恚心を有する者が、他人に属する生類を殺すことによって同時に盗むときである。〔他曰く〕もしそうならばそのときには、偸盗は貪(lobha)のみによって究竟することが成就しない。〔答う〕この決定は、異った心を

有していない者が其れを満了する場合についてである、と知らるべきである。また貪欲等に埋没している者が、その加行によって、二つの有色〔の業道〕を究竟せしめたときも、三〔業道〕のみと〔倶転する〕。〔次に〕四〔業道〕と倶転する。分破せんと意志して不真実を語り、或は悪口を語るときである。何故ならば、その場合には意に属する一〔業道〕と語に属する三〔業道〕とがあるからである。或は、貪欲等に陥れる者がその加行によって、他の有色の三〔業道〕を究竟せしめたとき、である。五・六・七〔業道〕と〔倶転すること〕も、同様に理に応じて説かれなくてはならぬ。〔次に〕八〔業道〕と倶転する。〔さきに〕六〔業道〕において加行を造って、自分は邪婬を行じつつ、同時に究竟せしめたときである。以上の如きが、まず不善〔業道〕との〔倶転〕である。

乃至十の善（śubha）〔業道〕と〔倶転する〕。

これに対して乃至十の善（kuśala）業道と意思（cetanā）とが倶転する、という総則を設けてから、例外を設ける。

一・八・五〔の業道〕と〔倶転すること〕はない。〔八一偈〕

一と八と及び五の業道と倶転することはない。その中、二〔業道〕と倶転する。善の五識があるときと、及び無色の等至において尽〔智〕と無生智とがあるときである。三〔業道〕と〔倶転する〕。正見と相応せる意識があるときである。四〔業道〕と〔倶転する〕。不善と無記との心を有する者

が優婆塞と沙弥との律儀を受持するときである。六〔業道〕と〔倶転する〕。善なる五識身においてそれら〔の律儀〕を受持するときである。七〔業道〕と〔倶転する〕。善なる意識において同じそれら〔の律儀〕を受持するときと、及び不善と無記との心を有する者が比丘律儀を受持するときとである。九〔業道〕と〔倶転する〕。善なる五識において其〔律儀〕を受持するときと、及び尽〔智〕・無生智と相応せる意識においてその同じ律儀を受持すると(2)、及び静慮に包摂せられた同じ其〔尽智・無生智と相応せる意識〕があるときである。十〔業道〕と〔倶転する〕。それ以外の善なる意識において同じく比丘律儀を受持するときである。及び尽〔智〕・無生智を除いて、静慮と無漏との律儀と倶転する一切の意思である。

けれども律儀を離れては一〔業道〕と倶〔転〕することもあるであろう。他の心を有する者が一支の遠離を受持するときである。五・八〔業道〕と〔倶転すること〕もあるであろう。善なる意識において二・五支を同時に受持するときである。

**称友疏**

梵文四一四頁一五行

〔貪欲等より〕以外のものが無くて貪欲等が現起せるときとは、〔貪欲等より〕以外の殺生等の業道が無くて、貪欲等の中の何れか一つが現起せるとき、である。その意思は一業道と倶転する。〔即ち〕貪欲と或は瞋恚と或は邪見と、である。或は不染汚心を有する者がとは、善〔心或は〕無記心を有する彼の

加行者が、加行によって、有色の諸〔の業道、即ち〕邪婬以外の殺生等の中の、何れか一つを究竟せしめたとき、その一つ〔の業道〕と意思が倶転する。或は「貪欲等を除いた〔他の〕染汚心を有する者」と説かれるべきである。何となれば、そのような者にとってもこの規定が可能であるからである。瞋恚心を有する者が殺生するとき云云とは、瞋恚と殺生と、以上の二〔業道〕と倶転する。邪婬と及び綺語を[3]なすときも、二〔業道〕と倶転する。〔即ち〕貪欲と邪婬と、以上の二〔業道〕と〔倶転し〕、綺語と貪欲等の中の何れか一つと、以上の二〔業道〕のみと〔倶転する〕。これに対して難じて曰く「『瞋恚心を有する者が殺生するとき』と〔言われ〕、『貪欲に埋没している者が偸盗をなすとき』と〔言われる〕これは、自分で為しつつある者について説かれるのであるか、或はまた他の者をして為さしめつつある者について〔説かれるの〕であるか。もし自分で為しつつある者についてであるならば、『瞋恚心を有する者が』と『貪欲に埋没している者が』という殊別は理に応じない。殺生をするときは瞋恚が必ずあり、また偸盗をするときは貪欲が〔必ずある〕が故である。混乱〔のおそれ〕があるとき〔に限って〕殊別が許されるからである。また、もし他の者をして為さしめつつある者についてであるならば、『貪欲・瞋恚・邪見の中の何れか一つの心を有する者が殺生をするとき、或は偸盗・邪婬・綺語をなすとき』と説かれるべきである」〔と〕。〔答えて〕曰く「自分で為しつつある者についてである」と。「豈また『殊別は理に応じない』と説かれたではないか。」「このような過失はない。これは殊別が説かれるのではない

からである。」「それではどうか。」「『第二〔の業道〕であるところの瞋恚〔或は〕貪欲がそこにあることが語られる』というように、これは〔業道〕自体を説示したのである。」「そのようではあっても、貪欲等の中のどちらかの心を有する者が、〔他の者をして〕それら殺生等を為さしめつつあるときは、〔業道〕と意思が倶転する、ということが有り得るであろう。それ故にそのことも亦説かれなくてはならぬ。」「そのことが説かれなくてはならないのは、まことである。けれども、これが説かれたのは唯だ例喩にすぎないのであるから、過失はない。」瞋恚心を有する者が生類を殺すことによって同時に盗むときであるとは、殺すことそのことによって盗むことが完成する場合にあっては、瞋恚と殺生と偸盗との〔三〕業道が同時に存在するからである、というのである。もしそうならば云云〔乃至成就〕しないとは、もし他人に属する財物を盗むときに、瞋恚があるならば、もしそうならばそのときには、偸盗の究竟は貪のみによることが成就しない、というのである。貪（lobha）と瞋（dveṣa）とは同時には存在しないからである。異った心を有していない者が云云とは、

他の女と性交すると、貪欲と偸盗とは、(4)

貪によって満了する、

というこの決定は、盗みの心のみを有する者が其れを満了する場合についてである、〔即ち〕偸盗を満了する場合についてである、と知らるべきである。これに反して、この決定は異なった心を有している

者〔即ち〕殺しの心を有する者についてではない。分破せんと意志して不真実を語るときとは、分破せんと意志したのであるから、まさにその不真実〔の語〕は両舌でもあり、その同じ〔不真実の語〕は綺語〔でもある〕。

一切の染汚なるものが綺語である、[5]

という宗義があるからである。同様にして、〔悪口を語るときは〕分破せんと意志したのであるから、まさにその悪口を語るのは両舌でもあり、また〔前と〕全く同じようにして綺語でもあるから、四〔業道〕と倶転する。どのようにしてであるか、というならば「何故ならばその場合には意に属する一〔業道〕と語に属する三〔業道〕とがあるからである」と言ったのである。不真実を語る場合には、貪欲または瞋恚があるであろう。語に属する三〔業道〕は、妄語と両舌と綺語とである。悪口を語る場合にあっても、意に属する一〔業道〕は、瞋恚である。語に属する三〔業道〕は、悪口と両舌と綺語とである。名という点からすればこのように三があるが、しかし自体という点からすればそうではない。何となれば、その同じ不真実を語ることが、両舌及び綺語であると言われるのであって、之に反して三の自体があるわけではない。同様にして、悪口を語ることにも亦三名がある、と理に応じて説くべきである。これに対して、他のひとびとは「自体にも区別がある」と説明する。何となれば、妄語と両舌と綺語との諸の無表は区別されており、同様に、悪口と両舌と綺語との諸の無表も区別されているからである、と。貪欲等

に陥れる者が云云とは、或は貪欲等に陥れる者にあっても、四〔業道〕と倶転する。その場合、意に属する一は貪欲等の中の何れか一つである。その加行によって〔即ち〕貪欲等に陥れる者の加行によって、他の三業道〔即ち〕殺生等を、究竟せしめたとき〔即ち〕満了せしめたとき、である。五・六・七〔業道〕と〔倶転すること〕も、理に応じて説かれなくてはならぬ。何が〔倶転するの〕か。意思（cetanā）である。どのようにしてであるか。まず五〔業道〕と倶転する。貪欲等に陥れる者がその加行によって、他の四組〔の業道〕を究竟せしめたとき、六及び七〔業道〕と倶転する。〔次に〕八〔業道〕と倶転する。貪欲に陥れる者が、〔さきに〕殺生等の六〔業道〕において加行を造って、自分は邪婬を行じつつ、同時に究竟せしめたときである。九〔業道〕と倶転するという、このことは無い。意に属する諸の業道は、（梵文四一六頁一行）倶時には存在し得ないからである。

一・八・五〔の業道〕と〔倶転すること〕はない、

とは、意に属する唯だ一つ〔の業道〕と〔倶転すること〕はない。善心においては無貪欲と〔無〕瞋恚とが必ずあるからである。また律儀に包摂せられた有色の一業道と、意思が倶転することもない。優婆塞律儀等においては、染汚と無記との分位にあっても、殺生・偸盗・邪婬・妄語(6)を離れること（virati）が必ず同時に存在するからである。まさに五〔業道〕と〔倶転することは〕ない。善心においては無貪

欲と〔無〕瞋恚との二が必ず同時に存在するからであり、また律儀に包摂せられた離殺生[7]等のこれら四が必ず同時にあるからである。まさに八〔業道〕と〔倶転することは〕ない。染汚と無記との分位において、比丘律儀に包摂せられた、身に属する〔四〕と語に属する〔三〕との七〔業道〕がすべて有り得るから、また善心の分位においては、九或は十〔の業道〕が有り得るからである。〔一と五と八とを除いたから〕必然の結果として、二つ等〔の業道〕と倶転する、と説かれていることになる。その中、二〔業道〕と云云とは、その中、二〔業道〕と倶転する。善の五識があるとき、無貪欲と無瞋恚とが有るが、正見はない。

五識[8]倶生の慧は見ではない。

断定するものではないからである（atīraṇāt）、

との宗義があるからである。それ故にこの場合、無貪欲と無瞋恚の二のみと倶転する。及び無色の等至において尽〔智〕と無生智とがあるときとは、及び無色の等至に包摂せられた尽〔智〕と無生智とがあるとき、これら二のみと倶転する。

尽[9]〔智〕・無生智は見ではない、

とあるから、その場合正見は存在しないからである。「無色の等至」という語は、静慮の等至に包摂せられた尽〔智〕と無生智とがあるときに、無漏律儀を自性とする、身に属すると語に属するとの、七種

の業道があることを遮止せんが為である。「尽〔智〕と無生智」という語は、正見を除かんが為である。尽〔智〕・無生智は正見を自性とするものではないからである。三〔業道〕と倶転する、正見と相応せる意識があるときである〔と〕は、有色の業道が存在しないとき、というのが言〔外〕の余〔意〕である。何となれば、その場合、無貪欲・無瞋恚・正見の三業道のみが存在する、とせられているからである。四〔業道〕と〔倶転する〕云云という中で、「不善と無記との心を有する者が」というように区別せられているから、意に属する諸〔の業道〕は存在しない、と示されてあることになる。そして優婆塞と沙弥との律儀を受持するとき、殺生・偸盗・邪婬・妄語を離れることを特徴とする四の業道のみが存在する。飲酒等を離れることは、十〔善〕業道の中には包含されないからである。また両舌等を離れることは、優婆塞と沙弥との律儀には包摂せられないからである。また沙弥律儀を受持することが説かれているから、斎戒(upavāsa)[10]律儀を受持することは、已にその形態が説かれている、と知らなくてはならない。けれども、沙弥律儀を受持するときには、非梵行を離れることが第三の業道である。そして其〔の非梵行を離れること〕の中に、邪婬を離れる[11]ことは全く包含されているのである。六〔業道〕と〔倶転する〕、善なる五識においてそれら〔の律儀〕を受持するときである〔と〕は、優婆塞と沙弥との律儀を受持するとき、已に説かれたようなそれら四〔業道〕と、及び無貪欲・無瞋恚とでもって、六〔業道〕と〔倶転する〕。五識においては正見は無いからである。七〔業道〕と〔倶転する〕。善なる意識に

梵文四一七頁一行

おいて同じそれら〔の律儀〕を受持するときである。〔即ち〕優婆塞と沙弥との律儀を受持するときと同じそれら已に説かれたような〔六業道〕と、及び第七の業道としての正見と〔倶転する〕。何となれば、善なる意識においては正見があるからである、と。及び不善と無記との心を有する者が比丘律儀を受持するときは、有色の七〔業道〕のみと〔倶転して〕、意に属する諸〔の業道〕とは〔倶転し〕ない。不善と無記との心を有する者であるからである。九〔業道〕と〔倶転する〕。善なる五識において其〔の律儀〕を受持するとき、〔即ち〕比丘律儀を受持するときである。唯だ正見だけが無いからである。及び尽〔智〕・無生智と相応せる意識において〔その同じ律儀を受持するとき〕は、それら同じ九〔業道〕と倶転する。その場合にも正見が無いからである。及び同じ其〔の尽智・無生智と相応せる意識〕があるときとは、静慮に包摂せられた、同じ尽〔智〕・無生智と相応せる意識があるときは、同じ九〔業道〕と〔倶転する〕。〔即ち〕静慮律儀に包摂せられた有色の七〔業道〕と、及び無貪欲・無瞋恚である。十〔業道〕と〔倶転する〕、それ以外においてとは、尽〔智〕・無生智を除いた善なる意識において同じく比丘律儀を受持するときである。及び一切の云云とは、及び静慮と無漏との律儀と倶転して、尽〔智〕・無生智と相応しない一切の意思は、静慮と無漏との律儀に包摂せられた、身に属すると語に属するとの七〔業道〕と、意に属する三〔業道〕と、以上の十〔業道〕と倶転する。〔以上のような場合はすべて〕意思はただ律儀に包摂せられた業道(12)のみ（eva）と倶転する、と示されてある。

けれども律儀を離れては、〔即ち〕けれども八種の律儀を離れては、一〔業道〕と倶〔転〕することもあるであろう。どのようにしてか、というならば、「他の心を有する者が」と言ったのである。〔即ち〕それらの律儀を離れて善なる業道を等起せしめる心〔それは必ず善心である〕より以外の他の心を有する者が——染汚と無記との心を有する者が、という意味である——一支の遠離を受持するときである。〔このようにして〕殺生支の遠離或は偸盗支の遠離を受持するとき、その一業道と倶転する。五・八〔業道〕と〔倶転すること〕もとは、善の意識を有する補特伽羅〔人〕が同時に二支を受持するときは、意に属する三〔業道〕と有色の二〔業道〕と、以上の五〔業道〕と〔倶転する〕。同時に五支を受持するときは、それら有色の五〔業道〕と意に属する三〔業道〕と、以上の八〔業道〕と〔倶転する〕。そしてこれは例譬の〔一〕形態として説かれたものである。〔だから〕これとは〔異って〕別様にも説くことができる。〔例えば〕染汚と無記との心を有する者が律儀に包摂せられていない五支を受持するとき、五〔業道〕と倶転する、と。

註(1)「その加行によって」という言い方は、これ以後にも度々出るが、それについて伝統的解釈は、この「加行」を「他人に命ずる場合の命令の語」と解しているようである。しかし、自ら殺生の加行を起す場合でも、即死ではなくて、相手の命終の刹那に自らは不染汚心に住しておれば、そのような場合もここに含まれるであろう。なお「その加行」の「その」は、称友によれば加行者を指す。

(2)「その同じ律儀を受持する」は、玄奘訳とチベット訳にはあるが、真諦訳には無い。

(3) 「及び」(ca) は、チベット訳と梵文『倶舎論』とその諸訳すべて「或は」(vā) になっている。
(4) 『倶舎論』業品七〇偈bcd。
(5) 『倶舎論』業品七六偈cd。
(6) 「を離れること」はチベット訳から補った。
(7) 「離」はチベット訳から補った。「離殺生等の四」とは、離殺生・離偸盗・離邪婬・離妄語の四である。
(8) 『倶舎論』界品四一偈cd。荻原本の atiṛṇāt は誤り。
(9) 『倶舎論』智品一偈b。
(10) チベット訳は「優婆塞 (upāsaka)」になっている。
(11) 「を離れること」はチベット訳から補った。
(12) チベット訳は「このように (evaṁ) 倶転する」となっている。

## 第十節　業道の界・趣・処における成就と現行

梵文二五二頁一〇行
何れの趣においてどれだけの不善または善の業道が、現行として或は成就として〔存在する〕か。

地獄においては綺語と悪口と
瞋恚とは二種である、

といわれる、これら三業道は、地獄においては二つの、差別相をもてるものとして存在する。〔即

ち〕現行〔態〕（saṁmukhī-bhāva）としてまた成就態（samanvāgama-bhāva）としてである。悲叫するから綺語がある。相互に折檻する（paritāpana）から悪口がある。身心が粗渋であることに由って、相互に瞋憎するから瞋恚がある。

貪欲と邪見とは成就として〔存在する〕。

現行としては〔存在し〕ない。貪著せられるべき対象が無いから、また業果を現見しているからである。業が滅尽することによって死があるから、殺生は〔存在し〕ない。財物と女人とを占有することが無いから、偸盗と邪婬は〔存在し〕ない。必要が無いから、妄語は〔存在し〕ない。同じ理由によって、及び常に離間されているから、両舌は〔存在し〕ない。

倶盧〔洲〕においては三（八二偈）

は、「成就として〔存在する〕」というように続くのである。〔即ち〕貪欲と瞋恚と邪見とは、現行としては〔存在し〕ない。我がものとして占有するということが無いから、身心が柔軟であるから、悩害の対象が存在しないから、及び悪の意欲がないからである。

第七〔の綺語〕はそこ〔なる北洲〕において自らとしてもある。

綺語[1]は現行としてもある。何となれば、彼等は染汚心を有し時には歌うこともあるからである。悪の意欲がないから、殺生等はない。寿命が決っているから、財物と女人とを占有することが無い

（梵文二五三頁一行）

から、及び必要が無いからである。どのようにして彼等には非梵行があるか。実に彼等は或る女と性交を享楽しようとおもうなら、其〔女〕の腕をとって樹の根元にこっそり近づいて行く。もし〔彼女が〕性交の為に近づいてもよいのなら、樹が〔彼等を〕覆い隠し、彼等は性交の為に彼女に近づく。もし〔彼女が〕性交の為に近づいてはいけないのなら、〔樹は〕覆い隠さないし、彼等は性交の為に〔彼女に〕近づかない。

欲〔界〕の中で他の場所では十の不善〔業道〕がある。

「自らとしてもある」というように続くのである。地獄と北倶盧〔洲〕とより以外の欲界においては、十不善業道が現行としても存在する。畜生と餓鬼と天とにおいては、〔十不善業道は〕不律儀を離れている。人においては不律儀に包摂せられた〔十不善業道〕もある。たとい天が天を殺すことはなくても、しかし、他の趣に住するものを殺すことはある。「諸天も亦頭や腰を切断せられたら死ぬ」と他の人びとは〔言う〕。諸の不善〔の業道〕は説きおわった。

けれども三の善〔業道〕はすべての場所において

現行・獲（lābha）としてある。（八三偈）

三界に属する五趣のすべてにおいて、無貪欲と無瞋恚と正見とは、現行としてまた成就として存在する。

諸の、無色と無想有情とにおいては、獲として七〔業道〕がある。

身に属すると語に属するとの七善〔業道〕は、諸の無色と諸の無想有情とにおいては、ただ成就としてのみある。無色に生れた諸の聖者は、過去・未来の無漏の律儀を成就しているからである。また諸の無想有情は静慮律儀を成就しているからである。聖者によって、或る地の依身と関わりのある無漏の戒が（yad-bhūmy-āśrayaṁ……śīlaṁ）起され〔そして〕滅せられたなら、諸の無色において過去の其〔無漏の戒〕を成就している。けれども未来については、五地に属する依身と関わりのある〔戒のすべて〕を〔成就している〕。

その他においては、地獄と〔北〕倶盧〔洲〕とを除いて

また現行としてもある。（八四偈）

余他として見なされたのが、その他である。その他とは、あらゆる他の界或は趣であって、そこにおいては、地獄と北倶盧〔洲〕とを除いて、これら七善業道が現行としても存在し得る。けれどもそれら〔七善業道〕は、畜生と餓鬼とにおいては、律儀を離れたものであり、これに反して色界においては律儀に包摂せられたものであり、それ以外の場所においては両方である。

**称友疏**

梵文四一七頁二七行

貪著せられるべき対象が無いからとは、地獄においては貪著せられるべき対象が無いから、現行とし

ては貪欲は存在しない。また業果を現見しているから、邪見は〔現行としては存在し〕ない。同じ理由によってとは、必要が無いからであって、及び相互に友情等が無いによって常に離間されているから、両舌は〔存在し〕ない。我がものとして占有するということが無いから、〔北〕倶盧〔洲〕においては、貪欲業道は現行としては存在しない。身心が柔軟であるから、及び悩害の対象が存在しないから、瞋恚はない。及び悪の意欲がないから、邪見はない。これら貪欲等は三ともに存在しない。

自らとしてもある、

との此〔梵文四一八頁一行の文章〕については、「現行としてもある」というのが、〔その〕註解である。悪の意欲がないから、殺生等の六〔業道〕はともに現行としては存在しない。寿命が決っているから、殺生はない。財物と女人とを占有することが無いから、順次に偸盗と及び邪婬とはない。及び必要が無いから、妄語・両舌・悪口はない。

若し〔女人を〕占有することがないならば、どのようにして彼等には非梵行があるか、と問うのである。

〔十不善業道は〕不律儀[2]を離れているとは、非律儀非不律儀に包摂せられている、という意味である。しかし他の趣に住するものを殺すことはあるとは、餓鬼等の趣に住するものを、である。

諸天も亦頭や腰を切断せられたら死ぬとは、頭を切断せられたら、また腰を切断せられたら、諸天も

亦死ぬ。「天が天を殺すことはない」と説かれたとき、「諸天は殺害されるはずがない」という趣旨である。何となれば、諸天の身体の部分や小部分は、度々切断せられても再び生きかえるからである。たといそのようではあっても、そうであっても頭や腰を切断せられたら、〔即ち〕頭を切断せられたら、また腰を切断せられたら、再び続起することはないから、諸天にも殺生がある、という趣旨である。

或る地に属する依身と関わりのある云云という中で、地は五であって、〔欲界より〕第四静慮地に至るまでである。〔それら五地の中で〕或る地に属する依身が此〔戒〕に関わっている（yad-bhūmir āśrayo 'sya）から、或る地に属する依身と関わりのあるである。聖者によって、無漏の戒が起され〔そして〕滅せられた〔[3]という中で〕、起された〔と〕は、現在世に送られた、であり、滅せられた〔と〕は過去世に送られた、である。一地に属する依身と関わりのある〔無漏の戒〕、乃至或は四[4]地に属する依身と関わりのある〔無漏の戒〕、過去の其〔のような無漏の戒〕を、〔聖者は〕諸の無色においても成就している。けれども未来については、五地に属する依身と関わりのある〔戒のすべて〕を〔成就している〕。〔即ち〕欲界繫の依身と関わりのある、乃至、及び第四静慮に属する依身と関わりのある〔戒のすべて〕を、そこに生れても或は生れなくても、その依身と関わりのある〔戒〕を〔成就している〕。地獄と北倶盧〔洲〕とを除いてとは、それらにおいては受持する戒がないからである。それ以外の場所においては両方であるとは、それ以外の、欲界なる諸天と及び北倶盧〔洲〕以外の諸人とにおいては、両方であ

る。〔即ち〕律儀を離れたものと及び律儀に包摂せられたものとである。〔即ち〕別解脱律儀と静慮律儀と及び無漏律儀との三種の律儀が、可能なるに応じて取り上げられるべきである。

註(1)　平川索引のようにaの否定語を削る。
(2)　「不（a-）」の否定語が脱落しているので追加する。
(3)　チベット訳に拠って「という中で（iti）」を補う。
(4)　チベット訳は「乃至或は第四地」となっている。

## 第十一節　業道と果

梵文二五三頁二二行
以上の如きこれら不善と善との十業道は
すべて増上と等流と異熟との果を与えるものであると
認められている。

まず、すべての不善〔業道〕はみな、習せられ修せられ多く造作せられたことによって、〔ひとは〕諸の地獄に生れる。そのことは、これら〔不善業道〕の異熟果である。梵文二五四頁一行若しも、人の同分中においてそれ相応の状態に（itthamitvam）来生するならば、殺生によっては短寿の者となり、偸盗によっては財物の欠乏せる者となり、邪婬によっては妻に〔自分の外に〕敵対者がある者となり、妄

語によっては誹謗多き者となり、両舌によってはその者にとって朋友の離反があり、悪口によっては不快な声を聞くことがあり、綺語によっては信受せられないような語を語る者となり、貪欲によっては貪の激しい者となり、瞋恚によっては瞋の激しい者となり、邪見によっては痴の激しい者となる。其〔邪見〕は痴の更に増盛なるものであるからである。以上がこれら〔十不善業道〕の等流果である。たとい短〔寿〕であっても、諸の人〔趣〕における寿は善〔業〕の果である。どうして其〔寿〕が殺生の等流果であるのか。かの寿そのものが彼〔殺生〕の果であると言うのではない。それではどうなのか。其〔殺生〕によって短寿なる者となるから、それ故に、殺生は彼の寿を中断する因である、と知るべきである。

殺生を多習することによっては、外的な資具が活力の少いものとなる、と。偸盗によっては寃や塵〔を受けること〕が多いものとなり、邪婬によっては塵に遍覆せられたものとなり、妄語によっては悪臭あるものとなり、両舌によっては〔居所が〕高い所と低い所とがあるものとなり、悪口によっては〔大地が〕塩分を含み不毛なるものとなり、劣悪なるものとなり、大地が悪害を与えるものとなる。綺語によっては季節が不平等に変異するものとなる。貪欲によっては果の枯竭せるものとなり、瞋恚によっては果の厳しいものとなり、邪見によっては果の少いもの或は果の無いものとなる。以上はこれら〔の業道〕の増上果である。

その同じ〔殺生〕業によって、〔地獄の異熟を感受してから更に〕この世においてこのような短寿の者となるのか、或は〔地獄の異熟を感受する業とは〕別〔の業〕によるのであるか。或る人びとは「同じ其〔業〕によってである」と〔いう〕。〔即ち〕「彼〔の先きなる〕は異熟果であり、此〔の後なる〕は等流果である」と。或(1)る他の人びとは「彼〔地獄〕において〔異熟果を感受するの〕は加行によってであり、この世において〔等流果を感受するの〕は根本〔業道〕によってである」と〔いい、更に〕「けれども従属的なものを併せて説いたから〔一括して〕『殺生によって』と言われたのである」と〔いう〕。「これは等流果である」と説かれてはいるけれども、此〔等流果〕は、異熟果と増上果との二つを超えて〔別に〕存在するものではない。けれども、似ているという特殊性があるから、このように説かれたのである。

次に何が原因で、これらの業道にこのような三種の果が生起するのであるか。その理由は、先ず実に殺生を為しつつある者によって、殺されつつある者に苦しみが起り、殺(2)され、活力が破壊せられたからで、それ故に此〔殺生業道〕に

〔他の者を〕苦しめるが故に、殺すが故に、活力を破壊するが故に、

三種の果があるのである。（八五偈）

他の者を苦しめるが故に、地獄において異熟果によって苦を受ける。殺すが故に等流果によって

短寿の者となる。活力を破壊するが故に、増上果によって外的な諸の薬草が活力が少いものとなる。その他についても同様に、理に応じて説かれなくてはならぬ。同様に、諸の善業道にも亦三つの果がある、と知るべきである。〔即ち〕離殺生が習せられ修せられ多く造作せられたことによって、〔ひとは〕諸天に生まれる。若しも人の同分中においてそれ相応の状態に来生するならば、長寿の者となる、というように、すべてが不善〔業道〕の反対として理に応じて説かるべきである。

**称友疏**
梵文四一八頁二四行

習せられ修せられ多く造作せられたことによってとは、加行と根本と後起との分位において、である。それではどうなのか、其〔殺生〕によって短寿なる者となるとは、寿(3)が短いということの故に等流果である、と示すのである。外的な資具〔と〕は、薬草・大地等であり、活力の少いもの〔と〕は、効(4)能が少いもの、である。雹や塵〔を受けること〕が多いものという中で、雹は石の雨であり、塵は穀物等を損壊する原因である塵埃の雨或は塩水の雨である。塵に遍覆せられたものとは、塵(5)埃が立ちこめているもの、である。〔居所が〕高い所と低い所とがあるもの〔と〕は、凹凸あるもの、である。〔大地が〕塩分を含み不毛なるもの〔と〕は、塩分を含んでいてまた不毛でもある。「それら(6)諸の外的な資具は」というように関係するのである。ここでは〔諸の外的な資具の中でも〕、そのような大地が意味せられているのである。劣悪なるもの〔と〕は、非難せらるべきものである。季節が不平等に変異するものとは、

これらのものにとって不平等なる季節の変異があるから、季節が不平等に変異するものである。〔それは〕穀物等の植物〔にとって〕である。雨が降るべき季節に雨が降らず、寒くあるべき〔季節〕に寒くなく、暑くあるべき〔季節〕にそのようでない、というように〔それぞれ〕ふさわしいように説かれるべきである。

彼〔の先きなる〕は異熟果でありとは、有情の身心についてであり、此〔の後なる〕は等流果であるとは、それは外的な対象物であるから、それは異熟果ではない。（梵文四一九頁一行）

彼〔地獄〕において〔異熟果を感受するの〕は加行によってであり云云とは、地獄においては殺生の加行によって激しい苦を領受する。何となれば、殺生の加行によって殺される生類に甚だ激しい苦痛が起るからである。この世においては根本〔業道〕によって短寿なる者となる。あたかも〔根本業道によって〕かの殺される生類の寿が迫害せられる」とあった如く、いまの場合も全くそれと同様である。何となれば、根本業道は〔一〕刹那の〔出来〕事であり、そして其〔根本業道〕においては苦受は存在しないから、「この世において〔等流果を感受するの〕は根本〔業道〕によってである」と説くことは理に応じている。〔難じて〕曰く「もし彼〔地獄〕において〔異熟果を感受するの〕は加行によってであり、この世において〔等流果を感受するの〕は根本〔業道〕によってであるならば、何故に『殺生が習せられ修せられ多く造作せられたことによって、〔ひとは〕諸の地獄に生れる』とこのように説かれ

たのか。」経の意味は「殺生の根本業道によって〔地獄に生れる〕」というのであると見てとって、このように問うのである。従属的なものを併せて説いたからとは、殺生は根本業道のみである。加行は其〔殺生〕の従属的なものである。その加行について「殺生」という仮の言説を立てて、「殺生によって云云」とこのように説かれたのである。

此〔等流果〕は異熟果と増上果との二つを超えて〔別に〕存在するものではないとは、自らの身心においてあるものは異熟果であり、それ以外においてあるものは増上果であるからである。けれども、似ているという特殊性があるから、このように説かれたのであるとは、けれども、〔殺生については〕可愛なる生命の断滅、〔偸盗については〕財物の欠乏、等を特徴とする、似ているという特殊性があるから、「若しも、人の同分中においてそれ相応の状態に来生するならば、殺生によっては短寿の者となり、偸盗によっては財物の欠乏せる者となり云云」と、このように説かれたのである。何となれば、ここにおいては因と果とが類似性を有しているからである、と。諸の善〔業道〕についても亦同様に説かれるべきである。〔即ち〕「等流果は〔異熟と増上との〕二つの果を超えて〔別に〕存在するものではない。けれども、似ているという特殊性があるから、このように説かれたのである。〔即ち〕『若しも、人の同分中においてそれ相応の状態に来生するならば、離殺生によっては長寿の者となり云云』」と。

活力が破壊せられたという中で、活力は心臓の一部分に存在する。その他についても同様に、理に応

じて説かれなくてはならぬとは、実に偸盗を為しつつある者によって、物の所有主に苦しみが起り、財物の欠乏が生じ、活力が破壊せられた。それ故に、〔即ち所有主を〕苦しめるが故に、財物を捨てさせるが故に、及び活力を破壊するが故に、此の者に〔異熟と等流と増上との〕三種の果がある。どのようにして活力が破壊せられたか。其(10)〔活力〕の因を破壊せるが故に、また財物の欠乏によって其〔活力〕が損害を受けた為である。それ故にこそ(11)「偸盗によっては雹や塵〔を受けること〕が多いものとなる」と説かれたのである。それによって、彼れ〔の財物〕の活力が損害を受けたものとなる、というのである。同様に、他人の妻と性交しつつある者によって、〔その〕他人に苦しみが起り、〔夫の外に〕妻(12)が敵対者を有することになり、世間で「威徳あるもの」と一般に言われる、その根拠である活力が破壊せられた。それ故にこそ「邪婬によっては塵に遍覆(13)せられたものとなる」と説かれたのである。同様に他の諸〔の不善業道〕についても亦、理に応じて説かれるべきである。これは一例である。すべてが不善〔業道〕の反対として理に応じて説かれるべきであるとは、どのようにであるか。離偸盗が習せられ修せられ多く造作せられたことによって、〔ひとは〕諸天に生まれる。若しも人の同分中においてそれ相応の状態に来生するならば、その者は財物の欠乏せる者とはならない、と。同様に、離邪婬が習せられ修せられ〔多く造作せられた〕ことによって云云、と説いてから、乃至、人の同分中において〔それ相応の状態に来生するならば、その離妄語者は〕誹謗多き者とはならない、と。このような一例によって、（梵文四二〇頁一行）

すべてが理に応じて説かれるべきである。

殺生[14]を離れつつある者によって、他の者に苦しみが起されず、殺されず、活力が破壊せられない。以上、それ故に三種の果がある。同様に、偸盗を離れつつある者によって、品物の所有主に苦しみが起らず、財物の欠乏が生ぜず、威力が破壊せられない。それ故に此〔の業道〕に三種の果がある。邪婬を離れつつある者によって、他の者に苦しみが起らず、〔夫の外に〕妻が敵対者を有する者とはならず、活力も破壊せられない。それ故に此〔の業道〕に三種の果がある。同様に他についても亦理に応じて説かれるべきである。

註(1) チベット訳を参考にして、ityeke. pare を ityeke 'pare. と見る。

(2) 梵文 māritaṃ を māritaḥ または mārita と訂正する。『称友疏』荻原本四二〇頁二行目参照。

(3) チベット訳は「寿が短いというそのことは（āyuṣo 'lpatvaṃ）」となっており、この方がふさわしい。

(4) 荻原本の……vīryaḥ は vīryāḥ の誤り。

(5) 荻原本の dhūlir utthitā をシャーストリ本によって dhūlivyutthitāḥ と訂正する。

(6) チベット訳は「『それらは何かというならば、諸の外的な資具である』というように……」となっている。

(7) 『倶舎論』一七（大・二九・九〇bc）、梵文二五四頁一行以下。

(8) 梵文には「異熟果」とあるが、チベット訳によって「異熟」の語を削除する。

(9) 「類似性」の梵語は荻原本では sādṛśam であるが、シャーストリ本によって sādṛśyam と訂正する。

(10) 活力の因を破壊するのは偸盗の行為そのものによる直接の被害であって、それによって罰を受けることが多いものとなる。そ

の後継続的に財物の欠乏が続いて活力が損害を受けるのは偸盗の間接的被害であって、それによって塵を受けることが多いものとなる、という意か。

(11)『倶舎論』一七（大・二九・九〇c）。梵文二五四頁八行。

(12)荻原本の sa sapatna- は sa-sapatna- の誤り。

(13)『倶舎論』一七（大・二九・九〇c）。梵文二五四頁八行。

(14)以下この節の終りまでチベット訳欠。重複のようである。

## 第十二節　附論　邪命

梵文二五四頁二三行
世尊によって「邪語と邪業と邪命とがある」と説かれているが、それら〔邪語と邪業との〕二より別なる、この邪命とは何であるか。此〔邪命〕は〔邪語・邪業より〕別なものではない。(1) けれどもまさに彼の

梵文二五五頁一行
貪（lobha）より生ずる身・語業は邪命である。

これに反して瞋（dveṣa）・痴より生ずる身・語〔二〕業(2)があり、そして彼の此〔れなる貪より生ずる身・語業〕は、それら二〔業〕より

切り離して説かれた。浄治し難いからである。

貪なる法は奪うものであり、其〔貪〕より等起した業から心を護ることは容易ではない。それ故に、命〔即ち生活〕は浄治し難いから慎重な配慮を起させる為に、其〔命〕の上において此〔の貪より生じた身・語業〕を〔他の身・語業から〕切り離して説いたのである。またこれについて〔次のように〕言う。

常に種々の〔悪〕見を有する在家[3]によっては、
〔悪〕見は浄治し難い。
また他の人びとに依属して住する比丘[4]によっては、
命〔即ち生活〕が同じ〔く浄治し難い〕、

と。

若し資具を貪するより起れるものが〔邪命である〕ならば、

〔即ち〕もし或る者が「命〔即ち生活〕の資具を貪するより起れる身・語業のみが邪命であって、他のものはそうではない。何となれば、舞や歌等は自分の喜びを目的とせるものであって、〔邪〕[5]命としてはふさわしくないからである」と考えるならば、それは

経よりして、そうではない。（八六偈）

何となれば『戒蘊〔経〕』中において、世尊によって、象の闘いを見物する等も亦、邪命として確

定せられているからである。何故であるか。邪境を受用するからである。此〔の論題〕は終った。

**称友疏**

梵文四二〇頁八行

種々の〔悪〕見を有するものによっては

とは、繁栄の占いと、幸福の占いと、吉兆ある日によっての占いと、時によっての占いと、星占い等の〔悪〕見を有する者によっては、である。

他の人びとに依属して住するものによっては

とは、身体を維持していく因である衣服・托鉢食・臥坐具等は、比丘にとっては、他の人びとに属しているものである。「托鉢食に依止して」と説かれているからである。他に依存して生活するそのような比丘にとって、諂諛[6]（kuhanā）と佞言（lapanā）と遠まわしに要求すること（naimittikatā）と脅迫して要求すること（naiṣpeṣitā）と及び得ることに仮托して更に得ることを求めること（lābhena lābha-niści-kīrṣā）とは、邪命となるであろう。そのような命〔即ち生活〕の仕方は

浄治し難い、

と。

『戒蘊〔経〕』中においてとは、戒蘊[7]という名の〔一〕品があって、そこに〔次のように〕説かれている。「執三杖（Tridaṇḍin）よ、例えば或る諸の沙門・婆羅門は信をもって布施されたものを受用しておきな

がら、種々なるものを見ることの営みに耽って暮らす。例えば、象〔兵〕の闘い・騎〔兵〕の闘い・車〔兵〕の闘い・歩兵の闘い・杖による闘い・拳闘・鶴の闘い・牡牛の闘い・水牛の闘い・牡山羊の闘い・牡羊の闘い・雄鶏の闘い・鶉の闘い・或る種の鶉の闘い・女の闘い・男の闘い・童子の闘い・童女の闘い・高楼[8]よりの闘い・拳の闘い・幢旛の尖端・列兵・配兵・閲[9]兵においてである。或は、或る諸〔の沙門・婆羅門〕は〔それら〕全体を合したものを楽しむ。以上の、このような類の種々なるものを見ることの営みに耽ることからも、沙門〔ゴータマ〕は離れている。また執杖よ、例[10]えば或る諸の沙門・婆羅門は信をもって布施されたものを受用しておきながら、種々なる声を聞くことの営みに耽って暮らす。例えば、象の音声・馬の音声・車の音声・歩兵の音声・螺貝の音声・半月形の太鼓（bheri）の音声・太鼓（āḍaṁbara）の音声・舞踊の音声・歌唱の音声・臥具[11]の音声・弾指の音声・手の音声（梵文四二二頁一行）・鳴り響いている太鼓（kuṁbha-tūṇira）においてである。或は或る人びとは、各種の字音〔呪文〕や順世派に関連する各種の句や文（vyañjana 単音）において、談論せられることを聞こうと欲する。以上の、このような種々なる声を聞くことの営みに耽ることからも、沙門〔ゴータマ〕は離れている云云」と。邪境を受用するからである〔と〕は、不正なる境を受用するからである。

註(1) チベット訳は「……なくて、彼そのものであり、」と訳している。

(2) チベット訳には「……身・語〔二〕業は邪語と邪業とである」とあり、漢訳二本も同様である。

(3)「在家によっては」の梵語は gṛhiṇāṁ であるが、諸訳を参考にしてこれを gṛhiṇā と訂正する。

(4)「住する」の梵語は、荻原本では dṛṣṭinā であるが、シャーストリ本及び荻原本『称友疏』の所引によって、これを vṛttinā と訂正する。

(5)「邪」はチベット訳によって補った。但し漢訳二本は「非ゝ資ゝ命故」「不二立為一命資糧一」と訳していて、「邪」はないようである。

(6) Artha-viniścaya-sūtra (Tibetan Skt. Works Series No. 13, 1971) pp. 38~9.『大智度論』一九（大・一五・一一〇三a）、パーリ『中部』三巻七五頁参照。なお naimittikatā を「占相」の意味に、naiṣpeṣitā を「欺き」の意に解釈することもある。

(7) パーリ長部の『梵網経』は戒蘊品の中に含まれているから、このように言ったのである。

(8)「高楼よりの闘い（aṭṭāla-yuddhe）」「拳の闘い（muṣṭikā-yuddhe）」は不明の点が多いが、一応荻原氏の推定に随っておく。

(9)「閲兵」の梵語は、荻原本では anīka-saṁkarṣane とあるが、シャーストリ本によってこれを -saṁdarśane と訂正する。

(10) 梵文はここに「そこにおいて（tatra）」という語が挿入されているが、これはチベット訳に拠って ta- をそのように訂正したものである。しかしチベット訳には前出の同じ文章にも同じようにあって、梵文にはないから、これは削除する。

(11)「臥具の音声」はチベット訳欠。

# 第四章　業と果

## 第一節　有漏・無漏の業と五果

梵文二五五頁一五行

さきに五果が説かれたが、それら〔五果〕の中でどれだけの果(1)を、いかなる業が有しているか。

有垢なる断道においては、

業は五つの果を有している。

断を目的とする道である〔から〕、或は諸の煩悩が此〔道〕によって断ぜられるから、断道である。〔即ち〕無間道である。有漏なる其〔道〕において業があるとき、其〔業〕は五つの果を有している。実に其〔業〕の異熟果は、自地における可愛の異熟である。等流果は、三昧より生じた後の相似の諸法である。離繫果は、離繫そのものであって、かの断であるところのものである。士用果は、其〔業〕によって引かれた諸法であって、例えば解脱(2)道と、其〔業〕と俱有なる諸〔法〕と、修せられるところの未来なるものと、及びその断とである。増上果は、前に生じたものを除いて、

自体以外の一切の有為〔法〕である。

無垢〔なる断道〕においては、四つ〔の果〕を〔有している〕。

無漏の断道において業があるとき、其〔業〕は四つの果を有している。異熟果を除いてである。

及び他の、善（śubha）と不善（aśubha）との有漏なる〔業〕も、である。（八七偈）

梵文二五六頁一行
断道以外の他のあらゆる有漏なる善（kuśala）業と、及びあらゆる不善（akuśala）〔業〕、それも亦離繫果を除いて四つ〔の果〕を〔有している〕。

けれども残りの無漏と及び無記なる〔業〕は三つ〔の果〕を〔有している〕。

断[3]道以外の他の無漏なる業と、及び無記なる業とは、異熟と離繫との〔二〕果を除いて、三つ〔の果〕を〔有している〕。

**称友疏**

梵文四二二頁五行
さきに五果が説かれたがとは、増上果と士用果と等流果と異熟果と及び離繫果と〔の五果〕である。

断を目的とする道とは、〔断道（prahāṇa-mārga）という合成語中の断（prahāṇa）という語が「断ずること」という〕行為状態の意味を表わす（bhāva-sādhana）〔と解して〕、断の為の道が断道である、というように〔為格の依主釈によって合成語の分解的説明がなされる。あるいは、〕此れによって断ぜられるとは、〔断という語が「断ずるもの」という〕行為主体の意味を表わす（karaṇa-sādhana）〔と解して〕、断

ずるものであって道である、というように〔持業釈によっても〕また、合成語の分解的説明がなされる。三味より生じたという語は、三味より生じたものでないものを除くためである。相似のという語は、無漏と無記とを除くためである。倶有なる諸〔法〕とは、そこにある受等の諸の相応〔法〕と、及び生等の諸の不相応〔法〕とである。修せられるところの未来なるものとは、未来の法が其〔業〕の力によって得せられるのであるから、其〔未来の法〕は其〔業〕の士用果である。及び同じ其〔理由〕からその断も士用果である、と立てられる。単に離繫果だけではない、というのである。前に生じたものを除いてとは、前に生じたものは果として相応わしくないからである。何となれば次のように説かれているからである。

前[4]に非ざる有為は
唯だ有為に対してのみ増上果である、

と。異熟果を除いてであるとは、無漏は無異熟であるからである。実[5]に其〔業〕の等流果は、三味より生じた後の相似の諸法である。離繫果は、離繫そのものであって、かの断であるところのものである。士用果は、其〔業〕によって引かれた諸法であって、例えば解脱道と、〔その[6]業と〕倶有なる諸〔法〕〔と[7]〕、修せられるところの未来なるものと、及びその断とである。増上果は、前に生じたものを除いて、自体以外の一切の有為〔法〕である[8]。

善と不善となる〔業〕も

とは、断道以外の他の有漏なる、三昧に入っているときと及び三昧に入っていないときとの業、それも亦離繫果を除いて四つの果を有している。断道ではないから、此〔業〕には離繫果はない。実に其〔業〕の異熟果は、自地における可愛或は不可愛の異熟である。等流果は、後の相似の諸法である。士用果は、其〔業〕によって引かれた俱有なる諸法、或は無間〔直後〕に存在する諸〔法〕である。残りの増上果は、前の如くである。

けれども残りの無漏と

という中の「残りの」という語は、断道を除くためである。それでは其れはどのようなものであるか。残りの〔業〕は、加行と解脱と勝進との道における〔業〕である。それは断道ではないから離繫果はない。また無漏であるから異熟果もない。（梵文四一二頁一行）それ以外は前の如くである。及び無記なる〔即ち〕有覆無記と及び無覆無記となる〔業〕であるならば、それも三つの果を有している。断道ではないから其〔業〕には離繫果はない。また無記であるから異熟果もない。それ以外は全く前の如くに〔それぞれの果が〕ある。

註(1)　梵文は prahāṇaṁ（断ぜられた）であるが、諸訳すべて sa-phalaṁ（果を有している）となっているので、訂正する。

(2)　梵文は adhimukti-（勝解）であるが、『称友疏』四二一頁二〇行の同じ文によって、vimukti-（解脱）と訂正する。

(3)　チベット訳はここに関係代名詞を入れている。『阿毘達磨灯論』一七九頁一三行の同じ意味の文章では、二つの関係代名詞を

用いている。

(4) 『倶舎論』根品五八偈ｃｄ。

(5)〜(8) 『倶舎論』の文と殆ど一致する。

(6) 括弧の中は『倶舎論』の文を参照して補った。

(7) 前註と同じ。

## 第二節　三性業と三性法との因果関係

梵文二五六頁五行
善（kuśala）に対して善（śubha）等は四と二と同様に三とである。（八八偈）

「順序に随って」というように、後になってから説くであろう。善なる業に対して、善なる諸法はその四果である。異熟果を除いてである。不善なる諸〔法〕はその二〔果〕である。士用〔果〕と増上果とである。無記なる諸〔法〕はその三〔果〕である。等流〔果〕と離繋果とを除いてである。

不善（aśubha）に対して善（śubha）等は順序に随って二と三と四とである。

〔「順序に随って」（anukramam）とは〕順序に応じて（yathākramam）という意味である。不善なる業に対して善なる諸法はその二〔果〕である。士用〔果〕と増上果とである。不善なる諸〔法〕はその三〔果〕である。異熟〔果〕と離繫果とを除いてである。無記なる諸〔法〕はその四〔果〕である。離繫果を除いてである。何となれば、有身〔見〕と辺執見とは無記であって、遍行と及び見苦所断との諸の不善〔法〕の等流果であるからである。

無記〔の業〕に対してそれら善（śubha）等は

二と三と及び三とである。（八九偈）

無記なる業に対して善なる諸法はそれの二〔果〕である。士用〔果〕と増上果とである。不善なる諸〔法〕はそれの三〔果〕である。異熟〔果〕と離繫果とを除いてである。何となれば、(1)見苦等所断の不善なる諸〔法〕は、無記なる〔二〕見の等流果であるからである。無記なる諸法は同じそれら三〔果〕である。

**称友疏**

梵文四二二頁五行

善に対して四と二と

同様に三とである、

というこれは、順序に応じてである。どのように、であるか。善なる〔業〕に対して、善なる諸法はそ

の四果である。その同じ〔善なる業〕に対して、不善なる諸〔法〕はその二果である。その同じ〔善なる業〕に対して、無記なる諸[2]〔法〕はその三果である、というように、である。異熟果を除いてであるとは、異熟は無記であるからである。不善なる諸〔法〕はその二〔果〕であるとは、士用〔果〕と増上果とであって、等流果ではない。何故なれば、不善なる諸〔法〕の同類因は善なる諸法ではないからである、と。異熟果でもない。異熟は無記であるからであり、そして不善の諸〔法〕は異熟に対立して記せられるからである。離繫果でもない。不善であるからである。必然の結果として士用〔果〕と増上果のみである。そしてそれら〔二つ〕は前のように註釈せられるべきである。「無記なる諸〔法〕はその四〔果〕であるというとき、どうして不善なる〔法〕に対して無記なる諸法がその等流果であるか。」「どうしてまた〔等流果で〕あってはならないのか。」「相似していないからである。何となれば、不善なる〔諸法〕と無記なる[3]諸法とは相似していない。有[4]異熟と無異熟とであるからである。」「このような過失はない。何となれば、不善と有覆無記との諸法には、染汚であることにおいて共通性があるによって、相似性があるからである。それ故に、不善なる諸〔法〕に対して有覆無記なる諸〔法〕は、また有覆無記なる諸〔法〕に対して不善なる諸〔法〕は、その等流果であるということは理に応ずる。それだから『何となれば、無記であって云云』と言ったのである。」有身〔見〕と辺執見とは、見苦・集所断の遍行なる諸の不善〔法〕と、及び貪等なる見苦所断〔の諸の不善法〕との等流果である。

同類[5]〔因〕と遍行〔因〕とには等流果がある、

とあるからである。[6] 何となれば不善なる諸〔法〕は云云とは、見苦等所断の五部に属する不善なる諸〔法〕は、無記なる有身〔見〕と辺執見との等流果である。同じそれら三〔果〕である〔と〕は、異熟果と離繫果とを除いてである。

註(1)「見苦等所断」の梵文は duḥkhadarśanādiheyā であるが、『称友疏』では duḥkhādi-darśana-heyā となっている。

(2) 荻原本の -kṛtas は -kṛtās の誤り。

(3) 荻原本の akuśalāyākṛtā は akuśalāvyākṛtā の誤り。

(4) 荻原本の sa-vipāvipākatvāt は sa-vipākāvipākatvāt の誤り。

(5) チベット訳に随って、『倶舎論』根品五六偈 c d と見る。但し「果」の語は偈中にない。

(6) チベット訳には「と説かれているからである（iti vacanāt）」とある。

## 第三節　三世の業と三世の法との因果関係

過去〔の業〕[梵文二五六頁一六行]に対して一切の諸〔法〕は四である。

「一切の諸〔法〕」とは、三世に属する諸〔法〕である。過去の業に対して三世に属する諸法は四果である。離繫果を除いてである。

中〔なる業〕に対しても未来の諸〔法〕は〔同じ〕。

現在の業に対しても未来の諸法はこれら同じ四果である。

中なる諸〔法〕は二である。

現在の諸〔法〕は現在〔の業〕に対して二〔果〕である。士用〔果〕と増上果とである。

未生〔なる業〕に対して未来の諸〔法〕は

三果である。（九〇偈）

未来〔の業〕(1)（梵文二五七頁一行）に対して未来の諸〔法〕は三果である。等流〔果〕と離繫果とを除いてである。

**称友疏**

過去の業に対して三世に属する〔即ち〕過去と未来と現在との諸法は、一一に四果である。離繫果を除いてである。其〔離繫果〕は〔三〕世に堕していないからである。どのようにして〔四果〕であるか。過去の業に対して、其〔業〕の異熟である後なる過去〔の法〕は、異熟果である。其〔業〕によって引かれた、倶生の過去〔の法〕或は後なる無間〔即ち直後〕の過去〔の法〕は、士用果である。それ自体を除いて、其〔業〕と倶生起の〔過去の〕諸〔法〕と後に生起せる過去の諸〔法〕とは、増上果である。（梵文四二頁一三行）

後に生起せる過去の相似の諸法は等流果である。過去〔の業〕に対して、其〔業〕の異熟である未来の諸〔法〕は、異熟果である。或る〔過去の業の〕力によって未来の法が得せられるならば、〔それは〕其〔或る力〕の士用果である。其〔業〕の果である未来〔の法〕は増上果である。其〔業〕と相似せる未来〔の法〕は等流果である。現在の諸〔法〕も亦同様である。〔即ち〕其の過去〔の業〕に対して四果があると、所応の如くに説かれるべきである。

中に対しても未来の諸〔法〕は〔同じ〕、

とは、現在〔の業〕に対しても未来の諸法は四果である。これら同じ〔と〕は、離繫果を除いて、という意味であって、それら〔四果〕も全く同様に所応の如くに説かれるべきである。現在の諸〔法〕は現在〔の業〕に対して二〔果〕である、士用〔果〕と増上果とであるとは、何故かといえば、其〔現在の業〕に対して倶生〔の法〕は其〔業〕の力に由って生じたものであれば、まさしく士用果と増上果である。離繫を自体とするものではないから、離繫果ではない。前と後ということがない〔一刹那である〕から、等流果ではない。異熟は相続（pravāha）を前提とするから（-apekṣatvāt）、現在〔の業〕に対して現在〔の法〕は異熟果ではない。等流〔果〕と離繫果とを除いてであるとは、未来〔の法〕は未来〔の業〕に対して等流果ではない。未来の同類〔因〕と遍行因は存在しないからである。彼〔未来の法〕は雑乱しているが故である。また相似しているから此は彼の果である、というように分判することができない

（梵文四二三頁一行）

からである。離繫果でもない。未来の離繫は存在しないからである。けれども異熟果ではあり得る。何となれば、未来の不善〔の業〕或は有漏の善〔業〕に対して、未来なる而も後に生起するであろう、異熟果があるからである。士用果でもある。倶生の未来〔の法〕と、無間〔即ち直後〕に存在する未来〔の法〕とである。これに対して増上果は理解し易いから、重ねて説かれないのである。

註(1) 梵文は -anāgatāni であるが、-anāgatāḥ とすべきか。

## 第四節　諸地の業と諸地の法との因果関係

梵文二五七頁二行

自地の諸法は四である。

自地に属する業に対して、自地に属する諸法は四果である。離繫果を除いてである。

他の地に属する諸〔法〕は三或は二である。

他の地に属する諸法は、もし無漏ならば三果である。異熟〔果〕と離繫果とを除いてである。〔無漏の諸法は〕界に堕していないからである。もし有漏ならば二〔果〕である。士用〔果〕と増上果とである。

**称友疏**

梵文四三頁一一行
自地に属する諸法は離繫果ではない。離繫は地を自性とするものではないからである。もし無漏ならば三果であるとは、等流果が第三〔の果〕として有り得るからである。

けれども(1)九地の道は相互に〔同類因〕である、

という宗義があるからである。

註(1)『倶舎論』根品五二偈ｃｄ。

## 第五節　三学業と三学法との因果関係

梵文二五七頁七行
有学〔の業〕に対して有学等の諸〔法〕は三である。

有学の業に対して有学の諸法は三果である。異熟〔果〕と離繫果とを除いてである。無学の諸〔法〕も亦同様である。非学非無学の諸〔法〕も〔三果である。〕異熟〔果〕と等流果とを除いてである。

けれども無学の業に対しては（九一偈）

有学等の諸法は

一と三と及び二との果である。

無学の業に対して有学の諸法は一〔果〕である。〔即ち〕増上果である。無学の諸〔法〕は三〔果〕である。異熟〔果〕と離繫果とを除いてである。非学非無学の諸〔法〕は二〔果〕である。士用〔果〕と増上果とである。

それら〔二〕より他〔の業〕に対しては、有学等の諸〔法〕は、二と二と及び五との果である。（九二偈）

有学と無学とより他の非学非無学の業に対しては、有学の諸法は二〔果〕である。士用〔果〕と増上果とである。無学の諸〔法〕も亦同様である。非学非無学の諸〔法〕は五果である。

**称友疏**

梵文四二三頁一六行

有学の業に対して有学の諸法は三であるとは、異熟果は有学ではないし、また離繫も有学ではないからである。非学非無学の諸〔法〕も三〔果〕である。彼〔有学の業〕には異熟果はない。有学〔の法〕は無異熟であるからである。等流果もない。非学非無学〔の法〕は有学〔の法〕と相似していないからである。けれども離繫果はある。離繫は非学非無学を自性としているからである。士用果もある。有学〔の業〕によって非学非無学〔の諸法〕が引かれることが有り得るからである。そして増上果は勿論あるから、かくて三〔果〕が有り得る。

けれども無学〔の業〕に対しては

云云とは、無学の業に対して有学の諸法は一〔果〕である。〔即ち〕増上果であって、等流果ではない。〔有学の諸法は無学の業より〕劣っているからである。

等[1]と勝とに対してである、

と説かれているからである。士用果ではない。倶に生起することも直後に〔生起すること〕も無いからである。何となれば、無学〔の法〕の直後に有学〔の法〕が生起することはないからである。退時においてすら、煩悩の現行によって中断せられているが故である。異熟果と離繫果とは非学非無学を自性としているから、そして無学〔の法〕には異熟はないから、それ故に異熟果ではない〔し、離繫果でもない〕。無学の諸〔法〕は三〔果〕であるとは、士用〔果〕と増上〔果〕と等流果とである。異熟〔果〕と離繫果とではない。それらは非学非無学を自性としているからであり、而もここでは無学を自性とするものだけが考察せられるのである。非学非無学の諸〔法〕は二〔果〕である。士用〔果〕と増上果とであるとは、士用果は、例えば其〔無学の業〕によって引かれた、直後に存在するであろう諸法である。増上果は前〔説〕の如くである。已説の如き理由に由って、三果ではない。無学の諸〔法〕も亦同様であるとは、二〔果〕である。士用〔果〕と増上果とである、梵文四二四頁一行、という意味である。

註(1)　『倶舎論』根品五二偈d。

見所断〔の業〕に対して其〔見所断〕等は　梵文二五七頁一七行

三と四と及び一と〔の果〕である。

見所断の業に対して見所断の諸法は三果である。異熟〔果〕と離繫果とを除いてである。修所断の諸〔法〕は四〔果〕である。離繫果を除いてである。非所断の諸〔法〕は一〔果〕である。〔即ち〕増上果である。

修所断の業に対してそれら〔見所断等の諸法〕は二と四と及び三と〔の果〕である。（九三偈）

修所断の業に対して見所断の諸法は二〔果〕である。士用〔果〕と増上果とである。修所断の諸〔法〕は四〔果〕である。離繫果を除いてである。非所断の諸〔法〕は三〔果〕である。異熟〔果〕と等流果とを除いてである。

けれども非所断〔の業〕に対してそれら〔見所断等の諸法〕は順序に応じて一と二と四と〔の果〕である。

非所断の業に対して見所断の諸法は一〔果〕である。増上果である。修所断の諸〔法〕は二〔果〕である。士用〔果〕と増上果とである。非所断の諸〔法〕は四〔果〕である。異熟果を除いてである。重ねて「順序に応じて」と説くのは、初めと終りと〔に説かれている〕如く、中においても亦〔同様〕である、と知らせる為である。何となれば、これは省略法だからである。

称友疏

梵文四二四頁二行
其〔見所断〕等は

とは、見所断等の諸〔法〕は、である。

それら

とは、見所断等の諸〔法〕である。修所断の諸〔法〕は二〔果〕であるとの中、士用果は無漏道から出るときの修所断の諸の善〔法〕である。初めと終りと〔に説かれている〕如く云云とは、「初めと終りとにおいて〔説かれているの〕と同様に」が「初めと終りと〔に説かれている〕如く」であって、中においても亦〔同様〕である、と知らせる為に、〔初めに説いて〕重ねて〔ここにもう一度〕「順序に応じて」と説くのである。どのように〔初めと終りに説かれている〕か。初めの場合は、「順序に随って」という言葉〔が使われたが、そ〕の意味は、「順序に応じて」ということである、とするのが適当である。

不善[1]に対して善等は順序に随って二と三と四とである、

と説かれていたからである。終りの場合も亦

けれども非所断[2]〔の業〕に対してそれら〔見所断等の諸法〕は

順序に応じて一と二と四と〔の果〕である、

というように適応せられる。このように初めと終りとにおいて「順序に応じて」という意味が説かれていた如く、中においても亦同様である、と理解せられるべきである。何となればこれは省略法だからであるとは、これは要略の方法である。何故ならば、もしそうでなかったならば、

無記[3]〔の業〕に対してそれら善等は

二と三と及び三とである、

とある、かくの如き等においても、「順序に応じて」という〔語〕がすべての場合にわたって説かれなくてはならないからである。

註(1)『倶舎論』業品八九偈ａｂ。

(2)『倶舎論』業品九四偈ａｂ。

(3)『倶舎論』業品八九偈ｃｄ。

# 第五章　論所説の諸業

## 第一節　応作等の三業

梵文二五八頁三行

業の説示に附随して、次のことが亦広く問われる。諸の論中に、不応作と応作と及び非応作非不応作の業が説かれている。その定義はどうか。

不応作〔業〕は染汚〔の業〕である。

或る者たちは、亦方規を乱す〔業〕である〔という〕。（九四偈）

染汚の業が不応作〔業〕である。非如理作意によって生起せることの故にと、或るひとびとは〔言う〕。他のひとびとは、方規を乱す〔業〕も亦〔不応作業〕である、と〔言う〕。或るひとが応にそのように行き、住し、食し、彷徨すべき等々であるのに、而もそれを別様に実行する。それは不応に作されたのであるから、不応作〔業〕である、と。善業が応作〔業〕である。他のひとびとは、「及び方規を乱さない〔業〕も〔応作業〕である」と〔言う〕。〔それら〕二より別なる〔業〕は、両様に非ざる〔業〕であって、非応作非不応作〔業〕である。

称友疏
梵文四二四頁一七行

非理作意によって起されたことの故にとは、非理に〔即ち〕非如理に、〔即ち〕煩悩と結びついて起された作意、其〔のような作意〕があるときに生起せる、そのこと、それの故に、というのである。或るひとが応にそのように行くべきである、〔即ち〕或る人間が応にそのように行くべきであるのに、そのようには行かないなら、其のひとにとって不応作業である。方規を乱す〔業〕も亦という中、「も亦」の語は、「染汚〔の業〕と及び〔方規を乱す業〕も亦」というように、〔不応作業の中に両方とも〕含まれるのである。

〔それら〕二より別なる〔業〕は、両様に非ざる〔業〕であってとは、〔一般的に言って〕応作でもなく不応作でもないものである。またその「別なる〔業〕」とは何であるか。無記(1)の業と、及び(2)方規を乱すと方規を乱さないとより別なる無記〔の業〕とである、と。

註(1) 無覆無記即ち不染汚の無記のこと。
(2) 荻原本は「及び（ca）」を削除したが、不適当。

## 第二節　引業と満業

### 第一項　二業の相

一業が一生のみを引くのであるか、或は多〔生〕をも〔引くのである〕か。同様に一業でも一生を引くのであるか、或は多〔業〕が〔一生を引くのである〕か。実に次のことが宗義である。（梵文二五八頁一〇行）

一〔業〕が一生を引く。

一生のみを引くのは、また一業のみであって、多〔生でも多業〕でもない。生（janman）とは衆同分の換え名である。何となれば、其〔衆同分〕が獲せられたとき、「生まれた（jāta）」と言われる。もしそうならば、長老阿那律が〔次のように〕語ったことは〔どうなるか〕。「そのような私は、其の一回の施食の異熟として、七度三十三天に生まれ、乃至、今生において大富釈迦家に生まれた」と。そのわけは、彼〔阿那律〕は其〔施食〕によって大富貴を獲得して〔宿〕生を憶念し、更に他の福徳を造ったのである。〔このようにすべては〕彼〔施食〕から起ったものであることを示したのである。譬えば、初めに〔一の〕金銭を有する人が此〔金銭〕によって千〔の金銭〕を造り出して(1)、「私は一の金銭によってこの大富楽を得るに至った」と言うが如くである。

けれども他のひとびとは言う。「その施食を所依（adhiṣṭhāna）として、彼に、布施をなさんとする思願の大なる流れが起された（utpanna）のであって、〔その場合引かれた〕或る果は或る〔思願〕に繋属している」と。「多〔業〕によっても一〔生〕が引かれて、衆同分を引くことが切れ切れであってはならない」と。けれども一業によって引[2]かれた衆同分には

能く円満する多

業がある、と認められる。譬えば、画師が一回の運筆で形を描いてから、多く〔の運筆〕で〔形を〕円満するように、同様に、実に人たることにおいては等しくても、或る者は根と〔手足等の身体の〕部分と〔額・指等の身体の〕小部分を完備しており、美しい色と容貌と〔身〕量と力との完成によって、光り輝いているが、或る者はこれらの中の或るものが欠けている。

**称友疏**

梵文四二四頁二六行

生（janman）とは衆同分の換え名であるとは、心不相応行の〔換え名〕ではあるが、〔四相[3]の随一である〕生〔相〕（jāti）の〔換え名〕ではない、という趣旨である。もしそうならば〔あの〕ことは〔どうなるか〕とは、若し一業のみが一生のみを引くのであるならば、長老阿那律が「そのような私は其〔の一回の施食〕の云云」と語ったことは〔どうなるか〕。そのことがどうして矛盾しないのか、というのが説かれたことの意味である。彼〔阿那律〕によって、他の生において[4]多迦羅支棄（Tagarasikhin）

辟支仏に施食がなされた。それによって「そのような私は其〔の一回の施食〕の云云」と、このように語られたのである。造り出してとは、成満して、という意味である。人たることにおいては等しいけれども、或る者は根を完備しており、或る者は根が欠けている。〔それは生（janman）を〕円満する業の差別による。〔難じて曰く〕それは適当ではない。眼等は引業の果であるが故である。（梵文四二五頁一行）何となれば、六処は〔引業によって〕引かれるからである、と。けれども美しい色等は〔生を〕円満する業の果であるから、「人たることにおいて等しくても、或る者は美しい色を有し、或る者は〔有してい〕ない」と説くことは理に応ずる、というならば、〔答えて曰く〕其〔六処〕が生起することを妨げている縁が断ぜられたとき、満業の能力が発揮されるのであるから、矛盾はない。何故ならば、もしそうでなかったら、生が引かれることが有る限り、誰でも欠根者とはならないであろうからである。

註(1)　原写本は nirvisya であるが、シャーストリ本の如く、これを nirvartya と訂正する。『称友疏』の荻原本も同じ。

(2)　平川索引の如く、kliṣṭasya を kṣiptasya と訂正する。

(3)　チベット訳が「相（lakṣaṇa）の生ではない」と訳しているのに拠った。

(4)　『中阿含』説本経（大・一・五〇九a）にこの説話を載せているが、そこには「無患辟支仏」とある。

## 第二項　二業の体

（梵文二五八頁二四行）また、ただ業だけが生（janman）を引くのではない。それではどうであるか。他のものも亦有異

熟である。けれどもすべてにわたって

（梵文二五九頁一行）〔二〕無心定は〔生を〕引かない。

また諸の得も〔生を引か〕ない。（九五偈）

〔二〕無心定は有異熟ではあっても、それらによって衆同分が引かれることはない。業と俱有ではないからである。また諸の得によっても〔引かれない〕。業と、果を一にするものではないからである。

**称友疏**

（梵文四二五頁六行）

他のものも亦有異熟であるとは、受等である。業と俱有ではないからであるとは、それら〔二〕定は意思と称せられる〔意〕業と俱にあることはないからであり、また無心であるから、身・語業と〔俱にあることは〕ないからである。また有異熟なる諸の得によっても引かれない。業と、果を一にするものではないからである。諸の得は、それを引く業と現に俱にあるものであっても、其〔業〕と俱に果を一にするものではないからである。何となれば、諸の得は、恰も樹木のつる草のように、外部に位置するものであるからである。

## 第三節　三障

### 第一項　三障の体相

梵文二五九頁四行
世尊によって、障は三であると説かれている。〔即ち〕業障と煩悩障と及び異熟障とである。それらの自性は何であるか。

無間業と、ねばり強い（tīvra）煩悩と、及び
悪趣・倶盧〔洲〕のひとびとと
無想有情とが、

三障であると認められている。（九六偈）

五無間〔業〕が業障である。即ち、母を殺すのと、父を殺すのと、阿羅漢を殺すのと、僧伽を分破するのと、悪心をもって如来の身体から血を出すのとである。ねばり強い煩悩の状態が煩悩障である。何となれば煩悩は二種である。ねばり強いもの即ち習慣的のものと、及び猛利なるもの（tīkṣṇa）即ち上品のものとである。その中でねばり強いものが障である。例えば、扇搋(1)等における〔煩悩の〕如きである。何となれば、断続的に起る（kadācitka）煩悩は、たとい勢力が上品であっ

ても伏除することが可能である。これに反して、常恒的に起る（ājasrika）〔煩悩〕は、たとい味[2]鈍であってもそうではない。何となれば、常恒的に起る煩悩においては、其〔煩悩〕を滅除するために立ち上る時期を得ることがない。其〔煩悩〕の下品なるものに縁って中品なるものが生じ、中品なるものに縁って上品なるものが〔生ずる〕。それ故に〔[3]これ〕だけが障である。三種の悪趣と、及び善趣の一部分である北倶盧〔洲〕のひとびとと諸の無想有情とは、異熟障である。これら諸〔の障〕は何を障えるか。聖道と、及び聖道の加行に属する諸の善根を〔障えるの〕である。〔これら五無間業の〕外にも実には、悪生（apāya）等〔を引くこと〕に決定している諸の業と、卵生と湿生と女であることと第八有と〔を引くこと〕に決定している〔諸の業〕も亦、説かれるべきであるかも知れない。けれども、処（adhiṣṭhāna）という点からと、果という点からと、趣という点からと、生まれることという点からと、人という点からの、五の因由によって見易く知り易い[4]（suprajñāka）諸〔の業〕があるとき、それらのみが説かれて、他の諸〔の業〕は〔説かれ〕ないのである。そしてこれら〔三障〕の中で、煩悩障は最も劣悪なるものであり、その次は業障である。何となれば、これら〔二障〕に由って、第二生においても治療することのできない者となるからである。次に後なるものを引くが故である、と毘婆沙師たちは〔言う〕。

諸の無間〔業〕（ānantaryāṇi）とは、どのような意味か。異熟に対して、他の生を果とする他の

業によって、間を隔てることが不可能であるから、諸の無間〔業〕である。打ち克つことがない、という意味である。或は、其〔業〕を造った人が此処から死没したときに、地獄に生まれるようになることに対して、間隔がないから無間隔（anantara）であり、其の〔無間隔なる〕状態が無間性（ānantarya）である。或る法と結合することに由って、其〔の或る法と結合せる人〕が無間隔（anantara）となるような、〔其の或る法が無間性（ānantarya）〕である。沙門性（śrāmaṇya）の如くである。

**称友疏**
（梵文四二五頁六行）

業障とは、業即障であり、〔同様に〕煩悩即障であり、異熟即障であるからである。[5] 及び聖道の加行に属する諸の善根を〔障えるの〕であるとは、煖〔位〕等なる〔加行に属する諸の善根〕を、である。悪生等〔を引くこと〕に決定している諸のとは、地獄・畜生・餓鬼〔を引くこと〕に決定している諸の、である。「等」という語によっては、及び無想定と大梵とを招くことに決定している業が含まれる。及び扇搋と半択迦と二形生とを招く〔業〕が説かれるべきである。同様に、卵生と湿生と女であることと第八有と〔を引くこと〕に決定している諸の業も説かれるべきである。何となれば、諸の聖者は地獄等に生まれることはなく、また卵生と湿生との生存（yoni）を得ることもない。また女であることと第八有を成ずることもないであろう。最大限七度の生存（bhava）あるもの〔極七返有〕であるからである。見易

い諸〔の業〕とは、他[6]の人びとに楽に見られるから、見易い（su-darśa）諸〔の業〕であって、見易い（sudarśa）諸〔の業〕がそのまま見易い（sudarśaka）諸〔の業〕である。同様に、自らによって楽に示されるから、知られ易い（suprajñeya）諸〔の業〕であって、知られ易い（suprajñeya）諸〔の業〕がそのまま示し易い（suprajñapaka）諸〔の業〕である。本来の意味としては何か。「見易い諸〔の業〕」と「示し易い諸〔の業〕」という、これら二つはまた同義語でもある。処（adhiṣṭhāna）という点からとは、業道が処であって、〔殺父・殺母・殺阿羅漢の〕三の無間〔業〕の処は殺生業道である。〔破僧なる〕一〔の無間業〕の処は妄語業道である。第五〔の出仏身血なる無間業〕の処は殺生〔業道〕の加行である。このように〔五無間業〕は処という点から見易く示し易い。果という点からは、〔五無間業の〕すべては非愛を果とするからである。趣という点からは、地獄趣を得するからである。生まれることという点からは、順次生受であるからである。人という点からは、最も重い煩悩が現行するが故に、「これは父を殺した者である」乃至「これは悪心をもって如来の身体から血を出した者である」というように、人が知られ易い。ところが他の人びとは〔次のように〕註解する。処という点からは前と同じである。果という点からは地獄を果とするからである。趣という点からは人間趣において造るからである。

無間[7]〔業〕は三洲においてある、

と説かれているからである。生まれることという点からは全くそのように順次生受であるからである。

人という点からは女・男であって、扇搋或は半択迦ではない。以上、このように五の因由によって〔五無間業は〕見易く示し易い。けれどもこれに反して、それら〔五無間業以外の〕悪生（apāya）等〔を引くこと〕に決定している諸の業は、五の因由によって見易く示し易いということはないから、それらは説かれていないのである。次々に後なるものを引くが故であるとは、その故は、煩悩障は業障を引き、（梵文四二六頁一行）また業障は悪生（apāya）において非愛なる異熟を引くから、煩悩障は最も悪なるものであり、業障はそれより軽く、異熟障はそれよりも〔更に軽い〕からである。何となれば、異熟障は現法においてのみ作用があって、第二〔生〕においては〔作用が〕ないからである。或る法と〔例えば〕父を殺すこと等と結合することに由って、其〔の或る法と相応せる人〕が無間隔となるような、〔其の或る法が無間性〕である。其〔のような法〕を表わす為に、「無間性（ānantarya）」といって、状態をあらわす接尾語（ya）があるのである。沙門性（śrāmaṇya）の如くである。〔即ち〕例えば、或る無漏道と結合することに由って沙門となるような、其〔無漏道〕を表わす為に

沙門[8]性は無垢の道である、

といって、状態をあらわす接尾語（ya）があるが如く、それと同じである。

註(1)　扇搋の梵語はシャーストリ本の如く、sandha とあるのが正しい。

(2)　梵文は samūho 'pi（たとい集合体であっても）であるが、意味が通じない。チベット訳 dal yaṅ によって mando 'pi と訂

正する。

(3) 「これ（sa）」はチベット訳に拠って補った。「これ」とは常恒的に起る煩悩を指す。

(4) 『称友疏』には suprajñapakāni〔示し易い〕とある。

(5) 「あるから」の梵文は iti であるが、チベット訳によって訳した。

(6) 荻原本の parebhyā はシャーストリ本によって parebhya と訂正する。

(7) 『倶舎論』業品九七偈 a。

(8) 『倶舎論』賢聖品五二偈 a。

## 第二項　三障と界趣

次にこれら〔三〕障の中で、何れ〔の障〕は何の趣にある、と知るべきであるか。まず例外なしに

梵文二五九頁二四行
無間〔業〕は三洲にある。

北倶盧〔洲〕にはない。他の趣にもない。まして他の界には〔勿論ない〕。それら〔三洲〕においても亦、諸の女と男とのみにある。

これに反して扇搋等には〔あるということは〕認められない。

何故であるか。〔さきに〕不律儀が存在しないことの理由が標示された、(1)その同じ〔理由〕であ

る。更にまた順序に応じて、母・父と及び彼等とが

恩少きものであり、無恥なるものであるが為である。

伝(2)えて説く、この人たちにとって母と父とは恩の少い者である。身体に欠損があることの増上〔縁〕であるから、また愛念の少い者であるからである。彼等も亦母と父とに対して、強烈な慚(3)・愧を現前させることがないが、〔実は〕其〔のような強烈な慚・愧〕が破壊されることから、無間〔罪〕に触れるようになるのである。同じ理由から、諸の畜生と餓鬼とにも〔無間業があることは〕認められない。大徳（bhadanta）は「覚知が分明なる諸〔の有情〕には有り得るであろう。聡慧なる馬の如きである」と〔言う〕。人間が非人の母・父を殺しても、無間〔業〕とはならないであろう。業障を説き終った。

他〔の二障〕は五趣にある。（九七偈）

それでは他〔の二〕とは何であるか。煩悩と異熟との〔二〕障である。人〔趣〕の中で異熟障があるのは、〔北(4)〕倶盧〔洲〕のひとびとである。天〔趣〕の中では無想有情の諸〔天〕である。

**称友疏**

梵文四二六頁九行

北倶盧〔洲〕にはないとは、〔かの洲の人々は〕寿(5)〔量〕が決っているから、性戒〔本来的な戒〕を有しているから、及び彼処には教説がないからである。不律儀が存在しないことの理由、その同じ

〔理由〕であるとは、「罪悪に対しても〔なさんとする〕意欲(āśaya)が堅固でないからである。また律儀があるその同じ者に不律儀も亦ある。相い対立してあるものであるからである。それ故に不律儀は扇搋等にはない」と〔説かれて〕あるものである。其〔のような強烈な慚・愧〕が破壊されることからとは、其のような慚・愧が破壊されることから、〔即ち〕目茶苦茶にされることから、扇搋等は無間〔罪〕に触れるようになるであろうが、母と父とに対する彼等の其〔慚・愧〕は強烈ではない。以上このような理由から、彼等に無間〔業〕があるということは

認められない。

もし、〔両親は〕身体に欠損があることの因であるから恩が少い、というこの理由で、彼等に無間〔業〕があることが認められないのであるならば、生まれながらにして盲目等の女・男が母等を殺しても、無間〔業〕にはならないであろう。そうではない。身体に欠損があることが、証りを得ることの規定に反することを、説こうとしているが故である。もし証りを得ることの規定に反するような欠損があれば、〔どのようなことでも〕それがここに主題とせられているのである。また〔証りを得ることの規定に反するという〕その同じ理由によって、母に愛念が少いのであって、生まれながらにして盲目等の欠損があるに由ってではない。同じ理由から、諸の畜生と餓鬼とにも〔無間業があることは〕認められない。〔扇搋等と〕同じく

(7) 恩少きものであり、無恥なるものであるが為である。

聡慧なる馬の如きであるとは、畜生や餓鬼であっても覚知が分明であれば、無間〔業〕が有り得るであろう、というに係るのである。聡慧なる馬の如くであるとは、「聡慧なる或る勝れた馬が母と交尾しないというので、布で顔を覆うて母と交尾させた。それから後になって〔そのことを〕知って、自分で男根を切断した」と聞いている。このようであるならば、聡慧なる馬は覚知が分明である。その者には無間〔業〕が有り得るであろう、という趣旨である。人間が非人の母・父を殺しても、無間〔業〕とはならないであろう〔と〕は、全く無間〔業〕とはならないであろう、という意味である。どうしてであるか。〔前と〕同じく

恩少きものであり、無恥なるものであるが為である。

何となれば、非人は人間にふさわしい恩を造ることができない。また、人間にとっては非人の母・父に対して強烈なる慚・愧が起らない。趣が異るに由って愛念が少いからである。

註(1)「その同じ」の梵語は tadeva であるが、『称友疏』の所引とシャーストリ本に拠って、yadeva と訂正する。

(2)「伝えて説く（kila）」は、チベット訳では後の「諸の畜生と餓鬼とにも〔無間業があることは〕認められない」までかかるものと見ている。

(3)「慚（hrī-）」は梵文に hi とあるが、チベット訳に拠って誤りと見て訂正する。『称友疏』四二六頁一三行、三一行参照。

(4) 梵文 kauravā を kauravāḥ と訂正する。

(5) われわれ贍部洲の人間は寿量が決っていないが、北洲では千歳に決っている〔論一二〕。だから殺母等の三はない。また教説がないから殺阿羅漢と破僧と出仏身血もない。

(6) 以下『倶舎論』一五（大・二九・八〇c）。梵文プラダン本二二六頁一四―五行。

(7) 『倶舎論』業品九七偈c。

# 第六章　特に業障について

## 第一節　五無間業の体

梵文二六〇頁一三行
〔五〕無間〔業〕は何を自性とするか。四は身業であり、一は語業である。三は殺生であり、一は妄語であり、一は殺生の加行である。何となれば、諸の如来は殺害せられないことを特質とするからである。因の上に果を仮立するから、無間〔業〕が「破僧」であると説かれたのである。或は此〔無間業〕によって破られるが故である。

**称友疏**
梵文四二六頁一三行
四は身業でありとは、母を殺す等である。一は語業であるとは、破僧である。三は殺生でありとは、

母を殺す等である。一は妄語であり〔と〕は、破僧である。（梵文四二七頁一行）一は殺生の加行である〔と〕は、悪心をもって如来の身体から血を出す、である。どうして殺生ではないのか、というならば、「何となれば、諸の如来は殺害せられないことを特質とするからである」と言ったのである。他の者の殺害によっては死なないことを特質とする、という意味である。因の上に果を仮立するからとは、心不相応法である果が「破僧」と仮立せられるのである。或は此〔無間業〕によって破られるとは、或は〔-bheda という語に〕行為の主体の意味を見て取って、妄語が破僧であると言われるのである。何となれば、妄語によって僧伽が破られるからである。之に反して、破僧とは〔-bheda という語に〕行為(1)の状態の意味を見て取るのではない。

註(1)　梵文 sadhana は sādhana の誤り。

## 第二節　傍論　破僧

### 第一項　破僧の体

（梵文二六〇頁一六行）けれども破僧は不和合を自性とし、

不相応〔法〕に属するものである。

不染汚無記の法である。

破僧は、不和合と名づけられた心不相応行であって、無覆無記である。それがどうして無間〔業〕となるであろうか。また能破者がそれを成就しているのでは全くない。それではどうであるか。

僧伽がそれを成就しているのである。（九八偈）

実に破せられたところの其〔僧伽〕に破〔僧〕があるのであって、能破者にはない。

**称友疏**

梵文四二七頁九行

けれども破僧は不和合である、

とは、毘婆沙師たちにとっては、〔破僧は〕直接的な仕方による（mukhya-vṛttyā）実体としての存在そのもの（dravya-sattā）である。それ故に

〔不和合を〕自性とし、不相応〔法〕に属するものである。

不染汚無記の法である、

と言ったのである。それがどうして無間〔業〕となるであろうかとは、其〔不和合〕はそのような特徴を有する無間〔業〕とは全くならない、という意味である。また能破者が其の不相応法を成就しているのでは全くない。それだから此〔破僧〕は無間〔業〕ではない、という趣旨である。

註(1)　梵文 nāna は nāma の誤り。

第二項　能破の成就と時及び処

梵文二六〇頁二一行
それでは能破者は何を成就しているか。

それは妄語の罪である。

能破者はそれを成就している（samanvita）。

能破者は破僧の罪を成就している（samanvāgata）。それはまた妄語である。其〔妄語〕はまた、破僧と同時に生じた語の表と無表とである。そしてその罪を成就している彼の能破者は

梵文二六一頁一行
無間〔地獄〕において〔一〕劫の間、異熟を受ける。

〔一〕中劫の間、無間大地獄において異熟を受ける。けれども、他の諸〔の無間業〕によっては、必ずしも無間〔地獄〕において〔異熟を受ける〕とは限らない。

また或る人によって多くの無間〔業〕が造られて、それら〔無間業〕が唯だ無間〔直後〕にのみ異熟するときは、しかしながらそれら〔の無間業〕によって、その人の上にどのようなことが起るか。

〔無間業が〕増すによって諸の苦痛が増す。（九九偈）

実に彼は、より多くの無間〔業〕によって、その無間〔地獄〕において、より大がらにしてより

柔軟な依身を得、そして悩害もより多くまたより激烈であり、それによって二・三・四・五倍の受を感受する。

称友疏

梵文四二七頁一五行

其はまた〔と〕は、妄語は、である。破僧と同時に生じた〔と〕は、不相応法と同時に生じた、であって、〔その妄語は〕語の表と無表とを自性とせるもの、という意味である。

## 第三項　破僧の縁

梵文二六一頁六行

それでは僧伽を破する此の者は、誰か。

比丘・見行者・浄行者が破する。

比丘が破するのであって、在家でもなく、比丘尼等でもない。また彼は見行者のみであって、愛行者ではない。浄行に住する者であって、浄行を破れる者ではない。彼〔浄行を破れる者〕の言うことは、信受せられ難いからである。何処において破するか。世尊が現前にまします所より他の処においてである。

何となれば、実に〔大〕師の面前においては、破することは不可能であるからである。諸の如来は抵抗し難いからであり、〔その〕言うことは信受せられるであろうからである。誰を破するか。

諸の愚者をである。

ただ諸の凡夫のみを〔破するの〕であって、諸の聖者を〔破するの〕ではない。法を現見しているからである。他の人びとは「かの諸〔の凡夫〕であっても、得忍者を〔破するの〕ではない」と〔いう〕。

どれだけ〔の条件が揃うこと〕によって、僧伽が破せられたことになるか。

師と道とが〔何れも〕異なっていることが認容せられるとき

破せられている。

もし彼等〔僧伽の人々〕に、如来とは別の師であると認容せられるとき、また其〔如来〕によって演説された道とは別の道であると〔認容せられるとき〕、それだけ〔の条件が揃うこと〕によって、僧伽は破せられたと説かれるべきである。

どれだけの時間、破せられた〔ままで僧伽〕は続くか。その同じ夜を

此〔の破せられた僧伽〕は、越えない。（一〇〇偈）

何となれば、破せられた僧伽が〔その夜を〕未だ完全には過していないときに、僧伽は必ず再び合同するからである。

已に説かれたこの破僧、

それはまた破〔法〕輪であると認められてある。

何となれば、そのとき世尊の法輪が破せられたことになるからである。道の起ることを障碍するからである。それ故にこそ破〔法〕輪とも、破僧とも言われるのである。

称友疏

（梵文四二七頁一七行）

比丘が破するとは、仏は比丘であって、而も能破者は其〔仏〕と互に競争する性質のものであるからである。在家でもなく、比丘尼等でもない(1)とは、彼等の依身は信受せられるものではないからである。また彼は見行者のみであって〔と〕は、堅牢な内密の意志をもっているからである。有身見等の五〔見〕において行ぜる〔即ち〕働きを起せる者が見行者である。或は此の者が見なる所行を有しているから、見行者である。何となれば、彼は思量と推論との能力をもっているから、〔僧伽の人々を、釈尊以外の〕他の師と別の道とに繋属させることが可能であるからである。愛行者ではないとは、雑染と清浄との〔両〕側において堅固な意志をもっていないからである。抵抗し難いからであるとは、征服し難いからである。法を現見しているからであるとは、聖教と証得の法とを現証しているからである、という意味である。諸の得忍者を〔破するの〕ではないとは、順決択分の忍を得た人びとを〔破するの〕ではない、という意味である。見諦者に等しいからである。

此〔の破せられた僧伽〕は、越えない。

その夜を完全には過さない、という意味である。破せられたことになるとは、どうして破せられたか、というならば、道の起ることを障碍するからである、と言ったのである。道の起ることを妨害するから、という意味である。何となれば、僧伽が再び合同しない間は、道の生起が障碍せられてあるからである。いかなる者の個体〔身心の相続〕においても、道は現起しない、という意味である。破僧は破〔法〕輪の因であるから、破〔法〕輪と言われる。

註(1)　シャーストリ本と『倶舎論』とに拠って、gṛhī の前に na を挿入する。

## 第四項　破僧の最少限とその洲

次に破〔法〕輪〔僧〕は何処に存在するか。（梵文二六一頁二四行）

贍部洲においてである。（梵文二六二頁一行）

他の諸洲においては〔存在し〕ない。どれだけの比丘たちによって〔破僧が行なわれる〕か。

九等〔の比丘〕によってである。

九等と説かれているから、それ以上は不定である。八比丘が僧伽であって、第九〔の比丘〕が能破者である。何となれば、僧伽は必ず二つの徒党に分れて住することになるであろうからである。このようになれば、〔その時点で僧伽が〕破せられたのである。けれども、他の破僧は破羯磨によ

ってなされる。もし一結界中において分裂して羯磨をなすならば、である。そしてそのような此の破羯磨は三洲においてある。

それら〔三洲〕においてのみ聖教があるからである。どれだけの比丘たちによって〔破羯磨僧が行なわれる〕か。

其〔破羯磨僧〕は八〔比丘〕と及びそれ以上〔の比丘〕によってである。（一〇一偈）

**称友疏**

梵文四二七頁三行

何となれば、僧伽は必ず二つの徒党に分れて住することになるであろうからであるとは、仏陀の徒党と及び能破者の徒党とに分れて住することになるであろう、という意味である。何となれば、四比丘で僧伽であり、梵文四二八頁一行そして二つの僧伽が存在することになるであろうから、破せられるべき八比丘と、及び第九としての能破者とが存在することになるであろう。けれども、他の破僧はとは、破〔法〕輪より以外の〔破僧〕であって、ここでは〔五〕無間〔業としての破僧〕ではない、という趣旨である。此〔破僧〕は破羯磨によってなされるからである。分裂してとは、いろいろな意見を懐いて、である。諸羯磨を〔と〕は、布薩等の僧伽の諸羯磨を、である。

其〔破羯磨僧〕は八〔比丘〕と及びそれ以上〔の比丘〕によってである、とは、この場合にも亦二つの僧伽が存在することになるであろう。〔自分は大〕師であるという慢を有

する能破者はないから、八比丘だけが存在するであろう。九〔比丘〕等ではない、というのである。

註(1)　称友疏に引用せられているものは、「諸羯磨を」となっている。

## 第五項　破法輪僧の無い時

梵文二六二頁一〇行

けれども、破〔法〕輪〔僧〕は六の時においては存在しない。どのような〔時〕においてであるか。

初めと終りと、跑と一双とより以前と、

牟尼がすでに死したときと、

及び未結界のときとにおいては、

いずれも破〔法〕輪は生じない。（一〇二偈）

初めにおいて〔と〕は、法輪が転ぜられて未だ間もないときであり、終りにおいて〔と〕は世尊が般涅槃したもうた時である。何となれば、これら二つの分位においては、僧伽は一味のものであるからである。中間においても、跑より以前においては破せられることはない。聖教について、戒の跑と及び見の跑とが未だ生じていない限りは、である。また一双より以前においては、破せられることはない。声聞の第一の一双が未だ生じていない限りは、である。破せられても〔僧伽が〕道理として〔その夜を〕完全に越すことはないから、また彼によって再び合同せられるべきであるか(1)

らである。牟尼がすでに死したとき、〔即ち〕〔大〕師がすでに般涅槃したもうたときには、敵対者がいないからである。未結界のとき、〔即ち〕結界が未だなされていない間も〔破僧はない〕。何となれば、一結界内において二つの党派が立てられることによって、破僧があるからである。以上、これらの時においては、破〔法〕輪〔僧〕は存在しない。そしてまた、一切の諸仏において破〔法〕輪〔僧〕があるのではない。〔宿〕業に依存するからである。

**称友疏**
梵文四二八頁八行
一味のものであるとは、分裂しないでいる、であって、同一意見のものである、という意味である。〔法輪が転ぜられて未だ間もない〕前の分位においては、〔僧伽はすべての者に〕喜と歓喜とが生じており、〔世尊が般涅槃したもうた〕最後〔の分位〕においては、意に極めて厭患の思いがあり憂苦が生じている。皰より以前においてはという中で、皰とは罪過であって、見の皰或は戒の皰である。この中で、見の皰は例えば「私は世尊の所説〔の法〕の意味をよく知っている。〔だから〕これら世尊によって障碍の諸法であると説かれたところのものは、〔私によって〕近習(2)せられているとき障碍とはなり得ない、というように、そのように、まさしくその心がはたらき動く云云」と説かれた如きである。戒の皰は犯戒である。また彼によって再び合同せられるべきであるとは、また彼の声聞の一双によって、再び合同せられるべきであるが故である、という意味である。そして一切の諸仏には必ず声聞の一双が

存在する。ひとりは智慧を有する者の中の第一であり、第二は神変を有する者の中の〔第一〕である。この世においては釈迦牟尼にとって、智慧を有する者の中の第一は聖舎利弗（Śāradvatīputra）であり、神変を有する者の中の〔第一〕は聖大目犍連（Mahāmaudgalyāyana）である。敵対者がいないからであるとは、世尊が般涅槃したもうたとき、かの能破者にとって敵対者となる者は存在しないからである。未結界のときとは、〔作法に順って〕円輪（maṇḍala-）結界が〔未だなされていない〕とき、である。何となれば、同一結界内において異なって羯磨を作すに由って、僧伽は二種となるからである。豈また、村落や都市等の自然境界も有るではないか。確かにそのとおりである。けれども白事〔動議提出〕による境界が現に有るときに、その自然境界が〔正式の境界として〕確定されるのであるから、〔そのとき初めて〕其〔境界〕の結界も亦まさしく確定されるのである、と知るべきである。〔宿〕業に依存するからであるとは、弟子なる僧伽の分裂を引き起すような業を造った者にのみ其〔僧伽〕の分裂があって、他の者にはない。また伝え説くところによれば、釈(3)迦牟尼は菩薩の分位において、五通を有する仙人の眷属を分裂させたことがあった。それに由って彼〔釈迦牟尼〕の僧伽は提婆達多によって分裂したのである、と。

註(1)　梵文の -nyāya を -nyāyā- と訂正して、「道理」と読む。玄奘訳の「法爾」がこれに当るか。真諦訳とチベット訳は欠。

(2)　梵文の pratiṣevya- を、チベット訳の bsten によって、pratiṣevya- と訂正する。

(3) 順正理論四三（大・二九・五八八b）参照。

## 第三節　逆罪の縁

梵文二六二頁一九行
何故に、母を殺す等の場合には無間〔業〕であって、それ以外の場合にはそうでないのか。

恩〔田〕と徳田とを棄捨し損壊するからである。

まず、母と父とを殺せば恩ある者を棄捨するからである。彼等〔二人〕から生まれたものであるからである。彼等〔二人〕はどうして恩ある者であるか。身体は彼等〔二人〕から生まれたものであるからである。彼等〔二人〕を棄捨する（nirākaraṇa）とは、どういうことか。捨てる（parityāga）のである。阿羅漢は徳田であるから、殺せば無間〔業〕である。次に、若し母の或は父の形〔すなわち性の象徴〕が転換せられたなら、その〔前後〕同一の依身において(1)

梵文二六三頁一行
たとい他の形となっても(2)、〔無間業が〕あるであろう。

それ故にこそ「父でもない阿羅漢でもない男の人を殺害したとして、それで無間罪に触れるようなことがあるであろうか。あるであろう。母の形が転換せられたような場合である、と。母でもない阿羅漢でもない女の人を殺害したとして、それで無間罪に触れるようなことがあるであろうか。

あるであろう。父の形が転換せられたような場合である」と説かれるのである。

或る女の羯剌藍〔極初期の胎児〕が漏れ出て〔これを〕他〔の女〕の子宮に収め〔て出産し〕たとき、其〔女〕を殺して無間〔業〕となるような彼の母は、どちら〔の女〕であるか。

〔この者が〕彼女の月経より生じたところの其〔彼女〕が母である。（一〇三偈）

この有情が彼女の月経から生じたところのその女が、此の者の母である。けれども第二〔の母〕は、一切の仕事の中で注目せられるべきである。何となれば、彼女は[3]飲ませる女・養う女・育てる女であるからである。

もし母に対して加行を造って他の女を殺すならば、無間〔業〕とはならないだろう。母でない者に対する加行によって〔母を〕殺すならば、そのようであっても〔無間業とは〕ならないだろう。これについては、寝台の表面に隠れていた母を〔母ではないと思って〕殺す場合と、及び洗濯する〔男の〕人の子が、〔蚊を殺そうと思って〕蚊に対する加行によって〔その男の人である〕父を殺す場合とが、例喩とされるべきである。一撃によって母と及び他の女とを殺す者には、二つの無表がある。けれども表は無間〔業〕のみである。其〔の無間〕業の方がより力が強いからである。大徳妙音（Ghoṣaka）は「〔表は〕極微の積集であるから、表も亦二種である」と〔いう〕。阿羅漢ではないと想って阿羅漢を殺害したときでも、無間〔業〕となる。「私は殺す」という〔殺害の対象で

ある」所依身が確定しているからである。もしひとあって阿羅漢である父を殺害するならば、そのひとにもただ一つだけの無間〔業〕があるであろう。依身が一つであるからである。

次のような譬喩因縁をどのようにして会通するか。「行け〔そして〕始欠持（Śikhaṇḍin）に語れ。『汝によって二つの無間〔業〕が造られた。父が殺されたことと、阿羅漢が殺されたこととである』と。」〔答う〕「二つの因由によって〔無間業が造られた〕」と説かれるべきである。或は二つの面について呵責せられたのである。如来について悪心をもって血を出せば必ず無間〔業〕となるか。殺そうという意図のある者には〔無間業と〕なるであろう。

仏に対して打とうと欲する者には無い。

もし打とうとする意図を持って〔血を〕出すならば、〔無間業とは〕ならないであろう。もし阿羅漢でない者に対して〔殺そうと〕一撃を加え、そして彼が一撃を加えられた後に阿羅漢となるならば、

一撃を加えられた後における阿羅漢においては、無い。

「無間〔業〕とはならないであろう。」というように続くのである。何となれば、彼〔阿羅漢〕に対して彼によって加行が造られたのではないからである。

**称友疏**

徳田であるからとは、諸の徳の所依身であるから、という意味である。或はまた、諸の徳に由る田が徳田である。何となれば、彼〔阿羅漢〕は徳を具えているから、福徳（puṇya）の田である。あたかも、田に蒔かれた種は大果あるものとなるが如く、同じように、此処〔なる阿羅漢〕に対して蒔かれた福徳の種は大果あるものとなる。[6] それ以外の場合にはそうではないとは、一般の女を殺す等の場合にはそうではない。[5]梵文四二八頁二七行

恩〔田〕（upakāri-）と徳田とを棄捨し損壊するからである、とは、母と父を殺す等の場合には、恩田[7]或は徳田を棄捨するから、〔即ち〕捨てるから、無間〔業〕である。また其〔の恩田と徳田と〕を損壊するから〔即ち〕破壊するから、無間〔業〕である。悪心をもって仏身より血を出すに由っても、また僧伽を破することも、其〔徳田〕を損壊する。それで〔ここに次のような〕このことが説かれていることになる。「母を殺す等の場合においてのみ無間〔業〕であって、それ以外の場合にはそうではない。〔母等は〕恩田と徳田とであるから、それ〔らの田〕を棄捨し損壊するが故である」と。梵文四二九頁一行

次に若し母或は父の形〔すなわち性の象徴〕が転換せられたならとは、形の転換によってその母であること或はその父であることが失われているから、母を殺すということは存在しないが故に、或は父を殺すということは存在しないが故に、無間〔業〕とはならないであろう、というように、其〔無間業〕

が存在しないかも知れないと懸念して、問うのである。

彼女の月経より生じたところの

とは、この者が彼女の月経から生ずることを有しているから、

彼女の月経から生じたところの、

である。一切の仕事の中で注目せられるべきであるとは、一切の母に適した作業の中で注目せられるべきである、という趣旨である。母に等しいからである。飲ませる女〔と〕は、膝の上で食事をさせる女、である。養う女〔と〕は、乳を与える女、である。育てる女〔と〕は、粗大なる食物等を用意する女、である。他の人びとは〔次のように〕説明する。「飲ませる女〔と〕は、乳母（stanya-dhātṛkā）[8]という意味である。養う女〔と〕は、粗大なる食物に慣れさせることに由ってである。育てる女〔と〕は、沐浴と香油による摩擦と禍いを避けることに由ってである」と。寝台の表面に隠れていたとは、「寝台の上にカバーをかけてここに〔男の〕人が眠っている」と思いながら、子がそこに刀で一撃を加えた。その刀の一撃によって寝台の表面に隠れていた母が殺された、ということが例喩とされるべきである。また、洗濯する〔男の〕人（dhāvaka）の〔即ち〕洗濯をする〔男の〕人（rajaka）の子が、「〔わたくしは〕蚊を[9]殺す」と考えて、蚊に対する加行によって父を殺す、ということが〔例喩とされるべきである。〕二つの無表〔と〕は、無間〔業〕の無表と、及び単なる殺生の無表とである。けれども表は無間〔業〕の

みである。其〔表〕は其〔無間業〕に含まれたもののみであって、それ以外ではない、という意味である。そのひとにもただ一つだけのとは、「阿羅漢を殺す」と名づけられた〔無間業〕である。行け〔そして〕始欠持に語れとは、勝音(10)（Rauruka）城において、仙道（Udrāyaṇa）(11)と名づける王が、始欠持と名づける子を即位させて、〔自らは〕出家した。出家してから阿羅漢果を証得した。彼は勝音〔城〕の近くにやって来た。「〔父は〕もう一度王位に即きたいと願っている」と、大臣にけしかけられたかの始欠持王によって、〔殺者を送って〕自分の父は殺された。けれども殺されつつある分位において、彼〔父〕は彼の殺者なる人に「行け〔そして〕始欠持に語れ云云」と言った。「二つの因由によって」と説かれるべきであるとは、「行け〔そして〕始欠持に語れ。『二つの無間〔業〕の因由によって汝によって〔一つの〕無間〔業〕が造られた』と」というように、彼〔父〕によって説かれるべきである。或は二つの面について訶責せられたのであるとは、二つの面があるから、仮りに二つの無間〔業〕があると立てられたのである、という趣旨である。何となれば、その無間〔業〕には二つの因由があるから、更に一層重いからである。

註(1)　梵文 -āmnāyo を、新旧の漢訳「依止」、チベット訳 lus に拠って、-āśraye と訂正して読む。平川索引は未訂正。

(2)　ゴーカレ本『倶舎論偈』に拠って、-antarito を -antarite と訂正する。

(3)　「飲ませる女」の梵語は、プラダン本では apāyikā であるが、平川索引ではこれを荻原本『称友疏』に拠って apyāyikā と訂正している。

(4) 漢訳二本は「所依身において意思が確定しているから」という意味に読んでいるが、今はチベット訳に拠る。

(5)〜(6) 梵本テキスト脚註の示すように、後の「次に若し云云」の直前に置くべき文章であって、チベット訳はそのようになっている。同じ脚註に「チベット訳欠」とするのは誤り。

(7) シャーストリ本に拠って upakari- を upakāri- と訂正して読む。

(8) 梵文 -tṛketi yo'rthaḥ を -tṛketyarthaḥ と訂正して読む。

(9) シャーストリ本に拠って梵文 mārayāmīti を mārayāmīti と訂正する。

(10) Divyāvadāna の Rudrāyaṇāvadāna 五六七頁一七行以下参照。

(11) シャーストリ本に拠って梵文 Udrāyano を Udrāyaṇo と訂正する。

## 第四節　加行不可転

梵文二六三頁二行
無間〔業〕のための加行を造ってから、其〔加行〕が回避せられないまま、或は離染の果を得ることはないだろうか。

無間〔業〕の加行を造った者には、
離染の果は有り得ない。（一〇四偈）

(1)梵文二六四頁一行
けれども〔無間業〕以外の業道(2)の加行を造ってからなら、聖道(3)が起ったときは、再び業道が起る

ことはない。所依身がそれら〔の業道〕と極めて相違するからである。

**称友疏**

梵文四二九頁三〇行
所依身がそれら〔の業道〕と極めて相違するからであるとは、聖道の起れる所依身がそれらの業道と相違するからである。そしてこのことについては、一つの譬喩因縁が例喩とせられる。伝え説くところによれば、チェーカ（Cheka）という釈迦族の人間が毘琉璃〔王〕を恐れて、険しい森林の地方に住みついて、猟師の生活に従っていた。そして世尊は三十三〔天〕で三ヶ月(4)を過し、其処〔なる三十三天〕から没して、梵文四三〇頁一行チェーカと及びその眷属の為に法を説いた。彼等は預流果を証得した。そして〔預流〕果を得したそれらの子等は、以前に野獣〔を捕える〕ために罠や網等を仕かけたことがあった。そして、そのような加行によって野獣がいま殺されつつあるときでさえも、彼等は得果の故に、再び不善業道に触れるということはない、と。

註(1)　チベット訳には「何故であるか、というならば、意志(tsam pa)が極めて相違しているからである」という句が挿入されている。

(2)　平川索引のように、梵文の ·phala· を削除する。

(3)　梵文 bhārgo· をシャーストリ本に拠って、·mārgo· と訂正する。

(4)　梵文テキストには ·māsyāṁ とあるが、シャーストリ本によって ·māsyaṁ と訂正する。

## 第五節　重罪と大果

梵文二六四頁二行
これらの諸の無間〔業〕の中で、どれが大罪あるものであるか。

破僧伽のための妄語は、

最も大罪あるものであると考えられている。

もし破僧伽を目的として妄語があるならば、〔それは〕法と非法と〔の別〕を知りながら、〔それを〕逆にして示すが故に、すべての悪行の中で最も大罪あるものである。何故であるか。如来の法身（dharma-śarīra）が傷毀せられてあるが故に、及び世間のひとびとの天と解脱との道を障碍するが故である。何となれば、僧伽が破せられてあるときは、再び合同しない限り、世間のひとびとが〔正性〕離生に入ること、〔その〕得果・離染・漏尽が遮止せられ、静慮・読誦・諷誦・思惟業も行なわれない。そして天と竜と人とを含む生ある者が、動乱と憂悩とに陥る。そして以上のような理由から、無間〔地獄〕において一劫の間の異熟があるのである。他の諸の無間〔業〕の中では、順次に第五と第三と第一とがより重〔罪〕である。父を殺すは一番軽い。もしそのようであるならば、世尊によって「三つの罰の中で意罰が大罪あるものである」と説かれており、更に「邪見は諸罪の

中で最[1]極なるものである」と説かれているのは、〔どういうわけか〕。〔答う〕諸の無間〔業〕を決[2]判すれば、破僧伽が大罪あるものであると説かれており、〔身・語・意の〕三業を決判すれば意罰が、諸の見を決判すれば邪見が〔大罪あるものであると説かれている。〕或はまた順次に、大なる異熟と、多くの人々を害することと、善根を断ずることとに関係させて、〔そのように説かれたの〕である。

次に諸の妙行の中では何が最も大果あるものであるか。

世間の善（śubha）について〔言え〕ば、

有頂の意思は最も大果あるものである。（一〇五偈）

次に善（kuśala）業について〔言え〕ば、有頂の意思はすべて〔の善業〕の中で最も大果あるものである。其〔意思〕の異熟は、八万劫の間極めて寂静なるものである。そして、異熟果に関係させて、このことが説かれたのである。けれども離繫果に関係させて〔言え〕ば、金剛喩定の意思がすべて〔の善業〕の中で最も大果あるものである。すべての結の永断を果とするが故である。それ故にこそ〔偈の中で〕「世間の」と説かれたのである。

**称友疏**

梵文四三〇頁五行

第五と第三と第一とがより重〔罪〕であるという中で、無間業道が誦せられる順序は次の通りである。

母を殺すと、父を殺すと、阿羅漢を殺すと、僧伽を破ると、悪心をもって如来より血を出すとである。悪心をもって如来より血を出すのは第五であって、それは破僧伽を除いた残りの四つの中でより重〔罪〕である。阿羅漢を殺すのは第三であって、それは母と父とを殺すより重〔罪〕である。母を殺すのは第一であって、それは父を殺すより重〔罪〕である。それ故に「父を殺すは一番軽い」と言ったのである。決判すればとは、その同じ諸〔の無間業〕を確定すれば、という意味である。[3] 大なる異熟に関係させて、破僧伽は大罪あるものである、と説かれた。〔一〕中劫の間異熟を与えるからである。[4] 多くの人々を害することに関係させて、意罰は〔大罪あるものである、と説かれた。〕ダンダカ林(Daṇḍakāraṇya)[5]等が空虚となった原因であるからである。何となれば、他の身業や或は語業によっては、それだけ多くの人人を害することは有り得ないからである、と。善根を断ずることに関係させて、邪見は大罪あるものである、〔と説かれた〕。何となれば、〔邪見以外の〕他の〔貪等の三〕不善根は、善根を断ずることはないからである、と。〔それらの不善根は〕現行しているときだけ〔善根と〕矛盾するが故である、と。

註(1) 梵文 paramavadyānām を paramāvadyānām と訂正して読む。

(2)(3) 梵文 niyamasya を平川索引は niyamya と訂正しているが、次の二回の niyamayya から見て、これを niyamayya と訂正する。

(4) 荻原本の -dānat は -dānāt の誤り。

(5) パーリ『中部』五六経参照。

## 第六節　無間の同類

諸の無間〔業〕によってのみ必ず地獄に生まれるのであるか(1)。無間〔業〕と同類の諸〔業〕によっても亦必ず〔地獄に〕生まれる。他のひとびとは「けれども必ずしも無間に〔即ち直ちに〕ではない」と〔いう〕。それら〔無間業と同類の諸業〕は何れの諸〔業〕であるか、というならば、

（梵文二六四頁二〇行）

阿羅漢である母を汚辱すると、

必定に住する菩薩と

有学とを殺すと、

僧伽へ納められるものの集合場所から奪うと、（一〇六偈）

（梵文二六五頁一行）

第五として卒塔婆を破壊するとは

無間〔業〕の同類である。

これらの五は順次に五無間〔業〕の同類である。〔即ち〕若し阿羅漢である母を、非梵行を行うことによって汚辱するならば、必定に至れる菩薩を殺すならば、有学を殺すならば、口に関連して(2)僧伽へ納められるものの集合場所にあるものを奪うならば、卒塔婆の破壊を行うならば、である。

**称友疏**
梵文四三〇頁一七行

けれども必ずしも無間に〔即ち直ちに〕ではないとは、他のひとびとの趣旨は「それら〔無間業と同類の諸業〕は地獄に必ず生まれるから、それら〔無間業〕と相似しているが故に、それら〔無間業〕と同類の諸〔業〕であると言われるのであって、そこ〔なる地獄〕に無間に〔即ち直ちに〕生まれるからではない。何となれば、もしそうでないならば、無間〔業〕そのものとなるであろうからである」というのである。初めの宗に属するひとびとの答は「無間に〔即ち直ちに地獄に生まれて、地獄において〕存在することがあるとしても、〔受苦の〕時間と異熟とが似ていないから、それらは無間〔業〕そのものたり得ないのである」というのである。

阿羅漢である母を汚辱する、

のは、母を殺す無間〔業〕の同類である。必定に至れる菩薩を殺すのは、父を殺す無間〔業〕の同類である。有学を殺すのは、阿羅漢を殺す無間〔業〕の同類である。

僧伽へ納められるものの集合場所から奪う

のは、破僧伽なる無間〔業〕の同類である。

卒塔婆を破壊する

のは、悪心をもって如来より血を出す無間〔業〕の同類である。更に

僧伽へ納められるものの集合場所から奪う

のは、絶えず〔僧伽の〕資財を奪い取ることである、と軌範師世友（Vasumitra）は〔いう〕。けれども如是説〔たる正義〕は「口[3]に関連して〔僧伽へ〕納められるものの集合場所から奪うことである」と〔人々〕は説明する。口[4]を通して享受されるような〔物資〕によって、僧伽が生活を営むとき、其〔のようなもの〕を奪い取ることである、というのである。

註(1)　チベット訳には「或いは他の諸〔業〕によっても亦生まれるか、というならば」という文章が挿入されている。

(2)　梵文 sukha- を、平川索引の通り、チベット訳 sal du に拠って mukha- と訂正する。

(3)(4)　梵文 sukha- をチベット訳 sal du に拠って、mukha- と訂正する。

## 第七節　三時の障

梵文二六五頁四行
けれども、他の有異熟の業も亦三時において極めて障碍をなす。何れの三時においてであるか。

忍と不還果と阿羅漢果とを得するとき
業は極めて障碍を為す。（一〇七偈）

諸の頂より〔進んで〕忍を雑え〔て修し〕つつある者にとって、悪趣に導く諸の業は、障碍をなさんとして〔その前に〕立ちはだかる。〔忍は〕その異熟地を超えているからである。あたかも、

人が郷土を去ろうとしているとき、諸の債主が〔その前に〕立ちはだかるようなものである。全く同様に、不還果を得しつつある時には、欲界繋の諸〔の業〕が障碍をなさんとして〔その前に〕立ちはだかる。但し順現法受業を除く。全く同様に、阿羅漢果を得しつつある時には、色・無色界繋の諸〔の業〕が、である。

**称友疏**

梵文四三〇頁二九行

その異熟地を超えているからであるとは、

忍(1)を獲たものは悪生に堕せず、

とあるから、悪生地を超えているからである。全く同様にとは、その異熟地を超えているから、あたかも人が郷土を去ろうとしているとき、諸の債主が〔その前に〕立(2)ちはだかるように、全く同様に、という意味である。

註(1) 『倶舎論』賢聖品二四偈b。

(2) 梵文 uttiṣṭhamāne を梵文『倶舎論』のように upatiṣṭhamāne と訂正する。

## 第八節　菩薩論

### 第一項　菩薩の相

〔前に〕（梵文二六五頁九行）「菩薩を殺す」と説かれたが、

何から、その限り、菩薩であるか。

何から以来、菩薩であると説かれるべきであるか。

相の業を造るよりしてである。

相を異熟とする諸業を造らんと発勤してより以来、そのとき実に彼は必定に至れる者となる。どうしてであるか。その理由は、その時より以来、常に

善趣に在り、良家の生まれであり、具根者であり、

男であり、〔宿〕生（jāti）を憶念する者であり、退転しない者である（一〇八偈）

からである。彼には賞讃せられた趣があるから、善趣に在る者、である。天と人とに生まれたからである。また、その善趣においては、刹帝利と婆羅門と長者との大垣根（mahā-śāla）の家に生まれて、他の家の者ではない。或る者に諸根が欠けているなら、〔それは〕根欠者である。根欠者で

ないのが、具根者（a-vyakṣa）である。具足根者（a-vikalendriya）という意味である。まさに男であって、女ではない。ましてどうして扇搋等であろうか。(1)またすべての生において〔宿〕生（jāti）を憶念する者である。退転するから、退転する者であり、退転する者でないから、退転しない者である。不退転の者、という意味である。有情の利益の為に、あらゆる種類の諸の苦しみとあらゆる有情の諸の邪解とによっても、厭倦せしめられないからである。世間において「金銭（paṇa）をもって買われたものではない奴僕」と言われている所のものは、菩薩である。何となれば、彼等大士は卓越し殊勝なすべての円徳を得している者であるのにもかかわらず、無条件の悲によって〔自分を〕他の者に繋属させることの故に、すべての有情に対して、旃陀羅の童子に等しい自分を、慢心なき状態を以って確立して、諸の有情によるあらゆる(2)苦難に堪え、またあらゆる辛苦と抑止とを堪え忍ぶからである。

**称友疏**
梵文四三一頁一行

大垣根の家に生まれとは、大きな囲いの壁の家に生まれ、という意味である。刹帝利の大垣根の家に生まれ、乃至、長者の大垣根の家に生まれ、というのである。大長者の家に生まれ、という意味である。苦難〔と〕は、大なる屈辱を初めとする悩患である。〔わたくしの〕身・語の動作によって、他の者に苦と憂とが起るとき、そのことを考慮してそれを抑制するのが抑止と言われる。

註(1)　チベット訳及び漢訳〔漢訳については疑問もあるが〕に拠って、「すべての生において」を前にかけて読む。

(2)　梵文 kadarthānāṁ を kadarthanānāṁ と訂正する。

## 第二項　菩薩修相の業

梵文二六五頁二三行
また〔前に〕「相を異熟とする業」と説かれたところのこのことは、
梵文二六六頁一行
贍部洲においてであり、男のみであり、
〔仏の〕面前で、仏に対する意思（cetanā）を有する者であり、
〔その業は〕思（cintā-）所成であり、余分の百劫において
実に其〔業〕を造修する。（一〇九偈）

菩薩は唯だ贍部洲においてのみ、相を異熟とする業を造修して、余処においてではない。贍部洲のひとびとは覚慧が明利であるからである。男のみであって、女ではない。〔大〕師が現在前し給うたときにのみである。(1)その業は仏を縁ずる意思（cetanā）によってのみ〔成ぜられた所の〕思（cintā-）所成であって、聞所成でもなく、修所成でもない。また余分の百劫において〔菩薩は業を〕造修して、多くの生存においてではない。けれども釈迦牟尼世尊によっては、勇猛精進であることによって、九劫が滅ぜられて、九十一劫かかって〔業が〕造修せられた。またそれ故にこそ「村長よ、我

れはここから〔遡って〕九十一番目の劫以来、『たとい一家族たりとも、乞われて、料理された食[2]を施すことに由って、〔その家族が〕損せられ或は害せられたかも知れない』ということを、おぼえていることもないし、熟知もしていない」と説かれたのである。それより始めて、本来的に〔宿〕生をおぼえているからである。先きの軌範師は「最初の無数劫を出た菩薩なら間違いなくこれら四の過失を離れ、また二の功徳を獲る」と〔説く〕。

またそれらの相の

一一は百の福徳より生じたものである。

〔一〕福徳の量はどうか。或るひとびとは「近い菩薩を除いて、一切有情の富財を果とする〔業〕、それだけ〔の量〕である」と〔言う〕。他のひとびとは「一切有情の有する業の増上力によって、三千大千世界が成ずる、それだけ〔の量〕である」と言う。他のひとびとは「またただ諸仏のみがその量を知り給う」と〔言う〕。

**称友疏**

梵文四三二頁六行

九十一番目の劫以来とは、九十一を満たす劫が九十一番目の〔劫〕であって、それ以来、である。尼乾陀の弟子である刀師[3]氏（Asibaddhaka）村長によって、世尊は話しかけられた。「おんみゴータマよ、汝はこのような飢饉の中で、これほど〔の多く〕の比丘僧伽とともに、雹（ひょう）の如くに破壊しつつ食を乞う

て歩き廻るとは、諸の家族に損害を与えんが為に行じつつあるのか」と。世尊は彼〔村長〕に説明した。「村長よ、我れはここから〔遡って〕九十一番目の劫以来云云」と。

これら四の過失を離れとは、悪趣の過失と、貧家であることの過失と、根欠であることの過失と、及び女性であることの過失、と〔言われるもの〕である。また二の功徳を獲る。〔宿〕生をおぼえていることの功徳と、及び不退転の者であることの功徳、と〔言われるもの〕である。

近い菩薩を除いてとは、相を異熟とする業を造る所の〔菩薩を除いて〕である。

三千[4]〔大千世界〕が成ずるとは、一切有情の業の増上力によって三千大千〔世界〕が出現する、それだけの量が彼〔福徳〕にはある、といって、福徳の量が説かれたのである。このようにしてその量が確定せられた、それら〔の福徳〕が百あつまって、それでもって一つの大人相が成じ、同じようにして、乃至、第三十二〔の大人相〕も〔同様〕であると。彼等[5]、或る人びとは〔次のように〕説明する。「諸[6]仏の身は二種である。生身と法身とである。その中で生身は三十二大人相によって特徴づけられており、法身は仏の十八不共法である。その場合[6']、仏を縁ずる作意〔思念〕が現起することに由って〔三十二と十八とを合して〕五十の意思が生じ、『我れも亦このようであれかし』と〔考え〕て、他の五十〔の意思が生ずる〕。以上、このようにして百の福徳が生ずる」と。他の人びとは〔次のように〕論述する。「欲界は二十処である。色界は十六〔処〕である。無色界は四〔処〕である。及び八寒地獄とで、三界に属する

ものは四十八(7)の差別があることになる。この菩薩にそれを縁ずる悲心が起る。それ故に其〔悲〕と相応する四十八の意思が生ずる。その直後に仏を縁ずる意思が起る〔即ち〕。『此〔の仏〕によって、諸の衆生がこの三界に属するものから解脱せしめられた如く』という或る〔一つの〕意思である。その直後に第二の意思が起る。〔即ち〕『我れも亦それと同様に〔諸の衆生をして〕解脱せしめたいものである』という、自己を縁ずる〔意思〕である。かくて五十の意思が生ずる。更にそれら〔の意思〕が二度現起するから、百の意思となる」と。他のひとびとは言った。「仏陀世尊にとっては、殺生から離れることは、五因によって成就せられたものとなる。五因とは、根本業道の清浄と、近分の清浄と、尋求による損悩のないことと、憶念によって摂受せられてあることと、及び涅槃(梵文四三二頁一行)に趣向せることとである。其〔離殺生〕を縁ずる意思も亦五となる。十の〔善〕業道を縁ずる〔意思〕は、此〔の離殺生の場合〕と同様である。意思について十の五組があって、五十の意思となる。それら〔の意思〕が二度現起するから、百意思となる、ということで、これが百の福徳である。『ここなる世尊が不共なる十善業道から生じ給うた如くに、私も亦同様にありたいものである』と考えて〔意思が二度現起するの〕である」と。だからこのようであるならば、

「一一〔の大人相〕は百の福徳より生じたものである」

という、このことが成就せられる。

註(1)　チベット訳は「……ときに」「仏を縁ずる意思によってのみ」「余分の百劫において……おいてではない」というように連続させて読んでいる。漢訳二本はこの和訳と同じか。

(2)　梵文は pakṣa であるが、平川索引のように、チベット訳及び真諦訳に拠って、pakva と訂正する。

(3)　梵文は Aśi- であるが、シャーストリ本に拠って Asi- と訂正する。パーリ『相応部』四巻三二二頁以下、『雑阿含』三二（大・二・二三〇b）、『別訳雑阿含』七（大・二・四二三b）。

(4)　梵文は荻原本では strisāhasrako nirvartata iti であるが、シャーストリ本では trisāhasra-mahā-sāhasrako nivartata iti となっている。

(5)　梵文は荻原本では kecit te であるが、シャーストリ本では kecit taṁ である。またチベット訳では kecit だけである。

(6)〜(6′)　チベット訳から補った。

(7)　梵文は荻原本では…… śad vikalpaṁ であるが、これをシャーストリ本に拠って……śadvikalpaṁ とする。

### 第三項　釈迦如来の供養仏

梵文二六六頁一四行
次に菩薩であった世尊は、幾何（いくばく）の仏を供養したか。初めの無数劫においては七万五千〔の仏〕を、第二〔の無数劫〕においては七万六千〔の仏〕を、第三〔の無数劫〕においては七万七千〔の仏〕を〔供養した〕。

**称友疏**

梵文四三二頁六行
供養した（paryupāsayāmāsa）とは、これは √ās という語根の終りに、複合完了形（periphrastic perfect）

の語基構成音（pratyaya）ām をつけたものの活用形であって、供養した（paryupāsitavat）という意味である。

第四項　釈迦如来より以前の諸仏

次にどの無数劫の終りに何れの仏がましましたか。逆の順序に随って、順次に三の無数〔劫〕の終りに生じ給うた〔仏〕は、毘婆尸と燃灯と宝髻と〔の諸仏〕である。（梵文二六六頁一七行）

宝髻（Ratna-śikhin）正等覚者のとき、初めの無数〔劫〕が終了した。燃灯（Dīpaṅkara）世尊のとき、第二〔の無数劫〕が、毘婆尸（Vipaśyin）如来のとき、第三〔の無数劫が終了した〕。けれどもそれらすべて〔の仏〕の前に釈迦牟尼がいます。（一一〇偈）

釈迦牟尼という名前の正等覚者が以前にましました。そのもとにおいて、菩薩となり給える世尊によって、初めて願が発された。（梵文二六七頁一行）「我れも全く同じような様態において、仏となりたいものである」と。我々の聖者〔今の釈尊〕の如く、〔昔の釈迦牟尼〕も亦、同じように末劫においてのみ生じ給うた。彼の教説も亦、同じように千年の終りまで存在したのである。

称友疏
梵文四三二頁七行
そのもとにおいて、世尊によって云云とは、広熾(1)（Prabhāsa）という名前の陶師の童子となれる者〔釈尊の前身〕によって、快い水と(2)〔体に〕油を塗ることとの奉仕を以って、給侍がなされてから、初めの願が発されたのである。

註(1)『大毘婆沙論』一七七（大・二七・八九一c）参照。荻原本脚註に「婆沙論第一七八」とあるのは誤り。
(2)　梵文 -asukha- を sukha と訂正して読む。『婆沙論』では「煖香水」「煖水」。

## 第五項　釈迦如来の六度修習

梵文二六七頁三行
次に、何れの分位において、菩薩は何れの波羅蜜を円満させるか。

一切の者に一切を、悲心を以って
布施するときに、布施の円満がある。

一切の者の為に、眼に至るまで髄に至るまでの一切を、殊勝なる繁栄を望まないで、悲心を以って布施するとき、これだけ〔の条件〕で、布施波羅蜜が円満せられたことになる。

けれども、欲貪を有しながら手足を切断せられても、
忿を起さないならば、そのときに忍辱と戒との〔円満〕がある。（一一一偈）

この者は未だ欲貪を離れていないにもかかわらず、手足が切断せられるときも、少しも忿を起さないならば、そのとき、この者に忍辱と戒との〔二〕波羅蜜が円満せられたことになる。

底沙（Tisya）〔仏〕を称讃することによって、精進の〔円満〕がある。

世尊が菩薩であったとき、底沙如来が宝龕中において火界定に入り給えるを見ることによって、七日間片足で立って〔如来を〕[1]〔次のような〕一偈をもって讃歎した。

〔天においても或は地においても無く、
この世においても無く、多聞〔天〕の室においても無い。
天の宮殿においても、天処においても無い。
〔四〕方においても、或は〔四〕維においても無い。
山があり森がある
賑やかな大地を遍ねく歩いてみよ。
丈夫・牛王・おんみと等しいような、
他の大沙門は何処から〔来ようか、〕〕

と。この〔ようなことがなされた〕とき、精進波羅蜜が円満され、そして九劫が滅ぜられた、と伝説する。

慧と定との〔円満〕は、直前である。

菩提より以前の直前に、金剛喩定のとき禅定と智慧との波羅蜜の円満がある。自己の円徳が彼岸に行くが故に（pāra-gamanāt）、〔それらは〕波羅蜜である。

称友疏
梵文四三二頁一〇行

そのとき、この者に忍辱と戒との〔二〕波羅蜜が円満せられたとは、先ず心に忿が無いから忍辱波羅蜜の円満があり、身・語による悪行を造らないから戒波羅蜜の円満がある、というのである。

天においても或は地においても無く

云云という中で

天においても或は地においても

というのは、標挙の句〔を先ず掲げるという〕仕方でもって説かれたのである。

この世においても無く、多聞〔天〕の室においても無い。

天の宮殿においても、天処においても無い、

とは、其〔の標挙の句〕を明らかにする為の説明の句である。

この世において

とは、人間の世界においてである。

多聞〔天〕の室において

とは、四大王〔天〕の処においても、である。

天（maru-）の宮殿においても

とは、天（marut-）の宮殿においてもであって、三十三〔天〕の宮殿においても、という意味である。

天処においても

〔と〕は、夜摩〔天〕等の処においても、である。他の諸の世界においても亦、それと等しい者がいないことを知らせんが為に、

〔四〕方においても、或は〔四〕維においても無い、

と言ったのである。もし信じないならば、いかなる人でも、

賑やかな

〔即ち〕多くの有情が住んでいる

梵文四三三頁一行

山があり森がある

〔即ち〕諸の山があり、諸の森がある、この

大地を遍ねく歩いてみよ。

自分で一一尋ねてみよ、という趣旨である。そして九劫が滅ぜられたとは、このように精進を発勤する

ことによって、九十一劫を経て精進波羅蜜が円満せられたからである。同じ理由から、「〔(2)余分の〕九十一劫において〔妙相の業が〕造修せられた」と説かれたのである。菩提より以前の直前にとは、尽〔智〕と無生智とを特徴とする菩提より以前の直前に、である。何故であるか。その理由は、波羅蜜を円満せる者は菩提を証得するが、波羅蜜を円満しない者はそうではないからである。

註(1)　平川索引のように、梵文 tathāgata を tathāgataṁ と訂正する。

(2)　括弧の中の「余分の」と「業が」は、チベット訳から補ったもの。「妙相の」はチベット訳にもない。「余分」とは、「三阿僧祇劫以外」という意味である。なおこの文章は、倶舎論一八（大・二九・九五a）、梵文プラダン本二六六頁六行に出ている文章を引いたものである。チベット訳は両者全く同じであるが、梵文は少しく異る。

# 第七章　三の福業事

## 第一節　福業事の体

梵文二六七頁二一行
経中に「三の福業事がある、布施より成れる福業事と、戒より成れる〔福業事〕と、修より成れる〔福業事〕とである、」と説かれている。これら三はどうして福業事であるか。

三は福徳であり、業であり、またその事である。

例えば業道の如くである。（一一二偈）

これら三はそれぞれふさわしいように福徳でもあり、業でもあり、事でもあるから、それで福業事である。例えば、それらは業でもあり、〔業の〕道でもあるから（梵文二六八頁一行）、また業の道のみであるから、業道である、と説かれた如くである。その中でまず、布施より成れる福業事においては、身・語業は三種である。それら〔身・語業〕を等起せしめる意思は、福徳でもあり、業でもある。其〔意思〕と倶有なる諸法は福徳のみである。けれども戒より成れる〔福業事〕は身・語業のみであるから、三種である。修より成れる〔福業事〕において(1)は、慈は福徳でもあり、福業の事でもある。其〔慈〕と相応せる意思が、慈を門として造作するからである。其〔慈〕と倶有なる意思と戒とは(2)、福徳でもあり、業でもある。それ以外の其と倶有なる諸〔法〕は、福徳のみである。

福徳を造ることが福業であって、〔福業とは〕福徳の加行である。〔施・戒・修の〕これら三は、其〔福業〕の事である。これら〔施等〕を完成する為に福徳の加行を発（おこ）すからである。

他のひとびとは「真実義としては、福業とは善なる意思である。これら〔施等〕は、其〔善なる意思〕の事である」と〔いう〕。

**称友疏**（梵文四三三頁七行）

それぞれふさわしいようにとは、或るものは福徳でもあり、業でもあり、事でもある。或るものは福

徳でもあり、業でもある。或(3)るものは福徳でもあり、事でもある。或るものは福(4)徳のみである。どのようにして、であるか、というならば、例えば云云と言ったのである。殺生等のそれら七業道は、業を自性とするものであるから、また意思の道であるから、業でもあり、〔業の〕道でもある。けれども貪欲等の三〔業道〕は、意思と称せられる業の、道のみであるから、業道である。身・語業は三種であるとは、まず可愛なる異熟を有するから、福徳であり、業（karman）を自性とするから業（kriyā）であり、それら〔身・語業〕を等起せしめる意思が、それら〔身・語業〕に依託して起るから、事である。それら〔身・語業〕を等起せしめる意思(5)は、身・語業を等起せしめる〔意思〕である。〔それは〕可愛なる異熟を有するから福徳であり、意業（karman）であるから業（kriyā）である。〔けれども〕業の依託するところではないから、事ではない。其〔意思〕と倶有なる受等は、可愛なる異熟を有するから福徳のみである。けれども業或は依託所ではない。それらの特徴がないからである。戒より成れる〔福業事〕とあるのは、前〔の布施より成れる福業事の場合〕の如く、所応に随って三種であると説かれるべきである。慈は福徳でもありとあるのは、前の如く所応に随って説かれるべきである。福業の事でもある。其〔慈〕と相応せる、〔即ち〕慈と相応せる意思が、慈を門として、〔即ち〕慈の力によって、造作するからである、〔即ち〕思量するからである。其〔慈〕と倶有なる、〔即ち〕慈と倶有なる、意思と静慮律儀に包摂せられた戒とは、前の如くに福徳でもあり、業でもある。実に「〔我れは〕静慮律儀を起そう」という

ように、〔静慮律儀に〕依託して意思が起るのではない。それ故に業の依託所ではない。それ以外の其と倶有なる受等の諸〔法〕は、前の如くに福徳のみである。それでこのようにして、布施より成れる〔福業事〕においては、福徳でもあり業でもあり事でもあるものと、福徳であって業でもあるものと、及び福徳〔のみ〕なるものとがあって、福業事である。戒より成れる〔福業事〕においては、福徳でもあり業でもあり業の事でもあるものであって、福業事である。修より成れる〔福業事〕においては、福徳でもあり業の事でもあるものと、福徳でもあり業でもあるものと、及び福徳〔のみ〕なるものとがあるから、福業事である。一部分が同類である諸〔法〕についても、〔それらの中の〕一つだけを残す省略法が許される。例えば[6]「〔強意活用の動詞の〕接尾語 ya をつけても省略しても、母音は重韻となる(guṇo yaṅ-lukoḥ)」とあるが如くである。

註(1) 梵文 -mayo をチベット訳及び漢訳二本に拠って -maye と訂正する。

(2) 梵文 -sahabhuvaḥ をシャーストリ本及び『称友疏』に拠って、-sahabhūḥ と訂正する。

(3) 梵文はここに「或るものは福徳のみであり、また業でもある(kiṃcit puṇyam eva, kriyā ca)」という句が挿入されているが、チベット訳に拠って削除する。

(4) 梵文には vastu(事)とあるが、チベット訳に拠って puṇyam(福徳)と訂正する。

(5) 梵文は、荻原本では tat-svmutthāpikā であるが、シャーストリ本によって tat-samutthāpikā と訂正する。

(6) 『パーニニ文典』七・四・八二。ここで言おうとしていることは、次の如くである。福徳と、福徳・業と、福徳・業・事と、福

徳・事とを合して、それらの中の一つである福業事という名称だけを立てて「福徳」等の共通語を省略するのは、一部分が共通するからであって、それはあたかも、パーニニ文典において、「ya と ya の欠と」を表わすときに、共通語の ya を省略して「ya〔と〕欠〔との二〕」という言い方をするのと同じである、というのである。『称友疏』荻原本四一〇頁一〇行以下、本書三六七頁参照。

## 第二節　布施及びその果

梵文二六八頁八行
布施と言われるこれは何であるか。もし何ものかが布施せられるならば、其〔の布施せられたもの〕も亦布施であるが、しかしここでは

何ものかに由って布施せられるならば、其〔の何ものか〕が布施である。

怖畏[1]と希求と貪等によっても布施せられるが、いまの場合は其〔のような布施〕は認められていない。それ故に殊別せんが為に

供養と摂益とを願うが故に

と言ったのである。他のものの供養と、摂益とを願うが故に、何ものかに由って布施せられる〔其の何ものかが、布施〕である。それでは、何ものかに由って布施せられる其〔の何ものか〕は、何であろうか。

身・語業と、及び能等起とである。

それではその能等起は何か。或る〔心〕聚によって其〔身・語業〕が等起せられる、〔その心聚〕である。またこのことについて曰く、

もし男の人が浄心をもって
自分の物を布施するならば、
その刹那における善なる諸蘊が
「布施」と称せられる、

と。

またそれは大富楽を果とする。（一一三偈）

また前述のこの布施より成れる福業事は、大富楽を果とする。またこの「より成れる（maya）」〔という接尾語〕は、それ自体の意味である、と知るべきである。例えば、草より成れる家、葉より成れる器、というが如くである。

**称友疏**
梵文四三三頁七行

もし何ものかが布施せられるならば、其〔の布施せられたもの〕も亦布施であるとは、布施せられるべき対象物であって、対象の意味を表わすために、ana という接尾語をつけたからである。

何ものかに由って布施せられるならば、

其〔の何ものか〕が布施である、

とは、ここでは前と異なって、「布施」といわれるものは善なるものである、と認められている。何となれば、衣服等の布施せられるべきものは、無記であるからである。貪等によってもという「等」の語によっては、忿・嫉等が包摂せられる。

供養と摂益とを願うが故に

とは、塔廟と、已[2]に般涅槃しているひとびとのためにする供養と、根の大種の摂益とを願うこと〔が、供養と摂益とを願う、であって〕、それ故に、である。或る〔心〕聚によってとは、心・心所の聚によって、である。（梵文四三四頁一行）

善なる諸蘊

とは、五蘊である。〔その中で〕身・語の表、或はその無表も亦、色蘊であると見るべきである。またこの、「より成れる（maya）」〔という接尾語〕は、それ自体の意味であるとは、変異せるもの等の意味ではない。例えば、草より成れる家とは、諸の草から変異せるものとなるのではなくて、其〔家〕はそれら全く変異せざるものによって造られているから、それ故に「草より成れる」というこれは、草それ自体である、と理解せられる。かれそれ自体という状況が存在するときにおいても、かれが変異せるものとなれることを想定して、「より成れる（maya）」〔という接尾語〕がつけられたのである、という趣

旨である。或は「それによって造られたものであることを語る場合に『より成れる（maya）』〔という接尾語〕がある、」というこのような定義によって、「より成れる（maya）」〔という接尾語〕が置かれる。「葉より成れる器」というこれも亦、同様に説かれるべきである。[3]

註(1) 梵文は bhavati sma〔であった〕であるが、諸訳を参考にして、bhaya-lipsā- と訂正する。bhaya については疑問はないが、lipsā の対応訳は「求得」「希求」lan la re ba（報いを求めること）で、re ba は少し前の所で lipsamāna の訳とせられているのを参考にした。

(2) 梵文には「未だ般涅槃していない……（….apari-）」とあり、チベット訳は欠けているが、安慧・満増の註及び『順正理論』に拠って、否定語 a を削る。ここの意味は、生きている人に対しては根の大種の摂益を願い、生きていないものに対しては供養を願う、ということであるが、『順正理論』では、生きている者に対しては両方を願うことがある、というように解しているらしい。

(3) パーニニ文典五・四・二一。シャーストリ本が二〇とするは誤。但し二一では -prakṛti- ではなくて、-prakṛta- となっている。

## 第三節　布施の目的

梵文二六八頁一九行

そのような此の布施は実に

自分〔の為〕と、他人の為と、両方の為と、

両方の為ではなくして、布施せられる。

その中で、未だ[1]欲貪を離れていない者或は已に欲貪を離れている凡夫が、もし塔廟に対して布施をなすならば、其〔布施〕は其の者にとって自己の為のみである。他のひとびとが、それによって摂益せられることがないからである。もし、已に欲貪を離れている聖者が、他の諸の衆生の為に布施をなすならば、順現法受〔業〕を除いて、その場合の布施は、他のひとびとの為である。其〔布施〕によって、彼等〔他のひとびと〕が摂益せられるからである。〔けれども〕自己の為ではない。その異熟地を徹底して超えているからである。もし、未だ欲貪を離れていない者、或は已に欲貪を離れている凡夫が、他の諸の衆生の為に布施するならば、その布施は両方の為である。もし、已に欲貪を離れている聖者が、塔廟に対して布施するならば、順現法受〔業〕を除いて、その布施は両方の為ではない。何となれば、其〔布施〕は、ただ単に尊重[2]と感恩との為に布施せられるからである。

梵文二六九頁一行

**称友疏**

梵文四三四頁一〇行

順現法受〔業〕を除いてとは、其〔順現法受業〕は〔自己の為でもあるから、自と他との〕両方の為であるが故に、除かれるのである。その異熟地を徹底して超えているからである〔と〕は、欲界を徹底して超えているからである、という意味である。何となれば、布施の異熟地は欲界である、とせられて

いるからである。

註(1) 梵文には āryaḥ〔聖者〕の語があり、真諦訳にもあるが、チベット訳と玄奘訳にはない。いまこれを除いて、「未だ欲貪を離れていない者」の中には聖者も凡夫も含まれると見ることとする。玄奘訳の「一切」はそういう意味であろう。

(2) 梵文は gauravaṁ kṛta- であるが、これを gauravaḥ kṛta- と訂正する。

## 第四節　施果の別なる因

梵文二六九頁四行
総括的に「布施は大なる富財を果とする」と説かれたが、

次に其〔布施〕の殊勝なることは
施主と財物と田との殊勝なることに由る。（一一四偈）

### 第一項　施主の別

その中でまず

殊勝なる施主は信等あるに由る。

信と戒と聞等の徳と結合せる施主は、殊勝なる者となる。其〔施主〕のその施(1)は、施主の殊勝なることによって、与果に対して殊勝なるものとなる。そしてこのような彼の施主は

敬重して、等にて、施す。

〔即ち〕敬重して、自手をもって、適時に、他を損ずることなくして、施す。

そのことの故に、

敬重と、上妙なるものを愛楽することとがあり、

適時と、侵奪されないで獲ることがある。（一一五偈）

そのことの故に、〔即ち〕そのようなその布施をなすに由って、この施主には順次に四の殊勝なることがある。〔即ち〕敬重を獲る者となると、上妙なる諸の財物について愛楽を獲ると、適時を超えないで適時に諸の財物を獲ると、侵奪すべからざる諸の財物を獲るとである。此〔施主〕の諸の財物は他のひとびとによって侵奪[2]されることもなく、また火等によって喪失されることもない。〔以上〕施主が殊勝である、その殊勝なることの故に、布施もまた殊勝であることが説かれた。

**称友疏**
梵文四三四頁一三行

聞等の徳と結合せるという「等」の語によっては、施捨・智慧・少欲等の徳と結合せる〔が含まれる〕。

敬重して、等にて、施す

とは、敬重[3]してという、〔これ〕等のことが此の者にあるから、敬重して、等にて、である。これは副詞

である。順次に四の殊勝なることがあるとは、敬重して布施する者は、敬重を獲る者となり、自手をもって布施する者は上妙なる諸の財物について愛楽を獲る。適時に布施する者は、適時を超えないが故に、適時に、〔自分が〕受用する能力を充分にもっていないわけではないような諸の財物を獲る。他のひとびとを損ずることなくして布施する者は、侵奪すべからざる諸の財物を獲る。

註(1) 梵文 taddāna- をチベット訳及び真諦訳に拠って tad dānaṁ と訂正する。

(2) 梵文は ācchādyante〔蔽い隠される〕とあるが、諸訳を参照してこれを ācchidyante と訂正する。

(3) satkṛtyādi は有財釈の合成語で、それを中性単数の業格にして、ここでは副詞として使用されていることを説明したのである。

### 第二項　財による別

梵文二六九頁一八行
次に〔施された〕財物はどのようにして〔初めて〕殊勝なものとなるか。

色沢等を具することに由って〔施された〕財物は

「殊勝なものとなるのである」というように〔文章が〕続くのである。〔即ち〕若し何ものかが布施される場合に、そのものが色沢と香りと味わいと感触との中の何れかを具えているならば、このようにして〔施された〕財物は殊勝なものとなる。〔施主が〕このような財物を布施したことに由って、〔施主は〕どうなるか。順次に

そのことに由って、妙色あることと、名声(1)あることと、

愛すべきことと、柔軟なる〔身分〕と
時に応じて〔その身分に楽触があることとがある。（一一六偈）

〔施主が〕色沢を具えている〔財物〕を布施したことに由って、〔施主は〕妙色ある者となる。香りを具えている〔財物〕を布施したことに由って、名声ある者となる。名声は香りの如くに諸方に遍満するからである。（梵文二七〇頁一行）味わいを具えている〔財物〕を布施したことに由って、〔施主は〕美味なる味わいの如く、愛すべき者となる。感触を具えている〔財物〕を布施したことに由って、柔軟なる〔身分〕を有する者となり、またあたかも女宝におけるが如く、時に応じてその諸の〔身分〕には楽触がある。

**称友疏**

（梵文四三四頁一九行）また時に応じてその諸の〔身分〕には楽触があるとは、寒いときには暑い〔楽触〕があり、暑いときには寒い〔楽触〕があり、〔寒いと暑いとの〕両方であるときには、両方の〔楽触〕がある。

註(1)　梵文 yaśasviyā を、ゴーカレ本『倶舎論偈』によって、yaśasvitā と訂正する。

## 第三項　田による別

（梵文二七〇頁三行）次に田は、どのようにして〔初めて〕殊勝なものとなるか。

趣と苦と恩あることと徳とに由って

田は〔初めて〕殊勝なものとなる。

まず趣が殊勝であるによって、〔田も〕殊勝なものとなる。何となれば、世尊によって次のように説かれているからである。「畜生に属する者に布施を施せば、百倍の異熟が期待せられるべきである。人と生まれた犯戒者に布施を施せば、千倍〔の異熟が期待せられるべき〕である」と。苦が殊勝であるに由って、〔田も〕殊勝なものとなる。何となれば、有依の福業事について、次のように〔説かれて〕いるからである。病人に対する布施と、看病人[1]に対する布施と、及び寒時等における布施が説かれてから、「これら七の有依の福業事を成就している、浄信ある良家の男子或は女子の福徳は、量を計ることができない」と説かれている。恩あることが殊勝であるに由って、〔田も殊勝なものとなるの〕は、例えば、母と父と及び他の恩ある諸〔の衆生〕について、の如きである。[2]熊と鹿との本生経等の例喩に由る。徳が殊勝であるに由って、〔田も殊勝なものとなるの〕は、例えば「持戒者に布施すれば、異熟は百千倍である」という、かくの如き等である。

**称友疏**
梵文四三四頁二行
及び寒時等におけるという「等」の語によっては、霖雨・大雨等における、が〔含まれる〕。これは

経中に説かれている如くである。例えば、母と父とについての如きであるとは、恩あることが殊勝であるに由って、彼等〔母と父との〕二人に対してなされた饒益と怨害とは大果あるものとなる、という意味が了解せられるべきである。熊と鹿との本生経等の例喩に由る異熟とは、熊と鹿との洞窟に入って(3)、体温(4)によって寒さを除くことに由って、或は流されつつある河から救い上げられたことに由って、恩を受けた者に対して、怨害をなすことの故に、現身において手足が切断したことからして〔の異熟〕も、同様である。「等」の語によっては、獼猴本生経等が例喩とせられるべきである。持戒者に布施すれば、異熟は百千倍である、というかくの如き等である、という「等」の語によっては、預流向の者に布施すれば、異熟は無量であり、預流果の者に〔布施すれば〕それより更に無量であると〔言われる〕等が〔含まれる〕。

註(1)　梵文 upathāpake を upathāyake と訂正する。

(2)　シャーストリ本と『称友疏』とによって、プラダン本の梵文の rsya〔羚羊〕を ṛkṣa〔熊〕と訂正する。『婆沙論』一一四では「羆（ひぐま）」と訳されている。

(3)　荻原本の梵文 praveśya をシャーストリ本及び仏訳『倶舎論』脚註の所引の梵文に拠って praviśya と訂正する。

(4)　荻原本の梵文 -śītopanayeno- を仏訳『倶舎論』脚註の所引の梵文、及びチベット訳に「体温によって温めることと」とあるに拠って -śītāpanayeno- と訂正する。仏訳脚註の指示する『婆沙論』一一四（大・二七・五九一b）には「温煖其身」とある。

## 第五節　最上の施福

けれどもすべての布施の中で（梵文二七〇頁一二行）

解脱者が解脱者の為にするは最上である。

「離欲者が離欲者の為に布施して後、更に布施する此〔布施〕は、諸の財物の布施の中で最勝の布施である、」と世尊によって説かれた。

また菩薩の〔布施〕も〔最上〕である。

或は菩薩にあって、一切有情の利益の為に布施を施す、そのような〔布施〕は、不解脱者が諸(1)の不解脱者の為にするものではあるが、最上の布施である。其〔布施〕を除いて、それ以外の八布施が世尊(2)によって説かれたが、それらの中で

第八〔の布施〕は（一一七偈）

「最上である、」というように〔文章が〕続くのである。八〔布施〕とは何であるか。近づいての布施〔随至施〕と、怖れによる布施〔怖畏施〕と、私のために施したことによる布施〔報恩施〕と、私のために施すであろうことによる布施〔求報施〕と、私の先祖と及び遠い先祖とによって先きに

布施が施された、と〔考え〕て布施を施す〔習先施〕と、天を目的とする布施〔希天施〕と、名声を目的とする布施〔要名施〕と、心の荘厳を目的とし、心の資助を目的とし、瑜伽の資糧を目的とする布施で、最高の目的を達せんが為に布施を施す〔との八である〕。その中で、「近づいての布施〔随至施〕は、近づけるひとびと〔即ち〕近くに来たひとびとのために布施を施すことである」と宿旧師たち（Paurāṇāḥ）は〔言う〕。怖れによる布施〔怖畏施〕は、滅亡に直面していると見て寧ろ布施しよう、と〔考え〕て布施する。残余は理解し易いから解釈せられてないのである。

**称友疏**

梵文四三四頁二九行
其〔布施〕を除いてとは、直前に説かれた菩薩の布施を〔除いて〕である。何となれば、其〔布施〕は正等覚を目的とするものであり、また一切有情の為のものであるからである。残余は理解し易いから解釈せられてないのであるとは、「私のために施したことによる布施〔報恩施〕」といわれる、かくの如き等のこのものである。私のために施したことによる布施〔報恩施〕とは、「梵文四三五頁一行以前にこの者によって私のために布施せられたことがある」と〔考え〕ての布施であって、〔これが〕第三〔の布施〕である。私のために施すであろうことによる布施〔求報施〕、というのが第四である。私の先祖と遠い先祖とによって先きに施されたと〔考え〕ての布施〔習先施〕、というのが第五である。天を目的とする布施〔希天施〕が第六である。名声を目的とする布施〔要名施〕が第七である。心の荘厳を目的とし、乃至、最

高の目的を達成せんがための布施、というのが第八である。心の荘厳を目的とする〔と〕は、神変を目的とする、である。心の資助を目的とする〔と〕は、八の心の資助は〔八聖〕道支であって、其〔八聖道支〕を目的とする、である。瑜伽の資糧を目的する〔と〕は、瑜伽の因縁を目的とする、である。最高の目的を達成すること〔と〕は、阿羅漢果、または涅槃を達成することであって、そのような達成のための布施である。四種ではあるが、一つにして第八となる。これらは涅槃を達成せしめるものに外ならないからである。それで軌範師〔世親〕によって「理解し易い」と説かれたのである。

註(1) 梵文は amuktre 'bhyā であるが、チベット訳が「諸の不解脱者に対する」と複数に訳しているから、これを amuktebhyo と訂正した。

(2) 梵文 bhagavato を bhagavatā と訂正する。

## 第六節　非聖福田と果の量

経中に「預流向のために布施を施せば、無量の異熟がある。預流果のために〔布施を施せば〕、それより更に無量〔の異熟〕がある云云」と説かれている。けれどもなおまた

梵文二七〇頁二三行
梵文二七一頁一行
母と父と病人と法説者と

及び最後の生の菩薩とのための布施は
たとい非聖者のためではあっても
無量である。（一一八偈）

これらの五は凡夫に属するものではあるが、〔その〕ための布施は、果という点から見て無量である。その中で、最後の生の菩薩は、最終の生存にある者である。法説者は、四種の殊勝なる田の中で、何れの組に置かれるか。恩ある者の組に、である。何となれば、彼は大なる善友であるからである。無明によって盲目となれる人々に対して慧眼を与える者であり、安泰と険難とを開示する者であり、無漏の法身を現起(1)させる者であり、要約すれば、仏の仕事を為す者である(2)〔からである〕。

**称友疏**
梵文四三五頁九行

四種の殊勝なる田の中でとは、趣と苦と恩ある者と徳との〔殊勝なる〕田の中で、である。何れの組にとは、この〔法説〕者には、趣〔が殊勝であること〕によって〔殊勝なる〕田であることと、徳〔が殊勝であること〕によって〔殊勝なる〕田であることとは、存在し得ないが故に、それ故に問うのである。安泰と険難とを開示する者とは、法と非法とを〔開示する者〕である。

註(1)　プラダン本の梵文 -atinivarta- をシャーストリ本に拠って、-abhinivarta- と訂正する。但し -abhinirvarta- の方が更にふさわしいかも知れない。

(2) 括弧の中はチベット訳から補った。

## 第七節　業の軽重

### 第一項　業の動機に基づいての軽重

梵文二七一頁七行

けれども、諸業に軽重のあることを知ろうと思う者によっては、要略すれば六因があることが知られなくてはならない。即ち

後起と田と依処と

加行と意思（cetanā）と意欲（āśaya）と、

これらに上品と下品とがあるが故に、

業にも上品と下品とがあるのである。（一一九偈）

後起と言われるものは、為されたことを再び後から為すところのものである。田と言われるものは、それに向って饒益と怨害とが為される所〔の対象〕である。依処は業道である。加行は其〔業道〕を目的とする身・語業である。意思は、それによって業道を究竟せしめる所のものである。意欲は、それらについて「〔私は〕かくかくのことを為そうと思う」「〔私は〕かくかくのことを為す(1)

であろう」というように意図することである。或る〔業〕は、後起に含まれる部分のみに由って、重い〔業〕と成る。異熟を(2)決定的に安立するからである。或る〔業〕は田の力のみに随って〔重い業と成る〕。更にその同じ田においても、依処の力に随って重い〔業〕と成るが、それ以外についてはそうではないこともある。例えば、母・父を殺せば〔重い業であるが〕、しかし〔母・父から〕盗む等に由ってはそのようではない。他も亦同じように、それぞれふさわしいように説かれなくてはならない。けれども或るひとにとって〔六因の〕すべてが上品であるならば、そのひとの業は極度に上品である〔即ち〕重い、と知るべきである。或るひとにとって〔六因のすべてが〕下品であるならば、そのひとの〔業〕は極度に下品である、と知るべきである。

**称友疏**

梵文四三五頁一二行

異熟を決定的に安立するからであるとは、異熟を与える〔即ち与果する〕ことを、決定的に安立するからである、という意味である。或る〔業〕は田の力のみに随って〔重い業と成る〕とは、例えば、一般の人を殺すよりは、父を殺す方が〔重い業であるが〕如きである。更にその同じ田においても、依処の力に随ってとは、〔根本〕業道の力に随って、である。どのようにしてであるか、というならば、「母・父を殺せば重い業であるが、しかし〔母・父から〕盗む等に由っては、そのように重〔い業〕ではない」と言ったのである。何となれば、母・父の財物を盗む業は、彼等〔母・父〕を殺すような重〔い業〕

ではないからである。彼等を殺すのは無間〔業〕を自性とするが故である。「等」の語によっては、妄語・両舌等が含まれる。他も亦同じように、それぞれふさわしいように説かれなくてはならないとは、或る〔業〕は〔他と〕殊別せられた加行によって、重〔い業〕と成る。異熟を決定的に安立するからである。或る〔業〕は〔他と〕殊別せられた意思によって、〔また〕或る〔業〕は〔他〕と殊別せられた意欲によって、〔重い業と成る〕。

註(1) 梵文は「為さないであろう（na kariṣyāmi）」となっているが、諸訳とも否定の語を欠く。また意味の上からもない方がよい。

(2) プラダン本の梵文 ·yannyenā· をシャーストリ本及び『称友疏』に拠って ·yannyā· と訂正する。

## 第二項　因としての完全・不完全に基づく軽重

### 造作業と増長〔業〕とが説かれる。どのようにして増長業となるか。五つの原因によってである。(1)（梵文二七一頁一七行）

審思と円満とに由って、
悪作と対治とがないことに由って、
助伴と及び異熟とに由って、
増長業と言われる。（一二〇偈）

どのようにして審思に由って〔増長業と言われる〕か。審思して為されたのであって、先に覚

知しないのでもなく、卒爾に〔うっかりして〕為されたのでもない。(2)どのようにして円満に由って〔増長業と言われる〕か。或る者は一の悪行によって諸の悪趣に行き、乃至、或る者は三〔の悪行〕によって〔諸の悪趣に行く〕。或る者は一の業道によって〔諸の悪趣に行き〕、乃至、或る者は十の〔業道〕によって〔諸の悪趣に行く〕。その場合、人あって或る限られた〔量の業〕によって〔悪趣に〕行くのに、其〔業〕が円満されていないならば、その業は造作〔業〕であって、増長〔業〕ではない。けれども円満されたならば、増長〔業〕である。どのようにして悪作と対治とがないこと（梵文二七二頁一行）に由って〔増長業と言われる〕か。その業が追悔を有していないし、また能対治〔道〕を有していないならば、である。どのようにして助伴に由って〔増長業と言われる〕か。〔その業が〕不善であって、また不善の助伴を有しているならば、である。どのようにして異熟に由って〔増長業と言われる〕か。異熟を与えることについて(3)決定的であるならば、である。善〔業〕も亦これと同じように、それぞれ相応わしいように説かれるべきである。これとは異なって(4)おれば造作業であって、増長〔業〕ではない。

**称友疏**

（梵文四三五頁二〇行）

先に覚知しないのでもなく、卒爾に為されたのでもないという中、或は(5)また、先に覚知しないで為されたものでは(6)ない〔というの〕は、「私はこれを為そう」というように審思〔覚知〕しないで為された

もの、それは増長〔業〕ではない〔ということである〕。何となれば、その業は無記であるからである。卒爾に〔うっかりして〕為されたものでもないとは、たとい先に覚知していても、〔それだけでは増長業として不充分で〕卒爾[7]に為されたものでないもの〔が増長業〕である。〔例えば〕常習的に、語を引き出すこと〔誘導〕による妄語等の行為、そのような不善〔業〕は、〔卒爾に為されたものであるから〕造作〔業〕ではあるが、増長〔業〕ではない。乃至三〔の悪行〕によってとは、身・語・意の悪行によってである。また能対治〔道〕を有していないとは、悔過等の能対治〔道〕がないからである。〔その業が〕不善であって、また不善の助伴を有しているとは、人あって〔不善業を〕造ってからも、後から〔それを〕喜ぶことに由ってである、と。異熟を与えることについて決定的であるとは、不善の特徴を数多く生ずるからである。善〔業〕も亦これと同じように、それぞれ相応(ふさ)わしいように説かれるべきであるとは、どのようにして審思に由って〔増長業と言われる〕か。審思して為されたのであって、先に覚知しないで為されたのではない。例えば、無記心によって〔私は〕石を与えると〔思っ〕て、〔実は〕金塊を与えると仮定しよう。それは造作〔業〕であって、決して増長〔業〕ではない。何となれば、その業は〔審思即ち覚知しないで為されたもので〕無記であるからである。〔増長業は〕卒爾に為されたものではない。例えば、〔常習的に[8]、〕語を引き出すこと〔誘導〕によって真実を語ること、そのような善業は〔卒爾に為されたものであるから〕決して増長〔業〕ではない。或る者は一の妙行によって善

趣に行き、或る者は、乃至三〔の妙行〕によって〔善趣に行く〕。或る者は一の業道によって、或る者は、乃至十の業道によって〔善趣に行く〕。その中で、人あって或る限られた〔量の業〕によって〔善趣に〕行くのに、其〔業〕が円満されていないならば、造作業であって、増長〔業〕ではない。けれども円満されておれば、増長〔業〕である。同じように「異熟を与えることについて決定的である」というに至るまでが、可能なるに随って、それぞれ相応わしいように説かれるべきである。

註

(1) 梵文 karaṇaiḥ を kāraṇaiḥ と訂正する。

(2) 平川索引の如く、プラダン本の梵文をシャーストリ本によって samāpattitaḥ から samāptitaḥ に訂正する。

(3) プラダン本の梵文 vipākadāna をシャーストリ本及び『称友疏』に拠って vipākadāne と訂正する。

(4) チベット訳は「異なって業が造られるならば、増長〔業〕ではない」と訳している。

(5) 「或はまた」とは、「為されたもの (kṛtam)」という語を「先に覚知しないで (a-buddhi-pūrvam)」にかけて読んでも宜しい、という意味か。

(6) チベット訳には否定の語が欠けていて「……覚知しないで為されたものは、『私はこれを為そう』というように審思しないで為されたものである」とある。

(7) チベット訳は、前の「卒爾に (bab col du)」とは異なる語 (byuṅ rgyal du) を用いている。ここに説かれていることは、先きに覚知しないで為された業は造作業、たとえ先に覚知していても卒爾に為された業ならば、これも造作業である、というのであろう。

(8) 括弧の中はチベット訳から補ったもの。

## 第八節　制多に施す福徳

梵文二七二頁五行
貪欲を有している者〔未離欲者〕が制多に対して自分の為に施す、ということが説かれた。その場合、受用者がいないのに、どうして福徳となるか。〔答えて曰く〕その理由は、福徳は二種であるからである。〔即ち〕施捨に由来するもので、施捨そのものから(1)生ずる所のものと、及び受用に由来するもので、施された法を受用することから生ずる所のものとである。

制多に対する〔布施〕は、施捨に由来する福徳である。

受用に由来する福徳ではない。そこには誰も受け取る者がいないのに、どうして福徳となるか。それでは、受け取る者がいるときには〔福徳と〕なるであろうが、いないときにはそうではない、ということについては、どのような理由があるか。いかなる者をも摂益することがないからである。

これは理由にはならない。何となれば、もし福徳は他人を摂益することのみによってあるならば、慈等の〔四〕無量と正見との修習においては、〔福徳は〕ないであろう。それ故に、制多に対しても福徳があると、是認せられるべきである。

慈等と同じく受け取る者がいないときも、である。

慈等においては、受け取る者〔がなくても〕、或は他人を摂益することがなくても、自分の心[2]の力によって福徳となるが如く、同様に、有徳者は已に過去せるも、其〔有徳者〕に対する信愛によって造られた〔布施〕は、自分の心に由って福徳となる。〔難じて曰く〕もしそうならば、布施と尊敬との作業は無益なものとなるであろう。〔答う〕そうではない。その業を等起せしめる信愛が一層顕著であるからである。例えば、仇敵を殺害しようという意図をもつ者が、其〔仇敵〕が已に死んでいるのにも拘らず、〔彼こそ〕仇敵であると想って、其〔意図〕によって等起せしめられた身・語業を造るときには、更に多くの非福が生ずるが、〔殺害の〕意図だけでは〔更に多くの非福は生じ〕ないが如く、同様に、師が已に過去せるとき、其〔師〕に対する信愛によって等起せる布施と尊敬との作業を造りつつある者には、更に多くの福徳が生ずるが、信愛だけでは〔更に多くの福徳は生じ〕ない。

**称友疏**
梵文四三六頁一行

貪欲を有している者〔未離欲者〕が制多に対して云云とは、

自分[3]〔の為〕と、他人の為と、両方の為に、

と〔説かれた、〕ここにおいて〔説かれたの〕である。施捨に由来するものも間違いなく福徳である、ということを認めないで「いかなる者をも摂益することがないからである」と言ったのである。何とな

れば、受け取る者がいるときには、施捨に由来する福徳も道理に合うからである。〔即ち〕その場合、喜と摂益とがあることによって、受け取る者がいるということは道理に合うからである、と。

慈等と同じく受け取る者がいないときも、である

とは、慈等の場合と同様なのが

慈等と同じく

である。

受け取る者がいないときも

〔即ち〕受け取る者が存在しないときも、また他人を摂益することがないときでさえも、善根等の力が生ずるから福徳となる。同様に、如来等の有徳者は已に過去せるも、其〔有徳者〕に対する信愛によって造られた、制多に対する布施は福徳となる。もしそうならば、布施と尊敬との作業は無益なものとなるであろうとは、もし自分の心だけに由って福徳となるのであるならば、布施と尊敬〔との業〕も、心だけによって完成せられるべきである。其〔心だけ〕に由って福徳が得せられるからである。そうではない。その業を等起せしめる信愛が、一層顕著であるからである。〔即ち〕このことはそのようではない。何故であるか。その理由は、世尊に対する布施と尊敬とを、ただ心だけで思念している者の信愛よりは、〔現実に〕布施と尊敬とを行なっている者の此の信愛の方が、一層顕著であるからである。〔意業

だけでなく〕身・語業をも亦起すからである。何となれば、ただ心だけで思念している者の信愛は、身・語業を起さないからである。例えば云云とは、例えば或る人が仇敵を殺そうという意図を懐いて、其〔仇敵〕が已に死んでいるのにも拘らず、〔彼こそ〕仇敵であると想って〔即ち〕「この仇敵はその時まで未だ死んでいない」というように、このように想って、其〔意図〕によって等起せしめられた〔即ち〕其の意図によって等起せしめられた身・語業を造るときには、〔為さんとする〕意思が相続するから更に多くの非福が生ずるが、〔殺害の〕意図だけで作業を欠けば〔更に多くの非福は生じ〕ないが如く、同様に、世尊が已に過去せるときでも〔即ち〕般涅槃せるときでも、其〔師〕に対する信愛によって等起せる〔即ち〕師に対する信愛によって等起せる、布施と尊敬との作業を、あたかも後起であるかの如くに造りつつある者には、更に多くの福徳が生ずるが、信愛だけで作業を欠けば、〔更に多くの福徳は生じ〕ない、というのである。

註(1)　梵文は upapadyate であるが、チベット訳に拠ってこれを utpadyate と訂正した。

(2)　玄奘は「従二自心一生」、真諦は「従二自心一起」と訳しているが、いまはチベット訳による。-prabhavam に「力によって」の意味があるからである。

(3)　『倶舎論』業品一一四偈a。

## 第九節　施業の果は心に依存する

もし、善田に布施する作業の種が、可愛の果を有するならば、[1] もしそうならば、[2] 悪田に〔布施する作業の〕其〔種〕は、不可愛の果を有するであろう。

悪田に〔布施して〕も亦、可愛の果がある。

果は種に対して不顚倒であるからである。（一二一偈）

何となれば、[3] 悪田においても、果は種に対して不顚倒であることが見られてあるからである。〔例えば〕末度迦（mṛdvīkā）の種からは甘い末度迦の果のみが生じ、賃婆（nimba）の種からは苦い賃婆〔の果〕のみが〔生ずる〕。同じように、たとい悪田であっても、他の者を利益しようという強い意欲によって起された布施の種には、可愛の果のみが生じて、不可愛〔の果〕（梵文二七三頁一行）は〔生じ〕ない。けれども、田の過失の為にその種は果の少いものとなり、或は果が無いようになる。

**称友疏**（梵文四三六頁二三行）

もしそうならば、悪田に〔布施する作業の種〕は不可愛の果を有するであろうとは、尼乾陀の人々は「盗賊等のためにする布施には不可愛の果がある」と〔いう〕。何となれば、善田に〔布施すれば〕可愛

の果があり、これに反して、悪田に〔布施すれば〕これと反対であるから、それ故に〔そのように〕言うのである。

悪田に〔布施して〕も亦、可愛の果がある。

果は種に対して不顚倒であるからである、

とは、〔われわれは〕田が殊勝であるから〔布施の業に〕可愛の果がある、とは言わない。それではどうであるか。〔布施の業による可愛の果が〕殊勝なものとなる、と〔言う〕。何となれば、善田においても、殺生等の種には可愛の果はないからである。何となれば、悪田においても、果は〔例えば〕末度迦の果は、種に対して〔例えば〕末度迦の種に対して、不顚倒であることが見られてあるからである。〔即ち〕末度迦の果のみ甘いことが見られてあって、これに反して、賃婆の果〔はそう〕ではない、という意味である。同じように[4]、賃婆の種からは賃婆の果のみが[5]〔生ずる〕とは、苦い〔賃婆の果のみが生ずる〕というのである。末度迦の種は善〔業〕の例喩であり、賃婆の種は不善〔業〕の例喩である。

註(1)　平川索引のように、梵文 svakṣetre を sukṣetre と訂正する。
(2)　平川索引のように梵文 kṣetre を kukṣetre と訂正する。
(3)　「何となれば」(hi) は『称友疏』の引用によって補った。
(4)　チベット訳に拠って「同じように (evam)」を後につけて読む。
(5)　チベット訳には「……のみが生ずる。末度迦の種は……」とある。

## 第十節　戒類の福業事

梵文二七三頁一行

布施より成れる福業事と及びその傍論とが終った。

戒より成れる〔福業事〕が〔次に〕説かれなくてはならない。其〔戒より成れる福業事〕が〔ここに〕説かれる。

犯戒は不善の色である。

戒はそれを離れることである。

何となれば、不善の色が犯戒と言われる。それを離れることが戒である。更にその離れることは二種である。

其のものによって〔犯戒を〕離れるところの〔その〕表と、及び離れることである無表とである。

犯戒から離れることだけが戒なのではない。それではどうであるか。

及び、仏によって遮止せられたことから〔離れること〕も、である。

自性としての犯戒ではなくて、世尊・仏によって遮止せられた非時食等から離れることも、二種であって、戒である。これと反対に、学〔処〕を受けた者が其〔学処〕を犯せば、犯戒が生ずる。

略して戒を説き已った。

けれども四徳を具するものは清浄である。（一二二偈）

けれども四徳を具するその戒は〔清浄〕[1]である。逆ならば不清浄である。さて、どのようにして四徳を具するか、というならば曰く、

犯戒と其〔犯戒〕の因とによって壊せられず、

其〔犯戒〕の対治と滅（śama）とに依止せるものである。

先ず犯戒によって壊せられないものである〔というの〕は、前に述べたような犯戒によってである。因によっても壊せられないものである〔というの〕は、貪等なる諸の煩悩と随煩悩とによってである。犯戒の対治に依止せるものである〔というの〕は、念住に依存せるが故である。及び滅[2]に依止せるものである〔というの〕は、殊勝な往生に依止しないで、涅槃に廻向せるが故である。

他の人びとは、五つの因によって〔戒は清浄となる、〕という。〔即ち〕諸の根本業道によって清浄であるのと、諸の近分（sāmantaka）によって清浄であるのと、諸の尋によって壊せられないのと、念住によって摂受せられているのと、及び涅槃に廻向せると、である。他の人びとは、戒は四種である、という。怖畏戒は、生活[3]できないことと悪名と治罰と悪趣との怖れの為に守られるところの〔戒〕である。希望戒は、生存と財物と尊敬とを渇愛することによって行ぜられたところの

〔戒〕である。覚支に順ずる戒は、諸の正見者の解脱を目的とせるところの〔戒〕である。清浄戒は、無漏戒である。無垢であるからである、と。戒を〔説き〕終った。

**称友疏**

梵文四三六頁三行
犯戒は不善の色である、

とは、殺生等を特徴とする性罪〔本来的な罪〕の色が犯戒である。

梵文四三七頁一行
及び、仏によって遮止せられたことから〔離れること〕も、である、

とは、制罪（prajñapti-sāvadya）〔仮設的な罪〕であるからである。これと反対に、学〔処〕を受けた者が其〔学処〕を犯せば、犯戒であるとは、それらを離れることを受持しているものが、世尊の言を重んじないならば、犯戒が生ずる。意味の上からすると、「学〔処〕を受けていない者にとっては犯戒ではない」と説かれていることになる。

けれども四徳を具するものは清浄である、

という中で、このものに四徳があるから

四徳を具するもの

である。前に述べたような犯戒によってであるとは、

犯戒は不善の色である、

とあった、此〔のような犯戒〕によってである。貪等によって〔壊せられない〕とは、それら現行しつつある諸の犯戒の因によって、壊せられないものである。犯戒の対治に依止せるもの(4)ということを示さんが為に、念住に依存せるが故である、と言ったのである。(5)諸の根本業道によって清浄であるとは、殺生等の諸の根本〔業道〕によって砕破せられていない、という意味である。諸の近分によって清浄であるとは、諸の殺生等の加行によって汚損せられていない、という意味である。諸の尋によってとは、諸の欲尋等によって、である。念住によって摂受せられているとは、身等の諸の念住によって堅固となれる、である。或は念戒によって摂受せられている、である。

希望戒という中、希望は希求である。生存と財物と尊敬とを渇愛することによって行ぜられたところのとは、生存と財物とに対する、及び尊敬に対する渇愛、其〔のような渇愛〕によって受持せられたところの、という意味である。諸の正見者のとは、仏の教説を行じつつある者たちの、である。何となれば、他の諸の外道には覚支に順ずる戒はないからである。真実見者ではないが故である。

註(1)　括弧の中はチベット訳から補った。

(2)　梵文 sama を平川索引のように śama と訂正する。

(3)　平川索引のように yadā jīvika- を yad ajīvika- と訂正して読む。

(4)〜(5)　荻原本脚註にあるように、チベット訳によって訂正したものであるが、訂正ずみの梵文は iti deśanārtham āha. *smṛty-upasthāna-saṃniśritatvād* iti. であったと見るべきである。

梵文二七三頁二二行
けれども入定の善が修である。

「入定の」といわれるこれは何であるか。定を自性とせるものと、俱有[1]であるところのものとである。これはどういう意味で「修」と言われるか。

梵文二七四頁一行
心に熏習するからである。（一二三偈）

何となれば、かの入定の善は極めて良く心に熏習するからである。〔心の〕相続をして、諸徳をもって其〔徳〕より成れるものたらしめるが故である。あたかも諸の花をもって麻に[2]熏習するが如くである。

**称友疏**

梵文四三七頁一八行
けれども入定の善が

という中で、

入定

という語は、非入定を拒否せんが為である。

善

という語は、定の味著と相応せる、染汚の静慮を拒否せんが為である。それは、入定の善と相似して生起する。定を自性とせるものと、俱有であるところのものとであるとは、定を自性とせるものと、及び其れと俱に有るところのものと、という意味である。何となれば、かの入定の云云とは、かの入定の善は極めて良く心に熏習する。〔即ち〕修する。非入定〔の善〕も亦熏習するけれども、〔入定の善の場合〕のように極めて良くではない、と示すのである。どうしてであるか、というならば、「〔心の〕相続をして、諸徳をもって其〔徳〕より成れるものたらしめるからである」と言ったのである。〔即ち〕その理由は、心の相続が、定の諸徳をもって其〔徳〕より成れるものと為されるからである。これについて、「あたかも諸の花をもって麻に熏習するが如くである」と、譬喩を説いたのである。譬えば、諸の花をもって麻が修せられる〔即ち熏習される〕が如くである。〔麻が〕花の香りより成れるものとなるが故である。〔今の場合も〕それと同様である。だから〔ここに〕次のことが説かれていることになる。「修は熏習である。其〔修〕を自性とする福徳が修より成れる〔福徳〕である」と。

註(1)　梵文は sahabhū であるが、これをプラダン本の註を参考にして sahabhu と訂正して読む。

(2)　プラダン本は bhāvanā であるが、シャーストリ本及び『称友疏』に拠って vāsanā と訂正する。

(3)　梵文は samādhi-svabhāva-sahabhū であるが、梵文『倶舎論』によってこれを samādhi-svabhāvaṁ sahabhu と訂正して読む。

註(1)参照。

## 第十二節　戒・修、二福業事の果

梵文二七四頁三行
まず「布施は大なる富財に導く」と説かれていた。それでは戒と修とは〔どうか〕。

戒は勝れて天に〔導き〕、

修は〔勝れて〕離繋に〔導く〕。

布施も亦天に〔導くが〕、戒は勝れて〔天に導く〕。戒も亦離繋に〔導くが〕、しかし修は勝れて〔離繋に導く〕。

称友疏
梵文四三七頁二九行
「それでは戒と修とは」〔とは〕、「何に導くか、」というのが言〔外〕の余〔意〕であって、この点から意味を問うのである。

戒は勝れて天に〔導き〕

とは、戒は勝れて天のためにある。けれども他のものは勝れて天のためにあるのではない。他のものとは何であるか。布施である。何となれば、布施も亦天に導くからである。梵文四三八頁一行戒も亦離繋に〔導く〕。止と

觀とは戒に依って立つからである。修は勝れて離繫に〔導く〕。明了に離繫を得せしめるからである。或は断道によって包摂せられてあるからである。

## 第十三節　梵福

梵文二七四頁七行
経中に「四の人が梵福を生ずる」と説かれている。その梵福とはどのようなものか。毘婆沙師たちは「〔妙〕相を異熟とする業の量を知らせんがために、〔先きに〕説かれていたところのものである」と〔いう〕。けれども前の軌範師たちは〔次のように〕説明する。

四〔人〕に梵福が生ずる。

一劫の間、諸天において喜に住するからである。（一二四偈）

一劫の間、諸の天において喜に住せしめるだけの、それだけの量の福、これが梵福である。梵輔天の諸〔の有情〕の寿は一劫であるからである。他の部派において〔人々は次のように〕偈を誦する。

梵福を生じ、
一劫の間諸天において喜に住す、

と。

**称友疏**
梵文四三八頁三行

福業事の傍論として〔次のことが〕述べられる。経中に〔説かれている〕、「四の人が梵福を生ずる。[1]〔即ち〕未建立の〔大〕地の場所に、如来の舎利である卒塔婆を建立する。これが梵福を生ずる第一の人である。四方の比丘僧伽に園林を贈与し、そしてその同じ園林に僧院を建立する。これが梵福を生ずる第二の人である。分裂している如来の声聞僧伽を合同せしめる。これが梵福を生ずる第三の人である。怨みなく嫉妬[2]心なく瞋恚なく広く大きく無量で善く修せられた、慈倶行の心をもって一方向を勝解し遍満し具足して住する。同様に第二〔の方向〕を、同様に第三〔の方向〕を、同様に第四〔の方向〕を〔勝解し遍満し具足して住する〕。このように、上に、下に、斜に、すべてに亘って、すべてのこの世界を遍満し具足して住する。[3]これが梵福を生ずる第四の人である、」と。〔妙〕相を異熟とする業の量を知らせんがために、〔先に〕説かれていたところのものであるとは、「近い[4]菩薩を除いて、乃至、一切の菩薩の富財を果とする〔業〕云云」と説かれていたところのものである。

これが梵（brāhman）福であるとは、これは諸の梵に属する（brahmaṇām）から、梵（brāhman）である。そしてここでは「梵」（brahman）の語によって梵輔天の諸〔の有情〕が説[5]かれるのである。何故であるか。梵輔天の諸〔の有情〕の寿は一劫であるからである。〔即ち〕その理由は、梵輔天の諸〔の有情〕の寿

は一劫であると説かれているからである。そして此〔の梵福の〕業によって、一劫の間、諸天において喜に住するのである。

梵福を生じ、
一劫の間、諸天において喜に住す、

と、他の部派の誦に説かれているから、其〔梵輔天の場合〕と等しいが故に、これが梵福であると言われるのである。豈又、欲界においては善業に、一(6)劫間の異熟はないではないか、というならば、一〔の有情〕についていえば無いのは事実である。けれども、死んだ者が再びその同じところに結生することに依って、多くの意思(7)〔即ち業〕が順次に一劫の量を有する天の果を生起させるならば、〔そのような多くの意思は〕生れる場所を一にするものとなる。

他の人びとは、梵〔福〕とは大福である、と〔いう〕。

註(1) 荻原本の prasaviṁti は prasavaṁti の誤。
(2) 荻原本の a-saṁspardhena を、シャーストリ本によって a-sapatnena と訂正する。『翻訳名義集』一五〇八参照。
(3) 「慈」について述べたと同じように、悲・喜・捨についても述べなくてはならないであろうが、チベット訳も「慈」について述べるのみである。
(4) 『倶舎論』一八（大・二九・九五a）、梵文プラダン本二六六頁一二行以下、本書四七七頁。
(5) 荻原本の ucyate を、シャーストリ本によって ucyante と訂正する。

(6) 欲界の寿量については倶舎論一一終りを見よ。

(7) 梵文は荻原本もシャーストリ本も cātanā であるが、チベット訳によって cetanā と訂正する。

## 第十四節　法施

梵文二七四頁一二行
財施は已に説かれた。法施が説かれなくてはならない。そのような此〔法施〕が、〔次のように〕説かれる。

法施は経等を如実に不染汚に
説示することである。

経等を如実に不染汚に説示することが法施である。それ故に、法を顚倒して説き、或は染汚心でもって、利得と尊敬と名声とを願いながら〔説く〕ひとたちは、大いなる福の損失を招く。

**称友疏**
梵文四三八頁二八行
経等をという中で、「等」の語によっては、十二部〔経〕が含まれる。〔即ち〕経と重頌（geya）と授記と偈頌（gāthā）と感興語と因縁（nidāna）と譬喩（avadāna）と本事（itivṛttaka）と本生と方広と未曾有法と論議（upadeśa）という十二部が、である。不染汚に説示することとは、不染汚心によって等起

せしめられた〔説示〕、という意味である。

## 第十五節　順三分の善

### 福業事の区別（梵文二七四頁一五行）によって、三種の善〔業〕が説かれたが、更に福と涅槃と決択との分に順ずる三種の善〔業〕がある。（一一五偈）

順福分は可愛の異熟を有するところの〔善業〕である。順解脱分は、〔人において〕それが生じたときに〔その人が〕必ず般涅槃の特質を有する者となるところのものである。輪廻の過患と無我であることと涅槃の功徳とを明らかにする論説を聞いて、其〔人〕の体毛が逆立ち、涙を流すことがあるならば、其〔人〕には順解脱分の善根がある、と決定せられるべきである。あたかも、雨期になって発芽すれば、穀倉の穴の中に種があることが〔決定せられるべきである〕、ようなものである。順決択分は煖等の四種であって、〔われわれは〕後に註釈するであろう。

**称友疏**（梵文四三八頁三一行）順福分とは、福徳の割り当て（bhāga）〔即ち〕得することであるから、福分である。可愛なる果を得す（梵文四三九頁一行）

ること、という意味である。その為に役立つのが、順福分である。それ故にこそ「可愛の異熟を有するところの」と説かれたのである。それを得することに順応するからである。或はまた、三の部分(bhāga)がある。福なる部分と非福なる部分と不動なる部分とである。其〔福と不動の部分〕の為に役立つのが、順福分である。或はまた、福を分有する(bhajate)から福分(-bhāk)である。福分(-bhāk)が即ち順福分(-bhāgīya)である。それ自らの意味を表わすために、a[1]という語基構成音をつけたのである〔から、-bhāk でも -bhāga でも、同じ意味である。〕順解脱分も同様である。或はまた、輪廻の分と及び解脱の分という二つの分がある。その中で解脱分の為に役立つところのものが解脱分である。或は解脱を得することが解脱分である。其〔解脱を得すること〕の為に役立つものは、其〔解脱〕を得することに順応するから、順解脱分である。其〔順解脱分〕の特徴は後に説かれるであろう。順決択分も亦同じように、理に応じて説かれるべきである。〔我われは〕後に註釈するであろうとは、

それから煖[2](uṣmagata)が生ずる、

とある此処においてである。

註(1) a の代りに iya を置いて、bhāga と bhāgīya とが同じ意味であることを言う方が、適切のようである。

(2) 『倶舎論』賢聖品一八偈 a。

# 第八章　業品余論

## 第一節　書・印・算・文・数の自体

梵文二七五頁一行
世間において、「これは書(1)である、印である、計算である、文章である、数である」と言われるところの、これらの自性は何であるか。

手段によって起された三種の業と及びその能等起とが、順序に応じて、書と、印と、及び計算と、文章と、数とである。（一二六偈）

手段によって起されたとは、特殊な方便によって起された、である。三種の業とは、身・語・意の業である。その中で、まず書と印とは、手段によって生起された身業と及び能等起(2)とである。計算と及び文章とは語業である。以上のこれらは五蘊を自性とする。数は意業である。それは意によ

って諸法を総計することである。

**称友疏**（梵文四三九頁一一行）

業に関連して、業を自性とするこれらの諸〔法〕の特徴が、「世間において『これは〔何々〕である』〔と言われる〕ところの云云」といって説かれる。及び能等起とは、及びその身業が、それによって起されるところの心・心所品である。手段によって生起された身業と及び能等起とが、書と印とである。因において仮りに果〔の名〕を立てるからである。何となれば、論書においては、或る身業によって字が書かれ或は印が彫られるとき、其〔身業〕が書と及び印である、と意趣せられていて、世間におけるが如くではないからである。何となれば、世間においては、書籍等における文字の符号が書であると認められ、また文字と非文字との符号が印である〔と認められる〕からである。計算と及び文章とは語業であるとは、「手段によって生起された〔語業〕と及び能等起とである」というように〔文章が〕続くのである。五蘊を自性とするとは、書と印とにあっては色蘊は身業であり、計算と文章とにあっては色蘊は語業である。けれども、両方の場合とも能等起となれる受等の四蘊があるから、これらは五蘊を自性とするものとなる。それは意によって諸法を総計することであるとは、「一・二・三云云」というように、そのように〔意によって〕数えることである。阿毘達磨論師たちは、これに反して「語によって〔数えて〕、意によって〔数えるの〕ではないのは、計算である」と〔いう〕。そしてこの数は、助伴[3]を有する

ものによって包摂せられるから（saparivāra-grahanāt）、四蘊を自性とする。

註(1)　梵文は lipi- であるが、lipir とすべきであろう。

(2)　平川索引のように、梵文 samutthāpanam を sasamutthānam と訂正する。

(3)　チベット訳に随って訳したが、ここの意味は「数は意業であるが、そこに同時にはたらく心所〔これが助伴〕を含めて理解すれば受等の四蘊を自性とする」というのであろう。とすれば「助伴を含めて理解すれば」と訳すべきかも知れない。

## 第二節　諸法の異名

梵文二七五頁七行
今や諸法の或る異名が説かれる。

有罪・有覆・劣は、
染汚の諸法である。

「有罪」・「有覆」・「劣」というのは、染汚の諸法の異名である。

無垢の善（śubha）なる諸〔法〕は妙である。

「妙」というのは、無漏の善（kuśala）なる諸〔法〕の異名である。劣と妙とより以外の諸〔法〕は中である(1)、ということが成立していることになる。

有為の善（śubha）なる諸〔法〕は応習である。

応習というのは、善（kuśala）なる有為の諸〔法〕の異名である。それ以外は非応習である、ということが成立していることになる。何故に無為は応習ではないのか。数習せられるべきではないから、また無果であるからである。何となれば、果のために修習があるからである。それ以外の一切の諸法は有上である。

けれども解脱は無上である。（一一七偈）

何となれば、涅槃より更に殊勝なるものはないからである。そしてまた其〔涅槃〕は、一切の諸〔法〕より特に勝れて善であり常であるが故である。

阿毘達磨倶舎論中、「業の解説」と名づける第四倶舎処〔おわり〕[2]、以上。

**称友疏**

梵文四三九頁二六行

書等の定義を解釈したのに因んで、有罪等の諸法の定義の解釈も亦述べられる。〔また〕『法蘊毘婆沙〔論〕』の中で、これらの異名が解釈せられたが、其〔論〕はそれら〔の異名〕を纏めて説いているから、〔改めて〕これらの異名が述べられるのである、という別な〔文章の〕関連もある。煩悩を特徴とする罪と共に在るから

有罪

である。煩悩に覆われている（chādita）から

有覆（nivṛta）

である。何となれば、諸煩悩も亦他の相応の煩悩に覆われているから、〔有覆〕である。諸の聖者たちによって抜除せられてあるから[3]、或は捨てられてあるから、

劣（hīna）（梵文四四〇頁一行）

である。けれども

染汚[4]

は、煩悩との結合[5]という点から知られなくてはならぬ。

無垢の善なる（śubha）諸〔法〕は

無漏の善なる（kuśala）諸〔法〕である。それらの諸〔法〕は清浄の極限に達しているから

妙である。

劣と妙とより以外の諸〔法〕は中である、ということが成立しているとは、染汚は即ち劣であり、また無垢の善は即ち妙であると決定せられたからである。それ以外は劣でもなく妙でもないから、中である、ということが成立している。

有為の善（śubha）なる諸〔法〕は応習である、

とは、区別しないで有漏でも無漏でも応習である。〔即ち〕個体（saṃtāna身心の相続）を増益するとい

う点から言って、奉事せられるべきものである。それ以外は非応習であるという、それ以外とは何であるか。諸の無為と及び善[6]に非ざる諸〔法〕とである。〔善に非ざる諸法とは〕染汚なる諸〔法〕と無[7]覆無記なる諸〔法〕、という意味である。数習せられるべきではないからとは、再三再四造作することができないから、という意味である。他のひとびとは、生起せられるべきではないから、と〔いう〕。また無果であるからであるとは、何となれば「有為にのみ因・果があって、無為にはそれら〔因・果〕がない」とあるからである。有上とは、有勝である。不善なる諸〔法〕は、有覆無記なる諸〔法〕より有上である。有覆無記なる諸〔法〕には、不可愛の異熟はないからである。有覆無記の諸〔法〕は、有為なる無覆無記の諸〔法〕より有上である。それら〔有為なる無覆無記の諸法〕も亦、有漏なる善の諸〔法〕より有上である。有漏なる善の諸〔法〕には、可愛の異熟があるからである。それら〔有漏なる善の諸法〕も亦、無漏なる諸〔法〕より有上である。〔無漏なる諸法は、〕煩悩がないからである。無漏であっても、有為なる諸〔法〕より有上である。無為なる諸〔法〕は常住であるからである。無為であっても、虚空と非択滅と〔の二〕は、択滅より有上である。択滅は善であって常住であるからである。

けれども解脱は無上である。

何となれば、涅槃より更に殊勝なるものはないからである。例えば「比丘等よ、いかなる諸法も、有

為であっても、無為であっても、それらの中で離貪は最上であると宣べられる」と説かれた如きである。何となれば、択滅は常住であるから、すべての有為の諸〔法〕より勝れており、また善であるから、虚空と非択滅との〔二〕無為より更に勝れているからである、と。

軌範師称友によって造られた「明瞭義」なる阿毘達磨倶舎〔論〕の註釈の中の、第四倶舎処おわり。

註(1) 安慧と満増は「それらはまた有漏の善と無覆無記とである」と註釈している。「染汚」に不善と有覆無記とが含まれるからである。

(2) 「おわり（samāptam）」の語が落ちている。

(3) 梵文は niṣkṛṣṭa であるが、チベット訳は gnag pa（kṛṣṇa）で、「黒いが故に、或は諸の聖者たちによって捨てられてあるが故に」と訳している。「劣」の梵語 hīna の原意は「捨てられた」であるからである。「黒い」は「悪い」の意味である。

(4) チベット訳は「黒（kṛṣṇa）」。

(5) チベット訳の訳し方を採用した。

(6) チベット訳は「不善と染汚とであるもの、即ち有覆無記という意味である」と訳しているが、意味が通じない。

(7) 梵文は -tā nivṛtā-（有覆）であるが、これを -tā 'nivṛtā-（無覆）と訂正する。安慧・満増が「それ以外は非応習であるという中、それらは染汚と無覆無記と無為とである」と言っているのによる。

# あとがき

山口益先生と共著で『倶舎論の原典解明　世間品』を出版してから、三十年以上の歳月が流れた。今回の『倶舎論の原典解明　業品』はその続きである。しかし三十年前には梵文『倶舎論』が出版せられていなかったので、『倶舎論』はチベット訳から和訳し、それに梵文『称友疏』の和訳をつけて、出版したのであった。同じ形式は、その翌年出版した『業思想序説』〔初め『阿毘達磨倶舎論業品要義』として、大谷派本山の安居の講本として出版したもの〕にも受けつがれている。この方は『倶舎論』業品の中で、玄奘訳の初めの一巻に相当する部分だけのものである。今回は『倶舎論』も梵文から和訳したので、『業思想序説』と重複する部分もあるが、全面的に改訂を行った。

次に本書の第一章第十五節「優婆塞の五戒」の部分は雲井昭善編『業思想研究』所収の拙稿「優婆塞の五戒について」と同じものである。しかしこれも幾分改訂したところもある。

『倶舎論』の研究は、三十年前と今日とでは大きく様変りした。それは、第一には『倶舎論』の原典が出版されたこと、第二にはチベット大蔵経の影印本が刊行されて、その中に含まれている安慧・満増・寂静天等の大変な分量の註釈を、簡単に見ることができるようになったこと、によるものである。事実、これらの資料を縦横に駆使して、勝れた業績が次次と発表されつつある。このような機運に促されて、大谷大学でも若い研究者たちが、このような分野で大いに活躍している。本書も、そういう人達の協力に支えられて、でき上ったものであって、その「協力」も単なる機械的な校正や索引製作だけにとどまらず、ときには翻訳内容に直接関わるような重大な意味をもつような場合もある。諸君の尊名

を記して、感謝の意を表する次第である。

桜部　建　元教授、小谷信千代君、宮下晴輝君、松田和信君、加治洋一君、兵藤一夫君、橋本篤司君。

昭和六十一年八月

舟橋一哉

# 索　引　1

## (邦　語)

### あ


愛行者……374, 381, 382, 451, 453
愛楽すべき…2
　～財物…2
愛語……309, 310
愛潤……348
愛すべきこと…498
愛著……348
愛念……444, 445, 446
愛・非愛の相…349, 351
阿耆多翅舎欽婆羅…383
悪
　～の意志…355, 374, 381
　～の意欲…207, 397, 400
悪行……150, 193, 197, 305, 308, 309, 362, 363, 467, 508
　～の垢…304
　三～……304
　身・語・意の～…304
　粗なる～…361, 362
悪業……130, 162
悪作……507, 508
悪趣……242, 438, 508
　～に行く…198
　～に導く…193
　～に導く諸の業…472
　～の過失…478
　～の諸の有情…245
　生活できないことと悪名と治罰と～との怖れ…518
悪趣畏……288
悪処……373
　～に導く…188, 189
　～の有情…374, 382
悪生……439, 440, 442
　～に堕せず…473
　～に導く…198
悪生地を超えている…473
悪心……181, 185, 384, 448
　～をもって如来の身体から血を出す…438
　～をもって仏身より血を出す…462
悪田……515, 516
悪名
　生活できないことと～と治罰と悪趣との怖れ…518
悪名畏……288
阿含……138
麻に熏習する…521
唖者……216
阿闍世……376, 383
味わい……497
悪戒……135, 145, 146, 150, 217, 218, 219
　～の相続…119
　～の対治道…135
　～を等起せしめ…136
悪口……311, 318, 321, 326, 329, 330, 331, 358, 391, 397, 400, 403
　～を語る…386, 390
阿那律……434, 435
阿難……285
阿難陀……293
阿若憍陳如…156
阿毘達磨…307
　～の権威…104, 111
阿毘達磨倶舎論…533
阿毘達磨論…185
阿毘達磨論師…193, 194, 531

網……237, 239
阿羅漢……179, 228, 268, 275, 302, 303, 362, 363, 459, 460, 461
～である母を汚辱する…470, 471
～の色…51, 57, 58
～の学…168
～の近くに住する…165
～を殺す…438, 464, 469
阿羅漢果…272, 276, 472, 473, 503
～を証得…464
阿羅漢性…279
蟻……24, 30
安居……157
闇黒の分位が夜…159
安泰と険難とを開示する…504
安穏……94, 97, 246
頻部蠅……269
安楽……278
無量なる有情の～…277

い

意……347, 348, 351, 391, 457, 530
～の穢…289
～の業…35
～の曲…289
～の清浄…303
～の濁…289
～の心…282
～と根との二つの律儀…137, 138
～と相応する業…35
～によって直接知られ…349
～によって等起せられた…2
～による律儀…137
意悪行……309
三種の～…304
威儀路……106
～を現じ…356
郁伽……53
意向……277
意業……2, 4, 33, 35, 84, 303, 306, 365, 488
～の道…369
意思は～…3
意志……342, 345
～が破壊され…375, 383
～と加行とが破壊され…375, 383
意思……2, 33, 34, 56, 59, 65, 84, 99, 150, 295, 304, 305, 307, 309, 310, 365, 385, 386, 388, 389, 391, 394, 478, 489, 505, 507, 526
～が現行する…54
～が相続する…514
～が生じた業…3
～と称せられる意業…437
～なる意業…369
～によって造られた…2
～の心…64
～の力…34
～の道…488
～のみが業である…61
～は意業…3
～を数習する…52, 53, 59, 60
作事の～…33
三時の～…54, 61
思惟の～…33
生ぜしめる～…35
身・語業を等起せしめる～…487, 488
鋭い～…152, 154
施の～によって熏習せられた相続…52
相応する～…364
等起せしめられる～…364, 366
特殊な～…34, 35
貪欲等と相応する～…365
律儀に住せしめる因由である～…64
意思已業…2, 3, 4, 33, 83, 307
意識……43, 282, 283, 347
～の境…346, 350
正見と相応せる～…386, 393
尽智・無生智と相応せる～…387
善なる～…387
意思業……2, 33, 83, 84, 307
意志作用…163, 341

異熟……96, 99, 248, 249, 250, 254, 256, 275, 280, 421, 423, 424, 434, 439, 444, 467, 468, 469, 471, 499, 503, 507, 526
～が感受せらるべき…255
～である未来の諸法…424
～について定と不定…264
～による感受せられるべき順受の状態…254
～の受…252
～を与える…506, 508, 509, 510
～を受ける…450
～を決定的に安立する…506
～を引く…263
可愛なる～…246
可愛の～を有する業…258
諸業の果の～…363
心受の～…257
中間静慮の～…252
中間静慮の業の～…255, 256
不可愛なる～…246
楽なる～が領納せらるべき…258
異熟果……214, 404, 406, 407, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 468
業道の～…402
異熟色……77
異熟生……78, 106
～の心…106
～の大種…78
異熟障……438, 439, 442, 444
異熟地
～を超えている…472, 473
～を徹底して超えている…494
意趣せられた…353
異生……266
～の分位…111, 234, 288
已生の分位…269
意思量業…307
異心者……133, 134
威神力……156
一結界……455, 457
一味……457
僧伽は～…456
一来……278
一切
～の有漏は苦である…288
～の諸法は無我である…288
～の諸行は無常である…288
～の諸仏…457
～を覚了する能力…180
一切有情…477, 502
～の業の増上力…478
～の利益の為に布施を施す…501
一生を引く…434
一双……456
声聞の～…457
意図……512
～によって等起せしめられた身・語業を造る…514
威徳あるもの…408
犬料理人…214
命……281, 411
～は誰のものか…336, 339
意罰……467, 468, 469
異法……212
意味
～が已に明了にせられている…223
～を了解する…345, 346, 358
～を了解する能力…350
異名……532, 533
善なる有為の諸法の～…533
染汚の諸法の～…532
無漏の善なる諸法の～…532
意妙行……309, 310
意牟尼……301, 302
意欲……55, 57, 63, 163, 273, 305, 307, 374, 445, 505, 507, 515
～が殊勝である…273, 274
信等の～…64
強い～…277
破壊せられた～…162
意律儀……138

異類……100
因
～・果……535
～・果に対する疑…374
～と縁との力…235, 236
～と業と法爾との修…245
～において仮りに果の名を立てる……531
～の上に果を仮立する…447, 448
～の差別の設定…10, 18
～を撥無する…371
～を撥無する邪見…377
～を待たない…8
覚知の～…30
仏を建立する～…183
滅は～に由らない…7, 8
印……530, 531
引業の果…436
因等起……102, 103, 104, 107, 108, 109, 113, 116
因縁……122, 123, 527
～が断ずる…222, 227
殺生等の～…126
引発……103
～する…109
業を～する…193, 198
因由……103, 110
因力……382

## う

憂……257, 285, 475
有為……6, 9, 11, 17, 417, 535
～の善…532
～の善なる諸法…534
～法……416
有異熟……99, 421, 436
～の業…472
有依……43, 60
～の福業事…44, 53, 151, 152, 153, 220, 499
七の～の福業事…35, 40, 45, 499
有学……92, 133, 188, 230
～の業…426
～の五力…196
～の諸法…426, 427, 428
～を殺す…470, 471
憂苦……457
有垢なる業道…415
有見・有対の色…40, 43, 70
憂根
善なる～…240
有根身……337, 339
有罪……532, 533
有色……311, 385, 386, 388
～の業道…393
～の処…43
有伺地……89, 90
牛祭りの祭式…323
有取……51, 58
有執受……77, 79, 80
～の四大種…76, 79
有上……533, 535
有情……330, 331, 355, 361, 485
～世間…1, 3
～として仮立せられた依処…202
～の依身…2
～の業…1
～の心が狂う…284
～の利益の為に…475
～を依処とする…200, 201, 202
～を利益し…216
無量なる～の安楽…277
有勝……535
有情数……61, 76, 78
有情名……200, 201, 202
有尋……256
～・有伺……116, 280, 281
～・有伺の心によって等起せしめられる…90
有身見……93, 107, 111, 115, 420, 421, 422, 453
有心の者…103, 110

有対……57
烏陀夷……114
有対碍
～の色…23
顕色は～である…28
有頂……280, 294
～の意思…468
有頂地……266, 267
～より離染を獲た退法の聖者…268
～より離染せる聖人…267
鬱金……1
器
～に非ざらしめる…371, 377
得の～…377
有動……247, 248, 249
有徳者……512, 513
有の見……374
優婆夷……122, 125, 156
優婆夷律儀…121
優婆塞……80, 122, 123, 125, 126, 127, 156, 170, 171, 172, 173, 175, 176, 177, 178, 180, 183, 187, 188, 189, 190, 242
～・近住・沙弥の律儀…207
～と沙弥との律儀…393, 394
～と沙弥との律儀を受持する…387
～の学処…175, 191
～の相…173
優婆塞律儀…121, 122, 125, 126, 172, 173, 174, 189, 210, 391
～に住する者…127
優婆離……192, 193
有覆……148, 532, 534
有覆無記…418, 421
～なる諸法…535
～の心…93, 148, 149
～の表…89, 90, 107
占い……412
怨み……525
愁い……283, 284
有漏……51, 58, 154, 305, 415, 416, 418, 425, 534
～なる善業…416
～なる善の諸法…535
～の三妙行…305
～の静慮律儀…135
～の諸法…51, 57
～の身・語業…74
～の善…113
～の善業…425
～を縁ずる邪見…372, 378
一切の～は苦である…288
有漏定……136
有漏法……96, 99
無覆無記なる～の離繋得…298
有漏律儀…136, 143
蘊
～・界・処…203, 205
～・処・界…200, 201
刹那滅である～…336

## え

衣
～と托鉢食と坐臥具と病気のときの薬…328
依……43, 328
四～……328
慧……183, 374, 484
染汚と不染汚の～…373
穢
三の～…289
嬰孩……269
永捨……153
易地と退…233
慧眼を与える者…504
依止……71
身を～とする…34
依処……364, 366, 505
～・依止処・所依止…199
～の因…72
～の力…506
依身……55, 57, 63, 64, 160, 161, 242, 243, 244, 278, 453, 459

～が変異する…222, 226
～の転変すること…64
～は愛楽すべきものではない…3
～を捨する…222, 226
新らしい～が転ずる…277, 278
或る地に属する～…399, 401
有情の～…2
五地に属する～…399, 401
柔軟な～…451
別の～が起る…318, 333
依託所……488
廻転物……342, 343
画のある敷物…23, 28
慧力……196
縁
～の力…248, 250
～の和合…250
殺生の～…126
厭意……245
厭倦……475
厭愚……457
縁ずる煩悩の断…298
円壇……328
大なる境界線にかこまれた～…328
塩田の如き…243
円徳……475
円満……507, 508, 510
～する業の果…436
～する業の差別…436
～する多業…435
～なる果…278
～なる自性…278
戒波羅蜜の～…484
自性と果とが～ではない…277
修習の～…41
禅定と智慧との波羅蜜の～…484
忍辱波羅蜜の～…484
縁力……375, 382
円輪結界…458
円輪堂……221

## お

王……214, 344, 345
応作……433
応作業……432
応習……532, 533, 534
往生
殊勝な～…518
応堕の罪…222, 227, 228
鸚鵡のくちばし…225, 230
黄門……273, 274
憶念……160, 161
～によって摂受せられてあること
……479
お世辞……359, 360
怖れ
生活できないことと悪名と治罰と
悪趣との～…518
男……474, 475, 476
鬼……248, 250
恩……444, 445, 446, 499, 500
恩ある者…504
～を棄捨する…459
怨害……500
飲酒……126, 127, 192, 195, 197, 199
～を離れる…167, 393
音声……8, 14, 37
恩田……459, 462
女……273, 274
～と男との依身…244
～であること…439, 440
～ども…324, 326
遠離……41, 122, 123, 125, 301, 304, 306, 309
～することを受持する…127, 128, 129, 387, 395
殺生等の～…125, 126
離れるべき身・語業を～する…127
不善を～する…303
舞・歌の～…125, 126
厭離……231

～に随順する…167
近住の念と～…167
念と～……169
園林……44, 237
～を布施する…60

## か

我……116, 339
果
～或は勝果…233, 235
～と因とを撥無する邪見…371
～の上に仮りに因の名を立てる…53, 60, 61
～の円満…315, 316
～より退失せる者…269
～を得した者…142, 143
～を引き起こす能力…53
～を誹謗する…363, 371
～を撥無する邪見…377
円満なる～…278
自性と～とが円満ではない…277
粗大の～…69, 70
非存在は～ではない…8, 13
微細な～…69, 70
可愛
～或は不可愛の異熟…418
～なる異熟…246, 448
～なる果…528
～なる生命の断滅…407
～の異熟…96, 99, 253, 266, 528, 529, 535
～の異熟を有する業…258
～の果…515, 516
～・不可愛…258
自他における～の異熟…415
戒……43, 56, 86, 88, 128, 133, 134, 150, 168, 186, 219, 482, 517, 518, 523
～の支分…189
～の皮包…456, 457
～は二種…312
～は四種…518
～より成れる福業事…250, 486, 487, 488, 489, 517
～を供養する…182, 186
～を受持する…128
～を執持する…64
正見に似た無漏の～…57
色界繋の～…120
受戒による～…311, 312
受持する～…132, 133, 401
信と～と聞等の徳…495
比丘を成ずる～…182
本来的な～の状態…57
法爾として獲る～…133
無漏の～…121, 399, 401
界……87, 265, 399
～に還来する…95
～に繋属しない…74
～に堕して…425
～に堕せざるもの…74, 86, 87, 293, 294
～に堕せるもの…87
～に退堕する…95
業より生じた～…283, 287
同類の～を縁ずる邪見…372, 378
蓋……361
戒蘊……412
戒蘊経……411, 412
外観
～だけが似ている…230
～だけが残っている…225, 230
外国師……171
戒支……145, 146, 167
灰汁……10, 18
害損……305, 307
戒壇……327
戒波羅蜜の円満…484
火焔……10, 11
～は刹那滅…18, 19
香り……497
火界……10, 18
火界定……483
餓鬼……398, 399, 400

覚……168
臥具……44, 237
　高い～…126, 127, 167
　大きい～…127, 167
覚慧……476
覚支……168, 169
　～に順ずる戒…519, 520
各自
　～に感受せられたる…349, 353
　～に知られるべき…349
確執……348
学処……172, 176, 177, 188, 192, 197, 217
　～と結界と羯磨とが止息する…221
　～に違越した…191
　～を受けた者…517, 519
　～を棄捨する…124
　～を護持する…173
　～を授けられているに準ずる者…225, 231
　～を捨する…222, 226
　～を受戒…172
　～を守護する…176
　～を受持する…47, 122
　～を棄てる…221
　～を忍持する…174, 178
　～を破る…56, 65, 174
確信……336
覚せられたもの…347, 351
覚知……1, 8, 14, 28, 29, 337, 339, 444, 466, 507, 509
　～の因…30
　殊別された～…341
　妄りに考える～…28
覚了
　一切を～する能力…180
学を廃する…149
過去世に送られた…401
過去の業…423
過去・未来の諸法…202
過失
　悪趣の～…478
　根欠であることの～…478
　四の～…476, 478
　女性であることの～…478
　貧家であることの～…478
迦湿弥羅国
　～のひとびと…175, 227
　～の毘婆沙師…222
迦湿弥羅国師…171
火薪の輪の如く…25
風と合する…8, 13
家畜となる…216, 218
渇愛……87
　欲界繋の～…361
褐子……44
合掌……115, 165
滑性等の所触…26
活動を獲る…193, 198
渇望
　不正に～する…361, 363
羯磨……342, 343, 455, 458
　学処と結果と～とが止息する…221
羯磨説……110, 327, 328
活力……407, 409
　～を破壊する…404, 405, 408
勝論……326
勝論師……14, 16, 18
果道……142
歌謡……359, 360
　出離と関連せる諸の～…359
羯刺藍……269, 270, 460
　～等の分位…152
火輪……225, 230
涸れた池…225, 230
我論……336, 339
願……482
　～が発された…481
姦婬
　妻女たちを～する…318
感覚をもたない材木等…338, 341
歓喜……457

出離を伴える喜びと～…46
感興語……527
感受
～せらるべき順受の状態…254
異熟が～せられ…253, 255
異熟による～せられるべき順受の状態……254
現起による～せられるべき順受の状態……254, 255, 259
現法においてその異熟が～せられるべき順現法受業…254
色を～する…254
自性による～せられるべき順受の状態……254, 259
相応による～せられるべき順受の状態……254
楽が～せられるべき…253, 258
楽受を～する…255
楽なる異熟を～する…258
感触……497
姦夫……165
慣用言説…348, 349, 351
十六の～…346
聖なる～…347
世俗的な～…354
非聖の～…347

き

喜……249, 255, 311, 457, 513
～に住する…524, 526
心受の～…255
愧……95, 97
疑……95, 362, 374
～によって善根を続ける…97
因・果に対する～…374
帰依……170, 182, 183, 187
～の意味…182
～を三唱する…156, 158
僧に～する…47
僧を成ずる諸の学・無学の法に～する……181
択滅である涅槃に～する…181
仏に～する…47, 182
仏を成ずる諸の無学法に～する…180, 182, 186
法に～し…47
記憶
～がよみがえる…22, 23, 26
形色の～…23
危害……283, 285
聞かれたもの…347
希求……490
綺語……311, 318, 321, 326, 330, 346, 358, 359, 360, 385, 388, 390, 396, 397, 403
綺語者の本質…358, 359
瘡の如き身…2
器世間……1, 3
来れ，比丘よ…155, 156
吉祥草……193, 195, 196
希天施……502
軌範師……186, 299
先の～…52, 349, 477
前の～たち…524
獲……398, 399
救護者……156
救済……182
形……121
～が転易したとき…122
～の転換…459, 462
比丘尼の～が顕現した…124
経……2, 40, 41, 43, 51, 53, 57, 60, 104, 106, 107, 113, 114, 152, 160, 170, 171, 176, 177, 181, 196, 242, 243, 245, 252, 286, 293, 301, 302, 303, 308, 321, 346, 351, 361, 486, 500, 503, 524, 525, 527
～の誦説…168
境……254, 332, 349, 351
根と～と所依…255
憍逸……165, 167
教誡……157, 227
境界線

大なる～にかこまれた円壇…328
行乞するから比丘である者…224, 228
行業……95, 115
形色……11, 26, 27, 28, 30, 31, 33, 37, 80
～の記憶がよみがえる…23, 27
～の極微…24
～の相続…77
～は実体としては存在しない…22, 23, 28
身体は～である…19, 37
敬重……496
享受者……52
経生の聖者…188, 189
教証……227
憍賞弥国…43
敬信……355
教説……444, 481
～を恭敬し…194
行相
所依と～と所縁と対治…86
恐怖……283, 284
経量部〔経部師, 経量部師〕…22, 33, 35, 38, 39, 50, 163, 189, 217, 263
或る特定の～…306
虚無に等しい…202
愧力……196
疑惑
～のある者…171
～の智と決定の智…8, 15
金貨……122, 125
金・銀を受け取る…127

く

苦……56, 181, 182, 185, 255, 475, 499, 504
～から徹底的に解脱する…182
～の止息…94
～の集起…182
～の超克…182
～を受ける…404
～を頌受する…406
～より救済する…246
一切の有漏は～である…288
すべての～から解脱する…183, 187
楽と～…8, 15
杭等の顕色…24, 30
倶有因……133, 134
功能……35
功用……106, 115
功力……115
具戒
～の僧伽…230
～の比丘…230
具戒者……223
本性住の～…227
句義
常住なる～…160
供犠……324, 362, 363
究竟……329, 330, 385, 386, 388, 391
恭敬
教説を～し…194
具行者……374
恭敬心……165
苦行を教示する…337, 340
具根者……474, 475
草……11, 18, 19
腐った種…225, 230
供食……322
九地の道…426
愚者……266, 452
瞿沙羅園…43
苦受……251, 256, 406
～に役立つ薬…259
苦・集を縁ずる邪見…378
九十一劫…476, 486
具足戒
～を受けた比丘…224, 229
～を受けつつある者…109, 115
～を受ける…156, 157, 158, 231, 327, 328
具足根者…475
苦諦……379

苦痛が増す…450
功徳……44, 52, 185, 477, 478
　或る特殊な～…58
　宿生をおぼえていることの～…478
　不退転の者であることの～…478
功徳因……271, 272
苦難……475
求報施……501, 502
苦法智忍…143
　～の刹那…142
九品
　～の邪見…372, 379
　～の善根…372, 379
熊と鹿との本生経…499, 500
句や文……413
供養……309, 310, 490, 492
　～を行い…325
　戒を～する…182
　塔廟と已に般涅槃しているひとびととのためにする～…492
　比丘を～する…182, 186
倶盧……284
狂う
　有情の心が～…284
倶盧洲……397
　～のひとびと…400, 438
軍衆
　四支よりなる～…168
熏習……163
　～せられた相続…58
　心に～する…521
　施の意思によって～せられた相続……52
　無量の福徳による～…278
　無量の福徳の～…277
軍団……24, 31

## け

計算……530, 531
刑罰
　～の作法…231
　～を司る人…214
仮有
　身表は～…34
悔過……509
加行……53, 100, 160, 161, 200, 201, 202, 204, 236, 264, 265, 309, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 322, 327, 332, 333, 344, 345, 346, 365, 368, 385, 386, 391, 404, 406, 407, 441, 461, 463, 466, 505, 507, 520
　～と解脱と勝進との道…418
　～と根本と後起との分位…405
　～の果…315
　～の果の成満…317, 320
　～・無間・解脱の諸道…234
　～を造って…460
　心に由来する身の～…54, 62
　殺生等の～・根本・後起…205
　殺生等の業道の～…203
　別解脱律儀の～・根本・後起…205
加行教令の表…312
加行者……333, 334, 388
加行得の諸の善根…371, 377
下下品
　～の道…379
　～の分位…377
袈裟……156
下坐……164, 165
下地……233
　～に来生する…266, 268
　～の善法を捨し…234
偈頌……527
外処……40
化生の有情…363
仮制罪……193, 194
仮設の刹那…16
計度……285
解脱……94, 133, 479, 529, 533, 535
　苦から徹底的に～する…182
　すべての苦から～する…183, 187
解脱者……501

解脱道……372, 377, 415, 417
解脱分…529
決意の意思…36
結界……457
　～内のひとびと…342
　学処と～と羯磨とが止息する…221
　同一～…458
月経……460, 463
欠根者……436
結生する…526
決定の智
　疑惑の智と～…8, 15
決択……528
結の永断…468
外道……3, 132, 133, 520
仮の言説…407
外の大種…89, 90
下品……505
下品・中品・上品の心…207, 210
希望戒……518, 520
外門……113
　～の心…103, 110
外門転……116
仮立……63, 64
　有情として～せられた依処…202
　諸大種に依って～した…38
　身業を～する…33
　身表として～する…33
戯論
　世俗の～…359, 360
見……392, 411, 412, 468
　～が破壊され…375, 383
　～と戒とが破壊されて…376, 383
　～の皰…456, 457
　～・聞・覚・識…347
　有の～…374
　無しとの～…362, 363
眼……22, 43, 51, 254, 257, 347, 348, 351, 436
　～等の集合より成る…350
賢……355
現起による感受せられるべき順受の状態……254, 259
現行……244, 397, 469
　～として…396, 398, 399, 400
　色が～する分位…111
見行者……451, 453
見苦・集所断の遍行なる諸の不善法……421
見苦等所断…420
　～の九品の煩悩…379
　～の五部…422
献供……326, 363
眼根による律儀…137
現在
　～の業…423
　～の諸法…202
現在世に送られた…401
顕色……22, 23, 24, 26, 28, 31
　～等の極微…30
　～の認取…25
　～は有対碍である…28
　杭・人・象等の～…30
眼識……43, 347
賢衆……156, 157
眼処……57
現証……453
見所断……104, 107, 110, 111, 115, 372, 379
　～の業…429
　～の識…103, 113
　～の邪見…108
　～の諸法…429, 430
　～の心…90, 102, 112
　～の転心…116
　色界繋・無色界繋の～の業…300
　不染汚は～ではない…300
　欲界繋の～の業…300
現前……254
見諦経……177
見諦者……453
簡択……242, 244

見道……111, 241, 276, 296, 373
～の果…272
堅なる者…266, 267
鍵南……269
険難……130
～の語業…128
献納……44
現法……263, 270, 275, 277
～等……264
～等の分位…275
～において…375
～においてその異熟が感受せられるべき順現法受業…254
～の果…273
還来
界に～する…95
現量……12, 13
堅牢……373, 374, 381, 382

こ

語……5, 61, 332
～と意との清浄…304
～と意との妙行…304
～等を自性とする表色…48
～による律儀…137
～の意味を了解する…346, 350
～の穢…289
～の曲…289
～の清浄…303
～の濁…289
～の表と無表…450, 451
～を所依止とする業…35
香……348, 351
～・花鬘・音楽…168
～と味と触…347, 351
～・鬘・塗香・舞・歌・音楽…127
後有……98
業……2, 17, 47, 128, 150, 245, 248, 249, 254, 255, 304, 306, 307, 364, 415, 437, 440, 486, 487, 488, 505, 531
～が引き起される…265
～が滅尽する…397
～と果を一にするもの…437
～と煩悩…304
～に依存す…457, 458
～によって引かれたもの…270
～の異熟…252
～の依託所…489
～の解説…533
～の増上力…477
～の道…364, 365
～の滅尽に役立つところの業…291
～より生じた界…283, 287
～を引発する…193, 198
～を造修する…476
～を等起せしめる信愛…512
～を引き起す…264, 269
～を誹謗する…363
意思から生じた～…3
意思のみが～である…61
意と相応する～…35
有情の～…1
語を所依止とする～…35
黒業を断ずるための～…296
黒業を滅尽するための～…296
現法においてその異熟が感受せられるべき順現法受～…254
地獄の果報を受けるべき～…299
身を所依止とする～…33
積集せられてあった～…198
善なる無尋の～…257
中間静慮の～…257
中間静慮の～の異熟…255, 256
欲界の果報を受けるべき～…299
行為の場処…332
業果を現見する…373, 380, 397, 400
交際することからの追放…274
厚褥子……44
向道……234
業道……42, 47, 53, 54, 60, 129, 131, 150, 151, 152, 153, 206, 209, 213, 308, 309, 310, 322, 325, 329, 344, 346, 350, 354,

355, 359, 363, 364, 365, 367, 369, 385, 387, 389, 391, 393, 396, 400, 441, 466, 487
〜と結合する…333
〜の完了…62
〜の加行…328, 465
〜の後起…313
〜の近分…313
〜の支分…218
〜を造る…152
殺生等の〜の加行…203
不善の諸〜…309
幸福……322
光明の分位が昼…159
五蘊……332, 492, 530, 531
五果……415
五蓋……362
五学処……80, 190
狐疑……362
後起……129, 200, 201, 202, 203, 309, 313, 314, 316, 317, 319, 327, 328, 333, 365, 368, 505, 514
業道の〜…313
曲
三の〜…289
虚空……96, 535, 536
〜の如く…13
黒業……291, 296, 297
〜を断ずるための業…296
〜を滅尽するための業…296
穀聚の如く…25
黒白……291, 299, 300
〜業……296
〜なる異熟…291
〜の異熟…292
黒なる異熟…291
黒なる業…291
極微……23, 24
〜の集合…24
〜の積集…460
顕色等の〜…30
五見……453
語業……2, 4, 33, 83, 84, 447, 469
険難の〜…128
染汚の〜…359
諂より等起した〜…89
五根……353
〜によって直接知られた…349
牛禁を行ずる者…324
五識
〜倶生の慧…392
善の〜…386
五識身……104, 257, 282, 285
善なる〜…387
故思業を造作し積修す…306
故思経……304, 305, 306, 307
五地に属する依身…401
五趣……3, 444
怯衆畏……288
五受根と身・命・意の諸根…381
後世……325, 326
個体……190, 231, 278, 371, 454
〜について立てられた…292, 294
〜を増益する…534
比丘の〜…126
ゴータマ…477
五通を有する仙人の眷属…458
業障……439, 440, 442, 444
乞食……54
五比丘……155, 156, 355
語表……37, 182, 187, 346, 351
語妙行……309
五無間業…438, 447
〜としての破僧…455
語牟尼……301, 302
虚妄に想定する…24, 31
五輪……239
殺そうという意図…461
壊れやすい…10, 18
根……95
〜の力…160
〜の説示〔根品〕…281

～の大種の摂益…492
～の調伏…221
～と境と所依…255
～を動揺させて…137
意と～との二つの律儀…137, 138
自らの～に至れるもの…351
禁……169
根欠者……474
根欠であることの過失…478
金剛喩定…484
～の意思…468
禁支……167
近住……123, 156, 168, 170, 221
～に住する者…127, 132
～の念と厭離…107
一昼夜の～…160
近住戒……162, 164, 236
～を受ける…160, 170
近習せられている…457
近住律儀…121, 123, 159, 160, 162, 164, 165, 178, 222, 227
～の捨…227
惛沈・睡眠〔惛眠〕…196, 362
言説
如実ならざる所縁に対して～を為す……303
煩悩の～が止息し…302, 303
近分……313, 314, 518, 520
～の清浄…479
業道の～…313
近分定……134
～に属する…154
根本……314, 327, 365
～・加行・後起…200, 201
根本業道…40, 47, 129, 131, 149, 150, 200, 201, 203, 204, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 327, 328, 332, 333, 351, 354, 368, 404, 406, 518, 520
～の究意するとき…320
～の加行…60
～の清浄…479
～の表…311, 312
根本罪……224
根本四重の罪…222, 223, 224, 228
根本定……134
～に属する…154
根本初静慮…136
根本初静慮地…256
混乱のない推量…353
勤力……196
根律儀……138

## さ

作意
煩悩と結びついて起された～…433
罪悪……128, 132, 163, 194, 231, 242, 244, 340, 341, 445
～を別解脱する…129, 131
罪過……196, 457
斎戒の規制を受けている…344
斎戒律儀を受持する…393
在家……411, 451, 453
～の記るし…175
在家者……175
西午貨洲の人びと…373, 381
財産……223
～と負債との如く…222, 227
祭式を行う…322, 326
斎日……220
債主……573
妻女たちを姦姪する…318
祭施……45
財施……527
財物……495, 497
～の布施…497, 501
～は愛楽すべきものである…3
愛楽すべき～…2
坐具……44, 237
数習……193, 198, 250, 533, 535
酒……194, 196
～から離れる…192
穀酒・木酒の～…127

作業……128, 103, 130, 219
～が断壊す…237
～の因…129, 130
～の果…129, 130
～の種…515
～の刹那…109
～の無表…146
作業道……129
作事の意思…33
座牀……44, 315
殺害の加行…219
殺人……227
証りを得ることの規定に反する…445
作用……10, 371, 377, 442
慚……95, 97, 193
～・愧……242, 244, 245, 442, 444, 446
三悪行……304
三界……3
～に属する五趣…398
三帰依……171, 180
三業……246, 247
珊闍耶毘羅胝子…383
三種
～の悪趣…439
～の意悪行…304
～の色…40
～の清浄…304
三洲……373, 441, 443, 455
三十三天…466
～の宮殿…485
三十二大人相…478
三障……438
三世
～に属する諸法…423
～に堕して…423
三千大千世界…477, 478
讃歎……483
慚恥……128
三不善根…96, 322
三宝…272
～に帰依…176
～に帰依し浄信を起せる…173
三昧……50, 59, 79, 96, 100, 105, 106, 114, 130, 168, 169, 242, 244, 294
～に入っている分位…203
～の威力…63
～の威力より生じた色…51
～の災患…247, 249
～の所縁…57
～の対境である色…50, 57, 60
～より生じた…417
～より生じた意思…130
～より生じた後の相似の諸法…415
～を獲する…235
無漏の～…51, 57
三妙行……304
有漏の～…305
三牟尼……301, 302
慚力……196

## し

字……531
死……221, 235, 397
生と～との出離…286
地……87, 256
～の決定…74
～より永久的に離染せる…273
～を易える…233, 234
～を自性とするもの…426
～を捨する…234
伺……110
事……486, 487, 488
思……163
特殊な～…341
時……159, 160, 161
～の決定…74
～の辺際…159
師……157, 174, 193, 195, 224, 229, 451, 452, 453, 457, 512
～が現在前し給う…476
～であるという慢…455
～に対する信愛…514

～を信受する…155, 156
慈……63, 487, 488, 513
～等の四無量…511
～と相応せる意思…487
～を門として造作する…487
死畏……288
四威儀……114
死有……319
～に住する…316, 318
四依……328
字音……346, 413
無表を伴える最後の～…346
四角形の座…44
地界……70
持戒……223
持戒者……499, 500
思願
布施をなさんとする～…435
色……12, 19, 43, 51, 104, 111, 234, 252, 256, 332, 348, 351
～が現行する分位…111
～と声と法…351
～に背く…86, 88
～の相…38
～の相は変壊するということ…39
～は見所断…111
～は八〔四大と四塵〕の実体より成れる……29
～を感受する…254
阿羅漢の～…51
有見・有対の～…40, 43
三昧の威力より生じた～…51
三昧の対境である～…50, 57, 63
等起せしめられた～…103, 110
無見・有対の～…40, 43
無見・無対の～…40, 43
無常なる～等…17
無漏の～…40, 51
食
～を乞う…477
～を施す…477
識……336
色蘊……185, 335, 492, 531
色界……85, 153, 399, 478
色界繋……91
～と無色界繋…371
～の戒…120
～の諸天…4
～の善…233
～の善業…291
色彩……23, 26
色地
～に属する戒…88
～に属する無漏定…87
色処……22, 26, 31, 51
色摂経……43
色身……181, 183
～に帰依する…184
色想を制伏…86, 88
色貪……254
識別……350
色・無色界
～に生まれる…240
～を縁ずる邪見…378
色・無色界繋…249
～の見所断の業…300
～の業…248, 473
～の善業…247
子宮……460
慈倶行の心…525
資具を貪する…411
死刑……322
死刑執行人…214
始欠持……461, 464
自己
～の円徳…484
～を縁ずる意思…479
地獄……198, 265, 266, 267, 284, 299, 382, 396, 398, 399, 401, 402, 404, 406
～から死歿…375
～・畜生・鬼…440
～に生まれる…306, 440, 470

〜の果報を受けるべき業…299
嘆嗟心という悲しみの〜…284
地獄趣……299
〜を得する…441
自在力……283
思索
自らの〜する力…383
伺察……90
自地……248, 249
〜に属する業…425
〜に属する諸法…425, 426
自恣……157
使者……156, 157
死者の如く…347, 351
祠授……343, 345
四洲……3, 159
滋潤
施主の施与に対する福徳の〜…53
善の〜…53
四生……3
自性……2, 4, 24, 29, 38, 47, 62, 94, 97, 254, 292
〜と果とが円満ではない…277
〜として善…95
〜としての犯戒…517
〜として不善…96
〜による…97
〜による感受せられるべき順受の状態……254, 259
円満なる〜…278
語等を〜とする表色…48
受を〜とする…253, 258
師匠……327
慈定……272, 276, 277
思所成……476
四聖諦……182, 286
自性断……296, 297
自称比丘…224, 228
四静慮……58, 155
自然
〜に壊れる性質…338
〜に滅する…338
〜の状態…155
自然境界…458
自相……24
自相続……204
自他の相続…181
〜に属する諸煩悩…185
四諦……173
〜を見た補特伽羅…176
自体……390
〜による…97
〜を獲…18
生ずることは〜を獲ることを相とし……14
四大王天の処…485
四大種……96, 99, 112
〜の所造…73
〜の和合…69, 70
有執受の〜…79
過去の〜に依って…70, 71
倶生の〜に依って…72
身の〜…80
染汚の色の所依である〜…113
表の所依である〜…79
七業道……488
七衆……159
実有……359, 368
出家……157, 226, 231, 232
〜の記るし…175
出家者……175
十衆……156
湿生……439, 440
実体……29, 31, 37, 61, 304
〜として…25, 33, 38, 39, 56, 63, 64, 69, 163
〜として存在…499
〜の上で…121
〜を獲て無間に滅する…6, 11
形色は〜として存在する…28
形色は〜として存在しない…22, 23
色は八〔四大と四塵〕の〜より成れ

る……29
嫉妬心……525
失念……167, 171, 199, 282, 287
止と観……523
四徳……518, 519
思念……513
自の相続…91
～に属する…186
四比丘……455
自分
～の心の力…512
～の為め…493
～の力…382
～の喜びを目的とせる…411
四方の比丘僧伽…44, 525
四無量等…58
罝……237, 239
捨……149, 221
～の因…222
比丘と沙弥との律儀の～…222
比丘律儀を～する…123
別解脱の調伏を～する…221
律儀を～する…122, 228, 373
邪婬……127, 188, 189, 190, 195, 264, 265, 311, 321, 325, 343, 344, 345, 385, 386, 388, 391, 400, 402, 403, 408, 409
～を離れること…393
痴より生じた～…323
貪より生じた～…323
釈迦族……193, 194, 195, 466
釈迦牟尼…175, 195, 458, 481
釈迦牟尼世尊…476
釈迦帝王…175
邪境を受用する…412, 413
釈子……223
積集せられてあった業…198
寂静……468
寂滅せる一相…181, 185
邪解……475
邪見……102, 108, 113, 115, 133, 294, 304, 305, 306, 307, 321, 322, 323, 324, 326, 329, 331, 335, 362, 369, 371, 387, 397, 400, 403, 467, 468, 469
～の異熟…376
～を増長する…318
有漏を縁ずる～…372, 378
果と因とを撥無する～…371
苦・集を縁ずる～…378
九品の～…372
業と果と聖者とを誹謗する～…362
色・無色界を縁ずる～…378
上品の円満なる～…370
同類の界を縁ずる～…372, 378
不同類の界を縁ずる～…372, 378
無漏を縁ずる～…372, 378
滅・道を縁ずる～…378
欲界を縁ずる～…378
邪語……55, 64, 102, 108, 410
邪業……102, 108, 113, 410
遮罪……192, 194, 200, 201, 202, 203
～から離れる…192
遮止……519
～せられた非時食時等から離れる……517
仏によって～せられたこと…517
邪思……102, 113
邪定……376, 383
邪清浄……304, 306
～を信解する…306
遮防……119, 137
身・語を～する…131, 150
犯戒を～する…56
犯戒を～する提塘…65
沙弥……122, 124, 125, 126, 127, 156, 172, 174, 175, 209, 327, 328
沙弥尼……122, 124, 125, 156
邪命……410, 411, 412
邪命者……359
沙弥律儀…121, 122, 125, 210
邪牟尼……304, 306
～を信解する…306
沙門……123, 223, 229, 230, 413, 442

～としての状態…223
～の教え…175
四の～…225
沙門性……440, 442
舎利
如来の～…525
舎利弗……458
邪論……359, 360
寿……336
～・生まれ…184
～が断ず…237
～量……444
受……43, 98, 254, 270, 284, 437, 488, 489
～等の四蘊…332, 531
～等の諸の相応法…417
～の異熟…256
～を感受する…451
～を自性とする…253, 258
異熟の～…252
領納を相とする～…259
修……521, 522, 523
～より成れる福業事…250, 486, 487, 489
種……12, 78
田に蒔かれた～…462
趣……265, 267, 396, 399, 446, 499, 504
～に住する…400
～に属する…248
思惟
～の意思…33
思惟業……467
士用果……415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 423, 424, 425, 428, 429, 430
宗義……316, 318, 392, 426
毘婆沙師の～…312
集合
眼等の～より成る…350
極微の～…24
十業道……308, 317, 362, 386, 402
重罪……225, 467, 469
～を犯し…231
執三杖……412
執持……227
修習によって～せられ…349
執著……348
始受……220
重頌……527
渋性……27
習せられ修せられ多く造作せられ…402, 405, 408
十善業道…393, 479
習先施……502
柔軟
～な依身…451
～なる身分…498
十二部経…527
十八不共仏法…182, 186
十不善業道…370, 398
自由奔放論者…326
取蘊……54, 61
受戒……41, 166, 175, 242, 244
～による戒…312
～の心…179
～の時の善心…56
～の要期…164, 166
学処を～…172
授記……527
宿旧師たち…502
宿生
～を憶念し…434
～を憶念する者…474, 475
～をおぼえていることの功徳…478
衆賢……144, 351, 355
受持する…56, 65
～戒……132, 133, 134
遠離することを～…127
学処を～…47, 122
離れることを～…123
欲界繋の律儀等を～…72
律儀を～…123

主辞のもつ特殊性…28
修習……64, 198, 244, 250, 511, 533
～によって執持せられ…349
～の円満…41
殊勝
～な往生…518
～なる個体…226
意欲が～である…273
田が～である…273
修所成……476
修所断……93, 107, 111
～の意…106
～の意識…104
～の業…429
～の諸法…429, 430
～の諸煩悩…279
～の心…90, 110
～の転心…115, 116
～の煩悩…372, 379
～の諸の善法…430
欲界繋の～の業…300
呪詛……355
手段……530, 531
出観……141
等至から～して…55
出家……464
出現……144
出世間……241
～の定心…354
出世間道…184
出離
～と関連せる諸の歌謡…359
～を伴える喜びと歓喜…46
生と死との～…286, 287
修道……241, 278, 279
衆同分……250, 270, 333, 434
～が引かれる…265, 437
～を捨てる…222, 233, 234
～を引く…435
寿命……397, 450
～の辺際…159
受用……511
対境を～する…3
受用者……511
受用物……330, 331, 332
受楽する…496
順苦受業…247, 251, 253, 254, 256, 259
～の心・心所…257
順解脱分…528, 529
～の善根…528
順決択分…234, 528, 529
～の忍…453
順現法受業…262, 263, 264, 265, 266, 268, 270, 271, 273, 274, 275, 276, 473, 494
淳厚なる勢用…314
淳厚味……314
～ある浄信…313
順後次受業…262, 264, 265, 266, 267, 268
順次生受業…262, 264, 265, 266, 267, 268, 441
順受業……266, 268
順世派……413
純陀……225
順中有受業…270, 271
順不苦不楽受業…247, 251, 252, 253, 256, 259
～の心不相応法…257
順福分……528, 529
順不定受業…262, 263, 264, 265, 268, 271
順浴散……253
順楽受……247, 255
順楽受業…247, 251, 252, 253, 258
～の異熟…256
～の色…257
処……40, 43
酔憍と放逸との～…122, 126
書……530, 531, 533
世友……142, 472
生……434, 435
～が引かれる…436
～ずることは自体を獲ることを相とし……14

～等の四相…95
～等の諸の不相応法…417
～と死との出離…286
～・老・住・無常性の四相と随相…98
声……37, 348, 350, 351
定……169, 484, 521
～が涅槃に似ている…276
～と不定…261, 263
～と不定との業…272
～に入っていない心…353
～の諸徳…522
～の味著と相応せる…522
異熟について～と不定…264
無色の～…86
浄……305
常……533
障……438, 439
生有……292
聖懃……305
勝音城……464
勝果
～と勝定とを得している…272
果或は～…233, 235
声界……91
性戒……444
正学……122, 124, 125, 155
正学律儀…121
勝果道……235
勝義
～によって善…94, 99
～によって不善…95
～による…94
～の比丘…223, 224, 228, 229
～の牟尼…301, 302, 303
浄行
～に住する者…451
～を破れる者…451
聖教……453, 455, 456
浄行者……451
掉悔……362
勝解し遍満し具足して住する…525
障碍の諸法…457
正見……41, 168, 169, 294, 305, 307, 374, 392, 393, 394, 398
～と相応せる意識…386, 393
～に似た無漏の戒…57
正見者……384, 520
～の解脱…519
正語……41, 48, 55, 63
正業……41, 48, 55, 63
定業……261, 264, 271, 272, 285, 288
牀座……314
上座世親…15
性罪……192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 200, 201, 202
～の色…519
～を離れる…167
称讃……56, 483
上地……233
～に生まれる…234, 240
正思……41
定地……154
聖者……140, 141, 142, 188, 193, 195, 196, 216, 239, 247, 249, 266, 401, 452, 481, 534
～の分位…111
～を誹謗する…363
已に欲貪を離れている～…494
不退法の～…268
成就……131, 139, 141, 147, 151, 224, 334, 371, 373, 377, 396, 397, 398, 401, 450, 499
～している者…132
無表を～…142, 145
無漏の無表を～する…144
摂受
念住によって～せられている…518, 520
浄住……146
常住……535, 536
～なる句義…160
声処……89, 90

正定……41, 48
定生……79, 311, 313
　～の無表…76, 79
　～の律儀…154
清浄……305, 306, 519, 520
　～の極限…534
　意の～…303
　語の～…303
　三の～…303
　三種の～…304
　身の～…303
証浄……173, 176
清浄戒……519
正精進……41
上上品……376
　～の不善根…372
　～の煩悩…379
正性離生
　～に趣入する…155, 156
　～に入る…467
定心
　～の無表…34, 35
　出世間の～…354
　世俗の～…354
浄心……491
浄信……147
　～ある状態…221
　～ある良家の男子と或は女子…499
　～と煩悩との或る勢力…237
　～と煩悩の力…149
　～の力…146
　～を起せる…176
　淳厚味ある～…313
　猛利なる～…271
　猛利なる煩悩と～…271
　弱い煩悩と～…273
精進……374
　～の円満…483
　～を発動する…485
生身と法身…478
精進波羅蜜…483, 486
乗船者の道理…143
生相……435
正知
　～と念…138
　念と及び～…139
聖弟子……59
聖道……168, 169, 439, 465
　～に住する者…143, 144
　～に乗托した者…143
　～に入る…156
　～の起れる所依身…466
　～の加行…440
　～の加行に属する諸の善根…439
　～の等至…48
正等覚……502
正等覚者…481
生得……371
　～の善…98
　～の諸の善根…371
証得……349, 353
　～の法…453
聖人……151, 152, 153, 266
　有頂地より離染せれる～…267
上人法を得たとの妄語…227
正念……41
　～が失われ…197
　～を失う…193, 196
聖八支道…43
　涅槃に至る安穏なる～…183
調伏
　～を捨する…124
　別解脱の～を捨する…221
正法
　～が隠没せる…226
　～の隠没…222
　～を愛重する…174, 176
上品……505
　～と成れる痴…329
　～の円満なる…376
　～の円満なる邪見…370
　～の貪…376

～の不律儀…215
～の諸の不善根…370
正命……41, 48, 55, 63
声聞……456
～の一双…457
声聞僧伽
如来の～を合同せしめる…525
摂益……305, 307, 343, 490, 492, 494, 511, 512, 513
称友……536
静慮……50, 63, 134, 144, 153, 168, 199, 247, 249, 387, 467
～と無漏との律儀…71, 130, 135, 200, 201, 203, 204, 244, 245, 311, 312, 387, 394
～と無漏との律儀の無表…76, 79
～の近分…134
～の等至…392
～の楽根…252, 256, 257
静慮界繋…234
～の善…233
静慮支……168
静慮地
～に属する…154
無漏なる～…155
静慮生……132
静慮心……156
静慮律儀…120, 132, 133, 134, 135, 136, 140, 141, 154, 156, 243, 293, 399, 402
～に包摂せられた有色の七業道…394
～に包摂せられた戒…488
～の無表…144
～を獲する…235, 236
生類……316, 317, 319, 334, 335, 389, 406
～を殺す…385
～を殺害する…337, 338, 340, 341
所依……2, 4, 70
～と行相と所縁と対治…86
～を損壊する…181, 185
根と境と～…255
漏の～…51
所依止
語を～とする業…35
身を～とする業…33
所依身……461, 466
～が変異する…235
～を捨する…235
所縁……254
三昧の～…57
所依と行相と～と対治…86
身を～とする…34
如実ならざる～に対して言説を為す……303
所覚……348, 349, 351, 353, 354
諸行……159, 161
一切の～は無常である…288
濁
三の～…289
所見……348, 349, 353, 354
～・所聞・所識…348, 351
～と所聞と所覚と所識…351
所作
～が完了する…54
～の果…54, 61
～の果が完了する…53, 60
～の完了…62
所識……349, 354
所見・所聞・～…348, 351
所見と所聞と所覚と～…351
初静慮……89, 294
欲界と～…255
初静慮地…91, 93
女性
～であることの過失…478
～の表徴…274
所詮……161
所造色……70, 75
～の所依…72
所触……22, 23, 25, 26, 27, 28
滑性等の～…26
処中の無表…239

所長養……76, 78
初転法輪…184
助伴……241, 507, 508, 531
諸仏……106, 181, 209, 212, 477
～に帰依する…184
～の教説…105
～の相続…105
諸法……94, 348, 351, 487, 532
～の功能…58
～を総計する…531
一切の～は無我である…288
有漏の～…51
無漏の～…40
所聞……349, 353, 354
所有主……408
所有物……315
所立と能立との義…212
識られたもの…347
自力による者…375, 383
持律者……156, 157, 158, 192, 193, 354
思量……453, 488
資糧……251, 252, 255
大福徳の～…288
支を具足…164, 165
心……148, 301, 302, 303, 347, 484
～に熏習する…521, 522
～に繋属して起る…338
～に随転する…79
～に随転せられる…144
～の栽覆の事…51, 58
～の資助…502, 503
～の寂静…276
～の荘厳…502, 503
～の相続…64
～を所依として起る…338
有情の～が狂う…284
顧ることのない～…329, 330, 336
定に入っていない～…353
善なる業道を等起せしめる～…395
粗悪なる～…329, 330
身……5, 61, 128, 351
～が破壊し…198
～・語・意の悪行…304, 509
～・語・意の業…530
～・語・意の所行…305
～等の諸念住…520
～と心とを所依とし…336
～と心とを所依として起る…338
～による律儀…137
～の穢…289
～の垢…306
～の曲…289
～の四大種…80
～の清浄…303
～の濁…289
～を依止とする…34
～を捨する…336
～を所依止とする業…33
～を所依として起る…338
～を所縁とする…34
～をもって現証し…53
瘡の如き～…2
心に由来する～の加行…54
信……40, 44, 46, 381, 412, 495, 514
～等の意欲…64
～と戒と聞等の徳…495
尋……110, 518, 520
～・伺…90, 247, 249
～と伺…103, 281
瞋……289, 325, 326, 329, 330, 331, 389, 390, 410
～より生じた邪婬…323
～より生じた殺生…322
～より生じた偸盗…323
～より生じたもの…321
貪と～…8, 15
信愛……512, 513
身悪行……193, 195, 309
心狂……282, 285
進具……155, 157, 158
尋求……90
～による損悩のないこと…479

信解……304, 306
　邪清浄を～する…306
　邪牟尼を～する…306
身語……64
　～による悪行…484
　～の表…492
　～の表色…43
　～を遮防する…129, 131, 150
身業……2, 4, 83, 84, 109, 110, 447, 469
　～を仮立する…33, 34
身・語業…73, 95, 96, 99, 100, 112, 487, 490, 505
　～を等起せしめる意思…487, 488
　有漏の～…74
　離れるべき～を遠離する…127
　欲界繋の～…74
身根……22, 25
審思……507, 509
真実義として…487
真実見者…520
真実を語ること…509
心受……280, 252
　～の異熟…257
　～の喜…255
　～の楽…255
心聚……491, 492
身受……270
　～の楽…255
信受……157, 451, 453
心所……134
身清浄……304
真正なる刹那…16
身心が柔軟である…397, 400
心・心所…62
　～の依処…78
　～の聚…492
　～の相続…54, 63
　或る特殊な～…58
心・心所法…253
心・心所品…531
心随転……133
身体
　～が転ずる…278
　或る特殊な～…58
死んだ衆生…225, 230
死んだ比丘の衣…343
尽智……181, 183, 184, 386, 392
　～と無生智…486
　～・無生智…393
　～・無生智と相応せる意識…387, 394
慎重行……220
神通……100
瞋恚……40, 272, 304, 306, 318, 321, 329, 303, 331, 361, 362, 369, 387, 389, 396, 397, 400, 403
瞋恚心……385, 388, 389
身表……11
　～は仮有…34
　～として仮立する…33
　～は形色である…5, 19
　～は形色を体とする…37
心不相応行…95, 339
心不相応法…253, 435, 448, 499
神変……503
　～を有する者の中の第一…458
身妙行……304, 309
身牟尼……301, 302
信力……196

## す

酢……10
水……10, 15, 18
水聚……10, 18
随行……181, 183, 241
酔憍と放逸との処…122, 126
随至施……501
随心転の無表…34, 35, 115
随逐する…52, 59, 278, 277
随転……133, 134, 146, 147
　～する心…109
　～するもの…103, 104, 106, 107, 109, 110, 113, 114

～の因…72
随念……285
随煩悩……240, 241
睡眠・定等によって長養せられた大種……78
推論……453
数……530
鈴の音が滅する…8, 13
数論……326

## せ

施……495
～の意思…58
～の意思によって熏習せられた相続……52
～より成れる福業事…250
生活
～できないことと悪名と治罰と悪趣との怖れ…518
誓限……38
性交……343, 344, 369, 389, 398, 408
誓言……171, 172, 203
制罪……511, 512, 519
誓受……56, 190, 217, 219, 220
～と矛盾した表…222, 226
～を捨す…237
生存……132, 133, 440
～と財物と尊敬とを渇愛すること……518, 520
最終の～にある者…504
制多に対する布施…513
生命……336, 338, 339
～を奪う…314, 315, 316
勢用
淳厚なる～…314
世間……24, 361
～・出世間の諸法…185
～の五蘊を相とする所依身…185
～の定…272
～の善…468
～の道による離欲…41, 48
世間道……184, 279
施食……220, 436
～を所依とし…435
施者……52, 59, 60
施捨……511, 512, 513
～・智慧・少欲等の徳…496
施主……53, 250, 495, 496
世親……12, 26, 61, 100, 161, 169, 204, 205, 211, 212, 217, 218, 256, 302, 319, 320, 351, 503
上座～…15
世俗
～的な慣用言説…354
～の戯論…359, 360
～の定心…354
世俗心……182, 186
施設論……371, 377
世尊……40, 43, 102, 108, 137, 156, 157, 160, 166, 173, 182, 194, 196, 223, 228, 230, 247, 249, 285, 293, 336, 342, 348, 353, 410, 411, 438, 451, 457, 466, 467, 477, 478, 483, 499, 501, 513, 514
～が般涅槃したもうた時…456, 458
～の言…519
～の法輪…453
～・如来・応供・正等覚者…175
～・仏…517
舌……351
殺生……38, 47, 63, 64, 122, 127, 146, 152, 172, 173, 176, 177, 193, 195, 199, 201, 204, 209, 214, 265, 311, 317, 325, 329, 330, 331, 334, 335, 336, 338, 339, 344, 345, 354, 355, 364, 366, 367, 385, 387, 388, 389, 391, 397, 400, 401, 402, 404, 409, 447, 488, 516, 519, 520
～から離れる…479
～・偸盗・邪婬・妄語を離れること……393
～等の因縁…126
～等の遠離…125, 126
～等の加行・根本・後起…205

～等の業道の加行…203
～の縁…126
～の加行…406, 447, 448
～の根本業道…407
～の等流果…403
～の表…214
～の無表…463
～は三種…321
～を多習する…403
貪より生じた～…321
痴より生じた～…322
殺生業道…441
殺生罪……332
～と結合する…333
～と合する…316
～に触れる…54, 61, 315, 336, 350
殺生支の遠離…395
殺生者……250
設定
因の差別の～を想定する…10, 18
刹帝利……474, 475
刹那……6, 11
～刹那に…16, 17
～とは時の極限である…11
～に滅する…10
仮設の～…16
真正なる～…16
等無間の～に滅する…11
刹那等起…102, 103, 107, 108, 109, 110
刹那滅……6, 8, 11, 13, 14, 17, 19, 336, 338, 339
殺・縛・打等の所作…146
施物……59
世友→しょう
施与……44
施主の～に対する福徳の滋潤…53
僧伽に～する…45
善……89, 92, 94, 96, 105, 107, 115, 151, 154, 197, 234, 253, 362, 416, 419, 492, 533, 536
～と不善…84, 94, 278
～と不善と無記…83
～なる意思…487
～なる意識…387, 394
～なる有為の諸法の異名…533
～なる憂根…240
～なる業…419
～なる五識身…387
～なる諸蘊…491, 492
～なる諸法…419, 420, 421
～なる無尋の業…257
～の意識を有する補持伽羅…395
～の一相続…106, 114
～の意欲…207, 210
～の五識…386, 392, 393
～の無表を成就…146
～・不善…100, 104, 112, 305, 307
～・不善の色…112
～・不善・無記…105, 106
自性として～…95
勝義によって～…94
相応によって～…95
等起によって～…95
善戒……217, 218
善行……362, 363
善業……3, 246, 251, 258, 266, 403, 432, 504, 508, 526
色・無色界繋の～…247
欲界における～…247
善業道……327, 367
有形なる～…311
善根……166, 227, 440
～が断ず…238
～が断ぜられる…370
～等の力…513
～の断…240
～の得…374
～を続起する…375
～を断ず…222, 239, 373, 377, 468, 469
～を続ける…95
加行得の諸の～…371
疑によって～を続ける…97

九品の～…372
生得の諸の～…371
善趣……439, 474, 509
～・悪趣…365
禅定と智慧との波羅蜜の円満…484
善心……163, 328, 391
～の分位…392
漸々に断ぜられる…379
旃陀羅の童子…475
栴檀……1
善断……156
扇搋……241, 242, 243, 244, 374, 382, 438, 440, 442, 443, 445, 475
善田……515, 516
仙道……464
善道……335
善男子……40, 44, 46
善女人……40, 44, 46
仙人の意の憤り…350, 354, 355
善法の現起…370
善友
大なる～…504
瞻匐花……26
瞻部洲……373, 380, 454, 476
染汚……92, 98, 111, 112, 194, 291, 309, 421, 534
～と無記との分位…391, 392
～なる語…358, 360
～なる諸法…535
～の業…432, 433
～の語業…359
～の静慮…522
～の諸法…113, 532
～の諸法の異名…532
～の表…89
～・不染汚の慧…382
染汚心……192, 283, 357, 358, 360, 388, 397
占有する
我がものとして～…397, 400

## そ

相
～の業を造る…474
～を異熟とする業…474, 476, 478, 524, 525
色の～…38
本来的な～…12, 14
僧
～に帰依する…47, 175, 181
～を成ずる諸の学・無学の法に帰依する…181
僧院……43, 44, 237, 344
～を建立する…525
憎悪……284, 288
相応……93, 94, 97, 98, 115, 254, 479
～する意思…364
～せる諸法…378
～によって善…95
～によって不善…96
～による感受せらるべき順受の状態……254
～の煩悩…534
意と～する業…35
受等の諸の～…417
正見と～せる意識…386, 393
定の味著と～せる…522
尽智・無生智と～せる意識…387
貪欲等と～する意思…365
無貪等と～する…327
相応随増…372, 378
僧伽……155, 157, 182, 186, 273, 274, 355, 452, 454, 455, 458, 470, 471, 499
～が生活を営む…472
～に施与する…45
～の食物と僧房…224
～は一味…456
～は再び合同する…452, 454, 456, 457, 467
～を破する…451, 462, 469
～を分破する…438

造作……364, 365, 488
造作業……507, 508, 509, 510
僧残……168
僧残罪……227, 228
憎嫉……54
総聚……25, 31
増上果……403, 404, 405, 407, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 423, 424, 425, 427, 428, 429, 430, 444
増上と等流と異熟との果…368, 402
増上慢……11, 12, 19
荘飾を離れ…164, 165
雑染と清浄…453
相続……10, 18, 163, 190, 231, 424, 521, 522
～の転変の差別…53, 54, 62
悪戒の～…119
心・心所の～…54, 63
施の意思によって熏習せられた～…52
微細な～の転変の差別…60
増長……39, 40, 42
増長業……507, 508, 509, 510
想定
因の差別の設定を～する…10, 18
僧房……229
僧宝……181, 184
増益
個体を～する…534
象を搏る人…214
触……351
触処……26
息風……336, 338
～と胆汁と痰液…283
粗顕なるもの…308
訴訟に関係をもつ人々…214
蘇陀夷……155, 157
続起……374, 375, 382, 401
卒堵婆……342, 343
～を建立する…525
～を破壊する…470, 471
～を礼拝すること…146
窣羅……193, 195, 197, 198
尊敬……512
～の念…171, 183
存在しないもの
徹底的に～の如く…12, 14
尊重と感恩との為に布施せられる…494
尊重法を信受する…156, 157

## た

退……371, 377
易地と～…233
得果と練根と～…233
胎
～に住する者…337, 340
諦
～を見た人…111
～を見ること…228
大果あるもの…462, 468, 500
大迦葉……155, 156
対境……330, 331, 332
～を受用する…3
三昧の～である色…50, 57, 63
大空性義経…293, 294
第九の無間道
欲界の染を離れる～…296
大罪……467, 468, 469
第三静慮…251, 253, 255, 257
大士……475
対治……3, 150, 201, 240, 244, 507, 508, 518
所依と行相と所縁と～…86
漏の～…51
退時に……428
第四倶舎処…533
第四静慮…252, 256, 257
～に属する依身…401
第四静慮地に属する…74
退失……223
果より～せる者…269
対治道……205, 294
悪戒の～…135

大沙門……483
大種……38, 39, 63
　～の乖違…283, 287
　～の不調和…283
　異熟生の～…78
　長養せられた～…78
　表の～…69
大種所造…69
退出
　～して断ずる…380
　～しないで断ずる…380
　見道の如くに～しないで断ずる…373
胎生の竜…243
退堕する…95
退転しない者…474, 475
大徳……54, 61, 174, 195, 348, 444
大徳妙音…460
第二静慮…89, 90, 91, 235, 255
第二静慮地…92
大人相……478
提婆達多…376, 384, 458
第八有……439, 440
大福……526
大福蘊……45
大福徳の資糧…288
大富楽……491
大母……347, 351
退法
　～の者…266, 267, 268
　有頂地よりの離染を獲た～の聖者
　……268
大梵……440
大梵天……89
体毛が逆立…528
大目揵連…458
太陽……10
帝釈富娑…184
高い臥具…126
　～・大きい臥具…127
　～と大きな臥具…167
多迦羅支棄辟支仏…435
托鉢食……53
他
　～に依って起る…148, 149
　～の教によって…155
　～の所有物…325
　～の示教…124
　～の人びとを分離させる…357
　～の部派…524, 526
　～の者に繋属させる…475
　～の諸の衆生の為に布施をなす…494
　～より聞いたことの力…383
　～よりの声の力…382
他人
　～の財物…323, 342
　～の為め…493
　～を摂益する…512, 513
多聞天の室…483, 484, 485
他力による者…375, 383
断……415, 417
　縁ずる煩悩の～…298
　得が断絶することによる～…298
　頓に～ぜられる…372, 379
　煩悩の得を～じ…113
　煩悩を～ずる…113
断壊
　作業が～する…237
　無表が～する…237
　物が～する…237
断根……370
嘆嗟心……284
　～という悲しみの地獄…284
耽著……196
　～する…198
男性……273
　～の表徴…274
断善根……124, 221, 370, 374, 381
断善根者…372, 381, 383, 384
断続的に起る煩悩…438
ダンダカ林…469
断定するもの…392
断道……136, 240, 416, 418, 524

断律儀……135, 136
談話……359, 360

ち

地→じ
痴……325, 329, 330, 331, 403, 410
　～より生じた殺生…322
　～より生じた偸盗…323
　～より生じたもの…321
チェーカ…466
智慧を有する者の中の第一…458
知覚のない…336
力
　～の弱い法…148
　意思の～…34
畜生……248, 250, 398, 399, 499
　～と鬼…444
畜類……314, 317
父を殺す…273, 438, 469, 506
治罰
　生活できないことと悪名と～と悪趣との怖れ…518
択法……168
択法覚……169
択滅……536
　～である涅槃に帰依する…181
中……532, 534
　～なる業…252
　～に住する者…145, 152
　～の無表…237, 238
中有……269, 270, 271, 292
　～に住する…375, 382
　欲界繋の～…269
中間静慮…155, 243, 256, 280
　～の異熟…252
　～の業…252, 257
　～の業の異熟…255, 256
中国……156
偸盗……127, 195, 197, 214, 227, 265, 311, 325, 329, 331, 342, 343, 385, 388, 389, 391, 400, 402, 403, 407, 408, 409
　～罪に触れる…316
　～支の遠離…395
　～と邪婬…397
　痴より生じた～…323
　貪より生じた～…323
中年……269
中品の不律儀…215
頂……472
長者……474, 475
頂端を切断した多羅樹…224, 229
長養
　睡眠・定等によって～せられた大種……78
直接知る
　意によって～…349
　五根によって～…349, 353
賃婆……515
沈黙して同意する…354

つ

追悔……508
追放……274
罪……114, 157, 337, 338, 339, 340, 354, 533
　～に堕する…341
　～の因…340
　～を成就…450
　～を発露し…191, 223, 228, 231

て

底沙如来…483
底沙仏……483
堤塘……41, 43, 56
　犯戒を遮防する～…65
弟子なる僧伽の分裂…458
徹底的に存在しないものの如く…12, 14
天……2, 138, 242, 245, 250, 284, 373, 523, 524
　～と解脱との道…467
　～と人とに生まれた…474
　～に生まれる…405, 408

～の果…526
～の宮殿…483, 484, 485
～の子…380
～の部類に属する…248
～を殺す…398, 401
色界繋の諸～…4
田……220, 273, 276, 495, 498, 499, 505
～が殊勝である…273, 274, 277
～に蒔かれた種…462
～の力…506
四種の殊勝なる～…504
転
～と随転との因…71
～の因…72
新らしい依身が～ずる…277, 278
身体が～ずる…278
諂……289
～より等起した語業…89
纏……314
猛利なる～…313
転起せしめるもの…103, 104, 105, 106, 107, 110, 113, 114, 115, 116
天眼……97, 100
諂曲……290, 366
転根の時…142
天授……342, 345, 350
天趣……444
天処……483, 484, 485
転生……152, 153, 154
他の生に～…151
天神の形像…156
顚倒せる見…306
天耳……97, 100
転変……52, 53, 54, 59, 60, 62
相続の～の差別…53, 54, 62
微細な～の差別…52, 59
微細な相続の～の差別…60
転易……122
諂諛……412
転輪王…359, 361, 363

と

土……10, 18
塔
～を敬礼する等の所作…146
～を造ったひと…153
道……140, 142, 168, 184, 225, 230, 364, 452, 453, 454
～において等至に入れる者…55
～を語る…310
～を捨した…142
同一結界…458
灯焔……8, 14, 15, 17
～が滅する…9
灯火の滅…13
等起……2, 4, 90, 93, 94, 97, 98, 99, 102, 109, 110, 112, 527
～した業…411
～せしめられた色…103, 110
～せしめられた身・語業を造る…512
～せしめる意思…364, 366
～せしめられるべき法…63
～せしめる心…210
～せしめる諸の煩悩…135
～せしめる法…63
～せられる…491
～せられた法…182
～によって善…95
～によって不善…96
～の力…94, 96
～は二種…102
悪戒を～せしめ…136
有尋有伺の心によって～せしめられる……90
身・語業を～せしめる意志…49, 487, 488
善なる業道を～せしめる心…395
諂より～した語業…89
初の～…322
みずから～せしめられた…238
無表を～…152

律儀を～せしめる心…179
道行……247
道支……168
童子……269
等至
～に入った者…41, 43
～より退する…233, 234
聖道の～…48
道において～に入れる者…55
無色の～…386
刀師氏……477
陶師の童子…482
陶師の輪と箭との運動の如く…237, 239
東勝身洲の人びと…373, 381
道諦……43
党派……457
頭髪を抜く…337, 340
塔廟……492
～に対して布施する…494
等無間の刹那に滅する…11
道理の推量…349, 353
等流……76, 77, 78
～に属するもの…256
～の四大種…76
同類因……421, 422
～の力…236, 382
同類の界を縁ずる邪見…372, 378
等流果……404, 405, 406, 415, 416, 417, 419, 420, 421, 423, 424, 426, 428, 429, 467
業道の～…403
土器……24, 30
得……56, 95, 97, 98, 113, 148, 149, 153, 437
～が生ずる…375
～が断ずる…377
～が断絶することによる断…298
～と非得…91
～等の随行…241
～の器…377
～の相続…111
～を断ずる…113
～を遠ざけしめる…371, 377
煩悩の～を断じ…113
徳……183, 499, 504, 521, 522
～の所依身…462
四～……518, 519
得果……355, 466, 467
～と練根と退…233
特質(法)の本来的な相…12, 14
特殊性
主辞のもつ～…28
特殊な意思…60
読誦……467
犢子部……11
徳田……459, 462
得忍者……452, 453
屠鶏者……214
屠猪者……214
独覚……155
友を離反せしめる…318
屠羊者……165, 214, 216, 217, 218
貪……98, 290, 324, 325, 329, 330, 331, 376, 385, 389, 490, 492, 518, 520
～等なる見苦所断…421
～と瞋…8, 15
～なる法…411
～より生じた邪婬…323
～より生じた殺生…321, 322
～より生じた偸盗…323
～より生じたもの…321
～より生ずる身・語業…410
～を懐ける…359
貪愛……40
鈍根道……233
貪心……360
貪著……348
～せらるべき対象…397, 398, 399
頓に断ぜられる…372, 379
貪欲……304, 306, 307, 315, 318, 321, 324, 329, 331, 348, 361, 362, 363, 364, 365, 367, 369, 385, 386, 387, 389, 390,

391, 397, 400, 403, 488
～等と相応する意思…365
～を有している者…511, 512
貪欲業道…361, 400

## な

名→ミョウ
内門……113
内門転……90, 93, 107, 114
那伽……106, 114
涙を流す…528
煖……529
～等の四種…528
煖位……440
男根……242, 275, 446
～を成就し…170
難陀……228
難提迦経…195, 198

## に

耳……347, 348
二形
～が生ずる…124
～の生ず…221
同時に～が顕われる…222
二形生……235, 241, 242, 243, 440
尼乾陀……337, 339, 340, 477, 515
尼乾陀若提子…383
耳識……346, 347, 351
二微より成れるもの…17
入観……141, 143, 144
入定……141
～の善…521, 522
～の道に住する者…143
入息・出息…338
饒益……500
～と怨害…505
～と損害…278
女根を成就し…374, 381
如実……527
～ならざる所縁に対して言説を為す……303
如是説……205
女宝……498
如来……46, 59, 114, 156, 181, 185, 447, 451, 452, 513
～の舎利…525
～の声聞僧伽を合同せしめる…525
～の法身…467
～について悪心をもって血を出せば……461
～の聖弟子…46
～の身体から血を出す…448
～より血を出した者…384
人……250, 373
～・天…243
～の同分…402, 405, 407, 408
杭・～・象等の顕色…30
忍……234, 472, 473
人間……248, 250
～・畜生・鬼…284
～の世界…484
人趣……242, 444
～における寿…403
認取……22, 23, 25, 26, 28, 55
認証……355
忍辱……482
～と戒との二波羅蜜…483
忍辱波羅蜜の円満…484

## ね

佞言……412
熱……336
涅槃……94, 180, 185, 246, 528, 533, 535
～に至る安穏なる聖八支道…183
～に廻向せる…518
～に帰依する…185
～に趣向せること…479
～の功徳…528
～を達成すること…503
定が～に似ている…276
択滅である～に帰依する…181

念……167, 339
～が現前し…114
～と及び正知…139
～と厭離…169
正知と～…138
念戒……520
念住……518, 520
～によって摂受せられている…518
燃焼から生じた…9, 10, 18
燃灯世尊…481

## の

悩害の対象…397, 400
能詮……161
能対治……235
能対治道…508, 509
能等起……490, 491, 530, 531
～の心…78
能破者の徒党…455
能立……11
能力……103, 109, 110, 317, 320, 346, 350
一切を覚了する～…180
意味を了解する～…350
果を引き起こす～…53

## は

稗子……194, 199
稗莠……224, 229
破我品……339
破羯磨……454, 455
白状……354
婆私……285
破僧……447, 448, 449, 451, 453, 454, 455
～の因…448
～の罪…450
五無間業としての～…455
破僧伽……468, 469
～のための妄語…467
破僧者……384
働きを獲た…9
八道支……64
八の尊重法…157
八の部衆…132, 133
八の補特伽羅…181
八比丘……454
八布施……501
八寒地獄…478
八支……165, 168, 169
～を具する近住戒…243
～を具え…166
～の聖道…55
八支道……41
八種の律儀…121
八聖道支…503
八世法……56
般涅槃……97, 209, 212, 246, 275, 342, 343, 457
～せるとき…514
～の特質を有する者…528
世尊が～したもうた時…456
撥無
果と因とを～する邪見…371
鉢羅奢佉…269
跋梨迦……184
花の香を嗅いで…23
母・父……444
～を殺せば…506
母を殺す…273, 447, 459, 462, 469
破法輪……453, 455
～の因…454
破法輪僧…456, 457
波羅夷……168, 175, 232
波羅夷罪…225, 226, 227, 231
～に堕し…223, 228
波羅蜜……484
～を円満させる…482, 486
戒～の円満…484
精進～…483, 486
禅定と智慧との～の円満…488
忍辱と戒との二～…483

忍辱～の円満…484
布施～…482
婆羅門……323, 474
半択迦……241, 242, 243, 440, 442

ひ

火……12, 15, 18
～の色…23, 26
～の熱さ…26
～等と合する…7, 9, 17
悲
無条件の～…475
鼻……351
～・舌・身の三識…347
非愛
～なる異熟を引く…442
～なること…358
～の果…305
～を果とする…441
非異熟……257
非有惰
～を依処とする…201, 202
非有惰数…91, 200, 202
非有惰名…200, 201, 202
非有の見…370
非有論者…383
非応作非不応作業…432
非応習……533, 535
非学非無学
～の業…427
～の諸法…426, 427, 428
～を自性としている…428
引かれ
業によって～たもの…270
衆同分が～る…267
彼岸に行く…484
引き起され…239
業が～る…265
無表が～てある…237
引き起す…222, 227
業を～…267, 269
引く
～ことの因…72
異熟を～…263
無表を～…34
比丘……40, 41, 43, 53, 122, 123, 124, 125, 127, 132, 138, 145, 155, 157, 172, 175, 202, 223, 225, 226, 227, 229, 232, 305, 306, 307, 327, 355, 359, 411, 412, 451, 453, 454, 455, 535
～としての状態…225, 226
～と沙弥との律儀の捨…222
～と称する者…225
～の個体…126
～・比丘尼…121
～の布薩…354
～を供養する…182, 186
～を成ずる戒…182, 186
四～……455
比丘僧伽…231, 477
四方の～…44
仏を上首とする～…276
比丘尼……41, 122, 125, 132, 155, 157, 227, 451, 453
～の形が顕現した…124
～と性交する…344
比丘尼律儀…121, 124, 125
比丘律儀…121, 122, 124, 125, 126, 186, 206, 207, 209, 210, 223, 287, 292
～を捨する…123
非黒……292
非黒非白なる業…291
微細
～な転変の差別…52, 59
～な相続の転変の差別…60
非時……344
～に食する…169
非時食……126, 127
～を離れる…167, 168
遮止せられた～等から離れる…517
非処……343
非聖者……234, 504

非所断……104, 111, 431
～の業…430
～の諸法…430
悲心……479, 482
非刹那滅論者…12
非存在
～は果ではない…8, 13
滅は～である…7
比知……301, 302
非択滅……96, 535, 536
必定
～に至れる菩薩…470, 471
～に至れる者…474
～に住する菩薩…470
非得……374
毘奈耶の毘婆沙師…155
非如理作意…432
非人……283, 284, 355
～の母・父…444, 446
毘婆尸如来…481
毘婆沙師…2, 19, 25, 26, 37, 39, 48, 59, 61, 69, 77, 80, 86, 89, 91, 92, 99, 106, 111, 112, 113, 160, 161, 168, 169, 181, 186, 189, 190, 205, 208, 211, 212, 217, 218, 262, 303, 305, 317, 319, 320, 347, 353, 355, 378, 439, 524
～の宗義…312
毘奈耶の～…155
非白……292, 293
非福……247, 512, 514, 529
非福業……248
非法
法と～…9, 16, 17
誹謗……56, 403, 408
業と果と聖者とを～する邪見…362, 363
非梵行……127, 189, 190, 196, 227, 228, 323, 325, 398, 400
～から離れる…188, 393
～を行じ…231, 345, 470
白……293
～なる異熟…291, 292, 294
～なる業…291, 294
白衣の在家者…170
白業……291, 296, 297
百劫……476
白事……157
～即ち動議と第四回目の決定とより成る作法…224, 229, 328
白四羯磨…175, 328
白事動議…175
～提出による境界…458
譬喩……527
譬喩因縁…461, 466
譬喩師……263, 304, 306, 365
表……5, 34, 38, 48, 55, 59, 63, 69, 71, 77, 83, 84, 89, 93, 98, 102, 110, 116, 129, 130, 139, 147, 151, 302, 312, 313, 314, 315, 317, 319, 320, 327, 351, 355, 460, 463, 517
～と無表…128
～と無表とを成就する…152
～に繋属せるもの…35
～に随属し…236
～の捨…149
～の所依である四大種…79
～の諸刹那…315
～の刹那の無表…315
～の得…238
～の得が続起する…239
～は有漏…302
～は味鈍…148
～は無所縁…149
～・無表…201
～を成就…149
～を転起せしめる…115
偶然に起った～…36
加行教令の～…312
根本業道の～…311
誓受と矛盾した～…222
その刹那における～…316
命令の～…40

瓶……17
病気の原因…236
表業……158
　～を造る…152
表色……48
　有見・有対の～…70
　語等を自性とする～…48
　身・語の～…43
標徴……121
甕の如く…477
非理作意…433
非律儀・非不律儀…98, 146, 149, 151, 152, 236, 238, 239, 400
　～に住する者…145
比量……8, 12, 13, 14
昼
　光明の分位が～…159
毘琉璃王…466
貧家であることの過失…478
檳榔子……194, 199

ふ

不安穏……246
怖畏……490
怖畏戒……518
怖畏施……501
諷誦……467
不応作……433
　～と応作と及び非応作非不応作の業……432
不応作業…432, 433
不可愛……285
　～なる異熟…246
　～の異熟…535
　可愛・～…258
不可見……320
不活畏……288
不具……381
福……40, 44, 45, 46, 52, 60, 247, 524, 528, 529
　～等の諸業…248
　大～……526
　大～蘊…45
福業事……43, 486, 487, 489, 525, 528
　戒より成れる～…250, 486
　三の～…486
　七の有依の～…35, 40, 45, 499
　修より成れる～…250, 486
　施より成れる～…250
　布施より成れる～…486
　無依の～…40, 46, 52
不共住……327
不共住戒壇…328
伏除……439
覆蔵心……231
覆蔵する…226
伏蔵物……342
福智なる資糧…184
福田……277, 279
福徳……152, 272, 343, 477, 479, 486, 487, 488, 489, 511, 512, 513, 514, 528
　～の加行…487
　～の種…462
　～の田…462
　～の量…477, 478
　～は二種…511
　～を造った…434
　～を造る…487
　施主の施与に対する～の滋潤…53
　大～の資糧…288
　無量の～による熏習…278
　無量の～の熏習…277
不苦不楽受…256
不解脱者…501
不還……278
　～なる者…268
不還果……472, 473
　～から退する…235
　～の者…235
不作
　～の志願…236
　～を得する…188, 191

～の増長…35
負債……223
富財
大いなる～…435, 523
不作者の道…39, 42
布薩……166, 350, 354, 355, 455
不作律儀…188, 189
奉事せらるべきもの…535
不成業……261, 264, 266, 268, 285
不成就……374
不清浄……518
不定と定…269
不称誉……56
不真実を語る…386, 390
不随心転…149
布施……44, 45, 286, 309, 310, 362, 363, 412, 482, 490, 491, 492, 493, 495, 501, 503, 504, 512, 523
～と尊敬との作業…513, 514
～の異熟地…494
～の円満…482
～の種…515
～より成れる福業事…486, 487, 489, 491, 517
～をなさんとする思願…435
～を施せば…499
最上の～…501
財物の～…497, 501
塔廟に対して～をなす…494
奉施する…220
不正に渇望する…361, 363
布施波羅蜜…482
不善……115, 151, 154, 193, 197, 198, 199, 253, 285, 304, 310, 362, 382, 416
～と善との法に安住する者…147
～と無記との心を有する者…386
～なる諸法…419, 420, 421
～の業…85
～の業道…311
～の色…517, 519
～の諸業道…309
～の助伴…508, 509
～の無間業…273
～の無表…146
～を遠離する…303
～を等起する…88
勝義によって～…95
善と～と無記…83
不善業……3, 201, 246, 248, 251, 509
不善業道…327, 363
～に触れる…466
不善根……85, 376, 469
上品の諸の～…370
不善心……107
不染汚……111, 292, 527, 535
～の心・心所法…113
～の法…104, 112, 113
～は見所断ではない…300
不染汚心…283, 385, 387, 527
不染汚無記…112
～の法…449
不相応……98
不相応法…451
生等の諸の～…417
不退転
～の者…475
～の者であることの功徳…478
不退法
～の聖者…268
～の者…266
浮陀迦栴延…383
仏……155, 181, 182, 185, 186, 284, 342, 453, 481, 519
～・世尊…105, 114
～であること…185
～と法と僧とに帰依する…170, 180, 182
～に帰依する…47, 158, 170, 175, 182, 242
～に対する意思…476
～によって遮止せられたこと…517
～の教説…520

～の仕事を為す者…504
～の十八不共法…478
～の身は二種…478
～を縁ずる意思…476, 479
～を縁ずる作意…478
～を供養した…480
～を仮立すること…185
～を建立する因…183
～を上首とする比丘の僧伽…276
～を成ずる諸法…185
～を成ずるもの…181, 185
～を成ずる諸の無学法…183
～を成ずる諸の無学法に帰依する……180, 182, 186
～を礼拝…220, 239
仏教徒……339
仏陀……157, 230
～の教説…287
～の徒党…455
仏陀世尊…479
物的形体…78
仏弟子……342
不顚倒……515
不動……247, 248, 249, 529
不動経……247
不同類の界を縁ずる邪見…372, 378
補特伽羅…375
四諦を見た～…176
善の意識を有する～…395
不得……56
不放逸支…167
舞踊……357, 360
～・歌謡・音楽…168
～と歌謡…167
富蘭那……376, 383
富蘭那迦葉…383
不律儀……35, 98, 119, 120, 140, 141, 147, 149, 150, 161, 162, 163, 206, 213, 215, 217, 218, 219, 221, 235, 241, 242, 243, 244, 245, 400, 443, 444
～に住する者…146, 147, 150
～の家…220
～の異名…150
～の断…236
～を棄捨する…235
～を離れ…398
すべての有情に対する～…216
不和合……448, 499
忿……482, 484
～・嫉…492
文章……530, 531
分別
真実でない～…285
分別意識…350

## へ

閉尸……269
吠陀……326
～等の邪論…324
別解脱……124, 129, 130, 132, 155, 199, 243
罪悪を～する…129, 131
別解脱律儀…35, 41, 43, 56, 77, 79, 120, 121, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 139, 140, 155, 156, 158, 159, 179, 200, 201, 202, 203, 204, 207, 209, 212, 218, 221, 244, 245, 312, 355, 402
～の加行・根本・後起…205
～の捨…226
～の調伏を捨する…221
～の表…107, 115
ペルシャ人…272, 322, 323
変異
身・語の諸～…355
変壊する…57
変化……106
遍行……420
遍行因……422
辺国……156
辺執見……93, 107, 420, 421, 422

## ほ


法……12, 14, 40, 43, 159, 161, 322
～と僧とに帰依し…170
～と非法…9, 16, 17, 467, 504
～に帰依し…47
～に帰依する者…181
～の自性…288
～の話…286
～を聞き…47
～を現見し…452, 453
～を捨てる…174, 176
～を顚倒して説き…527
～を説く…310, 466
等起せられた～…182
庖……456, 457
戒の～…456
見の～…456
放逸
～に堕す…167
～の依止処…199
～の依処…193, 194, 195, 197, 198
酔憍と～との処…126
法蘊毘婆沙論…533
報恩施……501, 502
宝龕……483
宝髻正等覚者…481
防護……205
身と語が～せられる…56
方広……527
法授……156, 157
法施……527
法説者……503, 504
朋堂に堕せるもの…24
法爾として獲る戒…133
方便……56, 64, 530
法律家……322
法輪が転ぜられて…456
傍論……107, 349
菩薩……474, 475, 476, 477, 479, 481, 483, 484, 525
～世尊…480
～の布施…501, 502
～の分位…184, 458
～を殺す…474
最後の生の～…504
必定に至れる～…470, 471
菩提……486
～を証得する…486
捕鳥者……214
北倶盧洲…241, 242, 243, 361, 363, 398, 399, 401, 439, 443, 444
発語心……116
法主……226
法処……41, 48, 55
法処所摂…55, 63
～の無表色…43
法性
～を証知している…284
法性戒……312
法身
生身と～…478
如来の～…467
無漏の～を現起させる者…504
法智忍……295, 296, 297
骨の堆積…57
梵……525
犯戒……41, 56, 65, 167, 223, 225, 228, 517, 518, 519
～から離れること…517
～の因…520
～の対治…86, 88, 518, 520
～を遮防する…56, 65
自性としての～…517
犯戒者……223, 229, 230, 499
梵行……156, 175
本事……527
本生……527
本性住の具戒者…227
梵世……89, 90
煩悩……136, 146, 147, 181, 223, 228, 241, 242, 250, 306, 307, 415, 444, 533,

534, 535
～ある状態…221
～が現行する…441
～と結びついて起された作意…433
～と随煩悩…518
～との結合…534
～に覆われている…533
～の現行…428
～の言説が止息して…302, 303
～の所依…57
～の力…146
～の得を断じ…113
～は二種…438
～を断ずる…113
～を破懐しているが故の比丘…224, 228
業と～…304
常恒的に起る～…439
等起せしめる諸の～…135
ねばり強い～…438
猛利なる～と浄信…271
弱い～と浄信…273
煩悩障……438, 439, 442
凡夫……141, 153, 154, 179, 381, 452, 504
～の諸色…58
已に欲貪を離れている～…494
梵福……526
～を生ずる…524, 525
梵輔天
～の諸の有情…524, 525
本来的な相…12, 14

ま

昧鈍……34, 36, 149, 244, 374, 439
表は～…148
摩訶周那…44
摩訶男……170, 177, 242
摩訶男経…172, 173, 176, 177, 178
摩訶波闍波提…156
薪……7, 12
～等が滅する…9
末伽梨瞿舎利子…383
枕……44
末劫……481
末陀……193, 195, 197, 198
末陀酒……309, 310
末度迦……515
末摩……283, 284
摩那埵……157
慢
師であるという～…455
満業の能力…436
慢心……475

み

味……351
微……23, 28, 29
微倶行……379
～の諸の善根…372
未結界……456, 457, 458
猕猴本生経…500
未至地……135, 136
未至定……155
自ら
～の根に至れるもの…351
～の思索する力…383
～等起せしめられた…238
未曾有法…527
妄りに考える覚知…28
未知当知根…381
弥絺羅城…285
味著
定の～と相応せる…522
認められた…349, 353
名……121, 331, 390
妙……532, 534
明……104, 111, 112, 113
妙音……460
妙行……128, 165, 208, 243, 305, 308, 309, 509
三～……304

身～……304, 309
妙高山……3
命根……257, 336, 339
名色……331, 332
妙色あること…497
命終……124, 160, 161, 269
名身……331, 332
名想比丘…223, 228
明瞭義……536
未来
～にある…338, 339
～の業…423
～の僧…184
～の同類因と遍行因は存在しない……424
～の法は雑乱している…424
～の離繋は存在しない…425
見られたもの…347

## む

無為……533, 535, 536
無異熟……291, 293, 417, 421, 427
無為法……96
無依……43, 53
～の福業事…40, 46, 47, 52, 59
無果……533, 535
無我……528
一切の諸法は～である…288
無学……133, 180, 230, 301
～の意…301
～の業…426, 427, 428
～の正見…183
～の諸法…426, 427
～の身業…302
～の身・語業…301
～を自性とするもの…428
無学果……279
無学法……181, 186, 293
～の所依…185
仏を成ずる諸の～…183
仏を成ずる諸の～に帰依する…180, 182, 186
無我論者…339
無記……84, 92, 96, 99, 151, 152, 347, 417, 421, 492, 509
～なる業…416
～なる諸法…419, 420, 421
～の業…433
善と不善と～…83
無愧……85, 96, 224, 226, 231, 232
無記業……246
無記心……106, 107, 115, 153
無記法……287
無垢……39, 42, 278, 416, 519
～の善…534
～の道…442
無見……50, 55, 63
無間・解脱・加行・勝進の諸道…136
無間業……54, 61, 181, 185, 438, 443, 445, 446, 459, 460, 461, 462, 467, 468, 470, 471, 499, 507
～と同類の諸業…470
～の処…441
～のための加行…465
～の無表…463
～を造った者…375, 382
～を造る…383
不善の～…273
無間業道……468
無間罪に触れる…444, 445, 459
無間地獄…376
無間大地獄…450
無間道……135, 136, 295, 371, 415, 377
無間に滅する
実体を獲て～…6, 11
無見・無対
～の色…40, 43
～の無表色…70
無根……337
無根身……339
無罪……293
無慚……85, 96, 314

無色……41, 43, 55, 234, 401
～に生れた諸の聖者…399
～の諸天…244
～の善…240
～の染汚…240
～の等至…386, 392
無色界……85, 152, 478
～に生まれた者…244
無色界繋…88, 91, 233, 293, 294
～の善業…292
～の無表…86, 87
無色定……87
無始の輪廻…142
無数劫……479, 481
無執受……76, 80
無表は～である…76
無上……533, 535
無常
～なる色等…17
一切の諸行は～である…288
無諍
～と願智…278
～に随順せる強い意欲…277
無条件の悲…475
無諍定……276, 277
無生智……183, 386, 392
無所縁
表は～…149
無心……437
～の状態にある者…103, 109
無瞋……305, 327
無貪・～・無痴…206
無尋……280
～の業…252, 257
善なる～の業…257
無心者……133, 134
無心定……437
無瞋恚……391, 392, 393, 394, 398
無想有情…243, 244, 399, 438, 439
～の諸天…444
無想定……338, 440
無対……51, 55, 57, 63
無対碍……39, 320
無駄話……324, 359
邪なる～…326
無恥……444, 446
無痴……327
無貪・無瞋・～…206
無貪……97, 305, 327
～・無瞋・無痴…206, 210
～等と相応する…327
無貪欲……364, 367, 391, 392, 393, 394, 398
牟尼……105, 301, 302, 303, 456, 457
意～……301
語～……301
勝義の～…301, 302, 303
身～……301
無表……5, 38, 39, 40, 41, 48, 51, 52, 55, 57, 60, 61, 63, 65, 69, 71, 72, 79, 80, 83, 84, 85, 88, 96, 98, 100, 119, 129, 130, 139, 141, 147, 151, 153, 163, 189, 220, 237, 301, 302, 303, 310, 311, 312, 313, 314, 317, 319, 320, 327, 351, 354, 355, 390, 460, 463, 492, 517
～が随転する…328
～が断壊する…237
～が引き起されてある…239
～の戒…137
～の諸刹那…315
～は無執受である…76
～を成就する…140, 142, 145
～を等起…152
～を伴える最後の字音…346
～を引く…34, 35
随心転の～…34
定生の～…76, 79
定心の～…34
静慮と無漏との律儀の～…76, 79
静慮律儀の～…144
処中の～…239
その刹那の～…316

表の刹那の～…315
無記の～はない…78
無漏の～…86
無漏の～を成就する…144
欲界繋の～…34, 70, 350
離綺語の～…76
離殺生の～…76
無表色……41, 48, 69
法処所摂の～…43
無見・無対の～…70
無病の如く…94
無表論者…53, 54, 59, 61
無覆無記…92, 96, 113, 293, 294, 418, 499
～なる有漏法の離繋得…298
～なる諸法…535
～の表…89
無分別……114, 282, 285
無明……104, 111, 112, 113, 504
無量
～なる有情の安楽…277
～の福徳による熏習…278
～の福徳の熏習…279
無量心三昧…53, 60
無漏……58, 64, 105, 114, 140, 199, 305, 417, 418, 425, 426, 534
～なる業…416
～なる色処…58
～なる静慮地…115
～の戒…121, 399, 401, 519
～の五蘊…183
～の業…291, 292
～の三昧…51, 57
～の色…40, 43, 51, 57
～の四大種…87
～の四大種は存在しない…74
～の諸法…40
～の身・語業…74
～の善…233
～の善なる諸法…534
～の善なる諸法の異名…532
～の断道…416
～の法身を現起させる者…504
～の無表…55, 86, 87, 153
～の無表を成就する…144
～を縁ずる邪見…372, 378
正見に似た～の戒…57
無漏地
色地に属する～…87
無漏道……56, 64, 111, 113, 272, 430, 442
無漏法……111
無漏律儀…121, 133, 134, 135, 136, 137, 141, 142, 143, 144, 155, 236, 243, 244, 392, 399, 402
～を成就する…133

## め

芽……12
名称の上で…121
名声……498
～あること…497
命題……12, 28
命令の表…47
迷麗耶……193, 195, 197, 198
馬勝……89
滅……518
～は因に由らない…8, 13, 14
～は非存在である…7
～は無因である…11, 13
～するのは因に由らない…7, 11
～・道を縁ずる邪見…378
鈴の音が～する…8
刹那に～する…10
灯焔が～する…9
灯火の～…13
等無間の刹那に～する…11
薪等が～する…9
自ら～する…7, 10, 13, 18
滅尽定……109, 272, 276, 338
～等の分位…79
滅尽・無想の二定…95
面前……476

も

妄語……127, 209, 265, 311, 318, 321, 324, 326, 330, 331, 332, 345, 346, 349, 354, 355, 358, 360, 390, 391, 397, 447, 448, 451, 400, 402, 403, 509
〜罪に触れる…350
〜に堕する…191
〜の罪…450
〜・両舌…507
〜を離れる…167, 191
上人法を得たとの〜…227
破僧伽のための〜…467
妄語業道…441
文字
〜と非文字との符号…531
〜の符号…531
物
〜が断壊す…237
〜の所有主…408
聞
〜・思・修所成の加行得の諸の善根……377
信と戒と〜等の徳…495
聞者……59
聞所成……476
門として起る…305, 307

や

焼かれた木材…225, 230
耶舎……155
夜尽……124, 221, 222
野郎な味と関連せる…359
夜摩天等の処…485

ゆ

遊園……43
勇猛精進…476
瑜加行派…354
瑜伽師……50, 51, 57
瑜伽の資糧…502, 503
雪……10
夢……52, 59

よ

養成する…166
要名施……502
与果……198, 495
欲愛……362
欲界……85, 86, 89, 90, 93, 234, 251, 253, 255, 259, 266, 267, 294, 355, 398, 478, 494, 526
〜と初静慮…255
〜なる諸天…401
〜における善業…247
〜に属する…200
〜の染…295
〜の染を離れる第九の無間道…296
〜の果報を受けるべき業…299
〜の対治…88
〜より離染せる者…268
〜を縁する邪見…378
欲界繋……86, 88, 91, 135, 153, 256, 293
〜の依身…401
〜の戒…120
〜の渇愛…361, 362, 363
〜の見所断の業…300
〜の業…248
〜の業道の加行…314
〜の修所断の業…300
〜の諸天……4
〜の身・語業…74
〜の中有…269
〜の無色…240
〜の無色の善…239
〜の無表…34, 35, 70, 71, 350
〜の諸の業…473
〜の諸の善根…371, 377
〜の律儀等を受持する…72
欲・色界に生まれた者…244
欲・色・無色界繋…240
欲邪行……329

欲尋……520
抑制……119
欲貪……361, 362, 482
～を離れていない…483
未だ～を離れていない者…494
欲望……106, 348
夜
闇黒の分位が～…159
預流果……286, 503
～の者…500
～を証得した…466
預流向……503
～の者…500
喜び
出離を伴える～と歓喜…46

## ら

来生
下地に～する…266
裸形の遊行者…339
楽……56, 128
～が領納せられる…258
～が感受せられるべき…253, 258
～と苦…8, 15
～なる異熟が領納せられるべき…258
心受の～…255
身受の～…255
楽根
静慮の～…252, 257
楽受……256
～が生ずることに順応している…258
～の地…251
～のために役立つ…253, 258
～を感受する…255
楽触……498
卵生……439, 440
乱心者……134

## り

離悪口……79
離飲酒……122
離綺語……79
理屈っぽい者…381
離繋……415, 417, 424, 426, 427, 523
～を得せしめる…524
離繋果……415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 468
離繋得……298
無覆無記なる有漏法の～…298
離邪婬……79, 408
理証……227, 348, 351
離殺生……122, 126, 146, 197, 364, 368, 405, 407
律儀に包摂せられた～…392
離染……266, 467
～の果を得す…465
有頂地より～せる聖人…267
地より永久的に～せる…273
欲界より～せる者…268
離偸盗……79, 126, 408
律……202, 223, 227, 242
～の羯磨…226
律儀……35, 64, 103, 109, 110, 119, 120, 122, 125, 128, 129, 131, 132, 133, 141, 147, 149, 154, 155, 159, 160, 161, 165, 166, 171, 172, 173, 175, 178, 179, 188, 189, 199, 201, 203, 205, 206, 208, 209, 210, 211, 213, 216, 217, 218, 219, 221, 223, 224, 227, 231, 233, 241, 242, 243, 244, 245, 328, 380, 395, 399, 402, 445
～と不律儀と中…151, 154
～と不律儀と中に住する…147
～に住する…56, 64, 65
～に住する者…130, 146, 207
～に住せしめる因由である意思…64
～に包摂せられた有色の一業道…391
～に包摂せられた業道…394
～に包摂せられた離殺生…392
～の相…174, 176
～の近くに住する…166
～を受ける…149, 183, 187, 236

～を獲る…122, 124, 190
～を希求する…162
～を捨す…122, 228, 373
～を受持する…123, 129, 180
～を等起せしめる心…179
～を得・捨する…208
～を得する…235
意と根との～…137, 138
身と語との～…85
要期して受ける～…189
欲界繋の～等を受持する…72
律儀支……206
利得
～と尊敬と名声…323, 325
～と尊敬と名声とを願い…527
～と名声とを欲する…360
離貪……536
離妄語……79
利益……52, 515
～し損害する…276
～と損害…278
或る特殊な～…58
一切有情の～の為に布施を施す…501
有情の～の為に…475
有情を～し…216
略法……430, 431
量
最勝なる～…7, 12
寿～……444
福の～…45
了義経……223
良家の生まれ…474
漁師……145
領主……342, 344
領受……347
両親を害する…271
両舌……311, 318, 321, 324, 326, 330, 357, 358, 390, 397, 400, 403
～等を離れること…191, 393
領納
～を相とする受…259
楽が～せられる…258
楽なる異熟が～せらるべき…258
良薬の如く…95
離欲……240, 256, 370
世間の道による～…41, 48
離欲者……501
離両舌……79
輪廻……95, 96, 98, 99, 529
～の過患…528

## る・れ・ろ

流転……293, 295
霊廟……187, 237, 344
～に帰依する…182
劣……532, 534
劣意思……151, 152
練根
得果と～と退…233
漏
～の所依…51, 57, 58
～の対治…51, 58
牢獄の役人…214
老年……269
六師……383
漏尽……80
六境……351, 353, 354
論……80, 91, 181, 185, 186, 241, 317, 319, 338, 370
論議……527
論書……531
論証式……11, 19, 195

## わ

歪曲……366
我がものとして占有する…397, 400
和合
四大種の～…69, 70
和合僧……181, 184
罠をかける人…214
藁……199

# 索　引　2

## (サンスクリット語)


a ····· 529
akaṁpya ····· 249
akalyāṇa ····· 382
akasmād-bhava ····· 11
akurvataḥ panthā ····· 42
akurvat-patha ····· 42
akuśala ····· 416
akṣaṇika-vādin ····· 12
aṅga ····· 63
Ajātaśatru ····· 376
Ajita keśakaṁbala ····· 383
aṇu ····· 23
atīraṇāt ····· 392
adhastād-bhava ····· 268
adhikaraṇa ····· 332
adhiṣṭhāna ··· 72, 78, 910, 331, 435, 439, 441
ana ····· 491
anantara ····· 440
anīya ····· 259
anukramam ····· 420
anugraha ····· 52
anucara ····· 241
anunaya ····· 40
anupāttika ····· 76
anuvṛtti ····· 71
anuśaṁsā ····· 44
anuṣaṅgin ····· 53
anṛta ····· 318, 321, 324
anta ····· 327
antareṇāpi tīvrakleśaprasādānāṁ ··· 272
antar-mukha-pravṛtta ····· 90
anya ····· 323
apāya ····· 439, 442
apāṁ saṁghāta ····· 10
apekṣatvāt ····· 424
abaddha-pralāpa ····· 326
alobha··· ····· 97
abhidhyā ··· 304, 318, 321, 324, 329, 361
abhiprāya ····· 18, 342, 345
abhiṣyanda ····· 53
abhisaṁskāra ····· 106
abhīkṣṇaṁ ····· 43
abhyupagama ····· 56
arcis ····· 8
artha ····· 304
arthābhijña ····· 346, 350
avadāna ····· 527
avayava ····· 24
avikalendriya ····· 475
avipāka ····· 257
avyakṣa ····· 475
aśubha ····· 280, 291, 304, 310, 362, 416
aśaikṣatva ····· 279
aśloka ····· 288
aṣṭa-dravyaka ····· 29
aṣṭau loka-dharmāḥ ····· 56
asaṁvaraṇāt ····· 150
asattva-saṁkhyāta ····· 200
asamanvaya ····· 374
asamanvāgama ····· 374
Asibaddhaka ····· 477
ahetuka ····· 11
ākasmika ····· 11
ākṣepa ····· 72
āgas ····· 114
ācāryāḥ ····· 57
ājasrika ····· 439
ājīvikā-bhaya ····· 288

Ājñāta-kauṇḍinya ..... 156
āḍaṁbara ..... 413
ātmatas ..... 97
ātman ..... 6, 37
ādāra ..... 79
ādhasti ..... 268
ānantarya ..... 440, 442
āniñjya ..... 247, 249
āpta ..... 233
ām ..... 481
āraṁbha ..... 90
ārāma ..... 43
ālambana ..... 254
ālaya ..... 348
āśaya ..... 55, 57, 237, 355, 374, 445, 505
āśraya ..... 55, 57, 70, 79, 255
√ās ..... 480
iñjita ..... 247
itivṛttaka ..... 527
itthaṁtvaṁ ..... 402
ity-artham ..... 56
Ugra ..... 56
utpanna ..... 435
utpādana-cetanā ..... 35
Udāyin ..... 114
Udrāyaṇa ..... 464
upakāri- ..... 462
upadeśa ..... 527
upadhi ..... 43
upavāsa ..... 393
upasvasāraṁ ..... 325
upahṛ ..... 326
ūṣma-gata ..... 529
ekāntena ..... 51
aupacārika ..... 16
aupadhika ..... 43
aupadhika-puṇya-kriyā-vastu ..... 151
Kakuda Kātyāyana ..... 383
katham ..... 191
kadācitka ..... 438
kapi ..... 302
kapotaka ..... 165, 166
karman ..... 488
karma-vācana ..... 327
karma-sādhana ..... 416
kalpanā ..... 10
kalyāṇa-dharman ..... 53
kaṣāya ..... 289
kāṁkṣā ..... 374
kāpeya ..... 302
kāmacchanda ..... 361, 362
kāma-tṛṣṇā ..... 362
kāmāpta ..... 70, 239, 371
kāmāvacara ..... 70, 240, 371
kāya-mauna ..... 302
kāla ..... 196, 207
kila ..... 302
kuṁbha-tūṇīra ..... 413
kuṁkula ..... 1
kuṭila ..... 290
kuśala ..... 233, 247, 266, 386, 416, 419, 468, 532, 533, 534
kuṣṇāti ..... 315
kuhanā ..... 412
kṛṣṇa ..... 295
koccava ..... 44
kodrava ..... 194
Kauśāmbī ..... 43
kriyā ..... 95, 128, 488
kriyā-cetanā ..... 33
krīṇāti ..... 314
kṣaṇa eva kṣaṇe ..... 16
kṣaṇika ..... 6
kṣaṇe kṣaṇa eva ..... 16
kṣāra ..... 10
kṣiptavān ..... 89
kṣepārtham ..... 89
khaṭa ..... 146
gāthā ..... 527
guṇa ..... 52, 185
guṇo yaṁ-lukoḥ ..... 366, 489
geya ..... 527

gosava ..... 323
Ghoṣaka ..... 460
Ghoṣirārāma ..... 43
catur-aśraka ..... 44
candana ..... 1
campaka ..... 26
cāra ..... 305
cittānuparivartin ..... 34
cittānvaya ..... 54
citrāstaraṇa ..... 23
cintā ..... 476
Cunda ..... 225
cetaḥ-khila-mrakṣa-vastu ..... 51
cetanā ..... 2, 33, 52, 163, 341, 365, 385, 386, 391, 476, 505
cetanā-mata ..... 307
cetayitvā ..... 2
chādita ..... 533
Cheka ..... 466
jaḍa ..... 34
janman ..... 434, 435, 436
jāta ..... 434
jāti ..... 434, 435, 474, 475
jīvati ..... 337
jīvita ..... 336
Tagaraśikhin ..... 435
tat-kṛta ..... 2
tatra-bhava ..... 43
tathā tathā ..... 5
tathā-vacana ..... 205
tarpaṇa ..... 45
tava ..... 351
tā ..... 359
tārkika ..... 381
Tiṣya ..... 483
tīkṣṇa ..... 438
tīvra ..... 438
tu ..... 326
te ..... 351
trapusa ..... 184
Tridaṇḍin ..... 412
tryambukāḥ ..... 325
tva ..... 359
Daṇḍakāraṇya ..... 469
dama ..... 221
Dārṣṭāntikāḥ ..... 263
dīnāra ..... 122, 125
Dīpaṁkara ..... 481
durgati ..... 288
duścarita ..... 305
Devadatta ..... 342, 345, 350, 376
Dṛṣṭasatya-sūtra ..... 177
doṣa ..... 289
dyuti ..... 44
dravya ..... 61, 196
dravya-sattā ..... 449
dvāra ..... 14
dvidhākṛti ..... 241
dvirūpatā ..... 294
dveṣa ..... 289, 329, 389, 410
dvyaṇuka ..... 17
dharma ..... 12, 14
dharmatā ..... 52, 58
dharmatā-śīla ..... 312
Dharmadinnā ..... 156
dharma-śarīra ..... 467
dharmāntaraṁ ..... 52
dharmin ..... 28
dhāvaka ..... 463
Nandika ..... 195, 198
nāga ..... 106, 215
n'āga ..... 114
nānāvāsa ..... 327, 328
nāma-dheya ..... 62
nāman ..... 62
nidāna ..... 103, 527
nibhālayate ..... 34
nimitta ..... 230
nimba ..... 515
niyanti ..... 348
niyamatas ..... 74
nirantaram ..... 43

nirabhisaṁskāraṁ ..... 115
nirākaraṇa ..... 459
nirukti ..... 11, 128
Nirgrantha Jñātiputra ..... 383
nirmaryāda ..... 326
nivṛta ..... 534
niśā ..... 164
niṣparyāyena ..... 96
niṣyanda ..... 78
nṛ ..... 373
naimittikatā ..... 412
naiṣpeṣitā ..... 412
naiṣyandika ..... 78
pakṣa ..... 28, 91
paṭu ..... 36
paṇa ..... 475
patita ..... 78
patha ..... 364
panthāna ..... 364
panthin ..... 364
padārtha ..... 160
paṁpā ..... 215
para-sva ..... 323
parāvṛtti ..... 64
parikalpa ..... 10
paritāpana ..... 397
parityāga ..... 459
pariṣac-chāradya ..... 288
paryāya ..... 83, 206, 207
paryāyeṇa ..... 51
paryupāsayāmāsa ..... 480
paryupāsitavat ..... 481
pākaja ..... 9
pāra-gamanāt ..... 484
pīṭha ..... 44
puṇya ..... 462
Pudgala-pratiṣedha-prakaraṇa ... 339
pudgala-vāda ..... 336
punar ..... 51
pumāṁs ..... 374
puruṣa ..... 374
puṣṇāti ..... 314
pūga-phala ..... 194
pūraṇa ..... 376
Pūraṇakāśyapa ..... 383
pṛṭha ..... 327
poṣaṇa ..... 166
poṣaṃ dadhāti ..... 166
poṣadha ..... 166
Paurāṇāḥ ..... 502
prakāra ..... 61
prakāśa ..... 343
prakṛti ..... 196
prakṛti-śīlatā ..... 57
prakṛti-stha ..... 227
prajñapti ..... 193, 194, 200
Prajñapti-bhāṣya ..... 371
prajñapti-sat ..... 34
prajñapti-sāvadya ..... 519
praṇetṛ ..... 33
pratikṣepana ..... 194
pratigha ..... 40
pratidvandva ..... 235
pratipat ..... 248
pratimokṣa ..... 131
pratiṣedha ..... 194
pratisaṁsthāpanāt ..... 129
pratisandhi ..... 382
pratisandhi-kṛtāni ..... 382
pratisandhitāni ..... 382
pratyaya ..... 481
pratyutpanna ..... 201
prabandha ..... 114
Prabhāsa ..... 482
pramāṇa ..... 7
prayatna ..... 115
prayoga ..... 53, 203
prayoga-saṁbhūta ..... 62
prayogāt saṁbhūtā ..... 62
pravāha ..... 424
pravṛtti ..... 71
praśasta-rūpa ..... 62

prahāṇa ..... 416
prahāṇa-mārga ..... 416
prāṇa ..... 336
prāṇātipāta ..... 329
prāṇātipātādy-apetaṃ ..... 177
prāṇāpetaṁ ..... 177
prāṇi-vadha ..... 193
prāṇebhyo 'petaṁ ..... 177
prāṇair vāpetaṁ ..... 177
prātimokṣa ..... 129
bahutara ..... 25
bimbopadhāna ..... 44
buddha-śaikṣya ..... 342
buddhi ..... 1, 8
bṛṣī ..... 44
brahmaṇām ..... 525
brahman ..... 525
brāhman ..... 525
bhakta ..... 45
bhaginīṁ ..... 325
bhajate ..... 529
bhadanta ..... 54
Bhallika ..... 184
bhava ..... 440
bhāk ..... 529
bhāga ..... 528, 529
bhāgīya ..... 529
bhāva ..... 278, 305
bhāva-sādhana ..... 416
bhūyas ..... 25
bherī ..... 413
mañca ..... 44
maṇḍala ..... 328, 458
madya ..... 127, 195, 197, 309
madhyamā ..... 237
manasaḥ karma ..... 35
manasā vā saṁprayuktaṁ karma ..... 35
manuṣya ..... 373
maya ..... 491, 492, 493
maraṇa ..... 288
maru ..... 485
marut ..... 485
Maskarin Gośalīputra ..... 383
Mahācunda ..... 44
Mahānāma ..... 170
Mahānāma-sūtra ..... 173
Mahāprajāpati ..... 156
Mahāmaudgalyāyana ..... 458
mahā-vaistārika ..... 44
mahā-śāla ..... 474
māna ..... 114
mānāpya ..... 157
mārga ..... 249
mārga-samāpanna ..... 55
Māhakīmāṭṛ ..... 347
Mithilikā ..... 285
mithyāmauna ..... 304, 306
mukha-vṛttyā ..... 499
mukhya ..... 16
muni ..... 302
mūrta ..... 78
mṛdvīkā ..... 515
maireya ..... 127, 195, 197
mauna ..... 301, 302, 303
mauna-trava ..... 302
mauneya ..... 301, 302
ya ..... 489
yaṅ ..... 367
yaṅ ca yaṅ-luk ..... 367
yaṅ ca luk ca ..... 367
yaṅ-luk ..... 367
yaṅ-lukau ..... 367
yajamāna ..... 326
yajña ..... 323
Yajñadatta ..... 343, 345
yato virakta ..... 267
yat-kṛtaḥ ..... 62
yathākramam ..... 420
yad-ṛcchotpanna ..... 36
yad-bhūmir āśrayo 'sya ..... 401
yad-bhūmy-āśrayaṁ ..... śīlaṁ ... 399

yad-viraka ..... 267
yavāgū-pāna ..... 45
Yaśas ..... 155
yācanaka ..... 228
yāvad eva ..... 51
yukta ..... 62
yukta-rūpa ..... 62
yena kṛtaḥ ..... 62
Yogācāra ..... 50, 354
yoni ..... 440
rajaka ..... 463
Ratna-śikhin ..... 481
rāga ..... 290
rātri ..... 165
rūpa ..... 62
rūpa-bhūmika ..... 87
rūpayati ..... 57
Rūpasaṁgraha-sūtra ..... 43
rūpin ..... 311
rūpyate ..... 39
Rauruka ..... 464
lakṣaṇa ..... 51
lapaṇā ..... 412
lābha ..... 398
lābhena lābha-niścikīrṣā ..... 412
liṅga ..... 121
lobha ..... 98, 324, 328, 376, 410
vaṅka ..... 289
vaddalikā ..... 45
vadha ..... 329, 331
varaṭāḥ ..... 325
varṇa ..... 37
vartamāna ..... 203
varṣalikā ..... 45
Vasiṣṭha ..... 285
Vasumitra ..... 142, 472
vā ..... 218
vākya ..... 346
vāgura ..... 215
vāgurikāḥ ..... 215
vātalikā ..... 45
Vātsīputrīyāḥ ..... 11
Vāsiṣṭhī ..... 285
vāha ..... 106
vikṛtam ..... 131
vicikitsā ..... 374
vijñapty-adhīna ..... 35
vidhi ..... 11, 56
vipannāśaya ..... 171
Vipaśyin ..... 481
vipāka ..... 254
virakti ..... 41
virati ..... 301, 303
virama ..... 301, 303
viśeṣa ..... 28
viṣaya ..... 332
vihāra ..... 43
vṛtti ..... 193
vṛddhi ..... 40, 302
vedanīyatā ..... 254
vaikṛta ..... 129, 131
vaidharmya ..... 212
Vaibhāṣika ..... 19
Vaibhāṣikīyam ..... 77
vaiśasa ..... 129, 131
Vaiśeṣikāḥ ..... 14
vyañjana ..... 121, 413
vyāpanna-citta ..... 306
vyāpāda ..... 304, 318, 321, 329, 361
vyāmiśra ..... 2
śatera ..... 122
śama ..... 518
śarīra ..... 58
śaṭhya ..... 89, 290
Śāradvatīputra ..... 458
śāstra ..... 80, 91, 241
śikṣā-dattaka ..... 225
Śikhaṇḍin ..... 461
śītala ..... 128
śītalika ..... 45
śīla ..... 18, 128
śīla-mukhena ..... 186

śukta ..... 10
śuci ..... 305
śuddhi ..... 306
śubha ..... 233, 247, 265, 362, 384, 416, 419, 420, 534
śubhāśubha ..... 308
śauca ..... 304, 305, 306
śauceya ..... 303, 305
śraddhā ..... 64
śrāmaṇya ..... 440, 442
saṁkalpa-cetanā ..... 33
Saṁghabhadra ..... 144
saṁghāta ..... 77
saṁcetanīyaṁ karma ..... 306
Saṁcetanīya-sūtra ..... 304
Saṁjayin Vairaṭīputra ..... 383
saṁjñam ..... 108
saṁjñā ..... 108
saṁjñitam ..... 108
saṁjñi-kṛtam ..... 108
saṁtatayaḥ ..... 105
saṁtati ..... 190, 226, 231
saṁtāna ..... 114, 126, 534
saṁtāne ..... 190
saṁdigdha ..... 171
saṁniśraya ..... 71
saṁbandhinī ..... 343
saṁbhāra ..... 255
saṁbhinna-pralāpitā ..... 359
saṁbhriyate ..... 255
saṁmukhī-bhāva ..... 397
saṁvara ..... 119, 160
saṁvaraṇa ..... 119, 131
saṁvaraṇāt ..... 129
saṁvṛta ..... 137
saṁvṛti ..... 159, 160
saṁvṛnoti ..... 56
saṁskāra ..... 115, 239
satataṁ ..... 43
satera ..... 125
sattvākhya ..... 76, 200
saparivāra-grahaṇāt ..... 532
sapratigha ..... 23
samanvāgata ..... 450
samanvāgama-bhāva ..... 397
samanvita ..... 450
samaya ..... 208, 218
samādāna ..... 36
samāpanna ..... 43
samāhita ..... 34, 144
samitaṁ ..... 43
samutthāna ..... 2
sādhana ..... 11
sādhyaṁ hi kauṭilyam ..... 290
sāntva ..... 318, 321
sāmantaka ..... 201, 518
sāmantakāḥ ..... 313
sāmānyāt ..... 8
siddhānta ..... 92
sukha-vedanīya ..... 247
sukha-vedanīyai hitam ..... 253
sukha-vedya ..... 247
sukho 'sya vedanīya ..... 253
sukhādi-vedanīyam ..... 253
sukhāsvāda-dhāra ..... 53
sucarita ..... 304
sudarśa ..... 441
sudarśaka ..... 441
suprajñaka ..... 439
suprajñapaka ..... 441
suprajñeya ..... 441
sūra ..... 127, 195, 197
señjita ..... 247
setu ..... 41, 43, 56
Sodāyin ..... 155
sopādānīya ..... 51
Sautrāntika-viśeṣāḥ ..... 306
Sautrāntikāḥ ..... 22, 263
stanya-dhātṛkā ..... 463
sthavira-Vasubandhu ..... 15
sthāna ..... 40, 196
snānīya-kaṣāya ..... 253

svabhāva ..... 24, 37, 62, 254
svabhāvatas ..... 97
svarūpa ..... 12, 14
svalakṣaṇa ..... 24
hasti ..... 215
hācitta ..... 284
hi ..... 281
hīna ..... 534

俱舎論の原典解明　—業 品—

昭和62年6月20日　第1刷発行

著　者　© 舟橋一哉

発行者　西村明

発行所　株式会社 法藏館

〒600 京都市下京区正面通烏丸東入
電　話　075 (343) 0 4 5 8

ISBN 4-8318-7327-6

印刷＝中村印刷株式会社
製本＝田中製本所

| | | |
|---|---|---|
| 倶舎論の原典解明　世間品 | 山口益著 | 一〇、〇〇〇円 |
| 原始仏教思想の研究 | 舟橋一哉著 | 四、〇〇〇円 |
| 業の研究 | 舟橋一哉著 | 四、〇〇〇円 |
| アビダルマ思想 | 吉元信行著 | 九、八〇〇円 |
| チベット語古典文法学　増補版 | 稲葉正就著 | 九、〇〇〇円 |
| 漢巴四部四阿含互照録 | 赤沼智善編 | 七、六〇〇円 |
| 印度仏教固有名詞辞典 | 赤沼智善編 | 一五、〇〇〇円 |
| インド仏教人名辞典 | 三枝充悳編 | 六、〇〇〇円 |

法蔵館